日野市議会会議録

平成10年 第3回定例会

第21号 ～ 第27号

9月4日 開会

9月28日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
5035118

平成10年　第3回定例会日程

9月　4日	（金曜日）	会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、諸般の報告、日野市議会平成9年度一般会計・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任、訂正、議案上程、請願上程
9月　7日	（月曜日）	一般質問
9月　8日	（火曜日）	一般質問
9月　9日	（水曜日）	一般質問
9月10日	（木曜日）	一般質問
9月11日	（金曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
9月28日	（月曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

5035116

平成10年
第3回定例会

日野市議会会議録目次

○9月4日　　金曜日（第1日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 7
会議録署名議員の指名 …… 7
会期の決定 …… 7
行政報告 …… 7
諸般の報告 …… 9

（設置・選任）

日野市議会平成9年度一般会計・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 9

（訂　正）

議案第42号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について …… 10
議案第44号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 10

（議案上程）

議案第55号　男女共同参画都市宣言について …… 11
議案第56号　平成9年度日野市一般会計決算の認定について …… 14
議案第57号　平成9年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 17
議案第58号　平成9年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 17
議案第59号　平成9年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 17
議案第60号　平成9年度日野市受託水道事業特別会計決算の認

定について …… 17
議案第61号　平成９年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 17
議案第62号　平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について …… 17
議案第63号　平成９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 17
議案第64号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 20
議案第65号　日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について …… 21
議案第66号　平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号） …… 22
議案第67号　平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） …… 28
議案第68号　平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号） …… 29
議案第69号　平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号） …… 30
議案第70号　平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号） …… 30
議案第71号　市道路線の一部廃止について …… 33
議案第72号　日野市民会館舞台照明設備整備工事請負契約の締結について …… 34
議案第73号　万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その13）工事請負契約の締結について …… 36
議案第74号　日３・４・14号線橋梁（一番橋）下部工（その１）工事請負契約の締結について …… 37
議案第75号　日野市収入役の選任について …… 55
議案第76号　日野市教育委員会委員の任命について …… 59
議案第77号　日野市監査委員の選任について …… 59

議案第78号　人権擁護委員の推薦について …… 60
（報　告）
報告第8号　平成９年度日野市土地開発公社決算の報告について …… 60
報告第9号　平成９年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について …… 63
報告第10号　平成９年度株式会社日野市企業公社決算の報告について …… 64
報告第11号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 67
（請願上程）
請願　第10－27号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情 …… 68
請願　第10－28号　労働基準法改正案に反対する陳情 …… 68
請願　第10－29号　アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事態法」などの制定に反対する陳情 …… 68
請願　第10－30号　消費税の減税を求める陳情 …… 69
請願　第10－31号　「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出の請願 …… 69
散　会 …… 69

○９月７日　月曜日（第２日）
出席議員 …… 71
欠席議員 …… 71
出席説明員 …… 72
議事日程 …… 72
開議 …… 73
（一般質問）
出沼恵美子議員
１．子どもたちに居場所を返すために …… 73
２．安全確保を最優先した学童クラブづくりをすすめよ …… 83

3．子どもの人権基本条例の制定を …… 87
4．「せっけんの使用をすすめるまち」宣言を早急に …… 92
夏井　明男議員
1．生涯学習 …… 99
奥野　倫子議員
1．図書館のさらなる発展のために …… 108
2．新ガイドラインをめぐる日野市の姿勢について …… 120
竹ノ上武俊議員
1．99年度に向けては市民の痛みがわかる予算編成を …… 124
散　　会 …… 143

○9月8日　　火曜日（第3日）
出　席　議　員 …… 145
欠　席　議　員 …… 145
出　席　説　明　員 …… 146
議　事　日　程 …… 146
開　　議 …… 147
（一般質問）
中谷　好幸議員
1．誰もが安心して暮らせる介護保障を――「介護保険」の導入で福祉の到達点が切り下げられることのないように …… 147
2．程久保三丁目の開発予定地の保全について …… 168
江口　和雄議員
1．環境基本条例・農業基本条例などは日野市民の身近なものになっているか …… 172
秋山　　薫議員
1．防災体制の充実について …… 188
2．体育施設の充実について …… 195
沢田　研二議員
1．老人給食の一層の充実について再度問う
――あまりにも高い1食1,400円弁当のその後の対策および仕出し

業者弁当の活用は――　…… 204
散　　会　…… 218

○9月9日　　水曜日（第4日）
出　席　議　員　…… 219
欠　席　議　員　…… 219
出　席　説　明　員　…… 220
議　事　日　程　…… 220
開　　議　…… 221
（一般質問）
板垣　正男議員
1．農業基本条例の施行にともなって日野の農業の発展をめざして　…… 221
1）当面する農業施策について
2）日野産米の買上げで備蓄されたい
3）農地の相続税軽減と納税猶予制度について
4）日野市表彰条例について
佐藤　洋二議員
1．多摩平支所廃止に伴う“代替連絡所”は市民サービスの低下とならないように！　…… 239
2．教育費の家庭負担軽減について問う　…… 250
田原　　茂議員
1．保育園に入りたくても入れない「保留児」「待機児」解消策を早急に策定せよ！　…… 259
2．革新市政で遅れてしまったスポーツ行政を大きく前進させるために総合体育館を早く建設しよう　…… 275
執印真智子議員
1．環境基本計画の市民パワーを充分に尊重したまちづくりを進めよ　…… 280
2．多摩市の痛ましい事故から考えること　…… 284
3．男女共同参画都市宣言と今後について　…… 289
4．人ごとじゃない新ガイドライン、市立病院等への協力要請があった時、日野市はどう考えていくのか　…… 302

散　　会 …… 307

○9月10日　　木曜日（第5日）

出　席　議　員 …… 309
欠　席　議　員 …… 309
出　席　説　明　員 …… 310
議　事　日　程 …… 310
開　　議 …… 311

（一般質問）

清水登志子議員

1．社会教育センター図書館移転について …… 311
2．旭が丘一丁目地域の浸水対策について …… 322

佐瀬昭二郎議員

1．非営利の市民活動とどのようにつきあうか
——ＮＰＯ法の制定に対応して—— …… 327
2．公的介護保険の開始に向けた準備状況を問う …… 338

菅原　直志議員

1．時代は「情報公開」から「情報提供」へ
～開かれた行政の実現のために～ …… 352
2．豊田駅連絡所の新設について
～市民サービスのための提言～ …… 365

宮沢　清子議員

1．「ＳＯＳネットワーク」で高齢者、介護家族に安心を …… 376
2．市民の安全のため道路網等の整備について …… 388
3．程久保小学童クラブ等の充実促進を …… 394

散　　会 …… 400

○9月11日　　金曜日（第6日）

出　席　議　員 …… 401
欠　席　議　員 …… 401
出　席　説　明　員 …… 402

議　事　日　程 …… 402
開　　議 …… 405
(一般質問)
中野　昭人議員
1．「子どもと教育をめぐる危機」解決へむけて
～子どもの成長と発達、権利の保障を柱にしてこそ～ …… 405
森田美津雄議員
1．子どもたちをめぐる今日的諸課題に対しての考え方と取組みについて …… 421
名取美佐子議員
1．子育て支援 …… 445
2．介護サービス充実 …… 447
3．男女平等行政 …… 455
4．ごみ減量・リサイクル …… 461
5．緑と水 …… 468
6．市立病院コンピューター …… 471
(議案上程)
議員提出議案第16号　北朝鮮のミサイル発射に対する抗議決議 …… 472
議員提出議案第17号　北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議 …… 472
(請願上程)
請 願　第10－32号　都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減を求める請願 …… 472
請 願　第10－33号　「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 … 472
散　　会 …… 476

○9月28日　　月曜日（第7日）
出　席　議　員 …… 477
欠　席　議　員 …… 477
出　席　説　明　員 …… 478
議　事　日　程 …… 478
開　　議 …… 483

（議案審査報告）　（企画総務・生活文教・福祉保健・まちづくり建設）
議案第66号　平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）…… 483
（企画総務委員会）
議案第55号　男女共同参画都市宣言について …… 484
（生活文教委員会）
議案第65号　日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について …… 497
（福祉保健委員会）
議案第44号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 497
議案第64号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 503
議案第67号　平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） …… 504
議案第69号　平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号） …… 504
議案第70号　平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号） …… 504
（まちづくり建設委員会）
議案第42号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について …… 505
議案第68号　平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号） …… 513
議案第71号　市道路線の一部廃止について …… 514
（一般会計決算特別委員会）
議案第56号　平成９年度日野市一般会計決算の認定について …… 515
（特別会計決算特別委員会）
議案第57号　平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 536
議案第58号　平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 536

議 案 第 59 号　平成９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 536
議 案 第 60 号　平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 536
議 案 第 61 号　平成９年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 536
議 案 第 62 号　平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について …… 536
議 案 第 63 号　平成９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 536
（取り下げ）　（福祉保健委員会）
請 願 第 10 － 25 号　「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出に関する請願 …… 538
（請願審査報告）　（生活文教委員会）
請 願 第 10 － 13 号　日野市立第三幼稚園の増員に関する請願 …… 539
請 願 第 10 － 16 号　旭が丘一丁目の子供広場（緑地）と雑木林のみどり保全を求める請願 …… 539
（福祉保健委員会）
請 願 第 10 － 3 号　更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求める陳情 …… 539
請 願 第 10 － 4 号　介護保険制度の準備・施行に関する陳情 …… 539
請 願 第 10 － 5 号　医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情 …… 539
請 願 第 10 － 31 号　「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出の請願 …… 539
（まちづくり建設委員会）
請 願 第 10 － 21 号　豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願 …… 541
（継続審査）　（企画総務委員会）
請 願 第 10 － 8 号　新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情 … 542
請 願 第 10 － 17 号　「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める

陳情 …… 542
請願第10－29号 アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事態法」などの制定に反対する陳情 …… 542
請願第10－30号 消費税の減税を求める陳情 …… 542
（生活文教委員会）
請願第10－2号 人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情 …… 542
請願第10－10号 猫の不妊手術の補助に関する請願 …… 543
請願第10－27号 学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情 …… 543
請願第10－28号 労働基準法改正案に反対する陳情 …… 543
請願第10－32号 都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減を求める請願 …… 543
請願第10－33号 「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 … 543
（福祉保健委員会）
請願第10－15号 「南部診療センター」の建設促進を求める請願 …… 543
（まちづくり建設委員会）
請願第10－6号 日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願 …… 544
請願第10－12号 多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願 …… 544
請願第10－24号 下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請願 …… 544
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 544
市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 544
行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 545
スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 545
ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 545

（議案上程）
議員提出議案第18号　犯罪捜査のための電気通信傍受に関する法案に反対する意見書 …… 545
議員提出議案第19号　国会解散・総選挙を求める決議 …… 546
議員提出議案第20号　谷戸沢処分場の汚水漏れの原因究明と安全対策を求める意見書 …… 546
議員提出議案第21号　金融機関の不良債権処理と破綻処理に公的資金投入はしないことを求める意見書 …… 548
議員提出議案第22号　一般国道20号のバイパス整備の促進に関する意見書 …… 548
議員提出議案第23号　更なる医療制度改悪に反対する意見書 …… 550
議員提出議案第24号　介護保険制度の準備・施行に関する意見書 …… 550
議員提出議案第25号　医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める意見書 …… 551
議員提出議案第26号　乳幼児医療費無料の制度を国に求める意見書 …… 551
（請願上程）
請願第10－34号　公的年金制度の改善に関する意見書の提出を求める請願 …… 551
閉会 …… 552

9月4日　金曜日　（第1日）

平成10年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第21号）

9月4日　金曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山　薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島　久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原　茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬　隆君	24番	内田　勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	企画部長	槇島英紀君
総務部長	小澤春童君	市民生活部長	宮本　寿君
環境共生部長	笹木延吉君	まちづくり推進部長	堀之内和信君
建設部長	清水啓治君	福祉保健部長	高野英男君
病院事務長	田中政幸君	教育長	有元佐興君
学校教育部長	米倉幹雄君	生涯学習部長	松橋瑛子君
代表監査委員	星野幸夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野　修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川　智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　樋園裕子君

議事日程

平成10年９月４日（金）
午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名
日程第　2　会期の決定
日程第　3　行政報告
日程第　4　諸般の報告
（設置・選任）
日程第　5　日野市議会平成９年度一般会計・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について

（訂　　正）

日程第	6	議案 第 42 号	日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	7	議案 第 44 号	日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について

（議案上程）

日程第	8	議案 第 55 号	男女共同参画都市宣言について
日程第	9	議案 第 56 号	平成９年度日野市一般会計決算の認定について
日程第	10	議案 第 57 号	平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第	11	議案 第 58 号	平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第	12	議案 第 59 号	平成９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第	13	議案 第 60 号	平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第	14	議案 第 61 号	平成９年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第	15	議案 第 62 号	平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について
日程第	16	議案 第 63 号	平成９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第	17	議案 第 64 号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	18	議案 第 65 号	日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	19	議案 第 66 号	平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）
日程第	20	議案 第 67 号	平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第	21	議案 第 68 号	平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第 22	議 案	第 69 号	平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）
日程第 23	議 案	第 70 号	平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）
日程第 24	議 案	第 71 号	市道路線の一部廃止について
日程第 25	議 案	第 72 号	日野市民会館舞台照明設備整備工事請負契約の締結について
日程第 26	議 案	第 73 号	万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その13）工事請負契約の締結について
日程第 27	議 案	第 74 号	日３・４・14号線橋梁（一番橋）下部工（その１）工事請負契約の締結について
日程第 28	議 案	第 75 号	日野市収入役の選任について
日程第 29	議 案	第 76 号	日野市教育委員会委員の任命について
日程第 30	議 案	第 77 号	日野市監査委員の選任について
日程第 31	議 案	第 78 号	人権擁護委員の推薦について
（報 告）			
日程第 32	報 告	第 8 号	平成９年度日野市土地開発公社決算の報告について
日程第 33	報 告	第 9 号	平成９年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について
日程第 34	報 告	第 10 号	平成９年度株式会社日野市企業公社決算の報告について
日程第 35	報 告	第 11 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
（請願上程）			
日程第 36	請 願	第10－27号	学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情
日程第 37	請 願	第10－28号	労働基準法改正案に反対する陳情
日程第 38	請 願	第10－29号	アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事態法」などの制定に反対する陳情
日程第 39	請 願	第10－30号	消費税の減税を求める陳情

日程第　40　請 願　　第10－31号　　「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出の請願

本日の会議に付した事件

　日程第１から第40まで

午前10時34分　開会

○議長（馬場繁夫君）　おはようございます。これより平成10年第３回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

７番　秋山　薫君

８番　佐藤洋二君

を指名いたします。

次に、日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（内田　勲君）　おはようございます。議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を行います。

去る９月１日午後２時から議会運営委員会を開催いたしました。議案、請願等の取り扱い、それから日程などを協議の結果、会期は本日より９月28日までの25日間と決定いたしました。

議案、日程等の状況につきましては、お手元に配付しました資料のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から９月28日まで、期日25日間と決定いたしました。

日程第３に入る前に、理事者から発言したい旨、申し出がありましたので、これを許します。市長。

○市長（馬場弘融君）　おはようございます。さきの第１回日野市議会臨時会において教育委員に任命の同意をいただきました有元佐興が、教育委員会において８月３日付で教育長に任命されましたことを御報告申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　次に、日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　本日より第３回日野市議会定例会を開いていただきます。よろしくお願いをいたします。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より８件の報告を行い、他は資料提出をもってかえさせていただきます。

１、連続不審火による被害について。

６月28日から豊田地区を中心に、深夜、不審火による火災が連続発生し、地域住民を不安に陥れています。市の施設等でも８月13日深夜、市立中央図書館の移動図書館車両ひまわり号が炎上損壊し、当分の間、巡回を中止せざるを得ない状態になっています。また、８月16日深夜、日野第二中学校において物置が不審火により焼失しました。

市としては、日野消防署、日野警察署に万全の対策を要請するとともに、庁内の緊急対策会議を招集し、それぞれの部署において可燃性の物品の点検、撤去、外灯照明の時間延長、警備の徹底等について指示をしたところであります。まことに許しがたいこれら一連の事件の早期解決を望むところであります。

２、日野市市政経営懇談会の設置について。

市政全般にわたり経営感覚を導入し、市民福祉充実と効果的な行政展開を図るための意見交換の場として日野市市政経営懇談会を設置し、第１回会議を７月７日に開催いたしました。

３、日野市人事給与制度労使協議会の発足について。

懸案でありました人事給与制度について、職務給の導入、昇格・昇任制度、その他、人事給与制度の適正化に向けて日野市人事給与制度労使協議会を８月18日に発足し、本格的な協議に入りました。目標年次は平成11年度末としています。

４、介護保険制度に伴う住民情報システムの改善について。

介護保険システムの開発については、開発経費節減のために16市町との共同開発に参加することとしました。あわせて電算化総合計画を視野に入れた新情報システムの開発に向けた準備作業に着手いたしました。

５、農業共済事務組合の再編成について。

本件については、構成市町村における財政負担の軽減、経営基盤の強化、効率的な事業推進体制の確立を図るため、多摩地域農業共済事務組合設立推進協議会にて再編準備を進めてまいりました。当初の予定どおり平成11年４月新組合発足に向けて順調に推移していることを報告申し上げます。なお、関係議案については本年12月議会に議案提示

できるよう準備をしております。

6、外因性内分泌撹乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）対策について。

環境ホルモンについては、原因物質やその影響等について未解明な部分が多く、国や東京都も今年度、緊急に取り組み方針を定め、研究に着手したところであります。市としても当面の対策を協議するため緊急対策会議を設置し、7月21日に第1回会議を開催しました。今後の市の取り組みとして、情報の収集を行い、市で使用している物品、薬品等について調査を行うことといたしました。

7、土地区画整理事業に伴う仮換地案の発表について。

西平山土地区画整理事業地区（約91ヘクタール）及び東町土地区画整理事業地区（約35ヘクタール）の個々の換地位置、減歩率等をお知らせする仮換地案を個別に発表いたしました。西平山地区は6月26日から7月9日まで権利者1,294人を対象に、東町地区は8月21日から30日まで権利者594人を対象に、それぞれ仮換地案の説明をいたしました。今後は換地設計の決定に向けて、権利者の方々に御理解と御協力をいただきながら進めてまいります。

8、生涯学習推進本部の設置について。

市民一人一人がどのライフステージにあっても互いに学び合い、交流し合い、助け合って、生きがいのある生涯学習社会を築いていく必要があります。日野市においても生涯学習推進計画を策定するため、庁内に生涯学習推進本部を設置し、第1回本部会議を8月20日に開催いたしました。今後の予定といたしましては、より多くの市民の意見を伺いながら推進計画を策定してまいります。

以上、主要な行政事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に、日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより日程第5、日野市議会平成9年度一般会計・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

一般会計・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、日野市議会平成９年度一般会計・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の訂正についてお願いを申し上げます。

本議案は、平成10年第２回市議会定例会に提案申し上げ、御審議をいただいておりますが、諸般の事情により、付則の施行日の訂正をお願いするものであります。

付則中「平成11年１月１日」とあるものを「平成11年４月１日」に訂正させていただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件は、これを承認することに決しました。

議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の訂正についてお願いを申し上げます。

本議案は、平成10年第２回市議会定例会に提案申し上げ、御審議をいただいておりますが、諸般の事情により、付則の施行日の訂正をお願いするものであります。

付則中「平成11年１月１日」とあるものを「平成11年４月１日」に訂正させていただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の訂正の件は、これを承認することに決しました。

これより議案第55号、男女共同参画都市宣言の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第55号、男女共同参画都市宣言についての提案理由を申し上げます。

本議案は、男女平等社会実現に向けての機運を広く醸成するとともに、日野市における取り組みを内外へ向けアピールするものであります。

男女共同参画都市宣言文を読み上げます。「男女共同参画都市宣言。わたしたちのまち日野市は　一人ひとりが男女平等のもとに　互いの個性と能力を尊重し　豊かに暮らせる社会をめざして　ここに男女共同参画都市を宣言します。１、互いに地域で支え合う安心して暮らせるまちをめざします。１、家事・育児・介護・仕事を分かち合う共同参画のまちをめざします。１、互いの生き方を理解し合う自立と共生のまちをめざします。１、互いの人権を認め合うやさしい平和なまちをめざします。」

以上でございます。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　それでは議案第55号、男女共同参画都市宣言について御説明申し上げます。

ただいま市長から宣言文を読み上げていただきました。

本議案は、男女があらゆる分野にともに対等な立場で参画し、ともに責任を分かち、自立した個人として多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現を願って、日野市が男女共同参画都市であることを宣言するものであります。

宣言文の内容でございますが、宣言文に当たりまして、男女共同参画都市宣言の理念を多くの市民の理解を得たいという立場から、日野市男女平等行政推進協議会に素案の起草をお願いし、庁内日野市男女平等行政推進本部におきまして慎重な議論を重ね、決定いたしたものでございます。宣言日部分につきましては空欄になっておりますが、本議案議決の日といたしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

この宣言を機といたしまして、本年度、日野市は総理府と協賛による男女共同参画宣言都市奨励事業の実施都市として全国11団体の一つに選ばれました。奨励事業につきましては、本宣言のほか、各種事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　この男女共同参画都市宣言、議案と、それと今、説明を聞かせていただきました。かかわった方々は大変御苦労されたということを聞いております。しかし、一つ確認と、あとはお伺いしたいことがございますので、御答弁いただければと思っております。

まずは協議会、そして本部の方で審議されたということなんですが、聞くところによると、協議会の方で原案をつくられ、その上で本部で慎重に審議されたという今のお話、その間に文面が変わっているということを聞いているんですね。それが事実かどうかをまず確認させていただきたい。そして、どのようなお考えで変えられたのか。今、御答弁いただける部分で構いませんので、大まかなところをお伺いできればと思っております。お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　推進協議会から素案が出てまいりました。これは申し上げましたように、いわゆる市民の声を聞くということの中で素案をいただきました。その中には、基本的にはいわゆるその案に基づきまして推進本部で検討したわけでございますが、若干内容が変わっております。

考え方といたしましては、申し上げましたように、いわゆる推進協議会の素案を尊重したということでございます。それから各市の宣言文等も参考にさせていただいて、いわゆる文章上の問題だとか、あるいは内容についての検討をさせていただきました。

前文につきましては、特に内容として、いわゆる都市宣言という部分を前文にお出しして、協議会の案文につきましては「何々のまちをつくる」という内容でしたから、その前文と項目の構成を変えたということでございます。

それから各項目については、基本的にはそのとおりなんですが、一つはいわゆる「互いの人権を認め合うやさしい平和なまち」というところ、これについては「暴力のない」というような表現がございました。でも、推進本部におきましては、この暴力の問題については国並びに東京都についても重要な一つのテーマとして掲げてあるわけでございますが、私どもの方の推進本部といたしましては、これはむしろ、大事な部分ではあるんですが、否定しているわけではございませんが、施策的な部分にもなるし、この案文の中では大きな理念とか大きな部分を出しておりますので、暴力のない優しいまちということで「やさしい」という表現をさせていただきました。

以上が推進協議会から出てきた内容と、今回、推進本部で決定した内容の違いでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　それでは確認のためもございますので、資料請求として、その素案をぜひ議会の方に提示していただきたいと思っております。その件についてお答えいただければと思っております。

それと今、素案というのは、協議会というのは市民の声を聞くんだというお話が聞かれましたけれども、果たしてそういう、言葉のあやかもしれないので、そんなにお話しする気はないんですが、市民の声を聞くのか、市民と一緒につくり上げるのかという議論もやっぱりあると思うんですね。協議会の方々がどのような意思でやったかというのは私もそんなにとらえてはいませんが、多分、私たちもつくるんだと、そういうお気持ちではなかったかと。それに対して行政の方から、いや、あの協議会は市民の声を聞くんだと。最終決定は本部でするんだというふうなニュアンスで取られるとよくないかと思っているんですね。市民と行政が共同でという感覚を言葉の中にもぜひ表現していただければと思いました。ちょっと蛇足なんですけれども、それも意見として上げます。

じゃあ、その資料の請求だけお答えいただければと思います。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　推進協議会の素案につきましては、資料として提出させていただきたいと思います。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第55号、男女共同参画都市宣言の件は企画総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　御異議ないものと認め、企画総務委員会に付託いたします。

これより議案第56号、平成９年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　　議案第56号、平成９年度日野市一般会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成９年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、日野市監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議、御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　　代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員　登壇〕

○代表監査委員（星野幸夫君）　　議案第56号、平成９年度日野市一般会計決算審査の結果について申し上げます。

平成９年度日野市一般会計の決算審査につきましては、市長より依頼を受けました決算書及び関係附属書類等について、福島監査委員とともに慎重に実施いたしました。また、部課長を初め関係職員からも、その内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め関係附属書類の係数は関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また出納閉鎖日における平成９年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書類と照合検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、おおむね適正に執行されているものと認めました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　　これより質疑に入ります。出沼恵美子君。

○５番（出沼恵美子君）　　決算書の109ページのところに関連して質問します。

社会福祉法人等助成経費のところの日社協運営費補助金、日社協事業費補助金の部分

なんですけれども、日野市から補助金が出ている日野市社会福祉協議会について、私、きょうの朝、市政図書室で「平成９年度財政援助団体監査報告書」という、こういう資料を借りてきました。その中に日社協の監査結果が出ているわけですけれども、おおむね良好だけれども、一部に改善または検討を要する事項も散見されたということで、その事項をちょっと例として幾つか読み上げてみたいと思うんですけれども、「１、決算報告書について。退職給与基金預け金は全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に預託しているが、残高が不一致である。応急小口生活資金貸付特別会計の貸付金残高は数年前から正確な明細が不明のまま今日に至っている。また、古い貸付金で全く入金のないものがあるが、回収の可能性を吟味し、適正に処理されたい。預金明細表は種別のみで一括計上されているが、銀行口座一覧表を添付することが望ましい。

２、証拠書類の整理整とんについて。伝票と領収書のつづり方が不規則で照合が非常に困難であった。領収書が見当たらないもの、証拠書類と金額が不一致なものが散見された。また経理に関する元帳等は欠落していた科目もあり、完璧なものとは言いがたい。

３、補助金申請について。中型バスの購入をしているが、運営費補助金となっている。要綱により運営費は人件費のみの補助と決められているので、事業費補助金として申請されなければならない。

４、会議書の記載内容について。修正液で処理されたケース、訂正箇所に認め印がないもの、及び記載内容のすべてが矢印により説明が加えられていたが、公共的団体の職員が作成する文書としては不適切と言わざるを得ない。

５、売店事業特別会計について。売店売上代金収入と仕分伝票との合計額に若干の差異が認められた。同様にたばこ自動販売機と缶ジュース売上代金収入にも若干の差異が認められた。」というふうになっているんです。

日野市から補助金が出ている団体の会計の監査がこんなふうに、正確さに欠けているということだと思うんです。不正な処理がされたとか、そういうことではなくて、正確性に欠けているというふうに思うんですけれども、こういった団体に補助金が出ていることについて説明を求めます。

○議長（馬場繁夫君）　　担当部長の答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　　ただいまの出沼議員さんの御質問でございますけれども、８年度期間の出納のその他の事務につきまして、昨年、９年12月１日にいろいろな監査をしていただきまして、その結果をまとめた報告がございますが、それによる監査委員会の意見、要望等ということでまとめられた数項目であろうかと思います。

確かにそういうような意味で、事務の不手際があったのかなというふうに思いますが、この御指摘をいただいた部分については、既に改善を完了しているものも多々ございます。また、売店の事業の特別会計等につきましては、精神薄弱者の自立というような意味での売店もありますので、若干の誤差が出てきたこと、これらも事実かと思います。

いずれにいたしましても、大事な税金を補助金として我々支出し、また、その補助金に基づいていろいろな各種事業を展開していただいているわけでございますが、事務処理にミスがあってはいけませんので、今後とも指導を適切にし、間違いのない執行をしていきたい、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。(「結構です」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場繁夫君)　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。出沼恵美子君。

○5番(出沼恵美子君)　今の御答弁で、指導もしたということで、今後とも補助金が出ているところですので、きちんとした意見を言って指導していっていただきたいと思います。

ただ、私がこういった指摘をしたことによって監査が、議会で指摘されるから少し大目にといいますか、緩やかにというふうになっては非常に困りますので、この監査自体はすごく丁寧にされています。それで、私は読み上げなかったんですけれども、そういう金額の違いなんかが出たものについて、きちんとその理由まで追求して丁寧に監査がされていますので、そのことは今後もきちんと監査をしていただきたいということで意見といたします。

○議長(馬場繁夫君)　竹ノ上武俊君。

○21番(竹ノ上武俊君)　1997年度、平成9年度の決算審査をするに当たって、市長の政治姿勢について一言発言をいたしたいと思います。

その第1は、中央高速道への固定資産税課税の件でございます。

馬場市長は昨年も、議会に相談もせず、中央高速課税について記者会見でいきなり取り下げる趣旨を発表する、議会軽視、あるいは市民無視の姿勢がございました。その後もしばしば本会議場でもこの件について質疑が行われております。課税する方向で努力すると言い続けておきながら、今度の決算審査に当たっては1回の補正予算も組むことなく、約4,000万円と言われる日野市への収入予定分について、いきなりこの決算で執行せず認定せよというような姿勢は、私は市議会に対しても、市議会を軽んじる態度であるというふうに思います。そして全国から期待をされた市民、国民の期待についても、

これを無視する態度である。厳しくこの点を指摘しておきたいと思います。

それから第２点は、収入役不在のまま決算の監査、審査が行われてきたという件でございます。

決算審査においては、あるいはその作業の過程において、収入役の法律上、条例上、重要な任務があるわけです。馬場市長は多数与党、安定政権という立場にありながら、この収入役を提案することもなく決算認定をしてほしいというような、こういう態度についても、努力が不十分である、議会軽視である、私はそのように思います。

またもう１点は、先ほどの下水道条例、総合病院使用条例の字句訂正の提案でございます。これは字句の訂正、継続審査ということでございますので、質疑は行われませんでした。しかし、日野市の長い間の市民に対する重要な施策である公共料金に消費税を転嫁しない、この実施時期を変えるという大問題でございます。こういうことについては、やはり一たん取り下げて、そして改めて提案をするなど、議会に対して適正な対応をするということが必要ではないでしょうか。

そのような点、今、出沼議員から指摘された点、あるいはその他、今定例会でいろいろ指摘される問題も出てくると思います。私は、やはり市議会と市民と、そして職員、これを重視する立場で行政を執行してもらいたい。この点で、今申し上げた点は許せないということを明確に指摘して、発言を終わりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第56号、平成９年度日野市一般会計決算の認定の件は一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第57号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第58号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第59号、平成９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第60号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第61号、平成９年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第62号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定、議案第63号、平成９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第57号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第58号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第59号、平成９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第60号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第61号、平成９年度日野市老人保健特別会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成９年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第62号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定により、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第63号、平成９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定により、平成９年度日野市立総合病院

事業会計決算の認定を求めるものであります。

以上７議案につきましては、日野市監査委員の意見書を添えて提出いたしますので、よろしく御審議、御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員　登壇〕

○代表監査委員（星野幸夫君）　決算審査の結果について御報告申し上げます。

議案第57号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算、議案第58号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算、議案第59号、平成９年度日野市下水道事業特別会計決算、議案第60号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算、議案第61号、平成９年度日野市老人保健特別会計決算、議案第62号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算、議案第63号、平成９年度日野市立総合病院事業会計決算、以上７件の特別会計の決算審査につきましても、一般会計と同様、市長から依頼を受けました決算書及び関係附属書類等について、福島監査委員とともに慎重に審査を実施いたしました。また、部課長を初め関係職員からも、その内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め関係附属書類の係数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また年度末及び出納閉鎖日における平成９年度歳計剰余金と指定金融機関が発行した証書類と照合検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、おおむね適正に執行されているものと認めました。

以上で決算審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第57号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第58号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第59号、平成９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第60号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第61号、平成９年度日野市老人保健特

別会計決算の認定、議案第62号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定、議案第63号、平成９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第64号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第64号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は東京都医療費助成実施要綱の対象疾病の追加に伴い、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　それでは議案第64号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本条例につきましては、本条例におきまして特殊疾病の支給対象は東京都医療費助成実施要綱によると規定しております。東京都の要綱改正がございましたので、市条例の改正をお願いするものでございます。

内容につきましては新旧対照表により御説明を申し上げます。４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございます。区分の４につきましては、特殊疾病を列記をしてございます。

次に６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。下から３行目でございます。「神経線維腫症」並びに「網膜脈絡膜萎縮症」を新たに加えるものでございます。

神経線維腫症は、多発性の神経線維腫と皮膚の色素沈着を特徴とする常染色体の優性の遺伝疾患であります。

また、網膜脈絡膜萎縮症の方でございますけれども、網膜の色素の上皮の脈絡膜を主病巣とする遺伝的疾患でありまして、強度の視力低下を来たし、一部の症例では失明に

至ることもあると言われております。

付則につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成10年５月１日から適用すると定めてございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第64号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は福祉保健委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、福祉保健委員会に付託いたします。

これより議案第65号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第65号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、万願寺グラウンドの開設に伴い、日野市体育施設条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　それでは議案第65号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

新旧対照表で御説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。本条例の改正は、万願寺グラウンドの新設に伴い、第２条第１項の表中、及び別表第１、８ページ、９ページにあります別表第２、別表第３の表中に「日野市立万

願寺グラウンド」を加えるものでございます。

前に戻っていただきまして、４ページの付則でございますが、この施設の工事完成が10月中旬になる見込みから、施行日を平成10年11月１日といたしております。

なお、この万願寺グラウンドにつきましては、お手元に施設概要の参考資料を配付させていただいておりますが、この施設は万願寺土地区画整理事業地内、30街区の事業用地約１万8,000平方メートルのうち、約１万1,000平方メートルを暫定的にグラウンドとして使用するものでございます。設置施設としましては、周囲をネットで囲んだ中に野球場を１面設け、主に少年軟式野球、ソフトボールに使用させる予定でおります。

施設の使用方法等につきましては、他のグラウンド等と同様にいたす予定でおります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第65号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件は生活文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、生活文教委員会に付託いたします。

これより議案第66号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第66号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市一般会計の補正予算（第１号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ８億3,258万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を457億2,058万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　歳入歳出及び第２表債務負担行為補正、第３表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　それでは議案第66号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）につきまして御説明申し上げます。

第１条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８億3,258万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ457億2,058万5,000円とするものでございます。

第２条、第３条の関係でございますが、第２条の債務負担行為、第３条の地方債の補正につきましては、それぞれ４ページの第２表、第３表により御説明をいたします。

４ページをお開き願います。第２表債務負担行為の補正でございます。介護保険システム開発委託ですが、これは介護保険制度の導入に伴い、介護保険システムを16団体で共同開発することになりました。システム開発の内容は、平成10年度は基本設計とシステム開発の一部、平成11年度につきましては四つのシステム開発で、全体で６億1,500万円余りの開発費が必要でございます。16市がこれを均等に負担をするということになりました。１市当たりの負担は3,845万7,000円でございます。今年度分といたしまして、歳出予算に1,661万7,000円を計上させていただいております。来年度2,184万円でシステムの開発委託をするということでございますので、債務負担行為をお願いするものでございます。

次に地方債の補正でございます。日野緑地用地取得でございます。これは国庫補助対象事業として日野緑地の用地を購入するもので、財源として地方債をお願いするものでございます。

それから下欄の減税補てん債でございます。限度額６億2,290万円を12億4,580万円に変更させていただくものでございます。これはことし３月と５月に二度にわたり税制改正がございました。二度とも２兆円に及ぶ所得税並びに住民税の特別減税でございます。この減税による市民税の減収分を補てんするため許可される地方債でございます。後ほど歳入でまた御説明をさせていただきます。

それでは、以下につきましては、事項別明細書により主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

８ページ、９ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳入でございますが、市

税でございます。市民税個人でございますが、右の説明欄の節５、現年課税分でございます。マイナス６億2,290万円ということで、所得割を減額するものでございます。これも今年３月と５月の税制改正がございました。３月分につきましては当初予算に調整をさせていただいております。５月の改正につきましては、ここに影響額を減額をするということでございます。なお、この減収分については、市債に同額、減税補てん債という形で計上をさせていただいておるところでございます。

次に、10ページ、11ページでございます。国庫支出金でございます。中ほどの国庫補助金、民生費国庫補助金でございますが、説明欄でございます。節で老人福祉費補助金500万円でございます。これは債務負担行為のところで補正で御説明しましたが、16団体で共同開発するシステム開発につきまして補助金が見込まれるものでございます。

目15の土木費補助金につきましては、説明欄、節でございますが、都市計画費補助金でございます。日野緑地用地取得に対して国庫補助対象になりまして、1,000万円の補助金計上をするものでございます。

次に14ページ、15ページでございます。繰入金でございます。老人保健特別会計繰入金7,065万7,000円の補正でございます。これは、老人保健特別会計の歳入は支払基金交付金、あるいは国・都負担金、それから一般会計繰入金で構成されているわけでございます。また、制度として翌年度に精算するということになっております。９年度につきましては医療給付費の減によりまして全体が落ちましたので、今年度、一般会計としては前年度繰り出したものを今年度に精算に伴って繰り入れるものでございます。

その下の環境緑化基金の繰り入れでございます。これにつきましては、百草地区のまちづくり計画に基づく用地取得に対して、財源として環境緑化基金を繰り入れるものでございます。

それから、その下の市立総合病院基金の繰り入れでございますけれども、４億1,000万円でございます。市立病院の建て替えによる建設工事が今年度着工となる予定でございます。事業に充当する財源として建設基金を取り崩し、病院事業会計へ出資するものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。繰越金でございます。前年度繰越金、これは決算で７億9,479万1,000円となりました。当初予算で３億円を計上しておりますので、今回の補正財源として２億99万8,000円を開かせていただくものでございます。

下欄の方の市債でございます。節及び説明欄、土木債でございます。4,000万円、これにつきましては第３表地方債の補正で説明いたしました内容で、日野緑地用地取得に

伴う財源として市債を見込むものでございます。

また、その下の減税補てん債でございますが、これは御説明いたしました５月の税制改正に伴う特別減税による市民税の個人分の収入不足を補うために許可される市債を計上させていただくものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に18ページ、19ページでございます。それでは歳出に入らせていただきます。

節、説明欄でございますが、庁舎管理経費でございます。修繕料4,360万円でございます。庁舎は20年以上経過しまして、大分老朽化が進んでおります。庁舎の空調自動制御装置、あるいは議会のトイレ、さらには消防署の立入検査の関係等のいろいろ修繕をいたさなければならないところがございます。各種修繕を実施するということのためにお願いをするものでございます。

それから中ほどでございます。備品購入費1,300万円、車両管理費でございます。これは平成７年10月に購入した移動図書館車が８月13日、不審火により車両を全部焼失いたしました。このため急遽、備品購入費により購入をいたすものでございます。

次に支所費でございます。（仮称）日野市役所市民課豊田駅連絡所の関係経費でございます。その中で下の方になりますけれども、15工事請負費、建築工事の補正でございます。990万円でございますが、これは当初予算で1,320万円ほど計上させていただいておるところでございますが、実施設計に当たりまして、入口を市民の利便のためにオートドアにするとか、いろいろ状況が変わりまして、さらには屋根、雨漏りの修繕、トイレの設置等によりまして補正をお願いするものでございます。

次に22、23ページでございます。下欄になりますが、老人福祉費でございます。説明欄２の介護保険準備経費でございます。13委託料の介護保険システム開発料でございます。これは債務負担行為のところで御説明いたしました、16市で２年間による共同開発をする経費でございます。

次に24ページ、25ページでございます。児童福祉費でございます。中ほどの説明欄にございます乳幼児医療助成経費でございます。これは乳幼児医療助成が３歳未満から４歳未満ということで実施する経費でございまして、印刷製本費、あるいは乳幼児審査委託料、それにいわゆる扶助費、これらの経費については乳幼児医療の年齢の引き上げによるものでございます。

26ページ、27ページでございます。病院費でございます。４億1,000万円でございます。これは歳入のところで、地方債補正で御説明した内容でございます。

次に30ページ、31ページでございます。下の方になりますが、公有財産購入費5,000万円でございます。これも歳入のところで御説明申し上げました百草地区の緑のまちづくり計画に基づく緑地の取得でございます。1,000平米でございます。また、下から2行目、公有財産購入費6,336万円でございます。これは日野緑地用地の一部を取得するものでございます。国庫補助対象事業として取得するものでございます。

36、37ページでございます。教育費でございますが、小学校費、節、説明欄の中ほどにございます心身障害学級振興経費でございます。事業費の50万円、備品購入費の70万円、そしてその下の工事請負費620万円につきましては、平成11年度に第二小学校に言語障害学級を開設するに当たり必要な経費をお願いするものでございます。

次に38ページ、39ページでございます。体育費でございます。浅川スポーツ広場経費でございますが、これは近隣住民からの防じん、防球対策についての強い要望に対応するため、防球フェンスの改良と防じんネットの設置をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　2点質問したいと思います。

1点目は31ページの緑地の購入の点ですが、百草地区の緑地用地購入費と日野緑地の購入費が計上されておりますけれども、それぞれ位置と面積、わかれば教えていただきたいと思います。

2点目は37ページ、日野第二小学校言語障害学級開設備品が計上されています。ようやく難聴学級と並んで言語学級も開設されるという動きになって大変結構だと思うんですが、概要で結構ですので、この中身を教えていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長の答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　31ページの百草地区の緑地用地の購入の位置でございますけれども、これにつきましては10年間の使用契約を結んだ地区の一部を用地買収をするものでございます。対象地につきましては、日野市三沢二丁目6番地の53でございます。面積につきましては1,000平米でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　ただいま言語障害学級の開設に当たっての予算の概要という御質問でございます。本事業につきましては、議会の皆様からも御支援をいただきまして取り組んできたわけでございますが、ようやっと来年の4月に開設ができる見

通しが見えてまいりましたので、その準備といたしまして、ここで補正をお願いしたものでございます。

予算の内訳につきましては、大きなところで言語障害学級の開設備品のところで700万円お願いしてございます。これにつきましては主たるものが、現在、難聴の学級もあるわけでございますが、難聴の現在運営しているスペース、これから始めます言語のスペース等に冷暖房施設が完備されてございませんので、いろいろ音とかに敏感なものですから、これをお願いして、冷暖房装置をこの予算で設置していきたいというふうに考えてございます。

残りの部分については、今度開設いたします言語障害にかかわる測定機、いろいろな形の中の備品をこれで整備をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それと、大きなものでは開設工事の620万円というものがございます。これは現在のスペースをこういう形での指導学級としてふさわしくなるような内部の改装を行う工事費でございます。

主たるものはその２本が主でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　先ほどの佐瀬議員の緑地用地購入費でございます。日野緑地、場所は日野市大字日野5958番地、面積は704平米でございます。

この土地は遺産相続で、今現在、大蔵省が所有しております。日野市で買わなければいけない約束になっておりましたものでございます。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第66号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、消防費、第２表債務負担行為補正、第３表地方債補正を企画総務委員会へ、歳出のうち衛生費、農業費、教育費を生活文教委員会へ、歳出のうち民生費を福祉保健委員会へ、歳出のうち土木費をまちづくり建設委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時52分　休憩

午後２時47分　再開

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第67号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第67号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市国民健康保険特別会計の補正予算（第１号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ257万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、74億7,001万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を説明させていただきます。

恐れ入りますが、説明書の８ページ、９ページをお開きいただきたいと思います。歳出になりますが、歳出の方を先に説明させていただきます。

償還金の補正でございます。平成９年度の退職被保険者等療養給付費交付金の額が確定したことに伴いまして、差額を基金の方へ償還するものでございます。257万9,000円でございます。

前のページ、６ページ、７ページの方をお開きいただきたいと思いますが、歳入でございます。繰越金でございますが、前年度繰越金の中から歳出と同額を開くものでございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第67号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件は福祉保健委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、福祉保健委員会に付託いたします。

これより議案第68号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第68号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市下水道事業特別会計の補正予算（第１号）であります。

補正額は歳入歳出それぞれ２億519万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億4,261万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　議案第68号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。下水道事業につきましては、国庫補助金の増額等について要請を行っていたところでございますけれども、ここで国庫補助金等の追加等がございました。したがいまして、都費、市債、前年度繰越金の一部を開かせていただきまして、これらを財源といたしまして、平成12年度に供用開始が予定されております流域下水道日野幹線に接続します栄町幹線等の汚水管渠の整備を行うものでご

ざいます。これらのために歳入歳出それぞれ２億519万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。国庫補助金の追加につきましては5,200万円ということでございます。以下、都支出金、それから20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。繰越金、市債につきましてはそこに記載のとおりでございます。

歳出でございます。22ページ、23ページでございますけれども、公共下水道の管渠埋設事業ということでございます。内容につきましては、浅川左岸処理分区の管渠埋設を行っていくということでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第68号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件はまちづくり建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、まちづくり建設委員会に付託いたします。

これより議案第69号、平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）、議案第70号、平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第69号、平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市老人保健特別会計の補正予算（第１号）であります。

補正額は歳入歳出それぞれ２億913万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億1,884万6,000円とするものであります。

議案第70号、平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成10年度日野市立総合病院事業会計の補正予算（第１号）であります。

補正予定額は、資本的収入に４億1,000万円を、資本的支出に４億1,134万4,000円をそれぞれ追加し、債務負担行為の期間及び限度額を定めるほか、一般会計からの補助金を改めるものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長及び病院事務長よりそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　それでは議案第69号、平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ２億913万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出総額を88億1,884万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書をもって説明をさせていただきます。30、31ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正につきましては、平成９年度の決算に伴う精算をいたすものでございます。

まず歳入でございますけれども、支払基金交付金でございます。この中の医療費交付金と審査支払手数料交付金、過年度分をそれぞれ収入として見込み、1,563万7,000円を見込むものでございます。

それから款の25繰越金でございますけれども、９年度の決算に伴います前年度繰越金１億9,350万3,000円でございますが、1,000円の科目存置がございますので、ここでの繰越金としての補正は１億9,350万2,000円とするものでございます。

次に32、33ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、まず１点目は償還金でございます。平成９年度の医療費国庫負担金、平成９年度の医療費都負担金を償還するものでございます。

もう１点は、繰出金でございまして、一般会計への繰り出しでございます。7,065万8,000円ということでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　　病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君）　　議案第70号、平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

予算書の１ページでございます。第１条は総則でございます。第２条、資本的収入及び支出でございますが、実施計画によりまして御説明申し上げます。

４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。収入の部分ですが、資本的収入として４億1,000万円の補正をお願いするものでございます。これは新病院建設にかかわる一般会計からの出資金でございます。

次に支出でございます。資本的支出の補正額は４億1,134万4,000円をお願いするものでございます。いずれも目１にございますように、新病院建設にかかわるものでございます。節の印刷製本費でございますが、備考欄にございますように入札用の設計図書の作成費として108万4,000円でございます。

次に工事請負費でございますが、備考欄、二つの内容に分かれてございます。上段の方が新病院建設工事の前金払いとして４億円でございます。入札等の方法はまだ最終的決定をしてございませんけれども、建築工事費は現在のところ４分割ということで予定をしておりますので、前金払い１億円を限度ということでございますので、４億円をお願いするものでございます。

次に、予定地の樹木の移植工事として1,000万円をお願いするものでございます。冬季の間に、冬に移植をした方がよい種類のものを予定をするものでございます。

それから節の最後のところの補償費でございますが、26万円。これは市道の廃止の関係での電柱の移設の補償費１本分でございます。以上が補償費でございまして、以上、補正の内容でございます。

それから欄外のところでございますが、この補正の結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額の変更をお願いをしてございます。新たな額が１億1,649万円でございまして、その内訳としまして、過年度分損益勘定留保資金については当初と同じ額でございますが、建設改良費積立金が134万4,000円を追加させていただきまして、5,515万7,000円とするものでございます。

次に、恐れ入りますが、１ページにお戻りをいただきたいと思います。１ページの第３条、債務負担行為の関係でございます。表にございますように、事項、事業名でございますが、（仮称）日野市立病院建設事業。期間といたしましては平成10年から13年までの４年間でございます。限度額が120億2,240万円でございます。先ほど本年度予算の

方で工事費について４億1,000万円お願いしてございますので、それを限度額と合計をいたしますと、124億3,240万円の新病院にかかる建設工事等の補正をお願いをするものでございます。工事の内容といたしましては、建設工事、それから工事管理費、それから予定地の既存施設の解体、こういった内容でございます。

次に第４条、他会計からの補助金でございますが、この補正の結果、一般会計から先ほど申し上げましたように４億1,000万円の出資をいただきますので、それを追加をいたしまして、11億1,531万4,000円に改めさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第69号、平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）、議案第70号、平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件は福祉保健委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、福祉保健委員会に付託いたします。

これより議案第71号、市道路線の一部廃止の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第71号、市道路線の一部廃止についての提案理由を申し上げます。

本議案は、幹線市道Ⅱ－47号線について、日野市立病院建設用地に編入されるため、道路法第10条第３項の規定により市道路線の一部を廃止するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　議案第71号、市道路線の一部廃止につきまして御説明申し上げます。

まことに恐縮でございますが、一部訂正方をお願いしたいと思います。お手元に既に配付をお願いしてございますけれども、起点につきまして「多摩平五丁目16番６地先」に御訂正をひとつよろしくお願いいたします。大変恐縮に存じます。

それでは内容につきまして御説明をいたします。路線名でございますけれども、幹線市道Ⅱ－47号線。起点は、ただいま御訂正をいただきましたように、多摩平五丁目16番６地先でございます。終点につきましては、多摩平四丁目２番地先でございます。延長180.40メートル、幅員20.00メートルでございます。一部廃止の理由でございますけれども、日野市立病院建設用地に編入されるためでございます。

２ページをお開きください。地図でございます。場所でございますが、現在、多摩平支所等がございます、通称４－３ブロックと申しておりますが、４－３ブロックと多摩平第一公園の間に位置いたします市道でございます。

よろしくひとつ御審議いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第71号、市道路線の一部廃止の件はまちづくり建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、まちづくり建設委員会に付託いたします。

これより議案第72号、日野市民会館舞台照明設備整備工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第72号、日野市民会館舞台照明設備整備工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市民会館舞台照明設備整備工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億6,590万円で株式会社松村電機製作所が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　それでは議案第72号、日野市民会館舞台照明設備整備工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約金額は１億6,590万円で、契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成11年３月10日までででございます。契約の相手方は、東京都文京区根津二丁目12番１号、株式会社松村電機製作所代表取締役松村秀一さんでございます。

恐れ入りますが、２ページ、３ページをお願いいたします。入札の経過でございますが、７月８日に指名業者に設計図書を渡しまして、入札を７月22日に執行し、入札の結果、株式会社松村電機製作所が１億6,590万円で落札いたしたものでございます。

次に工事の概要でございますが、工事場所は日野市神明一丁目12番地の１でございます。工事の内容は、日野市民会館舞台照明用調光装置の整備及び改修で、大ホールの主幹盤、分岐盤取替え一式ほか、小ホールの主幹盤取替え一式ほかを行うものでございます。

工事の場所につきましては、４ページの添付図面のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第72号、日野市民会館舞台照明設備整備工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第73号、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その13）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第73号、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その13）工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その13）の工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億6,065万円で株式会社清水組が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　それでは議案第73号、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その13）工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約金額は１億6,065万円で、契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成11年３月26日までございます。契約の相手方は日野市大字石田410番地の６、株式会社清水組代表取締役清水保雄さんでございます。

次に２ページ、３ページをお開き願います。入札の経過ですが、７月22日に指名業者に設計図書を渡しまして、入札を８月７日に執行、入札の結果、株式会社清水組が１億6,065万円で落札いたしました。

次に工事の概要でございます。工事場所は日野市万願寺土地区画整理事業地内でございます。工事の内容は、施工延長169.1メートル、幅員22から37メートル、面積4,033平方メートルで、舗装工、管渠工、キャブ設置工を行うものでございます。

工事の位置は4ページの図面のとおりでございます。断面図は5ページの図面のとおりでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第73号、万願寺土地区画整理事業地区都市計画道路日野３・４・８号線築造（その13）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号、日３・４・14号線橋梁（一番橋）下部工（その１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第74号、日３・４・14号線橋梁（一番橋）下部工（その１）工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日３・４・14号線橋梁（一番橋）下部工（その１）の工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、３億7,275万円で飛島・多摩保全建設共同企業体が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い

申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　議案第74号、日３・４・14号線橋梁（一番橋）下部工（その１）工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

契約金額は３億7,275万円で、契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成11年６月30日まででございます。契約の相手方は飛島・多摩保全建設共同企業体構成員、代表者は東京都千代田区三番町２番地、飛島建設株式会社代表取締役石原昭一郎さんでございます。

恐れ入りますが、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。入札の経過でございます。７月21日に建設共同企業体結成説明会を行いました。そして７月27日までに共同企業体の申請をさせました。現場説明を７月30日に行い、入札は８月17日に執行いたしました。入札の結果、飛島・多摩保全建設共同企業体が３億7,275万円で落札いたしました。

次に、工事の概要を３ページに記載してございますが、工事場所は日野市東豊田二丁目１番地から南平五丁目７番地でございます。

工事の内容でございますが、都市計画道路事業に伴う橋梁架け替え工事のうち、下部工（橋台、橋脚）築造工事を行うもので、本体工事、仮設工事、撤去工事は記載のとおりでございます。

４ページ、５ページをお開き願います。４ページは平面図及び側面図、５ページは橋台、橋脚、歩道橋の構造図でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　幾つかお伺いをしておきます。

ただいま市長並びに総務部長から、この間の経緯については御報告があったところですけれども、実は毎日新聞の８月18日の記事をお読みになっていると思いますけれども、８月17日に行われた本件指名競争入札、今、御報告がありました指名競争入札に関して、事前に毎日新聞社に寄せられた情報と同じ大手ゼネコンＡ社と地元建設会社Ｂ社のＪＶ、共同企業体が落札したというふうにございます。毎日新聞には16日夜、両者のＪＶが落札するとの情報が寄せられていたというふうに記述があるわけですけれども、この件に関しましては、聞くところによれば７月13日ごろ、15日が指名委員会というふうにお聞きしましたけれども、13日ごろに市には談合情報が入ったということですが、７月15日

に予定どおり指名委員会が開催をされ、それから約１カ月後の８月17日、指名競争入札という運びになったということですけれども、事実経過に関して、この経過に間違いがないかどうか、まず最初にお伺いをしておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　事実経過については、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　それで、７月13日にそういう情報がどの筋からどういうふうに入ったかということは私も了解していないんですけれども、市は少なくともそういう談合情報が入ったという段階で、それに対してどう対応をされたのか、あるいはされなかったのか、このことについてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　情報は御指摘のように13日にいただいております。ただし、その情報の客観性というものが確認をできないということで、その後の指名委員会におきましては、そういう情報が入ったということは報告をいたしております。ただ、客観的事実がありませんということで、その後は事務を予定どおり進めたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　そのときの判断をされたと思うんですけれども、調査といいますか、何か具体的に総務部を中心に調査をされたわけでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　今回の件につきましては、先ほど申し上げましたように客観的な事実がなかったということで、特に指名の前でございますので、あえて業者を呼ぶというような行為は行っておりません。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　その先ほどおっしゃった客観的なものがなかったというふうなお話がありましたけれども、この間もいろいろな自治体でこういうことというのは情報として入って、その後どうするかという処理を問われてきたと思うんですけれども、お隣の多摩市でも去年のことをお聞きしましたけれども、一たん先延べするといいます

か、そういうことをしてでもしっかりした情報を取るというような具体的な作業をされるということは、この段階では私は多少必要だったかというふうに思うんですけれども、それはされなかったということになろうかと思うんですね。

それで、公共工事の発注に関しては、大変、各自治体も、また市民も関心を持っていまして、これが透明かつ公正に行われるということに対する市民の信頼というものは、行政や議会、あるいは政治への信頼の基礎といいますか、本当に大切なものだと思うんですよ。とりわけ納税市民の政治的信頼の、私は第一歩だというふうに思うんです。

今回の件に関しては、多分私どもだけではなくて、多くの方が市民からの問い合わせをお受けになったと思うんですけれども、その中で街宣活動を含めて談合を指摘し、事もあろうに議員の固有名詞まで出して問われていることということは、明らかに議員の名誉を傷つけると同時に、行政や議会に対する市民の信頼というものを大きく毀損するものであるというふうに私は、事実経過を追っていきますと、そういうことが言えようかと思うんです。

刑法の第230条に名誉毀損という条項があるんですけれども、それに続く第230条の２というのがございまして、確かに公職にある者、我々はそうですけれども、その名誉も一定の範囲では世にさらされることが予定されています。しかし、それは公共の利害に関することで事実か真実であるということが証明されたときに限定をされているんですね。したがって、今回の指摘のあり方といいますか、街宣を含めますと、これは明らかに公然と事実を摘示して、刑法第230条並びに第230条の２に当たるような名誉毀損的な行為だったということも言えようかと思うんです。

それに対する市民の行政やあるいは議会に対する信頼、これを失うには余りある事柄だったというふうに私は思うわけですけれども、これに関してはいかがでしょうか。どのように行政は受けとめておられるのか、お聞きしたいと思うんです。

○議長（馬場繁夫君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　今回の一連の事務に関して、街宣車等がまちを騒がせていたということは、非常に不愉快きわまりないことで、全く遺憾に思っております。

ただ、この経過、今、総務部長がお話し申し上げましたように、一番橋という日野市にとっても歴史的な橋、新しい時代にマッチした橋に架け替えようという大事業でございます。責任施工しなければならない、していただかなければならないということで、実力のある事業者を頭から順次事務的に選び、その中で若干、今までに事案のあった、具体的な事案のあった業者を外して、所定の決められた業者数を指名し、なおかつ極力

市内業者の仕事を確保するということから、これらの工事からすれば通常ではＪＶが組みにくいわけですけれども、何とか仕事を市内の事業者にも分けたいということがありまして、あえてＪＶ方式を取った、そういう経過でございます。

今、街宣が行われたということでございますが、これはいわゆる暴力等、言葉あるいは行動の暴力をもって、これを是とするグループ、これらの話をまともに受けて、いわゆる正当な競争を阻害するようなことは絶対あってはならない、そういうような立場から、指名委員会の中でも全員一致で、所定のとおり淡々と事務を進めようではないかということを確認して、これを行ったわけでございます。

特に市長からも、いろいろな昨今の請負契約その他にかかわる不祥事に絡んで、クリーンな行政を維持する、これが最優先の課題であるということは日ごろから指示をされておりまして、その線に従って対処しているところであります。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　今回の指摘というのは、やはり私は、既に失われた利益というのは多大なものがあるというふうに思うんです。つまり公共工事に関して、その透明性や公平性というものは本当に、繰り返しませんけれども、私たち市民にとっては行政を信頼するときに最も大きな機軸になるということだと思うんです。毎日のようにあふれ出るようないろいろな行政と業者の関係にまつわる情報なんかを見るにつけて、やはり国民、市民というのは相当心を痛めながら、納税が本当に意味をなしているのかというところまでですね。これは私は、特にこういう経済的な環境が悪い中では切実に感じているということを前提にするならば、そこの公正さということに対する信頼というものは、やはり本当に大切だというふうに思うんです。

ですから、これは今後のことにもなろうかと思うんですけれども、ぜひいろいろな工夫を今後ともするということが必要だと思いますし、これから市立病院の建て替えを含めた大変たくさんの入札、契約というものが控えているということからすれば、特に今回のように市民から問われたことに対しては正確に答えるという責任はあろうと思うし、それから言われたところの事柄は、明らかに私は、刑法第230条や第230条の２を通しても、この自治体や、あるいは議員がその名誉を毀損されたという中身を持っているというふうに思うんです。ですから、このことについてもはっきりさせておくということが、私は特に必要だろうというふうに思っています。

それから、そういう意味では、今世紀最大の不況の中で命を削りながら生きているという状況の市民感情を配慮するなら、やはり私は我々がそのことに対して、起こってき

たことに対してきちんと答えていくということが必要だろうというふうに思うんです。むだを省いて効率的な行財政に努めること、これは基本ですし、またそのことに対する市民の信頼があればこそ、市政は成り立つというふうに思うんです。

それで、いろいろな自治体が工夫されていると思うんですけれども、９月１日から多摩市は130万円以上の公共工事すべてについて入札予定価格の事後公表をするというふうなことも発表されております。その予定価格の公表によって、談合の有無とか、あるいは国や地方公共団体の設定した予定価格が妥当な額であったかどうかの検証も可能だと。この公共工事のコストダウンを図るためにも、あるいは経済性を考慮した設計とともに、予定価格の事後公表、これは最低限だろうというふうなことも、私はもう打ち出していいのではないかと思いますし、事前公表はどうかというところまで踏み込んだ、あるいは設計についてどれぐらいのものがかかるのかというようなことを工夫される。これを公表されるというようなことも含めて踏み込んでいけば、さらにそこら辺が明らかになっていくんだろうという気がするんですけれども、そういう入札予定価格の公表等も検討されているかどうか、これもあわせてお伺いしておきたいというふうに思うんです。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　入札予定価格の公表につきましては、極力公表するようにということで、国の方からも通知が来ております。私ども日野市におきましても指名委員会等で検討いたしております。ただ、メリット、デメリット等、まだ若干検討を要する部分がございますので、開示の方向で考えておりますけれども、今のところ、まだいつまでという期限までは至っておりませんけれども、開示の方向で検討いたしております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　意見にもわたろうかと思うんですけれども、この間、日野市では、市民のおおよその気持ちとして、行政に対してはクリーンな政治が行われているということが一般的かなという気がするんです。今回こういう事態の中で、私はそのことに対する疑心暗鬼な気持ちが少し駆けめぐったと。とすれば、やはり私は何らかの手を打って、あるいは工夫をして、しっかりとそこら辺を挽回していかなくてはいけないと。あるいは事実関係を明らかにできるものがあれば明らかにしていくということが必要だろうというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　小島久君。

○10番（小島　久君）　確認を含めてお伺いしたいと思います。

構造上のことでお伺いしたいわけでありますけれども、今回の下部組織の工事ということで、橋台２基、橋脚２基ということで理解できるわけでありますけれども、既存のいわゆる一番橋の工事の状況、これは既存のものをそのまま利用しながら御提案になりました下部組織の橋台を設置するのかどうか、それが１点。

それから、ここには既設の歩道部分のところを撤去すると、こういうような、幅員３メートルを撤去するということでありますけれども、たしかあれは片側でしたですかね。なぜこの工事で撤去しなければならないのかですね。したがって、もし撤去するということになると、既存のいわゆる交通はそのまま利用させながら歩道の部分は取ってしまって、果たして工事施工をする上で安全なのかどうかですね。ちょっと今の説明だと私は理解できないわけであります。それが２点目。

３点目の件につきましては、工期が契約の翌日から平成11年６月30日までだと。つまり会計上は年度をまたぐわけであります。私の記憶では、いわゆる明許繰越がなされていたのかどうかというのがちょっとわからないので、会計上の処理はそのような形でしなければ恐らく処理ができないと思うんですけれども、その辺の考え方、どういうふうに処理をするのかですね。お尋ねをしたいと思います。

差し当たって３点お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　私の方で御説明をさせていただきます。

まず一つ目ですけれども、既設の橋の利用状況でございます。順序は逆になるかもしれませんけれども、二つ目の歩道の撤去の絡みも含めまして御説明をさせていただきます。

まず現況を申し上げますと、お手元にお配りいたしました１枚目の図面でございますが、平面図でございます。上方が下流になります。斜線で引いてございますのが、新しくいわゆる仮設の歩道橋をつくるわけですけれども、現在の歩道は、この斜線で引いてある、いわゆる下流側とは逆な上流側に歩道がございますので、この斜線の仮歩道を先につくります。それから、つくり終わりましたら現在ある歩道を撤去するということで、人の通行をまず確保しようと。

それから一般のいわゆる車両等の通行でございますけれども、まず現在あります橋は、

上流側ができるまではそのまま残しておきますということが一つです。

それから施工の方法でございますけれども、２枚目の図面の５ページでございますが、橋台・橋脚構造図、300分の１という縮尺のがございます。左側の上方の図面をちょっとごらんいただくとよろしいんですけれども、左側が点線になってございます。これは、まず今回の工事では右側の実線の部分の橋台あるいは橋脚等をつくろうということで、既設の現在ある橋の上流側に、簡単に申し上げると半分の橋をつくろうと。それで、ことしと来年度にまたがってつくりたいと。それから来年とその次の年に上部工をつくりますと。それからその次には、今度は既設の橋を壊しまして、同じような工事の施工方法をしていこうということでございます。

それから三つ目の、工事期間が来年度にかかるということのお話での予算の措置でございますが、それに必要な予算の措置をしてございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　小島久君。

○10番（小島　久君）　予算の措置がしてあるのはわかるんですよ。措置はしてあるのはわかるんですけれども、いわゆる５月30日までなら別段問題ないんですけれども、工期がもう、今この契約によりますと６月30日ということで、明らかに年度がまたがるので、何らかしらの会計措置の問題が出てくると思うんですよね。今の説明ではちょっと納得できないんで、もう１回それはお答えください。

それから続いて、いわゆる既存の一番橋の橋を使いながら下部の打ち替えをやっていく。説明で理解できますけれども、今ある一番橋のいわゆる上部構造のけたの部分ですね。これは全部、最終的には打ち替わると。橋梁の部分ですね。橋脚は新しくできるわけですから、そういう解釈でよろしいですか。もう１回伺います。

○議長（馬場繁夫君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　１点目の予算の件でございますが、この10年度予算の当初予算で債務負担の手続をさせていただいております。

それから二つ目でございますが、私もちょっと今、質問をすべて理解していないんですが、ちょっと説明も先ほどのでは不足しているかもしれません。現在の橋脚の位置と新しい橋脚の数が違います。それで、今のお手元の図面につきましては、新しくできる橋の橋脚が、真ん中に小判型で書いてありますのが２カ所ございます。既設の橋はこの橋脚が四つございます。したがって、この位置がまるっきり今の橋と新しい橋の足の位置が違うということです。それから橋脚は、現在の橋から外れた部分は完全に100％で

きます。今ある橋の下は、現在橋がありますので、下が全部つくれませんので、図面の左側の下方の図面ですが、点線になってございますが、この部分は今回の工事ではつくれないということで、後の年にこの継ぎ足しをしていくという形でございます。

以上でございます。(「結構です」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場繁夫君)　中谷好幸君。

○11番(中谷好幸君)　森田議員の質問である程度わかったところもあるんですが、さらに質問したいと思うんです。

先ほど馬場市長からは答弁がありませんでしたので、この毎日新聞の報道ですね。これに対して市長がどういうふうに考えられたのか、どういうふうな対応を取られたのか、その対応で十分であったのか、このことについて最初に市長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長(馬場繁夫君)　市長。

○市長(馬場弘融君)　こうした問題で議会の場で議論が出てくるということは、私、非常に残念に思っています。私は就任以来ずっと申し上げておりますが、前市長さんのよいところは受け継ぎますよという中に、クリーンな市政はずっとずっとより進めていきたいというふうに申し上げておりまして、そういう意味で、どういうところから情報が流れたかはわかりませんけれども、こういうふうな形でこの議会で答弁をしなければいけないということについて大変残念に思っています。

ともかく、その情報が入ったということでございますので、不正なこと、あるいは誤解を受けるようなことが決してないように、改めて強く助役等に指示をしたところであります。具体的には、先ほど部長あるいは助役が答弁申し上げたとおりであります。これからも引き続き、より一層厳しくチェックをしていきたいと、このような決意でございます。

○議長(馬場繁夫君)　中谷好幸君。

○11番(中谷好幸君)　間違いのないようにという指示をしたというふうに受けとめました。本当に一番橋の架け替えというのは市民の待望の事業ですから、こういうことがこういうことで汚されるということは本当に残念だというふうに私も思います。

それで、事実の関係について少し、経過ですね。先ほど説明がありましたけれども、お聞きした点もありますけれども、確かめる意味でもう1回お聞きしておきたいと思います。

この物件の入札というのは、10の共同企業体の指名競争入札で行われたということで

すけれども、この指名委員会は、先ほどの答弁で７月15日に行われたというふうにありましたけれども、それでいいかどうかが一つ。

それから、指名された10の共同企業体に対する説明会は、先ほどの説明では７月21日、最初に企業を集めて、そして共同企業体を組んで、７月27日と２回に分けて行われているということですが、この点がいいかどうかということを確認しておきたいと思います。

それから、ちょっと参考に聞いておきたいんですが、指名委員会のメンバーというのはだれなのかということですね。この点もお聞きしておきたいと思います。

それから、毎日新聞社への談合情報は８月16日の夜、すなわち指名競争入札の前日なされたというふうに報道で書かれてあるんですけれども、指名競争入札の前日にあったと。この情報は入札が行われる前に市に届いたのかどうなのかということですね。

それから、これもさっき森田議員が確認されましたのでいいかと思うんですけれども、市の管財課に政治結社から、毎日新聞からじゃなくて政治結社から、政治結社の関係者を名乗る人物からと新聞には書いてあるんですが、情報がもたらされたのは７月13日ということでいいのかどうかね。

以上の点について、最初に事実の経過としてお聞きしておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　指名委員会は、御指摘のように７月15日に行われております。

そして７月17日にＪＶの選定説明会の開催連絡をいたしております。

それから７月21日にＪＶの選定のための説明会を行っております。

指名競争でございますけれども、親と子、ＡとＢと全部で20社指名してございますので、親と子という形で任意に組み合わせをつくっていただくわけですので、その結果を７月27日、いわゆる参加申請書の提出期限を午前中に設けております。

その上で７月29日、現場説明会の連絡をいたしまして、７月30日にいわゆる現場説明を行って、８月17日に要するに入札を行ったということでございます。

それから指名委員会のメンバーでございますけれども、両助役、総務部長、企画部長、それから環境共生部長、建設部長、それからまちづくり推進部長、以上でございます。

それから、こちらへの情報は７月13日、電話で情報が入っております。

それから毎日新聞の情報は指名委員会の後でございます。これも電話で問い合わせが来ております。

以上だと思います。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　もう一度ちょっと確認したいんですが、毎日新聞社の情報は指名委員会の後というのはわかるんですが、入札の前なのかということを聞いているんですが。じゃあこれ、もし具体的に何日だとわかれば、そのことを答えていただければ結構なんです。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　毎日新聞からの問い合わせは、17日ぐらいだったというふうに記憶いたしております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　入札が行われたのが８月17日、毎日新聞からの情報はその日に、16日の夜に来たわけですから、17日の朝でも来ているということだと思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　１カ月ずれていると思います。私の方では７月17日ごろ、入札は８月17日でございます。毎日新聞のは８月でございます。失礼いたしました。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　８月17日朝というふうに確認してよろしいですか。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　そのころだと思います。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　入札が行われたのは何時ですか。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　入札が行われましたのは、８月17日の午前９時でございます。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　そうすると、その前後というのは余りはっきりしないんですけれども、同じころに毎日新聞からそういうふうな情報があったということですか。それは前後わかりませんか。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　前にはございません。入札の後、どうなりましたかという

問い合わせが電話で入ったということです。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　わかりました。今の事実経過の中で、私、先ほど森田美津雄議員の質問に対して、７月の指名前に来た情報については取るに足りないことだということで、そういうことに惑わされてはならないというふうな御答弁がありました。私、そういうふうな情報で市政がゆがめられるということも、これは大変問題だというふうに思うんですけれども、その対応の仕方ね。取るに足らないんだから何もしないと。これは私、逆だと思うんです。そういう誤解が生じないように、本当に厳しくやらなくてはいけないという具体的な手立てを取らなければいけなかったんではないかと。市民に説明できるためにもね。というふうに思うところが一番問題点だと思います。

どういう種類の情報かはともかくとして、指名委員会が行われる２日前にそういうことがあって、２日後の７月15日の指名委員会にその報告がされたわけでしょう。一番最初の説明会は２日後の17日に行われている。この２日後の説明会、それから21日の説明会、７月27日、７月30日と、市が指名した業者が一堂に会する機会というのが４回も市によって保証されているんですよね。私は、少なくとも本当に厳格にやろうというのなら、そういうふうなことは避けるべきだったのではないかというふうに思うんです。そういう努力をやるべきではないかということを思います。

なぜそういうことを言うのかといいますと、先ほど多摩市の例が森田美津雄議員から指摘がありました。多摩市と同じような時期に同じような問題が起こっているんですね。対応がえらく違うんです。

これは朝日新聞ですが、７月29日、30日にこのことが、多摩市のプール工事をめぐる問題で報道がなされています。これは７月28日に予定していた温水プールの建設工事の条件つき一般競争入札について、これは29日付の朝日新聞ですけれども、朝日新聞社に落札する共同企業体が事前に談合で決まっているとの情報が寄せられたと。「このため市は入札を急遽取りやめ、応札を予定の31の共同企業体から個別に事情を聞き」というふうに、直ちに対応が始まっているんですよね。これは入札のその日の情報なんです。その日に情報があって直ちに中止すると、こういうふうな対応がやられているんです。それから次の日の30日、こういうふうな対応がなされましたけれども、１日延期して29日に行われたと。各社を呼んで事情を聞いて調査をして、それから誓約書を取って入札が行われたけれども、朝日新聞社への事前の情報どおりの共同企業体が落札したと。手立てを取ったけれども、結局やっぱり情報どおりになってしまったと、こういう記事な

んです。

私、本当に大事だなと思ったのは、その後のところなんですね。多摩市の担当課は、談合を防ぐために共同企業体の構成や数を公表せず、事前に業者同士が顔を合わせないように注意していたと。だから、情報はなかったけれども、こういうことについては情報があるなしにかかわらず、かなり大きな工事ですから細心の注意をしていたと言うんですね。それでもこういう結果になったという記事の流れなんですけれども、私は、もしも７月の、まだ入札まで１カ月もある期間にこういうふうな、その情報のもとが本当に事実であるかどうかわからないような情報でも、しかしやっぱりこういうふうな動きが見えたらば、警戒しなければならないというのは当然だと思うんです。それはそういうことがあるかどうかということを前提にするんじゃなくて、市民に誤解を生まないと、本当にガラス張りでやっていくんだという市の努力として、さっき厳しくそういうことはないようにというふうに言われましたけれども、そういう精神的なことではなくて、具体的に市が手立てを取っているならば、私はそういうことが言えると思うんですけれども、大分日野市の対応、私は違うんではないかというふうに思ったわけなんですけれども、そのことについて、先ほど私、対応が十分であったのかというふうに質問しましたが、市長からはそういうことにお答えがありませんでした。もっと厳しくやるというふうに言われましたが、その中身です。そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　今、多摩市の事例を出されました。多摩市のいわゆる運動スポーツ施設の問題につきましては、私どもも情報を得ております。これはもう全国的に相当前から新聞報道等が出され、相当の事実を持って新聞社が調査をしているという段階で、多摩市のみならず、八王子市、近辺すべてスポーツ施設につきましては延期等の検討をしているところでございます。私ども日野市におきましても、その点は十分に配慮をして進めてきております。

今回の一番橋の件につきましては、多摩市の例のように相当調査が行き届いているという情報ではなくて、一団体の口頭による情報でございます。その段階でそれをすべて取り入れますと、今度は逆にその情報によって排除される業者が出てくるわけでございます。ですから、その点は私たちは慎重に進めなければいけないということで、今年度におきましても、別件ではやはりそういった情報に基づいて誓約書を取ったケースもございます。

ただ、今回につきましては、先ほども申し上げましたように客観的な事実が明確に出

されないという中で、私も１時間ほど面談をしておりますけれども、やはり口頭だけで、どこでいつという場面がはっきり明示されないという段階で、私どもの方にはそれ以上の調査権はないわけでございますので、そういった中で事務は進められたと。ただ、情報の中の組み合わせにつきましては若干報道とは違いがありますし、私どもの方でできる限り指名委員会の中で配慮しているところがございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　あのね、こういう問題というのは、透明性を確保していくということというのは、客観的な事実を把握することではないと思うんだよね。絶対にそんな簡単に客観的な事実なんか把握できないと思うし、もし把握すれば、それで防止ができるわけですけれども、そういうことができないから、日野市として、もしいろいろな動きあるようであれば、本当に市民にもだれにも説明できるような対応、努力がやられていくべきではないかというふうに言っているんです。

私、先ほど森田美津雄議員の情報開示、予定価格の事後公表について、開示検討中だというふうに言われました。これは私、６月議会にも提起をしました。答弁が全く何も進んでいない。メリットもあるけれども、デメリットもあるから検討中ですと。メリットがあるということははっきりしているんで、デメリット、何がデメリットだと考えているのかというようなことについて一切ないんだけれども、どんな検討が６月議会以降やられているんですか。こういうことに対する姿勢が本当に弱いんじゃないかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　先ほども御答弁申し上げましたけれども、指名委員会において既に検討をして、一定の結論は得ております。ただ、実施時期につきましてはまだ確定していないということでございます。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　ということは、情報を開示していくと。じゃあデメリットというのは何なんですか、あと残っているデメリットというのは。今すぐできない、とりわけ市立病院など大きな計画があるわけでしょう。それらも考えて、すぐにそういうふうな開示を、こういう問題もあるわけですから、積極的に、本当に十分なのかというのが市民から問われているわけですから、もっと積極的な答弁をいただきたいと思うんですが、どうですか。市長にも答弁いただきたいと思うんです。

○議長（馬場繁夫君）　　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　　いわゆる予定価格を公表することによって、積算で計算すれば、より近い数字が出るというところでございます。このあたりは各市もやはり心配をして、まだ踏み切っていない部分があるということでございます。今、積算価格、いわゆる設計価格等を伏せてございますけれども、既に東京都の方からその計算方法等については明示されております。予定価格が出ることによって、専門の業者が自分たちのものが、次の工事のものにつきましても事前に入札の段階で計算が推測できるというような場面が出てくるということです。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　　今言われたことというのは、積算基準というのはもう公にされているんだから、逆に言うとあれでしょう、開示したって開示しなくたっておおよその推測がつくということは、だから開示したから、これでほかのところに、後のことに影響するということはないという意味でしょう。

○議長（馬場繁夫君）　　助役。

○助役（小俣雅義君）　　工事予定価格の事後公表につきましては、実際にいろいろな各市の動きもそうですし、日野市としても公表に踏み切る段階に参っております。具体的な検討に入っているというのは、そういうことを申し上げているわけでございます。

前回の質問のときから一歩も進んでいないじゃないかというお話ですけれども、前回の段階では、まだこの問題の具体的な協議をしていなかったということであります。それ以後、最近までこの公表問題を通常の指名委員会の後にこういうような問題を論議をしている段階でございます。

今、総務部長がお話しいたしましたように、現実問題として、積算基準に基づいて積算された公示価格、この問題と、今現在の最低価格、これが必ずしも一致しないということが今現在ございます。というのは、積算価格そのものがいわゆるやや高いんじゃないかという、そういう我々実務段階での判断もございます。そういった中で、事後公表というのは基本的には積算価格そのものを公表しなければならない。しかし、事後であってもそれを公表することによって、一定の高値安定ということが心配されるところでございます。そのあたりをどう詰めるか、それからどの程度の工事をどう公表していくか、このあたりを具体的に詰めているところでございます。

今までも情報公開その他の手順によっては、この入札価格については公表対象にして

いるのが現状でございます。できれば事前公表というのが究極の目的ではありますが、現実の今の統計でありますと、落札比率が97.数%から98%という現状の中では、積算価格そのものに非常に近い価格で落札されるケースがまだまだ見受けられる。このあたりをどう整理していくか、このことを今、最終段階の検討をしているところでございます。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　一歩も進んでいないというふうに言ったのは、ここに答弁書があるんだけれども、先ほどの森田議員の質問に対してメリット、デメリットがございますと。検討中でございますと言われたから、これは前回もメリット、デメリットがございますと。現時点では検討中ですというふうに同じように答えられたから、何を検討しているのかというふうに言ったんです。踏み切る方向だということをはっきり確認して、一刻も早くそれをやっていただきたいと思います。

私、こういう問題が起こったときに事実を確認するかどうかというのは本当に難しいことで、我々だって手立てがないわけです。そんなことがやられているかどうかなどということはね。市が本当に市民に説明できるようなできる限りの努力、いろいろな物事を透明にするという努力を行っているかどうかということだと思うんです。私は、そういうふうな情報があるにもかかわらず、これまでどおり説明会を何回も開いて、一同みんな集めてやるというようなやり方でよかったのかどうなのかね。もしそのことだけでも本当に変えられているというようなことがなされているならば、大分受けとめも違ったんじゃないかなというふうに思います。

さっき多摩市は特別だと言われましたけれども、多摩市はそれなりの努力をされていますよ、そういう問題についてのね。決して特別なことではないと思いますし、こういう問題についてはどこでも起こり得ることですから、ぜひ具体的な対応を進めていただきたいと思います。

市長にもそのことについて、もう一度最後に決意を伺っておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　くどいようでございますが、こういう議論がこの議会の場で行われるということは大変残念であります。一つの疑問点を持って質問に当たられる、それはそれで議員の主張でございますからいいわけでありますが、私は冷静に公平にこういうものは見ていただきたいなというふうに思うわけでありまして、これまでも日野市政はクリーンであり、これからももっともっとクリーンであるように厳しく指導をして

いきたい、このように思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　全く本当に誠意がないと思うんです。今、日野市政がクリーンであるかダーティーであるかというような議論なんか全然していないんです。こういう公共事業の問題については本当に透明性を図って、市民からいろいろな指摘がされることのないように、こういう問題が起こったときもきちんと説明ができるような対応というのが必要だということを指摘しているんです。私、一度も市がダーティーなことをやったとか、その疑惑があるなどということは言っていないですよ。私の見方が何か一面的だみたいなことを言われましたけれども、全然そうではありません。これはこういう問題がある自治体もない自治体もいろいろな努力をして、こういう公共工事その他の契約の問題については透明化を図ろうという努力をしているわけですから、そういう努力をもっとやるべきだし、もしも何か変な動きがあったとしたら、余計そういうふうなところに注意しなければいけないと、このことを言っているだけじゃないですか。もう１回答弁を求めます。

○議長（馬場繁夫君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　今、議員から御指摘のことを、市長はそのままお答えしていると思います。この、なぜじゃあ呼びつけてしなかったか。それは先ほど申し上げましたように、やはり我々とすれば、例えば新聞社から事前に情報があったとか、そういうことには敏感に対応するわけです。ただ、一団体の言動に惑わされたくないと、これが一つ根底にあるわけでございます。全く私どもとしてはきちんとした対応をしております。もちろん事前にいろいろな客観情報の中で、例えばスポーツ施設関係の情報について非常にそういう情報が既に伝わっているようなものについては、より厳しく厳密に対応をしているのが現状であるということを申し上げているわけでございます。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　何かスポーツ団体の談合だけが今問題になっている談合だというふうに言われるのは、本当に納得できないと思うんですけれども、スポーツ団体の問題についても大きく新聞で報道されましたけれども、その他公共工事についてもさまざまにこういう問題については報道されているわけですから、いつでもそういうふうなところについては警戒をして、だれからも問題を指摘されることのないように努力を行うというのは当然じゃないですか。

○議長（馬場繁夫君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　当然だと思います。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　それでは１点だけ確認をさせていただきます。先ほど森田議員の質問に対して、助役がちょっとかいつまんだ中で答弁をなさっていましたけれども、今回のこの案件に対しまして10社指名がなされました。この10社指名に指名をする選定基準はどこにどのような形で設けたのか、細かく御説明いただければありがたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　選定基準、これは日野市の契約事務規則第16条の規定の、いわゆる競争入札に参加するための必要な資格等がございます。これを受けまして、日野市では工事の請負契約に関する基準というものを設けております。一番最初は平成５年10月１日でございます。そして平成７年、平成９年４月１日にそれぞれ改正を一部しておりますけれども、工事の請負契約に関する基準というものを持っております。

その中で、指名基準というところに業者の指名の選定方法というのがございます。そこでは東京都の等級格付というものがございます。いわゆる経営の状態によって、一番下が350点ぐらいから上が2,300点ぐらいまで、１点刻みでございます。それらをさらにＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄのランクづけをそれぞれの業種ごとに行っております。これを採用いたしまして、私どもの設計金額と対応するところと当てはめるという形になります。

そして指名業者の数というのが、いわゆる私どもの指名競争に対する設計金額の200万円未満の場合には３社以上、あるいは設計金額が200万円以上1,000万円未満という場合には５社以上、そして設計金額が1,000万円以上5,000万円未満、これは７社以上、そして今回対象になりますのは、設計金額が5,000万円以上ということになりますと、10社以上ということになります。そして今回はＪＶでございますので、それぞれ10社ずつ、合計20社選定したということでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　一定の手続に基づいて選定したということでありますけれども、今回のこの10社がこの一番橋の工事にふさわしい業者なのかどうかという選定はどのような形の中で行われたのか、これをお聞きしたんですが。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　一つには、先ほど申し上げました等級格付、いわゆるＡラ

ンクでございます。その中で、Ａランクの中の上位から10社選んでおります。ただし、その中にいろいろ問題等の指摘されている会社が３社ございます。これらは除きまして上から10社と。一番上は2,127点ということです。そこから順番に、いろいろ不都合のある会社、会社名は申し上げられませんけれども、３社、既に公になっております。その部分は外しまして10社選んだということでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　最後にしますけれども、確認をさせていただきます。そうしますと、今回のこの業者選定に当たっては、この工事にふさわしい、今言われたいわゆる経審の点数の上位から10社を一律で選定したということで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　そのとおりでございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場繁夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第74号、日３・４・14号線橋梁（一番橋）下部工（その１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号、日野市収入役の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　　議案第75号、日野市収入役の選任についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市収入役に落合豊を選任したいので、地方自治法第168条第７項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　　これより質疑に入ります。菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　　ただいま市長の方から提案理由の御説明をいただいたんですけれども、わかりませんので、もう少し詳しく提案理由について御説明いただければありがたいと思っております。お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　　市長。

○市長（馬場弘融君）　　質問の趣旨も私よくわからないんですが、地方自治法第168条に、その２項ですが、市町村に収入役１人を置くとなっております。つまり、法律の専門書によれば必置機関であります。しかしながら、必置機関であるけれども、市長の補助機関という中に入っている一つであります。ですから第170条には、もし収入役がいない場合には出納の関係の職員を代理に充てるようにというふうなこともございまして、既に私どもの方ではその対応をしているところであります。

しかしながら、必置機関としての補助機関、収入役を、もう既に２カ月になりますが、空白であるわけですから、できるだけ早く選任をしていただきたいということで、鋭意これまでも努力をしてきたところでありますが、ようやく市長としての形ができたといいますか、ぜひこの方をお願いを申し上げたいということで、きょう御提案を申し上げた次第であります。

○議長（馬場繁夫君）　　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　　それでは、今回の人事案件というのは再任ということですので、ある程度この議場でもと思っているんですけれども、収入役に望むもの、そしてもう一度再任されるというところで、そのあたりも言明いただくとありがたいんですけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　　市長。

○市長（馬場弘融君）　　人事案件というのは、個人の資質云々について本会議の場でどうであるということをいろいろ議論すべき筋合いではないなという認識を私は思っておりますが、お尋ねでございますので、今の日野市、あるいは自治体の財政状態、これから数年間、かなり厳しくなるであろう。今もう既に厳しいわけでありますが、そういう

中で、この財政を地方自治法上で言えば執行機関と会計をチェックするといいますか、見ていくという、そういうところをわざと分けている立法の趣旨を考えますと、長に対して、あるいは執行部局に対して会計の担当者としてしっかりと会計の状況を報告でき、把握できる、そういった人材が今一番求められている自治体の状況、特に日野市の状況ではないかなというふうに思っています。そういう意味で、きょう御提案申し上げている方は、ぜひこういう方が収入役としてきちんと会計の出し入れといいますか、出すところをチェックしていただきたい、それが私の求めているところであります。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　ありがとうございます。人事案件でこのように話をするというのは、やはりお互いに厳しいものがありまして、私も質問しようかしまいか悩んだところではあります。

ただ、会派の中でもいろいろと意見が、まさに真っ二つじゃなくて入り組んで分かれたと、今回の人事案件についてはそういうことがありまして、例えばさまざまな方から聞き取りをしたときにも、なかなかぴちっと来る話が聞こえないとか、あと、こういう人事案件について、かなり職員の方も関心を持っているさまざまな節があったということがあって、不安な思いでいるのが私たち会派の実情ではないかと思います。

しかし、これは今回は私どもとしては賛成を、同意をしていこうとは思っておりますけれども、今後ともこういう人事案件というのは、やっぱりお互いに情報公開できるところは公開しながら、そしてその場を議会もしっかりと持つという意識を持ちながら進めていく、慎重に取り扱うべきものであるという共通認識はあると思いますので、再度そのことだけお話しさせていただいて、質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　決算についての意見のところで竹ノ上議員が指摘した点ですけれども、馬場市長は6月議会で収入役を提案できませんでした。しませんでした。決算調整に本来責任を持つ収入役不在のままに9月の決算議会を迎えたわけですけれども、収入役さんが市長選挙に出られて空白になった時期が過去にもあるようですけれども、市長の場合あれですよね、少数与党ならともかくとして、多数与党のもとでこういうふうな期間、収入役が不在というのは、私、市長の統治能力が問われる問題でもあるのではないかというふうに思うんですが、なぜこういうふうな不在の期間がつくられてしまったのか、市長からお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　御質問でございますからお答え申し上げますが、私は随分慎重に、大勢の皆さんの御意見を聞きながら、ようやくこの結論に達したということでございまして、ぜひ独断でどうのこうのということではなくて、幅広い意見を聞く中で、どういう方が一番、今、収入役として必要かどうか、ようやく判断が固まったということでお出しを申し上げたということでございます。

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　幅広い皆さんからの意見というふうに言われましたけれども、職員の中から今回の人事についていろいろと不満の声が聞こえます。私、その中で無視できないのは、さっき市長が落合氏に対して期待するということで、執行部に対して会計の立場からチェックをしてほしいというふうに言われましたけれども、これまでの落合氏の仕事の中で、こういう立場ではなくて、職務権限を越えるような振る舞いがあったというようなことが職員から聞かれます。予算編成に当たって各部局のヒアリングの席に出席して助役のような振る舞いをやっている、これはけしからん話だというような御意見も聞きました。このような事実があったのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　そういうことがあったとかなかったとかを申し上げるところではないというふうに思います。私の補助機関として、助役、収入役、それぞれ一生懸命やっていただいたわけでありまして、それでいいと私は判断をしております。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　採決をしていただきたいというふうに思いますけれども。挙手採決です。

○議長（馬場繁夫君）　今後は意見を述べてください。

本件はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手多数であります。よって、議案第75号、日野市収入役の選任の件はこれに同意することに決しました。

これより議案第76号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第76号、日野市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会の委員に冨田和正氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第76号、日野市教育委員会委員の任命の件はこれに同意することに決しました。

これより議案第77号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　議案第77号、日野市監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市監査委員に星野幸夫氏を選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　御異議ないものと認めます。よって、議案第77号、日野市監査委員の選任の件はこれに同意することに決しました。

これより議案第78号、人権擁護委員の推薦の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　　議案第78号、人権擁護委員の推薦についての提案理由を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員４名の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　　御異議ないものと認めます。よって、議案第78号、人権擁護委員の推薦の件はこれに同意することに決しました。

これより報告第８号、平成９年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたし

ます。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　報告第８号、平成９年度日野市土地開発公社決算の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定により、平成９年度日野市土地開発公社の決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　それでは報告第８号、平成９年度日野市土地開発公社決算内容について御説明を申し上げます。

お手元にございます平成９年度日野市土地開発公社決算書をごらんいただきたいと思います。

初めに、１ページをお開きいただきたいと思います。事業概要でございます。平成９年度に取得いたしました用地は、都市計画道路用地、都市計画公園用地を主体に８件、1,377.81平方メートルでございます。また処分用地は４件、5,880.19平方メートルで、２件を日野市、１件を建設省、１件を代替地としまして個人に売却いたしました。なお、事業資金の年度末借入金は234億583万1,292円でございます。

次に少し飛びまして５ページ、６ページをお開きいただきたいと思います。ただいま事業概要で説明を申し上げました平成９年度の取得用地の明細（その１）でございます。件数は９件、1,349.36平方メートル。用地費、諸経費を含めまして４億969万7,524円となっております。

次に同じページの下段の取得用地の明細（その２）でございます。国道20号日野バイパス代行買収でございます。件数は１件、28.45平方メートル、用地費は583万7,940円となっております。

次に、７ページ、８ページをお開きいただきたいと思います。平成９年度の処分用地の明細（その１）でございます。件数は３件、4,919.58平方メートル、処分金額が４億4,256万1,697円で、２件を日野市、１件を個人に売却しております。

同じページの下段でございます。処分用地の明細（その２）でございます。件数は１件、960.61平方メートル、処分金額が１億9,782万7,604円で、建設省へ売却いたしております。

次に９ページをお開きいただきたいと思います。財務諸表でございます。平成９年４月１日から平成10年３月31日までの事業会計の損益計算書でございます。表の一番下に表示されておりますように、平成９年度の当期は5,588万8,115円の純損失となっております。

それから10ページ、11ページでございます。このページから収支計算書となっております。収益的収入及び支出は、平成９年度の事業活動により生じた収益と費用が計上されております。収益的収入は合計６億4,674万5,270円で、内訳は事業収益といたしまして公有地取得事業収益６億4,038万9,301円、事業外収益としまして、受取利息２万7,269円、雑収益、土地の貸付料でございます。632万8,700円、以上でございます。

それから次の12、13ページでございます。収益的支出は合計７億263万3,385円で、内訳は売却した用地の事業原価といたしまして６億9,434万4,226円、販売費及び一般管理費733万9,159円、事業外費用95万円となっております。

次に14ページから16ページまで、ただいま御説明いたしました収入及び支出の明細でございますので、説明を省略させていただきます。

次に17ページでございます。17、18ページ、資本的収入及び支出でございます。資本的収入は合計９億8,370万411円で、内訳は市からの運営補助金及び国からの補助金でございます。４億5,669万3,471円。銀行等からの長期借入金５億2,700万6,940円。資本的支出は合計15億5,971万1,907円でございます。内訳は、公有地取得事業費８億7,222万8,935円。借入金償還金でございます。６億8,748万2,972円でございます。なお資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足いたします金額５億7,601万1,496円につきましては、当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

次に、19、20ページはただいま御説明を申し上げた詳細でございますので、説明を省かせていただきます。

それから21ページ、これは損益勘定留保資金の残高等の資料でございます。年度末残高は17億4,992万9,538円となっております。

それから22、23ページでございます。土地開発公社の財政状況を明らかにするために、年度末現在の資産及び負債、資本をあらわしました貸借対照表でございます。資産の合計と負債、資本の合計はそれぞれ307億635万44円で、貸借は一致いたしております。

それから、24ページから37ページまで公社用地の明細でございますので、御参照いただきたいと思います。

それから次に38ページをお願いいたします。事業別用地集計表でございます。区画整

理事業用地89件、５万8,866.94平方メートル、道路用地が14件、2,195.94平方メートル、公園用地７件、5,748.51平方メートル、緑地用地３件、7,546.64平方メートル、国道代行買収用地10件、1,592.21平方メートル、その他の用地が37件、合計いたしまして160件、11万977.37平方メートルでございます。

それから41ページから54ページまで長期借入金の明細でございますので、御参照いただきたいと思います。

次に55、56ページでございます。ここは基本金明細表でございます。

以上で平成９年度日野市土地開発公社の決算の報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって報告第８号、平成９年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第９号、平成９年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　報告第９号、平成９年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定により、平成９年度財団法人日野市環境緑化協会の決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　大変申しわけございませんが、最初に訂正箇所がございますので、よろしくお願いいたします。お手元の資料、財団法人日野市環境緑化協会事業報告書・決算書の21ページをお開きください。備考の欄でございます。３億円掛ける0.051％となってございますが、0.51％の誤りです。大変申しわけございませんでした。

それでは、平成９年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について御説明させていただきます。

本事業報告書・決算書の３ページをお開きください。昭和61年１月に財団法人として

発足して以来９回目の決算となりますが、市の施策等と連帯を図り、自治会、老人クラブを初め多くの方々の協力を得て、市民と一体となって緑の愛護と花のまちづくり運動に努めてまいりました。

平成９年度においても、理事会、評議員会の御意見を反映させながら、緑化の推進に関する普及啓発事業、事業活動、調査研究及び受託事業を柱に実施してまいりました。事業実績は８ページから13ページに記載のとおりでございます。

協会の理事会及び評議員会の開催状況は、14ページから17ページのとおりでございます。

次に決算でございます。20ページから27ページをお開き願います。当期収入合計は、21ページの下の方でございますが、6,854万172円で、前期繰越収支差額415万1,801円と合わせて収入合計7,269万1,973円で、前年度対比で６％の減でございます。基本財産運用収入は153万8,383円で、対前年度比で39.8％の減でございます。市からの補助金収入は3,586万2,364円で、対前年度比で7.1％の減でございます。

次に、支出の部でございますが、22ページから27ページでございます。当期支出合計7,134万2,521円、前年対比で2.6％の減であります。当期収支差額はマイナス280万2,349円で、前期繰越収支差額415万1,801円を加え、次期繰越分は134万9,452円となっております。

28ページ以降につきましては、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等の資料でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって報告第９号、平成９年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

これより報告第10号、平成９年度株式会社日野市企業公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　報告第10号、平成９年度株式会社日野市企業公社決算の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定により、平成９年度株式会社日野市企業公社の決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　それでは報告第10号、平成９年度株式会社日野市企業公社の決算について御説明申し上げます。

その前に、一部資料追加のため差しかえをさせていただきました。よろしく御理解を賜りたいと思います。

それでは、お手元の平成９年度第３期報告書をごらんいただきたいと存じます。

まず営業報告書でございます。平成９年度第３期決算につきましては、事業別売上実績は記載のとおりでございます。年間の総売上高は５億178万1,000円で、前年度に対しますと9,762万1,000円の伸びでございます。24.2％の伸びとなっております。企業公社の自主事業は、表の中の自動車駐車場運営事業から日野市役所食堂運営事業まで４事業でございます。受託事業は乗鞍高原日野山荘運営事業から一番下の東部会館管理運営事業まで10の事業でございます。前年度に比較しまして伸びた主な内容でございますが、受託事業のうち南平体育館管理運営事業から東部会館管理運営事業まで四つの事業を新たに受託したことによるものでございます。

次に、決算書の各表の記載の内容について御説明申し上げます。平成９年度第３期決算の事業期間は平成９年４月１日から平成10年３月31日までございます。特にこれにつきましては、平成10年３月31日の決算日の状況を記載しているところでございます。

まず第１ページ、貸借対照表でございます。この表の内容でございますが、資産の部と負債の部に分けて記載をしたものですが、前年度と比較いたしまして、最下欄、資産合計、負債、資本合計ともに2,000万円余り増加しております。その内容でございますが、資産の部にありましては受託事業４事業の増により普通預金が2,000万円ほどふえ、流動資産がふえたことによるものでございます。一方、負債の部では未払金1,100万円、未払消費税、法人税600万円等の増により流動負債が1,700万円ほどふえたことと、資本の部におきまして剰余金が300万円ほどふえたことによるものでございます。

次に損益計算書でございます。前年度と比較しますと、新規の受託事業が増加いたした分、純売上で9,785万円ほどの増になっております。一方、仕入高も増加しておりますが、売上総利益では前年度より8,200万円ほどの増の２億2,345万円余りとなりました。販売費及び一般管理費の２億2,154万円を差し引いた営業利益は190万3,220円となりました。なお、販売費及び一般管理費につきましては、３ページのところに明細を添付させていただいております。

次に特別利益、一番下の欄でございますが、特別損益の部でございます。税引前当期利益でございますが、昨年度259万円余りでございましたが、今期の決算では485万円ということで226万円ほど増になりました。この税引前当期利益から法人税充当額198万6,000円を支払いまして、差し引き当期利益は287万672円となりました。この当期利益と前期繰越利益284万9,583円を加えまして、当期末の処分利益は572万255円となりました。

４ページでございますけれども、この金額を利益金処分計算書のとおり次期繰越利益として処分をいたしたものでございます。

また、決算書の各表については以上のとおりでございますが、６ページでございます。株式会社日野市企業公社の概要。それから８ページでございます。会議開催状況。さらに11ページから19ページまで自主事業と受託事業の業務実績を添付をさせていただいております。説明については省略させていただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　この報告書の８ページなんですけれども、株主総会の開催状況云々のことが書かれております。この場所ですね。市役所の庁議室を使われているということなんですけれども、一応どんなことであれ企業公社というのは株式会社であって、営利団体であるという前提はあるわけですよ。そういったところに庁議室を貸しているということに対して、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　会議の開催状況の中に庁議室が２回ほど使われているということでございます。確かに株式会社でございますけれども、御存じのように会議室が全くございません。したがいまして、取締役会についてもシルバー人材センターの会議室をお借りしたり、市の方で行ったものについては、またいわゆる市長が株主になっております。また取締役についても市の部長が２名ほどなっております。そういう会議で

ございまして、確かに株式会社ということでございますが、市長の日程、これらを含めまして、庁議室は貸し出し等の規則内容を定めたものがございませんが、そのような状況の中で使ったわけでございます。また庁議室については、会議ということでほかの福祉事業団だとか、そういう市長が理事となったり、あるいはそういうところについても会議室としてお貸ししているわけでございまして、ぜひ、特別ではございませんが、企業公社については株式会社でありますが、そのようなことで会議室がないということと、その辺の御理解を賜りたい、このように思っております。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　私自身が誤解してしまうとよくないと思うので、確認しますけれども、となれば、会議室を持っていない株式会社には公開しているという理解でよろしいんですか。開放しているという理解でよろしいんでしょうかね。そこだけ確認したいと思います。お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　庁議室については市民にも開放しておりません。したがって、他の株式会社にはお貸しするということはございません。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　これはやっぱりおかしいと私は思います。もう少し、けじめというものがありまして、やっぱり企業公社といえども、これは幾ら日野市が出資しているといっても、そのあたりのけじめだけははっきりつけた方が、後々さまざまなところでよろしいんじゃないかと思うんですよね。そのあたり、市長を初め理事者の方々、ぜひ考えていただければと思います。

何かございませんでしたら、これで終わります。

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって報告第10号、平成９年度株式会社日野市企業公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（馬場弘融君）　報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について申し上げます。

本報告は、庁用車の事故による和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治

法第180条第１項の規定により専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告につきまして御説明申し上げます。

２ページをお開きいただきたいと思います。日野市神明一丁目12番地の１日野市役所地下駐車場の市の義務に属する事故にかかわる和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名は日野市神明一丁目12番地の１日野市役所地下駐車場の事故でございます。

和解の相手方は、日野市大字新井35番地の４、川田陽太郎様でございます。

事故の発生状況でございますが、平成10年７月27日午前９時30分ごろ、健康課職員が日野市役所地下駐車場内で庁用車を方向転換させようとした際、後方をよく確認しないで後退したため、駐車スペースに駐車しようとして後方を確認していた相手方車両の右前部に接触し、損傷をさせたものでございます。

損害賠償額は15万2,408円で和解が成立いたしましたので、平成10年８月24日に専決処分させていただいたものでございます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第10－27号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情、請願第10－28号、労働基準法改正案に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－27号、請願第10－28号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において生活文教委員会に付託いたします。

これより請願第10－29号、アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事態法」な

どの制定に反対する陳情、請願第10－30号、消費税の減税を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－29号、請願第10－30号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において企画総務委員会に付託いたします。

これより請願第10－31号、「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出の請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－31号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において福祉保健委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は９月７日月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時11分　散会

9月7日　月曜日　（第2日）

平成10年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第22号）

9月7日　月曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山　薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島　久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原　茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬　隆君	24番	内田　勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	槇島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君	企画部参事	青山武君
学校教育部参事	伊藤敏君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成10年9月7日（月）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時09分　開議

○議長（馬場繁夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

日程第１に入る前に、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

○市長（馬場弘融君）　おはようございます。去る９月４日、本会議において、収入役に選任の同意をいただきました落合豊を９月５日付で収入役に選任いたしましたので、御報告申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　収入役、落合豊君のあいさつを求めます。

○収入役（落合　豊君）　収入役に選任同意をいただきまして、まことにありがとうございます。もとより浅学非才の身でございます。何もできませんが、市民福祉向上のために、また市政進展のために微力を尽くしてまいりたいというふうに存じております。どうか議員各位におかれましても、よろしく御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願いを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君）　これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１の１、子どもたちに居場所を返すためにの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（出沼恵美子君）　およようございます。５番、出沼です。

それでは、質問させていただきます。今、子どもたちに居場所がないと言われています。何十年か前であれば、子どもたちが遊ぶ原っぱや自然が地域の中にたくさんありました。子どもたちは、家庭に地域に学校にそれなりの居場所を持っていました。しかし現在、まちの中に子どもたちが群れ遊べるような場所が十分にありません。かつて遊び場だった道路は、車がふえ危険になり、まちの中では犯罪が多発して安全であるとは言えません。また、住宅事情も変わり、子どもたちが集まれるような大きな家は余り多くありません。学校では、用のない人は残っていてはいけない。さっさと帰るように言われます。また、コンビニの前などにたむろしていると、警察に通報されてしまいます。子どもたちはまちの中にいてはいけない。まるで邪魔者にされているような気がします。

生活者ネットワークでは、日野市内の中高校生50人にアンケートをとりました。その中で子どもたちは、「雨が降るといる場所がない。無料でいられる場所が欲しい」と言っています。また、保護者の方からは、「受験期の子どもたちが静かに勉強できる場所が

ない」という声がたくさん寄せられています。

最近、政府の諮問機関などから、家庭のあり方を見直そうという声が高まり、青少年の健全育成に取り組んでいる方の中には、家庭が一番大事だというふうに考えていらっしゃる方もいます。家庭が大事であり、子どもにとって居心地のいい場所であることはもちろん必要です。しかし、大人から自立する時期の子どもにとっては、家庭という場所からも自立し、徐々に外に、社会に出ていくときなのです。子どもは家庭と学校だけで育つわけではありません。家庭に子育てのすべての責任を負わせるのではなく、社会全体で子どもを育てていくという意識が必要だと思います。また、地域の中で子ども同士が育ち合い、子ども同士の社会をつくる場所が必要です。都市化が進み、地域の中に子どもが安心してくつろげる場所がない現状の中、子どもたちに居場所を返すことは、地域の大人、また行政の役割であると考えます。子どもの居場所についての日野市の考え方をまず伺います。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　お答え申し上げます。

青少年問題が大きな社会問題となっている折、国では総務庁青少年対策本部が「青少年対策推進要綱」を定め、特に活動の場所の整備充実を掲げる中で、「身近で気軽に利用できること、小さなグループや個人でも気軽に利用できること、それから興味を持って利用できること、といった現在の青少年の特性に合った施設のあり方に努めるとともに、施設の有効利用を促進するため、施設運営の弾力化を進める」とうたっております。

また、東京都青少年問題協議会が出しました「東京都行動計画中間答申」では、「青少年健全育成のために」という項の中で、青少年の居場所をつくるという点に触れまして、「既存の場所以外で青少年が友人関係をつくることについて、大人は危険視しがちである。しかし、この生活空間は、青少年が辛うじて見つけ出した新しい生活空間であることに留意し、いたずらに禁止・抑圧するのではなく、既存の生活空間を離れても生活していける能力を身につけさせることが必要である」というふうに言っております。

このような国や都の動向があり、日野市としましても、子どもの居場所の問題は重要な課題としてとらえているところでございます。また、昨年11月に発足しました第19期日野市青少年問題協議会の第１回目の会議での委員の発言の中でも、「今の子どもたちには居場所がない」という御意見がございました。こうした背景で、今年度の日野市青少年問題協議会では、協議テーマといたしまして、青少年の居場所を取り上げ、第１回目の協議会を７月14日に行ったところでございます。いろんな御意見をいただき、それ

を今整備しているところでございます。整備した意見を踏まえ、もう一度同じテーマで協議会を11月に開きたいと考えております。その協議会の中で、青少年の居場所の一定の方向づけが出されるものと期待しているところでございます。その結果を受け、市の具体的な対応を探ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君。

○５番（出沼恵美子君）　ありがとうございました。

協議会の中で居場所について考えていくということで、その後市の具体的なことを考えていくということでしたけれども、市全体でも、子どもの居場所というのはどういうことなんだという基本的な考え方の認識を深めるといいますか、そういうふうに今後、具体的なところだけではなくて、全体的な考え方も一緒にやっていってもらいたいと思います。

次に、子どもたちの居場所についての今度は具体的な提案を８点ほどいたします。

一つ目は、先日、生活者ネットワークのメンバーが世田谷のプレーパークに見学に行ってきました。プレーパークというのは、子どもの遊び場ですが、プレーリーダーと言われる大人がいて、一緒に遊びます。世田谷区では、市民の自主的な活動から始まり、その後行政がお金を出し、運営は市民が行っています。大がかりな建物や遊具は必要ありません。見学に行ったプレーパークは、公園の一角で、プレーリーダーの小屋と手づくりの遊具があるだけでした。子どもが遊びの中で廃材などを利用して、さまざまなものをつくります。安全には自分で気をつけて、責任も自分で負います。こんな場所でいいなら、日野市にもたくさんつくれる、というのが見学に行ったメンバーの感想です。多摩丘陵の一角でもいいし、何も木を切って整地する必要はありません。公園の一角でもいいのです。日野市の中にもぜひプレーパークをつくってほしいと思います。プレーリーダーは、若い人たちを中心にたくさんいると思います。例えば、場所の提案ですが、落川の千代田区の林間学校の土地や、仲田の体験広場などを検討してもらいたいと思います。

２点目は、生活者ネットワークのメンバーがほかにも杉並のゆうという中高校生向けの児童館に見学に行ってきました。ここは、計画段階から子どもたちの参加でつくり、スタジオ、カラオケルーム、多目的ホール、学習室、また地下にバスケットボールが六つもある体育館があり、１人で来ても過ごせるような工夫がされているということです。日野市の児童館は小学生向けで、中高校生が過ごせるようになっていません。多摩平団

地の建て替えの中で、公団に子ども向けの施設を要望しているかどうか伺います。

三つ目が、学校に行きたくても行けない、いわゆる不登校の子ども、特に小学生の行き場所が、現在市内にありません。小学生の不登校の子どもの現在の状況をお答えください。

四つ目が、この中に２点あるんですが、放課後の子どもたちの指導、これは現在どんなふうになっているでしょうか。また、地区センター、例えばすぐに実現可能なところとして、管理人のいる地区センターを、おしゃべりをしたり、宿題をしたりできる、自由にくつろげる生徒サロンとして用意したらどうかと思いますが、どうでしょうか。

五つ目が、雨が降るとジュースを飲む場所もないと子どもが嘆いています。子ども喫茶や子どもレストランを、子ども値段で開くことなども、新しい発想で取り組んでいただきたいと思います。

６点目、さらに既存の施設の利用として、市民会館の練習室を子どもの楽器の練習スタジオとして無料で開放してほしいと思います。

７点目、日野市の図書館には漫画が置いてありません。お隣の多摩市には漫画が置いてあり、子どもたちがうらやましがっています。雑誌はよくて、漫画はだめという根拠がよくわかりません。子どもたちが親しみやすい図書館にするために、漫画を置いてほしいと思います。

最後に、子どもたちから奪ってしまった生活道路を返すために、放課後から日没まで通行どめにするなど検討していただきたいと思います。例えば私の家の近くのブリージングタウンという住宅街の中の道路は、いつも子どもたちが遊んでいますが、車の抜け道になっていて、とても危険です。こういった場所の、時間帯を決めての通行どめ、さらに場所によっては、年齢が高い子どもたちのためのスケボーロードなども検討してもらいたいと思います。

以上８点についてお答えをお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　それでは、たくさん質問いただいておりますので、私の方でまず１点目の、プレーパークづくりの提案と、それから５点目の子ども喫茶、子どもレストランの取り組みをと、それから７点目の、図書館に漫画を置いての、その３点について、順次答弁させていただきます。

まず、プレーパークづくりの御提案でございます。平成10年６月30日に出されました中教審の答申の中にもございますように、「子どもの遊びの重要性を再認識し、自然の

中での遊びを通して、驚きや感動を体験し、豊かな感性をはぐくみ、また自然や環境について知り、それを大事にする心が養われたり、忍耐することの大切さを学ぶこと」等がうたわれてございます。今日、遊び場は大きく減少し、自然と触れ合える遊び場がわずかになってしまいました。そんな中で、生涯学習課が担当しておりますが、自然のありのままを生かした自然体験広場を夏休み期間中に限りまして、日中は自由に御利用いただいております。屋外にはターザンロープやブランコといった制約のないアウトドア的な遊具も設置してございます。スタッフとしては、プレーリーダー的な存在の高校生、大学生を中心に配置いたしておりまして、おいでいただいた中高生に遊びを教えております。今後は、さらに市内によりよき場所の候補地があれば、検討してみたいというふうに思っているところでございます。

５点目でございます。子どもの喫茶、子どものレストランの取り組みをという御質問でございます。子どもの放課後の居場所といたしまして、喫茶レストランを市がみずから設置することが果たして青少年育成行政として位置づけられるのかどうか、疑問に思うところでございます。逆に悪い居場所と化する懸念もなきにしもあらずでございます。まずは地域の中で子どもがオープンに行かれる場所、語り合える場所の環境整備を整えていくことが大事であろうと思っております。一例を申し上げますと、私どもには公民館がございます。公民館には談話室があります。この談話室の使用方法は、最小限のルールで、だれもが自由に利用できる場所となっています。いわゆるオープンスペースでございます。ここに放課後の中高生が集まってきます。テレビを見たり、飲み物を飲んだり、スナック菓子を食べたり、談笑したりしております。時には大声を出したりして職員に注意されたり、喫煙なども注意されているようでございます。職員が時々のぞきまして声をかけたりして、公民館で主催します青少年向きの講座があるときには、君たちも参加しないか、というようなことで声かけをしながらコミュニケーションを図っているところでございます。こういうような場所が成人、それから小中高生、お年寄りが、つまり社会を構成するあらゆる階層の方たちが、緩やかなルールのもとで集まれる場所がオープンスペースとして展開できれば一番よろしいんではないかというふうに考えているところでございます。

それから、７点目の図書館に漫画を置いてということでございます。漫画につきましては、出版点数も販売部数もふえてきておりまして、公共図書館でも統計データはできてございませんけれども、所蔵している図書館も出てきているようでございます。ただ、所蔵するかどうかにつきましては、図書館の内部の図書館会といいますか、図書館の中

でも論議が続いておりまして、結論は出ていない状況でございます。公共図書館の役目としましては、子どもが感動する本を用意したり、読書の楽しさと出会いをつくることが重要かと思っております。日野の図書館の内部でもまだ議論が分かれるところでございます。さまざまな御意見を参考にしながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　道路を通行どめにして遊び場にという御質問でございます。道路につきましては、「一般の交通の用に供する」という道路法に大きな定義がございます。特に生活道路につきましては、新聞あるいは郵便の配達、あるいは宅配便、その他いろいろの通行に昼夜使っているわけでございます。特に居住者につきましては、最近の自家用車、一家に１台、あるいは２台という時代になっていますので、これを通行どめにするということは非常に不可能な状況でございます。それからまた、道路法の中にも、道路管理者としてできるものということで、道路の破損や決壊で交通に危険がある場合、あるいは工事のためにやむを得ない場合には通行どめができますよという大きな定義がございます。そこで近くにも公園がございますけれども、ぜひそちらの方で遊べるように誘導いただきたいというふうに思います。ぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　今、議員さんから御質問がありました３点目の、不登校の小学生の現状ということでございます。

平成10年度の学校基本調査が、夏、８月７日の新聞に各市一斉に報道されました。それは、不登校の児童・生徒が全国で10万人を超えたという結果の報道があったということでございます。御承知のとおりでございますけれども、中学生と同様に、小学生の不登校数も毎年増加しているのが現状でございます。その中で日野市の現状としましても、小学生の学校嫌いによる不登校数が、毎年緩やかですが、上昇傾向にあることは事実でございます。

４点目の放課後の学校における指導といいますか、居場所づくりの御質問でございますが、まず日野市の小学校、中学校の児童・生徒の放課後の活動状況でございますが、各学校ごとに下校時刻というのを決めてございます。その下校時刻までは、例えば小学校でいいますと、本を読んだり、校庭で遊んだり、教室で係り活動をしたりというよう

なことで過ごしております。また、下校時刻になりました場合は、一たん下校してお家に帰って、かばん等置いて、それから学校に来て、市で定めた学校の校庭開放、いわゆる遊び場開放ということでございますけれども、それに基づいて、夏は6時まで、冬は5時まで校庭で遊ぶことができるというようになっております。中学校につきましては、下校時刻、やはり小学校と同じように4時か4時前あたりでございますけれども、教室等で自由に過ごすことはできますけれども、それには下校時刻後は居残り届けというのが中学校は大体ありまして、それに基づいて部活動や生徒会活動を中心として行動している子どもが多くおります。ですからこれに参加しない子どもたちは、下校ということになっております。ですから現状では、これは御指摘のところは特に中学校のことじゃないかと私ども思うんですが、そういう意味では、部活動とか生徒会活動が中心になっておりまして、それが放課後活動の中心的な役割をしております。そういうことで、現状では、そこの体制を変えることも、学校の現状としてはなかなか難しいのではないかなと、そういうことを考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　私の方からは、4点目の地区センターの部分とそれから6点目につきましてお答えさせていただきます。

4点目の管理人のいる地区センターを子どもサロンにという御意見でございます。管理人がいる地区センターは、平山地区センターと七生台地区センター、この2館でございます。この地区センターを子どもサロンとして開放できないかという御質問ですが、地区センターの性格上、現状では非常に難しいと考えております。居場所がないという実情を考えれば、検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、市民会館の練習室の無料開放という点でございますが、市民会館の施設使用料は、すべて市民会館条例で定める額を前納する旨の規定がございます。減額免除の規定がございません。使用料を納めることで安易な申請が防げ、適正な使用手続が確保されると受けとめております。ただ、御指摘のありました無料開放は、青少年対策という点で、別の視点をもって考える必要があるんじゃないかというふうに考えます。これからの検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　多摩平団地の建て替え事業の実施に当たりまして、住都公団の方では、現在子どもたちの身近な遊び場であるプレールート、主に集

合住宅内の幼児向けの遊び場でございます。そういうものや、プレーガーデン、緑や花に親しむことのできる遊び場等の配置を、住棟の１階周りや歩行者路線に沿って予定をしてございます。日野市といたしましても、こうした遊び場は当然配置していくものというふうに考えておりますけれども、そのほかに児童館や子育て支援センター等、子育て環境を支援する施設が必要になってくるというふうに考えてございます。こうした施設も含めまして、建て替えに伴う公共公益施設につきましては、庁内の関係各課の要望や自治会からの要望も踏まえまして、現在最終的な取りまとめを行っているところでございます。今後、庁内調整、自治会等の調整を経た上で、今年中には正式に公団へ要望していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君。

○５番（出沼恵美子君）　ありがとうございました。

子ども喫茶や子どもレストランのところなんですが、子どもたちが集まって悪い場所にならないかという懸念があるということだったんですけれども、そういう場所じゃないんだということを、子どもたちによく言えば、そんなふうにはならないと思うんです。これは新しい提案なんですが、子ども喫茶や子どもレストランという新しい発想を、例えば空き店舗などを市が借りてＮＰＯに委託するとか、そういうようなやり方も考えられると思います。

それでは、３点について再質問をさせていただきます。

今の多摩平団地の建て替えのところなんですが、児童館ですとか、子育ての支援センターということでも声が出ているということと、それから市民の方からは、小規模の葬祭場兼集会所というような希望も出ているというふうに聞いています。市の中では複合施設ということを考えているという声も聞いているんですが、そうしますと、複合施設の中で、ぜひこの子どものための、児童館のように大きくなくても、つくってもらいたいと思います。中でも中学生、高校生向けの場所がないので、そのことを検討してもらいたいと思いますので、このことについてもう一度お答えをお願いします。

それから、小学生の不登校の子どもの行く場所についてなんですが、現在ありません。小学生の子どもの不登校がふえているということで、家にいたい子は家にずっといてもいいわけですけれども、外に出ていきたいと思ったときに行く場所がないということで、必ずしもこれは公の場所ではなくても、ＮＰＯなど市民の事業に補助を出すという考え方でもいいと思いますが、不登校の子どもの居場所についてもう一度お願いします。

それから、子どもが放課後、今学校には、用がなければ、特に中学生は、早く帰りなさいというふうに指導がされているということなんですが、これが大体4時かその前ということで、かなり早い時間だと思うんです。自分の学校にもそのまま居残ることができないという、自分の学校なのにいられないというのは、何かちょっとおかしいなというふうに思います。学校の対応の中では難しいということなので、例えば余裕教室として利用して、生涯学習というふうな観点から生徒サロンなどをつくったらどうかと思いますが、どうでしょうか。三つについてお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　答弁をお願いします。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　それでは1点目の、多摩平団地建て替えの中で、公団に子ども向けの公共施設と申しましょうか、中高生向けの児童館をという再質問でございますが、児童館につきましては、子どもたちに自由な遊び場や自主活動の場を提供しながら、仲間づくりをしたり、行事その他の活動を通して子どもたちの心身の豊かな発達を援助する、また子育てを支えるために、保護者や地域の人々のつながりをつくり、協力や協同の力を育てて、よりよい地域環境をつくることを目的として中学校区に1館を目標に現在6館が建設され、活動しているところであります。御質問の地域、二中学区になるわけでございますけれども、現在、児童館がないわけでございます。この地域からも、子どもたちの活動の場の拠点となる施設の整備が強く望まれているところでございます。したがいまして、今後の多摩平団地の建て替え事業に伴う公共施設の整備計画の中で、幼児から中高生まで幅広く活用できる場として児童センター的な施設を整備してもらいたい、このように主管課としては要望しているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　御質問第2点の、小学生の不登校の子どもたちの居場所についてでございます。日野市におきましては現在、中学校に情緒障害に伴う不登校生徒を受け入れる施設といたしまして、教職員研究室の1階に相談学級を設置してございます。ただ、中学校の生徒を対象とするだけでございまして、小学生を対象とする、そういう不登校の児童が通学できる場所、そういう施設はございません。これらのことは私どもも教育委員会内部で、小学生の問題が徐々にパーセンテージが上がってきているという現状の中で、中学生だけの問題ということではなくて、本当に小学生のことに視点を当てた対応をしていかなくちゃいけないということで、私どももこの一、二年考えておりました。御指摘の小学生を対象とするそういう施設なり指導面なり、検討課題

としてまいりたい、そう考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　余裕教室を使って生徒サロンをつくったらどうかという御提言でございます。私どもの方では学校の協力を得まして、余裕教室を今開放しまして、社会教育活動、地域活動へお使いいただくということで、現在３校お願いしています。南平小、五小、高幡台小でございます。これはいずれも要綱を設置しておりまして、代表５人以上の団体でございまして、代表者が20歳以上ということで規定してございます。そんな中ですと、生徒・児童の個人利用は対象にはなっていないところでございます。ただ、学校の行事等でお使いいただく分には、学校の方でそのまま使っているんじゃないかなというふうに思います。ただ、今後生涯学習推進計画を立てていく中で、さまざまな活用、余裕教室の活用も計画してまいりたいと思っております。また教育委員会内部でも、余裕教室検討委員会がただいま設置されておりまして、有効活用について議論を深めているところでございます。そういうこともあわせて、子どもの居場所、それから生徒サロンというようなことを、どんなふうな形で利用が可能か探っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君。

○５番（出沼恵美子君）　ありがとうございました。

身近なところにある場所として学校、それから地区センターというのが市内にたくさんあります。そういったところはぜひ活用を検討していくということですが、活用をしていってもらいたいと思います。特に地区センターについては、今使っていない、あいている時間というのは閉まっているわけです。従来の発想を柔軟にして、いろいろ工夫していっていただきたいと思います。子どもたちの居場所が今切実に必要な状況の中で、なるべく既存の施設の利用、お金がそんなにかからない方法という観点から何点かの提案をしました。

子どもの居場所として必要なのは、大きく分けて五つあると思います。一つは、プレーパークなどの遊ぶ場所。二つ目は、少し大きな子どもたちが体を思い切り動かせる場所、ストレスやエネルギーを発散できる場所が必要です。市内の児童館で中高校生が訪れるのは、バスケットのゴールがあるところです。バスケットゴールが置いてあるだけで、それで遊べますので、市内のあちこち、子どもが遊べそうなところに取りつけてみては

どうでしょうか。すぐに壊れるという問題があるようですが、プロバスケのゴールとは違うので、「ぶら下がったら壊れる」というふうに注意すればいいのだと思います。公共のものを使うときのルールも同時に学べます。三つ目は、スタジオなど音楽ができる場所。中高校生は音楽にとても興味を持つ時期です。四つ目は、ジュースを飲んだりおしゃべりをしたりしてくつろげる場所。最後は、静かに勉強できる場所。これはすごく切実です。日野市では図書館で勉強できませんが、わざわざ立川、昭島、多摩市の図書館まで出かけて行って勉強していると聞きます。家庭は生活の場所なので、兄弟姉妹など家の人がテレビを見たり、さまざまな生活の音に邪魔されて勉強に集中できません。それなりの環境が必要です。図書館でなくてもいいのですが、学習の場が必要とされています。いろいろ提案をさせていただきましたが、子どもの居場所について柔軟な発想で市内の中にいろいろつくっていただきたいと思います。

これで、子どもたちに居場所を返すための質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって１の１、子どもたちに居場所を返すためにの質問を終わります。

一般質問１の２、安全確保を最優先した学童クラブづくりをすすめよの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

○５番（出沼恵美子君）　それでは、質問させていただきます。

女性の就労化、核家族化が進む現在、学童保育に対するニーズは、少子化が進むといっても、今後もなお高まっていくと思われます。また、子育ては母親だけがするものでなく、社会全体でしていく必要があります。学童クラブも働いている人ばかりでなく、地域の活動やボランティア活動などで家を留守にするときや、育児に疲れたときなどに利用できるようにもなったらいいと思います。しかし、現状では、市内の学童クラブは、質・量ともに十分な状況であるとは言えません。ある保護者の方は、三つある女子トイレのうち、一つが１年以上も壊れたままであるとか、床がはがれてささくれ立っているためにけがをした子もいる、と施設の補修の必要性を訴えていらっしゃいました。私も、児童館と併設されている学童クラブを見学に行きましたが、壁が今にもはがれ落ちてきそうで、子どもの頭にでも当たったら危ないと感じました。また、子どもが手を洗う水道のすぐ隣にガスコンロが置いてあり、危険だと感じました。学童の面積は、人数の割にとても狭いので、なお一層の安全確保が必要であると思います。学校の教室と同じぐらいの面積に見えましたが、70名近くの登録だということでした。学校のように並んで授業をするわけではなく、そこで遊んだり、勉強したり、休んだりするわけですから、

70人にはとても狭過ぎると感じました。保育園のように、１人当たりの面積の基準はあるのでしょうか。また、火器の設置基準や、補修の優先順位など、安全面での基準はあるのでしょうか。

次に、時間延長が今検討されていますが、保育園のように保護者が迎えに来るわけではなく、子どもが１人で帰るのですから、６時までの延長になると、暗い中を帰っていく危険性が大きくなると思います。今、まちの中は変質者が多く、とても危ない状況なんです。時間延長に伴う子どもの安全について、どのように考えているのか伺います。

次に、３月の議会で、子育て支援として、午前中の学童クラブを子育て自主グループに開放してほしいと提案しました。その後どうなったでしょうか。また、東京都の条例改正で、20人以上であれば、民間にも同じように補助が出ることになりました。民間への委託は検討されているでしょうか。特に第四小学校の学童クラブは今70名で大変多くなっています。このように人数の多い学童クラブへの民間委託について検討されているか伺います。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　それでは、学童クラブに関する４点の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず１点目は、学童クラブの施設の基準はあるのかと、こういう御質問でございますけれども、当市の学童クラブの運営は、昭和43年、学童の放課後育成事業として、日野市社会福祉協議会にその事業を委託して始まりました。その後、昭和50年度から市の直営事業として運営し、今日に至っております。現在、学童クラブは、小学校学区を単位にし、21施設ありまして、利用学童数は866名、これは４月１日現在でございますが、となっております。学童クラブにつきましては、本年度から、児童福祉法に放課後児童健全育成事業として法制化されましたが、従来からこの事業につきましては、東京都の学童保育事業運営要綱に基づきまして、運営をしてきたところでございます。育成室の面積等につきましては、この運営要綱の中で基準が設けられております。この基準につきましては、児童福祉施設最低基準を準用しておりまして、育成室の面積は、１人当たり1.98平方メートル以上となっております。当市のクラブの育成室は、全施設平均でございますけれども、１人当たり現在2.5平方メートルとなっております。学童の生活の場といたしましては、一定の対応はできる面積であると考えております。しかし、今後の施設改修等におきましては、できるだけ広い面積を確保するよう努めてまりたいと考えております。また、一部施設では、老朽化も進んでおりますが、学童の育成に当たっ

て、安全性や快適性が失われないように十分配慮していきたい、このように考えております。

2点目の時間延長の安全確保の問題でございますけれども、学童クラブの育成時間は現在、放課後から午後5時までになっております。来年度から子育て支援策として1時間程度の延長を予定しているところでございます。この延長につきましては、延長が必要な限られた学童を対象に育成を行うものでありますが、帰宅時間が御心配のように遅くなることに伴います安全性の確保につきましては、保護者とも十分話し合い、理解を求めていきたい、このように考えております。

それから、3点目の午前開放の問題でございますけれども、子育ての支援策として、学童クラブの育成時間外にこの施設を子育てグループ等が利用できる条件整備を行ってきました。一部管理上の課題等が残されておりますが、できるだけ早く実施していきたいと考えております。また、職員につきましても、利用者や遊びや子育て相談等の分野についても積極的にかかわりを持っていきたい、このように考えております。

それから、4番目の民間業務委託の問題でございますけれども、学童クラブの運営につきましては、過去においては、日野市社会福祉協議会にその事業を委託して実施してきた経過もございます。学童の健全育成の場として多くを望まれる施設でありますので、より充実した育成を目指して今後も努力をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君）　それでは、一つだけ再質問をさせてもらいます。

1点目の施設についてなんですけれども、夏休みなどの長期休暇中、子どもは1日の大半を学童で過ごすわけですが、保育園に比べると、施設面では格段の差があると感じます。1人当たりの面積の基準があるということですが、50名以上のところはとても狭いのが事実です。出席率が低いということも聞くんですが、そういうことが前提になっているのもおかしなことだと思います。そして今、平均を聞いたんですけれども、少ないところも入れての平均ですので、まだまだ人数の多いところは狭いと思います。保護者の方からも、50名以上のところはクラブ数をふやしてほしいという要望が出ていると思います。また、ガスコンロの位置ですとか、危険な箇所の早急な修繕など、安全面での日野市独自の基準をつくってほしいと思いますが、日野市独自の基準づくりについてもう一度お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　日野市の安全面の独自の基準をという御質問でございますけれども、御案内のとおり学童クラブにつきましては、いろいろな条件と申しましょうか、施設がございます。児童館に併設したのが６館、小学校の空き教室を活用させていただいているのが５館だと思います。そのほか学校の校庭をお借りして独自の施設をつくっているもの、さらには児童遊園のところ、また借地で独立してつくっているもの、いろいろ21クラブでございまして、確かに狭く感ずるところもないとは申し上げません。

そんな中で、常日ごろ安全に子どもたちを見るために工夫、努力をしているわけでございますけれども、今言ったように、いろんな経過がございましてできておりますので、一つの基準に当てはめるというのはなかなか正直言って難しいのかなと、このように考えております。それより今、いろいろな中で心配されるのは、子どもたちが安定しない――安定しないというんですか、数の上でございますけれども、１年、２年、３年生にいらっしゃるわけですけれども、３年生が小人数になってくる。卒業されていく。１年生が急に多くの子どもが入園と申しますか、学童の希望があるというような場合には、保留児をなかなか出せない。保留児を出すといろいろなところに支障があるというようなことから、45人を一つの単位として70人までは、職員の増員等をしながら、そこで保育をするというような工夫をしているのが現状でございまして、施設的にも不十分なところはある、このようには思います。

先ほども例の中で、ガスコンロが育成室の中にあるじゃないかと、こういう御指摘もありましたけれど、そこいらが、使用しないときに、子育てグループに開放するような場合の管理上の問題点といいますか、独立した厨房と申しましょうか、おやつをつくる場所がない施設がまだまだあるわけでございまして、そこいらのところも改善をしていかなければいけない、このように思います。いずれにいたしましても、危険があってはいけませんので、安全性の確保には十分注意をして、これからも財政の許す限り改修等もしながら努力をしていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君。

○５番（出沼恵美子君）　ありがとうございました。

学童クラブはこれから値上げもしていくわけですので、ぜひ快適に過ごせるように、特に安全面に気をつけていっていただきたいと思います。

先ほど、午前開放について、少し職員とのかかわりもつくっていきたい、というお話がありました。地域の中に子育てに関して学習したり、相談したりできる場を求めてい

る若い親たちにとって、専門職のいる「幼児の日」などの児童館の存在は、大変心強いものがあります。学童の保護者の方から「学童と児童館の先生方の連携が余り見られない」という声がありました。同じ建物の中ですので、ぜひ連携して、たくさんの目で子どもたちを見てもらいたいと思います。学童クラブの午前開放に当たっては、自主グループへの場所の提供だけでなく、児童館の先生も含めて相談に乗っていただいたり、一緒に遊んだりしていただきたいと思います。また、これから民間委託という声も出てくることもあると思います。そういったときには、例えば市民事業（ＮＰＯ）などに優先的に委託をする、そういうことも検討してもらいたいと思います。学童クラブのあり方や基準づくりに当たっては、保護者や子ども、また市民の参加で進めてほしいと考えます。

これで、安全確保を最優先した学童クラブづくりをすすめよの一般質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって１の２、安全確保を最優先した学童クラブづくりをすすめよの質問を終わります。

一般質問１の３、子どもの人権基本条例の制定をの通告質問者、出沼恵美子君の質問を許します。

○５番（出沼恵美子君）　子どもの質問が続いて３回目なんですけれども、子どもの人権基本条例の制定をということで質問させていただきます。

「子どもの権利条約」が1994年３月に日本で批准されてから４年が経過していますが、この精神が具体化されているとは言いがたい状況にあります。国連の査察でも、「子どもの権利を守るオンブズパーソン制度などの創設、暴力及びポルノグラフィーから子どもを保護すること、系統だった人権教育をすること」などの勧告を、ことしの６月に受けています。日野市でも、大坂上中学校入学式での教育委員長の発言問題と、そのことへの教育委員会の対処の仕方を見ても、条例及び勧告が生かされていないと感じます。条約の第２条「差別の禁止」、第３条「子どもの最善の利益」に照らして勧告は、「委員会はまた、コリアン及びアイヌを含むマイノリティーの子どもの差別的な取り扱いを、それがいつ、どこで生じようとも、全面的に調査し、かつ解消するようにも勧告する」としています。差別的な発言をしたこともさることながら、その後の教育委員会が、この勧告のように、全面的に調査し、差別を解消する措置をとっていたら、多くの市民や、市民グループの方々が、今のように大きな問題とすることはなかったわけです。私も、市民の方々と一緒に教育委員との話し合いの場に同席したり、教育委員会を傍聴したりしましたが、差別の問題は、受けた者にしかその痛みがわからないのだということ、またその痛みは何十年も胸の中にあるのだということがなかなかわかっていただけないと

感じました。日野市の人権教育の考え方と人権教育に関する施策を伺います。また、教育に関する部分だけでなく、ゼロ歳から18歳までの子どもの人権についての市の基本的な考え方を伺います。

子どもの権利といいますと、子どもに権利ばかり与えているとわがままになる、と言う方がいらっしゃいます。けれども、Aという子どもに意見を言う権利があれば、その隣のBという子にも同じように権利があります。Aさんは自分の権利を使うばかりでなく、同時にBさんの権利も侵してはいけないわけです。権利には常にほかの人の権利も守らなければいけないという責任が伴います。子どもは保護する対象としてだけでなく、1人の人間として大人と同じように権利を持ち、また年齢相応に他人の権利を守る責任も負うことが必要です。

また、今の日本の子どもは「物のないときの子どもに比べ幸せである」と市長はおっしゃっています。子どもの権利条約は「戦争や飢餓に苦しむ子どもを救うことが目的で創設された」と教育長は発言しておられます。確かに食べる物にも困った時代に比べ、物質的には豊かです。しかし、今の子どもたちは、受験競争や塾、習い事、学校での多過ぎるカリキュラムによる多忙、過度のストレス、そこから生じるいじめや自殺、登校拒否、閉じこもりなど、決して幸せな状況とは言えません。また、大人からの虐待や性犯罪なども増加していて、苦しむ子どもがふえています。子どもの権利条約は、発展途上国の子どもだけを対象にしたものではなく、世界じゅうの子どもを対象にしたものです。ですから、今度の査察で、日本に対してたくさんの勧告が出されたわけです。ちなみに「全国子どもの人権連絡会」という民間団体の調査によれば、日本の子どもたちが一番欲しい権利が、休息をする権利、休む権利なんだそうです。子どもたちは、もっとゆっくり休みたいと思っています。

川崎市は全国で初めて「子どもの権利条例」の策定に取り組むことを明らかにしました。新聞記事によりますと、「同市は、子どもを大人の保護対象と考えてつくられた現行制度を見直す必要があると判断した。具体的には、①児童虐待やいじめなど、家庭や学校での権利侵害について、子どもの異議申し立て機関を設立する。②子どもに関する政策決定の場に当事者としての参加を保障するなどを検討していく」となっています。日野市でも子どもの人権基本条例の策定を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、前回の6月議会で教育長は、執印真智子議員の質問に対して、「子どもオンブズについて、検討会をつくって大至急検討したい」と答えていらっしゃいます。その

後どのように検討されたでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　子どもの人権についての基本的な考え方、また条例制定の意思はという御質問について、私の方からお答えをさせていただきます。

子どもを心身ともに健やかに育成していくためには、子どもは権利行使の主体で、このことを子どもにかかわる者はもちろんのこと、すべての人たちが認識し、行動することが必要であると考えております。

子どもの権利保障につきましては、我が国におきましては、国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」を、平成６年４月22日に批准し、すべての児童の人権尊重、保護及び福祉の促進を目指して取り組むことを明らかにしました。当市におきましても、人がお互いに尊重し合える温かい社会を築くために、この社会を担っていく子どもの権利保障をより一層強力に推進していく必要があると考えております。このためには、福祉分野におきましては、広く子育てに関する相談に積極的に応じていく、児童相談所、民生児童委員、特に主任児童委員などとも連絡して、虐待などの予防や早期発見に対応していく。また、教育分野では、人権尊重の教育の一層の推進や、人間性豊かな教育環境の充実などに積極的に取り組んでいく必要があると考えております。また、これらの施策を有機的に結びつけるためには、行政と民間との連携を含め、広く関係機関の相互のネットワークづくりもしていかなければいけない、必要である、このように考えております。

それから、２点目の基本条例の制定についての御質問でございますけれども、子どもの権利保障を効果的に推進していくためには、東京都児童福祉審議会が去る７月30日に知事に意見具申を行いました「新たな子どもの権利保障の仕組みづくり」についての中でも、条例の制定が有効であると述べられておりますが、当市といたしましても、今後東京都の取り組みなどを勘案しながら、より効果的な子どもの権利保障の仕組みについても検討していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　ただいま御質問のありました第１点、子どもの人権についての基本的な考え方、第３点、オンブズマン制度についてのその後ということでお答えさせていただきます。

第１点の子どもの人権につきましてですけれども、教育委員会としては、日ごろから

大きな関心を持つとともに、学校教育の重要な基本的な柱として認識してまいりました。日野市教育委員会としましては、人権尊重の教育について、次のように考えております。「日野市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神に基づくとともに、児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して、学校教育活動と社会教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進する」という内容でございます。具体的には、第1点に、一人一人の児童・生徒の成長、発達ということと、自己実現を図るようにできるようにすること、2点目として、障害のある人が社会の一員として平等に活動できる社会の実現を目指して、相互理解と連帯感をはぐくむ教育を推進するということ、3点目に、人種・民俗等を異にすることによって人権が損なわれることのないよう、人権尊重を基盤とした国際理解教育を推進すること、4点目に、男女平等、男女共同参画の社会を実現するための男女平等教育の推進を行うこと、以上4点で指導の充実に当たっております。

それでは、具体的にどういうことがあるのかということでございますが、具体的な活動とか、指導状況について御説明いたします。

市内の幼稚園、小学校、中学校の校長先生、園長先生、先生方で、人権尊重教育推進委員会を組織しております。各学校の実態に応じた人権尊重教育を推進しておりますが、この中でさまざまな各学校の教育実践を交流し、それを広めております。例えば現在、日野第二小学校が東京都教育委員会の人権尊重教育研究推進指定校となっておりますが、そこで研究されていることを市内の各学校に広める努力をしております。また、この人権尊重教育推進委員会では、先生方にお願いいたしまして、小中学校で研究事業を企画しておりまして、そういうことを各学校に広げていく努力をしております。また、心障学級と通常学級、それから養護学校、これは都立七生養護学校、または八王子東養護学校でございますが、と通常学級との交流教育も盛んに行われております。これらの活動を通して、子どもの人権に関する教育の推進に努めているのが現状でございます。

続いて、オンブズマン制度につきましてでございますが、前回の6月の議会でも御質問がありましたオンブズパーソン制度について、その後の状況について説明させていただきます。

前回の議会で、子どもの人権擁護についてさまざまな勉強をさせていただきました。と同時に、現在の状況の中で、子ども人権オンブズパーソン制度を公的に位置づけるには、家庭内における児童・生徒の虐待の問題、親権の問題、地域におけるさまざまな問題等にどのようにかかわり、対応できるかということから、日野市の子どもの人権を守

る協議会への協力関係を保ちつつ、子ども人権オンブズパーソン制度について教育委員会内で検討を進めていくという趣旨でお話をさせていただいたと思います。それを受けまして教育委員会では、検討会を構成いたしまして、教育長、部長、参事、指導主事等で、このオンブズパーソン制度について、都内の制度を参考資料にして学習を行いました。これは福祉オンブズマンの形でございます。また、先ほどお話がありましたけれども、国連から出ました勧告、これが英語のものでしたけれども、これを訳しまして、これのことについての勉強も行っております。また、先ほど部長から話がありましたけれども、東京都福祉局から出ました「新たな子どもの権利保障の仕組みづくりについて」という都知事への意見具申、この本を勉強させていただきまして、どのような制度を考えていくことがいいのか、そこら辺を検討をしております。まだまだ不十分でありますので、これからもこの検討を重ねてまいりたい、そう考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君。

○５番（出沼恵美子君）　それでは１点だけ、最初の人権教育に関するところで再質問をさせていただきます。

今、子どもたちへの教育について、人権の部分でお答えいただいたんですが、今度の教育委員長の発言問題などから見ましても、子どもたちだけに教育するということではなくて、教育委員会の中でもそういった話し合い、人権についての考え方など、話し合いをする必要があるだろうと思います。そういった教育委員会内部での取り組みについてもう一度お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　今いただいた御質問ですが、教育委員会では、事務局として教育長以下部長、参事、指導主事等で検討会を持ちまして、この検討会というのはあくまでも、そのオンブズパーソン制度をどういうように構築していくのがいいかということですので、その中心の課題は、子どもたちの人権をどう守るかということが、当然話の中心になると思います。そういう形で私どもは、実際には調査権とか、面接権とか、さまざまなことで、かなり現実的には難しい面もあるなあということを考えつつも、子どもたちの権利を守るにはどうすることが一番よいのかということで、今、さまざまな勧告だとか、答申だとか、具体的に今やられているところの制度だとか、そういうものを勉強させていただいております。なお、定例の教育委員会が毎月ございますが、教育委員の方は、それだけではなくて、何回かさまざまな勉強会とか、検討会というこ

とで、この人権のことについても勉強されております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君。

○５番（出沼恵美子君）　先ほどの内部の検討会のことなんですけれども、今、教育委員会の中の事務局ということでやっていらっしゃるようですけれども、この子どもの権利は、先ほど福祉保健部長も発言しましたように、福祉・保健にかかわるところ、それから先ほど私が子どもの居場所で聞いたときに、青少年の健全育成という方から市民生活部長が答えていらっしゃいます。また生涯学習部長も答えていらっしゃいました。そういうふうにいろいろなところにまたがっていますので、この検討会もできたら子どもにかかわる施策を取り扱っているところ全部で検討していただきたいと思います。また、そのほかにも、この子どもオンブズについて、今もう請願がないですけれども、請願を出した市民の方たちもいらっしゃいます。そういった方たちとも一緒に検討をしていっていただきたいと思います。

川崎市では、条例策定に当たり、子どもをメンバーに加えて委員会を発足させるそうです。そればかりではなく、既に設置している地域の子ども会議の意見を集約したり、関心のある市民が意見交換する市民サロンも設けるということです。日野市でも、子どもにかかわる重要な決定をする際には、ぜひこのような、子ども、市民の参加を考えてもらいたいと思います。

また、先ほど子どもの居場所について質問をしましたが、その際に、先ほども言いました、子どものことを担当するセクションが各課にまたがり、同じ子どものことなのに、どこが担当するのか非常にわかりにくい、というふうに感じました。例えば、放課後子どもが学校に残っていれば、学校教育部の担当ですが、同じ子どもが残っていても、余裕教室を子どもサロンのようにしたら、生涯学習部の担当になります。各セクションでは、その所管の範囲で仕事をしますから、それを飛び越えた発想というのはなかなか生まれにくいようです。執印真智子議員が以前にも一度提案しているのですが、子どものことをトータルに扱う子ども課のようなセクションをぜひつくってもらいたいと思います。

これで、私の子どもの人権基本条例の制定をの一般質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって１の３、子どもの人権基本条例の制定をの質問を終わります。

一般質問１の４、「せっけんの使用をすすめるまち」宣言を早急にの通告質問者、出

沼恵美子君の質問を許します。

○５番（出沼恵美子君）　６月の議会で、環境ホルモンについて石けんのことにも触れて質問をしましたが、今回、石けんのことに絞って質問をさせていただきます。

日野市では、18年前から他市に先駆けて石けん利用を積極的に取り組んでいて、公共施設での石けん利用が定着していることについては、とても評価しています。執印真智子議員の提案により、大成荘や日野山荘の浴場にも石けんシャンプーが置いてあります。ある市民の方が、とても好感が持てるとおっしゃっていました。また、市民の実行委員会形式で行う浅川サバイバルレースや、暮らしのフェスタなどで石けん使用のアピールもすばらしいことと受けとめています。

しかし、市内の一般のお店で売られているのは、ほとんどが合成洗剤であり、多くの市民が合成洗剤を使っています。市としての市民への普及・啓発、アピール活動がまだまだ不足していると考えます。石けん使用をもっと市民に働きかけてほしいのですが、両親学級、乳幼児健診、小中学校での石けんの講習など、啓発活動はしているでしょうか。協同組合石けん連絡会の『石けん運動』という冊子があります。その７月号に馬場市長からメッセージが寄せられていて、環境問題への憂慮と石けん運動への理解を示しておられます。また、浅川サバイバルレースにも積極的に取り組んでいらっしゃいます。そこでぜひ、この日野市の石けん運動をさらに前進させるために、「せっけんの使用をすすめるまち」宣言を早急にしていただきたいのですが、いつごろをめどに実現するのでしょうか。お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　お答え申し上げます。

石けんの使用につきましては、滋賀県の「琵琶湖富栄養化防止条例」制定以来、全国の自治体が大きな関心を寄せ、消費者運動も連動し、積極的な取り組みがなされてきたところでございます。日野市においても、公害環境問題及びその安全性の観点から、昭和57年に合成洗剤使用自粛についての依命通達を出しているところでございます。この通達に沿い、小中学校、地区センター等の公共施設、それから大成荘、日野山荘の保養所、こういったところで石けんへ移行し、市民の方々に実際に使っていただくことを通して定着を図ってきているところでございます。また、消費者団体と協力し、各種イベント等において啓発活動を行うとともに、生活・保健センター内に使用方法のパネルの展示や、昨年度には、石けん工場のバス見学会を行ったりしているところでございます。御質問の両親学級、乳幼児健診及び小中学校での講習は現在行っておりませんが、環境

ホルモンの影響が取りざたされている中、担当部署と協議し、石けん使用の啓発パンフレットの配布等、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、２点目の宣言はいつするかということでございます。日野市第３次基本構想・基本計画では、日野市の特性である水環境保護の推進から、平成10年度までに「せっけんの使用をすすめるまち」宣言をする計画でございました。しかし、合成洗剤の無リン化により、河川、湖沼等の富栄養化の沈静化に伴い、全国的に見ても一時の盛り上がりがなくなり、宣言を猶予してきた経緯がございます。ここに来て、環境ホルモンの影響も懸念されているところでもございますので、環境保護全体の問題として改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　小中学校での石けん講習はしているかという御質問のところで、学校教育における石けんについてはどのような指導がされているかということの御質問も含まれていると思いますので、この点について御説明させていただきます。

地球的な規模で環境問題が論議されている今日、環境問題は学校における重要な教育課題の一つであると思っております。御指摘がありました、合成石けんの環境及び人体への影響に関する学習活動につきましても、日野市内の小中学校においては、教科指導の中で実施されております。例を挙げますと、小学校では５年生の社会科のところに環境単元がございます。また、６年生の家庭科では、夏の暮らしの単元のところに洗濯という内容がございます。そういうところで合成洗剤と身体、自然への影響等と、洗濯石けんの使用量などについて学習しております。また中学校でも、理科の地球と人間という単元とか、家庭科の保育、食物等の単元において、合成洗剤が身体に及ぼす影響についてを学習して、実生活の中で生かすことができるよう指導を強めております。これらの合成石けんにかかわる指導のほかに、小中学校ともに、日野市独自でつくっております環境副読本を使って、児童・生徒の発達に合わせた環境教育を推進しております。今後も日野市民として、自己を取り巻く環境に関心を持ち、進んで活動に取り組むことのできる児童・生徒の育成に努力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君。

○５番（出沼恵美子君）　特に石けんの講習というふうには行われていないようなんで

すが、皮膚の弱い赤ちゃんを育てているときは重要な時期で、両親学級や乳幼児健診を大いに活用すべきだと思います。パンフレットの配布などを検討するということだったんですが、合成洗剤を使いなれた人にとっては、石けんの使い方に少し工夫が必要です。例えば、先に洗濯物を入れてから、後から洗剤を入れるのではなくて、水に石けんをよく溶かしてから洗濯物を入れます。これは衣服に、石けんかすが付着するのを防ぐためです。そういった石けんの使い方を含めた石けんの講習会をしてもらいたいと思います。また、子どものころからの環境教育も大切です。石けんと合成洗剤を簡単に比べられる実験もあります。例えば封筒にそれぞれ石けんと合成洗剤を水に溶かしたものを入れると、合成洗剤はすぐに封筒の紙にしみ込みます。これは浸透性の実験ですが、合成洗剤が皮膚にも容易に浸透し、内臓にも影響を与えることの危険性を示しています。この議場にそういった実験を持ち込んでやりたいとも思っていたんですけれども、必要のないものをいろいろ持ち込んではいけないということのようですので、今回は遠慮しました。前回の一般質問でも少しお話ししましたが、三鷹市ではこういった石けんの実験などを、市民グループが小学校の授業で行っています。日野市でもぜひ、生活課の主導、市民の協力で、両親学級、乳幼児健診、小中学校の授業で、石けんの使い方、またこういった実験などをしていただきたいと思います。もう一度この点についてお答えをお願いします。

それから、宣言の方は、かつてのような盛り上がりがなくなっているということでした。けれども、今、川が泡だらけになったり、赤潮が発生したりということは確かになくなりました。しかし、新たに非イオン系の合成洗剤が主流となり、この成分は現在の水質調査項目にはないので、汚染実態がつかめていません。下水処理はバクテリアにより有機物を分解するもので、石けんは分解されますが、合成洗剤など化学物質は分解できません。水は地球の中を循環しているものですから、めぐりめぐって、また私たちの口へと入ってくるわけです。また、合成洗剤の界面活性剤から環境ホルモン物質が見つかっており、多摩川のコイに異常が見つかっていることは、前回の一般質問でお話ししたとおりです。さらに日野市に「農業基本条例」が施行されましたが、水田を保全していくためにも、水は非常に重要です。「農業基本条例」と呼応して「せっけんの使用をすすめるまち」宣言は、ぜひとも早急に実現していただきたいと思います。盛り上がりがないからしないというのではなくて、市として、市の中を流れる水をどうするのか、そういった意味からも、宣言はぜひお願いしたいと思います。この最後の宣言については、ぜひ市長に御答弁をお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　答弁を求めます。学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　先ほどお話しいたしましたほかに、例えば日野市内の小中学校でなされている実践ということで若干お話をさせていただきたいんですが、例えば浅川とか多摩川とか、用水をクリーン作戦ということで、子どもたちがＰＴＡのお父様、お母様方と力を合わせてクリーン作戦をしているような学校が幾つかございます。そういう中で、やはり川の汚れとか、そういうものを実体験する。それから空き缶とか吸い殻とか、さまざまなごみが乱雑に置かれている、捨てられているという状況、そういう中で合成洗剤が使われているんじゃないかというようなさまざまな問題を子どもたちが実体験している、そういうような活動がございます。また、家庭から出る廃油を利用した石けんづくりというようなことで、保護者の方の御理解を得て実施している学校等もあります。また、学校によっては、具体的に自分の学校の近くの川の水質の検査といいますか、酸性とかアルカリ性なんかを分別して調べるとか、そういうようなことで努力しておる学校もございます。

先ほど議員さんからお話がありましたようなことでは、石けんを使っていくということで、ふだんの手洗いとか、そういうところでもすべて石けんでやっておりますし、そういう合成洗剤を使わないと、石けんを使うんだということについて日ごろから学校の中では指導を強めている状況でございます。なお、学校の中には、社会人講師という制度もございますので、そういう形で、そういう石けんを使うことの大切さ、合成洗剤を使わないことの大事さ、そういう方を講師にお呼びして、子どもたちにそういうことをやっぱり啓発していただく、そういうようなこともこれから考えていかなくてはいけないと思っておりますので、小中の校長先生方にも、議員さんから御指摘のありましたようなことをお話ししたい、そう思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　石けんの宣言の件のお尋ねでございます。日野市には、先ほどお話がございましたように、石けん使用の推進の運動は、相当長く以前から行われております。当時、消費者運動、あるいは市の職員組合、そして市の行政と連携を深めながら、この石けん使用、つまり合成洗剤の追放という一連の流れの中で、この運動が展開されていたわけでございます。石けん使用の推進の宣言という基本計画の中にのっている経緯は、合成洗剤の定義、例えばやしの油洗剤だとか、こういう自然から合成されたものも合成洗剤と呼ばれているとか、あるいは無リン化、あるいは増量剤、こういった

いろいろな各種の合成洗剤をめぐる問題点は、学説その他で相当指摘がされていながらも、決定打がないという、そういうジレンマが当時からございました。しかし、自然の、文字どおり太古から行われた、利用されていたこのすぐれた洗浄力のある石けん使用を推進することがとりもなおさず、合成洗剤を抑制する効果があるだろうということで、この石けん推進事業が行われているところでございます。

しかし、先ほど部長からお話がありましたように、時代が多少過ぎた中で、この問題は重要視されながらも、もう少し広い問題、環境ホルモンの問題だとか、年数が経過する中で、より大きいテーマが掲げられてまいっております。やはり宣言となると、もう少し普遍的な内容でなければならないと考えております。そんな中で、新しい大きいテーマである環境問題とどうこれを合致させながら今言われた宣言に持っていくか、これがこれからの課題だと思っております。なお勉強しなきゃならないと思っております。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　出沼議員から「せっけんの使用をすすめるまち」宣言を早くしてほしい、いつごろするのかという意味での御質問であるわけですが、今部長あるいは助役から答弁を申し上げましたように、私どもの日野市は、この石けんも含めた環境浄化といいますか、よりよい環境をつくっていく面で、大変先進的な施策を続けてきているわけでありまして、それを引き続いて私もやっていきたいという認識を持っています。そういう意味で、今議員も御指摘の「農業基本条例」を具体的によりよいものにいたしていくということもありましょうし、あるいはまだよくわかりませんが、環境ホルモンというような、人体に大きな影響を子々孫々にわたって与える問題も出てきております。そういった問題も幅広くくくりながら考えていかなければいけないというふうに思うわけでありますが、今まさに助役が申し上げましたように、大きく環境問題、日野市の環境問題をどう見ていくのか、どう対応していくのかということの中で、この石けんのことも考えていけばいいだろうというふうに思っているわけです。特に今、環境基本計画づくりが、これは市民ワーキングチームの中で一つの成案といいますか、形ができつつあるわけでありまして、これが大きな形をつくっていく中で、この問題も取り上げていけばいいだろうというふうに思う次第でありまして、特にこのワーキングチームの中には、水の部会もございまして、水についてもいろいろな角度から議論が行われ、一つの成案が出てきているわけであります。こういった問題とも考え合わせながら、今議員の御指摘の、具体的に子どもたちへの教育、あるいは市民の皆さんへの教育という面では、石けんの使用をよりＰＲをしていくという方策は個別にはとりながらも、全体としての

宣言云々の問題につきましては、大きくこれからの環境問題を見る中で対応していきたい。できるだけ積極的に対応していきたいとは思っておりますが、この「せっけんを使用するまち」という形の宣言になるかどうかということは、まだ現段階ではお答えできません。できるだけ幅広くとらえながら、趣旨が十分生かされるような宣言もしていきたいし、施策も進めていきたい、このようにお答えを申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　出沼恵美子君。

○5番（出沼恵美子君）　ありがとうございました。

先ほどの小中学校でのいろいろな授業をしているということで、社会人講師なども、市民の力をかりるということで、考えていかなくてはいけないというお答えでした。ぜひお願いしたいと思います。それで、乳幼児健診とか両親学級、そういったものでも、ぜひ市民の力を活用して、石けんの使い方の講習、また実験、そういったことを含めて石けんのことを考える、そういう機会を提供してもらいたいと思います。

それで、宣言の方なんですけれども、盛り上がりが欠けるということの中で、私なども石けんを使っていますが、もっとたくさんの人に、市民としても呼びかけなくちゃいけないんだなという責任も感じます。そういった盛り上がりも市民の方でも、市だけにお願いするのじゃなくて、つくっていかなくちゃいけないというふうにも同時に感じます。

ただ、普遍的なものという、環境全体を考えてというお話なんですが、石けんというのはやはり、普遍的なテーマだと思います。そして、特に水ということが大切にされている日野市ですので、それをすごく象徴するものだと思います。山形県の遊佐町というところでは、お米どころですから、お米をつくる上で、すごく水が大事ということで、これは町ではなくて、農協の婦人部の方々が、やっぱり石けんを使うというまちの宣言をしています。その町の住民のほとんどの方が石けんを使って、まちぐるみで使っているという町があるんですね。そういうふうにもう、農業で食べているところですから、いいお米ができないと、本当に死活問題ということで石けんを使っているわけですが、日野市では都市ですので、そういうことはないんですけれども、これからお米が、農家のつくった人が自分でも食べますし、学校給食でもこれから食べられるということですので、やはり水というものを大事にして、石けんのまちというのはぜひ宣言をして、市全体で取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって1の4、「せっけんの使用をすすめるまち」宣言

を早急にの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時37分　休憩

午後１時24分　再開

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の１、生涯学習の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔25番議員　登壇〕

○25番（夏井明男君）　それでは、この問題について質問をさせていただきます。

過去に何人かの議員の方も既に質問されている課題であります。私もことしの３月まで社会教育委員ということで２年間委員を務めさせていただきましたが、その中でも大きなテーマとしては生涯学習ということで取り組みをさせていただいた経緯があります。日野市の方におきましても、最近の動きですが、生涯学習推進本部検討部会というところの動きもございますし、さらにはことしの７月15日に「日野市生涯学習推進本部設置要綱」ということで、推進本部が設置をされて、その中で本格的に動いているわけであります。これからの見通しとしては、その動きに連動して計画の策定ということの作業に入っていくわけでありますが、この問題、非常に大きな問題で、どういうふうにこれを考えていったらいいのか、その辺の問題もあるわけですが、現在の日野市におきます生涯学習ということでくくれる範囲の現状認識を、日野市の担当の方の理解の確認ということも含めましてお尋ねをしてまいりたいというふうに思います。

第１点は、生涯学習部ということで大きく部がくくられているわけですが、生涯学習という言葉自体が、個人のお一人お一人の生き方の基本から発想した言葉として展開をされていますので、その辺では従来の発想を超えていく、広い文化運動の一端だろうというふうに認識をしております。そういうことで、第１点目としましては、組織体制、当然理念を含めてですが、どのようにとらえて進めているのか、その辺の歴史的な経過とともに、現状についてお話をしていただきたいというふうにも思います。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　それでは、生涯学習という大きなテーマで質問をいた

だいてございます。まず、組織体制も含めて、歴史的な経緯、理念というようなあたりを総括的に答弁させていただきます。

まず、生涯学習についての歴史的な経過でございますけれども、昭和40年のユネスコ会議におきまして、現代社会の高度情報化や技術革新の急激な変化に対応するために、従来からの家庭教育、学校教育、社会教育といった教育区分を、生涯にわたる教育として、人間発達の過程に即して再構築するという視点が評価されまして、日本でも昭和45年以降より次第に注目を集めた教育理論に端を発しております。

その後、昭和56年に中教審が「生涯教育について」という答申を文部大臣に出しまして、それを受けまして、昭和61年、62年に臨教審が内閣総理大臣に答申をしております。文部省では、こうした流れの中で、昭和63年に「社会教育局」を「生涯学習局」に改組しております。

そして平成２年の中教審の「生涯学習の基盤整備について」という答申に基づきまして、同じ年の６月でございますけれども、法律を制定しています。非常に長い法律なんですけれども、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」ということで、略して「生涯学習振興法」が制定されたのでございます。その中で、従来の国の「社会教育審議会」を「生涯学習審議会」へと改めまして、その審議会から平成４年には、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」という答申が提出されております。

ことしの６月には、社会教育法の改正を意識しまして、「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」という答申も同生涯学習審議会から提出されております。こうした流れを受けまして、日野市におきましても、平成８年４月１日から「社会教育部」を「生涯学習部」に改め、「社会教育課」を「生涯学習課」、「体育課」を「スポーツ振興課」に改めました。そして同じ年の７月でございますけれども、日野市文化・スポーツ振興協会を設立しまして、現在に至っております。

そして平成９年度予算には、新たに生涯学習振興経費を組みまして、生涯学習に関する市民意識調査や、職員対象の生涯学習に関する研修会も行い、さらに生涯学習部、５課ございますけれども、５課の職員によります部内検討会も約20回ほど行ってきたところでございます。

平成10年度に入りまして、日野市生涯学習推進本部を７月に設置いたしました。市長を本部長とします第１回目の会議を８月20日に開催したところでございます。下部組織といたしましては、幹事会、検討部会があり、ようやく生涯学習についての組織体制が

整ったところでございます。この推進本部の当面の課題といたしましては、「生涯学習推進計画」の策定ですが、計画策定後は、生涯学習振興のための諸施策の企画・立案、実施検討をその目的とするものでございます。

そして、理念といいますか、概念といいますか、生涯学習の概念的なものをちょっと整理させていただきますと、よく「なぜ、今生涯学習なのか」とか、「生涯学習と社会教育はどこが違うのか」ということをよく聞かれます。御承知のとおり、現在の日本は、高度情報化、国際化、高齢化、少子化、余暇時間の増大、そして人それぞれの価値観の多様化と社会情勢の急激な変化に伴って、人々の意識に心の豊かさや生きがいを重視するという傾向が見られるようになりました。こうした人々の意識変化が生涯学習の必要性を生み出していることは否めません。

平成4年の中教審答申の中では、「生涯学習社会とは、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会を生涯学習社会」というふうに答申の中ではうたっております。生涯学習とは、そのような社会を築いていこうとする考え方だと思います。ここで学習ということで申せば、新しい知識、技能、態度等が結果として習得されることが言われております。

一方、社会教育は、社会教育法の第2条で、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」と定義されております。極めて広い概念ですが、こうして見ると、さらに生涯学習の概念の方が広いということになります。つまり、生涯学習とは、従来の学校教育や社会教育にとどまらず、家庭教育や職業訓練、企業内教育、スポーツ・文化活動、余暇活動、レクリエーションを含み、さらにはボランティア活動や読書等、学習する側面を持つ活動をすべて含んでいるということになります。

したがって、これまでも社会教育行政におきましては、その長い歴史的過程の中で、そのときどきの市民ニーズに照らして、可能な限りの学習環境を提供してまいりましたが、生涯学習とは、成熟した社会教育行政を包含した上で、新たな展開を図るための、より積極的で、市民の自主性と自発性を重んじた統合的な考え方であると言えると思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　夏井明男君。

○25番（夏井明男君）　今、理念を含めて、現在までに至る沿革を含めて、国のレベルから段階的に御説明をいただきました。その中で一番大きい原動力になっているといい

ますか、ものは、やはり人々の市民の意識の変化だろうというふうに言われているわけです。今その中で、課題の点についても少し触れていただきましたけれども、生涯学習というテーマで各市町村でパネルディスカッションですとか、そういうことでいろいろ厚生省、文部省、横の連携をとるような形での討議等の集会も数年前、随分盛んに行れて、現在ある程度の一般的な共通認識が得られたんではないかと。その上での生涯学習部に関しての日野市の行政に落ちついてきているんではないかというふうに認識をしております。これからその中でも日野市の方のいろいろな文化活動、小文化活動があるわけですが、それの生々発展、消滅過程、いろいろさまざまに展開してきたわけですけれども、現在、日野市のこのような現象を踏まえて、将来的なことも含めてにらんだ上での課題といいますか、行政の役割といいますか、射程距離といいますか、特に先ほどお話ありました、その市民の自主性、自発性を重んじるというところからいきますと、行政の主導性ということも随分議論になるんですが、その辺を含めて、どのように考えていらっしゃるのか、その基本的な原則を中心に、ぜひ課題というものを、具体的に市民の方にわかりやすいような形でお話をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　それでは、総合的な生涯学習という考えを行政としてどのような課題としてとらえればよいかということでございます。当然、教育委員会の担当範囲としての学校教育、社会教育、スポーツ・文化は視野に含めなければなりません。さらに市長部局で行っておりますさまざまな事業の中で、市民にとって学習となっている事業を洗い出して、これが現在日野市で市民に提供している生涯学習を振興するための学習事業です、という体系化された総覧をまとめる必要もあります。今回「生涯学習推進計画」を策定する上での第１の動機がここにございます。

そして、市民の皆様が自主的に、自発的に活発な学習活動をすることを目指すと大上段に構えて言いましても、じゃあ、何をどこまで税金を使って振興するのかとかいうことを、市民の皆さんと一緒に考え、その推進すべき具体的内容を日野市として明確にしていかなければなりません。税金を使っていく以上、市民要望に基づき、市民の意見を反映し、公益性の高い学習である必要があるからです。もちろん、市の公共施設を、小中学校も含めてですけれども、市の公共施設をすべての市民が何か有効的に活用できないかという視点で見直すことも必要になってまいります。そのためには、市民参画によります、市としては市民の皆さんに、こういう学習機会や施設、情報、人材育成のため

の施策を提案したいという具体的なビジョンをともにつくり上げていく必要もございます。そこのところがまた一つ、第２の動機がここにあります。

そして、多様化する学習ニーズや高度化する情報、技術について、市や教育委員会が単独で提供できる学習内容や環境条件には限りがあります。当然、他の機関と連携を図っていかなければなりません。幸いにして日野市には、三つの大学と一つの短大、三つの都立高校がございます。それらには専門の知識を持つ人材や特徴的な施設があります。その上、市内には大手の企業、それから都の諸機関もございます。これら諸機関の協力を得て、これまでの閉じた関係から、より開かれた関係へと改善する必要があるわけです。そのためには、直接市が事業を実施するだけでなく、コーディネーターとしての役割やプロモーターとしての働きかけが重要になります。三つ目の動機がここにあるわけです。

いわゆる生涯学習はまず、個人の学習の視点から出発します。何か自分の興味に基づいた学習に取り組むと、同好の志を求め、その仲間の励ましや刺激から、さらに次の目標へ向かうということも多いものです。そうした学習団体の中から市民講師が誕生し、その方々の活躍によって、新たな市民が自分なりの課題を発見することもあるわけでございます。こうした地域の中で、お互いが先生として教え合うことは、本来の生涯学習の姿として、大変望ましいと言えるのです。行政主導ではなく、市民が総合学習を活発に行う中で、行政はその条件整備と環境づくりを受け持つという関係が、将来の新しい市民と行政とのかかわりを生み出すことになろうかと思っておりますし、願ってもいるところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　夏井明男君。

○25番（夏井明男君）　ありがとうございます。

今、さまざまな具体的な言葉もいただいたんですが、各市町村におきまして随分、この具体的な生涯学習の中身の展開が違います。当然、歴史が違いますし、そこに住んでいる方お一人一人が違うわけですから当然なわけですが、この三多摩におきましても、これほど近い、むしろ共通性の多い市町村の中でも、この取り組み、それから市民の方の受け取り方、各種目によっての成功度の難易、非常に違いがあるということがわかるわけですけれども、その中で基本的な枠のお話をいただいたわけですけれど、その策定の前で、恐らく担当の方では、６月にいわゆる市民の意識調査ということで、それに基づいて、それも参考にして進めておられるんだろうというふうに思います。

そこで、ぜひこれからの課題の内容としては、これは到達点がない行政の運動だろうというふうに思います。普通ですと、平成何年度にはどのぐらいに持っていくとか、何年度にはこういう形まで持っていくという、いわゆる具体的な目標値を掲げられたものは、行政の本質的な要素としてあるわけですが、この生涯学習という分野、いわゆる文化運動につきましては、私は終わりのない運動だろうというふうに思っています。さらに、実際に今、この生涯学習という言葉を使わなくても、日野市の中でさまざまな文化、スポーツ団体も含めてですが、展開をしている。さらには上部団体もつくられてきている。そこにさまざまな人間模様があるわけですが、ぜひその中で配慮していただきたいのは、これは本来的に楽しい運動で、到達点がない運動と。そうしますと、その過程を大事にすることが重要ではないかというふうに思うわけです。

現在の社会は、目的社会になっている要素が非常に強い。効率を追うような社会になっているというふうに言われているわけですが、一面からいいますと、例えば小学校から中学校の卒業を目指す。それで、中学校から高校の卒業を目指す。高校から大学の卒業を目指す。大学を卒業した後では、いろいろな職場の中での目標値を目指すと、こういうふうなことで、むしろ目標に到達するための過程が、非常にむしろ大切になってきているんではないかというふうに認識が変わってきております。むしろ目的に到達する時間よりも、人生の中における時間よりも、むしろそれに歩んでいる過程の時間の方が圧倒的に生涯の中では時間的に多いわけですが、その目的のために、その過程の方がとかく軽視をされてきている、こういうふうな形のあり方では、やはりこれからのあり方としても、どうなのだろうかということが最近議論されるようになってきているというふうに伺っております。そういうことも含めて、今のお話を私は承ったつもりであります。

今後の展望ですが、そういうことも含めましての展望ですが、どのような形でこの大きな文化運動に花を咲かせていくのか、一つをとっても非常に難しい問題があります。例えば、先ほど御答弁の中にありました、情報を得る。それを市民の方に提供する。在野の方のさまざまな人生経験の知恵を皆さんと分かち合う。これは確かに、もうどなたもうなずかれると思いますが、これを実際に展開をしていくということになりますと、単に数人の企画の段階でできるということでは到底ないということがわかります。例えば、人材バンクという言葉で各市町村でこのような事業に取り組んでいる例も実際あるわけですが、やはり場所によっては、市町村によっては、なかなか理念どおりな運動形態にならないという悩みも聞くところでございますが、そういうことも含めて、日野市におけるこれからのあり方といいますか、理念を含めてですが、他市の状況も若干踏ま

えてのお話をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　それでは、今後の展望、それから他市の状況もお話しさせていただきます。

まず、計画策定を予定しております「生涯学習推進計画」は個別計画ですので、当然、市の基本構想・基本計画に基づいて立案されるべき性格を持っております。ですから、現在見直しを行っております「2010年プラン」の一部を出し、その理念や目指すものとの整合性を図りつつ、計画策定の初期から市民とともに策定作業を進めることを予定しております。具体的には、現在進めております検討部会、幹事会での準備が終了次第、推進本部によって市民の公募を行い、多角的な角度から日野らしさを前面に掲げた検討作業に入る予定でございます。この際、生涯学習を考える上で、今議員さんもおっしゃっておりました、なかなか理解しにくいところなんですけれども、まず市民の理解を得なければならないということもございます。

そんな中で、何点かの私どもの方ではキーワードを考えているわけでございます。一つのキーワードとしましては、さまざまなメディアを用いた情報の収集、そして提供、それからもう一つは、従来の教育施設に限定しない生涯学習施設としての活用、それから三つ目は、講座も含めますけれども、学習機会の提供と市民の自主企画への支援、それから四つ目としては、人材、団体育成と活躍の場の確保というような四つのキーワードが考えられるのではないかなあというふうに思っております。そんなものも含めながら市民の理解も得ながらやっていきたいというふうに考えております。

また、他市の状況でございますけれども、この近くの市でございます稲城市でございますけれども、稲城市の場合ですと、９年度から市民にいろいろ市政を理解してもらうということで、市の職員を市民団体に講師として派遣する制度、職員が講師になるわけでございますけれども、そんな中で、より市民との関係を深めていくということで、稲城市が９年度からやっておりますし、ことしの10月からは、それと似たようなことで八王子市も実施する予定のようです。こういう他市の新しい試みもこれからは私どもも注目していきたいというふうに思っております。

また、先ほどの稲城市ですけれども、今度は市民の方、市民ボランティアですね。市民の方もさまざまな能力を持っていらっしゃる方がたくさんおるわけでございますから、その市民の方がボランティアで講師をするというような講師派遣制度、要するに市民が

主導の生涯学習の活躍の場という形で講師派遣制度というのを稲城市の方ではやっている、ことしの６月からですけれども、始めたということも聞いております。また、学習情報だとか、提供、さまざまな試みの中では、多摩市が「情報の玉手箱」というような名前を使いましてやっておりましたり、調布市の場合ですと、情報提供システムのチョイスといいますか、片仮名でチョイスと書くんですけれども、そんなものも情報提供の試みとしてメディアを用いて始めたようでございます。

日野市におきましても、幸い今年度からインターネット・ホームページの作成作業が進行中でございます。こうした動きの中で、より具体的な情報提供の姿を今後も模索していきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　夏井明男君。

○25番（夏井明男君）　御丁寧に答弁をいただきました。いろいろな情報を使いなれているといいますか、そういうことを得意にされている方は、日野市のいろいろな諸施設を有効に自分の人生設計の中にうまく組み込んで、上手に生きておられるという言い方はおかしいかもしれませんが、楽しんでいらっしゃる方もいますし、それが不器用で、さて、自分は、例えばですが、定年退職後何をしようかということで迷われてですね、途方に暮れていらっしゃるという方もいるわけですが、別に家に閉じこもっているのがよくないとか何とかというふうな価値判断の押しつけをする次元の問題ではなくて、その方その方の今までの生きてこられた財産といいますか、相対的な財産を皆さんで共有しながら、いわゆるもっと言いますと、相互扶助的な社会を目指して運動するということは、どなたも異論がないところであると思います。そういう意味では、先ほどの部長のお話の、変革というのは人々の意識の変化から始まった流れであるというこの認識を中心に座標軸に置いていただきながら、一人でも多くの方が、自分の生き方、生きざまというものを光輝くようなといいますか、言葉が少しあれですけれども、充実できるようなお手伝いを行政が取り組んでいくと。その中の損な役割は行政の方で引き受けていただきまして、手柄はといいますか、花は市民の方に差し上げるという覚悟でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

再度ちょっとくどいようですが、申し上げますが、これは行政の本質から見ますと、終わりのない運動、むしろそれに到達する前の過程を大事にする運動、その視点が今までの行政とはちょっと違う手法が私は入っているというふうに認識をして、私論ですけれどもお話をさせていただきましたが、最後に市長の御感想をお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　　市長。

○市長（馬場弘融君）　　夏井議員から生涯学習という観点で、その理念、あるいは行政の役割、さらには、これからどういう展望で日野市の行政として生涯学習の分野に対応していくのかと、大変大きな時代認識の中での質問をお伺いしたわけであります。実は私も、市政運営の基本に、市民参画、あるいは市民の声をできるだけ生かす。むしろ市民が主導していくというふうなことは常々申し上げているわけでありますけれども、その恐らく行き着く先が、今議員御指摘のような、御質問のような、生涯学習社会といいますか、部長の答弁にもありましたけれども、行政はコーディネーター役であったり、あるいはプロモーターであったり、そして場をちょっと提供するといいますか、支えるといいますか、そんな役割で、あとはほとんど市民の皆さんがそれぞれ勉強をし、勉強した成果をまた新しい方々に伝えていく、教えていく、そういった相互扶助的なありようというものが、まさにこれからの社会の、そして行政の求める一番の根本ではないかなというふうに思うところであります。

そこで、私はつい先日、静岡県の掛川市の榛村市長さんにお会いをすることができてお話をかなりお伺いをしたわけです。御承知と思いますが、掛川市は既にもう20年ぐらいにわたって「生涯学習都市」というふうなことで、国のプランを先駆けて生涯学習の行政を続けているまちであります。非常にユニークな市長さんでありまして、非常に新しい、造語といいますか、新しい言葉をどんどん出してお話しされる。非常に感銘深く思いまして、いずれ、今うちの日野市の生涯学習計画をつくるについては、担当者に榛村市長のお話を聞かせようかなというふうに思って、この間お手紙を出したところでありますけれども、実はそういう中でつくづく思いますのは、教える、教えられるというふうな、いわゆる学習という言葉が持っている、そこで終わってしまうといいますか、いいものを聞きました、いいものを教えられました、あるいは教えましたというところでとまるのではなくて、最初にもちょっと申し上げましたけれども、教えた成果をまたそれをまちづくりというか、まちのありようにそれぞれの人が生かしていくと、そういう社会がまさに生涯学習を基本とした社会であり、自治体なんだろうなというふうに思っていまして、そういう点で、まさに掛川市あたりは、そういうことがまさに率先して行われているというふうな感覚を持っているところであります。

そういう意味で、まちづくりの基本が、くどいようでありますが、私はこの生涯学習をどのように取り組んでいくかにかかっているといいますか、そこで評価が分かれていくというふうな感じを持っておりまして、今議員御指摘の理念から始まった考え方とい

うのは、これからの日野市の進む上で、大変大きなヒントになるものではないかなというふうに思っています。これからも生涯学習といいますか、市民の皆さんとともに、あるいはお互い教え合い、教えられ合って、よりよいものをつくっていく、そういうふうな行政の進め方をしていきたいというふうに思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君）　夏井明男君。

○25番（夏井明男君）　以上で終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって２の１、生涯学習の質問を終わります。

一般質問３の１、図書館のさらなる発展のための通告質問者、奥野倫子君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（奥野倫子君）　通告に従いまして質問させていただきます。

日野市への行政視察の中で特に多いのが、自校直営方式の学校給食と図書館行政であると伺っております。つまり、日野市の図書館行政は、全国が日野に学べと目標にするような、いわば市民の宝物なわけですから、これまで築き上げてきたレベルを絶対に低下させることなく、それを守り発展させなければならないという立場で、市立図書館についての質問をさせていただきます。

そこで、まず初めに、１点目、1965年のひまわり号の開始から今日までの歴史を振り返って、日野の図書館が全国の図書館事業の先進的役割を果たしてきた、その経過をお伺いしたいと思います。

そして、２点目、市民の図書館の利用状況の推移について。

３点目、日野市が先進的役割を果たすことができたのは、その根底に図書館の意義や役割というものを市としてしっかりとつかんでいたからだと考えますが、その理念についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　それでは、図書館のことに御質問いただいておりますので、今までの推移、経過を含めまして、１点目、２点目、３点目をあわせて続けて答弁をさせていただきます。

まず、日野市立図書館が創立されましたのは、昭和40年でありますから、ちょうど今から33年前でございます。当初は、１台の移動図書館車から始まり、33年を経た現在は、中央図書館と八つの分館と移動図書館車１台を持ち、16万市民にサービスを展開しているところございます。開館８年目の昭和48年に中央図書館が開館されるまでの間に、高

幡、多摩平、福祉センター、社会教育センター、平山、百草台と分館設置に努めてまいりました。この昭和48年には、市民の30％が図書館利用者であり、当時の国内平均値をはるかに超える利用率となり、日本一の図書館行政という評価もいただきました。日野の図書館は、市民と図書館との二つの力が一つになって、そこから生み出されてきた成果が、日本の公共図書館の飛躍的な発展に多大な影響を及ぼしてきたところでございます。それまでの日本における図書館は、利用者が閲覧席のみを使う、学生を主体とした館内閲覧中心の運営であり、もっとも重要な図書購入費も極めて低額でありました。このような状況の中で、日野市が建物を先送りして、県立図書館以上の図書購入費を持つことで、今まで図書館とは無縁と考えておりました一般市民や子ども向けの図書を豊富に取りそろえることができました。このような斬新的な図書館運営が市民に支持され、予想以上の実績を残したことが高い評価を得られた要因であると思っております。

公共図書館は、地域住民の求める資料、情報を迅速かつ的確に提供することを第１の使命とするという基本理念で運営してまいりました。現在の利用登録者数は約４万人、人口の約４分の１の利用があるわけでございます。年間の貸し出し総数も約100万冊で、市民１人当たり６冊ということになります。この33年間で貸し出した本の数は、約3,000万冊を超えることは間違いないと思います。やはり日野市民は、進取の気風に富み、知的好奇心も旺盛で、日本一本を読む積極的な市民であったと言えます。

ただ、一方では、サービスレベルの要求が高くなったことや、施設の老朽化等さまざまな困難や課題が生じていることも認識しております。今後も財政が大変厳しい折でございますけれども、市民が気軽に利用でき、市民に役立つ図書館を目指して努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　ありがとうございました。

日野の図書館は、全国の図書館の希望の星として牽引車の役目を果たしてきたこと、そして1980年代以降、児童数の減少に伴い、児童貸し出しも急激に減少し、それによって、成人も含めた全体の貸し出し数が減っていったわけですが、成人の方の貸し出しはずっとふえ続け、90年代に入って、また全体の貸し出し数も少しずつ増加傾向にあること、これは職員の皆さんのさまざまな努力に負うところも大きいと思います。そして、図書館は個人の自己形成を促し、市民への情報提供の中心的な役割を果たすところであると、今の御答弁をまとめて、そして補足すると、つまりそういうことになるかと思い

ます。

私は、沖縄から上京して日野に住み始めてまだ14年しかたっておりませんが、日野市民のパワーと良識に驚かされる場面に多々遭遇してきました。日野市民が幸せだったのは、歴代の市長が保守・革新を問わず、図書館に対してその意義をしっかりと理解していたことだと思いますし、その豊かな図書館行政こそが、市民自治と良識をはぐくんだのだと考えます。これまで図書館が果たしてきた役割を考えるならば、絶対に後退させてはならない、そういう問題意識のもとに、今後の方向性について幾つか質問いたします。

まず、1993年につくられた第３次基本計画の図書館の充実について、現在どのような進捗状況なのかをお伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　第３次基本構想・基本計画の中で、生涯学習の推進として、図書館の充実を挙げ、主な事業計画の一つとしまして、図書館サービス網の整備を図るということになっております。計画実施期間の前期、平成６年から平成10年でございますけれども、いずれも検討ということになっているところでございます。日野市の場合ですと、今、延べ床面積が500平方メートル以上の図書館が３館のみでございまして、貸し出しの実績を館別に見ても、中央、高幡の大型館が断然高く、他の小規模館を大きく引き離している状況でございます。そういう中で、図書館に対する市民要望も、今までででしたら、身近に図書館があればよいというようなものから、今後は、充実した資料、情報を持ち、質の高いサービスを提供する図書館をというふうに変化してまいりました。

したがいまして、図書館サービスの内容、あるいは中央館を初め、一定規模の分館をどのように市内に置くかということにつきましては、適正配置をしていく必要もありますけれども、今後につきましては、図書館協議会等で御協議いただきながら、21世紀の図書館のあり方を「2010年プラン」の中で検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　ありがとうございます。

なかなか進展がないようです。今挙げた項目の中で、市民の多くの皆さんが一番関心があり、要望が強いのが、やはり図書館サービス網の整備だと思います。分館の整備拡

充ということになると、ほとんど宙に浮いた状態であるというのが大変残念でたまりません。都の施設の建設計画にのっかって市の施設を建設する。今の流れとしては、そういう方向に行きがちですが、分館構想については、そういう都の公共施設待ちだけではいけないし、建設計画そのものがどこかに追いやられていいというわけではないと思います。

現在、市内には、どうしても分館が必要だという地域として、四つの地域が従来から指摘されています。まず旭が丘地域、これまで市議会の中でも何度か取り上げられていますし、今また社教センター図書館の移転という問題もあって、さらに図書館が遠のくという新たな問題も起きています。この件に関しては、私たちの党の清水議員が取り上げさせていただきます。そして、神明・大坂上地域、この地域は一応、市政図書室をもって分館ありとされていますが、市政図書室は性質上、一般書を読みたいという要望をかなえることはできないわけです。一番近い日野市立中央図書館へ行くには、坂を上り下りしなければならず、やはりどうしても近くに欲しいわけです。さらには、南平地域と下田・石田地域、この地域には児童館さえもなく、地域住民の要求は切実なものがあります。そこで今、改めてもう一度、私たちは図書館行政の役割と理念に立ち返って、分館がどうしても必要なんだということを再認識しなければならないのではないかと思います。

なぜ、分館が必要なのかという点については、ここに1985年に日本図書館協会から出されました『日野市立図書館の発展計画のための調査研究』というレポートを持ってきましたが、少し古い資料ですけれども、日野の図書館を全面的に調査した非常に貴重なものだと思いますし、今後も参考にすべき内容だと思います。これによりますと、図書館を利用していない人の理由のうち、場所が遠いことが一因として絡んでいると思われる部分を合計すると、約60％になります。その内訳は「利用する時間がない」「図書館がどこにあるか知らない」「場所が遠くて不便」「駐車場がない」というものですけれども、「時間がない」というのは、近くに図書館があって、時間がかからないのであれば利用できるという場合が含まれていますし、「どこにあるか知らない」というのも、結局、生活圏の中に図書館がなくて、目につかないということです。「駐車場がない」というのも、つまり駐車場がないので、車では行けないということですから、結局、遠いということになります。

そして、それをさらに裏づけているのが、この同じレポートの中にある地域別の貸し出し者数の統計です。これを見ると、図書館のない地域の利用は、かなり低い数字を示

しています。つまり、分館のない地域の方は、近くに分館がないことによって、図書館の恩恵にあずかっていないという現状が数字の上からも明らかになっているわけです。そして、遠くまで行かないと利用できないという不利益、不平等については、子どもたちに関して考えれば、問題はもっと深刻だと思います。人格の形成に最大の影響を及ぼすのが読書であると言われますが、特に図書館があるかないかが、子どもたちにとってどのような影響があるのか、この点について1995年、元図書館長であられる、助役も務められました砂川雄一さんが出された「日野市立図書館の現状と当面する諸問題について」という報告の中に、非常に興味深い統計があります。

子どもたちの現状というのは、先ほどもお話がありましたように、1980年代に入って、児童への貸し出し数、児童の登録者数は、児童数の大幅減少により、どんどん減り続けているんです。漫画文化のはんらんで、子どもたちの活字離れが進み、ファミコンの登場で、子どもたちの放課後が変わったと言われていますが、とにかく子どもたちの生活から次第に図書館が遠のいていったわけです。しかし、ここで注目に値するのは、登録児童１人当たりの貸し出し冊数という統計なんですが、これを見ますと、1985年を境にして、登録している子ども１人当たりの貸し出し冊数は、毎年のようにふえ続けているんです。つまりこれはどういうことかといいますと、近くに図書館があって、常連客のように利用している子どもたちは、どんどん本の魅力に取りつかれて、ますます本が好きになっていき、そうでない子との格差が激しくなっていることを読み取ることができるんです。近くに図書館があるかないかは、大人よりも子どもにとってもっと深刻な問題であることは明らかです。中央図書館を初め、魅力いっぱいの図書館に、親に車を出してもらわなくても行ける距離に住んでいる子どもたちは、本当に幸せです。私が今回訪れたときも、これらの図書館では、小学校の低学年や、もっと小さいと思われるような子どもたちが、食い入るように本を読み、宝物でも探すかのように興味が引かれる本を探していました。子どもたちにとって本当にすばらしい空間がそこにあるわけです。大人は遠くても、行こうとさえ思えば行くことができても、子どもたちはそうはいきません。大人の利用の方は、先ほどもありましたが、順調に伸びているわけですから、とにかく子どもの利用をふやすことを最重要課題としていただきたい。

分館のない地域の方は、図書館の利用こそ少なくても、ひまわり号の利用状況は活発です。しかし、今の時代において、ひまわり号が大人と違って、子どもたちにもアピールするかという、そういう点も踏まえて考えていただきたいと思います。将来に向かって、もっともっと伸びゆく子どもたちに、図書館の魅力、本の魅力を教えてあげるため

にも、やはりさまざまな制約はあっても、踏ん張って、分館構想をしっかり持って追求していかなければならないと思います。

そして、その中でも声を大にして言いたいのが、下田・石田地域です。図書館だけでなく、児童館もありません。公共施設はほとんどありません。現在もどんどんマンションや家が建って、どんどん人口がふえていく地域です。また、モノレールの開通を控えて、これから大きく発展していく地域だと思います。財政上の厳しい制約はあるけれども、新しい図書館の建設について調査研究を進めて、この地域のまちづくりの最初から、図書館の建設を視野に入れてもらいたいと思います。こうしたことを踏まえて、図書館の分館構想、そしてとりわけ下田・石田地域の分館の建設について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　新しい図書館の分館増設につきましては、市民の要望が大きいことは、十分承知はいたしております。数十年前ですと、開架の図書が１万5,000冊でも、それなりに市民の要望にこたえられました。しかし、時代の変化とともに、市民の持つ関心の領域も広がり、現在では、５万冊でも少ないというふうに言われております。その時代の社会的要請にこたえられる一定以上の蔵書がないと、人々を引きつけることがなかなかできないわけでございます。かつては有効に機能いたしましたミニ施設も、時代の中では、新しい市民の利用者を迎え入れるだけの力を持ち得ないのではないかというふうに考えております。先ほども申し上げましたけれども、なかなか簡単にはまいりませんけれども、今後の「2010年プラン」、先ほど申し上げましたけれども、その中で、できるだけ要望に沿えるよう、私どもの方でも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　ありがとうございました。

分館の規模を最初から小さく限定しているから、今のような御答弁になると思うんですが、ぜひあきらめずに魅力ある図書館を今後も追求していってもらいたいと思います。

今後の方向性についての最後の質問になりますが、図書館の委託についてお伺いします。

昨年12月に、国の行政改革委員会の最終意見が出されました。その中では、自治体の仕事の全分野について、民間にできるものは民間にゆだねるべきとの考え方が示されま

した。三重県はそれに先駆けて、外部委託化にかかわるガイドラインをつくり、その中で図書館の管理運営委託も挙げています。図書館の管理や運営を財団などに委託する動きは、80年代に、市民の要望にこたえるとか、市政の効率化などをうたい文句に、京都市や足立区で始まり、この多摩地域でも、調布市が93年に新中央図書館を管理委託する方針を発表したのをきっかけに、当時、多摩地区の図書館職員の皆さんを中心にして、連続してシンポジウムや学習会が行われました。こうした報告なんかも出されております。

私は、この図書館の委託というのは、根本的に間違っていると思います。そもそも図書館というものは、その意義や理念からして、行政の中心に位置する機関だという点をしっかり踏まえる必要があると思います。図書館を先ほど答弁にもありましたが、市民の学び、成長する権利を保障し、個人の自由な自己形成に貢献するという役割、また市民の知る権利を保障するという役割を持っています。知る権利の保障という意味では、特に市政や地域に関する情報を提供するという点がとりわけ重要です。日野市の場合、市政図書室がその中心の役割を果たしているわけですが、日野市の市民自治に果たしている役割は非常に大きい。いわば市民自治を支えていると言えるのではないでしょうか。自立した個人と十分な情報の提供は、民主政治の大前提であり、地方自治に欠くことができないものです。いわば図書館は民主政治、地方自治を根底で支えている機関だと言うことができると思います。そして、そのような役割を持つ機関に対しては、住民の民主的なコントロールが、直接かつ全面的に及ばなければならないということも論をまちません。図書館の委託は、住民の自己形成と知る権利の保障の責任の所在をあいまいにし、住民のコントロールもあいまいにする。また、個人のプライバシーの保護という点でも、図書館がかかわるプライバシーは、個人の思想・信条に関するわけで、その保護が厳格になされなければならないというのも民主主義の大前提なわけですから、そのプライバシーの保護という責任もあいまいになるわけです。こうした点を考えれば、図書館は直接、行政が責任を持って行わなければならない事業であることは明らかです。市民の要望や行政の効率化をうたい文句にした委託は、本末転倒も甚だしいと思いますが、この図書館の委託について、どのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　図書館の委託の件でございます。公共図書館の定義は、図書館法第２条で、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とす

る施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するものをいう」というふうに規定しております。日野の図書館もそうでございますけれども、図書館というのは、図書館法に基づいて運営しているわけでございます。民間委託の例えば清掃とか、警備とか、保守というようなものとは別でございまして、法律の趣旨に照らして日夜努力しているわけでございます。そんな中で、図書館の根幹業務については委託にはなじまないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　ありがとうございました。

今後とも、行政の中心的な機関という点に常に立ち返って、市民の要望の実現を進めていってもらいたいと思います。

次に、幾つかの具体的な問題についてまとめて質問させていただきます。

まず、図書館のサービスを広く市民に知らせるために、現在どのようなことが行われているかという点。二つ目に、開館時間の延長について現在どのように考えているのか。三つ目に、先ほど資料として引用した1985年の調査のような、図書館についての全面的な調査を定期的にすることはできないかという点。そして最後に、図書館の命とも言うべき図書の購入費をもっと充実しなければならないのではないかという点、以上４点について御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　図書館のサービスを広く市民に知らせるためにということでございます。どのようなＰＲ活動がなされているかということでございます。先ほども申し上げましたけれども、市民の４人に１人が図書館に登録をして、年間延べ約34万人が利用する公共的な施設はそんなに多くはないと思います。児童の利用が減ったと申しましても、35％の子どもが利用しているわけでございます。ＰＲにつきましては、「広報ひの」におはなし会の催し物の記事などや、図書館での行事を掲載しておりますし、また図書館で発行しております『図書館報ひろば』というのがございます。それもございます。それからあと、新刊案内のパンフレットで新しい本というものがございます。これは一般向けと児童向けを配布してございます。また、市政図書室におきましても、さまざまな行政資料の分野の新刊情報も作成して、公共施設の窓口等に置いてあったり、あるいは不定期ではございますけれども、各図書館の分館で作成しましたその地域向けの利用案内は適宜配布をして、サービスに――サービスといいますか、ＰＲに努

めているところでございます。

2点目でございます。開館時間の延長についてでございます。図書館の開館時間は、市民の利用しやすい時間に開館していることが望ましいことは言うまでもございません。現在の開館時間は、午前10時から午後5時までになっております。中央館では、週2日、午後7時まで、平成7年から開館しておりますが、午後からの開館の分館もございますし、開館時間の延長につきましては、市民要望の多いことは十分に承知してございますが、開館時間を延長するということになりますと、大きな課題の一つには、職員の対応の確保でございます。図書館の場合、事前の資料の整理とか、受け入れ作業とかいうのがございます。ただ、窓口でも読書案内等があり、ただ開館していればよいというものではございません。現在、時差出勤などで変則勤務で対応しておりますけれども、できるだけ内部努力をいたしまして、可能なところから市民要望にこたえられるよう検討しておりますけれども、今のところは、御理解いただきたいというふうに存じております。

3点目でございます。定期的に全面的な調査が必要と考えるがということでございます。議員さんがお持ちの1985年につくりました『日野市立図書館の発展計画のための調査研究』ということで、社団法人の日本図書館協会へ図書館の現状分析と評価の調査研究を委託いたしました。その後13年が経過しておりまして、その間、社会の情勢も、図書館を取り巻く状況も変化してきたものと思っております。新たに調査することによりまして、問題点、課題等掌握でき、将来の新たな図書館像がイメージできれば非常に参考になると思います。ぜひ検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

4点目でございます。図書購入費を減らしてはならないということでございます。図書購入費に限りましては、財政が大変厳しい折でございますが、ここ数年、予算を減額されることなく維持させていただいております。大変ありがたく思っております。日野の図書館が創立当初に飛躍的に利用を伸ばした条件の一つは、他の市町村に例を見ないほどの多大な予算を持つことができたことであります。図書館購入費とサービスの結果であります貸し出し冊数は比例関係になっております。今後とも、図書サービスのレベル向上のために努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○3番（奥野倫子君）　ありがとうございました。

まずは一つ目ですが、行政の側はよく、わからないことがあれば何でも聞いてくださ

いということを言いますが、そもそもどういうサービスがあるかを知らない人は、尋ねる前提がないと思います。ですから、図書館は常に、市民の中に入っていって、ＰＲ活動や住民の声を聞く活動をしなければならない。図書館は、ただ本があれば図書館かといえば、そうではない。専門的な知識を持つ職員の方がいて、市民の要望を的確に把握して答えてくれるのが図書館なんだ、そういうことをもっともっと広く市民に知らせる努力をしていただきたいと思います。そして、そのＰＲの内容については、聴覚障害者の方へのファックスサービスがあるということも、広く市民にお知らせしていただきたいと思います。

先日、私、中央図書館へ行きましたら、職員の方々は、非常に忙しくなさっていました。しかし、そこへ１人の視覚障害者の方がつえをついて入ってこられたのですが、すぐ職員の方が飛んでいって、その方の要望を聞いて案内されていました。目が御不自由であっても、行きたくなる。日野の図書館って本当にすてきだなあと思いました。でも、それが聴覚障害者の方であったとすると、向こうから声をかけてくれない限り、なかなかわからないと思うんです。こうした方々が、欲しい本が見つからずにそのまま帰ってしまわれることがないような、館内の掲示による案内と同時に、リクエストサービスについては、ファックスでのやりとりができるということを、もっとＰＲしていただきたいと思います。

また、ＰＲということではもう一つ、市民の自主的な文化活動への援助活動が図書館の大きなＰＲになるのではないでしょうか。この点について、日野の図書館の生みの親でもある前川恒雄さんが書かれた『我らの図書館』という本に、こう書いてあります。「図書館の文化活動は、資料の提供という図書館の基本的な機能を深める上で、市民自身が役割を担う、その機能をさらに拡大していくものである。市民の自主的な文化活動に対しては、積極的に援助し、求められれば、事務局の仕事も受け持たなければならない」というふうに書いてございます。

例えば日野市には、「子どもと本の出会いの会」という団体があって、毎月定例でおはなし会や、いろんなユニークな企画を地域のお母さんたちが、子どもたちと一緒に取り組んでいるんですが、１年に１回、子どもの本祭りを、生活・保健センターを全館借り切ってやっています。このような催しを行うには、会場費、印刷費、講師謝礼など、少なからぬ経費がかかるわけですが、しかし、その団体のお母さんたちは、１人でも多くの子どもたちに来てもらいたくて、参加費を取っていません。市内の各学校を訪ねて、先生方に頼み込んでチラシをまいてもらっているそうです。それだけでも大変な手間な

わけですが、手弁当もいとわず、子どもたちに読書の喜びを知ってもらいたいと、こんなにも頑張っているお母さんたちを、ぜひ図書館としてバックアップしてあげられないでしょうか。「暮らしのフェスタ」のような形態で図書館の祭りを共催して、参加団体を募れば、経費を頭割りすることもでき、負担も軽くなって、一挙に活動の障害が取り除かれるわけです。このような文化活動をしっかりとバックアップして、市民の間に定着させることこそ、図書館のＰＲになると思いますし、図書館そのものの発展につながると思います。ぜひ図書館は、積極的に地域に出ていき、図書館のない地域の方々にも見えるような活動を行ってもらいたいと思います。

二つ目の夜間延長ですが、夜間延長は、最近の市民の労働形態を考えれば、特に駅に近い図書館については、本当に要求が強いわけです。この実現は人員増なくしてはあり得ないわけで、どうしても「この財政難のときに」という話になる。しかし、本当にそれでいいのだろうかと思うんです。ぜひ、行政側はもちろんですが、議会、市民が一体となって実現するためにどうするかという論議を進めていかなければならない。行政もそういう立場に立ち切ってもらいたいということを強く要望しておきます。

三つ目の、大規模な調査の必要性についてですが、この調査の最大の意義は、利用していない人の動向がつかめるということです。入館者へのアンケートは、利用者のことしかつかめませんから、こういう調査をやることによって、これまで見えなかったものが見えてくる。新たな試みや運動のきっかけにもなるわけです。前回の調査から既に13年がたとうとしています。せめて何年後には実施するという展望をしっかりと立ててもらいたいと思います。

そして、４点目の図書購入費については、予算の現状維持ができても、図書の単価が上がる分、購入冊数が減ってしまうということがあります。ですから、少なくとも物価にスライドして、毎年増加させるというのは最低条件として実現していただきたいと思います。

以上の点について、まとめて御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　いろいろとお話しいただきました。まず、聴覚障害者のファックスサービスでございますけれども、現在、ファックスの利用につきましては、聴覚障害者の方よりお申し出がありましたときに、お答えをしている状況でございます。まだファックスが設置できていない分館もありますので、広くお知らせするということにはなりませんけれども、今後、できるだけ要望に沿うよう、利用案内等にも盛り込め

るよう検討していきたいというふうに思います。

それと、子どもの本祭りということが年１回行われて、それのバックアップというようなことでございますけれども、この子どもの本祭りにつきましては、日野市教育委員会でも後援をいたしている行事でございまして、私も承知しております。大変すばらしいお祭りでございます。その中で、今児童数そのものが減少しておりますし、また利用率の大幅減少ということも考え合わせますと、とてもよいＰＲにはなるというふうに思っております。どういうふうな方法で協力が可能か、今後考えてみたいというふうに思っております。

それと３点目の図書の予算でございますけれども、できるだけ努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。非常に図書館につきましては、今生涯学習社会を迎えるに当たって、この読書ということがとても大事なことでございます。できるだけサービスが低下しないよう、できるだけの手だてはして、前向きに検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　ありがとうございました。

日野市の図書館は、これまで数多くの先輩方の努力によって、しっかりとした基礎がつくられて、発展してきました。全国の手本となってきました。そして、今新たな困難に直面している中で、日野市の図書館がその役割にふさわしい発展を遂げていくことは、日本の図書館行政全体に大きな影響を及ぼすことは間違いありません。最後に市長に、日野の図書館をいかに発展させていこうとお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　奥野議員から、図書館のさらなる発展のためにということで、大変大きなところから細かい具体的な分野にわたって、数多くの質問、あるいは要望をいただいたわけであります。私も、日野の図書館が過去の大勢の関係した皆さんの力で、大変すぐれた歴史をつくってきたということについては、全く同感でございますし、その成果をよりよい方向に伸ばすべく、今議員の御指摘にもございました、いろんな角度から頑張っていきたいと、このように考えております。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　ありがとうございました。

日野の図書館は、１年間に延べ34万人もの人が利用すると、先ほど部長さんからの答弁もございました。日野市でも一番利用されて愛されている公共施設です。その一方で、図書館の役割を考えれば、もっと利用しやすいものにしていくことがどうしても必要です。また、長引く不況で、市民生活にゆとりがなくなってきている時代だからこそ、すべての市民が自由に学び、成長する権利を自治体が保障することがますます求められているのではないかと思います。図書館がその意義と役割にふさわしい発展を遂げるように積極的な努力を要望して、図書館に関する質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって３の１、図書館のさらなる発展のためにの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時47分　休憩

午後３時44分　再開

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の２、新ガイドラインをめぐる日野市の姿勢についての通告質問者、奥野倫子君の質問を許します。

○３番（奥野倫子君）　引き続きまして、新ガイドラインについて質問させていただきます。この問題については、６月議会でも取り上げさせていただきましたが、まず最近の状況に沿って問題点を述べたいと思います。

市長は６月の答弁の中で、新ガイドラインについて「これまでの安保条約の範囲を大幅に逸脱したり、全く改定をするような中身ではなく、やや規定のし直しをしたぐらいのこと」と述べていらっしゃいます。従来、安保条約は、第５条で「日本の施政のもとにある領域」という明確な地域的限定をした上で、その領域における日米いずれかに対する武力攻撃に対して、共同行動をとることを定めています。そして第６条で「アメリカ軍は極東における安全の確保のために、日本にある基地などを使用できる」と規定しています。この場合は、日米の共同行動はできないことになっているわけです。そもそもこの規定自体が憲法違反だと思いますが、その議論はわきに置いて、安保条約では、日本がアメリカと共同行動をとるのは極めて限られた場合に限定されているわけです。

ところが、新ガイドライン、その第６章では、周辺事態が発生した場合に、日米は共

同行動をとることになっています。地理的な限定もなく、「日本への武力攻撃に対する」という要件もない周辺事態なるものに対して、日米が共同行動をとる、これは明らかに安保条約に定めた内容とは異なります。この点で、周辺事態の範囲を、「従来の安保条約と同じ。極東とその周辺」と国会で答弁した北米局長が更迭されたことは象徴的です。日本がアメリカ軍の行動に協力する範囲を大きく広げているわけです。これをどう評価するかは自由です。アメリカにしてみれば、実際は安保条約の制約を超えて、既に全世界規模で在日米軍は行動しているわけで、日本政府もそれに抗議することもない。その意味では、大幅な逸脱ではなく、やや規定のし直しをしたぐらいということもできるかもしれませんが、第９条を持つ日本国憲法に照らして考えるならば、事は重大ですし、市長が憲法を守る立場を明らかにされていることを考えれば、市長の認識に大きな矛盾を感じます。

こうした内容を持つガイドラインの具体化の中心になっているのが、いわゆる周辺事態法案であるわけですが、この法案の最大の問題点の一つが、日米共同行動の前提となる周辺事態の認定に国の最高機関である国会が全く関与できないことになっている点です。つまり、周辺事態が発生した際、日米の政府が先にそれと認定をして、共同行動を行う。国会では具体的な協力内容の事後承認を求めるだけという驚くべき内容になっているんです。軍事行動に加わるかどうかという国家にとって極めて重大な問題の判断に国会が関与できない。これほど国民主権を無視したことがあるでしょうか。

さらには、周辺事態という概念が、もともと日本の平和と安全に重大な影響を与える事態という地理的な限定もなければ、武力攻撃という要件もない。いわばどんなふうにも解釈できる。そういうものを日米の政府間で認定するわけですから、米軍の行動に意見をしたことがない今の政府では、結局、アメリカの言うがままに周辺事態を認定することになるのは明らかです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

８月21日のアメリカ軍によるアフガニスタン、スーダンへの軍事攻撃に、横須賀に配備されている艦船が参加したことが、アメリカの新聞などで明らかにされました。そして、この軍事攻撃の後、日本の米軍基地は警戒態勢に入りました。報復攻撃に備えるためです。また、６月30日にイラクに対してアメリカ軍が行ったミサイル攻撃は、三沢に配備されているＦ16戦闘機によるものであることを、アメリカ国防総省が明らかにしています。いずれの場合も、相手にその能力さえあれば、在日米軍基地が攻撃を受けてもおかしくないわけで、現に先ほども述べましたように、８月の軍事攻撃については、在日アメリカ軍も報復を予想しているわけです。こうした事態を考え合わせると、今回の

ガイドラインが日本にとっていかに危険なものであるかは、一層明らかです。

そして、自治体にとっての大問題が、「関係行政機関の長は、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について協力を求めることができる」と定めた第９条です。市長はこの問題について、６月市議会の答弁の中では、「強制的に自治体に戦争に入ってこいとは書いてございません。戦争に協力的なことをせいとも書いてありません。それぞれが自治体の判断でやるということになっています」とおっしゃっています。確かに書いてあるわけではありません。協力を求めることができる、というふうに書いてあるわけですから。しかし、自治体の自主的な判断でやるとも書いていないわけです。

この点に関しては政府は６月12日に、公式の見解を初めて文書で示しました。これによると、「自治体の協力は、一般的な協力義務を定めるもの」としています。そして「協力要請に従わない場合は、制裁措置はないが、違法な状態と言える」というのが、内閣安保危機管理室長の見解であり、「関係法令に従って、違法かどうかを判断する」というのが防衛庁長官の見解です。自治体の協力は義務であり、違反した場合は違法であるということになっているんです。自治体の判断でやるということにはなっていません。

また、この自治体の協力については、多くの自治体の長が、大きな危惧をもって、既にさまざまな行動を行っています。関係自治体で構成される全国基地協議会、それからまた防衛施設周辺整備全国協議会は、自治体の協力の中身と強制力について、政府に質問状を出しましたし、全国知事会も、７月16日に自治体の米軍協力について、政府に説明を求める決議を挙げています。佐世保市長は、「米軍の傷病兵のために、市立病院で市民の手術が先送りされるようなことは認められない」と強い懸念を表明しています。

市長は６月の時点で、「病院に負傷兵が満杯になるようなことや、市の職員が駆り出されるようなことが予想される法案であるとすれば、国会へ行って座り込みをしてもいいと思うが、この法案についてはそのような認識はない」と述べておいでですが、こうした自治体の動きは、今回の法案が市民生活に重大な影響が予想される法案だからこそ起きているんです。先ほどの自治体の判断でやること、という点もあわせて、今述べました政府の見解や各自治体の動きを見れば、こうした市長の認識はおかしいんじゃないか。本当に国会へ行って座り込みをしなければならないぐらいの認識を持たねばならないのではないかと思うんですが、自治体への協力についての市長の認識は変わっていないのかということに絞ってお答えをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　ただいま御質問のありました、周辺事態法案につきましては、さきの６月議会でも御説明申し上げました。また、現在、国会でも継続審議中ということでございます。また、新聞報道等によりますと、それぞれの各界の方々の認識、意見等も、それぞれ考え方がおありだというふうに認識をしております。

そして６月の市長の考え方につきましてでございますが、いわゆる自治体への要請について、強制力は持たないということは、今おっしゃられた、日野市も加盟しておりますけれども、防衛施設周辺整備全国協議会、これは会長は福生市長でございます。また、全国基地協議会の連盟で質問状を送られ、それに対しての回答をもらい、またさきの７月16日に合同の役員会の席上、いろいろな質疑が出されております。その中で確認されていることは、いわゆる「強制力を有するものではない」ということであり、また、「一定の理由があれば、拒否も可能です」という答えが返ってきております。このことにつきましては、二つの組織からの報告ということで、加盟の各市町村長に報告が届いております。また、日野市としましては、いずれにいたしましても、協力要請への対応ということにつきましては、市民の生命と財産を守るという立場を最優先で判断すべきであるというふうに考えております。この点は、６月に市長が答弁申し上げたことと今も変わりがないということを確信いたしております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　市長に直接お聞きをしたいと思います。もうこの８月７日に、石川県の金沢港においては、掃海艦船のガーディアナが入港し、そのときに汚水、廃油、ごみなどの搬出を民間業者が行い、県の港湾職員も警備に当たっています。もう既にガイドラインの予行演習まがいのことが実際に行われているんです。市長、答弁をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　新ガイドラインをめぐる日野市の姿勢といいますか、特に市長の姿勢は変わっていないかというふうな質問でありますが、今部長が申し上げましたとおり、私が６月の第２回定例会のときに申し上げた認識は、今も全く変わらずに同じふうに持っているということをまず申し上げておきたいと思います。恐らく日野市で一番想定をされるのが、教育委員会は別だというふうになっております。求めないということになっておりますので、まず病院施設の利用、あるいは市の職員を使わせてほしいというふうなことになるのかなというふうに思いますが、今部長が申し上げましたように、

基本的に私どもの病院は、市民の健康を守るための、そして命を守るための大変重要な施設であります。それに支障があるようなことは一切あってはならない、というふうな判断を私はいたしております。さらに、市の職員もまた、市民福祉向上、市民サービス向上のために、市民の貴重な税金で雇われている職員だということでありますから、これまたうかつに、そういった要求に応じてはならない、このような認識も持っているところであります。

しかしながら、例えば病院で言えば、人道的な配慮が必要であるというふうな場合には、これは緊急の対応として、市民の健康や命を守るというところで余裕があるとすれば、人道的な配慮からの対応はあり得るのではないか、このような認識は持っているところであります。

いずれにいたしましても、今議員御指摘のとおり、法律の第９条、これは憲法じゃありません。法律の第９条にもしっかり書いてあります。「地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について、必要な協力を求めることができる」と書いてあります。この規定は、求めるというふうなことではありません。求めることができる。この辺をもう少し法律を厳密に読んで、憶測で発言をされない方がいいと、私はそう思っています。

○議長（馬場繁夫君）　奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　認識が変わっていらっしゃらないということで、本当に残念でございます。市長はこれまでも何度も、戦争には反対で、絶対に反対である、ということを述べていらっしゃいます。しかし、私が言うまでもないことですが、戦争に反対するとは、戦争につながるおそれのある動きには、どんな小さいことにでも反対し、それを芽のうちに摘み取ることを意味するのだと思います。今回の周辺事態法案について、やはりそういう立場で、市民、議会、行政が力を合わせて、危険な動きを阻止していくことを改めて呼びかけて、質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって３の２、新ガイドラインをめぐる日野市の姿勢についての質問を終わります。

一般質問４の１、99年度に向けては市民の痛みがわかる予算編成をの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（竹ノ上武俊君）　９月定例会は、決算議会とも呼ばれております。決算審査が終われば、予算編成へと日野市も向かうことと思います。きょうはそういう趣旨で、新

年度予算編成に望む市民の気持ちを一般質問という形で発言をさせていただきたいと思います。

まず、私は、馬場市長にお伺いしたいと思います。それは、参議院選挙の結果についの受けとめ方でございます。参議院選挙の結果は、国の政治に対する国民の気持ち、大きな激変で表明をされました。これは当然、地方自治体の行政に対する市民の姿勢としても共通するところが多くあるわけでございます。今度の選挙で、国民の意思が最も強くあらわれたのは、一言で言えば、政治を変えてほしいということに尽きると思います。そして、主権者の意思というものが大きく盛り上がってきた。また、国政についても、地方政治についても有権者の感覚が研ぎ澄まされてきている、そういうふうに私は感じます。地方政治の点では、日野市にも関係ないとは言いませんけれども、新聞に載ったあの23区の例なども、このような今の国民、市民の意思を表明しているのではないでしょうか。例えば、23区で毎年やっている区会議員の皆さんの野球大会、23区と言えば巨大な財政力を持っております。ここで年200万円の公費を支出したということについて区民が、あるいは都民が大きな警鐘を乱打するということがございました。そのような立場で、これからの行政運営、地方自治の運営に私たちは当たっていかなければいけない、そのように考えております。

参議院選挙の結果でもう一つ重要であったことがあると私は思います。第1問ではその点についても市長のお気持ちを聞かせてもらいたいと思います。朝日新聞だったと思いますけれども、「今度の参議院選挙は、30兆円の銀行応援団か、消費税3％で庶民の見方か、これが選挙の争点になり、対立軸をつくり上げた。これは共産党の主張した問題提起、これが大きく動かした」というふうに書いてございました。テレビやその他の書物、月刊誌等でも、こういう表現が方々になされております。そういう立場から、6月議会では全会一致で継続審査にいたしました日野市の下水道料金等、あるいは市立病院の療養費への消費税転嫁の問題についてでございます。市長の認識を伺いたいと思います。

これらの選挙の結果をいろいろと見てみますと、本当に国民の意識が変わってきたということが言えると思います。例えば、関西のある県では、県の副知事をしていた人が自民党で出られたようでございますけれども、国とのパイプ役を一手に引き受けて私は頑張ってまいりましたというのを宣伝の中心にされたそうですけれども、その人に対しては、それなら悪いやつに決まっているということで、そこの県民の人は、その方を当選させなかった、こういうことがある雑誌に出ておりました。結局、今のむだな公共事

業等に50兆円規模、社会保障には20兆円と言われる日本全国のこの税金の使い方、逆立ち政治とも呼ばれております。こういうことに対する国民の審判が今度の選挙では如実にあらわれてきた。消費税は減税せよ、恒久的な減税をせよ、社会保障こそ充実安定させよ、そういうふうに国民の意思が変わってきたというふうに思います。

日野市で言えばどうかということで私もいろいろの対話などをしてまいりました。日野市政については、選挙後の意向としてはやっぱり、24年間続いた革新市政と呼ばれていた時代の教育や福祉、緑に対する政策を守り抜く方向で進んでほしい。先ほどの消費税転嫁とともに、手数料、公共料金、こういうものを値上げするようなことをしてはほしくない。また、学校給食や老人給食、学校図書館、緑や清流に関する条例など、こういうものは守り抜いてほしい、こういう意識が強く見られるわけでございます。

票数の動きを見てみますと、私、きょうは、自民党を批判するつもりで登壇したわけではないんですけれども、票数を共産党と比べてみたいと思います。国の段階では、自民党が60人の改選議員を擁立いたしましたけれども、61人とも言われておりますが、45人しか当選できなかった。共産党は６人の改選議員が15人に大きく伸びた、これが結果でございました。大都市では、自民党が全滅をいたしました。そして、共産党の自民党に対する票の割合というものがどんどん自民党に近づいてまいりまして、比例区では共産党は全国では820万票近く、自民党の58％に近づいてきているわけでございます。東京ではどうかといいますと、自民党の約102万票に対して、共産党が約101万票、99.5％に近づいてまいりました。日野市では御存じのとおりでございます。自民党の１万3,000台の得票に対して、共産党が１万5,000台ということで、これは自民党を追い抜いてしまったという状況でございます。ですから、私は参議院選挙の結果を見ながら、日野市の行政についても、市民要求を見る観点は、その結果を生かしていくということがどうしても必要になってくるのではないか、このように思うわけです。

ＮＨＫが最近、５回にわたって深く選挙結果を分析したそうでございます。その結果も発表されております。これも自民党についての世論調査の国民の意見として書いてございます。「もっと減るべきであった」「いや、このぐらいでよい」合わせて79.3％。現在も国民の意識はそういうふうになっている。この現実をやはりとらえて、私は今後の政策立案に生かしていっていただきたい、このように考えております。

しかし、地方財政の危機は、戦後最大の構造的な危機だというふうに言われております。戦後最大と言えば、地方自治が確立してから初めてということにもなるかと思います。日本全体では地方債、借入金の残高の合計は156兆円ほどになって、97年から98年

で７兆円ほどふえてきている。交付税への特別会計の借り入れ、あるいは減税補てん債等の借り入れ等も、この１年で５兆円ほどになっていく。さらに、全国的に東京都も含めて、第３セクターの経営破綻で、結局はこれが住民へのツケに回っていく、等々の状況が出ております。これに対して、東京都は７月に、「長期的な視点に立った財政運営の指針」を発表されました。また８月には、「東京都行政改革大綱見直し方針」というものを発表したわけでございます。大阪府でも「財政再建プログラム」というのを出したそうでございます。これらについては、東京都においても大阪府においても、市長会等が非常に反発を示している。そういうことが言えると思います。大阪府では、市長会、各種団体、府民の皆さんが、府のプログラムに対して、猛然と反対する立場、認めない立場で、さまざまな運動を展開しつつある、こういうふうに言われております。

東京都も今度のこの財政運営の指針というものが都民の中に知られるに及んで、都民の反発は強くなっていくというふうに思います。市長会からいただいた東京都への要望事項などを見てみますと、莫大な要望が出されております。その半分ほどは東京都に市町村が財政支援を求める、補助金の回復を求める、そういう財政支援を求める要望となっております。今、東京都では、日野市もそれに近い状態かと思いますけれども、人件費、公債費、経常経費、社会資本のストックに対するこの維持費、あるいはまた改善・改築の費用等、こういうものが構造的な形で高まってきている、これも事実だというふうに思います。

しかし、その原因は、るる私が今まで一般質問の中でも明らかにしてきましたように、むだな公共事業や、第３セクター等の失敗による財政破綻を解決しないまま、また日本全体では、財政構造の改善もしないまま、財政健全化、真の意味で地方自治体が望むようなその道を実現しないまま、予算を執行してきたというところにあるのは明らかでございます。ですから、こういう厳しい中で、どのように市民の生活を守るか、都民や国民の生活を守るか、今よほどの決意がないと、私は新年度の予算は、積極的な立場で編成することができないというふうに考えるわけでございます。

そういう点で、日野の市長、馬場市長が、東京都が言うような痛みを分かち合うというような発想ではなく、本当に市民の痛み、これを理解する立場で予算編成に望まれるように半ば期待をしているわけでございます。

そういうことで第１問は、先ほど申し上げましたとおり、下水道料等への消費税の転嫁、これについては６月も申し上げましたけれども、現段階でも遅くないので、再考、撤回、こういうことを真剣に考えていただきたい。そうしなければ、市民の痛みにこた

えるということにはならないというふうに思います。６月議会でも申し上げましたが、その後もさらに一層、中小業者の倒産、また失業、こういうものはさらに大きく深く広がってきている状況にございます。また、日野市内の大企業においても、残業代がなくなった。さまざまなことで実質の収入が減っていく、こういうことをどこでも聞いているわけでございます。ある大企業の現場労働者の方に聞きましたところが、残業代がなくなって、大卒の娘と手取りは同じになってしまったと、こうおっしゃっている中堅労働者の方もいるぐらいでございます。そういうときに、本当に地方自治体の力でできる手だてというものをするのが、私は市長の役割ではないかと思うわけでございます。第１点は、そのことをお伺いいたします。

第２点も、ダブりますけれども、さらに質問をいたします。

市長は、今年度、３月の所信表明では、「市民参画、ボランティア精神を生かして、これを続けよう」とおっしゃったわけでございます。また「環境にやさしい行政を続けたい」。もう一つは、私はよくわからないんですけれども、「経営感覚を生かして効率的な行政運営をしたい」。それとともに「市政全般の根本的な見直し、事務事業の見直し、職員数・職員給与の見直し、民間活力の活用」、こういうことも表明をされております。今、自治省の指導、あるいは東京都、全国の自治体は、「痛みを分かち合う、痛みを伴う選択」ということを合い言葉にいたしておりますが、それは行政の今まで持っていた義務、役割をだんだん減らして、市民や民間に移してしまおう、というような安易な方向に使われている例が数多く見られます。そこで、私は、新年度予算編成に当たっては、次のような点について配慮して進まれるべきではないかというふうに考えておりますので、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

第１は、こういう状況でございますので、財源確保の探究を、ことし、昨年以上に強めていかなければいけない。対都、対政府要求もまさにそのとおりでございます。また、今こそ地方自治体の本旨を生かして、中央高速道路課税、このような方向についても、やるという方向を表明されているわけでございますので、その具体化に一歩、二歩と足を踏み出していく、このことがどうしても必要ではないかというふうに思うわけでございます。また、先日、初日の本会議で入札の問題などがございました。入札の民主化、あるいは公平さ、明るさ、こういうものとともに、今、中小企業、地元産業も厳しい中にありますけれども、工事費、この見直し、大きな事業については第２の特養ホーム、市立病院等についての見直しの努力がされました。今後は、入札の単価等についても、やはりよく研究して、さまざまな方々から指摘がないような、そういう価格というもの

を求めて努力をしていかなければいけないのではないか。公共事業に対する目は非常に厳しくなってきております。その点も努力をされるかどうか、お伺いしたいと思います。そして、手数料、公共料金等のアップはしない、このことも断言をしていただきたい。また、学校給食を初め、老人給食、こういう市民が願望している政策については、現制度を守っていただきたい。そのほか、項目は挙げません。今までの制度をぜひ守ってほしい、このように強く期待をいたしております。

それから、もう一つは、市民参加、職員参加をさらに一層強めることではないかというふうに思います。人事異動、あるいは職場の職員の市民サービスあるいは日野市の事業に対する熱意、こういうものを高めるような形の職員参加、人事管理、こういうものをしていかなければいけない。特に政策上変更を意識するものがあるとすれば、１年も２年も前から市民参加で、市民にその内容を明らかにして、市民に問いながらかじ取りをしていく。この市民参加をぜひ予算編成の基本に置いていただきたい。もしこういう立場で馬場市長が予算編成に進まれるならば、私も大いに応援歌を歌って、応援をしていきたい、こういうふうに考えておりますので、ひとつそういう線で頑張っていただきたいというふうに思っているわけでございます。（「応援なんかしなくていいよ」と呼ぶ者あり）今、本当に地方自治の本旨を守る、そして住民要求を実現していく、そのためには、いろいろな人の応援は素直に受けて、一緒にやっていく、そういうことが地方自治体には非常に必要でありますので、私はそういう立場で、また私の所属する会派もその立場で頑張るのでございます。

第３点目について質問をいたします。これは、厳しい財政下でも、やはり前進をしなければいけない。そういう観点から私どもの市議団は、たくさんの市民要望を承りました。手分けいたしまして要望いたしますが、私も二、三、市長に直接要望したいと思います。

一つは、具体的でございまして、学校図書館の嘱託職員のことでございます。この学校図書館の嘱託職員の活躍というものは、全国的にも注目をされております。もちろん、日野市を追い越して、日野市以上の実績を上げている県や市、そういうものも最近は出てまいりました。今、嘱託職員の皆さんが頑張っておられます、日野市で頑張っておられます。そして、今の子どもたちの状況が、非常に深い変化をしている。こういう中で、読書をするという子どもたちのこの活動が、いかに子どもたちの心や知識や知性というものを高めていくか、これにははかり知れない効果があり、これについては嘱託職員の報告等に豊富に示されております。そういう人たちが、みんな質を同じくして、学校図

書館のあり方、子どもたちへの読書指導のあり方を高めていきたい。わずかな時給で、自分の費用でやっておられます。せめてこれに公的な研修制度というものが欲しい、このことを要望されております。そのことによって、いろいろな気持ちで嘱託職員になってこられる方々が、もっと質を向上させていくことができる。あるいは中には、司書の資格を取りたいという方もおられるかもしれませんけれども、その研修の中身は職員の皆さんにお任せするとして、これを公的に保障していただく。ささやかな予算でこれは実現できることであると思います。私立幼稚園、未認可幼稚園等などでも、こういう運動があって、研修費などがつきまして、日野市からも支援する方向が以前に実現したことがございますが、今、学校嘱託職員にそのことが必要ではないでしょうか。

もう一つは、交通費でございます。図書館の嘱託職員としての活動、例えば、学校図書館から中央図書館に調べ物に行く、何かの交渉に行くというようなことすらも今、自費で行かなければいけません。こういう公的なといいますか、これに付随する交通費ぐらいは市が実費で支給する。こういうものを今度予算化していただければ、日野市の子どもたちにとっても、非常にすばらしい影響が出るし、嘱託職員の皆さんが、嘱託であるけれども、日野市の学校図書館の職員としての自負心、自覚というものも強まっていくに違いないと思います。

二つ目は、「障害者基本法」の日野市における策定についてでございます。これは、「障害者基本法」ができましたので、平成５年であったかと思います。国に続き、都道府県団体、市町村も、市町村障害者計画をつくることとなっております。今、障害者関係の方々も、それを自分たちが活力源になってつくっていこう、市にもお願いをしたい、こういう運動が始まりつつあると聞いております。このようなことについては、私は積極的に市が応援をしていくべきではないかというふうに思います。そうすることによって、本当に生きた、市長がおっしゃっている市民参画というものも生きてくるのではないかと思います。もちろん、日野市の福祉関係の職員の皆さんは、非常に熱心な方がほとんどだというふうに聞いておりますので、そういう努力方向にいらっしゃるのは知っておりますけれども、ここで具体的に要望しておきたいと思います。

あわせまして、この障害者計画をつくっていくに当たって、すずかけの家などが、やはりたんぽぽの家の落成式に行ってまいりまして、感動いたしました。日野市がやはり法人化するに当たっても、建設費の補助等をたんぽぽの家並みに今後保障しますよという熱意あるそういう態勢でいけば、私は法人化なども進みやすいのではないかと思いますので、その辺についても、お気持ちがあればお答えをいただきたいと思います。

もう一つは、ちょっとすぐというわけにはいかないかもしれませんが、公式野球場の建設の計画はどうだったかということでございます。これも今度のスポーツ広場の完成とともに、またそういう関係者から何人もから私も、関心もあるものですから聞かれております。この以前、汚水処理場跡地に覆蓋をして、そこに公式野球場をつくるという要望などがございました。これらについても、今財政上厳しい状況ではあるけれども、さまざまな知恵を働かせて、私はその筋道を市民に明らかにして、馬場市政時代には一つつくったぞというようなことをするのも、また市民要求実現のために大切なことだと思っておりますので、考えを聞かせてもらいたいと思います。

次に、対都要求の中で出ておりませんでしたので、この点を追加していただきたいということで、最後に具体的な点では申し上げます。モノレールの工事の点でございます。モノレールの充実については、市長会でも対都要求が出ております。安全性についてでございます。先日、震度４の地震がございまして、びっくりいたしました。もちろん、モノレールは立派に設計されているに違いないとは私も考えております。立川の設計事務所にも聞きましたところ、安心してくださいということでございました。しかし、東京都としてもさらに今、補強の努力などもしていると、神戸並みの地震に備えて、また新しい工夫もしているんだという話もございました。私は市民から特に聞かれるのが、あの高幡、七生交差点の上に、相当長いあれで橋げたがかかっているんですよね。支柱が１本もないわけですね。その距離が長いわけです。それからもっと動物園の方に行きまして、高幡台団地からおりてくるところの橋げたは、さらに長くて大きくて、カーブしているんですね。あそこを通る人たちが、歩く人も運転している人たちも、思わず上を見ながら運転をするとおっしゃるんですね。これも東京都が大丈夫でございますと言っておりますけれども、事故は思わぬときに起きますし、どこかの九州のモノレールでは、落下事故等もございましたので、念には念を入れて、補強すべきところがあれば、工夫をして補強をして、安全な上に完成をさせていただきたい。このようなことで要望いたしますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　大変たくさんの御質問をいただきました。特に予算編成にかかわるところにつきまして、幾つか御答弁をさせていただきます。

選挙の結果につきましては、後からまた市長の方から御答弁させていただきます。

まず、平成11年度の予算編成でございます。まさに今までにない厳しい財政状況でございます。特に東京都につきましては、中期的な視点に立った財政運営の指針、これを

７月に発表されました。これに伴い、さらに予算の見積もりに当たっての依命通達、このような中身を見ますと、非常に厳しい内容で、特に今後５年間は歳出総額を、10年度当初予算と同程度の水準に抑制するという内容でございます。また具体的な内容につきましては、各局の方に各経費の、Ａ経費につきましては５％の減、あるいはＢにつきましては10％減、Ｃ経費についても５％の範囲内で所要経費を見込むのだ、このようなことでございました。また、国の方につきましては、12月の恐らく末ごろでしょうけれども、国の方の予算編成方針が出てまいります。そのような環境の中で、今年度大きな減税、３月、５月に２兆円、合わせて４兆円にわたるいわゆる所得税、住民税の減税、これが直接市町村、地方自治体に影響が今年度で、さらには来年度の減税、これらがどう影響するのか、非常に厳しい環境の中でございます。

特に１点目の下水道、それから病院等の消費税の転嫁でございます。これにつきましては、６月議会の中で一般質問をいただき、また委員会での慎重審議の中で、継続ということになったわけでございますが、やはりこれにつきましても私どもは、提案した以上、いわゆる法、税制改革法の指針、あるいは受益者負担の適正化、あるいは公営企業の健全化、さらには各市との均衡、こういうものを含めまして、ぜひ今議会で成立、議決をいただきたい、そのように考えておりますので、これにつきましては、その結果をお待ちをしておるところでございます。非常に厳しい財政運営の中では、ぜひこの消費税の転嫁につきましては御理解を賜りたい、このように思っております。

それから、２点目の財源の確保の問題でございます。これにつきましては、当然のことながら、根幹をなす市税につきましては、非常に厳しい状況でございます。今年度の決算見込みを見ても、市民税、あるいは法人税の相当の落ち込み、あるいは地方消費税交付金、利子割等大きな金額が予算の確保ができるかどうか、非常に現在のところ、何回かの配分を見ながら、いわゆる心配をしているところでございます。これらの影響が当然のことながら、11年度の当初予算にまた影響を及ぼしてくるわけでございます。したがいまして、当然のことながら、財源を確保して、市民福祉の充実を図るという基本的なスタンスがございます。したがいまして、中央高速道路課税につきましては、また後ほど、これにつきましては市長の方から御答弁いただきますけれども、非常に財源の確保については、厳しい状況でございます。

さらに、公共料金のアップはしないということにつきましても、行財政改革を実行する中で、また厳しい予算編成の中で、これらにつきましてはある程度、これから十分検討いたすわけでございますが、財源確保対策を考えなければ、11年度の予算編成が非常

に困難な状況であることは事実でございます。

それから、あと老人給食、あるいはまた福祉の重要な施策のことでございます。今までの制度的なものを継続していくかということでございますが、今年度予算につきましても、福祉の充実優先、あるいは教育充実、それからまた環境へも配慮した予算編成になっておりますので、特に福祉の施策につきましては、重要な最も優先的な事業でございますので、十分その点については配慮し、取り組んでまいりたいと思っております。

それから、あと今大きな２点目の、公共事業の入札の関係、それから人事管理につきましては、後ほど総務部長の方から御答弁させていただきます。

大きな３番でございます。大きな３番につきましては、また具体的な項目でございますので、担当部長より御答弁をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、11年度は、私ども今まで経験をしたことがないような厳しい財政状況の中で予算編成に入るわけでございます。事務的には10月の初めには予算編成方針、市長の方から各部署の方に編成方針をお示しできるよう、現在準備を進めておるところでございます。この中でも、国や東京都の動向を十分しっかりと資料を集めまして状況を判断いたしまして、予算編成に当たりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　公共工事の入札の明確化、透明化等につきましての質問でございます。私ども、公共工事の発注者の立場では、対外的には一定の限界がございますけれども、発注者の立場といたしまして、積算単価、設計金額等を十分に検討していきたいというふうに考えております。また、本会議のときにもございましたけれども、入札の価格の事後公表、あるいは事前公表という問題が今、大変話題になっております。事後公表につきましては、先日もお答え申し上げましたけれども、検討の結果、一定の結論が出ております。極力早い時期に事後公表については実施していきたい、そのように考えております。そのようなことで、いわゆる公共工事の入札関係については、一定の明確化、透明化を図っていきたい、そのように考えております。

それから、人事管理と職員参加ということでございます。人事管理等につきましては、行政改革大綱にも盛られております。その趣旨を十分にくみ上げていきたい、そのように考えております。また、このことにつきましては、８月には労使間で正式にこの問題に取り組んでいこう、月に一遍は最低行っていきましょうということで正式に発足をい

たしております。９月には第２回目という形で具体的に労使双方で話し合いを進める、協議をしていくというような形を取り上げております。また、職員参加等いろいろな計画については、職員参加を極力ということもございました。組織的な参加につきましては、意識的に配慮しているつもりでございます。また、組織外で一般の希望者を募ってのプロジェクトチーム、行政課題を今現在、七つか八つ、それぞれ研究チームができております。これらにつきましては、組織的ではありません。横断的なチームでございますけれども、既に中間報告等、常に市長の方へ中間的な報告もその都度なされて、市長もその意見を十分に吸い上げていきたいという意向をお持ちでございます。そういう意味で、職員参加等積極的に取り組んでいるところでございます。

総務部の関係、以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　学校図書の嘱託員の絡みで２点ほど御質問いただきました。お話の中にありましたように、嘱託員制度を導入いたしましたのが平成２年度でございますので、本年で丸９年を迎えている状況下にあります。今お話のありましたように、この制度を入れたことによりまして、学校図書館を利用する児童・生徒の数は、年々ふえてきてございます。また事業の中でも、調べ学習というような場面では、学校の図書を積極的に使うような事業活動も見られていると。そういう意味では、教育活動に対して一定の評価ができるというふうな認識ではいるところでございます。

ただ、嘱託員の研修、公的な研修という面については、以前からいろいろな角度からお話と要求を承ってきているという経過も承知しているところでございます。ただいま私の方では、市立の教職員研究室におられます都の嘱託で、学校図書については豊富な経験を持っている都の嘱託員を年間、期末、原則的には学期ごとなんですが、各学校の方へ行っていただき、嘱託員とのお話の中で、指導・助言をさせていただいています。また、個々につきましては、学校の図書教諭の助言などを日常やっているところでございまして、先ほど御指摘のありました公的な面での研修制度については、現在の私どもがとっている形の中で十分とは言えませんが、足りているんではないかという理解をしているところでございます。

それと２点目の旅費の関係でございますが、身分的に非常勤の特別職でございますので、費用弁償というお話になろうかと思います。この件につきましては、先ほど中央図書館などへの調査というふうなお話がございました。私の方でも、全部その実態をとらえているわけではございませんが、中には児童・生徒さんのリクエスト等の要望も中に

はあって、図書館の方へ行くというようなケースもあるとは聞いております。したがいまして、嘱託員の職務として、そういうことをどういう観点から位置づけるかどうか、さらに学校の実態をもう一度調べさせていただきまして、職務として位置づける方策があれば、それは費用弁償という形の中で対応ができるんではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　障害者基本計画についてのお尋ねでございますけれども、平成５年に改正されました障害者基本法では、「地方自治体は、障害者のための施策に関する基本的な計画を作成するよう努めなければならない」と規定されております。日野市では平成６年、高齢化社会に対応して、計画的に事業の推進を図るため、日野市保健福祉計画作成委員会の答申に基づきまして、日野市保健福祉計画を作成いたしました。その内容は、老人、障害者、児童、母子を中心とした地域福祉計画であり、その計画に沿って施策を現在は推進をしてまいりました。障害者基本法、地域保健法、及び精神保健福祉法の施行などにより、福祉における市町村の役割は、大きく変化してきております。また、平成12年４月に介護保険制度が開始されるのに伴いまして、介護保険の事業計画の作成が義務づけられました。これは老人保健福祉計画との整合性を図る必要性もあることから、現在、日野市保健福祉計画の見直しをすることになりました。この中で、障害者保健福祉の分野についても、専門部会を設置し、見直しの体制を整えたところでございます。なお、見直しの期間につきましては、平成10年、11年の２カ年を予定しているところでございます。

あわせて、すずかけの家についての御質問がございました。すずかけの家につきましては、懸案事項でございましたけれども、南平の市有地、市の土地に建設するという方向づけをいたしましたので、現在、建設に向け、計画を練っているところでございます。また、特に法人化に向けても努力をされているところでございます。御質問は、補助金をということでございますが、現段階では、結論が出ておりません。今後の推移を見ながら、十分対応していきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　野球場の建設についてでございます。野球場につきましては、現在、多摩川グラウンドに２面、東光寺グラウンドに１面、杉野学園、百草グ

ラウンドに４面ございまして、市民大会、野球連盟の大会等の主な会場として利用されております。また、本年11月には、万願寺グラウンドも利用できるようになる予定でございます。しかしながら、これらの野球場は、フェンス、スタンドがなくて、公式野球場でないため、例えば高校野球の地区予選としての会場として使用できないのが現状でございます。野球場につきましては、基本計画の中で、スポーツ・レクリエーション基盤の整備として、野球場の建設を図ると規定し、その計画実施期間として、前期、平成６年から10年でございますけれども、用地の確保、後期で平成11年から平成15年には建設するということになっております。しかしながら、御承知のように昨今の市を取り巻く厳しい状況の中で、計画がおくれているのが現状でございます。野球場の建設に当たりましては、敷地面積が約１万8,000平方メートルの用地が必要とされますし、その用地の選定及び確保が難しい状況にありますが、その必要性は十分、私どもの方では認識しております。今後、浅川処理場の覆蓋部、北川原公園というふうになっておりますけれども、それとか、あるいは万願寺土地区画整理地内の浅川スポーツ広場を含む淡水区跡地等を検討し、「2010年プラン」の策定に当たって、ほかのスポーツ施設整備事業にも配意し、事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　浅川処理場の覆蓋部の野球場についての御質問でございます。浅川処理場の覆蓋部は、北川原公園の位置づけになっております。北川原公園は、昭和54年に、流域下水道浅川処理場の覆蓋部8.2ヘクタール、国道を挟んだ西側の土地1.4ヘクタール、合計9.6ヘクタールの総合公園として計画決定をされました。時がたち、浅川処理場の工事が進み、平成11年６月、第３系列までの覆蓋部が完成する予定であります。この覆蓋部は、覆蓋部の全体の半分の面積であります。縦が150メール、横が170メートルでございます。このため、暫定的なスポーツ施設として使用することが可能になってまいりました。そこで、東京都の工事として、覆土、土を60センチ盛ってもらい、また転落防止ネットフェンス、芝張り等の工事が、東京都の工事により、平成12年３月末までに行われます。その後、日野市の工事としまして、人道橋、トイレ、水飲み、休養施設など、平成13年末までにつくる計画で、平成13年４月から使用できるような計画で、現在東京都と協議に入っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　モノレールの耐震強化と安全性についての御質問でございます。現在工事が進められております多摩都市モノレールの施設のコンクリートの支柱、ＰＣげた、これは既製品のコンクリートのけたでございます。それから鋼製軌道げた、鉄でできておりますけたということでございます。これらは阪神大震災クラスの地震においても耐え得る構造となってございます。具体的に御指摘のありました高幡交差点、高幡台入り口等につきましては、阪神大震災に耐え得る新しい仕様で設計をされているところでございます。また、阪神大震災以降、新たな仕様になったものにつきましては、今後その仕様で補強工事を進めていくということになってございます。具体的には、鋼製仕様につきましては、中詰めのコンクリートの打ち込みを行う、それから橋の落下防止等の耐震性能の強化を行うということになってございます。したがいまして、多摩都市モノレールにつきましては、阪神大震災クラスの地震が来ても、安心して乗っていただけるということになるというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君）　前向きの答弁をしていただいた点はありがとうございました。若干の具体的なことについての再質問をした上で、これは要望になるかと思いますので、お聞きいただいてから市長の答弁をいただきたいというふうに思います。

学校図書館嘱託職員の研修の点でございます。この研修の内容については、もっと深くぜひつかんで、嘱託職員の人たちの気持ちを知っていただきたいというふうに、あるいは希望していただきたいと思うんです。私たちもこの学校図書館の充実ということでは、もうずっと運動を今までしてきたわけです。そして、これは国全体でもいろいろな運動がございます。東京都がそれにこたえるような形で、日野市に１人ぐらい図書館の専門の職員を年に１人ぐらいずつ派遣していこうとか、いろいろな努力もあります。それから、熱心な方もいらっしゃいますが、中には、ただ資格があるだけかなとも思うんですけれど、まあ個性がありますからね。学校に図書の担当の人がいますよね。しかし、この人の努力だけでは足りないわけですね。その人の指導だけでは。私は、嘱託職員の皆さんが今研究しようとすることは、本当に深く変化している子どもたちに、どう読書

を与えていくかという点で、いろいろな悩みがあるし、深めたい問題があると思います。それから、やはり読書指導をするには、ただ書名を知っているだけではいけない。いろいろな本の中身も、児童図書をやっぱりいろいろ自分でも読んでみる必要があると思うんですね。それについての感想の経験交流なんかもしなければいけない。また、図書の分類なんかにつきましても、いろいろの苦労があるし、以前の十進分類法ですか、ああいうものから、だんだん書店方式になったり、図書の配列その他、貸し出しのやり方、子どもたちの管理、本当に深いものがたくさんあると思うんですよね。ですから、そういう点では、嘱託職員の人たちが自主的にテーマを出し合って、研修をする。講師としてはいろいろな人がいらっしゃるかもしれません。あるいはすぐれた司書資格を持った人もいらっしゃいますので、相互交流によって研修する方法もあるかもしれないんですけれど、その中身は先ほど言いましたように、職員の方にお任せしたいんですけれど、そういうことで、単に研究室の先生が回って巡回指導するとか、そういう程度じゃなくて、もっと深く私は研修したいというふうに思うんですよ。ですから、そういう気持ちをくみ取って、学校教育部が担当であるならば、知恵を絞ってひとつ予算化して、公的な援助、支援、激励をしていただきたい、こういうことでございますので、要望しておきますので、よろしくお願いします。

それから、モノレールの点ですけれども、確かに東京都はそういう考えのようであります。９割方私も信頼をいたしております。しかし、今まで私、ずっと通っているものですから、ずっと工事中も写真を撮って、支柱とかああいうのを、いざということが北九州市のようにあったら大変だと思いまして、いろいろ見てきたんですね。最近聞きましたところが、石柱、コンクリートの支柱の方は大丈夫だけれど、鉄製の支柱の方は再検討して、耐震強化をしていますよということなどもしていますので、やはりそういう点は、今しつつあるということですけれども、さらに一層念を入れて、東京都側の耐震補強といいますか、そういうことをしてくださるように今後も、市としても都任せではなく、出資もいたしておりますので、ひとつ厳重に見守っていっていただきたいということをこれは要望しておきます。

最後に市長の答弁をお願いいたします。一言忘れていたものですからね、聞くことを。これは追加いたしましてお答えいただければ幸いでございます。できなければ結構です。と申しますのは、長銀への税金支出に関連してでございます。30兆円もそうなんです。許せないんですが、長銀に今出すことについても、もうるる専門家も含めまして、公的資金の提供は間違いだという見解が多いんです。私は長銀に何千億も出す、これも際限

なさそうですけれどね。それから銀行全体で30兆円出す、あるいは17兆円は何に使う、13兆円は何に使うと、いろいろ説明を政府はされております。そういうときにやっぱり国民が思うことは、それだけの財源があれば、かくかくしかじかをしてほしいと、こういうことを思っているわけですね。例えば地方自治体でありますと、この所得税と住民減税の地方財政への影響額というものがあります。98年度だけで7,597億円だそうです。それから所得税の減税に伴う地方交付税の減収分が1,357億円だそうですね。そして、個人住民税の減収に伴う地方税の減収分の6,240億円、こういったものを地方交付税の会計などで見るんだと思うんですけれども、これらがさっき言いました、財源対策として５兆4,059億円ほど必要なんだということでございます。この銀行支援のことを思えば、私は地方自治体にぽんとこれを配分すれば、もう馬場市長なんか、毎日安眠できると思うんですよね。日野市だけでも今度の減税で６億数千万円、あわせまして12億5,000万円、13億円近くなるわけですね。こういうものを補てんしてくれれば、本当に市長のみならず、私もまた市民の皆さんも安心して市民生活がしていける一つの保障になるわけです。

それで、我々が消費税を３％にしてくださいと言うと、その財源の５兆円がないとか、よく政府は言います。しかし、銀行への投資については、財源を心配をしたという話は１回も聞かないんですよね。ぽんと決めるんですよね。私はそういうのを見た場合に、市長さんとしてもおかしいとお考えじゃないか。だからもし答弁ができれば、長銀への税金投入よりは、地方自治体へ配分をということを強く要求すべきではないか、そういうことから、この点についても答弁していただきたいと思っていましたが、先ほど落としましたので、一つ追加いたしました。

国の方は、本当に厳しいことを考えております。地方分権は名ばかりで、もう本当に財源はよこさない。仕事はどんどん与える。そして国の国庫の補助金その他、これらは委託金に至るまで廃止、または整備統合、本当にもう何百項目もこれを考えているわけでございます。そして、またあるいは、この地方自治体の合併に同意してくれれば、地方交付税を出すぞと。しかし、これも１回か２回だけというようなことで、あの手この手で地方自治体に難儀を押しかけて仕事をやってもらおう、こういう国の無責任ぶりでございます。しかし、なぜか銀行には熱心である。また介護保険のことも、国民に負担だけ与えて、本当に利用できるのかという疑問は、国民の間にそれこそ充満しているわけでございます。こういうことを考えるなら、やはり市長といえども私は、今の国政の動きに黙ってはおれない。やっぱり飛び出していって、一言言おうというぐらいのです

ね、お気持ちを聞きたい。そういうことで答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　答弁をする方にも都合がございまして、いろいろ仕組んで、ここを言うのかなというようなことを考えていたわけでありますが、一度また違った観点が出てまいりましたので、うまく答えられるどうかわかりませんが、竹ノ上議員の来年度の予算編成に向けて、市民の痛みがわかる予算編成をしてほしいということでございますが、その前に、参議院選挙の結果をどう受けとめるか。一言で言えば、共産党さんよくおやりになったなということであります。

それから、中央高速道路の課税については、まだ審議会が中間答申をしたまま、あれ以降、審議会の動き、あるいは建設省、あるいは道路公団等の動きが全くないようでありますし、近隣の市長さんといろいろな話をする中でも、ぜひ課税をしましょうという動きもございません。そういう意味では、状況はあの時点と、１年前と変わっていない、こういう認識を持っております。くどいようでありますが、課税の客体ではあるが、まだ課税をする時期ではない。これが私の認識であります。

それから、いろいろお話がございました。財源確保の対策の中で、実は市長会、全国の市長会、東京都の市長会等もありますけれども、非常に具体的な要望をだんだんに出すようになってきておりまして、昨今では、例えば日野市のような不交付団体、いわゆる不交付団体が国の突然の減税政策によって、非常に大きな影響を受けているということについて、これは十分、不交付団体の対応は配慮してほしいというようなことも言っているわけでありまして、地方自治体の減収分については、しっかりと国債ではなくて補てんをする、財源措置をしてほしいということも強く申し上げておりますし、さらには、地方分権と言いながら、税源を一つも地方にくださらないではないか。もっと税源を移譲してほしいということも強く、これは市長会としてもそうでありますが、個人的にもいろいろ代議士等を通じてお話を申し上げているところであります。

それから、入札の価格につきましては、これにつきましては、議員も御指摘になりましたように、これまでのいろいろな見直しの中で、幾つも当初の金額よりもかなりの金額を落としているものがございます。つい先日、お決めをいただきました一番橋の工事につきましても、数億円の当初の金額等は、落ちた金額に最終的にはなる予定でございます。そういった努力もまたしているところでございます。

それから、市民参加、あるいは市民参画、職員参画につきましては、既に各種プランニングをする中で実施をいたしておりますが、より一層進めていきたい。特に「2010年

プラン」をつくるについては、かなり幅広い市民の皆さんのお声をいただいて、職員も一緒になってやらせていきたいというふうに思っています。

それから、財政が厳しくても、ぜひ前進をしてほしいという意味で、幾つかいろいろな具体的なお話がございました。それぞれ担当部長等がお答えを申し上げたとおり、できるだけ頑張っていきたいというふうには思っています。

それから、最後に、長銀のことでございますが、銀行団といいますか、そういうものに対する突然すごい金額を出すということでございますが、どうも議員の御指摘はいつも短絡といいいますかね、一方的でありまして、単純化し過ぎるように思うわけでありまして……（「そんなことはないですので」と呼ぶ者あり）私は、銀行にも働いている方がいる。その銀行から融資を受けて成り立っている企業もたくさんある。それぞれにも働いている人がいて、また家族がいる。それがもし、一つの大きな銀行がつぶれたことによって、どんな影響を与えるだろうかということもまた同時に議論をしなければいけないだろうというふうには思っています。何も今のあの金額がいいと私は申し上げるわけではありませんが、もう少し深い議論がこの際必要ではなかろうかなというふうに思うわけであります。そんな認識を私は持っております。

いずれにいたしましても、今、平成11年度の予算組みは、非常に厳しい社会情勢、経済情勢の中で、しかも強い市民要望がたくさんある中で組まざるを得ない。大変苦しい予算組みをこれから強いられるわけであります。ぜひ議員各位におかれましても、特段の御協力をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君）　じゃあ、努力するという部分については私も高く評価して、力を合わせたいと思います。しかし、不十分な答弁もございましたので、一言意見を申し上げて、本日の一般質問を終わらせていただきます。

まず、その銀行の問題です。私は馬場市長に、商店の経営などもされたので、どの程度自力で資本主義社会をよくしていくまともな気持ちがおありかなと、そのことにも触れて、どういう答弁をされるかなと思って質問したんです。短絡と判断されても結構ですけれども、今、国民はそういうふうに思っておりませんので、その認識もひとつ市長、深めていただきたいと思います。私は、きょう論議いたしませんけれども、銀行もこの資本主義社会のルールに従って、自分がつくった不始末は、自分たちでお金を出し合って乗り切っていく。賃金についても同じです。９億円以上の退職金をもらう人がいるかと思うと、女子行員の人たちは、もう残業その他で、セールスまでされて、大変深刻な

労働条件の中にある方々もおります。日本共産党は、そういう銀行に対する不良債権の政策、また職場の皆さんに対する政策も、いろいろ発表して運動しておりますので、きょうは省略しますけれども、そこまで考えて銀行への公的資金投入はよくないと。特に長銀の問題は、絶対に許せないという立場で、市長とは見解が違うということをはっきりとさせておきたいと思います。

それから、本日の質問の中で、これは市長に一言忠告をいたしまして、そして事実に基づいての忠告です。答弁しなくていいんですけれど、一応申し上げます。あればしてください。というのは、私は、市長の発想が、ちょっとずるいんじゃないかというのを、この消費税転嫁で考えたんです。もちろん、この健全な下水道会計だとか、均衡都市とか、いろいろなことはおっしゃっておりますけれども、これを出す時期がどうかと。消費税転嫁についても、ある地方紙が書いておりました。お読みになったと思います。市長に出てくる前に、馬場弘融さんがいろいろおっしゃっていた。そういうことでいろいろ考えていたんであるならば、2月の市議選前に決まっているんだろうから、はっきりと消費税転嫁ということをなぜしなかったのと。しかも転嫁の時期は未定、これは新聞発表のときで、それこそ政治的配慮でなくて、何だというのだろうか。正直者の馬場市長らしからぬ対応だということを、本当につらいのであれば、選挙の前に市民に対して、つらさを分かち合おうと呼びかけるべきだったのだということが、一地方紙ですけれど、言っておりまして、私も同感であります。そして、今度の提案も、やっぱり3月本会議ではなく、途中でやったと。それから今度、字句の訂正ということで、本会議でかかりましたけれど、これは11月なりを来年の4月にすれば、納得してもらえるだろうみたいな、私は軽いお気持ちではないかと、こう考えているんです。やはり新年度予算、新年度からということであれば、1回取り下げて、もう一度いろいろの努力をした上で提案をするなり、そういうルールを議会に対して考えるべきではないか。今後、こういうやり方をしてはいけないということを感じておりますので、私の方からその点、注文をしておきます。

それから、中央高速道路課税等について、またぐっと後退したように思います。私は地方自治の本旨ということについて、憲法学者の皆さんの一般的な見解というものを申し上げまして、馬場市長もそういう立場でひとつ頑張ってもらいたいということを申し上げまして、終わりにいたします。

それは、『注解日本国憲法』という定評のある憲法学者の集団的な作品、この中で地方自治の本旨ということについて説明が書いてございます。これは戦争中、国家統制の

ひどい時代、地方行政が中央集権的な官僚行政の一環になってしまって、役に立たなかったということを反省して、地方自治というものを憲法で確定したんだというところです。こう説明されているんですね。「地方自治の本旨とは、地方的行政のために、国から独立した地方公共団体の存在を認め、この団体が原則として国の監督を排除して、自主、自立的に直接・間接、住民の意思によって、地方の実情に即して、地方的行政を行うべきことを言う」、こういうふうに戦後もすぐに、そういう明確な定義をしてきている歴史がございますので、最近のこの地方分権と言いながら、地方自治をないがしろにする政府のやり方に対して、この憲法の地方自治の本旨というものを本当に身につけていただいてというか、私の言葉で言えば、闘うべきは闘っていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって４の１、99年度に向けては市民の痛みがわかる予算編成をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時15分　散会

9月8日　火曜日　（第3日）

平成10年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第23号）

9月8日　火曜日　（第3日）

出席議員　（30名）

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山　薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島　久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原　茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬　隆君	24番	内田　勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	槇島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君	福祉保健部参事	鈴木俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成10年9月8日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時14分　開議

○副議長（竹ノ上武俊君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいま出席議員28名であります。

本日午前中、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問５の１、誰もが安心して暮らせる介護保障を――「介護保険」の導入で福祉の到達点が切り下げられることのないようにの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（中谷好幸君）　おはようございます。

介護保険の問題について質問させていただきます。

この８月、私の地域の団地でこんなことがありました。都営住宅にお住まいの老夫婦です。御主人は90歳代、奥さんは70歳代のお宅ですけれども、階段の上にお住まいの方が、このお宅の新聞がたまっていることが気になって自治会役員の方々とともにドアをノックしましたけれども、応答がありません。心配になりまして警察に連絡し警察官がベランダからお部屋の中に入ったところ、お２人で台所で衰弱した状態で横になっておられました。電気も切られて冷蔵庫の中の物も腐っている。こういう状況になっていたそうであります。お医者さんを呼ぶ、市の福祉に連絡する等々、自治会の役員の方や御近所の方々の素早い対応で間一髪のところ事なきを得ました。この御夫婦は奥さんが痴呆症の症状がありましたけれども、特に病気ではありませんでした。栄養の補給によって、またホームヘルパーさんの派遣、奥さんを病院に入院させる等々の対応によって生活は軌道に乗ったようであります。この団地では以前に別のひとり暮らしの御婦人が周りの住民の気がつかない間に衰弱して亡くなられるという経験があるそうであります。住民の皆さんの間では、絶対にこのようなことは繰り返したくないと話し合われていました。そういう思いもあって、市の対応がとれるまでの１週間近くにわたって御近所の方々が交代で食事のお世話をなされるなどの支援がなされました。

この事件を通じて幾つか考えるところがありました。人が高齢化をするということがどういうことなのか。人事でなくて、ある一面を思い知る、そういう感じがしました。この団地は比較的新しい団地なんですけれども、今申しましたように自治会や住民の皆

さんの対応に見られますように、住民の間の交流もある程度つくられ、自治会もしっかりしているところです。この御夫婦に対しても周りの住民の皆さんは日ごろから奥さんが痴呆の症状があることを心配され、外におられるときは声をかけるようにされてきたといいます。ところが、御主人は痴呆症の奥さんとの生活に恐らく言い尽くせないような御苦労があり、また疲れ切っておられたのではないかと思います。しかし、だれにも何も訴えられなかったようであります。

先ほど、この御夫婦のお部屋の電気さえ切られてしまっていたと言いました。何も食べずに衰弱されていたと言いましたけれども、お聞きしますと、これは経済的な困窮からそうなったわけではないようです。疲れ切り、日常生活を営む気力をも少しずつなくしていって、最後には食事をつくることはおろか食べる意欲さえなくしていったものと考えられます。高齢化による体力や気力の減退というのは避けられないことかもしれませんけれども、ほんの少しの支えがあれば生きる力を取り戻すことができます。だからこそ社会が支えることが今必要になっているわけです。2000年４月の介護保険実施に向けての準備が進められておりますけれども、介護保険制度はこれにこたえられるものにしなければならないと思います。

質問に入っていきたいと思います。

2000年４月の介護保険実施に向けて介護保険事業計画の準備が進められております。あと１年半という待ったなしの準備で職員の皆さんの御苦労、御奮闘に敬意を表するものです。しかし、21世紀の介護保障の基盤をつくるという事業にしては、いかにも突貫工事という印象が避けられません。期間は短くても市民の参加によって日野市の実情に合ったもの、たとえ高齢になっても人が人としてとうとばれ生きていくことができる介護や支援の仕組みをつくらなければなりません。

そこで、あと１年半、どのような手順で介護保険の準備が進められていくのか。その手順について簡単で結構ですので説明いただきたいと思います。特にサービスの必要量を見込む実態調査や計画策定の市民参加の方策、今後１年半の日程などに触れてお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君）　まず手順でございます。そして事業計画の策定あるいはサービスの必要量。関連することをまとめてお答えしたいと思います。

まず介護保険制度につきましては基本的に市町村のつくる事業計画に基づいて実施す

ることになっております。そして介護保険対象以外の事業につきましては保健福祉計画の中で位置づけるという位置づけになってございます。現在、介護保険準備室では事業計画をつくるために準備を進めております。具体的には５月に発足しましたプロジェクトチームの中にあります事業計画策定部会、専門部会の中で検討しているところでございます。

事業計画につきましては、まず策定委員会を設置し、その中で市民の多くの意見を反映してつくり上げるというのが基本でございます。その中で、まず策定委員会を開くためにもそれぞれの準備が必要でございます。基本的には高齢者の方々、被保険者のニーズの把握をした中でつくっていくというのが原則でございます。現在、そのニーズを把握するために一般高齢者の実態調査を行っております。９月４日から18日という形で一般高齢者65歳以上の方については4,000名の方を抽出させていただいております。それと若年層調査としまして40歳から64歳の方につきまして2,000名の抽出を行い発送しているところでございます。それらの結果、集計分析によりましてある一定の人数の把握ができるのではないか。これにつきましては９月から10月にかけて分析をしたい。それが終わりますと、その後に要介護者という形で一般調査から抽出した要介護者あるいは行政が把握しております寝たきり老人あるいは現在、ホームヘルパーを派遣されている方々、それと老人ホーム等施設に入所されている方、その方々につきましては全件の面接調査をやって把握をしたいと考えております。それが10月から11月にかけて実施をしたいと思っております。それで、そこら辺の調査ができた段階で第１回の策定委員会を開催したい。時期的にその調査分析ができますのは10月から11月にかけてということになりますので、早い時期に11月の初めには第１回の審査会を開いて現状分析に入りたいと思っております。

それで、それぞれの資料ができ次第、策定委員会を開いていくわけでございますが、今年度は年４回、年度４回は最低したい。来年度につきましては５回程度を策定委員会を開いてまとめ上げていきたいなと思っております。

それとサービスの見込み量の設定でございますが、サービスの見込み量につきましては、基本的には事業計画をつくるための基本的な指針というものに沿って全国の団体がつくることになっております。この中には具体的に盛り込む項目とか、いろいろな基本指針が出ているわけですが、要するに５年間の計画をつくっていく中で国の基準とする参酌標準という推計の数字が出されないと推計ができないような制度になっております。それにつきましては先日の新聞報道等によりますと厚生大臣の告示によって参酌標準は

出すということで、現在ではその基本的指針に沿って準備を進めていくということでございます。つい最近で医療福祉審議会の方では参酌標準だけの考え方で推計をするのではなく、要するにニーズの意向、実態調査に基づいて把握されるサービスの必要量、それらも併用して見ていくことがよいのではないかというように言われてきております。

いずれにいたしましても高齢者の生活実態調査を行いまして、まず要介護者の把握をし、さらに先ほど言いました２次調査、面接調査によりましてサービスの利用者の意向をつかむことが一番正確なデータになるのではないかというふうに思っております。サービスの見込み量につきましてはそういう形で今後把握をしていきたいと思っております。

それとサービスの供給量の確保の検討がその後に出てまいります。これは施設サービスの需要の把握とか在宅サービスの需要の把握、それから供給主体の現状の把握、そのようなものが把握されていきませんと事業計画の中の位置づけがなかなか難しいということでございます。それができまして、その後、今度はサービスの振り分けをするようになります。サービスの振り分けにつきましては介護保険で給付できるサービスあるいは介護保険の中に入れられないサービス、それらについての振り分けをするわけでございますが、介護保険の中にすべての項目を入れるという形になりますと、どうしても１号被保険者の保険料にはね返ってまいります。そんな中で一般の地域福祉サービスと言われる単独サービスにつきましては保健福祉計画の中で位置づけし、市の単独事業としての検討もしていかなければならないと考えております。

そんなような準備を進めながら進めていくわけですが、実際的に介護保険事業計画の原案がある程度まとめ上げる期間としましては平成11年の７月ごろを予定しております。それで、それのでき上がったものをさらに検討し９月議会に報告をしていきたいと思っております。当然、９月議会に報告した後、保健福祉計画との整合性あるいは事業計画の見直し等を行いながら、最終的には平成12年の３月議会で報告をし、都道府県知事への提出あるいは公表というのが最終になろうかと思います。ただ中間報告の中での現状の公表も必要ではないかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　　手順について御説明がありました。私たちが一番気になるところは本当にこれが市民の総意で練り上げられて市民の願いが反映できるものになるのかという点であります。この手順は基本指針あるいは、これを受けた、ことし３月の全国課長会で厚生省が示した「介護保険事業計画などの策定に向けた今後の日程」、この文

書に基づいて基本的に進められていると思うんです。今報告があったように、まさに分刻みというか、そういう形で計画が走りながらつくられているという印象を受けます。

被保険者や市民にとって一番気になるのは保険料や利用料の負担がどのぐらいになるのかとか、どの程度サービスが給付されるのかとか、あるいは、そういうふうな具体的な点でありますけれども、しかし、これらの基準はまだ政省令でも示されていない。聞くところによると、これらがそろうのは来年の４月ごろだというふうにも聞いています。だから、走りながら計画をつくるといっても最終的にどんなものができるのか。行き先がわからないで厚生省にしりをたたかれながら作業が進んでいるというような構図になっているというふうに思うんです。今言われましたように、11月には市の介護保険事業計画の策定委員会が発足する。今月、実態調査。その後、具体的な対面調査。一ヵ月単位でこれに間に合わせるような調査がやられている。本当に策定委員会は調査結果を十分に評価する期間は保障されているのか。こういうふうな感じもいたします。４月ごろに政省令が出てきて介護サービスの基盤や費用などの具体的な方向が取りまとめられて７月ぐらいにほぼ活字ができ上がって、９月に報告するんだ。本当に大変な作業だと思うんです。

これらの結果が具体的には、今の説明では９月の議会の報告の時点で市民の前に姿を持ってあらわれるわけですけれども、私は本当にこれでいいのかというふうな感じがいたします。中間報告が市民の中に初めて目にあらわれて、じっくりと市民がそれについて検討をする期間があるのならともかくとして、中間報告が出る９月の次10月にはもう要介護認定という作業、実質的には事業が始まるわけです。市民の意見を十分反映できる、そういう場をつくっていくということが大事だと思いますので、そういう観点からもう少し具体的に幾つか質問したいと思うんです。

一つは、これは確認ですが、計画策定委員会は傍聴を含めて公開をする。その中身については逐一市民に明らかにできる。このことをひとつ確認しておきたいと思います。

二つ目は、全体の計画策定作業の流れの中で、やっぱり政省令が出される時期というのが一つの節目になってくると思うんですけれども、議会には９月の報告になるんですが、この間、中間的に６月議会だとか、あるいは中間的な作業がどんなふうになっているのかということを市民に報告する、そういう機会をつくってもらえるのかどうかということが二つ目。

それから三つ目は、介護保険策定計画の策定委員会が20名で構成されますが、このうちの５名が公募だということで、これは評価したいというふうに思うんです。準備室の

方から委員会の委員の構成案というのをいただきました。これを見ますと実際に介護に、あるいは看護に携わる現場のヘルパーさんとか看護婦さん、保健婦さん。これは南多摩保健所の所長さんですからお医者さんじゃないかと思うんですね。保健婦さんもいらっしゃらないんじゃないかと思いますが、あるいはケースワーカーですね。ほとんど見当たらないというような気がするんです。あるいは手薄ではないかという気がします。介護保険計画を策定していく上では本当に直接介護を受ける方々と接しておられる方は実情がわかるわけですから、こういう人を公募の中でも特に重視するとか、入れていく努力をしていただかないとちょっと問題になるんではないか。こういうことを思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

四つ目は、厚生省の基本指針も住民参加をかなり強調しています。そんなに強調するんならもっと時間をとればいいじゃないかと私は思うんですが、いずれにしてもわざわざ被保険者への意見反映の考慮という項目を起こしてアンケート調査や聞き取り調査、これはやられますけれども、自治会単位、地区別の懇談会や公聴会、説明会。異例の具体的な指示をしているわけですね。シンポジウムなども含めて介護保険の策定計画の中でこういう取り組みをあわせてやっていただきたいと思いますけれども、このことについてもお考えをお聞きしておきたいと思います。

以上の市民参加の手立てとあわせて、今調査が始まった高齢者の実態調査、これ、きのう初めて私、調査表を見せていただきましたけれど、この中身についても１点お聞きしておきたいと思うんです。これは65歳以上の１号被保険者4,000名に配られる予定の調査表のアンケートなんですが、この中の設問６、７、８。この意図は何なのかということで非常に疑問に思いました。一口に言って、このアンケートを書く方々、市民の皆さんが選択するために必要な情報、ほとんど全く与えられていないで、しかも選択肢は都合のよい限られた選択肢を示して、それから選べ。こういう中身になっていると思うんです。この点について説明をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君）　５点御質問をいただきまして、随時御説明を申し上げます。

まず１点目の計画作成に携わる委員会の公開ということでございます。

これにつきましては私ども委員会の了解を得た上で公開をしていきたいというふうに考えております。

それと２番目の政省令の公布をまって中間報告を作成する段階まで公表できないとい

うことで、中間的に報告ができないかということでございますが、まだ政省令がどのような形で、どの時期に、どういうものが出てくるか非常に難しい状況でございます。そんな中で作成委員会につきましても一つの原案という形での委員会検討というのは難しいのではないかと考えております。それは全部出そろっての原案的なつくり方をしていくと間に合わない。政省令の明らかになった部分をまず検討していくというような形でいかざるを得ないのではないかなと思っております。それで、そういう意味では６月に大まかな中間的に公表することは非常に難しい状況だろう。ただし策定委員会の中で検討されてきている事項につきましては、検討事項として公表することは十分できるのではないかというふうに考えております。

それと３番目の作成委員会の委員の構成でございます。

20名ということで市民公募による５名ということで作成委員会を構成しているわけでございますが、その中にヘルパーあるいは寮母等、現場で働いている人の意見が反映されないのではないかということでございますが、事業計画の基本的指針の中で厚生省の方では被保険者の代表の意見を反映させるということが大原則でございます。そして、またその地域の方の意見の場を設けるということで自治会単位の説明会あるいは懇談会、公聴会等に工夫をしなさいよということになっておりますので、この作成委員会につきましては一応被保険者の代表をお願いしているところでございます。現在、選定委員会の中で選定作業に入っております。そんなことで現場の人の意見につきましては、今後地域の中に行きまして説明会あるいは公聴会等を地域別にやっていかなければならないのかなというふうに考えております。ただ、現時点でもいろいろな福祉団体から介護保険制度について説明を願いたいというような要望が大分来ております。現時点まで19団体からそういうお話し合いをいただきまして、現在、13団体地域に入って説明会をし、行っているところでございます。そういうような場を設けながらも意見をこれからも聞いていかなければならないと考えているところでございます。

４番目の厚生省の住民参加、説明会。今あわせて御説明をさせていただきました。

それと５番目の高齢者の実態調査でございます。その中の問い６、７、８という項目に対してでございますが、高齢者実態調査につきましては、基本的なガイドラインにつきましては厚生省の全国均一の調査項目がございます。それと、それぞれのニーズの把握ということで各団体で必要に応じた項目を入れなさいということになっております。私ども、この調査表、プロジェクトチームの中の事業計画策定部会の中で何回となく検討し作成されてきたアンケートでございます。

その中で、まず問い６につきましては、これからのサービス、財源との絡みの中で住民がどういうサービスを望んでいるのかということを把握をしたいという検討がなされ、在宅福祉サービスなのか、あるいは福祉施設あるいは従来やっている金銭的給付との併用、それともほかにまだ要望としてあるのではないかということでこの項目を入れさせていただきました。また問い７では、実際の介護保険制度の中のサービスの量というのはまだ明確に決まっておりませんが、一応の表示案というんですか、在宅については６万円から29万円程度というような案が出ておりますが、また、つい最近では29万円が三十六、七万円まで必要なのではないかというような話も出てきております。そんな中で一応限度額を出た場合、その御本人のニーズがどういう形で考えているかということも知りたいということでございます。それと一番関心のあります８番については保険料とサービスのあり方でございます。介護保険につきましては、やはり保険料とそのサービスの給付、それは制度の中で一体化されてきております。やはり低負担であれば低給付。低負担高給付というような保険制度にはなり得ないということの中で、その保険料がどういう形で事業計画の中に位置づけられていくのがいいのかという市民の方のニーズを把握し、それを事業計画の中に生かしていきたいということで、非常にどの説明会に行きましても日野は保険料が幾らになるんだと、すぐそういう御質問になりますけれど、これはサービスの提供量と保険料とのかみ合いを御説明申し上げていますが、ただ保険料が高いというものに対する、金額が日野市の場合、幾らということはまだ御表示できませんので、全国平均で2,500円という数字が動いていますよ、だけれど、それはサービスの提供量等によって保険料が決まってくるんですよ。だから市民の方の保険料とサービスの提供の割合、それらについての考え方、意向をぜひ知りたい。ここら辺につきましては日野市だけじゃなく、各市の調査表も参考にさせていただきました中で、やはりそこら辺の調査項目を入れているところが多々ございます。そんなことで、これはニーズとして一般調査でございます。また、これから出てきた答えに対しまして集約、分析をします。それと実際の今度、要介護者の面接調査に入ります。またその方たちの考え方も一般調査とまた違った結果が出てくるのかなと思っています。いずれにいたしましても事業計画作成委員会の中での一つの資料として行政として把握したい項目というふうに考えております。以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　市民参加について１点強調しておきたいんですけれど、策定委員会の５名については被保険者から選ぶんだということはわかりました。そうであるな

らば、もう一回これは検討していただきたいとぜひ思うんです。この中で直接介護される、そういう現場の方々というのは高幡台老人ホームの施設長。施設長だから、いわゆる現場の方とは言えないんじゃないか。それからにんじんの会の理事長。これも現場の方とは言えないんではないかと思うんです。あとは医者とか民生委員だとか日社協の会長とか老人クラブ連合会の会長とか大学教授、弁護士それから議員、それから福祉保健部長、企画部長。こういう案になっている。一人もはっきり言っていないということなんですよね。このことはよく介護保険について厚生省の現場のことを知らない役人がつくったんだというような批判があるんですけれど、計画を机上の空論にしないためにも非常に重要なことだと思うんです。

あわせて言いますと、モデル事業の実施要綱の介護認定審査会委員。これもいろいろあると思うんですけれど、福祉の関係者というのは老人ホームの施設長１人なんですよね。これもケースワーカーだとか介護福祉士だとか、こういうふうな方々の役割が本当に大きくなってくるのではないかと思いますので、ぜひこのことについては検討をいただきたいと思います。

それでアンケートの調査について改めて質問したいと思うんです。

今までもお話がありましたように、どんな介護サービスをやることができるのかとか保険料はどうなるのかとか、こういうことはまだ決まってないわけですよね。そういう中でかなりこのアンケートでは突っ込んだ質問をしているんです。ちょっと企画財政部長に聞きたいんですけれど、このアンケートの調査の中に、問い６というのはこういうんですね。――ごめんなさい、企画部長。「日野市では高齢者福祉サービスを充実させるために非常に厳しい財政状況の中で、現在行われている金銭給付的事業の見直しが必要と考えています。金銭給付的事業とは健康管理手当、敬老金、理美容券、入院見舞金制度などが上げられる」。行財政改革の中でもいろんな見直し、事業の見直しが言われているんですが、金銭給付的事業として健康管理手当を見直すとか敬老金を見直すとか理美容券を見直します。入院見舞金制度を見直すなどというようなことは一回も議会に報告はされていないと思うし、そういう文書もないと思うんですけれど、そのことだけちょっと確認しておきたいんですが、いかがですか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　行財政改革の中の、いわゆる項目といたしまして具体的に福祉施策の内容については触れておりません。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹ノ上武俊君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　じゃあ、もう一つ、これは参事か福祉保健部長。参事がいいかと思うんですが、日野市の介護保険計画で市の財政負担が一般財源から持ち出さなければならない財源のどれぐらいかかるのかというような見積もりがいまの時点でやられているんですか。やられているかどうかということだけ……。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君）　非常に試算が難しい状況でございますが、ただ、今現時点でできる試算につきましては出現率を用いた試算だけでございます。それが数字として幾らということを今言える状況ではございませんが、いずれにしましても実態調査を行った後、要介護者の区分に従って出していかなければならないということで、今現時点は出ておりません。

○副議長（竹ノ上武俊君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　この問い6、高齢者の福祉サービスを充実させるために金銭的給付事業、具体的にこういうものを挙げて見直しが必要だ。その上で設問。この費用を財源としてというのは削ってということですね。理美容券等々を削って高齢者入院見舞金制度などを削って在宅福祉サービスに回すのがいいのか、こういうものを削って福祉施設を充実した手法がよいのか。新たなサービスはやらないで、今の金銭的給付事業を続けたのがいいのか。こんな選択肢になっているんですよ。おかしいと思いませんか。だって市民の中に、今言われていましたように市の財源、費用がどのぐらいかかっていくのかというのはまだ先にしかわからないわけでしょう。そういう状況がわからないうちに削らないとできないんですよということを前提の質問になっているじゃないですか。選択のしようがないじゃないですか。（「限られたパイの中でやるんだから」と呼ぶ者あり）そのパイの大きさも何も示されてないわけでしょう。市民に対してこのアンケートに答える選択の材料がないじゃないですか。（「これからやるんじゃないか、それを」と呼ぶ者あり）これをもう出しているんですよ、市民に。いいですか。

それから次の問題、問い7。介護サービスの量には上限があると言っているんですね。介護保険制度で認められない部分はどのようにしますかと当てはまるものを一つ丸をつけてください。1、自分で負担できる限り有料でも利用する。ほかに安い価格のサービスがあれば利用する。3、利用しない。その他括弧。あのね。今も説明がるるありましたけれど、これは上限のサービスがどれだけだということが示されていて、それ以上必要だったらどうしますかという問いだったらまだわかるんです。上限のサービス、全く示さないでおいて、上限、その限界以上になったらあなたは自分でお金を出しても利用

するか、安いのがあれば利用するか、利用しないのか。ひどい質問だと思うんです。介護保険法の第１条はこういうふうに書いてあります。「必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかわる給付を行う。基本方針に介護保険の理念として真に必要なサービスが提供されるようにする」。こう書いてあるんですよ。この理念のとおりだったら別に必要なサービスを上乗せをしなくてもいいんですよね。この設問も本当に一方的なものだというふうに思うんです。

設問８、これも今、福祉保健部参事が言われましたけれど、こういう、これも本当にひどい話だと思うんです。介護保険制度では毎月皆さんから保険料が徴収されることになります。そこで、保険料と介護サービスのあり方についてどのようにお考えですか。丸をつけてください。１、保険料が多少高くても給付される介護サービスが充実している方がよい。給付される介護サービスを多少抑えても保険料が低い方がよい。市民はできるだけここに選択肢のない保険料を抑えてサービスを充実させてほしいというのが圧倒的だとわかっているんだけれど、それを書く欄がないんですよね。保険料を抑えたら給付サービスは低くなります。これは当たり前。聞かなくても結論はわかっている。こういうふうな設問がやられているんです。あのね、これを一つ一つお聞きするともう時間がなくなってしまいますけれども……。

○副議長（竹ノ上武俊君）　お静かに願います。

○11番（中谷好幸君）　――やりませんけれど、私、これは本当につくり直してほしいぐらいだけれど、もう実際にやっているわけですから仕方がありません。こういう実態調査のこの設問。この設問ですよ。全く科学的、客観的な根拠がない調査結果になると思います。こういうようなものを使って日野市の介護保険の方向性を決められてしまったら全く困りますので、そのことを強く指摘していきたいと思います。

介護保険制度にはさまざまな問題点が指摘されています。私も幾つかこの問題について引き続き質問していきたいと思います。

本当に介護保険制度全体、限界だとか、そういうことをよく認識していないととんでもないことになってしまうと思うんですね。一つは保険料の問題です。低所得者層には負担の大きい介護保険料、利用料をどうするのかという問題です。例えば国民健康保険料の場合、所得や資産がなければ応益割だけになっている。さらに所得が低い人たちには減免制度というのがあるわけですね。減額される制度があるわけですね。ちょっと私も計算してみたんですが、最低ランクで保険料は五百数十円になるんじゃないかと思うんですが、違ったら言ってほしいんですが、月掛けですね。介護保険の場合は平均で、

平均でというのは最低ランクで1,250円ぐらいになるんじゃないか。2,500円が平均として、最低ランクの所得の人。所得ゼロの人でも1,250円ぐらいはという試算を厚生省がしています。ですから500円の保険料の、これは上乗せになるんですから３倍ぐらい一気に保険料の負担がふえるということになります。これらは年金から差し引かれますけれども、老齢福祉年金だとか無年金者は市が徴収しなければいけないわけですね。市が個別に徴収する。今、御承知のように国民健康保険料の滞納という、払えない人というのが低所得者を中心にふえているわけですけれども、500円払えない人に今度はその３倍ぐらい払ってくださいというわけですから本当にむちゃくちゃな話です。

サービスの利用料も大変大きいものがあります。特養ホームに入った場合の利用料は１割。これはまだ給付の水準がさっき言ったようにまだ決まっておりませんけれども、厚生省の平成７年の試算では29万円ぐらい、最高。出ると給付します。これも怪しい。１割というのは２万9,000円なんです。食費もとるということですから、今の病院の給食費から想定すると２万3,000円ぐらい。これで５万2,000円。さらに日常生活には２万円程度は必要とされるので、特養ホームに入るには少なくても７万円ぐらい、どんな人も必要だ。こういう計算になります。ところが、東京都の国民年金の平均受給額、これは東京都の調査ですけれど、４万7,427円。ほとんどの人は特養ホームにこれでは入れなくなってしまう。

こういう問題についてはどういうふうに対応したらいいのか。私は、さっき老人見舞金制度を削るんだと言われましたけれど、医療だけではなくて施設入所者にも拡大するとか、そういうふうなことが今求められているんじゃないかと思うんですね。介護費用の貸付金制度なんていうのもどうしても必要になってくると思います。払えない人にはほうっておくわけにいかないんですから、地方自治体は人権を守る立場ですから。ここら辺のところについてもお聞きしたいと思います。

それから介護保険導入の地ならしとして補助制度の変更がありました。このことによって削減回数が既にもう削られています。どういうふうになっているか、お答えいただきたいと思います。

それから介護保険法や基本指針。この中ではかなり高い理念が先ほども言ったように掲げられているんですけれども、今、福祉保健部参事も言われましたように本当に理念に掲げられた目標。保障されるのかどうか大変心配な状況になるわけです。先ほどの市の実態調査の設問というのは、まさにそのことをもう前提として決まったようなことにして言われているんですけれど、私はこうした介護保険で対応できない介護、支援とい

うのは保険料にかぶせるのではなくて、先ほど福祉保健部参事も言われましたように、福祉に責任を持つ市が健康福祉事業として発展させる、カバーしていくということが求められていると思うんです。

幾つかそういう観点から質問したいと思うんですけれど、介護保険では身体介護というのは非常に軽視されているというような指摘がありました。こういうふうな在宅介護、ホームヘルプサービス、これをカバーしていく方策について１点。

二つ目、高齢者の生活施設。特養ホームは今、生活施設としても位置づけられているんですが、いわばついの住みかになっているわけですが、介護保険では通過施設になります。すなわち介護を受けて元気になったら出ていかなきゃいけない。こういうことになりますから、これを受け入れるケアハウスや、あるいは、これまで進めてきたシルバーピア事業など、生活の場を、受け皿をつくっていくということが大事になっているんです。これらについての考え方。

デイホームの問題。介護保険で対応できないような問題について、例えばミニデイホームなど、さらに豊かにつくっていく必要があるのではないか。

四つ目に給食サービス。これはぜひ継承発展させるべきではないか。

五つ目には福祉事業団などで進めてきた在宅ケア事業。まさに行政と市民の共同で発展させてきたこういう事業を、今度、日野社協の方に移管するということで存続できるのかどうか、会員さんから心配されています。こういうふうな事業は引き続き発展させていく。こういう立場を明らかにしていただきたいと思います。

また、その他多様な民間非営利団体へのこうした活動、支援していくことが大事だと思いますが、これらの点についてもお答えいただきたいと思います。

それから最後に非常勤のホームヘルパーの待遇、福祉労働者の実態というのは私はかなり劣悪であると思うんです。事業費補助方式の変更によって非常勤のヘルパーさんたちの待遇、かなり上がるんではないかと期待したんですが、実態はそうなっていないように思います。どういうふうに対応されていくのか。

非常に時間が限られていますので、できましたら簡潔にお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君）　まず私の方から１点目の利用負担の関係をお答え申し上げます。

保険料と利用料ということで低所得者に対する対応でございますが、保険料につきましては、今、議員さんがおっしゃったように現在では厚生省は５段階方式を考えている

ということでございますが、これも保険料の確定額によって変わってくるということで、現時点の2,500円というものの歩いている数字からいきますと1,250円から3,750円という幅になってまいりますが、これがその保険料の額の確定によって決まってまいりますので５段階方式の中で金額が動いてくるというふうに思っております。ただし、その保険料が払えない方に対しての対応はどうするのかということなんですが、現在の介護保険法の中では条例で「特別の理由がある者に対して減免または徴収の猶予をすることができる」というような条文が入ってございます。これらの解釈でございますが、現在、厚生省はこれについては災害等に該当した場合を想定しているという見解でございます。

また、もっと大きな１割負担の関係でございます。特養老人ホーム１割負担あるいは在宅の中でも要介護度の重い方30万円とかいう方に対しての１割負担が非常に重く払えないという方に対する考え方でございますが、それにつきましては、やはり議員さんがおっしゃったように何らかの貸付制度を考えていくのかなということと、もう一つは、これから政令で定められます高額介護サービス費の支給という制度がございます。それが各所得者の高額限度額が幾らに設定されるかによってその支給額が変わってくるということで、ちょっとそれは政省令の内容を見てみないと何とも言えませんが、いずれにしても払えない方が出た場合、やはり何らかの制度的なものは考えていかなきゃならないのではないかなと思っているところでございます。

２番目からは福祉保健部長の方でお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　ヘルパー派遣事業についての事業費補助方式に変更になったということに関連しての御質問がございました。

御案内のとおり、これについては国・都の指導によりまして10年度から事業費補助方式に切りかえたわけでございます。それに幾つかの改正点がございます。まず１点目は活動単位の変更でございますが、これは必要なサービスを必要なだけ提供するという立場から、これまでの３時間、６時間の単位が１時間を基本にして、それを超える場合には30分ずつ加算するというものでございます。次に、国の補助基準額がかわりまして、これまで３時間券、６時間券が廃止され、１時間単位となりました。平成９年度までは３時間券が4,190円。１時間に直しますと1,398円ということでございます。６時間券が7,788円。１時間に直しますと1,298円でしたが、今回の事業費補助方式では身体介護と家事介護によって金額が分けられまして、身体介護の１時間単位は2,890円、家事介護につきましては1,790円。大幅に引き上げられました。また交通費が廃止されましたか

わりに移動時間が30分を超える場合には0.5単位ずつ加算されることになっております。一方で、事業者に対しましても厚生省のガイドラインを設けまして、家政婦紹介所はそれに従って業態変更をしたところでございます。さらに事業費補助方式によりまして行政に対しましても個人台帳、個別援助計画の作成が義務づけられてまいりまして、市は必要なサービスを必要なだけ提供するという立場からヘルパー派遣の見直しを行ったところでございます。

次に、介護保険の適用範囲の問題で御質問がございました。

介護保険の適用範囲は保健福祉計画の一部として理解しておりますが、したがって介護保険で対応できない部分あるいは、より充実させなければならない制度につきましては今後検討していきたい、そのように思っております。しかし、介護保険制度は上乗せ、横足しによるサービスの補充分の経費につきましては第１号被保険者の保険料に加算されることになっておりまして、安易に実施すれば65歳以上の高齢者の負担がふえてまいります。それを避けるには市の単独事業として介護保険とタイアップ、ダブらないような事業を展開する必要がありますので、事業形態や実施方法など十分に検討してまいりたい。このように思っております。

次に、ケアハウス、シルバーピア等の御質問がございました。

ケアハウスやシルバーピアにつきましても基盤整備の一環として努力してまいります。特にケアハウスは日野市に整備されておりませんので、介護保険の実施に伴い必要な施設と認識をしているところでございます。

それから２点目になりましょうか。ミニデイホームや老人給食、在宅ケア事業などは市の単独事業として考えられますので、より効率的な方法を検討して、可能な限り実施していきたいと思います。

老人給食、在宅ケア事業など、現在、事業団で実施しているソフト事業につきましては社会福祉協議会へ移管し、他の市民参画事業と連携させながら事業展開をしていく予定でございます。

それから民間非営利団体への支援につきましてでございますけれども、介護保険が実施されますと福祉のさまざまな場面で柔軟に対応できるＮＰＯ法の存在が重要になってまいります。特に市民参画によるＮＰＯ法は地域の福祉力を高め、地域のネットワークをする核として重要と思われますので、行政といたしましても大事な存在として認識をいたしております。信頼関係を持つパートナーとして支援をしていきたい、このように思います。

それから最後になると思いますが、民間の問題が出ました。民間ホームヘルパーの待遇改善でございますけれども、基本的には東京都の対応となります。日野市での直接的な対応は難しいのではないか、困難ではないか。そんなふうに考えます。

事業費補助方式の導入でヘルパーさんの活動時間が３時間単位から１時間単位になり、仕事がきつくなったというような声も聞いております。しかし、介護保険が実施されますとサービス利用者は１割負担が生じますので、時間が長くなればそれだけ負担もふえることになりますので効率的なサービスが求められることになります。また賃金につきましても事業者の経営方針で異なってまいりますけれども、日野市で契約しております４社につきましては平均すると身体介護で360円、それから家事援助で70円ほど単価が上がっております。ヘルパーさんの話では、中には以前より単価が下がった業者もあると聞いておりまして、その辺からそういうような業者からはヘルパーさんがやめてしまう、待遇のよいところに移ってしまう、このようなことも聞いております。今後、市といたしましては質の悪いヘルパーの多い業者とは契約しない、このような考えでいきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　幾つか要望等々していきたいと思うんです。

低所得者の対策ですけれど、今答えられなかった中に生活保護、扶助というのがありますね。それをつけ加えておきたいと思うんですが、しかし、本当は社会保険なり社会保障が新しくできたら生活保護は減っていくんだけれども、今のままだったら生活保護の方にお世話にならなければならない方というのはかなり多くなる。これも本当に今の介護保険制度の矛盾だというふうに思うんですね。できるだけ生活保護を受けると資産、預金など全部使い切らないと適用できないわけですから、かえって自立の足を引っ張るということにもなりますので、今申されたようなさまざまな市としての低所得者に対する対策、生活保護にお世話にならないような方向で手立てをとるということをぜひやっていただきたいと思います。

貸付金制度もぜひ、保険料を払えないとペナルティーもあるわけですから、本当に命を守る自治体としてつくらなければならない制度だと思います。

それから補助金の変更に伴うヘルパー派遣時間、回数の変更ですけれど、具体的な数字がなかったんですが、私のいただいている資料では去年に比べて４分の１ぐらい、時間数で削られる。23%削られている。こういうふうな実態になっています。こういう中で幾つか少しきつくなったなというようなこともヘルパーさんの声として言われました

けれど、私はもっと別の側面でこういうことを聞いていますのでヘルパーさんの声を事業費補助方式よりかわって、時間が削られてということで、ヘルパーさんがこういうふうに言っています。業務をこなしていくのが精いっぱいで、ほかのことができない。仕事も簡略化せざるを得ない。例えば声かけや話が聞けない。散歩をしなくなった。煮物をつくらなくなった。洗濯を取り込めないので近所の人に頼む。ふろをわかすまで時間を入れると１時間ではとても無理だ。こんな声が聞かれます。それから、こういう声も聞こえます。ひとり暮らしのお年寄りや２人とも痴呆症などのお宅では見守りなどのちょっとした支援があれば自立できるのに、短時間の滞在では生活のリズムをつくることができない。この生活のリズムが崩れるとお年寄りというのはずっと寝ている。冷暖房のスイッチさえ入れない。食事もとらない。こういうふうに状況がどんどん悪化していくんだ。こういうふうな声がヘルパーさんから私は具体的に聞いています。

日野台訪問看護ステーションと日野台診療所が介護を受けている方にどうですかという調査をしています。ここに出ている介護を受けている方の声も紹介しておきたいと思います。これは通院介護を受けているひとり暮らしの女性。通院が安心してできなくなった。日中、家族がいない男性。２時間では足りないので自費でカバーしている。ひとり暮らしの男性。給食サービスよりヘルパーさんの方が食べるものもいいからそうしてほしいけれども、ヘルパーさんは間に合わないと言われた。こういうふうな声がありました。それから、ひとり暮らしの女性。時間に追われて話ができない。わき目も振らずに仕事だけして帰っていく。こういうふうな声を寄せられています。ただ、公平に扱っていくと、このアンケートの中では事業費補助方式にかわっても派遣時間、回数をふやしてもらって感謝している。こういう声も出ていますから市の福祉が機械的に対応しているということを私は言っているんではないんです。そのことを指摘しておきたいと思います。それから高齢の身体障害者の場合は制度変更が行われていない。身体障害者のホームヘルプ派遣制度が適用されているので今までどおり３時間でやられている。こういう方々は、今度、来年、再来年、介護保険になったらどうなるのかと心配されておられます。これも伝えておきたいと思います。

市の努力にもかかわらず制度変更そのものが、介護保険が掲げる真に必要なサービスの提供だとか要介護の状態の軽減もしくは防止、要介護状態になることの予防に資するというような理念とは逆向きではないか。こういうことをつくづくと感じます。ぜひ現行制度のもとでも柔軟に対応していただきたいと思いますとともに、介護保険事業計画の策定に当たっては、こういうふうな問題点の解決策をぜひ打ち出してほしいというふ

うに思います。

ホームヘルプサービスについても既にそういうことを十分認識されているという御答弁をいただいたように思います。先ほども言いましたが、ちょっとした支援があれば自立できる人にこそ手厚い支援をすべきなのに、介護保険は全く逆の方向を向いているんではないかというホームヘルパーさんの指摘は本当に大事なことだと思います。別のヘルパーさんはこう言っています。家政、家政婦の家政ですね、家の政治――を軽視していることが介護保険の一番欠点ではないか。生きることは文化だ。家政がなければ人の生きる力、文化は引き出せない。身体介護が重視されているようだけれど、身体介護は実は、その生きる力の上にあるんだ。こういう指摘も本当によい言葉ですし、重要な視点ではないかというふうに思うんです。ぜひ特段の留意をしていただきたいと思います。

時間がなくなってきましたので、はしょって要望したいと思います。

受け入れ施設の充実、ケアハウスの確保にぜひ努力していただきたいと思います。

シルバーピアについて一言つけ加えさせていただきたいんですが、日野市ではシルバーピア、かなり積極的に、これは都の制度ですけれど、推進してきました。生活施設としてはかなり充実したものになっています。高齢者のまさに住宅問題の解決に大きな役割を果たしてきたんですけれども、いろいろ問題を抱えていると思うんです。ここに入所される方は基本的に自立した生活ができる人ですけれども、しかし、高齢で入られるわけですから一斉に高齢化が進むんですね。そうすると病気になったり介護が必要となったりする人がどんどんふえてくる。こういうことになるんです。管理人が１人配置されていて緊急の対応、連絡などもされているんですが、私、これは１人の人が住み込みでやるというのは大変な仕事ではないかと思うんです。ぜひ東京都にもっと積極的な対応、位置づけをやってほしいという、そういうふうな要望をしてほしいと思います。集会所を使って、昼間だけでも例えば臨時の職員を配置してミニデイホームを開く。こういうふうな検討も可能ではないかというふうに思うんです。ぜひ御検討をいただきたいと思います。

ミニデイホームや給食サービス、在宅ケア事業や民間非営利団体への支援。ぜひ積極的に位置づけて、これまで市民と行政が育ててきたものを発展させていただきたいと思います。

非常勤ホームヘルパーの待遇改善についてです。補助方式の変更によって身体介護の場合、単価が２倍近くになっています。しかし、実際に日野市内のヘルパーさんの時給がどのぐらい上がったのか。今平均の数字が報告ありました。身体介護で今まで1,080

円ぐらいだったのが1,440円になった。家事援助が1,080円から1,150円になった。ちょっぴり改善をされたということだと思うんです。しかし、日野市内の事業者の中には例えば家事援助は逆に900円になった。こういう具体的な数字も私は聞いています。その上、派遣時間は減っているわけです。トータルとして23%と逆に減っているわけですから、実際に、じゃあホームヘルパーさんに入ってくる報酬はどれだけになるのかというとほとんどこれまでとかわらない。中には減ってしまう。こういう人も出ているというのが実態であります。さらに給料、賃金だけの問題だけじゃなくて、もっと大事な問題は今部長もお話しになりました労働の実態、過密化ですね。これが重大問題だと思います。3時間で比較的ゆったりと働けたんだけれども、1カ所の滞在時間が1時間、1時間半あるいは2時間。その間に細切れの移動をしなきゃいけない。移動で疲れてしまう。しかも仕事の中では要介護者と心を通わす暇もない過密労働だ。これでは技術の切り売りではないか。充実感が感じられない。こういうふうな声も聞かれるところです。

私、いろいろ今、福祉の労働者の実態がどうなっているのかということで聞いてみました。驚くべき劣悪な労働状態に置かれています。このような実態を市民の皆さんにも開示する。このことが私は第一に行政としてやらなければならないことではないかと思います。日野市のある社会福祉法人、市からも事業を委託しているところの常勤職員。非常勤じゃなくて常勤職員の自給は700円。月、目いっぱい働いても10万円ちょっと。1日9時間働いてもこれだけだ。こういうふうな実態も聞きました。こういう事実が明らかになるだけでも市民の中に大きな衝撃となるのではないかというふうに思います。

今、介護保険が導入されると、今の措置制度では市が事業を直接委託するという形になっていますけれど、今度、介護保険になると被保険者が直接業者と契約を結ぶという、市が関与する割合というのはかえって遠くなっちゃうわけですね。そういう点でも市がこうした問題に留意してやられるということが大事だと思います。

こういう声を最後に紹介しておきたいと思うんです。あるヘルパーさんですけれど、生活を支えるために昼間働いている、平日は。割り増し賃金のある土日も働いて夜間も働く。そうでないと一家の生活を支えられない。私たちはお年寄りの最後をみとることもある。人生の最後の時期を人間らしく過ごしていただきたいと思って仕事をしているけれど、しかし、働く条件というのは奴隷状態だ。働く人が人間らしく扱わないで、どうして心の通う仕事ができるか。こういうふうに訴えられていました。ぜひ、こうした問題についても御努力をいただきたいと思います。

通告では被保険者の権利を守るために、ぜひ努力をしていただきたい点、市の公的責

任というのは介護保険が導入されても免れないという問題、福祉オンブズマン制度との問題について質問を出しましたけれど、時間がありませんので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

市長にも最後にお聞きしたいと思うんです。

介護保険の財政的負担の問題です。これは仕組みでは被保険者の保険料で２分の１が負担されて、残りは国・都・市の税金で、４分の１、８分の１、８分の１が負担されるという仕組みになっていると思うんです。国が４分の１、都が８分の１、市が８分の１。これを、これまでの措置制度に比べると保険料で半分被保険者が負担をするわけですから税金の負担は免れるわけです、その分。ですから国はこれまで基本的に２分の１という責任の持ち方をしていたんだけれど、これが４分の１になっちゃう。大変負担が低くなるわけです。負担を減らすことができるんですね、国は。自治体においても計算上は４分の１から８分の１。これはそのまま受け取れませんけれど、こういう計算になります。しかし、これまでの議論のように介護保険が提供しようとしているサービスの水準、本当に人権を守るに足る介護の水準を確保できるのか。極めて可能性からいえば、そうでない可能性が高いわけです。これもまだ政省令ができていない。逆にいうと、私たちの声が政府に届けばまだ改善できる余地がある。頑張らなければならないというふうに思うし、私も市長と一緒に頑張りたいと思うんですが、市長、最初に頑張っていただけるかどうか。このことを、ひとつ聞きたいんです。

もう一つは、負担が圧倒的大きくなるというのは、１番は国民だと思うんです。被保険者だと思うんです。これまで税金で賄われていた介護サービス。新たに国民は２兆円近い保険料の負担をします。さらに１割の利用料を払う。これを調べてみたら、今ホームヘルパー派遣を受けている方で、事業で受けている方で料金を払っている人は10％ぐらいですね。90％は無料でホームヘルパーの派遣を、制度の派遣を受けているわけです。これが、今度はみんな１割負担をしなければいけなくなった。保険料を払って１割を負担をして、これで介護サービスの水準が下がったとしたら何のための介護サービスかということになると思うんです。市長は、たびたび福祉は後退させないんだというふうに言ってこられたわけですけれども、このことはぜひ市民にも宣言していただいて頑張っていただきたいと思うんです。

先ほどもちょっと触れましたけれど、上乗せ、横出しを望むなら保険料を上げますよとか、現金給付的事業を切り捨てないと充実した介護サービスはやれませんよとか、こういうふうなことを市民に選択を迫るというようなことは、福祉は後退させないという

ことにはならないと思うんですよね。ぜひ市長のここら辺の決意をお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　非常に幅広い分野にわたって間もなく始まる介護保険のこと。どのようになるのか。そして、それについて市はどういう対応をすることができるのか。いろいろな角度から御質問をいただいたわけであります。

初めに、最後に大きな声で質問されましたので、国に対しては頑張ります。それだけは申し上げておきます。これまでも頑張っておりますが、これまでより以上に頑張りたいというふうに私も思っています。

それから負担増の問題であります。おっしゃるとおり、この制度は保険という制度を国が選ばれたわけです。私はいまだにこの制度は税でやるべきであったという強い強い信念を持っておりますけれども、法ができた以上はこれでやらざるを得ない。恐らく国もまだ方針が十分煮詰まらないので、なかなか政令、省令がおりてこないのだというふうに私は思っています。そういう中で、今議員も御指摘のとおり、今、自治体が声が上げなくてどのような制度をつくることができるかという信念を私は持っています。そういう意味で、できるだけ住民の皆さん、今サービスを受けている住民の皆さんに、より負担がかからないような方策を考え、それを国に対して強く強く意見、具申をしていく必要があるだろうというふうに思っています。

そういう中で、できるだけ今私どもの市が行っている高齢者福祉のサービスについては低下をさせない方向を探りつつ努力をしていきたい。こちらについてもできるだけ頑張っていきたい、このように申し上げたいというふうに思います。

最後にちょっと、きょうの朝日新聞の論壇というところで鎌倉の市長さんがかなり強く国に対する発言をしています。国はいろいろな方策を、彼の言葉で言うと、欺瞞的な論理を使って国の財政負担を地方に押しつけているんではないか。特別減税がそうである、あるいは、がん検診等々いろいろな施策を急にやめた。地方はやめられない。それを全部押しつけているではないかということで、さらにはダイオキシン対策等についても同じようなことを言っておられます。私も全く同感であります。特に、私もこれまで常々申し上げておりますが、不交付団体である地方自治体は本当にこれまで国からしかるべき施策の対応をしていただかなかったというふうな強い強い思いがあります。そういう意味で、今お話しになりました介護保険の問題につきましてもより強く市長会等の連携を強めて発言をしていきたい。このようにだけは申し上げておきます。

ただ、いろいろ前段にございました各種質問について福祉保健部参事あるいは福祉保健部長がいろいろお答え申し上げましたけれども、残念ながらまだ十分に市民の皆さんに公表できるような状況ではない。この状況があるということだけはぜひ御理解をいただきたい。ですが、その途中については市の財政負担がいかなるものであるかということも含めて、できるだけ広報等を使って知らせられる範囲のものはお知らせ申し上げていきたいというふうに思っている次第であります。ぜひ私のこの意のあるところをおくみ取りをいただきたいと思います。(「終わります」と呼ぶ者あり)

○副議長(竹ノ上武俊君)　これをもって5の1、誰もが安心して暮らせる介護保障を――「介護保険」の導入で福祉の到達点が切り下げられることのないようにの質問を終わります。

一般質問5の2、程久保三丁目の開発予定地の保全についての通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○11番(中谷好幸君)　時間が余りありませんので簡潔に質問します。

程久保の明星前の団地は宅地開発規制法等の制定の以前に造成された団地で、さまざまな行政課題を抱えています。現在でも通り抜けの道路がないという防災上の問題や、800世帯を超える大きな団地であるにもかかわらず都市公園が1カ所もない等々の課題です。ここに昨年から民間業者による造成計画が持ち上がりました。この土地は団地の西側の造成で取り残されたくぼ地であります。約2,600平米。市街化調整区域の樹林に隣接する土地で、東京都は昭和50年代に保全のための用地買収を試みましたけれども、地権者の都合で一部買収できなかったところなんですが、この開発予定地となったわけであります。この計画に対して住民ぐるみの反対運動が起こりまして、まちの中に公園がない、防災上の問題、大規模な宅地造成による環境の悪化など、これを守ってほしいという、行政で保全をしてほしい、公園をつくってほしい。こういうふうな運動となったわけです。市は、これらの住民の声に積極的にこたえて開発業者との交渉を進めてきたということであります。その内容は、民間業者の開発予定地と万願寺区画整理地域内の東京都新都市建設公社の用地の等価交換。しかし、半年余りの調整にもかかわらず最近になって不調に終わったというふうに聞いています。これが、この間の私の把握するところの簡単な経過なんですが、二つについて確かめておきたいと思います。

民間業者の開発に伴う市内のさまざまな建築紛争に対して市はこれまでに積極的な対応を行ってまいりました。今回の問題では新都市建設公社の協力を得て、将来、市が買い取るということを前提に用地の交換を進めてこられた。これまでにない手法、特別積

極的な対応がなされてきたと思うんです。評価しているんです。これは、まちの中に公園がないとか防災上の問題だとか、造成による環境悪化。この住民の訴えを市が深く受けとめて相当の優先度の高い課題として位置づけられてきたからだというふうに理解します。この用地を保全していくことの意義について、今の時点で改めて市の考えを確認しておきたいと思います。

二つ目に、民間業者との用地交換についての経過ですね。どうして調整ができなくなったのかということを簡単にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

以上２点、お願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　開発予定地の保全の意義ということの御質問でございます。

程久保三丁目の開発計画地につきましては地元自治会、住民の皆様から、当該地域には公園の公共施設等が少ない。それから当該地の地域における居住環境の保全、それから防災的な見地から公共的な空間として公有化してほしい、保全整備を図ってほしいという強い御意見、御要望をいただいております。市といたしましても、これらの意思を十分に尊重いたしまして、これまでも一貫して住民の皆様のお考えを踏まえた上で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、２点目の現在の開発業者との交渉を含めた経過でございますけれども、以上のような理由の中で関係者、関係機関との御協力をいただきながら調整を整えてまいりました。本年の３月下旬には市と開発業者・東京学生会館との間におきまして開発計画地と財団法人・東京都新都市建設公社の所有であります代替地と交換する協議が整ったところでございます。以後、７月の上旬まで交換契約の締結及び土地の引き渡しの相互引き渡しのための事務処理等を行ってきておりました。事務処理につきましては事務処理の中で当然開発計画地の隣接地権者等による境界確認の立ち会いというようなこともございますけれども、市の内部調整等も踏まえて調整をしてきているところでございます。その中で約束いたしました日程に従って、日野市といたしましては精力的に行ってきているところでございます。しかし、この間、市と公社との間で覚書を取り交わすというところまで事務処理がいったわけでございますけれども、７月中旬になりまして開発業者の方で一方的に、このまま交換するということにつきましては約5,000万円程度の赤字が出てしまうということで、これまでの約束の交換を行えないということの申

し入れがございました。

日野市といたしましては一方的な申し入れでございますので、これまでどおり土地交換を行うよう強行に交渉いたしたわけでございますけれども、事業者の方では、このままの交換を行うには同公社所有の、新都市建設公社の評価額等の大幅な切り下げをしてもらわないとなかなかできないということでございます。したがいまして日野市の方といたしましては、この開発業者につきましては市として誠実に協議を進めるということがなかなか難しいというふうに判断いたしまして、現在の段階では土地交換の話を打ち切り、土地交換の協議につきましては現在の段階では後戻りができない状況だということでございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　協議が決裂した、こういう事態だというふうに伺いました。この協議自体がもともとかなり難しいというか、問題を含んでいるんじゃないかというふうに思うんです。日野市と学生会館の間に新都市建設公社が入ってくるわけですね。新都市建設公社と業者の交換をするという、そういうふうな交渉なわけですけれど、程久保のあの地域のくぼ地というのはもともとあれですね、かなり大規模な造成をしなければ宅地として使えないような土地なわけですよね。私は恐らく業者というのは、ああいうところをやっている業者というのは宅地造成をやって、使い物にならないといったら悪いけれど、その土地に付加価値をつけてそこから利益を得ているんではないかなというふうな感じがするんです。その一方で、新都市建設公社の土地というのは整地された、整地されたに近い土地で、ほとんど手を加える必要がないというような用地。これを等価交換するということになると業者のもうけてくる、どこから利益が出てくるのかということがちょっとわからない。そういうふうな難しい問題があるわけですね。これを、もうけを新都市の土地に上乗せして交渉するわけにはいかないわけですから、これはなかなか交渉は難しいんではないかというふうに思うんです。

それはともかくとして、いろいろな努力をやられてきたことは評価をしたいと思うんですが、私は、この交渉、いずれにしても新都市にずっと持っていってもらうわけにいかない。新都市というのは東京都で区画整理などをやっている公社なわけで、本来の仕事でないことをやってもらうわけですよね。ですから、いずれにしても市は買い取るということをしないと、そういうふうな協力というのは得られない問題なんです。だから一番最初に市は、これは確保するんだ、公有化するんだという決断があったわけですから、もっと単純に業者と直接その用地を買い取るという、そういう交渉をするのがもっ

と単純ですっきりしていたんではないか。また、そういう点で今後も追求すべきではないかというふうに思うんです。

特に、要するに新都市建設公社、立てかえ払いをしてもらうというような話だと思うんですね、買い取ってもらうということは。そういうことではなくて、これは財政問題でそういうことが出てきたのかなというふうにも思うんですけれど、財政問題というならば緑化基金、これは条例で定められた10億円の目標というのをオーバーしているんですよね。今の低金利のもとで積み立てていくということが本当にどれだけの意味があるのかと思うんですが、それはともかくとして、この基金を使ってでも、これは買い取る。ぜひ住民の願いに立って、これはもう、この交渉は決裂したわけですから新たな対応というのをとっていただきたいと思うんですけれど、この点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　開発事業地の交換につきましては、いろいろな財政状況等も当然踏まえまして、そのような背景等の中から創意工夫をして、現実的に公有化の使用としては東京都の新都市建設公社との交換が一番いいということで、しようとしてまず採用したものでございます。代替地との交換という方法を採用したということでございます。

先ほど、立てかえ払いというお話、御質問がございましたけれども、細かい数字のお話はできない部分がございますけれども、今回の開発業者と、それから新都市建設公社との土地の交換につきましては、開発業者が所有しております市街化調整区域も含めた約3,400平米の土地と、それと新都市建設公社が本来処分しなきゃいけない土地というのがございますけれども、その土地との……。

○副議長（竹ノ上武俊君）　あと１分ぐらいですので……。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　――2,000平米強程度の交換ということで、現実的にはお金の立てかえ払いということではなくて、業者の方が新たに公社が所有しております万願寺の事業地区内の土地を新たに交換する用地も含めて処理するということでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　それでも立てかえ払いなんですよね。確かに業者と新都市との間では等価交換だからお金が行き来しないんだけれど、しかし、新都市建設公社は必要のない程久保の用地を所有することになるわけですね。市にかわってしばらく所有しま

しょうということだから、新都市建設公社と市との関係では、市にかわって立てかえ払いを、負担を新都市建設公社がするという、本来の新都市建設公社の仕事でないことをやってもらうわけですから、いずれにしても市が最終的に負担をしなきゃいけないという点でそういう言葉をつくったんです。

それで、ぜひ、いずれにしても、どういうことがいろいろあったとしても、これを公有化したいという市の姿勢、公有化したいというのは最終的にはいずれにしても市が負担をする、こういうふうに決意をされたわけですから住民の皆さんの期待に引き続きこたえて努力をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって５の２、程久保三丁目の開発予定地の保全についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時46分　休憩

午後１時17分　再開

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の１、環境基本条例・農業基本条例などは日野市民の身近なものになっているかの通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（江口和雄君）　それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

環境基本条例・農業基本条例などは日野市民の身近なものになっているかという質問をいたします。

日野市の環境基本条例は、市民からの直接請求によりまして平成７年９月議会において、その内容の一部を修正する形で可決成立いたしました。市民からの直接請求という形で条例ができるのは大変珍しいということで注目もされたわけでございます。また、そのことよりもむしろ日野市という自治体のレベルでその時期に環境基本条例ができたということが大きなことでもございました。平成５年に国では環境基本法が定められ、翌年の平成６年には東京都で環境基本条例が策定されたところでございます。そして、その翌年に日野市の環境基本条例が策定されました。当時は森田前市長が行政を進めて

いたわけでございますけれども、直接請求という形での条例の制定には難色を示していたというふうに思います。しかし、条例の制定に向けて大変熱心に取り組みを進めていた市民グループの皆さんの熱意に動かされまして、議会もそれぞれの会派で論議を進め、最終的には一部を修正する形で環境基本条例ができたのは記憶に新しいところでございます。

現在、多摩地域では日野市のほかに調布市、狛江市において環境基本条例が制定されていると聞いております。そして過日の新聞報道によりますと多摩市でもこの９月議会に条例が上程されるとのことでございます。他市に先駆けたこの条例が本当に市民全体のものになっていくのか、あるいは、なろうとしているのか、今日までの取り組みと今後の考え方をお聞きしていきたいと思います。あわせまして本年３月に制定され、この７月１日から施行となりました農業基本条例につきましても、市内の反応よりも、市外というか、むしろ全国的に大きな関心が持たれているようにも思います。異なる二つの条例ですが、いずれも日野市民にとっては欠くことのできない大切な条例であり、また、これからの市民生活にとりましても深いかかわりのあるものでございます。このような視点で質問をいたしたいと思いますので、よろしく御回答の方をお願い申し上げます。

初めに環境基本条例の取り組み状況について大きく４点お聞きしたいと思います。

１点目は、今日までの市の取り組みについてお伺いをいたします。既に条例の制定から丸３年が経過したわけでございますけれども、当初は企画課の所管であったものが、現在では環境共生部環境保全課がその担当をされているようでございます。条例施行後の人員体制あるいは予算的措置などが条例の施行前とどのようにかわってきているのか。また第１ステップとして環境基本計画の策定がありますが、その進捗状況を教えていただきたいと思います。

次に２点目は、事業者に対する取り組みの内容についてお聞きしたいと思います。条例の第４章には事業者の義務について触れられております。環境基本計画また環境配慮指針ができてからのことになるわけでございますけれども、この条例では事業者に対して報告書の提出などの記載も書いてございます。現時点で市内の事業者に対しての準備というのか、あらかじめ情報の交換などがどのように進められているのか、あるいは進めようとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

さらに市内の、いわゆる大手企業と言われるところでは環境にかかわる国際規格でありますＩＳＯ14001の取得が既にされているところがあります。日野市内には大手に限らず中小の企業も数多くあります。また市役所についても大規模事業者に該当すると思

われます。ＩＳＯの取得までには相当の準備期間と莫大な費用がかかるわけでございますけれども、日野市としてＩＳＯの取得をする考えはあるのか。あるいはまた中小の事業者等に対して取得を働きかけていくような考えがあるのか。そのことにつきましてお聞かせいただきたいと思います。

とりあえずこの２点について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　江口和雄君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　御質問のとおり、日野市環境基本条例は平成６年度に直接請求がなされ、平成７年度に市議会で可決した後、平成７年10月５日交付、同施行規則とともに平成８年４月１日施行という経過があります。この条例は基本条例という性格から、日野市のあらゆる事業や施策に対する基本的な位置づけとして、環境に対する理念的な色合いが強いものです。しかしながら、この条例の理念を広く行政全般に浸透させるための事務も規定されております。

それでは御質問の１番、２番についてお答えしたいと思っております。

最初に市の取り組みについて人員、予算対策などでございます。当条例施行当初は企画課で事務を担当しておりました。しかし、専門的部署での取り組みが必要ということで、現在、環境共生部環境保全課で行っております。当面、環境基本条例の主要な柱であり、本市の環境行政の方向を定める最重要課題である環境基本計画を策定しており、環境保全課全員10名でございます。進めております。また、この事業は市民の方100名以上を超える市民ワーキングチームが中心となり検討していただいたところです。８月いっぱいで素案策定をほぼ終えたところでございます。今後は学識者、市民、職員からなる検討委員会、庁内調整会議、環境審議会を経る予定でございますが、３月議会にはお願いする予定になっております。

また環境基本計画策定経費の本年度の予算、当初予算は1,464万1,000円で、これは基本計画の委託費でございますが、環境庁の補助対象事業となる予定でございます。

引き続きまして２番目の事業者に対する取り組みの内容についてということでございます。環境基本条例第20条に大規模事業者の義務が規定されており、規則の定める大規模事業者について一定の義務が課されております。このことについては、まだ市内の事業者と情報交換を行っておりませんが、現在策定中の環境基本計画と環境配慮指針を踏まえて実施する必要があることから、これらの計画の策定後にこれらの内容に従いまして進めていきたいと思っております。

また日野市も事業者であることからＩＳＯ14001については、まずは主管課で市民サー

ビスに影響がないような方法等を加味してＩＳＯ14001を取得する方向で研究検討をする予定でございます。さらに中小事業者への対応についてもこの研究を重ねた上で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　江口和雄君。

○15番（江口和雄君）　　どうもありがとうございました。

今御説明をいただきました。特に環境基本計画の策定に市民を中心としたワーキングチームの方々が８月いっぱいでほぼその方向がまとめられたというようなお話もございました。また費用的にも今年度1,400万円を超える費用が計上されているということで、徐々にではありますけれども、環境基本計画がだんだん形になってきたなというような気がするわけでございます。

２番目にお答えいただきました事業者の責務についての問題で一つ再質問をしたいと思いますが、たしかこの問題につきましては環境基本条例の附則のところにおきまして、20条、いわゆる事業者の責務についての規定は公布の日から１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するというようなことになっているわけでございますけれども、いまだにそのことについては実施をされていないというように感じるわけでございますけれども、これがおくれているということについてはどのようにとらえたらいいのか、もう少し説明をしていただきたいと思います。附則にあえて加えたということは、やはりそこの重みというものがあると思いますので、私といたしましては、条例が制定されてから実際に具体的な運用がされるには一定の時間が必要だということは承知をしているつもりでございますけれども、書かれていることがいまだされていないということでございますので、この辺についてはどういうふうに判断をしたらいいのかわかりませんので、もしお答えがあればいただきたいと思います。お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　　環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　　おっしゃったとおりでございます。当初、検討委員会ということでスタートした環境基本計画でございますが、できるだけ多くの市民の方と一緒に、むしろ市民の方が主体となって策定の方向に昨年の10月から本格的に開始したわけでございます。そういった意味で環境基本計画、配慮指針が大幅におくれている。こういうことに関しては、おくれても長い目で見れば、それがかえって市民の皆様が参加され、それぞれが一緒にやったことによってお互いにパートナーシップを守っていく、それから、これから一緒にやっていく上での大切なことではないかということで時間の経過をお許しいただきたいと思います。今後はその計画ができ次第、そういった方に向

かって直ちに入っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　江口和雄君。

○15番（江口和雄君）　ありがとうございました。

ぜひ、おくれていることについてその原因をどうのこうのというつもりもございませんけれども、今お答えいただきましたような趣旨で結構でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に３点目の質問をさせていただきたいと思います。

ただいま説明の中にございましたように、ワーキングチームによる環境基本計画の策定が終わったようでございまして、私もその一部を見せていただいたわけでございます。大変作業に携わった皆様には本当に御苦労さまでしたというふうにこの場で表明をしておきたいと思います。むしろ問題はこれからだというふうに思うわけでございます。今までの段階は、いわゆる環境問題に大変関心の高い人たちや、あるいは一部では専門家と言えるレベルの人たちの取り組みであったわけでございます。これからは、いわゆるごく普通の市民といいますか、子どもからお年寄りまで、あるいは年齢や職種を超えて市民全体にどのようにこれをアピールしていくかということではないかというふうに思います。これからの取り組みがまさに環境基本条例を本当に生きたものにできるか、日野市民の身近なものになるのかを決めていくことになると思います。

ワーキングチームの中でも検討がされているようですけれども、私は、とりわけ急がなければいけないのは小学校あるいは中学校等への教本等への取り組みの問題が一つあるのではないかというふうに思います。ほかにも急がなければならない課題、ワーキングチームの中でいろいろ指摘をされているわけでございますけれども、市民へのアプローチということについて市の考え方をお聞きしたいというふうに思います。どのように環境基本条例を市民の皆さんに示していくか。こういうことについてのお考えをお聞かせいただきたい。

次に４点目の質問をいたしますけれども、環境審議会などの活動状況についてもお聞きしていきたいと思います。

この条例の中で環境審議会の役割は大変大きなものがあるというふうに思います。これも既に条例策定後丸３年たっておりまして、いまだ審議会が開催されていないようでございます。ことしの３月にそのメンバーがほぼ固まってきたというような状況だったと思いますけれども、この現状につきましてお聞かせをいただきたい。

以上２点につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　　環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　　現在、一般市民向けに環境講座を実施しております。また市民が環境の現状をみずから体験できる酸性雨測定や子ども向けの体験学習、水生生物による水質測定なども行っております。

今、御指摘の小学校への教本等の取り組みということでございますが、これは昨年、元水路清流課で七小の先生たちと水辺・用水の教本として小学校で使えるものをつくるということで一緒に取り組んで全校に配らせていただいた、環境学習の教本にさせていただいたということが事例としてございます。いわゆる環境学習の重要性のことだと思います。環境基本計画の中でも全体的事項の中で環境学習が一つの要素として取り扱われており、環境学習としてさまざまな施策が検討されております。

市民全体に対する環境基本計画の基本条例等の御質問のアピールでございますが、基本計画のアピールといたしましては11月８日に基本計画のワーキングチームの方々を主体とした実行委員会が主催します環境基本計画フォーラムを開催いたし、広く市民の方に呼びかける予定になっております。またワーキングチームのメンバー１人１人の方はごく普通の市民の方や環境問題に関心の高い人、それから専門家、さまざまな人たちから成っております。これらかかわった人たちからも多くの情報が口伝え、それからそういった文章、情報の伝え、そういったことから御近所から仲間、そういった方々に広がっていくと信じております。さらに広報等さまざまな方法でアピールしていきたいと考えております。

４点目の環境審議会などの取り組みについてでございますが、環境審議会については平成10年３月に市民公募による委員４名を選ばせていただき、そのほか委員16人についても選出を終わっております。今後、環境施策の最も重要な環境基本計画案を最優先して審議していただく予定でございます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　江口和雄君。

○15番（江口和雄君）　　どうもありがとうございました。

これからのスケジュールでいろいろな取り組みも予定されているようでございますから、ぜひ前向きな形で積極的に進めていただきたい。このように思います。

審議会の問題でございますけれども、これも条例ができてから３年たって、やっとという感じで、この間どうだったんだということをいいますと、やはり何らかの形でこれは批判をせざるを得ないかな、こんな気持ちも率直にあるところでございます。ただ、現に３月から市民公募による委員も含めてやってきたということでございますので、ぜ

ひ一刻も早い形で軌道に乗せていただきたい、このように思います。

これは環境基本条例全体の問題につきまして市長からコメントも求めたいと思うわけでございますけれども、先ほどＩＳＯというような国際規格の問題を少し触れさせてもらいましたけれども、市の答弁では今後も市も事業者という立場で導入の方向を少し検討したいという、あるいは中小の事業者に対してもそこら辺のところについて何らかのアプローチをとりたいということでございますから、これは大変大きく評価をしていきたいと思いますが、これ自体が、民間のいわゆる事業者といいますか、こういったところが中心となって進めているところですから、自治体がやるということについては、またそれなりのひとつ違った形での色づけが必要かというふうに思いますし、既に先進的なところでは自治体でこれに取り組んでいるというところも聞いております。ここら辺のところも含めまして、せっかく日野市として他に先駆けて環境基本条例をつくったわけでございますから、そういった意味では何らかの形で、これは市の目玉としてこれからはやっていかなきゃいけないというふうに思いますので、そこら辺のところを含めまして市長の方のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　江口議員から環境基本条例ができて３年たってまだまだ十分取り組みがなされておらないところが多いではないかというふうな激励の御質問をいただいているわけでありますが、実は私も環境基本条例が、今、議員も御指摘のとおり、日野市の住民の市民運動といいますか、そういう中から条例案が提起をされ、それをもとに議決が行われたという経緯はよく承知しているところでございまして、私も就任して、この問題をすぐ担当者に尋ねたわけでありますけれども、確かに条例は通ったんだけれども、その後の段取りがスムーズな形で進んでいなかったというような感じを私は受けました。

それで、たしか昨年の夏ちょっと前だと思いますけれども、何といってもこの条例は市民をもとにしてつくられているから、市民の皆さんにできるだけ多く参加をしていただいて計画のたたき台をつくるような作業が必要ではないかというふうな提案といいますか、提言がありました。それを踏まえて、何人でもいいですかというふうな問いかけもあったわけでありますけれども、それは構わん、どんなに大勢になってもいいから、とにかく市民を巻き込んだワーキングチームでもつくってみたらというふうな話の中で、今、基本計画がようやく形ができつつあるわけでありますけれども、その検討が始まった。100人以上の、たしかメンバーで職員も巻き込んで、中にはもう本当にプロ的な環

境問題に詳しい市民の方も大勢いらっしゃいまして、たくさんの分野に分かれてやってきたわけであります。そういう意味で、ようやく具体的に環境基本条例を実行に移すためのステップが始まったかなというふうなところであります。

そういう中で今、先ほど部長も答弁申し上げましたように、この８月に全体的なまとめの会合が行われまして各部門別、暮らし、大気、水、緑、リサイクル、それから環境学習といいますか、大きくこれだけに分かれているわけでありますが、それぞれから基本的なまとめの報告があり、それが一応文章化されているわけであります。これをこれからどのように最終的な市の計画につくり直していくかといいますか、つくり上げていくかという作業が今始められているわけでありまして、これから庁内の検討委員会に諮って素案がある程度形ができたところで、できるだけ早く市民の皆様にも広報を通じて素案の段階のときにお示しをし、市は今こんなふうなことを考えている。それについて市民の皆さんはどういうお考えをお持ちでしょうか、どれが不足しているでしょうか、あるいはつけ加える必要があるでしょうか。こういった形での広報の利用も、できれば10月ぐらいの段階の広報で考えているところであります。先ほど部長もお話し申し上げましたワーキングチームの方々が中心になってフォーラムが11月に行われる。さらに検討を加えた上で、そして最終的には来年の３月に向けて、環境審議会で細かいところまで詰めていただいて原案をつくっていただく。それを３月の議会に上程をさせていただくというふうな段取りで今、環境基本計画をつくる作業の真っ最中であるということでございます。

そういう中で今議員も御指摘の事業者に対する対応とか、あるいはＩＳＯというんでしょうか、ＩＳＯ14001、これを日野市が取るか取らないかというようなことも既にそれぞれのワーキングチームの中で課題になっておりまして議論が行われているわけであります。

事業者の対応等につきましては具体的にメーカーあるいは販売店、いろいろ物流の関係もございましょう、いろんな関係のそれぞれの対応が考えられるわけでございますが、これもまた審議会等を経て、計画が練り上げられる過程の中でだんだん具体的なものにしていかなければいけないと思いますし、ＩＳＯ14001につきましては、私も先進的な市町村の対応等を一生懸命資料をあさりながら担当者に指示をし、もし今、日野市でやるとすれば職員みずから、あるいは市長はどういう対応が必要になるのかというふうなことも踏まえて、あるいは市民の対応も踏まえて勉強しているところであります。今ここに、手元に千葉県の白井町というのが、ことしの１月、全国で初めてＩＳＯ14001を

取った町でありますけれど、この辺の資料も取り寄せまして鋭意検討をしている最中であります。できるだけ早く、これが有効であるならばできるだけ早く私どもの市も取るための努力をしていきたい。

くどいようでありますけれども、環境基本計画をつくるという作業の中でいろいろ見えてくるものもあると思います。そういう中で、計画をつくりながら、計画を絵にかいたもちにするのではなくて、それをつくっていきながら具体的な行政の中で対応できるものは対応していく。そういった形で事業所の問題、所の問題、いろんな問題を一つずつやっていきたい。このように考えているところでありまして、そういう意味でまだまだおくれているではないか、遅いではないか、歩みが遅いぞというふうな御批判はよくわかるわけでありますが、ぜひ積極的に今内部で調整をしつつ頑張っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　江口和雄君。

○15番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。ぜひ積極的な対応をよろしくお願いしたいと思います。

ワーキンググループの基本計画の骨子、案というものを私も取り寄せ、見させてもらったんですけれども、すごいことが書いてあるなということでかなり広範に書いてありまして、これを全部やるとしたら相当な金もかかるし、これまた市長も大変だなというふうに思うわけでございますけれども、最終的にはこれらを市の事務方と一緒になりまして市議会の審議を通して形をつくるんだろうと思いますけれども、ぜひ、ここに出された一つ一つのコメントというものを大切にしながらまとめていただきたい。このように思います。

これで環境基本条例の問題は終わりにしたいと思います。

次に農業基本条例を市民全体にどのようにアピールしていくのか、こういうことで先に質問を進めたいと思います。

初めにも申し上げましたけれども、日野市の農業基本条例は大変新聞報道等でも、あらゆる新聞に大きく取り扱いがされまして、私もそのコピーももらったんですけれども、全国的に大きな関心を呼んでいるようでございます。聞くところによりますと、この日野市に全国から多くの関係者が行政視察にも訪れてきている、こういうふうなことをお伺いしたわけでございますけれども、反面、日野市民にとりましては、まだまだこの条例そのものが施行されたことを知らない人が圧倒的に多いと思います。特に、農業基本条例は環境基本法との関連も深いところがあるわけでございますけれども、緑と清流を

標榜する日野市といたしましては、まさに年を追うごとに少なくなってきている農地あるいは農業に携わる人たちの減少、こういったものをまちづくりの施策とあわせてどのようにしていくのかが大きな問題だというふうに私も考えます。この条例の前文でも触れられているわけでございますけれども、貴重な自然、緑地や防災空間など都市農業のあり方を求めていく上でもこの条例の制定というものは大変意義深いというふうに思います。７月１日からの施行で間もないわけでございますけれども、本条例の、これも市民へのアピールというものをこれからどのようにしていくおつもりなのか、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

また市としての農業そのものがだんだん縮小していく中で、これらを維持していくための課題などがありましたら、そのことにつきましても簡単で結構ですのでお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　市民へのアピールをどのようにしていくか。この点につきまして先にお答えさせていただきます。

日野市農業基本条例は本年３月議会で議決をいただき、本年７月１日から施行となりました。本条例につきましては市民の関心も強く、多くの方々から資料請求や講演依頼などもいただいているところでございます。しかしながら、この条例が市の責務のほかに農業者の責務、市民の責務、こういったものを規定している特性を持つものでございまして、さらに広く市民全体に条例を展開していく必要があると考えております。今後は消費者団体を初めとする市民団体、農業団体、ＪＡ、農業委員会。こうしたところを通じまして機会あるごとにさらに内容を積極的にＰＲし、理解を求めていきたいというふうに考えております。

次に課題についてでございますが、現在、日野市の現行農業を維持していくための大きな課題は四つございます。当面、これらの問題を積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

その一つは魅力ある農業と後継者の育成でございます。日野市の農家戸数及び農家人口は長期的な減少傾向の中で、近年はさらにその傾向を強めています。農業就業人口を見ても60歳以上が約６割を占め、農業従事者の高齢化がさらに進んでいます。今後は機械化などによる省力化を一層進め、やりがいを持って農業に従事することのできる環境を整備していくことが必要であります。また後継者不足については農業全体が抱えている問題ですが、日野市においても大きな課題の一つであります。その原因の一つとして

は所得、労働時間、労働環境などの問題があると言われています。このため、これらの改善などにより魅力ある農業として発展させていくことが求められており、農業従事者の環境整備、魅力ある農業の育成、援農ヘルパーの組織づくりなどが急がれております。

２点目は生産環境に配慮した農地の保全でございます。日野市の農地は他の都市農業地域と同様に減少傾向にあります。都市農地は農業本来の目的のほか、自然環境の保全、災害の防止、市民が身近に自然と親しむ場など多面的な役割を果たしております。農地が減少していく中でその維持・保全が重要な課題となっています。農業者意向調査の中でも、農地の保全については当分の間は農地を維持したいと考えている人が37％と多くなっていますが、反面、別の設問では相続が生じたら農地を売ると答えている人が63％と多く、農地保全の難しさがうかがえるところでございます。農地を将来的に保全していくには現行の生産緑地、今後の生産緑地追加指定の問題などを含めた中での生産環境の維持が重要であり、まちづくりの視点から見た計画的な活用が求められております。

３点目は希望の持てる農業経営の確立でございます。農業者意向調査では全体の72％が農業収入300万円未満と答えており、不動産収入が農家の安定収入となっております。農業振興のためには生産性の向上や近代的な経営手法の導入などにより収益性の高い魅力ある職業として農業経営を確立していく必要があります。そのためには経営収益性の高い付加価値農業への転換を求められており、市でも平成11年度より活力ある農業経営育成事業を展開し、収益性の高い農業へと事業を展開していきたいと考えております。

４点目はふれあい農業の推進でございます。日野市では農業への理解を深めるためには産業祭りや直売所、体験農業、市民農園などにより、農業者と市民との交流を行ってきました。市民と直接触れ合うこれらの交流の場は農業への理解を深め、一方では農業従事のきっかけづくりや販売の拡大などにも結びつく役割を果たしています。市民の余暇時間の増加に伴い、一層これらの場が求められており、このため市民農園、体験農業などにより充実していく事業の展開を図っていきます。また農業者の高齢化や人手不足などに対しては、市民の中で農業をやりたい人を積極的に援農ヘルパーとして活用して人手不足を解消するシステムなども、農業者、ＪＡなどと連携し、早期にシステム化できるよう考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　江口和雄君。

○15番（江口和雄君）　　どうもありがとうございました。

施行後まだ間もないわけでございますから多くのことを求めるのはなかなか難しいかとも思いますけれども、今の御説明の中にもございましたように、私は、特にこの農業

基本条例の中でも指摘されておりますけれども、今お話もございましたけれども、後継者の育成の問題また農業従事者の所得の問題、さらには進んでいく都市化の中での相続税の対応など、相当多くの難しい課題を市としてもこれは抱えることになろうかと思います。当面のこれといった決め手というものもなかなか難しいかと思いますけれども、この条例を市で制定したという意義を大きくするためにも、やはりこれから行政のリーダーとして市長の方のかじ取りも大変重要だというふうにも思いますので、この問題につきましても一言コメントがございましたら市長の方からお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　農業基本条例をもっと市民にＰＲをし、有効で実りある条例にしなければいけないという意味での御指摘であります。

今この農業基本条例、これを制定する前の段階のことを改めて思いますが、日野市というところがいかに環境とか、そういったものに対しての前進的なといいますか、これをしなければいけないという、むしろ行政をリードするような方々がたくさんいらしたということを痛感をするわけであります。そういう意味で、この条例ができたということも基本的には市の環境を守ろう、これ以上農地が減ったときに我が日野市の環境がどうなるのかというふうな観点から、むしろ農業者本来の姿勢以上に、市民としての対応の方がずっとずっと強かった、それが農業基本条例は後押しをしたというふうな認識を持っております。そういう意味で、私は条例を制定した後の状況についていろいろ市内の皆さんの感想を伺いますと、一番やはり喜んでいるのは農業者であるというふうな認識を持っています。そこで何だかんだ言いながら農業者みずからも首都圏近郊のこういった日野市のようなところはだんだんだんだん農地は削られていって最終的には住宅地化していくのかなというふうな感覚を持っていたところが、行政が踏みとどまって業として農業をきちっと位置づけた、位置づけてくれたということについて大変感謝をされているところでありまして、これが行政の姿勢を示すという意味で、この条例の意義がすごくあったなということを感じている次第であります。

そういう意味で、これから、先ほど申し上げました住民の皆さんの環境への関心をうまく作用させながら、農業者みずからが我が日野市で農業をずっとずっと続けていこうとする、そういった意欲を育てるといいますか、そういった行政運営が必要ではないかなというふうに思うわけであります。そういう意味で、私は非常に易しい言葉で言えば、まず行政は支える、農業者を支えるという姿勢をどんどんどんどん強めなければいけないということ、農業者の方は農業者の方としてつくるという責務をしっかりと果たして

いただくということ、さらには教育委員会サイドでは農業の意味というものをしっかりと教えていただくというふうなこと、そして消費者は、これまでより以上に今守らないと日野の農業はなくなってしまうというふうな姿勢で味わったり食べたりしていただくというふうな、そういったそれぞれの作業がうまくかみ合うことがこれからの行政の中で必要ではないかな。そのために行政はいろんな手を尽くしていかなければいけないだろうというふうに思う次第であります。

幸いに、これは前にも申し上げましたけれども、農業者の方では若い、これまでどちらかというと農業は無理だねというふうなことを言っていた農業者の子どもたちですね。若い子どもたちがやってみようかというふうな意欲が出てきているということを最近もまた伺いました。そういう意味で、この条例の意義がそういうところにあったのかなということを改めて感じているところであります。

さらに、農業の問題につきましては今議員も御指摘の単独日野市というか、自治体だけですべてが解決できません。生産緑地の問題もそうでありますが、何といっても相続税の今の農地に対する課税のありようですね、これを根本的に見直しをしていかなければいけないというふうには強く感じているところでありまして、先般来何度も国の方には各般の陳情行動等に伺っているところでありますが、その都度、各大臣とか代議士とかに都会の相続税、特に農地に対する相続税のありようは基本的に変えなければいけないという強い主張を私個人でもしているところでありまして、そういう意味では、今、前にも申し上げましたが、相続税について一部変えようかというふうな気運が国会の方にあるようでございますが、今、それどころではない議論がいろいろあって、なかなか表には出てまいりませんけれども、そういったことも強く強く要望しつつ、日野市における農業者がしっかりと業として農業ができるように援助、支援をしていかなければいけない、このように思う次第であります。

この点につきましても、まず条例ができて、ようやく次のステップに入ってきたというところでございますが、これから少しずつ大勢の皆さんの力をいただきながら実りある条例の実施といいますか、肉づけに向かって努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君）　江口和雄君。

○15番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

環境基本条例そして農業基本条例につきましても、いずれも前森田市長のときからの懸案事項といいますか、そういうかかわりにおいて農業基本条例等については特に今回

成立したわけでございますけれども、そういった面では日野市として環境の問題そして農業の問題を取り上げてきた森田前市長の功績については私も一定の評価もしていきたい、こんなふうにも考えているところでございます。

最後に、本日、環境基本条例そして農業基本条例の二つをお聞きいたしましたけれども、最後にこの条例の制定や改正というものを市民や事業者にどのようにこれを知らしめていくのかということについてもう少しお聞きしていきたい、このように思います。

この条例以外にも大変多くの条例がありますけれども、特にこの環境基本条例などは市民あるいは事業者の協力と参画が欠かせません。条例の制定そのものを知らない市民や事業者がいまだ圧倒的に多いのではないか、このように思うわけでございます。とりわけ市民生活に直結するようなこういった条例の制定や改正につきましては、市としてむしろ積極的にＰＲ、知らしめていく必要があるのではないかというふうに思いますので、この点につきまして条例全般的にかかわりのありますのは企画部かとも思いますが、そこら辺の考え方につきまして何か方向を示すものがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　ただいま条例全般についての市民への周知徹底ということで企画部と御指名ございましたけれども、総務部で担当いたしておりますので私の方からお答えをさせていただきます。

一般的には法定手続というのは当然御承知のようにございます。これにつきましては一定の法手続のもとに掲示という方法をとっております。ただ、これにつきましては一般市民向けというような内容のものではございません。法定手続によるものでございます。ただ、その法で定められた以外の部分、つまり市民への周知方法を御質問と思います。内容にもよりますけれども、今回の二つの条例も含めまして、一つには制定あるいは改正の概要あるいは制度のあらましについて、それぞれ各担当主管課におきまして周知の必要性といいますか、必要度といいますか。そのあたりの判断に基づきまして個別に日野の広報あるいは単独のパンフレットあるいは関係事業者あるいは事業所等への文書通知というようなものが一般的に考えられております。ただ、これらの判断につきましてはそれぞれの主管課で行うものでございまして、通り一遍の１回回したからそれでよいというものではなく、周知の度合いにもよりまして複数回に及ぶものも当然あろうかと思いますけれども、いずれにいたしましても、条例の内容等によりまして市民にどれぐらい密接に影響するかによってその周知の度合いはそれぞれ異なってくるんではな

いかというふうに考えております。それぞれの判断はそれぞれ主管課で行っているのが現状でございますし、周知の回数等についてはさらに徹底するように努力していくべきものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　江口和雄君。

○15番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

法律なり、そういったものは官報なり、あるいは政令といいますか、いろんな形で、例えば欲しい方は有料で手に入れるようなことができるわけでございますけれども、今御説明がありましたように、まさに市の条例等については法定手続として掲示板に張って、あれで公示したというようなことになっているわけでございまして、私はそれは決して法定手続そのものはそれでいいとしても、せっかく決めた条例を市民の皆さんにこういうことで決まりましたから皆さんよろしく御協力をお願いしますということには決してなっていないというふうに思いますので、その点については先ほどから問題にしております環境基本条例なり、あるいは農業基本条例というものは、とりわけ事業者や市民の皆さんの協力がなければ、とてもじゃないけれども、できないものではないかというふうに思います。そういった意味では、これから今部長からはいろんな機会を通じて基本的には主管が判断をすることだということのお話がございましたけれども、これからの馬場市政にとっては大変重要なポイントではないかというふうに思います。とりわけ意識した形で事業者に対する説明会の開催とか、市民向けには先ほど市長も10月から広報を使うといいますけれども、これをできれば、お得意の漫画化といいますか、わかりやすいものでシリーズ物で載せていくとか、そういった今までにないとらえ方でこれを市民に知らせていくということがこれからは本当に市と市民、事業者とのパイプを太くする意味でも大変重要ではないかというふうに思うわけでございます。

さらにはＩＳＯの取り組み等についても、あの国際規格の中には例えばそういう条例、政令等が変わった場合には、そういうものがきちんとお互いが周知しているかということが大変大きなポイントになるわけです。その変わったものがどういう形で手に入るかというような手続上の問題等も含めて大変厳しい審査を受けるわけでございまして、こういったことも含めれば、ぜひ前向きに従来の発想を変えて市民への周知ということをやっていただきたい、このように思うわけでございますけれども、何か一言市長からコメントがございましたら、この点につきましてお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　先ほどの答弁の中では市民へのＰＲという面では確かに抜けて

いたかと思います。

環境基本条例あるいは農業基本条例、いずれも立派なものができ、あるいは特に環境基本計画については、またさらに基本計画が今つくられつつある。本当にすばらしいものがつくられつつあるわけでありますけれども、それが非常にわかりやすい形で市民の皆様に認知していただくような方策をとらなければ意味がない。さらには認知をしていただいた後、それが具体的に市民の生活が変わるというふうな形で政策の中に取り入れられていかなければいけない。このようにも強く思うわけであります。

一つ具体的なことを申し上げますけれども、例えば用水のお話がございました。部長から用水のお話がございましたけれども、用水は、かつては農業用水としてまさに日野の宿が始まったもっと以前から用水があったということが言えるわけでありますけれども、それが近年、住宅がどんどんふえる中で用水がどぶ川化した。最近、ようやく下水道が少しずつ整備が進みまして、またきれいになりつつある。この用水をもう一度また農業用水のままにしてしまいますと農業者だけがそれを管理をするという、今の用水組合の対応でしかできないわけでありますが、それを、この条例を私はある子ども会の方あるいは老人会の方とお話をしたときに、そちらの方からお話が出たわけでありますが、以前のように掘りさらいをもう一度やるような日を設けたらどうですかというふうなお話が期せずして両方から出たわけですね。これはいいなと私はすぐ思いました。そういう形で市民みんなが用水、かつては農業用水であったものを守っていく、掘りさらいをしていく、そんなふうな市民全体で環境を守っていくというふうな形がこういった二つの条例あるいは計画をつくる中で培っていければすばらしいことであるなというふうに思う次第であります。今、用水の例だけしか申し上げませんでしたけれども、ほかにも同じような例はたくさん出てくるのではないかなというふうに思います。

そういった形で少しずつ我が日野市の環境をよくしていく、そういった作業が、施策がこの二つの条例等を通じて少しずつ具体化していくようにこれからも努力をしていきたい。また市民の皆様にもそのための認知を図るためのＰＲに、これに努めていきたい、このように思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君）　　江口和雄君。

○15番（江口和雄君）　　どうもありがとうございました。

市長からもコメントをいただきました。本日はこの二つの条例を中心にいろいろとお伺いをしてまいったわけでございますけれども、それぞれが大変大きな労力と時間をかけて成立した条例でございます。こういったものでありましても実際に市民とかけ離れ

たものでは、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、まさに絵にかいたもちであります。条例の持つ精神、そしてその役割を生かすためにも、ぜひ新しい視点で市民サービスの充実、向上に向けて関係者のより一層の努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって６の１、環境基本条例・農業基本条例などは日野市民の身近なものになっているかの質問を終わります。

一般質問７の１、防災体制の充実についての通告質問者、秋山薫君の質問を許します。

〔７番議員　登壇〕

○７番（秋山　薫君）　それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

防災体制の充実についてでございますけれども、阪神・淡路大震災で大きな犠牲者を出した年から早くも３年がたち、国民の中ではだんだん記憶が消えかけ、きょうこのごろではその記憶もなくなってきているところでございます。そんな中で、ことしの８月には台風４号の影響で発生した豪雨で東日本を中心に数多くの自治体で災害が発生し、多くの犠牲者を生むことになったわけであります。きょうも朝のテレビで１人の犠牲者が遺体で発見されたという報告がなされておりましたけれども、この場をおかりし、関係者にはお悔やみを申し上げます。

この日野市においては浅川の堤防がダメージを受け緊急処置を行ったという報告を受けたわけでありますが、幸い、犠牲者はなかった、このように聞いており、安心したところでございます。しかしながら、本当にそれで、ああ、よかったという形で済ましてよいのかと不安のあるところでございます。この日野市は皆さん御存じのように、水は大変豊かでありますが、その反面、災害時には水害の発生する可能性としては非常に高いものがあるように思います。その一例が７月の末に発生いたしました集中豪雨でございますけれども、実際に災害が発生しております。ただ災害の程度は床下浸水が数件という形になっているわけでございますが、結果として、この程度の被害でよかったとそれだけでは済まないのでございます。

日野市の災害とテーマを持って日野市内を見たときに、どこに問題があるのでしょうか。それが行政としてどう把握されているのでしょうか。災害の中には自然災害、とりわけ風水害、地震、火災が代表的な災害と思います。これらの災害がいつ発生するかわからないのでございます。わからないから災害という形になるんではないかと思っていることでございます。

今回の自然災害の発生状況を見て、阪神・淡路大震災を思い出さざるを得ない、そういう気持ちにさせられるところでございます。自然の力のすごさを改めて知ること、これを我々は忘れてはならないことを自然界は定期的に災害を発生させ、我々に認識させ警鐘を鳴らしているのではないかと思うほどでございます。

さて日野市でございますが、最近は大きな災害は発生してございません。これは行政に携わる皆様が、その責任において自然災害の発生をいろいろな観点より見て改善が進められてきたたまものであると、この場をおかりし、お礼申し上げるところでございます。この日野市は清流のまちとして世に知られていますように、多摩川、浅川の大きな川があるわけでございます。緑豊かな丘陵地にも恵まれ、自然もまだまだ残っているところでございます。それだけに９月の防災の月、これを迎えて改めて考えてみますと、今回の東日本で発生した被害は本当に自然災害なのでしょうか。未然に防止することができなかったのかと考えるところでございます。

この日野市につきましても地域防災計画という厚い本があるわけでございますが、今回、災害に遭った地域につきましても当然同じような計画があり、いろいろな改善が実行されてきたと推定されるところでございます。それだけに自然災害であり、人災と言える、そういう部分も中にはあるんではないかと疑問が持たれるところでございます。それは民間企業等で行われております品質管理用語の中でＰＤＣＡのサイクル、これがあるわけでございますが、この言葉の意味はプラン、これは計画でございます。ドゥー、これは実行。Ｃ――チェック、これは確認ですね。それからＡ――アクション、対策改善でございます。このＰＤＣＡのサイクルが行政においてうまく回っているのかどうか。そういう形で見たところで、どうしてもプランとドゥー、計画し実行する。そこまでの段階で終わっていることが多々あるんじゃないかというふうに感じることでございます。そういう意味から本当に自然災害、天災であると言えるのかどうか。一部人災という形での責任も残っているんではないかという意味が出てきたわけでございます。

日野市内にはどのような危険が潜んでいるのでしょうか。まず風水害と地震でございますが、この日野市には大きな川、多摩川と浅川が流れております。これには危険がないのでしょうか。危険があるとすればどこに危険が、その危険の度合いはどうなっているのか。その地域にお住まいの方は、その危険を知った上で生活されているのでしょうか。

また、もし災害が発生したときに、まさかのときにどこに避難すればよいのか、わかって生活されているのか。避難場所についてどのように考えておられるのか。そこに行け

ば安心できると思って市民の方は当然生活されているというふうに思っているわけでございますが、実際に災害がこれまで発生していない中で、市民の方も利用したことがない避難所、この中から到底想像できるものではございません。市民のほとんどの方はその状況がわかっていないというのが現状だと思います。

さらに地震が発生したときの被害の大きさはほとんどが火災の延焼、この発生規模で決まると言われるほどでございますけれども、この火災の発生につきましては防災の上では忘れてはならない重要なポイントでございます。８月に入り、この市内でも豊田地区を中心とした火災が発生しており、不審火ではないかと思われ、今現在調査されているようでございますが、住宅が密集しているところにお住まいの方々についてはとても毎日不安な気持ちで生活されていることと想定されるところでございます。

通常、日常の火災予防につきましては、それぞれの市民の方々が注意するのが当然でございますが、不審火についてはどうしようもない、これが現実だと思っております。問題は火災が発生したときにどう対応するかであるかということでございますが、火災にはいつも言われていますように初期消火、これの持つ意味が非常に大きいということかと思います。市内に配置しております消防自動車等につきましては延焼を抑える意味では当然必要だと思っておりますけれども、初期消火のために市民に協力をいただける、市民が、あるいは市民の手で、ぜひ協力して初期消火を図れるような確立をし、市民がより安心して暮らせるような防災体制をぜひ検討していっていただきたい、このように思うところでございます。

そんな中で質問でございますけれども、先ほど申しましたように、この日野市の中で大丈夫だと思われている部分の災害予測、この地域に住んでいると――住んでいるというとちょっと語弊がございますけれども、危険がありますよということを市民にＰＲし、事前知識を持つことによって早く対処ができる。そういうマップをぜひつくっていただきたい。その検討の中で、先ほども申しましたように自然災害でございます大雨ですとか台風、多摩川・浅川のはんらん、雨水・下水のあふれといいますか、水没、浸水、がけ崩れ等の可能性を仮定した場合、いずれも仮定した場合にどのような情報を持っておられ、どう対応されようとしているのか、まず１点伺いたいというふうに思います。

さらに第２点目でございますが、災害が発生したときの危機管理でございます。

防災マップを見ても災害が発生したときはどこに避難をしてくださいということで案内が書いてございます。そこに行くと、どういうサービスが受けられるのか、日常生活ができる備品がちゃんと備わっているのかどうか。備蓄倉庫等の備品を含め、今現在の

準備状況についてお話を聞かせていただきたい。このように思うのが２点目でございます。

さらに３点目でございますが、今現在進められております区画整理地域それから住宅密集地についての消火栓の埋設でございますけれども、災害のダメージを、先ほど申しましたように初期消火の必要性があるわけでございます。そういう意味で消火栓の埋設の計画と今の対応状況。

この３点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　秋山薫君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　ただいまの防災体制につきましての３点の御質問でございます。

最初の１点目でございます。災害予測のマップの作成をということでございます。

御指摘のように災害予測による、あるいは台風や地震等による被害の発生対応あるいは被害の程度の予測、これは地域ごとに危険度を把握しておく必要は、これはぜひとも大切なことであるというふうに考えております。このために国あるいは東京都を初め関係防災機関におきましては、現代科学の技術を活用した各種の調査研究を実施しております。東京都におきましては、今年度もそうでございますけれども、地震被害の想定調書や、あるいは地震に関する地域の危険度合い調査等を行っております。各区市町村はこれらの調査結果を十分に活用してそれぞれに災害対策あるいは防災計画に反映させているところでございます。

御質問の、こうした危険箇所等について市民に向けまして地域の危険箇所を示した災害予測マップを作成したらどうかということでございますけれども、一般の市民にこれらの情報といいますか、マップを作成した場合には、いわゆる災害時の行動としては御指摘のように役立つという面は十分多々あろうかと思います。一方では市民へ発表することによりまして市民の資産価値の問題等含めまして混乱を招くという面もまた一面に抱えております。日野市では平成８年になりますけれども、市民向けに避難場所あるいは避難所、給水拠点または備蓄倉庫の場所等につきましての案内をした防災マップを作成して全世帯に配布しております。これからも、２年前でございますので、新たに防災マップを作成するような場合には、御指摘のような災害予測という視点も含めまして、その内容や範囲等をどの程度マップに反映できるか、やはり慎重に検討していきたいというふうに考えております。

それから２点目の避難場所等でどんなサービスが受けられるかというようなことでご

ざいます。

日野市におきましては災害時の緊急用といたしまして、現在、避難場所として指定されております市内の小学校20校に防災備蓄倉庫を設置いたしまして食糧、飲料水あるいは生活物資等を備蓄しております。食糧等につきましては例えばアルファ米、クラッカー、シチューといったようなものでございます。現在、約５万4,000食を常時備蓄しております。ただ、先ほどの東京都の災害想定によります目標値、例えば食糧でいいますと約10万2,000食、これが目標値でございます。これは約１万7,000人が２日間分の食糧ということになります。そういう意味ではまだまだ目標値には不足している状況でございます。今後といたしましては中学校にも備蓄倉庫を設置するなど、生活物資も含めまして全体の備蓄量をふやしていきたい。そのように考えております。その際には、どうしても忘れがちになります乳幼児や高齢者に対する配慮も十分にあわせて考えていきたい。このように考えております。

なお日野市での備蓄のみならず、一般の民間団体との協力協定も結んでおります。例えば食糧や生活物資等につきましては日野市米穀小売商組合、そこからの精米の優先供給あるいは市内の各ストアー、現在７カ所でございますけれども、生活物資等の優先供給の協定等もまた結んでおります。また飲料水等につきましては今年度にもなりますが、市内の８事業所と供給協力の協定をそれぞれ結びまして災害時の御協力をいただくというようなことになっております。

それから３番目の火災に対する体制の充実をということで、区画整理地区等についての消火栓の問題でございます。

消火栓の設置につきましては水道法によりまして水道事業者が公共の消防のための消火栓の設置と管理が義務づけられております。そして設置等に要した費用につきましては日野市が負担するというようなことになっております。区画整理や、特に住宅の密集地については水道事務所が日野消防署と協議を行いまして区画整理地区の消火栓の設置、住宅地では住宅の密集の状況を勘案しながら計画的に消火栓の設置を行っております。

また大規模な地震等によりまして水道管が破損したような場合、消火栓が使用不能ということも予想されますので、この点につきましては東京消防庁が策定いたしました震災時における消防水利整備計画というものがございます。これは市内を250メートルメッシュに区切りまして、一つのメッシュ内に約40トンの防火水槽を２基設置していくという計画がございます。日野市におきましても消防署と協議しながら消防水利の遍在状況や建物の密集状況等を考慮しまして、いわゆる震災時に使用可能な防火水槽の設置を進

めているところでございます。

現在、消火栓を含めた、いわゆる平常時の消防水利の、私たちは充足状況と呼んでおりますけれども、約84％でございます。消火栓を除く震災時の消防水利の充足状況は約61％でございます。今後もさらに消防水利施設等の充実に向けて努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　秋山薫君。

○７番（秋山　薫君）　ありがとうございました。

今現在、災害がぼんと来たときに非常に安心できるというところまではいっていないようでございますが、行政の方でも今いろんな形で進められている、こういうことを伺いまして、まずは安心するところでございますけれども、先ほど申しました予測マップにつきましては、できましたら、お金のかかることではございますが、国や都の調査結果だけに頼らず、日野市独自のマップを作成していただき、市民の方へのＰＲという形では問題があるかもしれませんけれども、ぜひ災害が発生したときに、風水害につきましても、そういう災害発生の担当の方が、もうすぐ決壊しそうだということで避難場所を案内されるわけですよね。そういうときに当然どこの地域に避難先を案内すればいいのかという形でも十分使えるようなマップになるんじゃないかというふうに私自身は思っているわけでございますので、そういう形でも役立てられるようなマップをつくっていただければというふうに、これはお願いしておきたいと思います。

それから備蓄の話でございますけれども、ちょっと再質問をさせていただきたいんですが、備蓄の話では今現在、１基140万円からのコンテナを使って備蓄されている。それも十分ではないということの御回答でございますけれども、さらに充実させるという意味で今、空き教室というもの、これが出ております。防災の避難箇所には学校等が非常に多く設けられているわけでございますから、ぜひ空き教室も加えて備蓄倉庫に改造していくというようなものが検討できないかどうか。これについてのお考えがあればひとつ再質問ということでお答え願いたい、このように思いますし、さらに、この問題につきましては、今現在の状況に対し、いつごろまでに市としてはその準備をされようとしているのか、それもあわせて伺えればと思います。

最後の消火栓のお話でございますけれども、こちらの方につきましても今86％という数字を伺いまして安心したところではございますが、この日野市に限らず、昔からの住宅地には密集地がたくさんございます。そんな中で消防車がなかなか入っていけないというのが先ほどお話しした内容でございますけれども、初期消火をするにはそこに水さ

えあればある程度の処置ができるということから、ぜひ消防車を待つまでに防水池なり、消火栓の付近にホース、それからノズルというんですかね、そういう物を備えることはできないのかというふうにも思うわけでございますけれども、その可能性につきまして答弁いただければというふうに思います。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　2点、質問をいただいております。

一つは備蓄の保管場所として学校の空き教室を利用できないかという問題でございます。

先ほど備蓄倉庫、小学校20校配置しております。これからまた中学校等へもと申し上げました。いずれにしましても保管場所が大変不足しております。その意味では、当然私どもも空き教室の利用というふうに考えております。ただ、まだ実行には移されていないわけですけれども、ただ空き教室の場合に、例えば食糧をそのまま保管するということになりますと、最近いろいろ中毒とか、いろいろな問題が取りざたされておりますけれども、食糧につきましては、いわゆる衛生管理上の問題もあろうかと思われます。完全に改造をしておけば、これは問題ないんですが、そのまま利用しようとしますと若干問題がございますけれども、今私どもの備蓄の中に、いわゆる生活物資というものがございます。まだまだ不足している部分がございます。例えば毛布等もまだ完全な必要数をそろえておりません。それらについては大変かさばるものでございます。そういう意味では生活物資等の保管については十分可能であるというふうに考えております。その点はこれからも積極的に検討に、あるいは実施に向けて進んでいきたいというふうに考えております。

それから2点目の消火栓でございます。近くにホースあるいはノズルを置いたらよろしいんではないか。特に初期消火ということでは大変有効ではないかという御指摘でございます。まさにそのとおりでございます。ただ消防車両等が進入しづらい狭い場所等については非常に効果的というふうに考えておりますけれども、その取り扱いにつきまして一般の市民の方が取り扱う場合に、取り扱いの方法や管理等にいろいろまた問題が生じてまいりますので、この点につきましては日野消防署ともよく相談をして検討させていただきたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　秋山薫君。

○7番（秋山　薫君）　ありがとうございました。

いずれにいたしましても空き教室の話については、これからふえることが当然想定さ

れるわけでございますので、１基140万円というお金をかけてコンテナをさらに、またはそのサイズの見直し等がこれから入ってくるかもしれませんけれども、それだけのお金をかけずに空き教室の改修ができるならば、ぜひそういう形でスペースの確保ができるということで内容品の充実を図っていただけるように推進していただきたい、このように考えます。

それから消火栓の近くのホースということでございますけれども、ぜひこちらの方も、確かに消防署の相談それから地域防災体制がちゃんとできている中での話でございますので、その中での絡みを含めて、ぜひ推進していただくようにお願いいたしまして、この質問は終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって７の１、防災体制の充実についての質問を終わります。

一般質問７の２、体育施設の充実についての通告質問者、秋山薫君の質問を許します。

○７番（秋山　薫君）　引き続きまして第２問目になります体育施設の充実につきまして質問をさせていただきます。

スポーツ施設につきまして、中でも総合体育館と呼ばれる体育館、それからスタンド付の野球場の二つに絞り質問させていただきます。

この質問につきましては過去何回となく質問が出ているようでございますし、今回の９月の議会におきましても田原議員の方からも質問の内容が出ていることでございますけれども、先に私の方から質問させていただきたい、このように考えます。

私はかつてバレーボールの選手としまして活動しておりました。現在は後輩を指導する、また育てるという立場でスポーツにかかわり、スポーツを愛した人間の１人でございますけれども、スポーツの世界を通しましていろいろと人生の勉強も含め成長させていただいたわけでございます。現在は選手を連れまして、選手とともに日本各地で開催されます全国大会等にもしょっちゅうではございませんが、何度か出場したり遠征を行い、スポーツを通してのいろいろな方々と交流を持っているわけでございます。

全国のあちらこちらを歩いているわけでございますが、その中でも地方都市の箱物と言われます、このようなスポーツ施設。このスポーツ施設の立派なものには非常に驚かされます。東京体育館に近いような体育館が市の体育館ということでありましたり、立つたびにがっかりして、試合の結果もがっかりでございますけれども、帰ってくるわけでございます。全国大会ともなりますと一つの会場で予選から決勝まで行うということでございますので、その会場もそれなりの広さが必要になるわけでございます。それが

地方の体育館は簡単にできるということでございまして、先ほど話しましたように、がっかりするということにつながるわけでございます。試合ができるということはメーンの体育館、メーンアリーナというような言葉もございますが、バレーボールのコートでいいますと３面から４面、これはざらですね。それからサブの体育館ということでもバレーボールコートが１面から２面とれるというものが平均的な体育館の設備ではないか、このように私は感じております。

日野市の南平体育館ということでございますが、これと比較するならば、今申しましたメーンではございませんで、サブの方の体育館に大体匹敵する大きさ、このような設備でしかないということになるわけでございます。これは余り言うと怒られちゃいますけれど、貧弱を通り過ぎて比較するのも恥ずかしいというところが今の体育館ではないかというふうに思っております。

さてスポーツを通して成長してきた私でございますけれども、その必要性を強く感じることが多くあるということでございます。これを少し紹介させていただきまして、ぜひ体育館の建設という形に結びたい、このように考えております。

スポーツを通した人間教育、これは一般常識的なものでございますけれども、小学生、中学生、高校、大学ということで各ステップで行われております、また各団体の中でそれぞれのスポーツをやってきた人は、それなりにいいところがあるのではないかというふうに私は感じております。人間１人でありますので、スポーツを通しての和、こういうものが非常によいところで、いい状況で発揮できるといいますか、こういうことを感じております。この議場の中にもスポーツをやってきた方が多くいらっしゃると聞いておりますが、子どものころのスポーツは人間形成の上で必要なものが濃縮されているというふうに私自身は思っております。

その一つでございますけれども、まず基本でございますルールを守ることの大切さ。それが一つ。それからルールの中の一つでございますけれども、時間などを守る必要性。それから団体行動による自分の役目、位置づけ、それから我慢、相手の気持ちを思う心。これはゲームの、また試合の中で発揮される相手を読む心。こういうものにつながってくるわけでございますけれども、さらに言うならば、それをやったことに対する感動する心、涙を流し抱き合うということができるわけでございます。これらは指導者や本人の努力、またその環境によって多少の差はあるかと思いますけれども、大人になり社会へ出たときに必要になる項目の一つだ、そういうふうに思っております。この部分につきましては昨日の、子どもたちに遊び場を、ということで出沼議員が質問されましたけ

れども、同じような位置づけでスポーツ施設、こういうものも絡んでくるんじゃないか、そのように思っております。昔は餓鬼大将がおりまして、その下にカルガモの家族ではございませんが、引き連れていただき、いろいろ教えていただく。その中には今申しましたように我慢する心ですとか、そういうものも知らず知らずのうちに教えられた、そういうことがあるんじゃないかと思っていることでございます。

さらに他のスポーツのことについては余りわかりませんが、バレーボールについては日野市の中学校、高校には今現在、非常に優秀だという選手は育っていないということは事実でございます。そこには他市と比較したときに体育施設、これの部分での行政の力の入れ方、どう環境が違うのかなというふうに勝手に考えているところでございます。その証拠に少し話を述べますと、日野市のスポーツは大きな大会に出るとなかなか実力が発揮できないと、あるお父さんから聞いたことがございます。それはどうしてですかという話をさせていただきましたところ、ふだんの練習は学校の体育館やネットのないグラウンドでやっています。大きな大会に行きますと、俗に言う総合体育館やスタンド付の野球場を見て、場所に入るなり緊張してしまう。そのため、なかなか実力の半分も発揮できないということで、結果的には実力が発揮できず負けてしまうということになるわけでございます。勝ち負けがすべてではございませんが、日野市の代表、その日野市の代表が都の代表となり国の代表になる。この日野市からそういう選手が誕生すれば非常にすばらしいことだと私は思っております。

今申しましたように、設備がないということは非常に残念なことでございまして、市民、特に子どもたちの人間教育の意味ではスポーツを通していろいろな教育ができる。それから本人たちの才能、こういうものが育つのではないか。今、ないことにより才能の芽を摘み、また成長の芽もとめているということが言えるのではないかというふうに思います。

ほかには自分で体を動かし、健康のためにやるスポーツ。これが今ふえているんですね。特にスポーツジム等、１人で楽しみながらできる設備や、昼でも夜でも仕事の合間に利用できるスポーツ施設。これも必要ではないかと私は思っております。日野市民でありながら税金を納め、また、その税金を納めるために一生懸命働き、仕事でなかなか時間がとれず、運動したいときには場所がない、雨が降ったときには屋内で走る所もない。このような健康な方こそ行政に対するサービスが本当にできているんだろうかというふうに思うところでございます。働ける者が働き税金を納める。これは当然のことでございますし、私もそれを理解しておりますけれども、このような方がいればこそ行政

の運営の助けにもなっているということが言えるのではないでしょうか。一生懸命日野市の市内の事業所で働き、運動したいときは近隣他市へ運動に行く。それが現在の日野市でございます。これでは、これまで何も思わなかった優良な市民といっていいかどうかわかりませんが、この景気の中でこの市にいても全然楽しくないということを言い、他市へ流れてしまうということも当然考えられることでございまして、これでは日野の発展はなかなか難しいんではないかというふうに思っております。

さらに、スポーツを見る楽しみ。ことしはバレーボールでいいますと世界選手権がこの日本で開催されるわけでございますが、世界の超一流のプレーは実際に見ればテレビなんかよりもそのすごさは皆様方にも感動を十分与えられるものだというふうに私自身は思っておりますけれども、東京体育館に行き、見ることを、これはできますけれども、小さな子どもたちが自転車で行き、その中で見られるような環境、これが非常に重要なことだと思っております。その大会が日野市で開催できるならば、その効果ははかり知れないと思うところでございます。

今、世界選手権という大それた話をいたしましたけれども、せめて多摩地区の大会でも開催できるところが欲しいというのが本音でございます。

これまで私の経験に基づく考え方について話をしてまいりましたけれども、ここで、まずスポーツの持つ意義についてどのように考えておられるのか質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　秋山薫君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　今、秋山議員さんの方からスポーツの持つ意義についてはどういうことかということでの御質問でございます。答弁させていただきます。

スポーツの持つ意義、効果につきましてはさまざまなものがございますが、国、文部省でございますけれども、そこが編集しました我が国の文教施策でも触れられておりますように、次の４点に集約されるのではないかというふうに思います。

まず第１に、人間の体を動かすことに対する本源的な欲求にこたえるとともに、精神的な充足感をもたらし、健康の増進や体力の向上に資するなど心身の両面にわたって働きかけをする点で、人類の文化の中でも極めて重要なものの一つであろうということでございます。第２には、都市化や生活の利便化などに伴い、日常的な運動の機会が減少していることから、心身ともに健康で活力のある生活を営んでいく上で、今後ますます重要性が増していくことだと思います。第３には、同一のルールのもとで行われ、言語の障壁を超えて世界共通の文化としての国際的な相互理解を増進し、友好と親善を深め

る上で極めて重要な役割を果たすということだろうと思います。第４に、人間の可能性を追求する営みの一つとして競技スポーツにおける選手たちの極限の挑戦は、見る人に対する大きな感動や喜び、活力を与えるということ。このようなことがスポーツの持つ意義ではないかというふうに考えています。

また、これらのスポーツの持つ意義に加えまして、御承知のように、昨今、市民のスポーツに対する関心が一層高まり、スポーツを行うことや鑑賞することに対するニーズが増加するとともに、その目的、内容が多様化しています。そして、みんなのスポーツの時代と言われるように、あらゆる階層、年齢層の人々があらゆるスポーツに積極的に活発に参加するようになっております。

このような中で教育委員会としましてもスポーツの基本的な意義を踏まえ、真にゆとりと豊かさの実感できる地域社会の実現に向け、一層の振興を図っていくことが強く求められていると考えています。そこで、これまでも体育指導員制度の活用であるとか、実技指導員の配置、講習会やスポーツ教室の開催等、そのすそ野を広げる施策を初め、スポーツ団体の育成、施設の拡充等の条件整備を進めているところであります。

今後も余暇の増大や高齢化等のスポーツをめぐる社会環境が変化する中で、市民のスポーツに対する関心がますます高まっていくことが予測されることから、なお一層施設の拡充等のスポーツ振興の施策を推進する必要があると考えております。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　秋山薫君。

○７番（秋山　薫君）　　ありがとうございました。

スポーツの持つ意義ということでお答えをお願いいたしましたけれども、言葉は非常に難しく丁寧に答えていただきましたけれども、認識そのものは私が思っている内容と同じだというふうに理解したところでございます。

それでは、引き続きまして再質問という形になるんでしょうか、させていただきたいと思います。

何回も質問に出ている内容で恐縮でございますが、第３次基本構想・基本計画。これに体育施設、それからその中で総合体育館とスタンド付の野球場の建設、これについて書かれておりますけれども、総合体育館それから総合野球場の建設はいつになるのか。具体的な今の状況はどういう形になっているのかということで、基本計画に基づく進捗状況。これについてお答えをお願いしたいというふうにお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　それでは総合体育館それからスタンド付野球場について答弁させていただきます。

まず先ほども申し上げましたように、今日、余暇時間の増大や社会の高齢化が一段と進み、市民の体育・スポーツ活動に対する欲求が増大するとともに多様化し、健康、体力に対する関心が高まっています。このような中で市民のだれもが、いつでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、身近なところに活動するための施設を充実させるとともに、多目的な利用や大きな競技大会の開催も可能なスポーツ活動の拠点となる施設として総合体育館の建設がぜひとも必要であると考えております。

基本計画の中でもスポーツ・レクリエーション基盤の整備として総合体育館の建設を図ると規定し、その計画実施期間として前期――平成６年から平成10年でございますけれども、用地の確保。後期に、平成11年から平成15年に検討するということになっております。また平成８年３月には仮称仲田総合体育館建設検討委員会の答申も出されております。建設予定地としましては第１桑園跡地、東町土地区画整理事業地内に、敷地面積約9,600平米を確保いたしまして、延べ床面積9,900平米の総合体育館の建設計画を持っておりますが、御承知のように、昨今の市を取り巻く厳しい状況の中で計画がおくれているのが現状でございます。

そこで、なるべく早急に全体計画の見直しを含めて検討を行い、あわせて2013年には多摩国体の開催も想定されるというようなことも聞かされております。そんな中で実施計画、平成10年から平成12年及び2010年プラン、平成13年から平成22年の策定に当たって事業の推進を図っていきたいと考えております。

スタンド付野球場につきましても、現在、多摩川グラウンドに２面、東光寺グラウンドに１面、杉野百草グラウンドに４面ございまして、市民大会とか野球連盟の大会のメーン会場としては利用されておりますけれども、また本年11月には万願寺グラウンドも利用できるようになる予定でございます。しかしながら、これらの野球場はスペースあるいはスタンドがございませんので、公式野球ができないため、例えば高校野球の地区予選としての会場として使用できないのが現状でございます。

御質問の野球場につきましては基本計画の中に盛り込んでいるわけでございますけれども、やはり計画がおくれているのが現状でございます。野球場の建設に当たりましては敷地面積が約１万8,000平米の用地が必要とされておりますし、その用地の選定及び確保が難しい状況にありますが、その必要性は認識しておりますが、今後、浅川処理場の覆蓋部――北川原公園。万願寺土地区画整理地内の浅川スポーツ広場を含む淡水区跡

地等を検討し、2010年プランの策定に当たって他のスポーツ施設整備事業にも配し、事業の推進を図っていきたいと考えております。

ちなみにスタンド付の野球場は27市の中で９市が野球場を持っております。近隣ですと八王子市、立川市、府中市等で、昭島市もございますけれども、そういうところでは一応１万5,000平米から２万7,000平米の広さを持っているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　秋山薫君。

○７番（秋山　薫君）　ありがとうございました。

私が質問する中で、皆さん、今まで静かに聞いていただいていたんですけれども、いろんな意見が出るほど皆さん興味をお持ちの内容のようでございます。それは非常に必要だということで、皆さんがそれぞれ認識されていることでございましょうが、今、回答の中でございましたように、昨今の市の取り巻く状況という話になってきますと、生涯学習部長の方からは今の回答でしかないのかなというふうにも思いますし、ぜひ今話されたような形で2010年プランと言わずに、もっともっと早く実現されるような形で努力していただければというふうに思います。

そこで市長に最後になりますけれども、伺いたいんですけれども、行政サービスとスポーツ施設の関連、必要性ですね。これをどのような形で市長はお持ちなのかということと、それからスポーツ関係者の中では、今ちょっとお話がございましたが、多摩で開催する国体、これの誘致活動も一部ではあるというふうに伺っております。国体をやるというふうになったときに、今、日野市の設備では何が誘致できるというふうに理解されていて、どういう種目を誘致しようというふうな形の具体的な話があるのかどうか。そのように考えていますが、その内容につきまして市長のお考えを伺いたい、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　秋山議員から体育施設の充実ということで大変重い質問をいただいているわけであります。総合体育館、もっともっと立派なメーンアリーナを持つ総合体育館をなぜ早くつくらないのか。もう一つは、ちゃんとスタンド付といいますか、硬式の野球ができるような野球場を近隣各市のようにつくれないものかというふうなことも踏まえての御質問であります。

今最後に御質問がございました行政サービスとスポーツ施設の兼ね合いといいますか、よいスポーツ施設をつくるという行政の意味合いというふうに私も考えますけれども、

前段で議員も御指摘になりました、例えば世界一のプレーを市の子どもたちが市内で見ることができれば、どれだけ多くの感動なり影響をその子どもたちに与えるであろうかということは全く同感であります。できるだけよい本物を子どもたちに見せる。これが行政の大きな役割の一つでなければいけないというふうにも思っておりますし、さらに多摩大会でもいい、何らかの大会ができるような、そういった施設が市内にあれば、そういったレベルの高いプレーをテレビ等ではなくて、じかに市民が日野市内で見れる。これも大きな、子どもだけに限らずスポーツをやる人、あるいはやらない人でも感動を与えるといいますか、市民に大きなよい影響を与えるであろうということは重々理解できるところでありまして、そういう意味で私も現状の日野市内の各種スポーツ施設が近隣と比べてかなり量的にも少ないし内容的にも余り十分なものではないなという認識を持っておりまして、これを何とかプランニングをして少しずつよりよいものに仕上げていかなければいけない、このようには強く強く感じているところであります。

そういう中でありますけれども、やはり何といっても今の行政のありようというものは幅広い住民の要望にすべてこたえつつ、ある面では、あそこは勘弁していただきますよということをまた申し上げなければいけない、そういう苦しい時期に立ち至っております。ですから、なかなかすぐに、じゃあこれをつくりましょう、何年後にやりましょうということを申し上げられないのは非常につらいわけでありますけれども、議員も御指摘のとおり、多摩の国体が平成25年ごろに――まだ、ごろと申し上げておきますけれども、想定をされておりまして、その関係で東京都の市長会ではこの秋、神奈川県で行われる国体の開会式に全員出ていけと言うんですね。見よう。そろそろそれぞれの地域でできることを準備しようではないかというような話が既に始まっておりまして、そうなりますと議員が最後に御指摘の、じゃあ私どもの日野市では一体どういう競技を誘致というとおかしいですけれども、実施することができるのかというふうに考えますと、本当に現状ではややそら恐ろしいような感じがしているわけであります。そんなこんなで非常に隘路も多いし要求も多いわけでありますけれども、これをどのような形でクリアしてやっていくかということでございますが、何とか市だけでなくて、あるいは民間の力もおかりして、最近、ＰＦＩなんていう言葉がありまして、プライベート・ファイナンス・イニシアティブですかね。本来の行政が全部つくって行政が運営しなきゃいけないものを、そうでない民間の団体とか企業とかにお骨折りをいただいて、それを借り受けるみたいな、そういったアイデアも含めて、これまでの考え方とは違ったところで考えていきたい。幸いにも市内にはいろいろな優秀な企業もございますし、そういった

方々とのお話し合いとか、いろんなことを進めながら、よりよい方向を探っていきたい。

いずれにしても、今の施設では十分だとは全く思っていません。もっともっといい施設がある方が教育の面でも、あるいは行政運営の面でも、日野市民の意識向上のために大変役立つであろう。こういう認識を持っておりますので、何とか早くそういったものが具体化できるように鋭意幅広い角度から努力をしていきたい、また議員にも幅広い角度でまた御支援、御協力をいただきたい。このように申し上げたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　秋山薫君。

○7番（秋山　薫君）　ありがとうございました。

いずれにしても必要性については十分認識されているという御回答でございまして、ぜひそのような形で進めて、一刻も早く進めていただきたい、このように考えております。

私の考えを最後にもう一度お話ししまして、この質問を終わりたいというふうに思いますけれども、今、景気が悪い中で体育館を建ててくださいというのは非常に我々も言いづらいところでございます。これまで我々、元気に働き、一生懸命運動したいといったときには景気がよく運動もできなかった。そういうチャンスをとらえて今、日野市の馬場市長に言うのは失礼かもしれませんけれども、できなかったことがあるわけでございます。そんな中で非常に、先ほど申しましたように、この日野市に住んでもなかなか住み心地がいいという形には思えないというのが過去の話でございまして、私もそういう認識が一部にはございます。そういう意味で、元気に働いている者の憩いの場という形での体育施設、余暇を活用できる施設という意味合いで、ぜひ認識をお持ちだということはよくわかりましたけれども、さらに強い認識を持っていただきまして推進していただけるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって7の2、体育施設の充実についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時55分　休憩

午後3時37分　再開

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、老人給食の一層の充実について再度問う――あまりにも高い１食1,400円弁当のその後の対策および仕出し業者弁当の活用は――の通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（沢田研二君）　それでは通告に従いまして質問を行います。

表題につきましては、今、議長から話のあったとおりでございまして、老人給食の一層の充実について再度問うということでございます。再度ということは、これまでにも何度か質問してきております。

現在、我が国の人口の高齢化は世界に類を見ない速さで進展しております。2020年代には国民の約25％が65歳以上の超高齢化社会を迎えると言われています。そして最新の厚生省の公表で明らかなように、日本人の平均寿命が女性、83.82歳。男性、77.19歳と、ともに世界一の長寿国としての位置にあると報じられています。しかし、長寿がますます進む一方で少子化がさらに進み、これまでもいろんな場面で申し上げてきたところですが、この状況が今のままセットで進むと間違いなく日本人の人口は100年後に半減すると言われています。一方、既に昨年'97年の段階で65歳以上の老年人口が14歳以下の年少人口を逆転しました。このことは現在、１人の高齢者を5.8人の65歳以下の国民で支えているわけですが、この流れが続くと約10年後には４人で１人、20年後には３人で１人を支えることになると言われています。

言うまでもなく直面している経済対策ももちろん重要でありますが、少子高齢化の問題は行政が行うべき当面する最重要課題と私は認識しているところでございます。間もなく、ことしも敬老の日が来ますが、総務庁から新たな数値が発表されるとは思いますが、恐らく65歳以上は2,000万人を超え、16％近くになる可能性があります。70歳以上の比率も昨年既に全人口の１割を超えています。日野市も先日の敬老大会でのお話のように70歳以上が１万2,900人との報告でした。65歳以上となると２万人を超えるものと推測するところでございます。

このような現実からも高齢者対策は避けて通れぬ行政課題であり、その中の一つ、老人給食について行財政改革の面も含めて再度取り上げました。的確なる答弁をお願いしたいと思います。

それでは具体的な質問を行います。

まず現状の事業実態について伺いたいと思います。

１点目は利用者の状況として利用人員及び年間の延べ利用人員について伺いたいと思

います。

それから２点目として、四つのコースがありますが、このコース別の利用状況について伺いたいと思います。

それから３点目でございますが、調理施設とおのおのの配食数について伺いたいと思います。

以上３点についての、まず質問をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　老人給食の事業実態につきまして３点の御質問がございましたので、お答えをいたします。

まず初めに、年間の利用人数でございますが、平成９年度の実績では246人。延べ人数では2,804人でございます。

次にコース別の利用状況でございますけれども、Ａコース、これは御案内のとおり月曜、水曜、金曜の配食ですが、１万5,698食。それからＢコースは火・木・土でございますが、１万3,851食。それからＡＢコース、このコースは月曜から土曜までの６日間でございますが、9,696食。それにＡＢＳコースですね、月曜日から日曜日までの毎日のコースですが、6,925食。合計いたしますと４万6,170食になっております。

また調理施設ごとの配食数ですが、現在５カ所で調理、配食を行っております。まず至誠ホームが年間２万486食。それから浅川苑が4,778食。かしの木荘が3,254食。栄町のサービスセンターが１万473食。地域カフェテリアが7,037食。それにお正月のおせち料理が142食でございますので、合計いたしますと４万6,170食となっております。以上です。

○議長（馬場繁夫君）　沢田研二君。

○16番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今それぞれの数値を確認ということで伺ったわけでございますが、これまでも前回のこれに関した質問を平成８年に行ってきているわけなんですが、８年のときに、ベースとしたのが平成７年度の実績でございましたけれども、数量そのものからいきますと７年度、８年度、９年度と若干ずつですが、数量が減ってきているようです。ただし利用している人員そのものについては少しずつふえているという状況を確認いたしました。

それでは大きな２番目の質問に移りたいと思いますが、調理施設それから調理能力、配食数増等々問題点の改善は進んでいるかということで、数量面の確保が大丈夫だろうかということの観点から何点か伺いたいと思います。

まず１点目として調理施設拠点ですが、今現在５カ所あるわけでございますが、将来の老齢人口が増加をしていくという状況を見たときに十分なのかどうかということで１点目は伺いたいと思います。

それから２点目としましては、調理能力は十分かということでございます。調理施設と調理能力とは必ずしもイコールするものではありませんので、この２番目では調理能力について十分かどうか。そしてまた予測される配食要求にはこたえていけるというような見込みを持っておられるかどうか。この点について確認をしたいと思います。

それから３点目としまして、今現在、配食待ちの人がどの程度おいでになるのか。それからコースが四つあります。Ａ、Ｂ、そしてＡＢ、ＡＢＳというふうに四つあるわけなんですが、特にＡコース、Ｂコースから、ほかのコースへの変更希望等、そういったことがどのような実態にあるのか。

まずこの３点について改めて質問したいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　ただいまの御質問の中にもございましたけれども、現状の調理体制で希望者に対応できるかどうかの御質問ですが、過去３年間の利用者数と配食者数の状況を見ますと、平成７年度の実績では年間延べ人数で2,535人、配食数は４万7,372食でございました。それが平成８年度は2,701人、４万7,031食。さらに昨年の平成９年度では2,804人の４万6,170食というふうになっておりまして、利用者はふえておりますが、配食数はやや減少している。御質問のときにお話があったとおりでございます。

一方、各施設の調理能力は至誠ホームが１日70食、浅川苑が20食、かしの木荘が15食、栄町サービスセンターが40食、カフェテリアが35食程度でございます。これがフル回転すると６万食以上の調理能力がありますので、延べ調理数ではやや余裕があるわけですけれども、個々の施設によっては能力いっぱいなところもありまして、地域によっては対応できない場合もございます。

現在の待機者についてでございますけれども、20人です。この人数は希望されて申し込まれている方の人数で、実態調査とか判定会議の後に必要な待機者が決まってくることになります。

それからコースの変更には柔軟に応じておりますが、地域によってはコースがいっぱいの場合もございますので待っていただく場合もございます。

それから能力という問題の御質問がございました。今後の高齢化社会を考えますと、

ひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増加して食事の確保と見守りの必要な方がふえるものと考えております。このような状況への対応を考えますと、現在の施設や調理能力ではとても賄い切れない。このように思っております。以上です。

○議長（馬場繁夫君）　沢田研二君。

○16番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今後の配食希望見込み等々からしても賄い切れるものではないという危機感といいますか、そういうものは十分持っているということのようでございます。ぜひ、その危機感が現実にならないような対策をとっていただきたいなと思います。

再質問なんですが、前回も提起した現有の施設、例えば学校給食であるとか保育園、病院等の給食施設なり人材を活用するといったことなどの考えは、その後どういう扱いになっているのか。それから先進的な行政地では既に学校給食等をうまく活用しているところがあるわけでございますが、それらを調査研究をしているとは思うんですが、どの程度の情報をつかんでおられるのか。その点、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　学校、保育園、病院等の調理施設の利用や他市の調査はしたかという御質問でございますけれども、３年ほど前、調理能力が不足した折に他市の状況を調査し、品川区や板橋区で実施している学校や保育園などの調理を考えてみましたが、日野市のように365日休まず調理、配食を続けることはどの施設でも難しいようでございます。日曜日の問題や採算性の問題で実施できないでおります。しかし、現在では市内の非営利福祉団体・地域カフェテリアに委託しており、これからも非営利団体や民間業者も考慮する必要がある。このように思っているところでございます。以上です。

○議長（馬場繁夫君）　沢田研二君。

○16番（沢田研二君）　３年前の質問のときに関連をして調査をしたということでございますが、その調査結果からすると、さまざまな面で難しい部分もいろいろあったということの回答であったかと思いますが、確かに日野市の現状の老人給食というのは全国的な面で比べても先進的な部分があると思います。ただ、できないところを、あれもこれもあるからというとらえ方でいきますと何もできなくなりますので、やはりその辺の詳しい現実を、こういう面は日野の方がまさっているけれども、こういう部分、ああいう部分では学ぶべきことがある、そういう部分というのはたくさんあると思いますので、

それらについてももっともっと調査研究する必要があるんではないかと思います。現に先ほど申し上げた、回答いただいた品川区、板橋区以外でも江戸川区などはいろんな手法を使ってかなり安いコストで運営をしているという部分もあります。これはまた後で触れさせていただきますけれども、ぜひ、そういう観点からも進めていただきたいなというふうに思います。

それでは大きな３番目の質問に入りたいと思います。

仕出し業者の活用等、経費負担軽減等の対策はどうなっているかということでございます。いわば費用のあり方について問題提起をしたいと思います。特に数量の問題だとかもあるんですが、これまで何度かこの問題を取り上げてきた最も大きな問題は費用に関する問題でございます。その点で何点かお伺いをしたいと思います。

１点目として、事業費の総額及び１食当たりの単価を平成７年、８年、９年度の実績数値で示していただきたいというふうに思います。

それから２点目としまして、平成７年から９年度の補助金総額。これについても示していただきたいというふうに思います。

それから３点目として、五つの調理施設のおのおのの単価実績について伺いたい。これは平成９年度だけで結構でございます。

それから、あわせまして１食当たりの経費内訳ですか、これを伺いたいというふうに思います。五つの施設があるわけなんですが、これは全体平均と、それから一番高い、価格からして一番高いと思われる至誠ホーム、それから安いと思われる栄町サービスセンター、これらの内訳について伺いたいと思います。

以上３点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　若干お答えが前後するかもしれませんけれども、まず初めに事業費総額についてでございますけれども、平成７年度は6,893万4,386円でございます。平成８年度が6,655万5,008円。平成９年度が5,835万3,071円というふうになっております。また１食当たりの平均単価でございますけれども、平成７年度が1,455円、８年度が1,400円、９年度が1,252円でございます。

次に補助金の総額でございますけれども、平成７年度が4,902万5,000円、平成８年度が4,710万4,000円、それから平成９年度が3,921万8,000円でございます。ちなみに利用者負担もあわせて申し上げますと、平成８年度までは１食400円でございましたけれども、９年度から450円としました。その総額については７年度が1,894万8,240円、８年

度が1,900万9,200円、９年度が2,097万3,400円。このようになっております。これが利用者負担でございます。

次に、五つの施設の１食当たりの単価でございますけれども、これは９年度で申し上げます。至誠ホームが1,393円、浅川苑が1,305円、かしの木荘が1,161円、栄町サービスセンターが577円、カフェテリアは941円というふうになっております。１食当たりの費用の内訳でございますけれども、食材料費が528円、それから配達経費が106円程度ということになるんでしょうか。それから調理関係その他が618円程度になっております。

二つほど高いところと安いところの例をというお話でございますが、至誠ホームの内訳を申し上げますと食材料費が488円、配達経費が113円、調理関係その他が792円程度となっております。これは調理の人件費がかかっているということになります。それから栄町のサービスセンターでございますけれども、食材料費が422円、配達経費が63円、調理関係その他が92円程度だろう。こういうことでございます。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　沢田研二君。

○16番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今、事業費の総額あるいは１食当たりの単価、それから補助金の総額。これは税金から足りない分を補てんしているわけでございますが、その総額。それから今、日野市としては老人給食に五つの施設から協力をいただいてこの事業が運営されているわけなんですが、そのおのおのの１食当たりの単価及びその内訳を伺いました。この数字を比較していただいてわかりますとおり、大変な同じ物を買いながら、大変な価格差の物をずっと買い続けてきているということでございます。これについてはまた後で個々に問題提起をさせていただきますが、それでまず初めに、この事業は１年間220人から250人程度の市民サービス事業として、しかし、年間では延べ人員で2,800人という市民のためのサービス事業でございます。先ほどの数字でおわかりのとおり、年間アバウトで5,000万円から4,000万円の補助金を支出しているわけでございます。5,000万円から4,000万円の補助金というのは、この内容のサービス事業として妥当な事業というふうな考えを持っておられるかどうか。そのことを１点目はお伺いをしたいと思います。

それから二つ目として、先ほど１食当たりの内訳を伺いました。それぞれに大きな差があります。調理関係その他では、至誠ホームと栄町では450円のお弁当が700円も差があるということですね。大変な大変な差ですよ、これ。市長、今ずっと私が申し上げていることは市長が就任する前の話なんですが、平成９年度までは前市長の責任の中で流れてきた、レールの上で行われていますので、10年度以降はぜひこういうことがないよ

うに聞いておいていただきたいんですが、こういう現実です。そして五つの施設の、大変な単価差があるわけなんですが、この差についての受けとめ方をどういうふうに行政側としてとらえているのか。そのことについてお伺いをしたいと思います。

それから三つ目としまして、価格の指導など、管理はどこがどのようにして行っているのか。また施設によって若干の単価改善も７年、８年、９年というふうに見ていきますと見受けられるわけなんですが、どのような指導及び経緯によるものなのか。そのあたりについてもお伺いをしたいというふうに思います。

それからもう１点、非常に高い至誠ホームの配食数が平成７年、８年、９年というふうな年度ごとの推移を見ますと大幅に削減をしてきております。こちらから何度か問題指摘をしてきておりますのでその絡みもあるのかどうかわかりませんが、その理由は一体どういうことなのか。また単価の比較的安い栄町サービスセンターや、あるいは新しい地域福祉カフェテリアにもっと多くスライドさせていくことができないかという、ごくごく単純な疑問が沸くわけなんですが、このあたりについても御答弁をいただきたいと思います。

とりあえずこの４点について質問を行います。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　４点につきまして再質問といいますか、御質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず１点目は補助金の問題でございます。

老人給食への補助金につきましては年々縮小するように努力しておりまして、これまでも事業団へは効率的な事業実施をお願いしてまいりました。平成９年度実施した利用者負担の50円アップもその対応でございますけれども、至誠ホームについては配食部分を切り離し、事業団のパートにお願いして経費の節減に当たったり、またカフェテリアのようなＮＰＯに委託するなど、経費のかからない方法を考えてまいりました。しかし、至誠ホームのように正規職員を抱えてこの事業を実施しているところではかなりの経費がかかっておりまして、なかなか削減できないのが現状でございます。したがいまして、今後、至誠ホームへの委託を根本的に見直す方向で考えており、補助金の削減を進めたいと思っております。

それから２点目の単価差の問題でございます。

各施設の単価については577円から1,397円と大きく差がありますけれども、厳密に考えますと、栄町や浅川苑ではサービスセンターの送迎の合間を利用して送迎業者に配食

をしてもらっておりますので、その分は送迎費用がかかって、要するに配送の費用がかかっておりません。したがって正確な比較が難しいところですが、かしの木荘とカフェテリアは正確な費用と考えられるというふうに思っております。１食当たり1,000円前後の経費がかかるものと思っております。また浅川苑については、調理施設の関係で食数がふやせないと聞いておりますので、これらを改善して食数をふやせれば単価は下がるものと考えております。それから、いずれにいたしましても各施設の単価がそろうように今後努力をしていきたい。このように思います。

それから３点目の単価の管理という問題でございますけれども、老人給食事業につきましては福祉事業団が運営・管理をしているところですが、この事業を開始した昭和61年でございますけれども、日野市に高齢者施設がなく、至誠ホームに全面的に依頼して開始したところでございます。その後、日野市も次第に施設を整備し現在に至っておりますが、至誠ホームとは毎年厳しい交渉をしております。先ほども申し上げましたように、根本的な見直しをする時期に来ている。このように考えているところでございます。

それから至誠ホームの調理数が減っているという問題がありますけれども、至誠ホームについては、これは配食数が増加すると、その部分の車両や委託料もより高額になりまして、経費が増加することは避けられないものでございます。抑えられないということになります。

また単価の低いところへ移すことも努力したいと考えておりますが、施設の調理能力の問題もありますので、各施設と相談して今後進めていきたい。このように考えております。以上です。

○議長（馬場繁夫君）　沢田研二君。

○16番（沢田研二君）　ありがとうございました。

いろいろ努力はされているようではございますけれども、先ほど施設の単価差をどのように受けとめているかということの答弁の中で、場所によっては配送費といいましょうか、送迎の合間を縫っているので、その分の負担がかからないとか、あるいは１食当たり1,000円前後の経費がかかるんではないか、やむを得ないんではないかというニュアンスの答弁もいただいたわけですが、例えば配送費はもちろん違いがあるんですが、100円から、高いところでも200円弱というようなこと、これは平成７年度のときはもっともっと差がありまして、あるところは300円を超えていたし、あるところは100円にも満たなかったということですから、配送費の影響ももちろんあるんでしょうけれども、これが決定的な理由だとは思われません。それから経費として1,000円云々ということ

もございましたけれども、これも先ほどの答弁にもありましたけれども、あるところは100円にいかない、あるところというか、栄町サービスセンターの場合はいかない。あるいは至誠ホームでは800円近くかかっている。こういうことですから、これらについては、やはり担当はきちっとしたチェック、そして指導をしていかないと相手の言いなり程度の買い物をしているということになってしまうんではないかなと思います。

それで再質問でございますが、220人から250人程度の市民サービスに、年間おおよそ5,000万円近いあるいは4,000万円近い大変な額の補助金が使われていることが定かになったわけですが、そのうちの補助金のそのうちの約５割から６割が至誠ホームでの補助金ということになっているわけです。具体的に言いますと、例えば平成４年の場合は至誠ホームへの補助金額が2,500万円、それから平成７年度がおおよそ3,000万円、平成８年度が2,800万円、平成９年度が約2,000万円。ちょっと数字を丸めておりますので厳密には多少変わると思いますが、これだけの補助金が至誠ホームにつぎ込まれているということでございます。この額は１食当たりの安いところと比較をしますと２倍以上の高値でございます。これは先ほど、単価比較で説明いただいたとおりでございます。その差額の年間合計でいきますと、今3,000万円とか2,000万円とか言いましたけれども、半分が仮にこういう事業をやっていけば経費としてかかる、やむを得ない範囲かなと仮にしたとしても、1,000万円から1,500万円も割高なものを買い続けている、こういうことになるわけでございます。決して私は至誠ホームに対して何の恨みもつらみもあるわけではございません。何度かあの施設にも伺って、福祉の施設としては本当に立派に一生懸命やっているなという、そういう印象は持っているわけですが、殊、老人給食と日野市とのかかわりということからしますととても放置できないというようなことから、前回はちょうど２年前、平成８年にも問題提起をしましたし、さらにその前、３年前の平成５年にもこのことについて問題提起をしてきているところでございます。

この事業を始めたのが昭和61年ですから、ことしで15年目になります。仮に平均1,000万円としましても15年間ですから合計で１億5,000万円。実際には２億円ぐらいのむだな税金を使ったことになる、あるいは割高な商品を買い続けたことになると言ってもいいんではないかと思います。担当部局としては、これまでも私からの問題提起もあって、価格や、あるいは数量の調整等にかなりの努力をしてきたというようなことは風の便りでは伺うわけでございますけれども、そのとき、その当時、トップのツルの一声で方針が決められて、ほとんど改善をすることができなかったというようなことも直接ではないんですが、うかがい知るところでございます。平成７年と８年で比べますと、具体的

に平成７年度が至誠ホームに２万8,000食出していますね。平成８年度は6,500食減らして２万1,600食というように6,500食も減らしながら、一方では支払い額が余り変わっていない。こういうことがいろいろ調べていく中でわかってきたわけです。これはもう本当に大変なことではないのかなと思います。

実は、ちょっと余計なことかもしれませんが、昨年の４月の市長選挙のときに、私もこの数字の概略はもうつかんでおりましたので、今まで注目していましたから、よほどこういった数字も表に出そうかなと思いましたが、その当時としては我々陣営としてはできるだけフェアな選挙をやろうというようなこともありまして、相手を攻撃して勝ち取るんではなくて、フェアに戦ってということもありまして、ここでは、そのときはこういう数字は出さなかったわけです。相手方としての都合ももちろんあるわけですけれども、これだけ多額のむだ遣いは、ちょっと言い方はきついかもしれませんが、一種の犯罪と言っても過言ではないのかなというふうにさえ思います。私はこの現実があるからこそ改善すべきということで何度も問題提起をしてきているわけなんですが、全くとは言いませんけれども、ほとんど改善がされていないというのが実情ではないかと思います。平成７年度では、先ほどの答弁にもありましたけれども、5,000万円近くの補助金総額であったのが、平成９年は3,900万円程度に下がっているということは、それなりの努力をした結果だというふうに思います。いずれにしましても、これが現実でございます。

したがいまして、時々、現市長も、前市長はクリーンな面を持っていた市長であるというようなことを引用するわけですけれども、この部分でとらえるならば、とてもとてもクリーン前市長とは言いがたい行政運営をしていたというふうに思います。今の馬場市長に対して全く関与できる時期ではないことについて、いかがでしょうかという質問もできませんので、このことについては長くいろんなかかわりを持ってきており、今、助役をされております担当助役の方からこの現実について一言答弁いただければと思います。

○議長（馬場繁夫君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　犯罪的行為という厳しい評価をいただきました。やはり、もともとの、この配食サービスというものは単なる食事の配食ということだけではなくて、やはり声かけ、あるいはコミュニケーションを図ることによって安否確認という一つの業務を内容としております。先ほどの単価差の問題もございました。栄町のサービスセンターでのあれは配送費のカウントが入ってないだけではなくて、調理費も、いわゆる

デイサービスの方の調理の費用をこちらの方へカウントできないということで、単に配送代が63円。調理代はほとんどカウントされていない数字でございます。そういう意味で、栄町ももし厳密にカウントするとすれば1,000円前後になるだろうという、そういうようなことを申し上げているわけでございます。

非常に高いということは私どもも認識をしている中でございました。しかし、やはり至誠ホームにつきましては配食サービスの草分け的な事業ということで、最初にこのホームにお願いをし、この事業が草分け的な形で日野市において確立したということがございます。その際に、いろいろ先ほど福祉保健部長から説明ございましたように、人件費の問題あるいは車の費用。それらを、いわゆる逆に逆算していくと結果としてはこういう形にカウントされていく。議論によっては千数百円のものを１食当たり、どう計算しても相当上等の食事がとれる費用ではないか、こういうことが議論としてはありますが、先ほど申し上げましたように、やはり配食だけの食事ということだけじゃなくて、その他の業務がここに加わっているということも御理解いただきたいと思います。

なお、至誠ホームにつきましては、先ほど部長が申し上げましたように、やはり見直しの方向で調整を図りながら軟着陸をするべく、これから交渉をしてまいりたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　沢田研二君。

○16番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今、この時点で答弁するとすれば、そういう答弁の仕方しかないというのは承知しています。ただ、後でまた触れますけれども、ほかの自治体の調査をしたかというようなことも先ほど申し上げましたけれども、そういうところでは声かけだとか、あるいは安否確認だとか、そういうことも担っていろんな工夫をした老人給食運営がされているわけでございまして、今、高いところから買わざるを得ない、そのためにはそういうことがあるんだという点はちょっといかがなものかなというふうに思います。ただ、私の認識としましては、今日の日野の老人給食がここまで盛り上がってきた背景には、スタートの当時、至誠ホームがいろんな形でバックアップをしてくれた、そのことが今日につながっているという、そのことの認識は私なりにも十分持っているつもりでございます。しかしというのが今回改めて質問をしているところでございまして、これについても後で最後に触れておきたいと思います。

そこで仕出し業者、これは町中の食堂業者あるいはお弁当屋さんなども含めて結構かと思いますが、そういったところの活用について、その後、どのような検討をされてき

たのか。また、その結果で何か具体的な対策等準備されているのか。このことについて確認をしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　仕出し屋さんといいますか、市内のそういう業者の活用はできないかという御質問だと思いますが、いろんな点の検討はしてまいりました。そんな中で、現在、福祉事業団がその事業の運営に当たっているわけでございますけれども、福祉事業団の事業運営のあり方につきましても、御案内のとおり、現在、検討しております。事業団のソフト事業については社会福祉協議会に移し、新たな経営感覚で運営するというような予定で進んでおります。

老人給食も安心できる民間業者への委託を視野に入れておりまして、経費の節減とともに、安全な食事と必要なカロリーを確保し、さらに高齢者の見守りも十分できるように検討してまいりたい、このように考えております。したがいまして、今すぐ仕出し屋さんへの委託ということについては、今考えておりません。以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　沢田研二君。

○16番（沢田研二君）　ありがとうございました。

前回の質問のときに具体的に仕出し業者と提携している江戸川区の例を出して、そして提言をいたしました。この方法は、今申し上げたのは平成８年度の２年前の９月議会の問題提起だったんですが、さらに、その３年前の平成５年の質問のときにも町中の給食業者といいましょうか、そういったところを活用する方法も一つの方法としてあるんではないだろうかということで、私も疑心暗鬼ではありましたけれども、それを業としてやっているわけですから、そんな意味合いのことでの問題提起をいたしました。それが３年後の平成８年には、それを実現して、しかも極めて安いコストで成果を上げている自治体、すなわち江戸川区。身近なところでは江戸川区が紹介された記事がありましたので、それを添えて問題提起をしたわけでございます。ここの例を見ますと平成８年度当時で本人負担が450円。それに配送料という形で200円を補助して行っているということですから、もうわずか650円でやっているわけです。日野市とは大変なコスト差で、しかもサービス内容は同じということでございます。

前回、この問題提起をしたときに前市長の答弁の一部をちょっと紹介させていただきますが、「能率的にといいますか、手段として給食業者の方にお願いをするということも一つの方法だということは御指摘のとおりでありますから、担当者の方にはその方面にも十分、ひとつ検討を進めるようにということは指示いたしております。その一つの

あらわれが職員食堂を使うという状況がプラスになっています」というようなことで、今の五つの中には職員食堂は抜けまして別な地域福祉カフェテリアですか、そういうところに置きかわっているんですが、前市長もこのことについては十分認識をされて指示しているんだということであったわけですが、残念ながら、その後、ほとんど進んでいないというのが現実でございます。

今行っている五つの施設の中には、かしの木荘のように本当にボランティアで貴重な戦力といいましょうか、というところもありますので、こういうところは、やはり今後も含めて大事にして協力を願っていくべきだろうというふうに思いますが、いずれにしましても、やはりタイトルにもありますように、1,400円という大変高い給食を買い続けているわけでございます。この問題に絡めて、町中の食堂で出前などを行っているようなところに聞きましても、それはべらぼうな値段を取られているよということを、どこに聞いてもそういう返事でございます。

もろもろ含めて、この質疑の内容を含めまして市長の方から、ちょっと見解があればお伺いをしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　老人給食の制度をより充実させてほしいということで、前市長のころからの経緯を踏まえて、これからの、より行財政の改革も含めた、コスト削減ということも踏まえたサービスの充実という意味でのお話でございます。

質問の趣旨もよく理解できます。まだまだ微々たるものではありますけれども、老人給食の制度に限らず、市政全般にわたってあらゆる費用をもう一度見直しをして、計画ができているものでも、あるいはプランにきちっと数字が載っているものも含めて、もう一回ゼロから見直しをしてみようということは幅広く私は具体的に指示をしているところでありまして、そういう中で、まだまだごく一部ではありますけれども、少しずつその成果といいますか、一遍に大きな金額が減ったとかというものではございませんけれども、現状のサービスが落とされない、内容的には落ちないような配慮をしつつコスト削減をするというふうな方向を出しているわけであります。

そういう意味では老人給食の問題もこれからの、あるいは、もう今既にそうでありますが、長寿社会で介護保険も始まり、介護保険の中で果たしてこういうものがどういう扱いになるか、非常に不安に感じている市民の皆様も多い中で、制度としてはしっかりと根づかせていかなければいけない。またそのためにも削れるべきコストは削減をして、きちっと制度が対応できるように、新しい制度ができても対応ができるように考えてい

かなければいけないと思う次第であります。

そういう意味で、私は個々のA業者がどうのとか、Bがどうのとかということは申し上げませんけれども、今御指摘の議論にございました方々については鋭意引き続き、より一層の努力を求めるようにしたいというふうに思っています。引き続き、あらゆる行政分野にわたって行財政の改革、コストの削減に向けて、サービスが減らないという前提を設けた上で一生懸命努力をしていきたいというふうに思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君）　沢田研二君。

○16番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今、市長の答弁の中にもありましたとおり、今回、私はたまたま老人給食ということを一つのテーマにしておりますが、市長も言われましたとおり、今いろんな場面でこういうたぐいのことは残念ながらまだ日野の行政の中にございます。今回は老人福祉ということをテーマにしておりますのであれやこれや触れませんけれども、まだまだやるべきこと、やらねばならないことが山積していると思います。

福祉の方に戻りますと、福祉の充実あるいは福祉施設の充実、さらには福祉に向けての配慮というのは当然でございます。これからますます高齢化が進行していく中にあって、福祉行政の充実はだれもが共通して望むことの一つでございます。しかし、今、世の中は不況の波に洗われ、極めて深刻な経済状況下に置かれているのは御承知のとおりであります。国も東京都ももとより、日野市に至っては過去からの大きな負の財産、すなわち大きな借金を引き継ぎ、財政の立て直しが最重要課題とも言える厳しい状況にあります。

したがいまして福祉行政の一層の充実は当然のこととはいえ、福祉施設に福祉を施すような余力は日野にはございません。福祉施設の充実に支援が必要であるならば明確な目的に沿った支援を考えるべきでございます。老人給食に名をかりるような支援であってはならないと思います。また隠れみのとすることもいかがなものかと思います。老人給食事業はそれとして独立採算可能な運営をすべきでございます。今後は一層その考えを徹底すべきでございます。仮に一つの福祉施設として、例えばきょうも何度か名前を出しましたが、至誠ホームが余りにも高過ぎる現状価格が、もし、このホームとして実情価格だとするならば、その施設として根底からの対策が必要だということが言えるのではないかと思います。これは日野市としても我が身としてとらえるべきだと思いますが、何でも自前の職員でやる時代ではないということでございます。例えば市の職員食堂も職員みずからがではなくて、委託をしてより安いコストで運営しているということ

もそのあらわれではないかと思います。

いずれにしましても、日野市の老人給食事業がコスト面を含めて、より充実した事業、すなわち政策となるように期待をし、さらに今後も注目していくことを申し添えて、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって８の１、老人給食の一層の充実について再度問う――あまりにも高い１食1,400円弁当のその後の対策および仕出し業者弁当の活用は――の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時32分　散会

9月9日　水曜日　（第4日）

平成10年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第24号）

9月9日　水曜日　（第4日）

出席議員　（29名）

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山　薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島　久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原　茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬　隆君	24番	内田　勲君
25番	夏井明男君	27番	黒川重憲君
28番	土方尚功君	29番	福島盛之助君
30番	小山良悟君		

欠席議員　（1名）

26番　馬場繁夫君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	槇島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成10年9月9日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時15分　開議

○副議長（竹ノ上武俊君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問９の１、農業基本条例の施行にともなって日野の農業の発展をめざして

１）当面する農業施策について　２）日野産米の買上げで備蓄されたい　３）農地の相続税軽減と納税猶予制度について　４）日野市表彰条例についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（板垣正男君）　質問を始めるに当たりまして、私から市長にお礼を述べさせていただきたいと思います。（「与党か」と呼ぶ者あり）過日、日本共産党　小泉親司新参議院議員が日野にやってまいりまして、市長と懇談する機会がありました。米軍基地問題を初めといたしまして騒音の問題等々、市長と意見交換を行ったわけであります。議会前の忙しい時間を割いていただきまして、意見交換の機会をつくってくださったことに対してのお礼を申し上げておきたいと思います。（「会わないなんていう人いないよな」と呼ぶ者あり）

さて、質問に入ってまいりたいと思います。

４日から９月の定例議会が始まりましたが、３日の夜、ＮＨＫの１チャンネル「クローズアップ現代」という番組がございますが、この番組のテーマ「定年帰農６万人～中高年サラリーマンが農業に挑戦～」ということで放映されました。私も一般質問を行うことなどもありましたので、この番組を見ました。定年を過ぎた後、ふるさとにＵターンをするなどいたしまして、農業に従事する人口が今、相当ふえているということであります。新規に就農する人と合わせて10万人にも達しているということで、新しい潮流になっていると報道しているくらいであります。（「そんな甘いもんじゃない」と呼ぶ者あり）

今日、農業問題を取り巻く情勢は厳しい中にあるわけでありますけれど、その一方で、農業への帰農ということで従事を希望する人々がふえております。東京都内にも農業準備校というのがあるそうでありまして、申し込みが殺到しているということも伝えております。かつてない農業に対する国民的な関心が、今大きく盛り上がっているわけでご

ざいますが、しかしその一方、政府は21世紀の新しい日本の農業のあり方を探るということで、現行の農業基本法を変えて新農業基本法の制定を行うべく調査会などを設置いたしまして、現在、検討が行われていることも承知のとおりであります。食糧、農業、農村基本問題調査会を中心にいたしまして、政府の諮問機関として昨年４月以来、各界から委員を任命しての委員会が開かれております。この調査会の予定ですと、昨年12月中間答申を行うという予定であったようでありますが、中間取りまとめということで、意見の対立する内容の大事な点など両論併記でまとめが行われております。

そして、つい最近の読売新聞によれば、この最終答申が今月中旬、小渕首相に提出されるという報道で、その内容の一部が伝えられております。必ずしも、この答申が本当に日本の農業を守り、さらに食糧自給率を高めるということを中心とした内容になっているかどうか、答申を見なければわからないわけでありますが、中間取りまとめの段階では、その国民の願うような方向に答申内容がまとまったかどうかは、まだまだ疑問の点があるのではないかと思います。政府は2000年に行われますＷＴＯ国際交渉を前にいたしまして、現行農業基本法の中に盛り込まれた内容の幾つかの点が、このＷＴＯ交渉に支障をもたらすということから、新しい農業基本法の制定を急いだと伝えられておりますし、指摘されているわけであります。すなわち、貿易をさらに拡大して農産物の完全輸入を推進しよう、こういう意図からのものだと厳しく指摘する論調もあるわけでございます。こうした中における日本の農業を、今後どういう方向に推進しようということか、今、この農業の方向をめぐって二つの論調が激しく議論を交えているというのが、現状ではないかと思います。

私は、こうした日本の農業をめぐる情勢のもとで、一地方自治体としてどのような地域の農業を守り、市民の熱望する安全、新鮮な食糧を十分供給する体制をつくっていくか、このことが今、重要な行政の課題の一つになっていると考えている次第であります。こうした見地から、私は今回の質問のテーマを決めて市側の考えをただしていくものであります。既に通告でも明らかにしておりますように、四つの点で順次質問を行ってまいりたいと思います。

質問の具体的な１点目に入る前に、ことしの３月議会で農業基本条例が議会で可決されました。４月１日をもって施行の運びとなっているわけでありますが、この農業基本条例をめぐってのマスコミの取り上げ方など、いろいろと関心を持たれているわけであります。今日までどのような反響があったか、その点についても触れながら、質問に答えていただきたいと思います。

第１点目、当面する農業施策についてであります。４月１日の農業基本条例の施行後、間もないわけでございますから、改めて急にあれこれ施策を展開するということは難しいと思うのでありますが、今年度、農業基本条例の制定に伴って具体的な施策として計画されているものを挙げていただきたいと思うわけでございます。

二つ目は、日野産米の買い上げと備蓄をされたいという具体的な項目であります。御承知のように、政府は米の減反政策を取り続けてまいりました。日野市の減反数も相当の数値になっているわけでありますが、詳しいことは既に昨年の９月、明らかにしておりますので、ここでは繰り返しません。この減反に伴って、今年度農水省が都道府県を通じて米の買い上げを行わないという方針が示されまして、東京都を通じて、この東京の産米買い上げが危ぶまれている状況にございます。もし、一切買うことをしないということになったら、米の生産農家は一体どうなるのか。目に見えて米の生産から撤退せざるを得ないということにもなりかねないわけであります。米は言うまでもなく、国民の主食、市民の主食であります。この主食を安定的に生産を確保するということは、何にもまして重要な施策でなければならないにもかかわらず、政府米の買い上げをことしは中止するということになりますと、大変な事態になってくるわけであります。

ことしは、御承知のように思わぬ水害が各地で発生いたしました。農水省の試算では、報道によれば530億円を超える金額にもなると伝えられておりますけれど、このかつてない水害による農産物の被害を前にいたしまして、当初計画いたしました産米買い上げの中止がこのまま実行されるかどうか危うい事態にあるわけでございます。そういう状況が一方にありながらも、なお買い上げをされなかった場合の対応も考えていかなければならないというのが、今日の事態ではないかと思います。

私はこの表題にも掲げましたように、もし政府が産米を買い上げしなかったという場合、市が産米を買い上げて備蓄をするという方向を明らかにすることが大切ではないかと思います。現在の検討状況はどのようになっておられるか、考えを聞かせていただきたいと思います。

三つ目は、農地の相続税軽減と納税猶予制度でございます。私がここで改めて申し上げるまでもないことでありますが、都市の農業を守るために、政府の相続税の大幅軽減は必至であります。このことを今、三大都市圏の農業者は特に強く要求をされていることではないかと思います。今議会にも、農業者より相続税の大幅軽減を求める請願書が提出されております。この中の一部を御紹介しておきたいと思いますが、東京都農業会議の調査によりますと、平成６年から７年に発生した農家の相続で、農業委員会が農地

相続猶予適格者証明書を発行した農家の平均税価格は、約10億5,000万円、そのうち相続税額が６億5,000万円にもなっております。納税猶予制度により約半分が猶予されるにしても、農業所得はもとより、今日の農家所得では到底支払うことはできない額であります。そのため、相続農地面積が6,497平米のうち、処分農地面積が1,412平米、21.7％にのぼり、農地を処分した農家は37.8％に達したと書かれてございます。相続が発生するたびに東京の農地が大幅に減少する深刻な事態が続いていることを物語っているものであります。こうした事態を踏まえまして、さまざまな角度から、また農業者のたゆまぬ政府に向けての相続税軽減を求める要求や運動が展開されておりますけれど、いまだに政府から具体的な相続税軽減の方向が明らかにされておりません。あわせて、納税猶予制度がございますが、これも生産緑地法の改定にあわせて、一部改悪された内容となっております。三大都市圏における納税猶予制度は原則廃止されたということになているわけでございます。こうした事態を受けまして、最大限、この納税猶予制度を守っていくということが求められていると思います。しかも、改定以前に戻すということも必要なわけでございますが、これらについての見解を伺いたいわけでございます。

次に４点目、日野市表彰条例についてでございます。一見いたしますと、日野市表彰条例と日野の農業の発展の結びつきが、この通告の表題だけではわかりにくいかと思いますが、現行の表彰条例が制定されて以来19年間経過いたしました。市内の各分野に長年働いてこられました方々に対するその実績を評価し、さらにこれからも励ますという内容のものであります。この表彰の対象者が、各分野でさまざまこの19年間あるわけでありますけれど、特に際立って違いがあることに気がつきました。農業者の受賞対象数、中小企業の受賞対象数を教えていただきたいと思います。

以上４点を質問いたしますので、御回答いただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　お答え申し上げます。

最初に全国的な注目を集めているようだけれども、その様子をということでございました。報道関係等の資料請求またコメント要求、そういったことは共同通信社ほか13件ございました。それから、農業団体等からの照会、資料請求でございますが、神奈川県農業中央会等で47件ございました。それから自治体等でございますが、27市のほとんどほかで68件ございました。それから、行政、農業団体等の視察でございますが、岩手県の北上市の農業委員会の方々等で16件ございました。それから講演の依頼でございます

が、職員で対応いたしたものが東京都、ＪＡ、それから日野市の消費者運動連絡会等でございました。それから、市長が対応いたしました講演でございますが、社団法人農業開発研修センター主催によります自治体農政総合研究会に出席いたしております。それから、今後の予定でございますけど、関東農政局が主催します地域農政の推進に関する市町村の懇談会、これが10月に開かれる予定で、市長が出席する予定でございます。そうしたことでございます。

それから、通告にございました１点目の、当面する農業施策についてということでございますが、この点につきまして御説明申し上げたいと思います。

日野市の農業は東京農業という位置づけの中で、市民の台所と直接結びついてその多様な需要を賄うため、新鮮で安全な顔の見える農業として、市の学校給食を初め市民生活の中で重要な役割を果たしております。また、これら農業に対する市民の考えも食の大半を遠隔産地や外国に依存している中で、近年、よりよい生活環境を求める声が高まるとともに、農業、農地の持つ環境などの多面的な機能が、市民生活の上で自然や緑、生体系の保全や心の潤いを与えてくれる場として理解され、市民の期待はますます高まってきております。しかし、農業を取り巻いている環境は、農地の減少を初め農業の担い手の不足、高齢化の進行、農業の収益性の問題など非常に厳しいものがあり、農業をやりたいと考える人たちにとって、経営的に魅力ある収益性の高い農業への展開が、対応すべき早急の問題となっております。

そこで、市の農業の大きな課題といたしましては、大きくは四つの課題を考えております。１点目としましては、魅力ある農業と後継者の育成。２点目としましては、環境に配慮した農地の保全。それから、３点目としましては収益性の高い農業経営の確立。４点目としましては、ふれあい農業の推進などであります。これらの課題は、平成９年に策定しました農業振興計画に具体的な施策の方向づけをいたしております。また、本年３月に議決いただきました農業基本条例第３条、農業施策の基本事項の中でも９項目の施策を掲げ推進を目指しております。

このように施策を推進していく中で、当面、平成11年から13年にかけて具体的施策として、東京都の農業補助施策である活力ある農業経営育成事業の補助によります日野市ふれあい果樹の里づくり事業を実施すべく計画をいたしております。このふれあい果樹の里づくり事業は、都の補助が２分の１、市が４分の１、事業者負担が４分の１、こういった負担で事業を進めていくものでございます。日野市農業の課題となっている農業の収益性、後継者の育成など、この事業を展開することにより大きな効果をもたらすも

のと確信いたしております。

それから、通告の２点目にございました日野産米の買い上げで備蓄されたいという項目でございますが、日野市は御存じのとおり、昭和20年代後半まで市を流れる多摩川、浅川という豊かな河川と、それを利用した市内を縦横に走る約200キロメートルにも及ぶ用水により、豊かな穀倉地帯の様相を呈してまいりました。その後は、住宅都市として大きく変貌する中で市の様相も変化をしてまいりましたが、今でも米を生産する精農家も多く、平成８年までは政府供出米にも20トン以上が供出されております。また、米を生産する水を確保する用水についても、農業者が高齢化する中で一部維持管理費を市でも負担しておりますが、60歳以上の農家の人たちによって守られております。

米の供出につきましては、平成９年度まで政府供出米として国が買い入れを行ってきたため、米農家も一応の安定収入を得てまいりましたが、平成10年についてはまだ決定通知は届いておりませんが、都段階におきましては、買い入れをしないのではないかという話も聞いております。その対策に苦慮しているところでございます。当面、市においては学校給食で使用ということで考えておりますが、来年以降については、特に保障はございません。これらの状況から、行政で何らかの手だてを打たなくてはならないというふうに考えております。米を生産している農家は、収入面でも相当な打撃を受け、今後の方向づけもままならないという状況でございます。

市としましても、米をつくる農家がいなくなれば、当然米をつくる用水も不要となり、長年スローガンとしてきました緑と清流の日野市も大きくさま変わりを余儀なくされ、用水自体も不要となり、市の誇れる水辺環境もなくなりかねません。このたび、市ではこの大切な財産をいつまでも守っていくため、米農家には一層おいしい米、日野のブランド米をつくる努力をお願いし、いつまでも米を続けられるよう市が供出米を購入し、１年間は市の災害等の備蓄米として保存し、次年度は福祉施設、学校給食や国際協力など格安で放出する制度などを考えております。

それから、農地の相続税軽減と納税猶予制度についての御質問でございます。農業基本法が農業経営の近代化を目的としているにもかかわらず、我が国における民法は、均等分割相続制度をとっているため、農地所有者の相続が発生するたびに遺産分割によりまして農地が細分化され、また、都市部では地価上昇が相続税の高額化を招き、相続税支払いのために農地を手放さなければならないということから、農業継続が不可能になるという問題が起きてまいりました。

そこで、農地の細分化の防止と農業後継者の育成を税制面から助成する目的で、全国

に適用される制度といたしまして、農地に係る贈与税納税猶予制度及び農地に係る相続税納税猶予制度の二つが創設されました。この間、農業を取り巻く状況は、昭和30年来以降の高度成長時代の都市部への人口移動、特に三大都市圏への人口集中が深刻な住宅不足と地価高騰を招き、土地は上がり続けるものという土地神話をつくり、財産保全としての有利性は、土地はなるべく手放さない方が得策であるという風潮を生み、税金面で優遇された相続税の納税猶予制度により、多くの農家が20年の納税猶予制度の適用を受けてまいりました。

しかし、この制度に対しましては、農業生産手段としての農地保有という観点より、財産保全上の農地保有だという指摘、それから農業者以外の個人企業や中小企業にも猶予制度を認めるべきだという議論、バブル経済の地価高騰などによりまして、農地だけに認められている贈与税及び相続税の納税猶予制度の見直し論が高まりました。

その後、平成３年度の税制改正により贈与税と同様、三大都市圏における特定市街化区域農地について、原則的に相続税の納税猶予制度の適用はなくなり、生産緑地内の農地にかかるもののみ、一定の要件のもとに平成４年１月１日以降も、この制度の適用を受けられるという改正が行われました。従来のこの特例の適用を受けた場合は、20年間農業を続ければ納税猶予をされ相続税も免除をされましたが、この規定は廃止され、農業相続人は終身――死ぬまで農業を続けなければ猶予された相続税は免除されないこととなりました。また、納税猶予された農地は、仮に営農継続が不可能になって農業経営を廃止した場合には、相続時にさかのぼって相続税と年6.6％の利子税を合わせて負担しなければならず、この改正された生産緑地法によって、相続税の納付のため近い将来、東京から緑地空間という農地の大半がなくなるのではないかとも危惧されているところでございます。

日野市におきましては、農業後継者もあり家業としての農業を続けたいと考えておられる方はたくさんいらっしゃいます。そうした人たちが安心して農業が継続していけるような制度の確立に向け、国・都へ働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　表彰関係で受賞者の数の御質問でございます。

中小企業功労と農林水産功労の受賞者の数はということでございます。昭和54年から平成９年までででございます。農林水産功労者は20名、中小企業功労者は134名でござい

ます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　今、一通り答弁をいただきました。内容について、かなり詳しく理解するところもあるわけでございます。最初、私が伺いました農業基本条例制定以来の反響についても、それぞれ大きな反響があったことがうかがい知ることができると思います。なぜ今、農業基本条例がこのように農業団体だけではなくて、自治体関係者も含めて注目され関心を持たれるかということは、もうおわかりのように、やはり今農業の問題が国・地方の政治を問わず最も中心的な課題になっているということをあらわしていると思います。

しかし、政府のこれまでの農業をだんだんだんだん縮小するという政策に、具体的な地域から、自治体からの対応がなされないままに来ておりました。そこに日野市が、日野の基本的な産業と位置づけた農業基本条例を制定し、農業を守りさらに発展させよう、こういう姿勢を示したことへの反応であったと思います。ぜひこれら全国各地からの注目や期待に沿わないようなことにならないように――期待に沿うような今後の農業施策の発展を進めていただきたいと思います。

１点目の条例の制定を受け、当面する市の農業施策についても説明がありました。農業推進計画に基づく今年度から来年度にかけての具体的な施策もございましたので、この計画に沿って、ぜひ来年度以降も予算化をしつつ、この施策の計画を進めていただきたいと思います。

次に、産米の買い上げの問題であります。今も部長から説明ありました。政府は今年度、産米の買い上げをまだ通知しておりません。このままいきますと、買い上げをしないという事態にもなりかねないわけでございます。そうしたとき、米作農業者にとって経営と今後の米作についての方向が、全く見えなくなってしまうという事態にあるわけでございます。部長から説明あったような方向での備蓄米としての市の買い上げを、ぜひとも具体化していただきたいと思います。

これまで政府供出米20トンと説明されました。政府の買い上げ価格にいたしますと、20トンというのはどの程度の費用になるのでありましょうか。１点、この点を伺っておきたいと思います。

この日野産米の買い上げによる備蓄は、災害はもちろんでありますけれど、災害にかかわらず日常的にも利用できるものであります。今年度は学校給食に利用するというめ

どもついているようでありますが、来年度以降も学校給食を初め、例えば保育園や特養老人ホームなどの市の福祉施設、市立病院等にも利用できるはずであります。これは利用する側の条件さえ整えば、その希望に応じて備蓄米を供給することができるようになります。日野産米を食べるということは、ただ米を食べるということだけではなくて、日野での農業への関心を高めるということにもつながるわけでありますから、そういう観点での日野産米の活用というものも考えることが重要だと思います。

そこで、これらの分野にかかわる部長もきょう出席しておりますので、順次、今、備蓄米の活用ということで、具体的に保育園や特養老人ホームや市立病院など、活用の検討が行われることも、今後、日程に上ってくると思うわけであります。その考えを市民生活部長あるいは総務部長、学校教育部長、市立病院の関係であれば病院事務長、それぞれ答弁をいただきたいと思います。

それから、農地の相続税と納税猶予制度の問題であります。これは、部長が説明したとおりだと私も思います。これは、政府の直接税収にかかわって、日野市とは直接関係ない税でありますけれど、しかし、市民のあるいは農業者の農業経営を守るという点では、これももう密接な関係にあるわけであります。この相続税の納税猶予制度がどのような考えでつくられるようになったか、ごく一部を全国農業会議所の手引によって御紹介しておきたいと思います。

相続税における農地の評価は、従来より近傍農地の売買価格を基礎として行われていますが、この売買価格は昭和40年代後半以降、都市化の現象が広く浸透した結果、将来、宅地として転売すれば非常に高く売れるであろうという潜在的な期待益とも言うべきものを反映して、本来、その土地が農業にしか使用することができないものであるとしたならば、到底成立し得ないような高い水準になってきました。ですから、昭和50年度の税制改正において、この農地の価格の現状にかんがみ、宅地期待益部分とも言うべき価額部分に対する相続税額は、その納税を猶予するという趣旨から生まれたものだと解説しております。要するに、将来、宅地として転売すればという見込みでこの相続税をつくっているわけですよ。ですから、農業を続けるという農業者にとっては、全く過酷な税だということがうかがえるわけであります。したがって、そういう状況も勘案しなければならないところから、相続税の納税猶予制度というのが生まれてきた。

しかし、それにもかかわらず、平成３年度、生産緑地法の改定によって、原則この三大都市圏の納税猶予制度は廃止になってしまったのであります。どういうふうに変わったかと言いますと、先ほど部長が説明した中にもございますが、一つは、相続税納税猶

予制度は原則廃止になって生産緑地のみに適用されるということになったわけですね。非常に限定された適用になった。従来20年営農期間の規定の廃止が行われたわけです。従来ですと、20年間営農期間があればそれ以降相続税は免除される――免税される、こういうものであったのでありますけれども、これが生産緑地で相続税の納税猶予を受けるには終身営農――死亡するまで営農しなければ、この条件に当てはまらないということに厳しい規制が加わったわけであります。納税猶予を受けた人が死亡すれば、その前の代の相続税は免除されるということにもなっております。

それから、三つ目が納税猶予を打ち切られる項目がふえたんですね。買い取りの申し出を行うと打ち切られてしまうんですよ、この納税猶予制度は。相続税と利子税、年率6.6%。利子税までかかって税を取られるということになってくるんです。途中で農業をやめるなどということはとてもできない。もう死ぬまで営農を続けなければ、この猶予制度が受けられないということになってくるわけであります。この５月、日本共産党が大蔵政務次官と相続税軽減の問題で交渉を行った際、この利子税の6.6%は余りにも高いではないかと指摘した際に、政務次官も、私もそう思っていると認めざるを得なかったぐらいなんです。

４点目の改悪点は、農業経営の収支計算書の提出が義務づけられて、３年ごとに税務署のチェックを受けなければならない、こういうことになってまいりまして、非常に厳しい枠がはめられてしまったということになっているわけであります。私は、市長を初め部長もそうでありますが、いろんな機会を通じて東京都や国に、この相続税の軽減を求めることとあわせて、納税猶予制度の規定の緩和を求めていかなければならないのではないかと要望したいと思うわけでございます。

それから、４点目の日野市表彰条例にかかわる説明がありました。この19年間で農業者20名の該当であります。同じ産業の分野であります中小企業では134名の該当者があったんですね。ですけれど、農業者は非常に少ない。それをどうしてこんなに少ないのだろうかと私もいろいろうかがったりしてまいりましたが、これ規則に関係するんですね。規則の手直しをすれば、農業者も受賞の対象になるということがはっきりしておりますから、ぜひこの規則を手直しをして……（「森田さんがつくった制度」「自民党議員は何してた」と呼ぶ者あり）ほかの分野のように該当する農業者をもっともっと多く表彰することができるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたい、これはもう簡単なことですから、ぜひお願いしたいと思います。

この19年間で日野市表彰規定に基づく受賞者数は1,132名おられるんですよね。この

うち農林水産功労は20名ですから、やっぱり少ないなと感じられると思うんですよね。中小企業功労者は134名ですから、これ該当すれば、私はたくさんの方々が該当するというのは、これは非常にいいことだと思うんです。ですから、大いに表彰を行っていただきたいと思いますので、こうしたことなどから考えて条例、規則を改めるということが必要だと思います。農林水産功労の規定は、要するに品種などの改良に尽くした者とか、あるいは団体等の役員を20年以上、あるいは25年以上やっていなければならないという規定になっているんです。農業を営んでいるというだけで、規定の該当に当てはまるということが必要だと思います。ぜひこの点など検討していただきたいと思いますので、再質問についての答弁をお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　最初の買い上げ米はどのくらいになるかということでございますが、大体10キログラム3,000円といたしまして600万円ぐらいというふうに考えてりおます。

それから、相続税制の問題につきましては、昨日、江口議員さんからもお尋ねがございました。市長も、日野市の緑を守る立場で国や都へ働きかけをしていきたいということを申し上げておりますが、私どももその考え方の中で仕事をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　２点目の日野産米の備蓄をという中で、災害用の食糧備蓄の中に日野産米をというところで、お答えを申し上げたいと思います。

現在、日野市では災害用に保存年限の長いアルファ化米、クラッカー、シチュー等を使用しております。また、不足する部分につきましては、市内の関係小売組合あるいはストア等との協定、提携によりまして、物資を優先的に供給していただくというような方法もとっております。これらの体制の中にこの日野産米を取り入れてはどうかということでございますけども、先ほど申し上げましたように現在使用しております長期間保存のきくものを使用しております。これらの保存年限等の解決課題を、この日野産米そのものはまだ抱えているわけでございます。ただし、防災の立場からは、やはり検討課題の一つであるというふうに考えております。

それから、４点目の表彰の件でございます。農業者の表彰条件が厳しくなっているのではないかということでございます。現在、農業に従事している市民に対しての表彰は、

表彰基準の中では４項目ございます。先ほど議員さんは25年以上役員と言われましたけども、25年以上続けて農業に従事をして多年にわたり関係団体の役員等もということも入っております。そういう意味で、確かに数字の上では大変少ないということもあります。対象者の数が多いか少ないかという問題もあろうかと思いますけれども、ここ近年は農業者も複数人で表彰受賞の方に入っております。これからも規定の見直しということも最終的にはあろうかと思いますけども、現行の規則の中で、運用の中で十分に対応できるんではないか、そういう意味で、これからもその点には十分に配慮をして運用していきたい、そのように考えております。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　学校給食に日野産米の備蓄をというお話でございます。

現在、学校給食で使っているお米の背景を、若干お話しさせていただきたいと思います。学校給食につきましては、週２回米飯を実施してございます。年間で消費いたしますお米の全体量は６万5,000キログラムを超えている相当な量を消費している事実がございます。このお米の購入につきましては、東京都の学校給食会というところから大変低廉の価格で９年度までは購入ができました。これは農林水産省の学校給食米としての補助制度がございまして、通常価格の40％引きというような形でお米が購入されておりました。しかしながら、本年度からはその補助制度が廃止されました。したがいまして、昨年度までは補助制度の適用で１キログラム当たり227円という価格で購入したものが、今年度からは１キログラム当たり348円30銭という121円強の高い価格で購入せざるを得ない。したがいまして、この価格であるならば、市内のお米屋さん、または農協からの購入にしても全く価格的な面からいけば、市内から買っていくという、従前からも、農協からの購入のケースは多々あったわけでございますが、昨年は地場産米につきましては、平山とか川辺堀之内だとか東光寺の生産者と学校が直に契約をいたしまして、総量は多くないんですが、1,000キログラムを超える量を生産者から直接購入した経過がございます。

したがいまして、今お話ししました学校給食会からの購入の補助金制度がないという現状からかんがみまして、現在、学校給食の担当が地元の農協と協議に入ってございます。昨年まで一部生産者から購入したものを、今度は農協を通して買っていこう、こういう試みでございます。したがいまして、農協の方でもパールライスの価格になりますと290円から350円ぐらいの価格推移をしておりますので、補助金制度がなくなった段階では、こういう価格で購入しても問題はないんではないかということでやっております。

ただ、学校給食そのものの最終判断は各学校にお任せしている部分でございますが、現在、ＪＡと産業振興課も交えまして鋭意、地場産米を中心とした購入ができないかどうか、その辺のところで最後の調整に入ってございます。で、農協の方でも地元のお米だけを組み合わせたブレンド米というようなものも検討されているようでございます。

いずれにいたしましても、今週の11日に再度、農協と学校給食の担当、産業振興課を交えての地場産米の購入、学校給食米としての導入に向けて協議を進めてまいります。したがいまして、御指摘の備蓄米というふうなお話もございますが、学校給食としては、その年度に生産されたお米を少しでも多く学校給食の中に取り入れていきまして、地場産米の消費拡大、この面に努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　備蓄米を福祉施設、または保育園にという御提案でございます。

現状の保育園12園あるわけでございますけれども、現在は年度当初に米の組合の方と管財課において単価契約をしていただいております。精白米、モチ米、胚芽米、または米粒麦と――麦の問題です――４種類について単価契約をしていただきまして、それぞれの保育園に最寄りの米穀店から納入していただく、こういうような形をとっているわけでございます。備蓄米ができ１年後という、先ほど部長の話もありましたけれども、四、五年前には米が不足して米屋さんにぜひ保育園の方にお米を回してほしい、こういう運動をした時期もございますし、緊急時については大変助かる問題だろうなというふうに思います。平常時については、配達方法であるとか需要と供給の関係があろうかと思います。この辺をこれから詰めることになろうかと思いますが、我々も前向きに検討していきたい、このように思います。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君）　現在、市立総合病院では、月に700キログラム前後の米の使用がございます。米を使用する施設の立場から申し上げますと、その使用の選定に当たりましては、一定の供給量の確保、また味覚の問題、価格の問題、これらの問題を考慮に入れて選定をすることになろうかというふうに思います。また、議員さんのお話の中にもございましたけれども、農業推進の立場での検討も必要かというふうに思いま

す。それらを含めまして、今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　ここで市長に考えを伺いたいのでありますが、私がこれまで質問を行ってまいりましたことなど、おおむね各担当部長、関係部長は大体私の方向に沿った答弁があったと思うんですね。（笑声）検討課題にするというのもありますけれど、基本的には外れていないと。特に市民生活部長、農業にかかわる分野の部長は、例えば産米の買い上げにしても農地の相続税と猶予制度、あるいは総務部長は日野市の表彰条例の適用など、あわせて答弁をいただいたと思うんです。市長も大体そういう方向で考えておられるかとは思いますけど、しかし、なかなか期待に沿うような答弁が出ない場合もありますから、やっぱり市長の考えをちゃんと伺っておくということは大事だと思いますので、これまでの私の質問、そして部長の答弁など踏まえて考えを伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　板垣議員から、恐らく御自分の農業といいますか、桑園等でのいろいろな深い農業に対する見識を踏まえて、農業基本条例ができた――施行された、さらに一層日野の農業を発展をさせてほしいという意味での大変心強い質問をいただいたわけであります。基本的には、私ももっともっと日野の農業をよりよいものにしていき、日野の環境を守っていくといいますか、よりよくしていく、そういった面でも努力をしていくつもりであります。

いろいろ幅広い角度から御質問をいただきました。当面する農業施策、あるいはこれからの農業施策をどうしていくかということにつきましては、今もるる各部長からの答弁もございました。おおむねその筋でいろいろ新しい施策が、あるいは東京都等の協力をいただく中でやっていけるのではないかなというふうに思っています。

幸いにも、前の御質問者にもお答え申し上げましたが、この基本条例を市がつくったということについて、農業をおやりの皆さんが市の姿勢がわかったといいますか、そういうふうに後押しをしてくれるんだなというふうなことが理解できたということで、大変意欲が上がっているように私は感じておりますので、その辺のタイミングをうまくとらえて、新しい施策を展開をしていきたい、このように思う次第であります。

それから、２点目の日野産米の備蓄ということを中心にお話をされたわけでありますが、答弁の中でも恐らく議員も御理解をいただけたと思うんですが、備蓄をするほど１

年間にできるかどうかということが現状ではございまして、やはり新しいお米は新しいうちに市内の各事業所なり学校なりでお使いをいただく、それをまず考えるべきであろうというふうに思うわけで、それでもまだ残るぞというものがあるとすれば、それを備蓄に回す。そういう意味では同感でございますが、やはり生産量というものがございますので、その辺のことも少しお考えをいただきたいというふうに思う次第であります。

ただ、いずれにいたしましても防災等のことを考えれば、お米に限りません。市内でつくられている野菜、いろんなものが、いざというときには大変に役に立つわけでございまして、そういう意味でも、防災面からの観点も忘れてはならないなというふうに思う次第であります。

それから、３点目の農地の相続税あるいは納税猶予制度を元に戻せというふうな御指摘でありますが、これについてもなかなか国の方でもいろいろな角度の検討が行われているようであります。さらには、またもっともっと緊急な課題があるようでございまして、なかなかこの課題をすぐに目に見えるような形でお示しをいただけないのかなとは思いますが、議員御指摘の意図はよくわかりますし、私も同じような認識を持っておりますので、引き続きあるいはより以上に日野市の農業を守るために、国あるいは代議士等に強い働きかけをしていきたい、このように申し上げておきたいと思います。

それから、４点目の日野市表彰条例の件でございますが、確かに農業者に対する扱いが、これは行政全般の態度といいますか、方向性のことがあったのかもしれませんけれども、これまで受賞者が少なかったということが明確に言えるわけであります。もちろん分母としての農業者の数が、たしか今の数字で415件ですかね、そういう数字でございますから、分母としての農業をやっている市民の方が少ないから、表彰者も少ないんだという面も当然あると思いますが、それはそれとして、もっともっと農業者の方々も商工業者と同じような形で評価をしていく、あるいはそれ以上に環境を守っているではないかという面のプラス評価が、これからは加えられてもいいのかなというふうにも思いますので、実は、今もいろいろ検討しているところでございますが、昨年から少しずつこの辺のところについては緩やかにというとおかしいですけれども、やや拡大解釈をする中で、農業者の皆さんには優遇ができるような形を考えつつ対応しているところでございます。

いずれにいたしましても、今、国でも農業基本法を新たに制定をしようというふうな動きがございまして、そういう中でも自給率を高めるとか、いろいろ問題が出てきているわけであります。ですが、自治体としての日野市としては、やはり日野市というもの

がどういう形で生まれてきたか。やはり農業が初めにあった。特に用水を中心とした水田農業がまず私どものまちの発祥であったというふうなことは大事に大事に確保していかなければいけない、守っていかなければいけないと思いますし、やはり農業を守っていくには、業として、その農業が成り立つかどうか、つまり一定額以上の売り上げといいますか、販売額が常に取れるかどうか、この辺が一番大きなポイントになろうかというふうに思います。

そういう意味で、私どもの市は市民――消費者としての市民の協力が非常に強い地域でございますので、その辺、都・市あるいは農業者との連携の中でよりよい農業施策が進められるように、引き続きあるいはより以上に努力をしていきたい、このようにも考えているところであります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　市長からも答弁をいただきました。明確になった点もありますけれど、やや不明確だなと思えるところもありますが、しかし、全体として、私の質問、意図するところは理解していただけたのではないかと思いますし、また、日野の農業を農業基本条例に沿ってさらに守っていこうという意図、姿勢、そういうものは感じた次第でございます。ぜひその姿勢を守って具体的な施策にあらわしていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

私は、例えば相続税の問題でいろいろと機会のあるたびに実例を伺うことも行ってまいりました。しかし、なかなかこの議場でそれを発表するということは難しいようでありますので、「アサヒタウンズ」というこの新聞の記事を引用いたしまして、一部御紹介したいと思うんです。昨年の６月に発行された「東京の農業」という連載記事の中に書かれてあるんですが、多摩の南部にありますある農業者の例を引用しているわけであります。この方が父親が亡くなったというので、３ヘクタールの農地と山林を相続したということですね。それまで相続税というようなことについて、具体的に余り考えてもいなかった。生産緑地の指定を受け納税猶予制度を使ったとしても、10億の位の額が課税されてきたというので、本当にびっくりした。日常的には10円とか100円単位の作物をつくっている農家にとって、それは全く縁のない単位の金額だったというわけであります。しかし、消費者の中で農地を残してほしいとか、生活費の足しにしてとカンパも寄せられて100万円を送ってくれた消費者もおられたそうであります。都市に農地が、農業が必要という、そういう声がひしひしと伝わってきたというふうにおっしゃったそうでありますが、しかし、引き継いだ３ヘクタールの土地は1.7ヘクタールになってし

まったというわけで、やっぱり農地や山林を手放さざるを得ないという事態になったわけであります。

最初に請願内容を紹介いたしましたけれど、東京の農地はこのようにして農地を手放すことによって相続税を支払っていかなければならない、そういう事態を具体的に示した例だと思います。今後、機会をとらえて国や東京都への働きを一層強めていただきたいと思います。

それから、日野産米の買い上げで備蓄ということで質問いたしました。備蓄というふうに私申し上げておりますので、何か蓄えて2年も3年も災害が起きるのを待っているというイメージでとらえておられるかもしれないんですけれど、決してそういうことだけで、私は備蓄ということを申し上げているわけじゃないんです。例えば、毎年生産されるわけでありますから、長く蓄えても1年ですよね。その間で、全部活用するということに、当然なっていくと思うんです。これは学校給食や保育園その他の施設などでも既に利用されておりますから、そういうところで既にはける量というのはわかっているわけですよね。その上に、例えば市民の方がぜひ日野産米のものを食べてみたいという希望があったときには、その蓄えたものから分けてあげるということもできるわけですよ。このことは、何よりも農家の米作を今後も存続させる保障にも、やっぱりなっていくということや、米の値段の価格保証ということにもつながるわけでありますから、非常に私は大事な施策になるのではないかと考えておりますから、これをもっともっと検討していただきたいと思います。

では、どこに備蓄するんだということも、これは当然出てきますから、私も農協の倉庫を見学させてもらったんですよね。前の日野農協の大谷石でつくられた倉庫を見学させていただきまして、支店長さんが案内してくださいました。この倉庫の前にちゃんと看板がかかっておりまして、食糧庁長官賞受賞倉庫というふうになっているんです、昭和35年。なかなか立派な倉庫であります。私も中を見せていただりいたしまして、当時、戦後からずっとこの日野市を初め南多摩地区の米どころの出荷あるいは検査場所としての往年の隆盛だったころを想像したわけでありますけれど、食糧庁長官賞を受賞するくらい、当時としては立派な倉庫として活用されたということであります。聞くところによりますと、この程度の倉庫を持っているのは、今ではこの日野農協の倉庫と町田市の忠生農協、それから八王子市の加住農協、この3カ所ぐらいだそうですね、この南多摩では。そういう歴史のある倉庫でもあります。

このままでは、もちろん備蓄倉庫としては活用できませんから、例えば、少し手を加

えて保冷庫のようなものをつくるということも行って、そういう備蓄に活用させていただくということを、農協側ともよく私は協議をしていただきたいと思うんです。立派に現代の備蓄倉庫として、この農協の倉庫はよみがえることができると、私は強い印象を持った次第であります。ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、日野市表彰条例につきましては、部長が先ほど答弁したようなことで、ぜひ今後、検討していただきたいと思います。

最後になりましたけれど、今日の農政についての若干の問題について、意見を述べておきたいと思います。

最初に私が、政府がここで新たな農業基本法を制定すべく調査会を発足させていることを申し上げましたが、ＷＴＯ農業協定の2000年の再交渉に向けてのものだということを申し上げてまいりました。このＷＴＯ農業協定が発足して既にことしで３年になります。この日本農業にもたらされた害悪はもはや明確だと言わなければなりません。米の義務輸入――ミニマム・アクセスでありますが、その輸入量は既に154万トンに達しております。さらに98年以降、これから３年間で228万トンという輸入量が予定されております。外国からの米の輸入をどんどんどんどん受け入れて、国内の米作農家を破壊的な事態に追い詰めていくということになってしまっているわけであります。この輸入量によって、国内の米在庫を累積させる。そして、史上最大、かつてないような米の減反を押しつける、こういう事態になって、ことし東京産米も買うという通知がいまだに出されていないという今日の事態になっている根本が、ここにあるわけであります。

2000年のこのＷＴＯ国際交渉、農業協定の交渉に当たっては、輸入の一層の拡大を広げるというのではなくて、自国の農業を守る、そういう立場で交渉に臨むことが求められていると思います。私は、政府だけではなくて地方自治体あるいは農業に関係する人、消費者すべて含めて、こうした観点を今後も貫いていくことが重要だと考えているわけであります。

日本共産党は６月でありましたけれど、参議院選挙の前、新聞「赤旗」のインタビューに答えて、不破哲三委員長が「農業の立て直しを　21世紀を目指す政治の中心課題」と題しまして詳しく農業問題についての日本共産党の見解を明らかにしているところであります。今、カロリーベースで国内の自給率が42％だということは明らかでございますが、日本の人口にいたしますと5,000万人分しか国内で自給できない。あと7,000万人分は外国からの農産物によって毎日の食糧を賄っているということになるんですね。日野市の人口で言いますと、約６万5,000人が国産米を食べて、あとは外国産を食べている

というそういう割合になるんですよ。こういう世界にも例のないような、外国に農産物を依存するという、全くだれが考えても異常だと思えるような事態になっているわけであります。

私たちはこれまでの自民党政治を逆立ち政治と指摘してまいりました。大企業のことは考えても、産業政策でいえば中小企業や農業のことは本当にお粗末になっているということが言えると思います。この逆立ちを変えていくというのが、今、私は党派を超えて求められていることではないかと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）地方自治体もこうした立場をとって、日野の農業、地域の中小企業を含めた地場産業の育成と振興を図っていくことが重要な課題でございます。そして、新農業基本法を新たに制定しようというのであるならば、当然、食糧の自給率を中心課題にしなければならないことも明らかにしております。こうして日本共産党は、従来からも農業を国の基幹産業と位置づけて、農業を守り発展させるという立場を貫いてまいりました。

これは地方の政治においても同じであります。ですから、私もこの議会でたびたび日野の農業問題を取り上げてきたのも、こうした日本共産党の歴史的な農業問題の取り組みの経過があるからであります。これは、何も日本共産党だけではなくて、すべての国民、すべての市民の生存や存続にもかかわる重大な問題であるからであります。こうした立場をとらえて、またその立場に立って、今後の農政を進めていただきたいことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって９の１、農業基本条例の施行にともなって日野の農業の発展をめざして　１）当面する農業施策について　２）日野産米の買上げで備蓄されたい　３）農地の相続税軽減と納税猶予制度について　４）日野市表彰条例についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時30分　休憩

午後１時04分　再開

○副議長（竹ノ上武俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、多摩平支所廃止に伴う“代替連絡所”は市民サービスの低下とならないように！の通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔8番議員　登壇〕

○8番（佐藤洋二君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市立病院の建て替え計画に伴い、長い間親しまれてきました多摩平支所が本年をもって廃止されることになり、明年1月4日からはＪＲ豊田駅隣接の多摩平二丁目1番地の1で代替業務を行うことになりました。これまで多摩平支所を利用されてきました関係住民にとって、一抹の寂しさと、今後、支所にかわる代替措置機関が、今までどおりの取扱業務をしてくれるのかあるいは取扱業務の一部をなくしてしまうのかなど、市民サービスへの新たな不安を抱いております。新しいシステムに移行するまでにあと4カ月となりました今、代替措置の（仮称）日野市役所市民課豊田駅連絡所が、市民サービスの低下をもたらすことなく移行できるよう、万全の体制、対策を講じなければならないと思います。そんな立場から、準備のための諸作業、手続は順調にいっているのか。また、移行後の取扱業務で市民サービスの低下に結びつくものはないのか、これらについてただしていきたいというふうに思います。

このテーマにつきましては、本年3月定例会で、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで全会一致で可決され、既に歩き出している事柄でありますので、答弁に当たります部長さんには、大変答えづらい質問もありますけれども、お許しをいただきたいと思います。なお、1問ずつ質問、答弁を考えていましたけれども、一括質問をいたしますので、答弁も一括でお願いをしたいというふうに思います。それでは、質問に入ります。

最初にお伺いしたいのは、市の代替措置に対する市民サービスのスタンスであります。多摩平支所廃止につきましては、前市長時代にも俎上にのり論議されたいきさつがありました。このときは、市民サービスの低下や代替措置に対する弱さが強く指摘されまして、議案として不成立に終わったことがありました。今回は、市立病院の建て替えのためという大義名分としっかりした代替措置が講じられていることで、全会一致で議案が成立をいたしました。この上は、代替措置が行う具体的業務の内容を充実させ、市民サービスの向上に努めていかなければなりませんが、代替措置、駅前連絡所の市民サービスということで、どのようなお考えをお持ちなのかお示しをいただきたいと思います。

質問の2であります。（仮称）日野市役所市民課豊田駅連絡所の開設準備は順調に進捗をしているのかという質問であります。駅前連絡所が明年1月4日より業務を開始することになりますけれども、支所を廃止をし新たな窓口を開設するに当たりまして、庁内で整理なり進めなければならない諸作業、諸手続があると思いますが、それらの進捗

は順調に進んでいるのか。また、関連する自治会、個人、また住民団体等々、ある意味では住民参加になりますけれども、説明会などして了解を得ているのか。初めに１月４日ありきの見切り発車のないようにしていただきたいと思います。

質問の３番目は、移行後の職員配置についてお伺いをいたします。今回の条例の一部改正による多摩平支所の廃止と新たな窓口の開設は、いわゆる業務の見直しや近代化等によるものでなく、あくまでも病院建設に伴う業務地の移転であります。したがって、配置職員の増減は基本的にはないものと理解しますが、いかがでしょうか。

質問の４番目であります。市民の利便性から設置箇所の特性を生かした受け付け時間にしてほしいという質問、要望であります。今、コンビニでも証明書類を受け付け、また、一部他市では受け付け時間の延長を図るなどし、市民への利便を図り市民サービスに努めております。代替措置の駅前連絡所は文字どおり駅のそばであり、この立地条件を有効に利用したいものであります。これまでの御説明では、受け付け時間は８時30分から17時までとしておりますが、この通常の受け付け時間をそれぞれ繰り上げ、繰り下げていただきますと、出勤、通学途上、あるいは所用を足す前に連絡所に立ち寄り、必要書類の請求ができ、所用が終わった後や退社後に立ち寄って証明書類を受け取れ、お勤めをされている方は、わざわざ休みをとらなくても済むという大変利便性の富んだものになりますけれども、受け付け時間の繰り上げ、繰り下げをできないものでしょうか。

質問の５番目であります。民間の駐車場の借り上げで、アクセスの便を図っていただきたいという質問内容であります。自動車をほとんどの家庭で保有されている昨今、車で来られる方が想定をされます。その場合、駅前ロータリーあるいは周辺が違法駐車で混乱するおそれがあります。駅前周辺に駐車することが無理である以上、他の方法、手段を講じなければなりません。民間の駐車場等を借り受け、市民サービスを図っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

質問の六つ目であります。受け付け業務の具体的な取り扱いについて４点ただします。これまでの御説明によりますと、代替窓口の業務内容は、住民票の写し、戸籍の謄本・抄本並びに印鑑証明の交付等々を行うということと、流動的な部分があるとしながら、年金の現況証明を予定しているとのことであります。そこで、以下の質問をします。

印鑑証明の発行はできるとのことでありますけれども、印鑑の登録はできるのか。もしできないとすれば、最近の多摩平支所における登録の申請数を明示していただきたい。二つ目は、他市から日野市に来る、いわゆる転入の届け、その反対に日野市から他市に行く転出の届け、これらはできるのか。できないとするならば、最近の多摩平支所にお

ける届け出数を明示していただきたいと思います。３番目は、戸籍の届け出、いわゆる出生、死亡、婚姻の届け出はできるかということであります。これもできないとするならば、多摩平支所における最近の届け出数を明示していただきたいと思います。具体的な取り扱いの最後になりますけれども、これまで多摩平支所で取り扱っていただいた納税の業務は新しい代替窓口でできるのか。できないとするならば、やはりその件数を明示していただきたい。

質問７、最後になりますけれども、今後、介護保険などの業務を考え合わせますと、市民課、保険年金、福祉などの総合窓口の設置が望まれるわけでありますけれども、せっかく市立病院が建て替えられるわけでありますから、市立病院内に支所的なものを設置する構想はないのか。

以上、何点か質問いたしますので、御答弁をお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槙島英紀君）　ただいま多摩平支所の廃止に伴う代替措置、連絡所の関係につきまして７点ほど御質問をいただきました。御答弁させていただきます。

まず１点目でございますけども、代替措置に対する市民サービスのスタンスということでございます。この日野市役所市民課豊田連絡所でございますが、これは多摩平支所の廃止に伴う代替措置として位置づけているわけでございます。これまで利用されている市民サービスが著しく低下しないように、支所が行ってきている業務の一部を行うものでございます。

それから、２点目の連絡所の開設準備は順調に進んでいるかということでございます。開設準備についてでございますが、順調に進んでおるところでございます。施設の建設につきましては、来月10月の初旬から取りかかる予定でございます。現在、来年１月４日業務開始に向けての内部の関係課と特に市民課、多摩平支所、七生支所、それから建築課、さらには職員組合とも調整を行っているところでございます。

それから、地元自治会に対しての周知の問題でございますけども、地元多摩平自治会につきましては、病院建設の説明会の中で、代替施設についての説明をしてきております。その他の地域につきましても、広報さらには各自治会等に広く周知して理解を求めてまいりたいと考えております。

それから、３点目でございます。職員の配置の問題でございます。この連絡所は多摩平支所の業務、業務地の移転として位置づけるというものではございません。支所は廃止をして、代替措置として支所が行っている、また行っていた業務の一部を担うという

位置づけでございますので、現在、多摩平支所に配置されている職員は８名でございます。このうち５名を連絡所及び市民課へ配置したいと考えて、現在、調整中でございます。したがいまして、３名についてはいわゆる内部努力ということで、職員の定数あるいは人員等についてはほかの不足するところで使いたい、このように考えています。なお、連絡所への配置人員でございますけども、３名から４名と考えております。この件もあわせて、現在、調整中でございます。

それから、４点目でございます。業務時間の問題でございます。多摩平支所の代替として連絡所を設置するということなんで、当面は、現在の多摩平支所の業務の時間と同様といたしたいと考えております。なお、その業務時間の延長あるいはフレックスタイムといいますか、このような問題につきましては、住民サービスの向上を図るという視点から、この連絡所だけではなくて市の窓口業務全体の問題として、今後、検討する必要はあろうと考えているところでございます。

それから、５点目でございます。駐車場の問題。駐車場を借り上げてアクセスの便を図ってほしいということでございます。現在のところ、駐車場の借り上げにつきましては考えておりません。豊田駅前という場所から、駐車場の確保が非常に難しいということ。また、自動車を利用する場合には、本庁までも距離が余りありませんので、住民の利便性ということを考えれば確かに必要という部分もあるわけでございますが、本庁を利用していただけたらということで考えておるところでございますが、また、業務開始後、住民の要望あるいはそういう問題があろうかと思いますけども、当面開所の段階では、駐車場の確保が困難でございます。

それから、６点目。業務内容、具体的な取り扱いの問題でございます。印鑑登録はできるかどうか。また、転入転出の届け出はできるのか。戸籍の届け出はできるのか。あるいは納税の業務はできるのかということでございます。この４点につきましては、できないというか、現在のところ行う予定はございません。特に戸籍の届け出につきましては、現在も多摩平支所では扱ってございません。

最近の各申請数ということでございます。平成10年４月から７月までの平均ということで件数を申し述べたいと思います。印鑑登録につきましては336件でございます。月平均でございます。転入転出につきましては300件。戸籍は届け出はゼロでございます。納税につきましては549件になります。

それから、７番目でございますが、市立病院内に支所の設置という構想があるかというお尋ねでございます。連絡所の設置は再三申し上げていますように、あくまでも多摩

平支所の廃止に伴う代替措置ということでございます。したがって、現在のところ、市立病院への連絡所等の設置については考えておりません。将来的には、証明書等の交付の方法なども含めて、また自動交付機の導入や他市の取り組みやそれらを参考として、また、住民のニーズというものもあるかもしれませんが、十分検討いたしたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○8番（佐藤洋二君）　御答弁いただきました。ありがとうございました。

3月の定例会の常任委員会の中で、この議案が提出されましていろいろと意見のやりとりがありました。そういった中で、庁内的にはかなり作業が進んでいるようで、まず結構だというふうに考えておりますけれども、何点か再質問をさせていただく中で、この問題を閉じていきたいと思いますけれども、最初に市民サービスに対する市のスタンスについて再質問をいたします。

御答弁では、サービスが著しく低下しないよう、支所が行ってきている業務の一部を代替窓口が行う、こういうことであります。総体的に質問した中で、やはりサービスの低下がかなりあると判断をいたします。そもそも今回の措置は、病院建て替えに伴い障害になる建物を新たな場所に移すというものであり、決して利用者の減などによる業務の見直しではありません。サービスを著しく低下しなければそれでいいんだという感覚でなく、これまでのサービスを守るという立場を堅持すべきだと思います。この問題はいかがでしょうか。

次に、再質問の冒頭でも申し上げましたけれども、いわゆる開設準備が円滑に進捗しているものもありますけれども、この問題についての再質問をいたします。来年の1月4日業務の開始に向けまして、関係課や職員組合と調整を行っており、また病院の建て替えの説明会の中でも、地元に代替措置について説明されており順調に進んでいるとのことで、まずは心配がないようであります。そこで、庁外、いわゆる地域の方々や自治会等の説明会はどの地域までされているのか。また、その説明会で市民要望にどうこたえ、実現に向けての努力をされてきたのか、これについての再質問をさせていただきます。

次に、職員の配置についての再質問をいたします。最少の費用で最大のサービス、このことは理解できます。また、業務量に見合った職員が配置されることも理解ができます。ですから、業務の一部がカットされれば、配置職員が減ることも当然であります。

しかし、今回の措置は先ほども触れましたけれども、あくまでも病院建設に伴う用地確保のため支所を他に移すものであって、この機会を利用して業務の一部を減らし配置職員を減らすという便乗的業務切り捨てには、納得が私はできません。カットした業務をもとに戻してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、市民の利便性から設置箇所の特性を生かした業務時間の設定ができないかについての再質問であります。時代の趨勢で市役所も土曜日閉庁となり、勤め人にとっては役所を利用しづらくなりました。そんなとき、休暇をとらずとも仕事の行き帰りに必要なものがとれる、こんな利便性に富んだサービスはないと思います。他市でまねしようにもまねのできないこの特性をぜひとも生かしていただき、勤務時間窓口の繰り上げ、繰り下げの御努力をお願いしたいと思います。

次に、駐車場の確保についての再質問をいたします。御答弁では、豊田駅の北口前という場所から、駐車場の確保が難しいというふうに言われています。私は逆に思っております。北口の前だから駐車場が借りられやすいのではないでしょうか。また、本庁舎までの距離が余りないので、本庁を利用してほしいという考え方は、言葉こそやわらかいものでありますけれども、用事があるなら来なさい的感覚ではないでしょうか。いずれにしろ、駅前民間駐車場を利用する方法はいろいろあると思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

再質問の最後になりますけれども、具体的な事務内容についての再質問です。受け付け業務の具体的な取り扱いについて４点を質問しましたけれども、私の調査の不備より一部不適切なものがありました。失礼いたしました。しかし、他の３項目はすべて新たな連絡所で取り扱う予定がないとのことであります。その理由は一体何であるのか御説明をしていただきたいと思います。

また、質問した以外で支所が廃止されることにより、新しい窓口で取り扱うことのできないものがあれば、御明示していただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　槙島英紀君。

○企画部長（槙島英紀君）　再質問６点いただきました。御答弁をさせていただきます。

まず、再質問１点目でございます。サービスの低下というような内容でございますけども、あくまでも病院建設も一つの要因というか、病院建設のためにその代替業務ということで、支所そのものがほかに移るというものではございませんで、特にサービスについては若干、市民の利便性という意味では位置がずれる。豊田連絡所で行う四つの業務、そのほかについての業務は決してやめるわけではございませんで、本庁に統合する

ということでございますので、若干のたしか利便、距離等の問題がございますが、そういう意味では、サービスを低下させるということではございませんので、御理解を賜りたいと思っております。住民へのサービスというのは、行政の当然の責務でございます。しかしながら、どうしても場所の問題あるいはスペースの問題等によりまして、支所そのものが移る場所がないということの中での、最大限努力した内容でございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

それから、２点目でございます。庁外への周知といいますか、各多摩平自治会につきましては、先ほど申し上げましたように病院建て替えのところで御説明申し上げ、御理解をいただいておると理解しております。その他の地域につきましては、ここで広報を２回ほど、さらには１月にも出して３回ほど広報に掲載をしてまいりたいと考えております。それから、また必要に応じては自治会への説明、お知らせ、また、多摩平支所につきましてはお知らせ板、こういうことで、市民の方々には十分御理解を賜りますよう周知をしてまいりたい、このように考えております。

それから、３点目は職員配置の問題でございます。確かに支所８名は、業務そのものは変わらないわけでございますので、配置が５人になるということに対して３名の削減ということがございます。これにつきましては、いわゆる統合による内部努力といいますか、そういう意味で３名についてはどうしても削減をしたいということで、これも今協議中でございます。現在の豊田連絡所については、どうしてもあのスペースの中でということですから、多摩平の８名が入らないわけでございます。したがって、３名ないし４名で必要な業務をお願いして、あと本庁に統合する業務、これについては本庁市民課にも従事する職員がございますので、多摩平の業務をあわせてサービスに当たるということでは、統合の中で何とか３名の人員の削減、これをお願いして、今行革も一生懸命やっているところでございますので、そういう意味からも内部努力をせざるを得ないという考え方でございます。確かに市民の利便性は若干遠くなるということはございますけども、業務の内容についてはサービスが低下するということではございません。また、豊田連絡所については地域を設けておりませんので、豊田の南口あるいは平山の方の方々、これらの方々も利用ができるといういわば利便性、一部ですね、そういうところもございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っています。

それから、業務時間の問題でございます。これも先ほど答弁させていただいたんですが、確かに駅前という立地条件、これらを考えますと、もう少し時間延長等を含めて市民の利便を考え、サービスの向上を考える必要性というのはあるように感じております。

しかしながら、再々申し上げているように多摩平支所の代替という意味でございますので、やはり今後駅近くに、あるいはこういう連絡所的なものが必要になろうかと思います。当面の間、議員おっしゃるような内容についても、ここで十分検討するテーマであろうということで認識しております。もう少し時間をいただきながら、よりいい方向を探ってまいりたい、このように考えております。

駐車場につきましては、若干見解の相違といいますか、ございます。確かに私どもの方も１台か２台借りるところがないのかとか、そういう検討はしてまいったわけでございますが、逆にあの場所がロータリーというタクシーがあるしバスも通るという中で、車を置くところそのものは非常に困難であります。また、周辺地域についても借用する場所、こういうものも含めて検討はしてまいったわけでございます。現在の段階では、申し上げましたように、駅に通勤する方についてはバスでございますので、バスを降りてすぐという利便性があるんですが、駐車する場所そのものが非常に難しい。そんなことから、若干日野台方面あるいは旭が丘方面の方々については、お車の方は本庁に来られてもそんなに時間は変わらない。そんなことから、支所から本庁まで１キロメートルぐらいきり距離はございません。時間も５分ほどであろうといういろんな検討の中から、駐車スペースについては、開所当時についてはちょっと困難であろうという考え方でございます。

６点目でございます。受け付け業務でございます。多摩平支所の廃止に伴う代替措置としての位置づけ、くどいほど申し上げていますけども、支所の業務の一部を行うということで、支所の移転ではないことについて御理解をいただくと同時に、新しい連絡所でできないことという内容でございますが、今まで国保、年金の受け付け、それから国保の助産費、葬祭費、育児手当の支給事務、それから母子健康手帳の交付、交通災害共済の受け付けなどがございます。また、その他の業務につきましては、今後できる限り、やはり住民サービスの向上という観点から、また場所の問題を含めた利便性、こういうことの中からお願いする四つの業務、これについて当面行い、今後の課題としてどういうものができるのか、これについてはまた十分内部で検討させていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　再質問に対する御答弁いただきました。ありがとうございました。

いわゆる住民に対しますサービスに対する考え方、私と企画部長ではいわゆる見解の相違というものが見られた、こう思っております。しかし、本来ならば、代替措置の窓口を設置すること自体後ろ向きというか後退というか、そういった中で、今回、スペースの問題とか場所の問題を含めて、あそこの場所に窓口を設置したことについては、私は評価したいというふうに思っております。しかし、評価しますけれども、多摩平支所がこれまで扱ってきた業務内容が幾つかなくなっていくことに対しての不満はあります。

そこで、何点か意見といいましょうか、考え方を述べながら、最後に私の意見を述べてこの問題については閉じますけれども、一つは、庁内の話し合いといいましょうか、準備は円滑に進んでいるんですが、地元に対するいわゆる啓蒙の仕方が少し弱い、こういう感じがいたします。特に所管区域の方々、もう条例がないんですからそういうことは言えないと思いますけれども、条例があった時点の所管区域の方々、例えば日野台一丁目から五丁目、豊田の一丁目から四丁目、東豊田の三丁目、また旭が丘の一丁目から六丁目、さくら町、富士町、こういった方々には、やはり多摩平の一丁目から六丁目の方々に説明したような形の説明会というのを、やっぱり開く必要があったんではないか、こういう気がするんですね。しかし、もう時期的からいって多分無理でしょうから、先ほど部長がお答えになったように、広報で必ず今回の取り扱いについての啓蒙活動をしていただきたい。あわせまして、自治会長さんの方にも、その旨を回覧してほしいということで資料をお届けしていただいて、これが円滑に進むように御努力をしていただきたいと思います。

それから、代替窓口における窓口時間の繰り上げ、繰り下げの関係ですね。必要性については認める、こういうふうなことも今おっしゃられました。本当に先ほど申しましたけれども、他の自治体でまねしたくてもまねのできないような立地条件があるわけであります。ぜひ検討を加えていただく中でこの要望が実現できるように、市民の方から見れば、幾つかのこれまでの取扱業務がなくなったわけですから、それに見返るものを地域の方々に返してあげたい、こういう気持ちがあります。よろしくお願いします。

それから、駐車場の関係なんですね。私が駅前だからこそ駐車場が確保できるんじゃないか、こういう質問を最初させていただきました。企画総務委員会の中で江口委員の方から銀行等の駐車場を借りられるじゃないか、こういうお話もありました。また、あのそばには隼という大きな駐車場もあるわけであります。いろんな方法を講じる中で、駅前だからこそ駐車場が確保できるという条件がありますので、これについてもアクセスということで御努力をしていただきたいと思います。

幾つかあるんですけれども、次の質問の関係もありますので、私の意見を述べながらこの問題について閉じたいと思いますけども、平成９年度の日野市の事務報告書、この中に多摩平支所が取り扱ってきました業務内容が記載をされております。そのうち住民票異動届受理などが今後の代替措置機関では扱えなくなるために、本庁まで行かなくてはならないことになります。市民サービスの低下がここに見られます。しかし、さきの企画総務委員会の中で、企画部長が住民の利便を考えて他のサービスができるかどうか、スペースの問題もありますが、その中で前向きにさせていただきたい、こういう答弁をされております。この答弁を評価しながら、またこの答弁を信じながらこの質問を閉じますけれども、最後に市長の方から企画部長の答弁をフォローする力強い決意をいただいて、私の意見にかえます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　佐藤議員から、市立病院の建て替えに伴って多摩平支所が閉鎖をされ、代替の措置として豊田駅北口の連絡所というものを設けるということにつきまして、市民サービスが低下をしないようにということを、あらゆる角度から質問あるいは要望をいただいたわけであります。本当に頭の痛い問題でありますし、非常に苦しい対応を迫られているわけであります。ですが、市立病院を何とか先につくらなければいけないということの中で、そういう意味では、ある面で市民の皆さんに少し違う意味での御負担をお願いしなければいけないのかなということを素直に申し上げておきたいと思います。

ですが、今お話をいただきましたとおり決して市民サービスを低下させるんだとか、そういう意味で言っているわけではなくて、一時の代替措置として、やむを得ざる措置として、これはぜひ御理解をいただきたいというふうなスタンスでございます。さらには、準備の状況の中で住民への、地元といいますか幅広くあの多摩平支所をお使いの住民の皆さんへの配慮といいますか事前のＰＲ、認知、そういうものが不足をしているではないかということは、よく理解できるところでございますので、今、議員の御指摘にもございましたように、自治会長さん等を通じた回覧板等の連絡とか、あるいは広報を使った連絡とか、あるいはもっと別な対応ができれば、これからも鋭意検討をしてまいりたいというふうに思います。

なお、開庁時間――開所時間の延長ということでございますが、これは答弁にもございましたが、全庁的な職員の勤務体制の見直しの中で、この本庁舎等も含めていろいろ今、幅広い角度から検討を加えている最中であります。今、議員の御指摘もございま

したように、ここは駅の目の前といいますか、駅そのものといっていいところの連絡所でございますので、そういう意味では住民の要望も一番強いところであろうというふうに思いますので、できるだけ部分的にでもあるいは試験的にでも対応ができるように、私からもさらに督励をしてみたいというふうに感じた次第であります。

なお、駐車場の確保の問題等も指摘をいただいたわけでございますが、やはりこれは部長の答弁ではございませんが、車をお使いいただける方は、ちょっと足を伸ばしていただいて本庁舎へというふうなことを、やはり言わざるを得ないのかなというふうに思います。ですが、全くゼロということもいかがなものかなというふうに思いますので、その辺の可能性は探ってみたいというふうに思います。

なお、新病院ができたときに、連絡所といいますか出張所にかわるべき業務を中に入れたらどうかというふうな御指摘でございます。少し先の話になりますけれども、これにつきましては、私はむしろそういった出張所を設けるとか連絡所を設けるとかというふうなことではなくて、もし庁内が何とかコンピューターシステム、情報システムがうまいぐあいに稼働するようなことになれば、もっと違った形のもっと幅広くあらゆるところで、かなりのことができるというふうな状況が出てくるのかなというふうなことも横にらみしつつ対応を考えているところでありまして、少し先の話になりますので、これはどうなるか確約ができるわけではございませんけれども、恐らくそういった時点では、あちこちに出張所を設ける、連絡所を設けるということではない別な対応が可能になるのではないかな、こんな認識を持っているところでございます。

いずれにいたしましても、初めに申し上げましたように、病院建設という大義名分があるとはいえ、市民の皆様にこれまでよりもちょっと御負担を強いるというふうな形にならざるを得ないわけでございまして、そういう意味では、できるだけ事前の情報開示といいますか、こうなりますからよろしくというふうなことは、かなり丁寧にやっていかなければいけないというふうに感じた次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって10の１、多摩平支所廃止に伴う“代替連絡所”は市民サービスの低下とならないように！の質問を終わります。

一般質問10の２、教育費の家庭負担軽減について問うの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○８番（佐藤洋二君）　それでは、続きまして一般質問をさせていただきます。

ある保険会社の平成７年、1995年の調査によりますと、子どもが生まれて大学を卒業するまでの出産費、育児費、食費、衣服類などのいわゆる養育費は、１人平均1,900万円になるそうであります。随分費用がかかると驚きましたけれども、実はこの1,900万円の中には、子どもの教育費は入っておりませんでした。幼稚園から大学までの教育費は一体どのくらいになるのか。同保険会社の調査資料によりますと、すべて国公立に進む場合で１人約797万円、逆にすべて私立の場合だと１人約1,622万円だそうであります。つまり、子ども１人を大学まで行かせたとなりますと、教育費プラス養育費で最低でも2,700万円ぐらいかかるというわけで、子どもが２人いたら２倍、３人いたら３倍と、さらに費用がかさむわけでして、子どもの数が減る少子化現象の一因がここにもあることがうなずけます。この一般質問は教育費の家庭負担軽減について問うということですが、特に小・中学校、いわゆる義務教育について的を絞りながら行っていきたいと思います。

最初の質問であります。憲法26条の２項には、「……。義務教育は、これを無償とする。」このように規定がされております。しかし、先ほど御紹介しましたある保険会社の資料によりますと、小学校では６年間で約228万円、中学校では３年間で139万円が、それぞれ保護者の負担とされております。義務教育はこれを無償とするの精神に背いておりますけれども、教育に携わる立場としてどう感じられているか、御所見を伺いたいと思います。

次に保険会社のデータはデータでそれなりの意味を持つことになりますけれども、日野市として、日野市の義務教育にかかわる児童・生徒たちの平均的保護者の負担額について、統計があればお示しをしていただきたいと思います。

質問の３番目は、教育費の家計に占める負担の重さが、保護者にとっては脅威となっています。年々増加していくと言われている保護者負担の軽減を、どのような施策によって日野市の場合は実現をされているのかお伺いをいたします。

最後に、ことしの予算で教育費は前年度比で12.6％ふえました。このふえた予算が、間接直接保護者負担の軽減にどのように影響したか定かではありませんけれども、義務教育という性格を踏まえ、保護者負担の軽減について来年度以降どのように考えていくのかお伺いをいたします。

以上４点、よろしくお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　ただいまの教育費にかかわる趣旨の御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず最初に御質問のございました、憲法26条で言う義務教育費を無償とする条文の受けとめ方でございます。憲法26条は「……、ひとしく教育を受ける権利を有する。」として、教育を受けさせる義務を規定しています。さらに26条の２項で「……。義務教育は、これを無償とする。」とあります。この義務教育の無償の条文の解釈につきましては、国が義務教育を提供する際、有償としないこと。つまり、保護者に対して子女の普通教育を受けさせる際、その対価を徴収しないことを定めたものであります。義務教育提供に対する対価とは、授業料を意味するものと認識しております。よって、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と理解すべきという、昭和39年２月26日の最高裁判所の判例があり、東京都教育委員会としても、この同じ解釈をもって受けとめているところでございます。

次に、２点目の義務教育にかかわる児童・生徒の平均的保護者の負担の関係でございます。これからお答えいたします数字につきましては、東京都が毎年行っております父母が負担する教育費調査の中で、学校が児童・生徒から徴収する経費、そこの部分の範囲になります。したがいまして、各御家庭での負担されるもろもろの諸経費については除かれた範囲のお答えになりますので、御理解をいただきたいと思います。

その調査によりますと、小学校では１年生から６年生までの各学年ごとの教科活動費の平均徴収額が６年間で約８万549円になります。それと、小学校６年間に要する給食費が25万7,400円になります。したがいまして、両方の金額を加えますと33万7,949円という、この調査書から出てくる数字がございます。また、中学校におきましては、１年生から３年生までの各学年ごとの教科活動費、その平均徴収額を合わせますと、３年で約13万8,170円という金額でございます。それと、小学校と同様に３年の間に給食費として必要な経費が14万8,500円ございます。これを足しますと、中学校では28万6,670円というデータ上の数字がございます。

次に、３点目の保護者負担の軽減、どのような施策でという御質問でございます。種々の施策があるわけでございますが、主なものといたしましては、小学校では社会科見学でのバスの借上料、それとか副読本の資料、５年生の移動教室のバスの借上料とか、６年生の移動教室兼修学旅行における個人負担の軽減のために補助している金額などがあります。中学校では、やはり同じように副読本の経費とか修学旅行にかかわる個人経費の一部補助等ございまして、予算書の段階で、この補助がなければ父母負担になり得る

というようなものをかき集めますと、9,000万円をちょっと超えるような金額になっているところでございます。

それと、最後の４点目の教育費の関係でございますが、確かに本年度の教育費につきましては、前年度比12.6%の増という教育費に対する配慮をいただいたわけでございますが、この12.6%の要因がすべて教育環境の整備に要する経費でございます。例えば第八小学校や七小の大規模改造、耐震工事とか、それから、第六小学校の給食室の全面改修等の経費になっておりまして、今御指摘の保護者負担にかかわる部分については、前年と同じような比率になってしまうんではないかというふうに思っているところです。来年度に向けてのお話でございますが、大変状況のよい財政ではございませんが、今お話をいただきました趣旨を理解し、父母負担の軽減のために努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　それでは、再質問をいたします。再質問には教育長からも御答弁をお願いしたいというふうに思います。

最初の再質問は、いわゆる憲法26条の「……。義務教育は、これを無償とする。」この義務教育の無償の条文解釈については、昭和39年２月の同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解釈すべきであるという最高裁判決があり、日野市教育委員会もこの解釈を受けとめている、こういう御答弁でございます。昭和39年といいますと、1960年、今から35年前にもなりますが、判例というものは、ある意味では普遍性のものでなく、その時代の背景、情勢、趨勢に左右されるものであると言われております。今のような時代、例えば少子化の原因に教育費がかかり過ぎるとか、塾などを中心に児童・生徒、保護者にとって、教育環境が余りにも変化し過ぎている中で、果たして34年前のような判決判例が今日でも適用されるのか、あるいはそうした判決が再び出されるのかどうか注目に値しますけれども、このことに対して教育長にお伺いをいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　ただいまお尋ねがありました義務教育は無償であるということにつきましての、無償とは授業料は取らないという最高裁判決、三十数年前の判決について、現在、この問題をどう考えるかというお話でありますが、このお話の中の反省として受けとめますことは、授業料は取らない。しかしながら、受益者負担ということで、子どもたちが直接教育活動にかかわるものの中で、授業料ではないけれども学校の

教育活動をいかに楽しく有意義にするためにということで、いろいろと副教材等々の工夫の中で学校がその費用を集め、その副教材をもとに授業を大きく展開をしていることへのある意味の反省は、大きく考えなければならないかというふうに思っております。

すなわち、現在、教育課程の編成につきましては選択授業とか総合学習とか、それから生活科とかいろいろ大きく教科を広げた授業が展開されておりまして、それぞれに使う教材も多様化されております。その中で、それぞれ教材を使うわけでありまして、それにはそれなりの費用がかかる。それを授業料は取らない。しかしながら、受益者負担であるからといって無制限に取ることも、また大きな課題ではなかろうかというふうに思っております。

国は国として、この39年２月の判例をもとに授業料を取らないことは無償であるという前提を持つことは、ある意味では当然とはしながらも、地方自治である市区町村におきましては、この問題をどのように補助していくかということは、今後のこの少子化時代の、特に少ない子どもたちをいかに大事に育てていくかということの教育行政の中では、大いに今後考えていかなきゃいけない問題ではなかろうかというふうに認識をしております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　時間が余りありませんので、先を急ぐということで次の質問に入ります。

これは学校教育部長にお願いしたいんですけれども、いわゆる最高裁判決の授業料の不徴収の意味でありますけれども、授業料とはどのようなものであるのか。具体的に学校での授業とそれから修学旅行で、例えば京都、奈良に神社仏閣を見に行く、こういうことでわかりやすく御説明をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　わかりやすくというお話でございますが、大変この問題については難しいというふうに考えております。逐条解説等の説明によりますと、授業料という形の法的性格につきましては、公立学校については学校の営造物、いわゆる公の施設、公の施設の使用に対して徴収される使用料というような見解が出されております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　　できればわかりやすくということでお願いしたんですけれども、（笑声）ちょっとうまく理解できませんので、もう少しそしゃくをしてお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　　大変失礼いたしました。

いわゆる簡略に申しますと、公的な解釈からいきますと、公立学校における授業料とは、そのもの学校自体を使う、そういうための使用料ですね、それを指していますから、公立学校の学校を使う段階で、児童・生徒さんからはその使用料を取っていないというふうな解釈です。

それと、もう１点ちょっと修学旅行との絡みでございますが、授業料と京都、奈良へというような対峙のお話をされてございます。この件につきましては、東京都の教育委員会で公立学校の学校運営標準というものの基準を押さえ込んであります。この中では、利益が個人に還元するものという形の中で、保護者負担になる。その項目の中には遠足、社会見学、移動教室、修学旅行の参加に伴う旅費的経費及び入場料、こういうような区分けをされているわけでございます。（「余計わからなくなった」と呼ぶ者あり）（笑声）

○副議長（竹ノ上武俊君）　　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　　わかりました。はい、結構です。（「京都、奈良以外はいいのかどうか、悪いのか」と呼ぶ者あり）（笑声）それでは、22分ということで先もありませんので進めたいと思います。

義務教育課程の子どもを持つ知人たちから、教材費、クラブ活動費、学校給食費等々、教育にお金がかかり過ぎるという声をよく聞きます。そこで、今、学校教育部長がお答えになりました利益が児童・生徒に還元される性質のものとされている受益者負担額、この負担額の１人当たりの額を見ますと、小学校では、例の最高裁判決が出された３年後の昭和42年、1967年の8,915円であったものが、平成７年度の1995年には４万8,050円で、約5.5倍になっております。また、中学校では1967年の6,921円が1995年には７万7,526円、実に11.2倍になっておりまして、保護者の方々のおっしゃる教育費にお金がかかるという声が理解できます。教育費とは教育と社会との橋渡しをするものと言われておりますけれども、それにしても、高い渡し賃と言わざるを得ませんけれども、このことについてどうお考えになっているか、教育長に御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　小学校で5.5倍、そして、中学校で11.2倍の差が出てきているというお話がありますが、もちろん物価上昇の問題もあろうかと思いますが、この解決の問題の一つとしましては、実は、この39年の授業料無償の問題が出た前後に、この問題が大きく義務教育の中でとらえられまして、日野市の歴史を見ましても、日野市として学校運営標準というのをいち早く研究に取り組まれまして、日野市としての学校運営標準をつくられて、それをもとに、日野市としての学校に対する補助の制度を大きく展開したという歴史がございます。この5.5倍、そして11.2倍の問題をどう考えるかの一つの解決策として、改めて現在ある学校運営標準の問題につきまして、現在、東京都の運営標準がありますが、この問題に対していかに改正をかける努力をしていくかということが、一つの解決策にもなるんではなかろうかと思うことが１点。それと、先ほど申し上げまして中途半端になりましたが、各学校における教育課程の工夫を、改めてもう一度考えてみるということも大きな課題になろうかと、かように思っております。

それにしましても、議員御指摘のように教育にかかる費用がいかにかかるかということの御指摘でありますので、今後ともこの問題については大いに検討し、義務教育下における学校の費用が、いかに抑えられるかという努力をしていかなきゃならないと思った次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　いわゆる受益者負担額が非常に高いということで、教育にお金がかかるというそういう実感を保護者の方々が持っていらっしゃるわけですね。後ほど意見の中で述べますけども、ぜひ受益者負担を低くする施策を今後、この日野市でもとっていただきたい、このことを要望いたします。

次に、先ほどの学校教育部長の御答弁の中で、日野市の義務教育にかかる児童・生徒の平均的保護者の負担額がありました。説明では、小学校では５万6,325円、中学校では９万5,560円というお話でした。私が先ほど述べました受益者負担の平均的保護者の負担は、小学校では４万8,050円、中学校では７万7,520円で、日野市は小学校では8,275円、中学校では１万8,040円も東京都の平均的負担額より多く出資していることになります。一昨年９月の定例会で市が委員会に提出した三多摩27市の教育費では、当初予算１人当たり27市で最下位であったことが判明されましたけれども、この数字を見ても、日野市の教育費の後進性がわかったような気がいたしますけれども、この問題について教育長、こちらへ来られましてまだ日が浅いんですけども、どのようにお考えになって

いるか、日野市の教育費の後進性について御所見を伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　日野市の教育長に就任させていただきまして日野市の教育をあずかる立場から、一言申し上げたいと思います。

私どもの日野市の教育につきましては、それぞれの学校の校長を初めとする教職員が全力で努力していることは、当然事実でありますが、幾つかの課題があることも、また理解をしております。その一つは、やはり大きくは建物と申しますか、学校そのものが大きく老朽化が進んでおりまして、この問題をどう解決していくかということにつきましては、大きな財政的な問題を横に抱えながら大変頭を痛めているところであります。それと同時に、教育の内容の問題につきましては、今申し上げましたように校長を初めとする教職員の努力で成果を上げているところであるという理解はしておりますが、今お話しのように、費用の問題にしましても、他の東京都の平均から比べて高いという問題をどうとらえるかということにつきましては、大至急この検討に入らなければならないと思っています。

１点は、先ほどから申しておりますように、教育課程の、すなわち教育活動の推進に当たりまして、いろいろの工夫をする余りの費用の増加があるのではなかろうかという好意的な解釈があると同時に、効率的な教育活動を行うにはどうしなければならないかという課題もあるかなというようなことも考えております。教員が個々に、自由にといいますか勝手に物を行って成果が上がるものではありません。学校全体が一丸となって校長の傘下のもとに活動を進めることそのものが、教育の成果を上げるものであろうと思いますし、それと同時に保護者の理解と協力を得てこそ成果が上がるものであろうというふうに思っております。もしこの費用の問題で、大変大きな疑問を保護者が持っているとするならば、これもまた学校とともに協議、検討の中で、学校自身がそして教育委員会が、この問題を真剣に検討しなければならないだろう、かように思っております。

それはそれといたしまして、今後、私といたしましては、学校の教職員、校長を含めました方々との協議、検討の中で今後の日野の教育を推進したい、かように思っておりますので、何とぞよろしく御協力いただければありがたいと思っています。

繰り返しますが、この費用が東京都の平均よりも高いという問題につきましては、１点では、学校との協議を重ねていくと同時に、本市における補助の問題につきましては、教育部局の中で大いに検討してみたい、かように思っております。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　就任されましてまだ１年ちょっとだと思いますけども、日野市の教育行政をよく理解されておりまして、この教育長であれば、これからの日野の教育はまず大丈夫、このように確信をいたしておるところでありますけども、（笑声）１点だけこの中で質問をさせていただきたいんですが、聞くところによりますと、小学校の非常階段で、その非常階段が使えないところがあるというお話を伺ったことがあるんですが、そういう事実はあるんでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　先ほど申し上げましたように、校舎そのものが大変年を経ておりまして、それぞれの学校が大変老朽化しているということは、先ほど申し上げましたとおりであります。実は、今のお話でどう申し上げたらということでありますが、非常階段と申しますのは、非常の場合、そこを通って避難するための階段でありますが、残念ながら何校かの学校は、現在その非常階段そのものがさびておりまして、その使用に場合によっては危ないのではないかというような状況がありまして、使用を中止しているという状況がありまして、これについては大至急対応するようにということで、現在、検討しているところであります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　わかりました。

今の教育長のお話を受けまして、来年度の予算に対します考え方を含めて市長の方からこの種の問題のお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　教育費の家庭負担、もっと軽減するべきではないかというふうな視点から、憲法の規定から説き起こしていただきまして、いろいろ改めて勉強をさせていただいたなというふうな感じを持ちますが、今、議論にもございましたが、私も実はＰＴＡの協議会だったと思うんですね、勉強会のときに資料を市長にというので渡されまして、そのときに見事な資料がございまして、市民１人当たりの教育費27市の最下位はどこでしょう、日野市ですと、こういうふうに書いてあるわけですね。それを見まして、ああそうですか、私も一生懸命これから頑張りますよというふうなお話を、その資料を見せられながらごあいさつをしたようなことを思い出します。

そういう意味で、私は今年度の予算を組むときに、教育費についてはかなり意識をして取り組んだつもりでございまして、ある面では、前年と比べれば、教育費を伸ばすと

いうような形がとれたかなというふうに思っています。なかなか財政厳しい中ではありますけれども、今、議員御指摘のとおり、この義務教育に対して、国・都はもとより基礎自治体である市が、かなり一生懸命取り組んでいかなければいけないし、それぞれの親御さんの御負担が余り多くならないような施策を一生懸命考えていかなければいけないということは、重々理解できるところでございますので、ただいまの議論も踏まえ、あるいは憲法の規定も踏まえ、日野市の教育がより充実をするように、行政としても予算の配当の面でより一層考えていきたい、このようにお答え申し上げたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐藤洋二君。

○８番（佐藤洋二君）　それでは、意見を述べまして私の一般質問を終わります。

保護者負担の軽減の施策として、当市でも小学校・中学校で移動教室、修学旅行、副読本等々で図られていることがわかりました。しかし、保護者の方々にとって、そういう軽減策がとられているにもかかわらず教育費に対し不満があるのは、日野市の補助率が低いからであります。そのためにも、東京都の１人当たりの保護者の平均的負担額に一歩でも近づけるよう、そういう施策を確立しなければなりません。保護者の負担がさらに軽減できるよう、来年度予算に積極的に盛り込んでいただけることを要望し、意見とします。

これをもって一般質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって10の２、教育費の家庭負担軽減について問うの質問を終わります。

一般質問11の１、保育園に入りたくても入れない「保留児」「待機児」解消策を早急に策定せよ！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（田原　茂君）　それでは、佐藤議員の後を受けまして、続きまして一般質問をさせていただきたいと思います。

近年、我が国の合計特殊出生率は急速に低下し、人口を長期的に維持するために必要な水準を大幅に下回る状況となっております。我が国は、いまだ人類が経験したことのない少子高齢社会をかなり早いスピードで迎えようとしているのであります。少子化の要因としては、女性の高学歴化や生活意識、価値観が多様化する中で、子育てに対する支援体制が十分ではないこと、住宅事情の厳しさが増していること等も指摘されているところであります。少子化という現象に対して、行政としてできるところは万全を尽くして、少しでも少子化への歯どめをかけられる、そのような努力をしていかなければな

らないと強く思うところであります。私は、これまで何回となくこの問題を取り上げ、よりよい子育て支援体制をつくるべく市の姿勢をただしてまいりました。今回は、少し角度を変えてこの問題を取り上げさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたしたいと思います。

平成４年度に育児休業法が施行され、平成７年度に育児休業手当の支給が開始されたことなどにより、労働環境が整備され働き続ける女性がふえてきたこと、また女性の就業形態が多様化してきたことなどから、保育園への入所希望者はふえているのが現実であります。そして、保育園へ入りたくても入れない、いわゆる保留児、待機児が全国的にふえているのであります。我が日野市でも、決して例外ではないと思います。

そこで、まず第１点目にお聞きしたいのは、保育園へ入りたくても入れない、いわゆる保留児、待機児の過去５年間の推移はどうか。３歳未満児と３歳以上児に分けて教えていただければと思います。さらに、地域的にはどこら辺が一番ふえているのか、この点も大まかで結構ですから、わかれば教えていただきたいと思います。第２点目は、今後の推移はどのように把握されているのでしょうか。第３点目は、以上のような状況を踏まえて、担当部局としてどのように保留児、待機児の解消策を図っていこうとなさっているのか、その解消策を教えていただきたいと思います。

以上、３点からお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　３点の御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、保留児の推移という問題でございます。さまざまな要因によって少子化が進行する一方で、女性の社会進出や経済的理由などにより、希望する保育園に入りたいが入れない、いわゆる待機児が増加しております。本年４月１日現在の待機児は、３歳未満児で118人、３歳以上児で41人、合計いたしますと159人となっております。日野市における待機児の状況でございますけれども、４年前と比べますと、ゼロ歳児は30人、１歳児は43人、２歳児が19人、３歳未満児を合計いたしますと92人ふえております。また、３歳以上児は合計で36人ふえております。それから、地域的にはという御質問でございますけれども、地域的に見てまいりますと、旭が丘地区、多摩平地区、甲州街道沿いに今、待機児が多いような現状にございます。

この待機児の中には、保育室や家庭福祉員の施設に入所していながら認可保育園を希望している方も含まれております。それから、子どもが保育園に入れたら母親がパート

に出るという場合も含まれている、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

それから、２点目の今後の予測ということでございますけれども、今日の少子化の進行が大きな社会問題として取り上げられて、この課題での対応が急務となっております。この対策の一つとしては、保育園の充実が挙げられるわけでございますけれども、今後も今日の児童の入所理由等以外に、子育て支援策としての保育園の期待がふえてくるものと考えております。

それから、３点目の一番大切だと思いますが、保留児等の解決策といいますか、今後の対策ということでございますけれども、保育園への低年齢児の入所希望が年々ふえている状況の中で、この対策の一つとして、定数の変更は伴わない措置ではありますけれども、施設改修などを行いながら年齢別入所枠を変更するなどして、低年齢児枠を平成６年から本年当初までに33人増員をして対応してきたところでございます。また、来年度に向けて国や都の規制緩和措置も活用しながら、民間保育園において30人ほどの入所枠をふやすことで、現在、協議中でございます。特に低年齢児の枠がきついわけでございますが、今後も民間保育園の理解を得ながら、一層入所枠の拡大に向けて努力をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

やはり、我が市でも御多分に漏れず年々、保留児がふえ続けている実態が明らかになったところであります。また、当然、今後も広い意味での子育て支援策としてのニーズも含めてふえ続けていくでありましょうというような御答弁でございました。また、市の解消策としての、今のお考えをお話をしていただいたわけであります。しかし、先ほどの保育園の保留児の推移の中でもありましたごとく、今、平成10年度においては159人、いわゆる３歳未満児と３歳以上児を合わせて159人の方々が待機をされているという状態が、４月１日現在であったというような状況も、過去５年間の推移の中でのお話の中でありました。

こういうふうな状況を見てみますと、今伺ったこの市としての解消策、これはやはりだれが見ても少し甘いのではないかというような状況ではないかと、指摘をざるを得ないわけでございます。やはり、この辺で日野市としても抜本的な解消策というものを、私は認可保育園と無認可保育園という大きな枠できちっと縦分けをしながら、それぞれの役割分担というものもきちっと位置づけをした中で、例えば無認可保育園はここのと

ころを強く受け持っていただくとか、または認可保育園、民間も公立も含めてこれだけはやっていくんだというような、そういう一つの日野市としての抜本的な解消策というものを、例えば５カ年計画ぐらいで緊急保育計画というようなものを、私はつくっていく時期にもう来ているのではないかということを強く訴えるものでございます。このような抜本的な解消策を含めたもろもろの施策も今、検討されているようでありますが、それをさらに一歩進めた形でのきちっとした計画というものを、緊急保育計画というようなものをつくっていっていただきたいというような要望をさせていただくわけですが、このようなことについて、日野市としてはどういうようなお考えでいるのか。そして、この検討の中で今まで懸案事項でありました延長保育についても、現状どのように進んでいるのかもあわせて教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　認可保育園と無認可保育園の役割と、または緊急の計画が必要ではないかという御指摘をいただくわけでございますけれども、現在、市内の認可保育園は公民合わせて19園ありまして、入所児童数は1,776人でございます。これは４月１日現在でございます。一方、認可外保育施設、通称、無認可と言われておりますけれども、入所児童数は保育室が４室、それから家庭福祉員が６名でございまして、合計85人となっております。しかし、認可外保育施設の入所児童が認可保育園への転園を希望するなど、両施設の役割が整合されていないのが現状でございます。このことは、保護者負担の違いなども背景にあると考えておりますが、今後、それぞれの役割を明確にしていかなければならないとは考えております。現在、日野市保健福祉計画の見直しのために外部委員を含めた児童・母子の専門委員会を設置しておりまして、日野市のエンゼルプランと申しましょうか、児童、保育をあわせたところの計画の検討をしていきたい、このように考えているところでございます。緊急の５カ年計画とか、そういう計画をという御指摘でございますけれども、これら見直しの中でも十分協議していけるんではないかと、現段階では考えているところでございます。

なお、公立保育園の延長保育の問題でございますけれども、一部保育園では来年度から実施したいと考えておりまして、現在、職員組合とも鋭意協議をしている、こういう状況でございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

福祉保健計画の見直しの中で日野市版エンゼルプラン、これは私も以前、一般質問で取り上げて要望させていただいた経過がありますが、それも含めて今、検討をしている、こういうようなお話がございました。ぜひ、５カ年ということを私申し上げましたが、いろんな市を見ても、そのぐらいのスパンが大体の一般的に各市でやっている中では年数かなということで、今申し上げたわけでありますが、これらも参考にしていただいて、期間はあえて問いませんけども、そういったものを本当に検討委員会等、今、児童・母子の専門委員会を設けてやっていらっしゃるということですので、ぜひ早急にこれを肉づけをしていっていただきたいというふうに、要望させていただきたいと思います。

また、延長保育についても少し前進しているのかなというような、今、意味合いでのお話だったかなと思っております。できれば、来年あたりから実施できるような形でぜひ期待をしていますし、また市民の方々もそれを待ち望んでいるということで、ぜひこれも実現に向けてよろしくお願い申し上げたいと思っているところであります。

先ほど申し上げましたが、各市でも、やはりこの子育て支援というのは、かなり各市で今、進んできているなというのが実感ではないかなと思っているんですね。隣の立川市でも、先日ちょっと私も行っていろいろ話を聞いてきたんですがね、もうことし平成10年９月、もうじきエンゼルプランという一つのものができるという形で進んでいるというようなお話がございました。やはり子ども家庭支援計画というものをつくってやっていくというようなことが立川市でも行われていたり、また、これはちょうどきょう朝出てくるときに、読売新聞ちょっと目を通したら、多摩版に府中市でもやはり子育てを支援ということで、府中市は2002年度を目標とした子育て支援推進計画「ひとみ輝け府中子どもプラン」を策定したと。保育園児の定員を、今年度から５カ年間で339人ふやし2,968人とするほか、延長保育の完全実施、私立保育園１カ所での病気明け保育の新規実施、学童保育時間の延長などが盛り込まれているというような、こういった斬新的なもので、ちょうどきょうの新聞にも載っておりました。

そんなことを含めて、日野市もぜひここで出おくれないように、また、たまたま府中市も５カ年ということでありますので、それは一つの目安かなということも思いますが、そんなことで、ぜひこれも具体的に実施に向けてといいますかね、策定に向けて御努力をお願いをしたいというふうに申し上げておきたいと思います。

また、先ほど部長の方からもお話がありましたが、国の方でもかなりこれは規制緩和策というんですかね、いったものが出ているようであります。平成10年度で打ち出したものについては、乳児保育の一般化方針というものもあります。この方針は、乳児保育

指定保育所制度を廃止して一般化することにより、どの保育所でも乳児の受け入れが可能となるよう、乳児の保母定数の改善を図ろうとしたものであります。また、保育所における短時間勤務の保母の導入なども打ち出されております。このような規制緩和策なども積極的に活用していただきながら、ゼロ歳児保育へも拡大できればなというようなことも、お願いをしておきたいなと思っています。

次に、民間の保育園の誘導策についてお伺いしたいと思います。これは提案も含めですが、民間の活力導入という観点から御質問いたしますが、市有地の無償貸与制度を設けたり、土地を借りる場合には、借地料助成制度あるいは設計費助成制度、建設費償還金助成制度等、これは日野市に今、即当てはまるかどうかというのはちょっと別問題として、一般論でこういった一つの誘導策というものがあるということでの御紹介方々、日野市に当てはまる部分があればということで、こういったものを含めての民間誘導策、こういったものも積極的に私は取り入れてもいいのではないかというふうに思っているんですが、この民間保育園の誘導策についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　民間保育園等の誘導策についてという御質問でございますが、さきにも申し上げましたように、待機児童の解消は大きな問題でありまして、この解決のためには、民間保育園園長会などの協力を得ながら、新たな保育園の誘導策と申しましょうか、誘致に努力していかなければいけない、このように思います。

残念ながら、日野市には今、福祉法人等の助成はあるわけですけれども、用地の問題、または今お話にありました設計の補助であるとか、それらのものは特に現時点ではないわけでございますが、国や東京都の補助制度なども考慮しながら、どのような対応ができるか、市としてどういうような援助をしていけるのか、それらを含めて検討していきたい、このように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

検討していただけるということでございますので、あらゆる工夫をしながらあらゆる可能性を探っていくという意味で、こういったものも考慮していただければと、こういう意味で申し上げました。また、大きい民間の保育園でも日野市に進出をしたいというようなところもあるやにも聞いておりますので、そういったところが、ある程度日野市のためになるという意味で参入していただけるんであれば、これも結構なことだろうと。そういったものを誘導する意味での誘導策という意味では、私は、これも考えるに、か

なり有効かなというような観点から検討をお願いしたいと思っております。

次に、厚生省では全国的な待機児童、保留児童解消のために分園方式というものを新たに導入し、補助金等で支援する方針を打ち出しております。分園方式というのは、公立・民間を問わず、認可保育園において30人未満を条件として、通常の交通手段で30分以内の距離において２カ所まで増築の扱いとして認め、補助金の対象とするというものであります。また、嘱託員及び調理員については、分園には置く必要はないというものであり、乳児を対象とする場合には園庭など要らず、団地の一室でも始められるという制度であります。このような分園方式、ある意味では画期的な制度だろうとも思えるのです。それこそ団地の一室をお借りするとか、学校の空き教室を利用するとかいろいろと活用することが可能であろうと思うのでございます。

この分園方式、当然御承知おきいただいていると思うんですが、この分園方式という一つの大きな国の施策として恐らく話が来ていると思うんですね。こういったものについて、日野市としてはどういうふうな展開をなさろうとしているのかをお聞かせいただければと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　分園方式についての御質問ですが、るる解説もしていただきましたけれども、ちょっとダブるところがあろうかと思いますが、都市部等における待機児童の解消などに対応するために、児童福祉法の規定に基づく保育所に分園を設置することが、本年からできるようになりました。分園の設置及び経営主体は、本体となる保育所を設置、経営する地方公共団体、または社会福祉法人等であります。１分園の規模は30人未満で、職員につきましては、常勤２名以上の保母の配置が義務づけられております。また、中心保育所と分園との距離につきましては、通常の交通手段により30分以内の距離を目安とされております。厚生省としても、当面、モデル的に実施をすることとしております。この中にも、例えばゼロ歳児であれば５平米以上なければいけないとか、１歳児は3.3平米であるとか、そういう面積的な条件もございますので、保育の質を下げないと申しましょうか、狭いところに子どもを押し込んではいけないというような条件もございますし、るるの規定はあるわけでございますけれども、現在、市内の民間保育園でも分園の導入について検討しているところでございますので、いろいろ勉強しなきゃいけないところはありますけれども、推進をしていきたい、このように思っています。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　　ありがとうございました。

ぜひ推進をしていきたいということでございますので、有効に展開ができるように、さらに研究、またこの運営方式というものが具体化になればなという角度でお願いをしておきたいと思います。

次に、これに関連もするんですが、幼稚園の空き教室は利用できないかという観点で質問させていただきます。国の方でも幼稚園、保育所の施設共用化指針というものが、平成10年３月10日に文部省、厚生省の連名で出されました。それによると、近年における少子化の進行、共働き家庭の一般化などに伴う保育ニーズの多様化等を背景として、幼稚園と保育所の施設運営の共用化、職員の兼務などについて、地域の実情に応じて弾力的な運用を図ることを目的とするというような内容になっております。

日野市においても、平成10年度において、日野市立幼稚園の３園で、合わせて四つの教室が余裕教室となっております。また、私の調査によりますと、職員においても保母さんが158人いらっしゃる中で、幼稚園教諭の資格を持っている職員が94人いらっしゃいます。つまり、保母の半分以上の方々が両方の資格を持っているということであります。また、逆に幼稚園教諭32人中、18人が保母の資格を持っているということがわかりました。つまり、幼稚園教諭の半分以上が、これまた両方の資格を持っているということがわかりました。ということは、かなり柔軟に職員の配置もできるということであります。日野市のように、公立幼稚園が七つもあるなどという市は、むしろ珍しいのであって、今後ますます幼稚園への入園数は、公立に限っていえば、逆に減っていく状況を考えたときに、余裕教室もさらにふえていくでありましょう。

ならば、この状態を積極的に利用していくという意味において、幼稚園の余裕教室の保育室への転用というものに、現実の問題、課題として取り組んでいくべきであろうと思うわけであります。まして、国の方も指針まで出すぐらいに柔軟になってきており、その他、乳児保育の一般化や短時間勤務の保母の導入、先ほどの分園方式等々、規制緩和策を打ち出している折でもありますので、ぜひ真剣に考えていただきたいと思うわけでございますが、この点はいかがお考えでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　　幼稚園の空き教室の活用等に絡んで、双方の保母または幼稚園教諭も両方の資格を持っているからというようなことの御発言でございますが、合同保育といいますかね、そういうような形のものについてはいろいろ論議した時点もありますし、なかなか方向づけができていないところですけれども、御案内のとおり、

幼稚園については４、５歳児を今、預かっているわけでございます。我々、保育の方で今、待機児で困っているのはゼロ、１、２歳児でございます。要するに低年齢児が最重要課題というところでございまして、その辺のところも整理をしていかなければいけないのかな、こんなふうに思います。

しかしながら、幼稚園の空き教室があるという前提で、多少整理することによっては、一時的に分園として使える可能性もあるというふうに思います。しかし、先ほど申し上げましたけれども、例えばゼロ歳児を３人、１歳児を５人、２歳児を６人ぐらい、14人ぐらい、30人未満でございますので、半分ぐらいの定数にしたとしても、それぞれの保育室、またはトイレ、沐浴、調乳室等があるわけですけど、100平米ぐらいの面積が必要になるわけですね。そうしますと、幼稚園の１部屋、約50平米ぐらいだと思いますけども、２教室を使わないと、その14名の子どもたちを保育できない、こんなような状況にもなろうかと思います。

今後、いろいろ教育委員会とも協議して、施設の活用が図れればそういうことも視野に入れて考えていきたい、このように思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

いろいろと具体的になっていくと難しい面もあろうかと、それはもう重々承知の上なんですが、しかし、この幼稚園の空き教室の活用ということは、ある意味では、日野市の公立幼稚園が七つもあるという特色を生かした施策になろうかと思うのであります。ぜひ今後、福祉保健部と教育委員会が連携して、実質的な検討に入っていただきたいことを強くお願いをしておきたいと思っております。

ちなみに冒頭の質問の答弁にもあったように、甲州街道沿いが保育園の申し込みの中でふえている地域、こういうようなお話がございました。先ほどの御答弁の中にもあったごとく、空き教室があったとしても２教室なければ、なかなか難しいということでありました。たまたま甲州街道沿いがいっぱいふえているということでは、第三幼稚園が実は２教室余っているんですね。ですから、足りないということになれば、ちょうど甲州街道沿いがふえているんだったら、第三幼稚園の２教室、100平米だという、単純にはそんな方向にもなろうかなと。また、地域の方々もこういったことをもし知ってくれば、これ使ったらどうだと。（「何言ってる。他の地域じゃないよ」と呼ぶ者あり）まあ地域でいろいろあるんでしょうけどね。

具体的なそういう単純な発想も、これはある意味では立つわけであります。ですから、

そんな意味での取り組みをぜひお願いをしたいなというふうに思っているところであります。これは、幾つかの自治体でも既に実施に移しております。横浜市保土ヶ谷区にある私立初音ケ丘幼稚園の隣接地に昨年の９月、ピッコリーノという愛称の保育施設ができました。同園では、ここを拠点に午前７時30分から午後６時30分までの長時間保育をスタートさせました。定員は３歳以上の園児が20人、ゼロから２歳児までが20人となっております。３歳以上は、まず幼稚園が始まる午前９時まで預かり、幼稚園が終わった後も保護者が迎えに来るまで再び預かるというような方針をとっているそうであります。ゼロから２歳児は保育所と同じようにスタッフが終日世話をするというものであります。子どもたちが遊ぶ園庭やプール、教室などは幼稚園の施設を借りる形をとっております。横浜市では、このような幼稚園の施設を共用しての保育室が、このほかに３カ所あると伺っております。

さらに、世田谷区でもこの横浜市の実例を参考にして、平成10年度より幼稚園の空き教室などを利用して、低年齢児を対象とした保育室を運営していくようになっているようであります。

このように、既に幼稚園の保育室への転用、共用化を実現、実施している自治体も出てきておりますので、どうかこのような先進市なども参考にしていただきながら、具体化へ向け力強く動き出してほしいと、強く要望しておきたいと思います。

最後に、無認可保育室への市の支援について伺います。まず初めに、現行、どのような支援が行われているのかを明らかにしていただきたいと思います。特に近隣市の状況もあわせて教えていただければと思いますが、よろしくお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　無認可保育園の支援の問題でございますけれども、現在、保育室には３歳未満児について、１人当たり月額５万3,000円の委託料をお支払いしております。そのほか、３歳以上児の委託料、職員の期末手当、それから消耗品、暖房費、保険料等を委託料として支払っております。そのようになっておりますけれども、保育室の運営は大変厳しいというふうに聞いております。他市の状況ということなんですが、特に市によってはこの委託料に差があるというのが現状でございまして、個々の他市の幾らかというのは、大変申しわけございませんけれども、今つかんでおりません。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

日野市の援助の金額は、今、発表していただきたましたけども、近隣市ということで、

私も私なりに持っているんですが、日野市は決して高い方ではないというのは、恐らく認識をされているかなと思っております。近隣市に比べて、むしろ低いというのが現状であります。多摩市では、今までも多摩市は日野市よりはよかったんですが、平成９年から10年にかけて、かなりまたアップしたというようなこともありまして、非常に今、格差が出ているなと。あるいは立川市、国立市、これらは日野市より高いというのが現実であります。

このような状況の中で、私も先日、ある無認可保育園に行っていろいろと現状を園長先生より伺ってまいりました。認可保育園へ入れなかった乳幼児を預かって、ある意味では市民ニーズの肩代わりをさせていただいている割には、市の援助は余りにも低いということであります。保母の給料にしても、認可保育園の保母の半分ぐらいしか払われていないというようなことであります。このまま続けていけるのかどうか不安でいっぱいですというようなお話でございました。そこで、市の今後の無認可保育園への支援はどう考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

平成12年には、都の補助金の基準が改められ、３歳未満児のみに限定して支給されるようになると聞いております。現行は、３歳、４歳とか４歳以上も出ているわけでありますね。ところが、３歳未満児にのみ限定をされるというような方向であると聞いております。市もそれに右に倣えで３歳未満児にしか支給しなくなるのかどうか。また、都は今までの３分の２補助から２分の１補助に、制度を変えていくようであります。その際、現行の３分の２の都の補助金よりも市の補助金の方が低い場合には、市の補助金に金額を合わせる形で都補助が決定されるようであります。したがって、市の補助金も単価アップをしませんと、都の補助金も減額をされてしまうという、そういう状況だということも聞いております。

そのような点も踏まえて、今後の支援のあり方をどうお考えになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　無認可保育室等の支援、これからの支援の方法といいましょうか、のいろいろ御意見でございますが、確かに市からの支援がもう毎年若干はアップしているんですけども、そう大きな額の改正はしておりませんので、かなり厳しいということは、担当部署もよく承知しております。ちなみに各保育室でいただく保育料についても、要綱では３万円を一つの基準として定めてあるわけでございますけれども、るる調べてみますと、例えば５カ月未満児を預かる場合には、かなりの上乗せをし

て保育サービス料に応じてお金をいただいている保育室もあるようでございます。これらをある程度標準に抑えて――抑えていくというと失礼ですけれども――ある程度一定額に抑えて保護者の負担を軽減していくという意味からも、市の支援策をある程度充実していかなきゃいけない、このようには常々思っているところでございます。

今、ちょっとお話にもございましたが、平成12年に都の制度の改正が予定されております。これを十分見極めた中で、委託料の改正についても検討していかなければいけない、検討していきたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

そうしますと、別に市としてはまだ3歳未満児のみにという都のあらあらの方針というものは恐らく出ていると思うんですが、これに右に倣えということは今、決めていないんだと、こういうふうにとらえていいんでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　はい、そのように考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　そうですか、わかりました。ありがとうございました。

この問題は非常に微妙なというか、東京都はもう一律的に3歳未満児のみの対策として、それを無認可に全部というとオーバーですが、集めるんだというような意味合いらしくて、それで無認可のみに絞って補助金を出していると。それは必然的に3歳未満児だけを扱うような状況になっていくというような誘導策を含めて、恐らく考えているのではないかなというふうにも思っているんですね。しかし、先日、ある保育園の園長さんに伺ったところ、そこは5歳まで見ているというんですね。やはり3歳未満児というのと5歳までやっているというのでは、当然、人気が違ってくる。当然、保護者からすれば、3歳未満児となるとどうしても3歳で転園しなければならない。そうすると、どうしてもある意味では5歳児まで見ていただけるというところに、当然人気が出てくる。そんな意味を含めて、ある意味では無認可保育園はもう3歳未満児なんだということで、かなりこれは統一されて、また、それが無認可でもよしとすればそれでいいと思うんですが、しかし、無認可保育園からすれば、やはり弾力的に運営をしていかないと生き残れないというんですね。そういう切実な、やっぱり声があるんですね。

ですから、これを東京都で3歳未満児は無認可でという方針というのを一律やってい

ただくと非常に困る、こういうようなお話がありました。それは全部の園かどうかわかりません。少なくとも一つの園ではそういうふうにおっしゃっていました。ですから、これについてはまだ決定されていないということでもありますので、具体的に各園の関係者にしっかりと意見を聞いた上で、その補助の方法というんでしょうかね、対象というものを見極めていただきたい、このことを強くお願いをしておきたいと思っております。

また、今、恐らく担当部局の方に、無認可保育園の方々がある意味では初めてと言っていいぐらいに、やっとというか、今まではもうお上のやることだから間違いないだろうというそういう意味合いで、ほとんど口出しというか要望もしてこなかったという状況の中で、初めてこの無認可の方々がまとまって市に要望なり相談なりに行ったというふうに伺っております。その中で、現状、無認可保育園がこれだけ厳しいんですよというような形でのお話をしたところ、運営実態としての資料を持ってきなさいというので、今、いろいろな資料を提出させているというか、提出をしているというふうにも伺っています。そんな中で、今、担当部局が実質的にどのぐらい運営が厳しいのかということを見極めているんではないかなと思っております。

ですから、それは単なるポーズに終わるのではなくして、その実態をまず資料が出てきているわけですから、ある程度計数的に厳しいということがわかると思うんですね。それに基づいて、補助金の額についても実質的にそれを賄えるぐらいのアップというんでしょうかね、いったものを実質的に考えていってほしい、単なるこれは資料集めのポーズに終わるようなことがあっては、ますます無認可保育園の方々は失望していきます。そういった意味での信頼関係を今後ともいい意味での信頼関係、いい関係を保っていくためにも、こういったものをきちっとこたえていっていただきたい、このことを強くお願いをしておきたいというふうに思っているところであります。

これは再質問という形になるんでしょうか。最後に１点だけ、これに関連して質問いたしますが、運営が非常に厳しい無認可保育園において、また一番の懸案事項というのは定員割れの問題であります。無認可保育園はどうしても滑りどめ的な要素がありますから、入園希望があっても、最終的に認可保育園に入れれば当然、無認可保育園の方はキャンセルになるわけであります。そのようなことで、最終的に定員割れになる可能性が高いわけであります。その都度、職員にやめていただくわけではありませんから、運営上大変厳しくなっているわけであります。

再々にわたって多摩市の例を引いて恐縮ですが、多摩市では、以前からこの定員割れ

のための補助金として、保母１人につき月額14万6,400円という補助金が出ているようであります。日野市でも、特に規模の小さい無認可保育園については考えていく必要があるのではないかと思うわけであります。したがって、ある程度のこの保障というものを、これはやっぱりある程度考えていく必要があるのではないかという角度でのお考えはどうでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　確かに御指摘のように、保育室等は定員割れすることがございます。どちらかというと、年度の初めは希望者がなくて定員割れを起こしまして、９月、10月になりますと育休明け等の方が預ける。どうしても公立または民間の認可の保育園に預けられないというようなことから、お願いをするというケースがふえてまいりますので、年度の後半は定員いっぱいになるわけですけれども、４月から８月いっぱいぐらいまで定員割れを起こしてしまう、こういうことが多々あろうかと思います。この辺は十分承知しております。

今、その定員割れ等の関係で人件費等を保障できないのか、こういう御質問でございますけれども、総合的な支援策の中で、この項目も重要な一つのポイントとして考えていきたい、このように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

全般的な支援策の中で検討していただけるということでございますので、しっかりと検討をしていただきたいと思っております。先ほども申し上げたように、今回、ある意味では初めて無認可保育園の関係者との話し合いが持てたと聞いております。これからも市とのよりよい関係を築くためにも、皆さんの声をしっかりと受けとめていただきたいと思います。

それでは最後に、市長より保留児、待機児の緊急解消策及び広い範囲での子育て支援策という視点で、お考えをお聞かせいただければと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　田原議員からの保育園に入りたくても入れない保留児、待機児解消策を早急に策定してほしいという意味で、子育て支援策あるいは日野版エンゼルプラン、こういったものを念頭に置きながらの御指摘をいただいたわけであります。

確かに子どもさんの数がだんだん減っている中ではありますけれども、この保育園に対する要望といいますか、どこでも、これは日野市だけではございません、全国的に非

常に強いものがありまして、特に低年齢児については大いなる不足をみんな来しているという状況でございます。どこの自治体も大変困っている対応でございます。そういう中で、今、議員もいろいろな角度から御指摘をされました。５年ぐらいのスパンをとって、じっくり全体のトータルのシステムとしてもう一度見直しをしたらどうかというふうなことであります。新たな子育てのプラン、子育て支援のシステムがつくれればというふうに、私も全く同じように考えているわけでありまして、そういう意味で、近隣で議員も御指摘の立川市あるいはきょうの新聞に出ておりました府中市ですか、かなり新しい子育て支援策、新しい支援策としての方策をそろそろ具体的に計画の中に取り入れているところもございますので、その辺におくれないように頑張っていきたいというふうには思う次第であります。

一つ一つ申し上げますと、市の土地を活用して、提供してといいますかね、民間の方々にやらせるというような形で新しい保育園を誘導するといいますかね、そういうふうなことはどうかというふうなお話もございました。いっときかなりまで具体化といいますかね、したような話もあったように記憶をしているわけでありますが、何分にも市内にたくさんの民間の保育園がありあるいは無認可の保育所があり、それぞれの利害というとおかしいですけれども、考え方がなかなか一致できないというようなことがあって、ある人だけにお任せをするというような形になりますと、その方だけがいい思いをすると。すべて一緒になって民間の保育園の連合会みたいな形で、そういうものが運営できればいいねというようなことも申し上げた経緯もございますが、なかなかこれがうまくまとまらないというような、そういうこともあります。かといって、外部からぽっと入ってきて新しい、例えば大きな企業等がどんとやるというようなことをすぐ認めてもいいものかどうかという、これもまたちょっとよろしいのかなというふうな疑念もあるわけでございまして、そういう意味で考え方としては、非常にいいものでございますけれども、なかなかそれを具体化するには隘路があるなというふうなことも、今感じているところでございます。

そういう中でありますが、例えば駅前保育所でありますとか、新たに駅前等につくられるマンションとかテナントビル等々の一室をお貸しいただいて、そういうところで何かをしていくというようなことも、可能性の中にはあるのかなというふうには思っております。

いずれにいたしましても、市だけで新たに施設をつくってどうのこうのというのはなかなかできませんし、今以上にまた公立保育園をふやしていくというふうなことは、ま

ず不可能かというふうに思います。まず公立保育園の方はもう少し効率的に、ある面では住み分けというとおかしいですけども、役割分担をしっかりさせる中で有効活用を図っていきながら、待機児の多い低年齢層をできるだけ吸収をしていく方策をとりつつ、民間の皆さんにも協力を求めていくというふうな方策であろうかなというふうに思います。

また、幼稚園、保育園とのできれば幼保一元化というふうな形の中での対応であります。最近、特に幼稚園に対するいろいろな意見が出ております。今、議員も御指摘のとおり、私どもの市は公立の幼稚園を七つ持っております。で、それについてどういう対応をこれからしていくのかと。今までのように、保育園だから保育、幼稚園だから幼稚園としての教育をするというふうな形だけでいいものかどうか、もう一回そういったものを全部原点に戻してゼロにして、もう一度子育てをどう考えていくかというふうな新たなシステムづくりを、初めにお話がございました5年ぐらいのスパンの中で考えていかなければいけない、こんなふうにも思う次第であります。

多摩市の例が幾つか出ました。多摩市ではいろいろ先進的なといいますか、今の保育の状況についてきちっと対応しているではないかというようなお話がありましたけれども、一言申し上げさせていただきますと、多摩市さんの場合には公立の保育園が少ないわけでありまして、そういう意味で私どもの方はその分を公立の保育園を運営するための多額の人件費等も含め既に払っているわけでありまして、そういうことを考えれば、それも一緒にお考えをいただければありがたいなというふうに思う次第であります。

いずれにしても、この問題、これからもますます恐らくもっと低年齢児を預かってほしいという親御さんたちの希望がふえてくるというふうに思われますので、それぞれの個別の要望をよくお伺いをする中で、できるだけ一つ一つ対応ができるような方策を考えていきたい。少し時間がかかるかもしれませんけれども、長期的なスパンで新しい子育て支援のシステムをつくり上げていきたい、このようにも思う次第であります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

市長みずから細かいところまで含めて御答弁をいただきました。また、かなり前向きな御答弁をいただきました。高齢社会への対応とともに少子化対策としての子育て支援事業にも、さらに力を入れていただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって11の1、保育園に入りたくても入れない「保留児」「待機児」解消策を早急に策定せよ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時17分　休憩

午後３時54分　再開

○副議長（竹ノ上武俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の２、革新市政で遅れてしまったスポーツ行政を大きく前進させるために総合体育館を早く建設しようの通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○17番（田原　茂君）　それでは、休憩前に引き続き２問目をさせていただきます。

24年間の革新市政で停滞しまった行政運営の最たるものの一つが、スポーツ行政であります。（「そうだ」「そうだ」と呼ぶ者あり）スタンドつきの公式試合のできる野球場もない。体育館も名ばかりで、市民体育館と呼ぶのも恥ずかしい体育館の現状、テニスコートも９面しかなく、毎月１日の抽選日には長蛇の列ができるありさま、この光景が日野市のスポーツ行政の貧弱さを象徴的にあらわしております。

このような状況の中、馬場市政にかわって大変厳しい財政状況の中ではございますが、多摩平のテニスコートにナイター設備を設置したり、万願寺市民グラウンドを設置して、創意工夫の中で少しずつスポーツ行政も充実してきたのは、皆様も御存じのとおりであります。このような状況の中、市民の要望が高まっているのが、メインアリーナ等を持つ総合体育館の建設であります。革新市政では、全く進展しなかったこの総合体育館の建設も馬場市政だからできるというような期待が高まっているのであります。昨日も秋山議員より同じ質問がありましたので、重複するところは避けながら、要点を絞ってお聞きしたいと思います。

まず最初に、総事業費と財源内訳について、現時点での試算を教えていただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　ただいま御質問いただきました事業費ということでございます。私どもの方で机上の本当の概算ということで、今後、変化がございますけれども、現状の状況の中で答弁させていただきます。

総合体育館の建設にかかります総経費につきましては、まず用地買収費がかかります。敷地面積が9,600平米を考えておりますので、平米単価30万円といたしまして28億8,000

万円、基本設計費が3,300万円、実施設計費を7,600万円、建設費を平米単価56万円といたしまして55億4,400万円、合計総事業費が85億3,300万円を見込んでおります。また、この財源内訳でございますけれども、起債を起こしまして70％を見込んでおりますけれども、そうしますと起債が58億9,600万円を見ております。また、国庫補助金がつきますから、国庫補助金でございますが、これは4,000平米以上の規模のものはどんなに大きくても限度額がございまして、それが２億2,040万円、そして、残りが一般財源ということでございます。残り一般財源は24億1,660万円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

用地買収費が約30億円、建設費が設計費を含め約56億円というお話でした。また、財源的には起債約59億円、国庫補助金約２億円、一般財源が24億円かかるというお話でございました。具体的にこのような数字を伺うと、昨日の答弁のごとく、今の財政状況ではなかなか難しいものがあるというのもうなずけるわけであります。しかし、冒頭お話をしたように強い市民要望を考えると、あらゆる努力、あらゆる工夫をして、何としても市民の期待におこたえをしたいと思うわけであります。

そこで、一つのシミュレーションでございますが、先ほどの総事業費を見ましても、当然、用地買収費がかなりのウエートを占めているわけであります。そこで、再質問としてですが、用地買収費を除いた場合の財源内訳を教えていただけますか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　用地取得を除いた事業費ということになりますね。そうしますと、用地買収費がかからないわけですので、単純に先ほど申し上げました総事業費85億3,300万円から用地買収費を引きまして、56億5,300万円となります。したがって、その財源内訳も起債が用地買収費が必要なくなりますので、建物のみの起債で済むわけです。その金額が土地分を除きますので、38億8,000万円になります。で、国庫補助金は同じ２億2,040万円で、残りが一般財源15億5,260万円ということで見込んでおります。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

事業費は当然用地買収費を除いた56億円ということですが、事業費としては一般財源が約９億円浮いて15億円で済むということであります。それから、起債の償還も、これは答弁ではなかったんですが、いろいろ計算をしてもらったところ、起債の償還も４年目以降で約２億円も、これは当然安く済む、こういうような一つのシミュレーションが出ております。このように用地買収費を度外視すれば、何か希望がわいてくるような気がいたします。総合体育館建設もそんなに難しくなくなってくるんではないかなというようなことも思うわけであります。（「不可能」と呼ぶ者あり）いろんなシミュレーションというか、努力をしていくことが大事ですよ、これは。ね、一つのこれはシミュレーションですから聞いてください。まるで不可能ということを言ったら、全然進んでいかないんですから、これ。総合体育館の建設もそんなに難しいことではないのではないかというふうな気もしてくるということであります。（「そうだ、頑張れ、頑張れ」と呼ぶ者あり）

しからば、用地買収費はどうするのかといいますと、定期借地権等を活用して長期借用ができないかということであります。借地借家法の平成４年の改正によって、土地の有効活用を促進させる目的で定期借地権が設けられました。最近では、定期借地権つき住宅でかなり安く一戸建て住宅が購入できるようになったようであります。このような定期借地権を利用して国から建設予定地を借用できないかということであります。国有財産特別措置法第３条には、時価からその５割以内を減額した時価で譲渡し、または貸しつけることができるというふうに、法律にも貸しつけができるんだと明記されております。さらに、貸しつける対象施設といたしましても、同条第１項第１号に、一般の利用に供するための体育館、水泳プール、その他のスポーツ施設と、これまたきちっと明記されているのであります。

ところで、建設予定の敷地面積9,600平米のうち、純然たる大蔵省の持ち分というか、大蔵省の持っている土地としては4,000平米そこそこと聞いております。仮に5,000平米として、浅川スポーツ広場の借地料を参考にして計算すると、年間420万円から430万円ぐらいで済みます。30年間借りても１億3,000万円程度であります。したがって、将来いずれは買い取るにしても、当面借りていくことができないのかどうか、これについてはあらゆる努力を払うに値することだろうと思います。この定期借地権等を利用しての用地を借用するということについて、事務レベルではどういうふうな話し合いが行われているかお聞かせください。

○副議長（竹ノ上武俊君）　　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　今、議員さんの方からお話がございました件でございますけど、確かに総合体育館につきましては、第一桑園の跡地に敷地面積9,600平米を確保して建設する予定を持っているわけでございますけれども、用地買収費も建設計画を進める上では、相当の負担というふうになっていることは事実でございます。

そこで、今の件でございますけれども、大蔵省の方へ確認をいたしたところ、第一桑園の跡地については全面売り払いの方針決定が既になされており、今後もその方向でいくと。したがって、市の財政上の問題等で、例えば１年後かあるいは２年後に買収に応ずるということを条件に、緊急避難的に貸しつけることは可能であるけれども、20年とか30年という長期の借用を認めることはできないというような見解でございました。したがいまして、現状では建設予定地の長期借用は難しいということを認識しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　ありがとうございました。

事務レベルとしての現段階では、そういうことになるんだろうと思います。また、これは私の推測ですが、そのように大蔵省が決めたのも、バブルの全盛期というんでしょうかね、いわゆるバブルがはじける前の一つの方針ではないのかなとも思うわけであります。ですから、そのときの状況からすれば、大蔵省も買い取ってもらえるのが可能かなというような一つの考えのもとに、そういう方針を決めたんだろうかなとも思っています。ですから、現状では全く、当時買い取りと決定したというふうなお話でしたが、経済状態は全く今もうがらりさま変わりをしているわけでございますので、これは当然、大蔵省からすれば、聞きに行けばそういう言い方をするんでしょうけれども、経済状況を見たときに、決してそれはずっとそのような方針かなということは、私はないと思うんですね。

ですから、これから事務当局としてもいろんな要望というんでしょうか、そういったものもぜひしていただきたいと思うんですが、これはある意味では政治的な一つの決着というか、動きというか、そういったものも多分にあるのかなというふうにも思っております。私は、全くこれは不可能なことじゃないと思うんですね。そういった意味では、市長みずから、また助役みずから大蔵省へ出向く等の動きをすれば、決して私は不可能なことではないのではないかなと思っているところであります。

実際、大蔵省もあの桑園跡地、今現在、いわゆるただ野放しという状態で１銭も市は

払っていない。自然体験広場は予定地と違いますからね、このあくまでも体育館の予定地については、全く今、大蔵省もただ野放しです。草ぼうぼうとは言いませんけども、１銭も入ってきていない、そんな状況です。ですから、日野市も買えない、国は買ってくれと、こんな状態がずっと続いたら、１銭も入ってこずに大蔵省だってただ持っている土地をそのままほうっておく形になるわけですから、これ大蔵省だってばかじゃないですからね、日野市は買えないんだと、幾ら頑張っても買えないんだということがもう明確になれば、たとえ年間400万円だ500万円だといっても、これはやっぱりある程度歳入が見込めるということでの、私はある程度の話し合いというか、そういう可能性もあるのではないかなというふうなことも思っているわけであります。

そんな意味で、どうか市長にもこの借地が可能になるよう積極的に動いてほしと思うのでございますが、この点はいかがお考えでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　スポーツ行政を大きく前進させるために、アリーナつきの総合体育館を早くつくってほしいという意味での田原議員からの質問、要望でございますが、いろいろの可能性を探りつつ、今、一生懸命体育館がつくれるような方法はないかということで、内部でも努力をし外部にもいろいろ働きかけをしているところでございます。今、議員御指摘の定期借地権の活用ということにつきましては、これまで私どもの方では、ちょっと無理ではないかなというふうな考えを持っておったわけであります。それは、この桑園跡地、淡水区も含めてでありますが、これは国があの土地を処分をしてといいますか、筑波の方に移動をしたときがございます。そのときに、ちょっと長くなりますが、特別国有財産特別会計というものを別につくって、それに一つの資産、お金を入れ込んで、それで向こうに移動をしていったというような経緯がございまして、こういうものを考えますと、そこをまた長期借り入れというような形が果たして可能かどうかというようなことを、当初私も考えていたわけでありまして、これまでそういうお話は申し上げたことはございません。ですが、せっかくの御指摘でもございますので、可能性があるかどうか探ってはみたいというふうに思いますが、正直申し上げてかなり難しいのではないかなというふうに、あそこの場所については認識を持っているところであります。

そういう中で、前に秋山議員にもお答えの中で申し上げた経緯もございますけれども、市だけで、あるいは場所を特定してしまってどうのこうのじゃなくて、もう少しラフに、自由にフリーにいろんなことを考える中で、何とかいい体育館が市民が使えるような方

策がとれないだろうかというようなことを、いろんな角度から今検討している最中でありまして、そういう意味では、御提言の趣旨も生かしながら何とか今の財政厳しい中ではありますが、市のスポーツ行政がより推進できるような施設整備、特に総合体育館の整備については、これまでより以上に頑張っていきたい、いろいろ動いてはみたいというふうに、可能性を探ってみたいということだけは申し上げておきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

初めから全くできないというふうに決めつけてしまえば、何でもこれはできなくなってしまうんですね、そんな意味では一つの可能性として、私はこれを一つ、この本会議場という公の場で提案をしてみました。そんな意味で、今市長がおっしゃられたごとくいろんな可能性の中でいろんな民間の部門を活用するとか、いろんな部門も可能性としてはあるんでしょう。その中の一つの可能性として、これもまた一つの市民要望を実現していく、その大きな市民の声をバックに、こういったものもどうか可能性を追求をしていっていただきたい。このことを再度お願いをして、この一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これもって11の２、革新市政で遅れてしまったスポーツ行政を大きく前進させるために総合体育館を早く建設しようの質問を終わります。

一般質問12の１、環境基本計画の市民パワーを充分に尊重したまちづくりを進めよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

○14番（執印真智子君）　それでは、質問いたします。

環境基本条例の直接請求の運動が起きてから丸４年がたちました。95年の１月臨時議会で議案が提案され、その後９カ月の審議を経て、95年９月議会で修正可決になりました。昨年の10月には、市民参加による環境基本計画案づくりが始まりました。参加された市民の方々と担当の職員の皆さん、本当に御苦労さまでした。新しい試みですので、その都度話し合いを重ねる中でつくり上げられた市民の素案だと思います。現在の状況と、今後、その市民の素案がどのように扱われ、日野市の環境基本計画案となっていくのかをお尋ねいたします。これが１点目です。

２点目の質問は、今後の展開についてお伺いいたします。参加された市民は109人と伺っております。熱心な話し合いが続けられたそうですが、せっかく市民の輪ができたのですから、このつながりを大切にして、次への展開をすることが必要だと考えます。

かかわった市民の皆さんから、今後の展開についてどのような提案が出されているのかをお伺いいたします。

3点目の質問は、環境基本条例や環境基本計画づくりについての他市からの視察や問い合わせは、この間どれくらいあったのかをお伺いいたします。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　1点目の環境基本計画市民ワーキングチームの状況と今後についてでございます。

環境基本計画については、平成8年から3カ年計画で策定中で、本年度は最終年度となります。当初、庁内ワーキングチーム及び市民3名と学識経験者を含む環境基本計画検討委員会で検討を進めてまいりましたが、市民参画との考え方から、市民が直接計画策定にかかわっていくということが大切ということから、平成9年10月に市民ワーキングチームを発足いたしました。公募させていただいたところ109名という多数の方の応募があり、自主的な運営をお願いし、行政がサポートすることで素案作成作業を進めてまいりました。作業は本年5月までの予定でしたが、より完成度の高いものということで8月まで延期し、ようやく素案が完成したところです。今後、校正を行い、素案として検討委員会に検討をお願いする予定になっております。

2番目の市民ワーキングチームの今後の展開について、どのような意見が出されたかということでございます。市民ワーキングチームは8月で終了いたしました。しかし、素案策定作業にかかわった者として、計画の推進状況にも責任を持っていきたいとの話が出ております。また、素案について、11月には市民フォーラムとしてさらに広く市民の意見を反映させる機会を設定しますが、これは市民ワーキングチームのメンバーを主体とした実行委員会が主催するものです。環境に関する施策は、市民とともに進めていく必要がありますし、市民の果たす役割は大きいものがあります。今後とも市民、民間団体、事業者とのパートナーシップのもとに、環境保全を推進していきます。

3番目の他市からの問い合わせや視察の状況はという御質問でございます。環境基本条例または基本計画についての照会は、電話等を含めて40件でございます。視察は9件でございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

環境基本計画の市民の素案は今後、検討委員会で話し合われ、今度はそれが審議会に出されるとのことです。私も市民の素案を見せていただきましたけれども、かなり専門的に話し合われた部分もあるようです。中心になった市民の皆さんが、この素案について検討委員会や審議会で直接説明できるような場を設けることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、市民の方々からも、今後に向けての計画や構想が出てきているようですが、私もぜひこの力を生かしていくことが必要だというふうに考えております。日野市の環境基本計画への市民参加は、全国からも注目をされているということが視察、問い合わせ等の数でわかりました。環境基本計画にかかわった市民パワーが、今後どのように発展していくのか。これもまた、新しい試みとして注目されているのではないでしょうか。市の方にも視察や問い合わせが多いようですが、環境基本計画を考える市民の会というのがありますけれども、ここには昨年の秋、韓国の市民団体がこの市民が環境について考えるやり方についての問い合わせに来たそうです。議会も含めて日野市民がみんなでまいた種が大きく育っていることを感じています。環境基本計画づくりに参加した市民のパワーを、次に行政がどう支えていくか。これは先ほども申し上げましたけれども、他市を引っ張る前例となるはずです。

環境基本計画に参加した市民の力を尊重したまちづくりをするために、三つのことを提案をいたします。

①環境情報センターをつくり、日野市の環境に関する各種調査の数値や市民団体の調査などがいつでもだれでも手に入るようにすること。これは、私はＮＰＯが望ましいと考えています。日野市は、余裕教室などを使った環境情報センターの提供や立ち上がり資金の応援をするという役割をします。

②次は環境学校です。イメージは市民自治学園のようなもので、日野市の環境について学習できる場とします。これは、関心のある人なら年齢にかかわらず学ぶことができます。日野市が予算化し、それをＮＰＯの環境情報センターに委託するという形なども考えられると思います。これは、日野市の中に働く場や生きがいの場をつくり出すことにもなります。

③三つ目の提案は、環境学校で学んだ市民の力がまちの中で循環するようにします。環境学校を卒業した人は、環境ＮＰＯに参加するなどして、日野市内の小・中学校や高校での環境教育に講師として出かけていきます。また、企業や他市からの要請に応じて、

日野市の環境基本計画の説明に行くこともできるでしょう。図の方は、部長にお渡しをしてありますので、見ていただいていると思います。

環境基本計画に集まった市民の力を、この先ばらばらにすることなく、次のまちづくりに発展させるための提案です。ぜひ前向きな御回答をお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　市民案の説明方法についてという御質問でございます。素案は検討委員会にて検討されることになります。検討委員会に素案作成にかかわった市民も委員会で説明する機会をつくりお願いするなど、市民の方々の思いを伝える機会を十分につくるよう努力いたします。

最後の、市民ワーキングチームがどのようにまちづくりに発展していくのでしょうかという御質問だったと思います。環境情報センターにつきましては、環境基本計画の素案の中でも触れられていますが、環境学校、環境教育や環境ＮＰＯとのかかわりについては、現在、市で実施している環境講座などの環境学習に参加されている方々なども含めて、議員の御意見を加え、多くの方々と意見を交わしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

大変前向きな回答をいただきまして、これまでかかわってきた市民の力がさらに生かされていく、検討委員会や審議会で説明できるということは十分に意思の疎通ができていくだろうというふうに思います。ぜひよろしくお願いします。

最後に市長にお伺いをしますけれども、この提案というのは、こういうふうに市民が力を合わせたということは、環境だけではなくて、これから福祉の面でも教育の面でも女性問題の面でも大きく、また日野市の市民活動を膨らませていって、豊かなまちづくりにつながるだろうというふうに思っているわけなんです。今、部長の方からは大変前向きな御回答をいただいたわけですけれども、市長と環境については全く意見が違うところはないというふうに思っているんですけれども、ぜひ市長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　環境基本計画を市民の皆さんと一緒に、むしろ市民の皆さんの先導でおつくりをいただいた形でつくりかけているわけであります。この流れの中には、

平成７年でしたかね、市民版の日野まちづくりマスタープランというようなことがあって、そういうものが、この今の計画の中に脈々と流れていると私は思うわけであります。そういう意味で、前々から申し上げておりますが、環境問題についての日野市民の意識は非常に高いという認識を持っています。むしろ、行政をリードする役割を十分これまでも担ってきたし、これからも担えるであろうというふうに思っています。

そういった市民の皆さんのパワーをより生かす方向で、これからの施策を考えていきたいと思いますし、今、議員御指摘のとおり、この環境分野に限らず、他の福祉分野あるいは教育分野等々あるいは女性政策分野についても、同じような形で市民の皆さんの力を、むしろまずいただきながら、それを行政がコーディネートしながら進めていく、そんな行政運営を引き続きやっていきたいというふうに思います。ぜひ御指導をいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　御指導などというのはとんでもないですけれども、ぜひそれは市民の皆さんの知恵をいただいてやっていっていただきたいというふうに思います。前向きな回答をいただきましたので、かかわってきた市民の皆さんの力がばらばらになってしまうことなくこの問題解決が進むように、積極的に対応をお願いしたいと思います。

終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって12の１、環境基本計画の市民パワーを充分に尊重したまちづくりを進めよの質問を終わります。

一般質問12の２、多摩市の痛ましい事故から考えることの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君）　８月に多摩市でダストボックスごみ収集時の子どもさんの死亡事故がありました。起きてはいけないことが起きてしまったわけです。亡くなられたお子さんの保護者の御心中や関係者の御心中は察するに余りあるところです。日野市は、多摩市と同様ボックス方式によるごみ収集をしています。多摩市で事故が起きるまでは、よもやあの中に人が入っているなどとだれも考えはしなかったと思います。しかし、多摩市の事故の後、日野市でもオレンジボックスに人が入っていたという情報が入ってきました。日野本町五、六丁目あたりでオレンジボックスにごみを捨てに行った女性が、中に人が入っているのを見つけて仰天したという話でした。四、五年前のことのようです。どうも感じからして、多摩川のあたりで暮らしている方のような印象だったということです。これから冬に向かいますし、間違いの起きないように十分な対策を立てるこ

とが必要と思います。

質問をいたします。１点目の質問です。多摩市の事故の状況をどのように把握されたでしょうか。また、日野市として、どのような対策を立てられたのかをお伺いいたします。さらに、教育委員会への報告や情報提供、注意喚起などはされたでしょうか。

２点目の質問は、ダストボックス方式の見直しについてです。多摩市はもともと廃止の方向だったそうですし、福生市もここでボックス廃止を決定したと伺っております。これまで私はダストボックス方式のリサイクルが進まないという問題点を指摘し、ボックス廃止を提案してきています。日野市の廃棄物減量等推進審議会でもボックス廃止を打ち出しています。今後、日野市はどのように対応されるのかをお伺いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　多摩市の事故の状況把握と日野市の対応はという御質問でございます。

去る８月14日、金曜日、午後３時過ぎ、ダストボックス内に入り遊んでいたと思われる小学６年生の男子児童が遺体となって発見されました。多摩市貝取一丁目先の不燃ダストボックスからごみの収集作業中に起きたもので、収集車の圧縮板により首を傷つけられて死亡したものと、多摩中央署では断定しております。今回、この事故について、多摩市としては予見困難な事故としておりますが、二度とこうした事故が起こらないようダストボックス回収の安全対策、緊急の校長会など対策を行ったと聞いております。

日野市においても、マスコミの報道により事故を知り、事の重大さにかんがみ、翌日の８月16日、日曜日、午後３時、クリーンセンターに、委託しております収集業者全員を緊急招集いたしまして、本事故についての話し合いを行いました。その結果、収集時、ダストボックスのふたをあけ、異常がないかを確認する。収集車にごみを入れる際は、目視により異常がないか確認しながら少しずつごみを入れる。従来からの安全収集の徹底を図るの３項目について、収集作業時に慣行する旨の指示をいたしました。

また、８月17日、月曜日には、クリーンセンターの朝礼で各職員に十分伝達し、収集作業の安全確認を図るよう指示いたしました。

また、教育委員会においても８月17日の臨時小・中学校校長会で、地域における事故防止の徹底についての指導をしたとのことでございます。

２点目のボックス廃止に向けての今後の流れはということでお答えいたします。ごみ減量に関して、日野市廃棄物減量推進審議会より、1997年２月に答申をいただいており

ます。この答申の基本的なスタンスはボックス撤去であり、撤去なしに日野市のリサイクル推進とごみの減量はないとの御指摘でした。この答申に限らずさまざまな研究会や学習の場で、ごみ減量とリサイクル推進には、ボックス撤去という方向が語られております。このような状況の中、日野市ではごみ分別リサイクルを進めておりますが、やはりダストボックスが障害となっております。ダストボックス廃止には、財政的にはごみ収集車の切りかえ、収集回数の人の問題、また、昭和57年に廃止の提案があったときに中止になってしまった、そういった多くの問題をクリアしなければなりません。

また、市民の方のアンケートによりますと、７割、８割が支持をしていると。ダストボックスがあった方がいいということですね。しかし、当時の状況と今では、環境問題に対する市民の方々の考えが大分変化しておると思います。

日野市といたしましては、まずごみ減量分別リサイクルを強く推進しなければなりません。したがいまして、自治会を中心にした単位で、私たちが何度も出向き話し合いを進め、御協力をお願いすることが第一であると考えています。その中で、ダストボックスの廃止を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

早い対策を立てられているということがわかったわけですが、教育委員会の方では学校に向けて、先ほど緊急の校長会ですか、開かれたということですけれども、何かありましたらばお答えいただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　多摩市の事故を新聞報道で15日の朝に知りました。大変痛ましい事故だというふうに思ったところでございます。それで、御指摘の同じような形での収集方式を日野市はとってございます。この問題と、それと16日の第二中学校の不審火の問題もありましたものですから、17日の午後に緊急に臨時校長会を招集いたしまして、多摩市の痛ましい事故の件、そして火災の件、特に多摩市の事故については危険予知能力がやはりまだない低学年の子どもさんたちの問題でございますので、幼児・児童・生徒の安全指導をさらに徹底してほしい旨、各校長さんにお願いしたところでございます。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

全体としていろんな問題はあるけれども、ボックス収集廃止の方に動いているというお答えと、今、教育委員会からもその対策についてお話があったわけです。私も事故の後、うちのそばのボックス収集がどういうふうになっているのか２階から見ていたんですけれども、なかなか中に人が入っているかどうかというのは、最初にあけてみればわかるんだろうと思いますけれども、底がわからなかったときに、ボックスがつり上げられてからその確認をするというのは、作業する方は下に立っていましたから難しいんじゃないかなという気がいたしました。こんな形の中で、本当に起きてはならない事故ですけれども、起きてしまったんだなということを感じました。本当にお気の毒だったなというふうに思います。

こういう事故が２度３度と起きてはいけないことですから、だから、ボックス廃止というそのつながりというのも難しいとは思いますけれども、もともとそういう危険性のあるものであったということなんだろうというふうに思います。いろいろ聞くと、やっぱりボックスのそばでお子さんが遊んでいるというような話は随分聞きますので、こういうことも考慮に入れて、一日も早くボックス収集から戸別収集になるのか、またポイント収集になるのかわかりませんけれども、今の収集方式を見直していっていただきたいというふうに思います。

市民の方へ情報を伝えるということと費用の問題というのがあるんだと思いますが、市長も広報でボックス廃止については書かれていましたので、市長は時期も含めてどのように決断をされるのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　多摩市のダストボックスについての事故、大変痛ましい事故であったわけでありますが、今部長からお答え申し上げましたとおり、日野市では、早速そういったことがないように厳しい対応をお願いをしたところでありますが、それはそれとして、私は従来からダストボックスによるごみの収集システムというのは、言い方が少しきついかもしれませんが、関係するみんなが無責任でいられる、そういうごみの収集方式ではないかなというふうに思っておりました。そういう意味で、昨年いろいろ議論を呼びましたけれども広報の私の原稿の中で、早々にいずれはボックスを廃止するようにしないといけないということを書いたわけでありまして、その気持ちは全くこの事故があるなしにかかわらず変わっておりません。

できればここ２年ぐらいのうちにボックスを廃止して、戸別に分別をして回収をする

というふうなシステムで、どういう形がとれるか内部で検討してほしいという指示を既にしているところでありまして、それらを踏まえて、先般の広報の記事もそうでありますけれども、部長の答弁にもありましたように、できるだけ地域に担当者が出向いていって、これは私も含めてでありますけれども、これからのごみというのは捨てる方も責任を持って捨てていただくんですよと。で、こちらの方も責任を持って、できるだけ数多く小まめに集めていきましょう、集めに参りましょうというような形で説明をしていく、理解を求めていくということが一番基本ではないかなと。それが早く理解をいただければ、本当に2年以内のうちにはそういう方向を出していきたいという気持ちは、私は持っているところでありまして、そういう意味で今、一生懸命、担当者の方に努力をするように、あるいはまた協力をしてくださる自治会の幹部の皆さんとか地域の皆さんには、より強い協力をいただくようなシステムをお願いをしているところであります。

ぜひ、私もこのボックスの問題については、前々から何とかしたいという思いを持っておりますので、ともに早くこのボックスが廃止できるような方策を考えていただければというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

今の日野市のリサイクルの状況を見ますと、担当者の方は本当に大変だなということを、私感じているんですね。これまでの対応が余りにも遅かった。そのときかかわっていた職員の方を責めているわけじゃないんですけれども、非常にそういう意味ではおくれていたなというふうに思います。

ダストボックスのこともずっと提案してきましたときに、議員さんとか議員さんの周りの人は、ダストボックス廃止といえば100％賛成というけど、もう少しそれを広げると反対する人の方が多いんですよと、それはよく言われていたんですけれども、状況も変わってまいりましたし、環境基本計画もここででき上がって、その中でもボックスの廃止については触れられているようですし、時期というものがあると思いますので、ぜひ2年以内にはということでしたけれども、来年度予算から対応しながら一日も早く進めていっていただきたいというふうに思います。

そういう意味では、市民運動も一生懸命リサイクル、ごみボックスの廃止に向けて一緒に活動していくというふうに思いますので、市長を初め担当者の方に、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって12の２、多摩市の痛ましい事故から考えることの質問を終わります。

一般質問12の３、男女共同参画都市宣言と今後についての通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君）　1996年９月に、２年前に「女性への性暴力追放都市宣言をし男女共生都市を実現せよ」という一般質問をいたしましたので、今回の男女共同参画都市宣言については歓迎をしております。しっかりとこの宣言を生かして施策を進めていただきたいと考えておりますので、この７月に出された日野男女平等社会推進プランの実現に向けての最終報告も受けながら、今後についての日野市のお考えをお伺いしたいと思います。

１点目の質問です。男女共同参画都市宣言に伴い、今後どのような事業や施策を進めるのでしょうか。また、これまで女性センターでは毎年、女性フォーラムを市民参加で企画してきました。今年度も予算化がされておりますが、女性フォーラムはどのような形で進められ、市民への情報宣伝活動はどのように行われているのでしょうか。また、男女共同参画都市宣言をするということは、それぞれの部署で、これまで以上に心して男女共生の施策を進めていく決意だと、私は受けとめております。それぞれの部にも何をするのか伺いたいところですが、時間の関係もありますので、今回は教育部局に今後どのような施策を展開されるのかをお伺いいたします。

また、男女混合名簿、これは何回も質問をしております。名取議員も議員になられてから毎回質問をされておりまして、質問される側も嫌でしょうけど、質問する側も――聞く方も嫌になるぐらい、特に中学校では進んでいないわけですけれども、男女平等行政推進協議会の最終報告でも、この学校教育の中での男女混合名簿の実施ということは、第１に指摘をされておりますので、来年度の重点項目として取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、男女平等の意識啓発のリーフレットの原案が、昨年、先生方の参加によってつくられていると思いますが、その作成はどのようになっているのでしょうか。

２点目の質問です。東京都は1997年、昨年4,500人の男女を対象に女性への暴力について調査をしております。その調査では、約15％の女性が夫や恋人から殴る、けるというひどい暴力を受けたことがあると答えております。日野市では女性相談をしておりますが、女性への暴力、虐待の把握はどのようにされているでしょうか。また、夏になると、決まって痴漢や変質者の出没についての訴えが市民の方々からあります。小・中学

校での痴漢や変質者の被害による報告はどれくらいあるのかをお伺いいたします。

3点目として、この際伺っておこうと思いますが、庁内のお茶くみはどのようになっているのでしょうか。お茶くみは日常業務の中の職員同士のお茶くみ、来客のときのお茶出しなど幾つかパターンがあり、少し分けて考えなければならないかと思います。私も部課長のデスクに伺いますと、お茶を出していただくことがありますが、デスクでは男性も入れてくださることがあるなと感じております。しかし、会議や来客のときは、まだほとんどが女性ではないかと思います。庁内のお茶くみについての調査や考え方としてまとめているものがあれば、お教えいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槙島英紀君）　男女共同参画都市宣言と今後について、3点の御質問をいただきました。御答弁をさせていただきます。

1点目ですが、宣言に伴う事業と女性フォーラムについてでございます。本年度、日野市は総理府の共催による男女共同参画都市宣言奨励事業の実施都市として、全国11団体の一つに選ばれたわけでございます。今後の事業内容につきましては、女性問題基礎講座、また男性向け講座、子育てセミナー、働く女性向けの講座、職員の意識啓発を図るための研修、そのほか男女共同参画社会を考えるフォーラムを開催いたす予定でございます。特に今年度の女性フォーラム実施につきましては、市民参画による実行委員会方式を考えておりましたが、総理府との共催事業がかち合ったといいますか、あったために時間的、物理的余裕がなく、今年度については困難であります。

今後の女性フォーラム実施につきましては、やはり実行委員会方式で実施する考えについては変わりございません。なお、近々、女性センター利用団体との交流会を開催しまして参加協力についての、またお願いをしたいと考えておるところでございます。

それから2点目でございます。女性への暴力、虐待の把握はどのようにされているかということでございます。女性に対する暴力につきましては、1993年、国連総会で採択された女性に対する暴力の撤廃に関する宣言、公的生活で起こるかあるいは私的生活で起こるかを問わず、性差別に基づく暴力で女性に対して肉体的、心理的な苦しみをもたらす行為を言い、性犯罪やセクシュアル・ハラスメント等を含む広範な概念であると言われております。

国におきましても、男女共同参画2000年プランの11の重点項目の一つに掲げられております。しかしながら、女性に対する暴力とその実態は、十分把握されていないのが現

状であります。東京都では、平成９年度に女性に対する暴力に関する調査を実施し、平成10年度に報告書をまとめられております。この中で、夫やパートナーからの暴力被害実態を見ますと、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力を重複して受けている女性が17.2％とございます。本市の相談業務の中で、また暴力については増加傾向と聞いておるところでございます。事務報告書にまとめてあるわけでございますが、いわゆる私どもの方の報告については、相談項目として夫婦関係という中に入っておりますので、具体的に暴力という部分が出ておりませんが、いずれにしても相談の中で増加傾向であろうということでございます。女性に対する暴力に関する調査、これについては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

３点目の庁内のお茶くみ、この際見直しをということでございます。先ごろことしの６月でございますが、庁内職員による男女共生社会の構築という、庁内で職員課題別問題研究に取り組んでおりまして、その中で各職場における女性職員のお茶くみにかかわるアンケート調査を集計いたしました。その内容を見ますと、女性職員がお茶くみをしている職場、全体で41職場中17職場ほどあると聞いております。現在、日野市は男女共同参画宣言都市として取り組んでおります。庁内みずから性別役割分業が固定しないよう、男女共同参画社会の実現を目指していることを踏まえて、ともに分かち合う職場づくりに努めよう。また、職場におけるお茶入れにつきましては、今後、十分検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　ただいま、男女共同参画都市宣言に伴いまして、教育委員会にかかわる御質問を三ついただきました。ちょっとお答えが前後いたしますので、その辺は御了承いただきたいというふうに思います。

１点目の男女平等教育に関するリーフレット作成の御質問でございます。ただいまお話しいただきましたように、昨年、学校の先生方で組織してございます男女平等教育推進部会の活動の中で、児童・生徒向けのリーフレットの作成に取り組みました。それで、既に昨年、その原案がすべて整ってございます。本年度の予算で、これをきれいなリーフレットに仕上げまして、本年度中に各学校、児童・生徒、そういうところに配布を予定しているものでございます。なお、その配布方につきましては、リーフレットの活用の仕方等の助言や、またリーフレットを活用した研究事業の実施などを、教育委員会としては取り進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、２点目の男女共同参画都市宣言を受けての教育委員会としての施策、取り組みというようなお話でございます。既に推進プランの中で学校教育での平等という項が起こされておりまして、６点ほどの提案がそこにされております。共同参画での具体的な取り組みということになりますと、今後の対応という形になりますが、既にこれまでも教育委員会では、教育委員会の重要な教育施策として、人権尊重の教育に取り組んでおります。その人権尊重の教育の取り組みを４本の柱立てにいたしまして、その１本に男女共生の社会を実現するための男女平等教育、学校における男女平等教育を推進していくという形をとってございます。その具体的な推進の仕方といたしましては、学校教育活動全体を通して男女平等教育が実践できるよう助言をしてまいります。それと、２点目といたしましては、研修を通して男女平等教育に対する先生方の意識の向上に努めていくということと、３点目といたしましては、授業を通して、児童・生徒に男女平等の意識と理解を図っていきたい。それから４点目といたしましては、男女平等教育に関する、先ほどのリーフレットでございますが、こういうものや関連資料等の配布を通して、児童・生徒だけではなく家庭、または地域にもそういう啓発の働きかけをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、３点目の混合名簿のことでございます。従前から混合名簿の採用については、御指摘を受けているということは重々承知しているところでございます。先ほどお話ししましたように、教育委員会の重要な教育施策の一つであります人権教育の取り組みの中で男女平等教育の推進というものを、先ほどお話をさせていただきました。この男女平等教育の推進に、混合名簿がかかわってくるということを踏まえまして、ただいまの混合名簿のお話につきましては、今後、教育委員会といたしましては、重要な課題として学校等にも理解をいただけるよう鋭意努力をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

それぞれお答えをいただきましたが、教育委員会の方からちょっと再質問させていた

だきたいというふうに思います。

男女平等の意識啓発のリーフレットの印刷などが、ちょっと遅かったかなというふうに思っていたわけですけれども、やるということですから、ちょうどいい機会でもありますので、男女共同参画都市宣言、これは議会が議決をしないとだめですけれども、その結果を受けて、ぜひこの都市宣言が議決をされたということも含めて、各学校にお知らせをしていっていただきたいというふうに思います。

それから、いろいろな施策については、男女平等行政推進協議会の指摘を受けて進めていくということですので、そこは大いに評価をいたしますし、進めていただきたいというふうに思います。

男女混合名簿については、数はあえて聞きませんけれども、1996年の６月の教育委員会でも、この男女混合名簿の実施に関する請願というのが、教育委員会で採択をされているんです。教育長は御存じでしょうかね。そのことも含めてリーフレットを配るときに、さらに男女平等の意識が高まるようなやり方をしてほしいということを含めて、教育長からお答えをお願いいたします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　御指摘の男女平等教育につきましては、今、部長も申し上げましたように、本教育委員会にとりましては人権尊重教育の大きな一環の問題でありまして、大変重要な課題だというふうにとらえておりまして、今後ともこの問題につきましては、大いに充実した指導を行っていきたい、かように思っております。

なお、男女混合名簿の使用につきましての本教育委員会への請願採択につきましては、十分理解をしております。今後とも、この請願採択の趣旨を尊重いたしまして、学校に対しましては指導していきたい、かように思っております。

○副議長（竹ノ上武俊君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　リーフレットの完成時に、ただいま御提案いただきました都市宣言の趣旨等もあわせて小・中学校にそういう部分へのＰＲというお話でございます。議会の動向を確認させていただきながら、リーフレット配布時にはそのような対応をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　よろしくお願いいたします。

それでは、１点目の質問の再質問をさせていただきますけれども、今回、市民参画な

しに女性フォーラムを企画したということなんですね。それについては、時間的、物理的に無理だったという、そういう御説明なんです。担当の方が一生懸命やっていらっしゃるのもわかっておりますし、責めるだけのつもりはないんですけれども、このことについては、10年ぐらいもう市民参加でやってきているんですね。私も議員になる前に実行委員になって、このことを企画した記憶がありまして、そのとき、夏井議員さんがバッチを外しておいでになったというようなことも記憶にあるんですけれども、それぐらい本当に昔から、このことは市民がつくってきたものなんですね。それを、この男女共同参画都市宣言する年にできなかったということは、私、とっても大きな後退だというふうに思っているんです。

いろいろ御説明は伺うわけですけれども、やり方で幾らでもできたと思うんですね。これまでも、かなり早い段階で市民の方を募集して、そして実行委員会をつくってきているわけなんですね、３月、４月の段階です。御存じだと思いますけど、そういうふうにつくってきているわけですから、少し早く立ち上げて、総理府の共催がつくつかないにかかわらず、フォーラムは予算もついていたわけですから、やらなくちゃいけないことなんですよ。だから、それはどういうふうに柔軟に考えていくかということで、できなかったことではないというふうに、私は思っているんです。非常に残念だというふうに思います。

フォーラムの詳しい内容についてもお話をされませんでしたけれども、三木睦子さんですか、呼ばれるんですよね。私、悪いとは申し上げないけれども、市民参加で決めたら、もう少し違う企画になったんじゃないだろうかというような気がするわけなんですね。そういうことも含めてどうなのかということ、どれぐらい部長としてはこのことを受けとめていらっしゃるのかということを一つ伺いたいと思います。これをさきに聞きましょうか、では。済みません。

○副議長（竹ノ上武俊君）　企画部長。

○企画部長（槙島英紀君）　確かに女性フォーラムにつきましては、十五、六年ですか、歴史があるということを認識しているところでございます。言いわけはいけないと思いますが、５月１日に組織改正がございました。私ども、いわゆる企画部で女性行政を担当するということになったわけでございますが、過去のフォーラムの実行委員会、あるいはそういう準備等を見ますと、かなり前からやはり準備をして広報で募集し、それで事務を進めないと、それまで含めて６カ月ほど準備期間が必要だというようなことも過去ございまして、たまたま都市宣言については、やはり１月の段階で国の方から、都の

方からの通知に基づいて手を挙げようというようなこともございまして、また、５月に男女共同参画都市宣言の関係については、国の方からもそういうＯＫが出たというような状況がございました。当時は職員の方も２名でございまして、なかなか両方をやっていくということについては非常に困難があると。また逆に、その両方の事業を展開することについては、組織も変わるという中で新しい組織の中でお任せしようとか、これはいろいろと前任者の方とのいろんなやりとりがございまして、都市宣言の関係で、ここの議会にもお願いしているわけでございまして、それらの動きの中でフォーラムについてはちょっと出おくれたというか、それらを含めた中で、大事な市民参画の部分がちょっと両方の事業展開ができなくなってしまったということでございまして、先ほど申し上げましたように、私どもの方も大事に思っていますし、今後の展開についてはそのフォーラムを今後も継続していきたい、実行委員会形式によって今後は、来年度になりますけども、お願いをしたい。今年度限り、そういうようないろんな事情の中でできなかったということでございますので、御理解を賜りたい、このように思っています。

それから、11月のいわゆる講演会、フォーラムの実施ということで講演会を予定しているわけでございますけども、確かにこれも国の方との共催事業ということで、早くその事業計画を立てて５月の末にはすべての事業を決定して、日にちまで検討しろというようなこともございまして、なかなか市民参画の部分について対応ができなかったわけでございます。

いずれにしても、女性行政については推進協議会を中心あるいは協力をいただきながら、あるいはまた市民参画を含めて取り組みをしていきたい。それから、庁内には推進本部という組織もできましたので、その推進本部で最終的には決定をいたして実行に移したい、このように考えておりますので、今年度につきましては、そういう状況を御理解していただきたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　説明をされると聞きたくなっちゃうというところがありまして、５月に組織改正があったのはわかるんですけど、そんなことはわかっていたことだと思うんですよ、５月に組織改正をするということは。今、お話を伺うと、１月に総理府の男女共同参画都市宣言の事業をとろうというふうに決めたということですから、それは時間の組み立てさえしっかりしておけば、市民参画をやめずに済んだというふうに思うんです、私。

もう一つ、私これで考えたのは、職員がみんなかわっているんですよね。男女参画推進室ですか、できたときに職員がみんなかわっているんですね。だから、余計こんなふうになってしまったんだろうというふうに思うわけですけど、非常にそういう意味では、市長は効率的な市政運営というふうにおっしゃっているんですけれども、人の力を生かし切れていないんじゃないかなということを感じているんです。そして、それがこの市民参画を後退させてしまったことにつながっているんじゃないかなというふうに考えているんですね。これは本当に非常に残念なことで、市内のこの女性のフォーラムにかかわってきた人は、もちろん男性もそうだと思いますけれども、非常に今回のことは残念なことというふうに思っていると思います。言ってみれば、取り返しがつかないぐらい残念な問題だというふうに思うんですけれども、市長はいかがですか、その辺は。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　市民フォーラムについて市民参画ができなかったではないかと、今御指摘のとおり私の不徳のいたすところでありまして、何分にも市長に就任してちょうど１年目のところでございまして、いろいろまだまだ勉強している最中でございまして、どういう職員配置がいいのかということについて、1,600名弱の職員すべてを把握しているわけではございませんので、御指摘を受けますと、もう素直に私の不徳のいたすところであるということを申し上げざるを得ないわけであります。もう少し何年か市長をしておれば、職員の対応についてもわかったでありましょうし、違った人事異動の仕方ができたのではないかなというふうに、深く反省をいたしております。

なお、国に対する申請の関係も、当初もう間に合わないんじゃないかというふうな話が、実は私の方には来ておりまして、でも間に合わなくてもやってみようよということで始めたところ、やはりこのフォーラムについてもきちっと講演者といいますか、あるいは日程といいますか、会場、そんなものも全部決めて申請をしなければいけない、いろんなことが出てまいりまして、非常に前後してしまったことがたくさんあったと思います。

すべて私の責任でございますので、おわびを申し上げます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　では、市長は陳謝ということでよろしいんでしょうかね。それで、時間がないというふうに言われると、また言いたくなっちゃうんですけども、このことをいつまでもやっていても仕方ありませんので、私としましては、11月28日に、その集会の中に市民のアピールの時間を組み込むとか、それから、ロビーに市民の展示

コーナーを設けるというふうにして、市民にフォーラムを開放すべきだというふうに思うんです。それをしないと、一体声をかけてだれが集まるんだろうかということを心配をしているわけですよ。逆に言うと、こんなやり方で本当に盛り上がりがつくれるんだろうかということを心配をしているわけなんです。ぜひ、そこの保障はしていただきたいというふうに思います。

それから、来年からは市民の手にフォーラムを返していただきたいというふうに思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　今、市長はそういうような意味で申し上げていると思います。いろんないきさつの中で不満足な点があったかと思いますが、今、市長から申し上げたのがすべてでございます。いろんなこれから工夫をしながら、まさにこのフォーラムが生き生きと成功することに向けて努力したいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、約束は必ず守っていただきたいというふうに思いますので、小ホールでするんでしたかね、少し多目にスペースをとって市民が活動する場というのをしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。それから、声かけはこれからになるというふうに聞いておりますので、かなり短期間にやらなければなりませんから、市としても責任を持って、そこはやっていただきたいというふうに思います。恐らく女性センターの利用者懇談会にも、この情報というのは伝わっていないだろうというふうに私思うので、相当大変な状況だというふうに思っています。そういう意味では、責任を感じていっていただきたいなということを、改めて申し上げたいと思います。

次に移ります。先ほどお茶くみについては41の職場の中、17の職場でまだ女性がお茶くみをしているということでしたから、これはもう早い時期にそういうことをやめていただきたい。抵抗する男性もいるかもしれませんけども、男女共同参画都市宣言をしたんだということを、十分に伝えていただきたいというふうに思います。

それでは、暴力の調査について再質問させていただきます。暴力の調査については、先ほどもお話がありましたように、東京都が実施をしておりますし、府中市なども市独自で実施を決めております。横浜市の調査では、横浜市は1996年ですか、調査をしたようなんですけれども、暴力を受けている人の割合は都の調査とおんなじぐらいだということで、15％ぐらいだということです。それから、日常的に暴力を受けている女性、こ

れはほぼ毎日とか１週間に３日とかいう数なんだろうと思うんですけども、これが１％あったということなんですね。

これを日野市の女性の人口の15から70歳までに見てみると、この１％という数字は大体、都の調査も同じだということなんですけれども、日野市で見てみると、約600人から700人ぐらいになるのではないかなというふうに、私も考えました。日野市では、女性からの暴力に関する相談がふえているということですけれども、恐らく暴力という項目そのものが、これまでなかったんだろうと思うんですよ。だから、夫婦関係だとか夫のアルコール依存だとか、そういうことで離婚の相談だとかそういうことで項目として挙がってきているんだというふうに思いますので、ぜひ暴力という項目をきちっとつくって相談事業をしていただきたいということと、あとそれから、ぜひ調査をしていただきたいんです。暴力は連鎖するそうで、夫が妻に暴力をしていると、妻は子どもに暴力を振るってしまうという、そういうような報告もあって、その子どもはまたその子どもに暴力を振るってしまうというふうに、暴力の連鎖があるということなので、ぜひこのことは積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次にマスメディアについて、特にケーブルテレビ対策について伺います。これは、男女平等行政推進協議会の最終報告でも触れられております。私は、その中でも特にケーブルテレビの問題を、きょうは取り上げたいと思っております。昨年の決算委員会では、質問に対しておおむね問題は解決されているというふうに、お答えがあったんですけれども、また、市民の方からクレームが寄せられております。片方で男女共同参画都市宣言をして、片方で日野市が出資しているケーブルテレビが性の商品化を勧めるような番組を流しているというのは、市民から見たときには納得ができません。夏になるたびに痴漢とか変質者の被害があります。私の方にも毎年のように、その被害というのが寄せられるわけですけれども、この夏も、痴漢に遭った小学生の女の子が怖がってしまって家から出られなくなってしまったというような話を聞きました。市がケーブルテレビの問題を見て見ないふりをしているのはおかしいというふうに思います。

子どもの権利条約に関して、ポルノグラフィーから子どもを守るということで国連からも勧告をされておりますし、日本は世界一の幼児ポルノの輸出国だということで、一昨年のストックホルムの会議で世界中から非難を浴びたということも聞いております。ケーブルテレビについてはいろいろ対策を考えてみましたが、一つには、ケーブルテレビの加入時に消費者――加入者にきちっと説明をしてほしいということを申し入れをしてほしいということです。サービス期間には深夜の成人番組があります。これは、子ど

もたちがポルノを見せられなくて済む権利というのを侵害しているというふうに、私は考えるわけですけれども、ケーブルテレビに加入しますと、サービス期間がありますということと、子どもに見せたくない番組はロックがかけられますということが言われるわけですけれども、知らない人にとっては、なぜロックが必要かということが全くわからないんですね。私も決算委員会のときに、大変ケーブルテレビはいいということで加入をいたしましたけれども、そのとき、自分が実際に経験をしてみて、これではロックの仕方を教えてもらっても、何のために使ったらいいかわからないという人の方が多いだろうなということを感じました。受験生が遅くまで勉強していて、ちょっとテレビを見たときに、あの番組をいきなり目にしてしまったらどうしようかと、そういう市民の皆さんからの声なんですね。だから、このことをきちっともう一度申し入れをしていただきたいということが一つです。

それから、無料番組の中に性の商品化を勧めるものがありますので、ケーブルテレビに対して意見を述べていただきたいということ。これは、かなりひどいなというふうに思っております。

それから、３番目は、市民が参加してのケーブルテレビの審議会をつくって、その審議会で出された意見を定期的にケーブルテレビに伝えていただきたいと思います。プレイボーイチャンネルのページをケーブルテレビの番組表から抜いてほしいというような意見もありました。かなりいろいろな意見が出てくるのではないかと思いますので、この３点、ぜひ市として対応していただきたいと思います。

それからまた、議会に出された宣言、議案として出された宣言ですね、これでは互いの人権を認め合う優しい平和なまちを目指しますとなっているんですが、先日、菅原議員から男女平等行政推進協議会の原案をいただきまして、それによりますと、ここのところは互いの人権を認め合う暴力のない平和なまちというふうになっているわけなんですね。私、今いろいろ申し上げましたけれども、ここでやっと暴力というのが白日のもとにさらされてきて、黙って我慢してきた人たちが声を出し始めたという、そういう状況だというふうに思います。そのことは非常に大事なことですし、もしかしたら暴力というのをよくわかっていないんじゃないかというふうに、私思っていたわけですけれども、先ほど部長のお話を伺いましたらば、国連総会の話も出てきたし、北京世界女性会議の11の行動綱領のうちの一つだったということも出てきましたので、十分おわかりの上で削られたんだとしたら、余りにも現実の認識が足りな過ぎるんじゃないかということを、私は思うわけなんです。ぜひここは市から訂正をして、きちっと暴力のないとい

うのを入れるべきだというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　企画部長。

○企画部長（槙島英紀君）　それでは、ケーブルテレビの関係３点について、御答弁をさせていただきます。

ケーブルテレビにつきましては、また地域に密着したメディアとして行政情報等の提供にも重要な役割を果たしているわけでございますが、また、いろいろ表現の自由あるいは憲法に保障された権利、そういうものもあるわけでございますが、また表現される側も同じように尊重されなければならないということもあるわけでございます。特に御指摘の３点につきましてですが、女性の人権に配慮した放送が行われるよう、また、性や暴力の表現を扱った放送番組、これらに接することの望まないもの、あるいは青少年には視聴できないような、いわゆる機械の導入、これがロックでございますけども、これらの説明、そういうものがなぜロックが必要なのかという部分について御質問があったわけでございます。あとその放送番組の時間帯の問題も含めまして、いろんな配慮をしながら、今後対応しなくちゃいけないと思っています。特に法に基づく設置をされております番組審議会もございますし、またケーブルテレビそのものも視聴者からいろいろと御意見やあるいは御批判も受ける体制が十分できております。

そのような中で、御指摘のあった内容については、市民参画の審議会というようなこともございました。これらについては、ちょっと今の段階で私どもの方としては、なかなか行政がかかわっていく必要があるのかどうか非常に難しいところでございますが、３点については、またケーブルテレビの方に私の方から、議員さんの御指摘でございますので、重く受けとめ会社の方にも申し入れをしておきたいと思います。

次に男女共同参画都市宣言の暴力の問題でございます。私も女性行政を担当しているということで、ここの素案につきましては、もともと推進協議会にはお願いをして、いわゆるたたき台、素案をお願いしたわけでございまして、その中でおっしゃったような暴力のない平和なまちというところを推進本部で優しいという表現に変えたということでございます。これにつきましても、いわゆる都市宣言の表現として、確かに暴力については大きくいろんな形でとらえられておりますし、また調査もできているし、暴力のない平和なまちを目指すということは当然のことであるわけですが、幾つかの表現の中で、特に具体的なものは家事、育児、介護という部分、そこだけが具体的なものがあるわけですけども、それ以外はもっといわゆる安心して暮らせるとか、あるいは共生のまちとかあるいは平和とか、そういうことでいわゆる理念的な大きな表題になっておりま

すので、暴力が小さいというわけじゃありませんが、むしろここではわかりやすい、また逆に暴力という部分を表現した場合には、若干そういう固定概念といいますか、いわゆるもう少し小さな部分の表現かなというような議論をいろいろいたしまして、ここについては優しいまちという表現をさせていただいたということでございます。

したがって、これは推進本部で決定したことでございまして、推進協議会の皆さんの考え方につきましては、十分積極的にそういう意味では尊重いたし、ここの表現を変えさせていただいたということでございます。そのことにつきまして、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　一つ答えていただいていないのがあるんですけど、来年度、日野市でも暴力について取り上げてきちっと調査、対応していただきたいということなんですけど、それはいかがですか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　企画部長。

○企画部長（槙島英紀君）　調査につきましては、積極的に対応するということですけども、来年度という約束は今の段階ではできませんが、早いうちに積極的に対応したい、このように考えております。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　何かよくわかっているのかわかっていないのかわからないようなお返事だったように思うんですけれども、本当にこの暴力の問題がわかっているんだったら、早く対応していただきたいということと、私、この宣言の中に暴力という言葉を入れることについては、男性、女性の場合もあるかもしれませんけど、注意を喚起して女性の権利意識を目覚めさせることにつながる重要な言葉だというふうに思っているんです。体裁だけを整えても問題は解決しませんので、そこのところは何が一番いいかというのをもうちょっときちっと考えていただきたかったなというふうに思っています。

それと、ケーブルテレビの対策については非常に難しい感じをお持ちなんだろうと思います。また、表現の自由というような言葉も出てまいりまして、でも、私が言っているのは、とにかく住み分けできるようにとりあえずやってほしいということを言っているんです。住み分けをして、そして、あとは行政がいい悪いというんじゃなくて、市民がそれについて意見が述べられるような審議会をつくって、そこの審議会の意見を受け

てケーブルテレビの審議会で市が発言をされればいいんじゃないかなというふうに思って、このことを言っているんです。

私、この女性の性の商品化とかポルノの問題というのはダイオキシンと同じだと思っているんですけれども、日本の場合はあれがあって対策できない、これがあってやれないとずっと言っていると、世界で一番この問題がおくれてしまう。ダイオキシンも気がついたら、若いお母さんたちの母乳の中に含まれているダイオキシンの量が、世界で一番数値が高い、こんな国になっちゃったということなんですよ。

で、この問題もできない理由を挙げないで、少しずつやっていってほしいというのが、私の気持ちなんです。そのことは理解をしていただきたいというふうに思います。だれかを責めるとかということではなくて、やれることをお互いに探していきたいというふうに思っておりますので、きょうはもう時間もありませんから伺えませんけれども、ぜひ積極的にお願いをしたいというふうに思います。

市長には先ほどお伺いいたしましたので、ケーブルテレビに関してのことは、特に市長はきつく受けとめられているかもしれませんけれども、本当に今申し上げたような気持ちがあってのことですので、できる限りやっぱり対策をしっかりと立てていってほしい。このことはとても大事なことなので、引き続きまたの機会に質問していきたいと思います。

これで終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって12の３、男女共同参画都市宣言と今後についての質問を終わります。

一般質問12の４、人ごとじゃない新ガイドライン、市立病院等への協力要請があった時、日野市はどう考えていくのかの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君）　ことしの５月26日、27日と反核平和の火リレーが行われました。これは日野市職員組合を初めとした市内の労働組合、東京都の障害者生活施設の入居者や職員組合、市民団体、そして生活者ネットワークも参加して、毎年５月から６月に広島の平和公園にともる平和の火をトーチにともして、江東区の第五福留丸から横田基地まで市民に平和を訴えながら、それぞれの地域の実行委員会が各自治体を走り抜けるという反戦平和の活動です。ことしで10年目を迎えました。大体、毎年、午後２時ごろにお隣の実行委員会から平和の火を受け継ぎ、そこから日野市内を走って日野市役所に到着するのが夕方になり、ここで日野市に対し、会として要請文をお渡しするというセレモニーを行います。市長も昨年の市長就任以来、この要請行動においでいただき、

「この要請文に書かれている以上のことをいたします」という前向きなごあいさつを、ことしはいただいたというふうに伺っております。

その会で８月の27日に、新ガイドラインについての勉強会をいたしました。何人かのメンバーより、日野市には市立総合病院もあるので、ぜひこの新ガイドラインについての日野市の対応を確認してほしいとお話がありましたし、ネットも当然新ガイドラインには反対をしておりますので、質問をいたします。

今回の新ガイドラインが旧ガイドラインと大きく違うことの一つは、有事のときに自治体と民間の能力の活用が打ち出されたことです。ここが、人ごとじゃないと私が考えているところです。先ほども申しましたように、日野市で言えば、病院または道路などが大きくかかわってくると思います。

質問します。通告をしておりました中からちょっと省かせていただきますので、担当者の方には申しわけありませんが、97年12月１日の神奈川新聞に「米政府要求　日本で米兵1,000人治療」という記事が載っておりました。また、読売新聞97年11月23日「傷病者治療　現行法を基礎に」という題で、公立病院は医療法35条で対応可能ということが書かれておりました。

内閣安全保障室や外務、防衛両省庁は日本が米軍人の治療を引き受ける場合、最優先施設を全国に16ある自衛隊病院と防衛医大病院の計17病院としており、収容し切れないときは、国立病院や日本赤十字病院などの公的病院まで想定、さらに文部省所管の国立大学病院や各自治体の公立病院が比較的提供しやすいと見ているということで、これについては法律改正なしに、先ほどの医療法の35条で対応できるのではないかという記事が、一緒に載っていたということなんです。このことについて、近隣の公立病院と話し合われたことや、日野市として国に問い合わせをされたことはあるでしょうか。

２点目の質問は、市長は６月議会の奥野議員の質問に対して「戦争は嫌です」と何度もおっしゃっております。大変心強い限りです。今回の奥野議員の質問に対しては「国からの要請があるとすれば、病院や市の職員を使わせてほしいということであろう。病院は市民の命を守るためのものなので要求には応じられない。しかし、人道的配慮が必要なときには、あり得るのではないか」と答えていらっしゃいます。人道的配慮とはどういうことなのかをお伺いいたします。

以上です。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君）　医療法の35条の２項というふうに思いますけども、これと新ガイドラインの関係につきまして、近隣の病院等と話し合いを持ったことがあるかという御質問でございますけども、公立、公的病院、都下10病院ございますけども、ここで事務長部会というものを設けておりますが、共通の問題点等を調査、研究などをしておるところでございますけれども、現在までのところ、お尋ねの関連での話し合い等は行われておりません。

それから、この件につきまして国・都に問い合わせをしたことがあるかどうかということでございますけども、現在のところ、問い合わせ等は行ってございません。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　ガイドライン並びにいろいろ問われているわけでありますが、特に人道的配慮とは何かということですね。お答え申し上げます。

昔、クリミア戦争という戦争がございまして、19世紀の末であります。ロシアとイギリスとかフランスとかトルコとか幾つかの国とセバストポールというようなところを中心にして戦があったわけです。そのときに、イギリスの若い女性でナイチンゲールという女性がいました。この方は敵味方に関係なく、戦場に本当に弾が流れるところを出ていって負傷者を、負傷兵を治療した。それが、今の赤十字というものの始まりであります。今でもスイスに赤十字国際委員会というのがございまして、それは戦時のけが人をどうするかということがメインの仕事でありまして、ただ戦時でないときの平時の、いわゆる治療行為もできるということが、今の赤十字の基本であります。つまり、そういった意味で、赤十字的な機能が何とか頼むよというふうな場合には、これは人道的にお断りをすることはできないのではないか。もちろんその前提として、先般の答弁でも申し上げましたように、日野市民で病院がいっぱいである、もう伝染病等で大変なんだと、とても余裕がないよというときには、はっきりお断りをするでしょうけれども、もし余裕があれば、そういった赤十字的な観点からすれば、傷病兵を受け入れるということはあり得るのではないか、このような認識を持っています。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　再質問いたします。

医療法の35条については、ぜひ問い合わせをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君）　先ほど申し上げました公立病院の連絡会もございますので、そういう中でも問題提起をいたしまして対応してまいりたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

市長の今お答えがありまして、要するに新ガイドラインに基づいて、負傷兵が出たときには、日野市の公立病院でも受け入れることがあるということをおっしゃったんだというふうに思うんです。そこにナイチンゲールが登場されたんだというふうに思うわけですけれども、私としては、新ガイドラインに基づくものは一切受け入れないということを、まず表明されるべきじゃないかというふうに思っているんです。そうしないと、きちっと表明をしていかないと、やってくれるというふうに相手は思うんですよ。どんな組織でもそうですけれども、黙っていれば、これはできるなと思いますから、やれるなということに、そういう前提のもとに計画というのはつくっていくんですよ。だから、あいていたら受け入れます、あいていなかったらだめですという話じゃなくて、本当に戦争が嫌だったら、それは日野市ではできませんということをはっきりとおっしゃった方がいいというふうに、私は思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

その上でですよ、とても大事なことだと思うんですけれども、そのかわりという言い方が正しいかどうかわからないんですけれども、日ごろから平和のために、日野市の独創的な事業を進めていけばいいんだと思うんです。そのことはしません。だけど、世界の平和のために貢献をしますということを進めていけばいいんだと思うんです。

例えば、北九州市では、公害にすごく苦しんでいた市でしたので、公害の解決について中国の都市と環境問題についての提携をしているということなんです。また、私は4年前でしたかカンボジアに行きましたけれども、カンボジアでは100万円で学校が一つ建つというふうに言っていました。これは、日野市で言えば、科学教室でしたかね、教育委員会の、それの予算と同じぐらいなんです。本当にカンボジアに学校を一つつくれるんだなということを、そのとき私、実感をしたんです。それから、カンボジアでは子どもたちの絵本もなくて、日本のボランティアが日本語からクメール語に訳した絵本を持っていってるんですね。だから、「ぐりとぐら」とかそういう日本の子どもたちも親しんでいるような絵本がたくさん置いてありました。それから、日本のボランティア団体は、井戸掘りの技術を農村の人たちに伝えていたんです。それは水がないと遠くまでくみに行かなくちゃいけなくて、それは女性の仕事で労働としても大変ということもありますし、赤ちゃんが死んでしまうということもあって、井戸掘りの技術を伝えていま

したけれども、井戸掘りだけではなくて、どうやって井戸を掘るか、そしてそれをどうやって管理していくかということを話し合うことで、カンボジアの人たちというのはお互いを信じて協同し合うということがなくなっていますから、そのことをもう一度つくり出そうというふうにしていました。

日野市は、農業基本条例も日本で初めてつくりましたし、図書館は日本一だそうですし、独自に平和に貢献する方法が編み出せるのではないかというふうに、私は考えております。市長は、戦争は嫌だ、嫌だというふうに何回もおっしゃっているんですけれども、このままだと「嫌よ嫌よも好きのうち」（笑声）ということになってしまうのではないか、これも恐らくセクハラ用語だろうというふうに思いますので、時代が変わって女性が口にするようになったと言われるかもしれませんけれども、本当にそういうことになってしまうというふうに思うんです。まずは、新ガイドラインに沿ってのことは受け入れないということを表明していただいて、その上でもっと市民を巻き込んで平和への議論を展開すべきではないかというふうに、私は本当に市長にこれはお願いをしたいわけなんです。

あと４分しかありませんので、ぜひ市長に御回答をお願いしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　今、議員が御指摘をされた井戸掘りの技術とかいろんな面で、いわゆるＮＧＯといいますか、そういう方々が一生懸命、国外に出られて困っている外国の方々を助けているという場面を、いろいろ私も存じ上げております。つい先般も、郵便局の国際ボランティア貯金というのがありますね。あの利子をある団体に差し上げると。で、日野市内の団体に初めて差し上げるので、市長も立ち会ってほしいというふうなことがありまして、伺ってまいりました。たしか大坂上だと思いますが、お住まいの女性の方のグループがフィリピンの田舎だと思いますね、水道を設置するんだ。そういうことで何百万円かのお金をいただいて、もう涙をこぼして本当にありがたい、ありがたいというふうに言っておりましたけれども、そういった方々をやはり支援をするとか、いろんなことを私も考えております。

ですが、議員はよく広島、長崎云々とか、どうもそれを言っていると平和運動家だというふうな、一般常識というんでしょうかね、それがあるようでちょっと気になるわけでございまして、私はやはり、例えばトルコの方々と国際交流をしていく、フランスといろんな文化の交流をしていく、アメリカとの交流をする、ロシアとも交流をする、いろんな地域と交流をする、そして前向きに、これからは決して戦争はよくないね、戦争

はだめだねということで友人関係を、友情関係をもっと広めていくということも、新しい平和をつくるための大きな方策ではないかなというふうに思っているわけです。

そういう意味で、私はくどいようでございますが、父親を戦争で亡くしておりますから本当に戦争は嫌です、絶対嫌です、どんなことがあっても戦争は嫌です。そういうことで、しかし、それは議員がおっしゃるようなことばっかりで確保できるのかどうかということについては、私は違った考えを持っています。そうでない世界をつくりたい、それが私の考え方であります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　どうも違うようなんですね。新ガイドラインについての考え方も違うし、平和についての考え方も違うんだなということがわかったんですけれども、何かこれまでこうだったから、こうでなくちゃいけないというみたいなところから抜け出さないと、本当に世界の平和ってつくれないんじゃないかなということを、私は感じているんです。アメリカとの関係の中でしか平和がつくれないというふうに考えているとしたら、それは間違いで、自治体なんですから独自の方法を編み出していく、みんなで考えていくということが大事なんだと思うんです。

きょうはどうも伝わらない部分があったようですけれども、このことについては市長の判断だけで決まるというのもどうなのかと思いますし、たくさんの市民と話し合いをしていってほしい。それで、本当に戦争は絶対嫌だとおっしゃりながら、何か戦争に加担することになっちゃうんじゃないかなというふうに、私は思っておりますので、この議論はまた引き続き……（「それは言い過ぎです。言い過ぎだと思います。それは失言だよ」と呼ぶ者あり）この議論を続けていきたいと思います。

終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって12の４、人ごとじゃない新ガイドライン、市立病院等への協力要請があった時、日野市はどう考えていくのかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時44分　散会

9月10日　木曜日　（第５日）

平成10年
第３回定例会

日野市議会会議録　（第25号）

９月10日　木曜日　（第５日）

出席議員　（30名）

１番	中野昭人君	２番	清水登志子君
３番	奥野倫子君	４番	菅原直志君
５番	出沼恵美子君	６番	名取美佐子君
７番	秋山　薫君	８番	佐藤洋二君
９番	手嶋精一郎君	10番	小島　久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原　茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬　隆君	24番	内田　勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	槇島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君	福祉保健部参事	鈴木俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成10年9月10日（木）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時05分　開議

○副議長（竹ノ上武俊君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

本日午前中、議長所用のため私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問13の１、社会教育センター図書館移転についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（清水登志子君）　それでは、一般質問の通告に従って質問していきたいと思います。

先日行われれました、奥野議員がいたしました一般質問で、日野市の図書館行政について明らかにされました。公立の図書館が市民に必要な情報を的確に迅速に提供することは、市民の自己形成を促し、それは民主的な社会を築く基礎になっていること、日野の図書館行政はこうした崇高な理念のもとで、市民と図書館が一体となって推進し、それは日本の図書館行政全体にも大きく貢献してきたことが明らかになりました。そして、今後とも日野市は気軽に利用でき役立つ図書館として、そうした行政を努力していく方向であることが市長から表明されました。こうした前提に立って、社会教育センター図書館の移転の問題について質問をしていきたいと思います。

まず一番最初に、社会教育センター図書館移転に取り組む姿勢について、お伺いしておきたいと思います。

分館は、図書館組織の中で一番市民に使いやすい図書館です。図書館サービス網でも重要な拠点ですと、中央図書館でお配りしている、このパンフレットにも書かれています。この分館の移転に際しては、利用者である市民の皆さん、現場の職員の声、そして図書館行政の流れなど、十分に配慮して進めていくという前提に立っておられることと思いますが、そうした認識でよろしいでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　それでは、社会教育センターの中にございます図書館の移転についての市としての取り組む姿勢はということでございます。答弁させていただきます。

社会教育センターの中に、第４番目の図書館分館として開設しましたのが昭和44年７月でございます。約30年間、地域の図書館としまして多くの方々に御利用をいただいてきました。そして、いよいよ市立病院の建設計画が市の方針として決定され、平成14年６月開院を目指し、工期等が明確になりました。病院建設ということで、関連問題として私どもの方でもとらえ、あくまでも臨時的な移転ということで、図書館につきましても移転場所等の検討を進めているところでございます。

もちろん移転につきましては、利用者の皆様初め関係者の皆様の御理解と御協力を得ながら進めてまいりたいと存じておりますし、私ども現場をあずかる図書館といたしましても、できる限りのサービスを低下させない方向で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　ありがとうございました。

長年、地域の皆さんに大切に利用されてきた図書館、市立病院の建て替えの中で、臨時的な移転をされるということだけれども、市民の皆さん、関係者の皆さんの御理解と御協力を得ながら、できる限りサービスの低下をさせないで進めていくというお答えをいただきました。ぜひ、この方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、具体的な点について質問していきたいと思います。

まず１点目。社会教育センター図書館というのは一体どのような図書館なのか、利用者の数はどれぐらいなのか、どんな人がどんなふうに利用をしているのか。

２点目。社会教育センター図書館の移転計画の経緯について、なぜ移転をすることになったのか、移転の期間はいつからいつまでなのか、移転先はどのようなところが考えられているのか、移転先での開館時間、人員はどうなるのか、こうした経緯についてお聞きしたいと思います。

３点目は、社会教育センター図書館が移転することによる影響と、これまでの利用者へどのようにサービス低下を食いとめていくのか、どのような対策をとっていくのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　社教センターにあります図書館は、どんな図書館かということでございます。社会教育センター図書館は、社会教育センターの中に併設されております図書館でございまして、広さは66平米でございます。蔵書数は、約１万9,000

冊が常備されてございます。午前中は職員が２名体制、午後からは３名体制になっております。開館時間は、午前10時から午後５時まで。休館日は月曜、土曜でございます。

図書の貸し出し状況、利用状況と、その数ということでございますけれども、平成９年度の実績で申し上げます。年間利用者数は約２万2,000名でございます。そして年間の貸し出し冊数は約６万6,000冊でございます。一日平均で利用者は約90人。貸し出し冊数は約260冊。１人１回の貸し出し冊数は約３冊でございます。ちなみに、図書館全体に占める社教センターの図書館の貸し出し冊数の占める割合は大体6.8％ぐらいになっております。同じく利用者数で申し上げれば、図書館利用者の全体の6.5％というふうな形が出てまいります。ここ数年間、利用実績は多少の増減はございますけれども、ほぼ横ばい状態になっているようでございます。

また、どういう方が利用されているのかということでございますけれども、設置している条件柄、やはり社教センターの利用者が帰りに御利用するというようなこととか、あるいは幼児を連れた若い主婦層の方が、多分幼稚園の帰りに寄られるのか、センターを利用した帰りにお寄りになるのか、そのあたりが多いのではないかということで承知をしておるところでございます。

２点目でございます。移転計画について、経緯ということでございます。なぜ移転するのかというようなことでございますけれども、移転先はというふうなことも含めているんだろうと思いますけれども、社教センターの図書館の移転計画の件につきまして、先ほど、どういう思いで移転するかということを、ちょっと冒頭申し上げましたんですけれども、これはやはり市立病院の建設計画が決まりまして、多摩平四丁目３番地に建設になるということが決定をしたわけでございます。それを受けまして教育委員会内部でも検討を始めておりました。社教センターに併設されているというふうには申しましても、やはりこれは市が直接運営する図書館でございます。そんな関係で、市の方でも病院建設に当たっての問題、関連する問題で社教センターの移転も含めてお願いをしているところでございますので、図書館の移転先についても、なるべく早目に確保しておきませんと適当な場所が見つからないというようなこともございます。そういうようなこともございますし、また、特に図書館の場合ですと、本を置く場所が相当の荷重がかかります。ちなみに平米1,000キログラムというようなこともございます。そういうような収容する適当な施設を早目に私の方でも検討しておく必要があろうかというふうに考えまして、進めているところでございます。

また、こういう公共施設ということになりますと、やはり駐車場の問題であるとか、

さまざまな要件が要求されるわけでございますので、早目に取り組みを考えているところでございます。

そして３点目でございます。移転後の対策でございますけれども、社教センターに、もちろん社会教育センターにいらした方々については、今までは同時に図書館を御利用できたんでございましょうが、それができなくなるということは御不便をかけるかとは思います。また、逆に、移転をした場合ですと、移転先に近い方々にしてみれば大変喜ばれることとも思いますし、また、施設が今までですと66平米の施設でございましたけれど、移転先がどうなるかわかりませんけれど、もう少し条件がよくなるかもわかりませんし、まあ、そこのところはわかりません。ただ、１万9,000冊もございましたけれども、それ以上も（「何もわかっていないのに、どうして移転を決めるんだ」と呼ぶ者あり）改善されることもあろうかと思っております。

いずれにしましても、職員の体制も現状維持でまいりたいと思いますし、開館時間等につきましても、同様にする予定でございます。なるべく皆様の御理解を得ながら移転を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　ありがとうございました。

それでは、この移転計画について検証をしていきたいというふうに思います。

社会教育センターの図書館なんですけれども、先ほど御説明がありましたが、ちょっと補足をしていきたいというふうに思います。

社会教育センターの１平米、面積に対する貸し出し冊数というのは、１平米当たり1,069冊。これは96年の調査ですが、第２位が日野の図書館で534です。倍近い開きがあります。分館の中では第１位の平米当たりの貸し出し冊数を誇っています。なぜこういうふうになるのか。利用者が、ほかの分館は近隣住民が多いのに比べて、社会教育センター図書館というのは第一幼稚園のお母さんや子どもたち、それから市立病院に通われる方たち、また付近の大企業に勤める人たちが昼休みに本を借りに来ているとか、社会教育センターの教室やサークルのついでに借りに来ている。また、近くの団地に住んでいるお年寄りが毎日のように通ってきている。こうした幅広い利用者がいるからです。多くの方たちが何かのついでに利用する、こういう形で図書館を利用しています。職員の方たちは、こうした利用者の層、幼い子どもたちを連れたお母さんたちや病院に通っている病気を持っていらっしゃる方、健康に関心を持っていらっしゃる方、そうした方

たちに合わせて健康に関する本とか、お年寄りには時代物の本、親子連れには子ども向けの本と、そうした利用者の特性に合わせて本をほかの分館に比べて、その面では手厚くそろえています。また、リクエストのカードを多く利用して、小さい図書館でもシステムのバックアップでサービスを充実させているんです。

社会教育センター図書館は、市民がそれぞれのライフスタイルの中にうまく図書館を取り入れて活用しています。職員がその要望にこたえているからこそ小さくても利用者が多い。まさに図書館の中で位置づけられている市民に一番使いやすい、気軽に利用できる分館、最も重要な拠点であるといえるのではないでしょうか。そしてサークルや幼稚園、病院、会社の昼休みなど、利用者の都合のいい時間帯にすぐに利用できるからこそ、ここを利用している人たちにとって、別の場所に移転されるとこれまでのように利用することがほとんどできなくなってしまいます。

では視点を変えて、移動図書館で分館の機能を補完することはできるでしょうか。社会教育センターの周辺の移動図書館のポイントは、去年、社会教育センターの図書館があるからという理由で閉鎖をされています。また、子どもが毎日のように塾に通い、主婦が職業を持つようになったため、市民の在宅時間と移動図書館がやってくる時間との間に乖離が生じて、移動図書館の利用では分館の機能を補完することが大変難しくなっています。また、たとえふやそうと思っても、今、ひまわり号は２台から１台に減らされています。ローテーションが大変厳しい中で、これ以上ふやすということはできないと、職員と市の話し合いの中でも指摘をされています。

先ほど部長の答弁にありましたように、移転によって利用者は大きな不便を強いられることになります。そして、これ以上、条件がよくなるかどうかはわからないと先ほど答弁にありましたように、これに対して有効な手だてをまた打つこともできない。そしてこの移転は臨時のものというふうにおっしゃいましたが、それがいつまでなのか、それも全く明らかになっていません。このような移転計画で、市民の合意が得られるでしょうか。

ここに、８月12日、社会教育センターの移転問題について緊急の館長交渉を持った自治労日野市職員組合図書館部会のニュースがございます。このニュースによりますと、図書館の移転については計画段階から協議していくことが話し合われてきたのに、現状はこちらの話抜きに進められていると、部会からは指摘がされています。しかも来年度予算に計上されること、改修工事、引っ越しの日程までが具体的に示されています。ここまで移転計画が進んでいながら市民本位に進めていくはずだった移転計画がいまだに

市民には何も知らされていません。こうした移転に当たっての市民本位の姿勢そのものがこの計画にないといえるのではないでしょうか。

このニュースによりますと、現段階ではセンターが残っていても図書館が先に出ることは庁議でも出され、その方向で進めることは決まっている。これを受けて来年度に予算計上まですると具体的な日程が述べられ、職員からは、この移転計画は私たち側から移転したいのではないと述べられています。もちろん市民の側から出たものでないことも明らかです。社会教育センター本体の移転計画は、いまだ何も具体化されていない段階です。緊急に図書館だけが移転する必要など全くないのではないでしょうか。では、なぜ庁議で図書館の移転計画を早急に進める必要があったのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（松橋瑛子君）　図書館の移転につきましては、これはもう先ほども何回も申し上げてございます市立病院の移転に伴います関連問題として私の方でとらえているところでございます。平成11年３月から病院の工事も着工される。そして14年の６月には開院されるという、そういうふうなスパンの中で、私どもの方ではやはり移転問題も考えながら進めていくということは、担当の図書館行政を持っている部署としては、これはもう当然のことでございますので、そういう意味では進めているわけでございます。（「市民の立場抜きじゃないか。何でそんな秘密でやれるんだ。市民に相談も抜きに」「聞こえないよ」と呼ぶ者あり）

臨時的に移転するわけでございますので、きちんと移転先が決まって、そしていつごろ移転するか決まった段階では、もちろん市民の方にも周知徹底をさせていただきますし、今、まだ内部の段階で場所等もまだ決定しているわけでもございませんし、時期的なことも、いつ移動するかということも決定しているわけではございませんので、今、内部で検討を進めている段階でございますので、今どうこう私の方で、これがこう決まりました、こう決まりましたということではないわけです。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　ありがとうございました。

社会教育センター本体の移転を考えながら、それに備えて準備を進める、そのことは部署として当然というお答えでした。しかし社会教育センターの移転と、その中に入っている小さな図書館の移転と、時間的にどちらがかかるかということを考えれば、社会教育センターの移転が具体化して、どの時期に、どのように進められるのか、それがわ

かってから作業を進めても当然間に合うものだというふうに思います。

また、先に出ることによって先行投資をしなければいけない、そうした危険性も出てくるのではないでしょうか。（〔移転作業決まらないうちから病院を出してきているじゃないか、共産党は」と呼ぶ者あり）臨時移転なので、決まったら市民にお知らせする、そういうことでしたら、これだけ多くの利用者、しかも近隣住民に限らない多くの施設を利用している、そうした人たちが利用している特徴を持っている図書館です。こうした人たちが、多くの市民が不便にならないようにするためには、まず一番最初に多くの市民の意見を聞くことが大事ではないでしょうか。それを受けて現場の職員がこうした対策をとるべきだということを編み出して、それを受けて庁議で図書館行政の流れ、社会教育センター本体の移転の流れ、それに合わせて、どの時期にどのような場所に移転をしていったらいいのか、そうしたことを決定していくというのが一番最初にあった市民本位の移転の姿勢、これではないでしょうか。

ところが、現在進められている形はどうでしょうか。協議の計画段階から職員と協議をしていくという約束も守られず、市民にも全く知らされず、庁議の中で話が進められ、部署の中で検討をされている。しかもその計画そのものというのが、大変ずさんです。これまでの利用者が不便になることは十分にわかっていながら、何ら対策をとることができない。しかもそれがいつになるかわからない。具体的に答えることもできない。こんなずさんな計画が庁議の中で進められている。これは現場の職員も利用者の声も反映されていないからではないでしょうか。なぜこのような移転計画が社会教育センター本体の移転計画が何も具体化されない段階で早急に進められているのでしょうか。これは、社会教育センター本体の移転とも関係してくることですので、生涯学習部だけでは回答し切れないものもあるというふうに思いますので、企画部長にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　社会教育センターの移転の問題につきましては（「そんなこと聞いてない。図書館の問題」「質問者は交代しろ」「ちゃんと答弁しろよ。企画部長の担当じゃないんだから」と呼ぶ者あり）

通告もいただいておりませんし、これにつきましては、まだまだ内部的に検討している状況でございますので、ここで明らかに社会教育センターの移転問題については、この段階では申し上げられません。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　社会教育センター図書館の移転というのは、部署だけで話が進められていることではないというのは、この組合のニュースを見ても明らかだと思います。庁議の中で検討されて、それが部署で指示を受けて活動しているのではないでしょうか。仕事が進められているのではないでしょうか。そうだとすれば、なぜそのような話が行われているのか、それは企画、また理事者のところで把握していることだと思います。現場の部署のところではなかなかお答えしにくいのではないかということでお聞きしたんですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　今、企画部長の方からお話ししたのは、社会教育センターの移転先あるいはこれからの運営について、まだ発表できる段階でないという、そういうふうな意味であります。

しかし、社会教育センターの移転という問題につきましては、市立病院の建て替えという段階で既にある程度の方向が定められているわけでございます。しかし、具体的にどう方向づけていくかということを、やはり市として、組織として方針を決定しなければ一歩も先に進まない。そういうようなことかと思います。

したがいまして、社会教育センターの移転及びそれにかかわる分館の移転、できることからまずやっていこう、それが方針決定でございます。まだ細かい、ある程度の移転先についても、社会教育センターのある程度の工法についても、社会教育協会との協議、それらが今進んでいる段階であります。まだ、内定の内定までも至っていない。したがって、具体的にまだ発表できる段階ではないと、そういうような意味でございます。社会教育センターの移転というものは、あらかじめ方針として具体的に決め、その中に入っている図書館については、分館については、できることからまず御不便をなるべくかけない、極力、今の施設の、ある程度の余り離れない距離、こういうようなところの土地を物色しながら、建物を物色しながら、今、鋭意、検討を進めている段階でございます。ただ、まだ具体的にお話しする段階ではないという、そういうような意味でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　どうも質問の趣旨がよく伝わっていないので、もう一度改めて質問したいと思いますが、社会教育センターの移転そのものについてお聞きしたいのではありません。社会教育センターの移転の問題は何ら具体化していないというのは、こちらも部署からお伺いしておりますので、そのことについては質問するつもりはないんです。ただ、その段階で、なぜ図書館の移転だけが先に進められるのか、そうした指

示をなぜ部署に出されるのか、そのことについてお伺いしたいと思うんです。

できることからやっていこうという方針なんだということなんですけれども、図書館の利用者にとって、教室そのものがあるのに、なぜ図書館がそこから出なければいけないのか。しかも出ることによって利用者は大変不便になります。先ほども検証いたしましたが、社会教育センター図書館の利用者というのは、近くに住んでいるという人ばかりではありません。会社の休み時間という限られた時間、教室が終わったという限られた時間、幼稚園の送り迎えの時間、こういう限られた決まった時間に、自分の都合のいい時間に利用をされているんです。この人たちにとって移転というのは、図書館を取り上げることと同じことです。しかも部長の答弁にありましたように、この条件がよくなるかどうかというのは全くわからない。そうした状態で、なぜ無計画な状態で、この計画を進めていかなければならないのでしょうか。市民にとって、入れ物があるのに図書館を取り上げられる、その合理的な理由は何ら見当たりません。もし社会教育センターの移転とあわせて図書館の移転を検討されるというのであれば、まず市民の声を聞いて、現場の声とすり合わせて、そしてさらに市民が、これまでの利用者がどうしたら一番負担がない形で移転に納得していただけるのか、そうした順番を追って進めていくべきではないでしょうか。今の進め方は、これと全く逆の進め方をしているといわざるを得ません。まず庁議でどこに移転するのか、それを決めて、それから現場の職員に話を持っていって、全部決まったところで市民にお知らせする、こんな横暴な方法があるでしょうか。まず、利用者がどういうところだったら納得できるのか、そうした声、アンケートをとったり、協議をしたり、そういうことがまず一番最初になされるべきではないでしょうか。

担当部署が、たとえそのように努力をしようとしても庁議でこれが決められ、進めることが決定されていては、そうしたことをしようと思ってもできません。これは理事者の方で、やはり方針を改めていただくよりほかはないということで、今回、一般質問に取り上げました。幸い、社会教育センターの移転計画はまだ何ら具体化しておりません。これから市民の声、現場の職員の声、十分に聞いて、よりよい形に計画を修正していく時間は十分にございます。それをするかどうか、市民本位の移転計画にするのかどうか、それが今、市長に問われているのではないでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　私ども行政をあずかる者にとりましては、やはり市民本位の行

政を進めるというのが大前提であります。しかし、物事には順序というものがございまして、ある程度の素案をお示ししなければ検討の対象にもなりません。したがいまして、一定の方向、方針を決める、これは庁議で決めるのは当然であります。その前提には社会教育センターの移転が、市立病院の建て替えの前提になっているからであります。今、議員さんがおっしゃるように、今のサービスをそのまま維持しろということになれば、社会教育センターの移転もあり得ないし、市立病院のこれからの運営にも相当支障がある。４－３ブロックに計画を立てた段階で、それはあらかじめわかっていることでございます。それをより具体的にしていこうというのが今の段階であります。近いうちに移転先、これもそれほど遠くないところをお示ししながら、よりよい方向を探っていきたい。これが今の段階でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　では、利用者がどういうところだったら不便を感じないのか、また、どういう時間帯だったらいいのか、どの辺だったらいいのか、そうした声は全く聞かないまま素案づくりも進め、現場の職員と計画段階から協議していくという約束もほごにしたまま進めていく、これがいいやり方だとおっしゃるんでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　移転先の素案もないのに職員あるいは地域の方とのお話し、あるいは説明も不可能かと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　では、計画段階から協議をしていくという約束は、どういうものなんでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　まず、物事には、土地、建物、それをどういう形で市が用意できるか、これがまず大前提であります。社会教育センターにつきましては、ことしの10月には既に契約期間が切れる。そういうような差し迫った状況の中で、こちらの方も早急に今、移転先を鋭意検討しながら社会教育センターの協議会の方とも話を詰めながら進めようとしている。これは大前提で一つの方針決定をしている。細かいいろんな条件整備がある程度整った段階でなければ不可能ではないかなと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　社会教育センターの移転がまだ何も具体化されていない段階で、本体の移転も全く決まらないうちに、多くの市民が利用している、大切にしている

図書館だけをそこから取り上げる、こうしたことが本当に必要なのかどうか。そうしたことも含めて、改めて市民本位の姿勢を貫いて、市民の皆さんと職員の皆さんと丁寧に話し合いを重ねて、よりよい形につくり上げていくという、そうした姿勢をまず示すべきではないでしょうか。市民の皆さんにアンケートをとることもなく、職員の皆さんとの協議も、このままでは暗礁に乗り上げてしまいます。そして一番大事な、その計画そのものも今、現場の職員からは「これではとても市民に説明しようがない。きちんと市民に対して道義ある説明会を開いてほしい」と、ここまで言われるような、本当に利用者を無視した形の計画になりつつあります。

多くの市民の皆さんが不便をこうむることになる。しかもこの利用者の中にあらわれている姿は、小さい子どもを連れたお母さんとか、病気を抱えて毎日頑張っていらっしゃる方たち、お年寄りの方、こうした方たちなんです。ほかの図書館になかなか「はい、そうですか」と行くこともできない。移転された場所が交通の不便な場所であれば、たとえ平らな場所であっても、おいそれと通うことはできないわけです。それに対して、これまでの利用者に対して十分な対策をとることは事実上、不可能だと現場の職員から指摘もされている。こんな移転計画が、また、こんな移転計画を社会教育センターの移転の関係だからということで、できることからやっていくんだということで、無理に進めていく、こんな必要性が一体どこにあるんでしょうか。

社会教育センター本体があるのであれば、そこの中に図書館を置きながら移転計画を進めていく、それは十分にできることではないでしょうか。本体の移転にはかなりの時間的な余裕があると思います。それに合わせて図書館の移転の計画を段取りをつけていくということも、社会教育センターが立ち退くときにあわせて図書館も立ち退くという、そうした逆算した計画を立てていくことも十分に可能なはずです。これこそ市民本位の移転計画ではないでしょうか。こうした道が数々示されていながら、なぜ全く逆の方向をとろうとしているのか、そのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　助役。

○助役（小俣雅義君）　今お尋ねの件は、先ほど御説明したとおりでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　今、改めて社会教育センターの移転は、まだ何も具体化されていない状態で、本体の移転も決まらないで図書館だけが移転する必要があるのかどうか、それも含めて市民本位の姿勢を改めて貫いていただいて、市民、職員の皆さんと丁寧に話し合いを重ね、よりよい形で移転が行われるように努力をまずするべきであると

いう意見を指摘いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって13の１、社会教育センター図書館移転についての質問を終わります。

一般質問13の２、旭が丘一丁目地域の浸水対策についての通告質問者、清水登志子君の質問を許します。

○２番（清水登志子君）　ことし７月30日と８月28日の両日、大雨が降りました。このとき旭が丘一丁目、豊田陸橋付近で雨水が下水管からあふれ出し付近の民家に迫るという事態が続いて起きました。今回は、八王子自動車教習所に水が流れ込まないようにとの要請を受けて、豊田陸橋下の駐輪場のフェンスに土のうが50センチほど積み上げられました。このため中央線の擁壁と土のうにせきとめられた雨水は、一層水かさを増して浸水地域も広がって付近の民家に迫っていきました。水かさは、深いところでは１メートルほどにもなり、付近の住宅ではビニールシートや土のうで水をせきとめたり、車を水の来ないところまで大急ぎで移動させるなどしなければなりませんでした。

旭が丘の地域は、宅地化が進んでいます。年々、緑や緑地が少なくなってきています。このため、降った雨はほとんど土にしみ込むことなく一気に下水管に流れ込みます。そして旭が丘全域の雨が豊田陸橋下の下水管に集中し、中央線をくぐります。しかし、この中央線の下の下水管は、1963年、昭和38年に埋められた現在の基準、１時間に50ミリのこの基準よりも細い管になっています。しかも、サイホンと呼ばれるコの字型の構造をしています。このため、一度に雨が集中すると、下水管が雨水を飲み込み切れずにサイホンの入り口付近、旭が丘一丁目地域にあふれ出すということになっています。この地域の浸水の被害は、議会でもたびたび取り上げられています。住民の皆さんからの要望も繰り返し寄せられています。

これを受けて1990年、平成２年には旭が丘浸水対策調査報告がまとめられました。解決の方向が打ち出されています。この問題の根本的な解決には、旭が丘の雨水処理のルートを西平山方面に新設して、豊田陸橋下の下水管の負担を軽減することが必要です。また、公園などを利用して雨水を途中でためるという構造をつくって、豊田陸橋下の下水管に短時間に集中する、これを避けるという工夫をすることも、応急対策として有効だと思われます。

では、３点について質問をしていきたいと思います。

まず１点目。旭が丘一丁目地域の浸水被害の実態をどのように把握されているのか。

２点目は、これまでどのような対策がとられてきているのか。

3点目は、今後どのような計画を立てていらっしゃるのか。

以上、3点についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君の質問についての答弁を求めます。まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　1点目の浸水被害ということでございます。

旭が丘の地域につきましては、昭和38年の土地区画整理事業に伴いまして認可され、事業が行われたものでございます。昭和38年当時につきましては、現在、入っております管につきましては、当時の設計条件の中で十分クリアされている条件の中で敷設されたものでございます。御質問の中にありましたように、降雨強度50ミリという計算でございます。現在の下水道計画も50ミリという計画でございますけれども、ただ、旭が丘の場合につきましては、雨が降ったときに流出係数が少し低目に設定されているというものはあります。しかし、当時では、その流出係数で十分だったというふうに判断しているところでございます。

御質問の1点の浸水被害の状況でございますけれども、実際の浸水等につきましては平成2年に調査を行っておりますので、60年代の後半、63年前後ぐらいから起きたというふうに認識しております。ただ、私どもの方でデータとして把握しておりますのが平成6年の1994年からでございます。平成6年度に道路冠水が3件、平成7年度に同じく道路冠水と床上浸水が1件ずつでございます。これは、いずれも集中豪雨に伴う被害でございます。平成8年度につきましても、同じく集中豪雨で1件。平成9年度も1件ございました。これは台風による被害でございます。平成10年度が、先ほど御質問にありました2件になります。いずれも道路冠水でございます。被害の状況につきましては、そういうような把握をさせていただいております。そのほか高台の部分でも一部浸水等ございますけれども、いずれも道路冠水ということで一時的なものというふうに理解しているところでございます。

2点目の、これまでの対策ということでございます。主に、この旭が丘地区で浸水している箇所につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、これの排水区といたしまして約160ヘクタールほどあるわけでございますけれども、この水が現在、浅川の方に放流されているという状況でございます。その中で一番浸水被害が起きているのが、旭が丘全体の中で一番低地部になっているところで被害が起きている状況でございます。したがいまして、これらの浸水箇所等を確認する中で、浸水対策といたしまして現在の浸水被害発生箇所に対する暫定的な対応策、当面、早急にできるような対応

策はないだろうかということで検討したのが１点でございます。

それから２点目につきましては、先ほど御質問がありましたように、最終的には雨水排水計画そのものを見直す必要があるだろうということでございます。旭が丘排水区の幹線系統について恒久的な対策として基本的な見直しを行っていくということでございます。ただ、現在、この恒久的な対策で実施するには、隣接しております西平山土地区画整理事業の区域内に管渠の敷設というようなこともございます。それから浅川の方にはけ口を新たに新設するという部分もございますので、これらの建設省との協議、こういうものをクリアしなきゃいけないということで、現在の段階では恒久的な対策よりも、できるだけ雨水の抑制をする方向で対策を行っていきたいというふうに考えてございます。

３点目の、今後の対策でございますけれども、先ほど対策の部分を一部ちょっとお話しさせていただきましたけれども、現在の浸水を防ぐには将来的な管渠の見直しに伴う敷設をやるのが最終的な対策の方向であるわけですけれども、暫定的な対策として、現在、雨水の抑制をできるだけ上流側で抑制できないだろうかということで、今、下水道の中で検討し現地の調査等も行っているところでございます。その対策といたしましては、旭が丘地区につきましては、非常に大きい公園、それから小中学校、事業所等もそうですけれども、そういう施設の中でできるだけ雨水を一時的に貯留する方法はないだろうかということで、現在、調査を行っているところでございます。できるだけ雨水を貯留することによって、余り問題が発生しないような方法での雨水貯留の方法を今検討しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　先ほど浸水被害の実態の把握のところで、被害はいずれも道路冠水で一時的なものだというお答えがありましたが、なぜ浸水被害が床上、床下がなくなったか御存じでしょうか。

豊田陸橋の一番近くにお住まいの方は、一番最初、中央線の線路に面した南側に門をつくられていらっしゃいました。でも、ここに門があると、そこから水がたくさん入ってきてしまって床下、床上浸水の危険性があるのでその門をふさいでしまったからです。近くの住民の方たちは、家の入り口を一段高くしたり、雨が降ったらすぐにビニールのシートを張って土のうを積み上げて、水が家の中に入らないように万全の対策をしているからこそ、床上浸水も床下浸水もないのではないでしょうか。この浸水被害の市に届

けられた数字だけを見て、本当に被害の実態をつかんでいるといえるでしょうか。ぜひ、もっと現場の声をよく聞いていただきたいというふうに思います。

この雨ですが、旭が丘の地域の浸水の被害の状態と、これまでの降雨量、１時間にどれぐらいの雨が降ったときに出るのか、そうしたことを突き合わせてみますと、大体１時間に30ミリの雨を超した場合にはこの浸水の被害が起きるということが、どうも関係しているように思われます。１時間に30ミリの雨というのが、一体どれぐらいのペースで起きるものなのか調べてみましたところ、94年には４回、95年には２回、96年１回、97年１回、98年、今まだ全部を調べておりませんが、７、８月だけで２回あります。毎年１回から２回、多いときには４回も起きているんです。そのたびに住民の皆さんは早朝だろうが夜間であろうがビニールのシートを張って、土のうを積み上げて、車を移動させて、被害が起きないようにしているんです。たとえ被害が起きても市からは何の援助もありません。国や都からも何の援助もないんです。被害が出ても何の補償も受けられないんです。とても、いずれも道路冠水、一時的なものですと片づけられるような被害ではないのではないでしょうか。

また、平成２年のバイパスの工事によって確かに耐えられる雨の量というのはふえました。しかし、このバイパス工事によって浸水の被害地域が大きく移動いたしました。歩道橋付近から陸橋付近へと浸水被害の場所が移動して、新たな被害が生まれたんです。それが今の浸水被害をこうむっている方たちなんです。

また、２点目のお答えの中で、雨水計画の見直しをされたということですが、これまで日野市では平成２年の調査に従ってバイパス工事をしたり、雨水浸透升の改良をして埋めたり、また下水の取水口の改良なども行ってまいりました。しかし予算不足がありまして、いずれも有効な対策、本当にとってほしかった貯水構造を持たせたり、西平山の区画整理の中で先行投資をしてでも下水管を通すというような根本的な解決策はとられないまま来ています。今後の対策の中で、とるべき方向としては旭が丘の中央公園や、先ほどありました小中学校、事業所などに雨水をためる貯水構造を持たせること、また旭が丘の南公園や東公園、また今、生活文教委員会に請願がかけられておりますが――旭が丘の豊田陸橋下の子ども広場として今、地元に開放されている新都市建設公社が持っている用地、また帝人下の都市計画道路予定地、こうしたところに貯水槽をつくるというのも効果的ではないでしょうか。

また、西平山の区画整理事業は、見直しによって事業計画に大きなおくれが生じておりますが、市長は区画整理事業、下水道事業などは、めり張りをつけて投資効果の大き

いところから順次着手するというふうにおっしゃっています。西平山の下水道事業、旭が丘の地域の雨水の対策をも解決できる大変投資効果の高い事業ではないかと思います。都市計画道路など、大きく計画に変更がないと予想されるようなところであれば、ぜひ先行投資もしながら、こうした解決策を図っていただきたいというふうに思います。

また、議長自身も８月28日の被害の際には、実際にこの状況を目にされたというふうに聞いております。そして住民の皆さんに、これは即刻解決しなければならない課題であるとおっしゃったというふうにも聞いております。担当部署も前向きにこの対策を立てていきたいというふうにおっしゃっています。ぜひ、この予算化と対策の実施を早急に行えるよう配慮していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（竹ノ上武俊君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　先ほどお話しさせていただきましたように、根本的な対策というのが一つ解決の方法でございますけれども、区画整理事業がおくれているからできないというわけではなくて、下水道計画そのものの中で現在決まっている計画がございます。例えば、浅川、多摩川にある一定の水を、ある一定の面積の中で流していくということで、はけ口の位置が決まっていたり、排水区が決まっているわけでございます。

現在は、その決まっている区域、それから出す位置について建設省の方ともう少し排水区を上流までカットさせてほしいということの協議を行っているところでございます。建設省の方との協議は、平成２年に調査を作成した以降、継続してやっているわけでございますけれども、これがなかなか建設省の方としては河川の中に新たなはけ口を設けるというのは非常に難しいという中で、できないわけでございます。したがいまして、恒久的な対策として、先行して雨水管なりを入れるということ自体が現在ではできないということでございます。したがいまして、雨水をできるだけ抑制して現在の管の流管能力をもう少し高めていこうということで、下水道課の方としては今現在そういう施設関係の排水ルートを調べさせていただいているという状況でございます。

市の公共施設等もございますので、庁内の調整、協議をしながら、もしくは各事業者の敷地も結構大きゅうございますので、そういう中で、ただ工場でございますので、被害を与えない程度で水の抑制処置ができるんであれば、ぜひ御協力をお願いしたいということで、これからそういう具体的な行動をしていきたいというふうに考えています。

○副議長（竹ノ上武俊君）　清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　西平山の区画整理のおくれだけではなくて、建設省との話し

合いがあるということで、なかなか進んでいないということなんですけれども、旭が丘の地域に降る雨の量、それが下水管にどうやって集中していくかというのは年々、一層ひどくなっているというふうに思います。だからこそ降る雨の量に関係なく被害の数もふえてきているのではないかというふうに思います。それを根本的に解決するには、どう考えても30ミリの雨ではあふれ出してしまうサイホンだけで飲み込むという構造には無理がありますので、ぜひその建設省との話し合い、なお一層努力をしていただきたいというふうに思いますし、住民の皆さんにとっては決して道路冠水、一時的なもの、こういうものではございません。根本的な解決策には確かに予算が必要ですが、これはある意味では市がバイパス工事を行った、そのことによって出ている被害でもございます。ぜひ市が責任を持った対応をするよう重ねてお願いいたしまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって13の２、旭が丘一丁目地域の浸水対策についての質問を終わります。

一般質問14の１、非営利の市民活動とどのようにつきあうか――ＮＰＯ法の制定に対応して――の通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔12番議員登壇〕

○12番（佐瀬昭二郎君）　それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

ことしの３月に特定非営利活動促進法、略称ＮＰＯ法が制定されました。この法律の制定によって、非営利の自主的なさまざまな市民活動、非営利団体の活動と行政が協力をしていく新しい条件が生み出されたというふうに思います。ただ、このＮＰＯ問題をめぐる論議を読んでいきますと、公的な立場からの文章もそうですし、あるいはさまざまな研究者としての立場の論議を読んでまいりますと、かなりの幅があるんです。ＮＰＯの定義そのものをめぐっても、かなりの幅のある状況にあるというふうに思います。

ところで今回は、近い将来、日野市がＮＰＯ問題についての基本的な指針をまとめ上げられることを期待しながら、基礎的な問題について若干のやりとりをしたい。そんな思いで質問することにしました。よろしくお願いいたします。

まず最初に、ＮＰＯ法が制定されるに至った社会的背景、今日の日本社会の状況をどのようにとらえるのかということをめぐって、質問をしたいと思います。

価値観の多様化が進み、それに伴って生活形態の多様化も進んでおります。これに対応して、例えば福祉の分野では、だれもが必要なときに必要なサービスを受けることができるという、人々の生活の実情にできるだけ柔軟に対応できる福祉のシステムをつく

るというような目標が掲げられ、実際に日野市の「保健福祉計画」もそのような理念に基づいて策定されております。ＮＰＯ問題に関する政府文書や、最近、盛んに出されるようになったいろいろな自治体の文書を読むと、どれにも同じに次のような記述が出てくるわけです。

これまでの行政による公的サービスは公平性を確保するという必要からも、どうしても画一的で柔軟性に欠けたものになりがちだったと。しかし、多様な価値観とそれに基づく社会的サービスに対する多様なニーズにこたえるためには、公的サービスのあり方自体も変えていかなければならない。そういう社会状況が生まれてきている。――こういうような言い方が、どの文章を見てもされているわけであります。大筋で言うと、そういうことかなという感じが私もいたしますけれども、しかし少々乱暴な言い方ではないかという印象も持っております。問題を国政のレベルのものとしてとらえれば、まさにそのとおりだと思うんです。

例えば、今問題になっている公的介護保険の問題、高齢者の生活の都合は一人ひとりみな違うのに、６種類のパッケージされたサービスしか用意されていない。まさに画一的で柔軟性に欠けているといわなければなりません。しかし、日野市のような基礎的自治体においては、これまでも市民の自主的活動と行政が協力連携しながら多様性を持ち、柔軟性を持った施策を生み出すための努力が行われ、少なくない成果を上げてきていると思います。基礎自治体においては、市民自治の成熟に伴って行政計画の策定や実施過程への市民参加は、今日、多様な価値観、ニーズにこたえようとする行政運営にとって不可欠の条件として受けとめられるようになってきておりますし、また、広い意味でのまちづくりに参加しようという意欲を持った市民層が形成され、多様な市民運動も豊かに取り組まれています。市民参加を意味のあるものにするだけの力量を地域社会が備えてきているといえるのではないでしょうか。

ＮＰＯ法は、今日、自主的な市民活動や非営利組織の活動が社会を成り立たせる上で積極的役割を果たしていく公益性を持っているということを評価して、これを支援する目的で制定されました。ＮＰＯ法の内容は限定的で、法人格を持つための一定の条件を備えた非営利組織を、つき合いの対象としております。しかし市町村行政のレベルでは、これまで行政と市民活動が協力連携して数々の成果を上げてきた実績をも踏まえながら、公的サービスを含む新しい社会的サービスをつくり出していくために、広く市民活動全体とどのようにつき合っていくのかという方策を改めてつくり上げていく絶好の機会、そういう時期が来ているのではないかと、そのように思います。

以上のことについて、行政としてはどのように認識されているのか、お考えを伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　ＮＰＯ法制度の社会的な背景、それから行政の認識ということでございます。

中央集権型の社会システムのもとで、また高度経済成長におきましては、効率性の追求とか、あるいは大量生産、大量消費の重視がされてきたわけでございます。行政におきましても、これを背景として画一的な行政サービスの提供に重きが置かれてきたわけでございます。ただいま議員がおっしゃったとおりでございます。

このような状況の中で、社会サービスのあり方については、市民の視点から働きかけが十分にされているとは言えない状況でございました。今、時代は大きく変わりつつございます。このままでは時代の要請にこたえることが非常に困難な状況になっていると感じておるところでございます。国主導による画一と集権システムが市民や地域の視点に立った多様な分権の行政システムに変革が求められているわけでございます。国の関与や規制を限定し、地方自治体の自主的、自立的行政を確保することが基本課題になっているわけでございます。また、自立した市民から自由な発想で地域社会の課題を解決し、自主的、自立的な活動が可能な社会環境が整っていると思われます。また、個別的で多様な価値観を求める社会環境も同じように醸成されてきているんではないかと思われます。

このような住民参加、社会参加の意識の高まりの中で、阪神・淡路大震災を契機として多くのボランティアの活動、その重要性が認知されたわけでございます。非営利活動、団体の役割が再認識されまして、このＮＰＯ法の制定となったと理解しているわけでございます。まさに時代の要請に合ったものであると、そのように認識をいたしておるところでございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

時代背景、社会的背景については、ほぼ一致した認識を持ち得ているというふうに思います。

いずれにしても、これまでも日野市においては行政と自主的な市民活動が多様な協力関係を取り結んでまいりました。このＮＰＯ法の制定をきっかけにして、これまでの経験を踏まえながら、どのようなつき合い方をしているのかという新しい方策を探ってい

く段階に来ていると思いますが、その方策を探っていくに当たって、私は次の三つの原則をぜひ踏まえたものにしていただきたいと思っています。

一つは、市民活動と行政との関係は、当然のことですけれども、対等、平等で、決して下請けの関係などではない、協力連携する関係だという原則を踏まえていただきたい。これが１点であります。

二つ目は、つき合いの対象となる市民活動を狭く限定をしないという原則であります。ＮＰＯの定義は多様で幅がありますけれども、公益性を持っているか否かが判断の基準になるというふうに考えられます。しかし、公益性ということ、それ自体についても、その理解にはまた幅があるようであります。外に開かれていること、特定、不特定の人にサービスを提供しているかが、その団体組織が公益性を持っているかの判断基準だとする考え方もありますけれども、趣味のサークルといえども地域の人間関係をつくるという意味では、公益性を持っているという考え方もあるわけでございます。いずれ日野市独自のＮＰＯについての定義を持つことになるのでしょうけれども、方策検討の解消する今の段階にあっては、あらかじめ対象を限定せず、広く市民活動全体を視野に入れた論議をしていただきたい。それが二つ目であります。

三つ目は、この問題、方策を考えるに当たっては、行政の側からの市民活動への支援の方策が欠かせないという、この原則であります。行政にとって協力連携する市民活動は、持続性を持ったものであることが望ましいことは言うまでもありません。しかし市民活動は行政に比べれば、まだまだ弱い力しか持っていません。また、持続性を確保する面でも、人的、財政的に十分な力を持っているとは言えません。ぜひ検討に当たっては、市民活動を支援する方策についても十分な論議を検討すべきではないか。そのことを指摘したいと思います。

以上の三つの原則を踏まえるべきだという点についてどのようなお考えでいるか、お考えを伺いたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　具体的な方策でございますが、佐瀬議員から御提言、御意見がございました内容につきまして、十分、検討をさせていただき、具体的な内容を詰めてまいりたいと考えております。

また、特に市の行政につきましては、一番地域に密着しているわけでございますので、いわゆるボランティア団体あるいは小さな組織、そういうところを含めた中で、きめ細かな具体的な方策を協議し、検討をさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

もう一つ、ＮＰＯ、自主的な非営利の市民活動とどうつき合うのかということを考えていく場合に、これまで日野のまちで行政と非営利の市民活動が実際にどのような協力関係を取り結んで、どのような成果を上げてきているのかということを踏まえることが、とても大事な点だろうというふうに思うんです。いろいろなまちのＮＰＯ問題についての指針などを読ませていただいたわけなんですが、どうも歴史的な経過というか、蓄積を踏まえるという点で、大変不満を感じました。日野のまち、多摩のまち、日野と、この周辺のまちをちょっと比べただけでも、それぞれのまちでどのような分野の市民活動が盛んなのか、どのような分野で市民活動と行政の協力が豊かに発展しているのか、それぞれ違いがある。個性がある。やはり日野のまちで市民活動と行政とのつき合い方をこの段階で改めてとらえ直す、方針を決めていくということであれば、これまでの日野のまちにおける経過、成果をしっかり踏まえる必要があるというふうに思うんです。

そこで、把握されている限りで結構ですので、一体どのようなＮＰＯと日野の行政との協力関係がこれまで取り結ばれ、どのような成果が上がってきているのかということについて、教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　今までのＮＰＯとの関係で、また、その成果ということでございますけれども、やはりいろんな領域といいますか、分野で、例えば福祉の関係とか、特に福祉の関係でも障害者の関係あるいは高齢者、あるいはまたいろんな環境、各行政分野でそれなりに非営利市民団体、連携しながらいろんな成果を上げているわけでございますけれども……たくさんございますが、幾つかでよろしいでしょうか。

特に福祉関係については、地域ケア研究所とか、あるいは特に最近では痴呆性のデイホームの運営、あるいは老人給食、在宅福祉の分野等もございますし、また環境や、あるいは消費者行政につきましても、たくさんの民間の非営利団体等の連携をしながら行政を今まで支えてきたという経緯がございます。以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　もう少し聞けると思いましたが、非常に簡単だったんですが……。

例えば、環境行政、今は名前が変わりましたが、水路清流課、公園緑政課が結構、市

民の皆さんと協力して意欲的にいろんな仕事をしてきているんだろうと思うんです。そのあたりのことだとか、あるいは少しさかのぼりますけれども、1970年代の半ば、75年から始まったんだろうと記憶していますが、日野のまちから地域医療システムが生み出されて、それが全国に広まって、そのきっかけになった医師会と市民団体、そして市が協力をして行った難病検診運動があったように記憶しているんですが、もう少し、二、三、具体的事例を挙げて説明をしていただきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　どのようにＮＰＯとつき合ってきたかという具体的なものにつきまして、もう少しお話をさせていただきます。

まず環境の分野でございます。日野市消費者運動連絡会、浅川勉強会、日野の自然を守る会等、その他の団体と、緑と清流課が連携し協力をしております。また、日野市消費者運動連絡会は、用水の水質調査を定期的に行い、その結果は市の水質調査報告に掲載をしてございます。

浅川勉強会につきましては、水環境の保全の啓発を行い、その提案は浅川、程久保川合流点ワンドとして実現しております。

また、消費者行政の分野でございますけれども、日野市消費者運動連絡会、自治会、リサイクルショップ回転市場、その他の団体と生活課が連携協力しておるわけでございます。

それから日野市消費者運動連絡会と多摩平自治会が一緒になりましてリサイクル活動を行っております。

福祉、医療の分野でございます。地域ケア研究所、あるいは自立生活センターひの、にんじんの会、地域福祉カフェテリア、Ｂｅすけっと等、その団体と障害福祉課あるいは高齢福祉課が連携協力しております。特ににんじんの会につきましては、痴呆性高齢者デイホームの運営、それから地域福祉カフェテリアにつきましては、老人給食事業の調理を委託しております。日野市社会福祉協議会では、市民からの相談があったときには目的に応じて、またＢｅすけっとやバオバブの家を紹介したりしております。

また、国際交流の関係では、国際交流協会、これはもう一つの共同という連携のもとに事業を展開しているということでございます。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　質問通告してから本当に短い期間ですから、お調べになるの

も大変だったと思いますけれどもありがとうございました。

今、御紹介いただいた限りでも本当に、もっとほかの分野でもいろいろなことがあるわけですけれども、市民の活動、市民団体と行政とが、さまざまな分野で協力連携の歴史を刻んできている。私の方からも、特に私が関心を持ち、大事だなと思ったことを、現在行われることと少しさかのぼって行われたことを、ちょっと御紹介をしておきたいと思います。

昨日の一般質問でも執印議員が取り上げていました。環境基本計画づくりが109名の市民のワーキングチームの手によって市民案がつくられるというところまで進んできております。このワーキングチームに参加された109人、それぞれ個人参加という資格で参加しているんですけれども、お話を聞いてみますと、本当に長いこと、この日野のまちで環境問題、今、御紹介になったいろんな団体にかかわって中心を担ってきたような方々が、自分たちが蓄積してきた情報、専門的力量を引っ下げてこのワーキングチームに参加をしている。あるいはまた、そういう人がこれまで日野に住んでいるということをだれも知らなかったんだけれども、職業にかかわって環境問題についての高い専門性を持った市民の方々が参加をしてきていると。実際に読ませていただきますと、そういう地域で蓄積された専門性や、職業にかかわって蓄積されてきた専門性が見事に市民案には反映し盛り込まれて、内容を豊かにしているんではないかと思います。

ＮＰＯというと、普通、福祉などの分野で、いわば地域福祉の政策を実施していく過程で行政が責任を持つ範囲、行政と市民が協力して行う範囲というように、住み分け、あるいは連携協力の関係を考えながら、そこでどういう役割を果たしてもらうかということを行政としては考えるというのが普通だと思うんですが、それと並んで政策提言というんですかね、ＮＰＯの持つ機能というのは非常に大きな意味を持っていると思うんですが、環境基本計画づくりというのは、形の上ではＮＰＯでなく、いわば個人参加なんですけれども、実態的にはまさにＮＰＯ、これまで日野のまちで活動してきた環境保全をめぐって活動してきたさまざまな市民団体が蓄積してきた力量がそこに反映しているという意味では、非常に全国的にも先進的な例になり得るのではないかと思われるようなＮＰＯ活動、ＮＰＯと行政との協力関係を満たしているのではないかと、そんなふうに思うわけです。

ちょっと私、先ほど触れましたけれども、1975年から10年ほど続いた難病検診運動というのがあります。今日でも難病の方々は障害者基本法の対象になっておりません。障害者基本法が新たに制定されて、ようやく精神障害者は障害者福祉の対象になりました

けれども、難病の方々については、依然として国会の付帯決議が難病の患者も障害者として扱う、そういう方向を目指すべきだということを強調しておりますけれども、制度の上では福祉の対象になっていません。ところが日野のまちで、70年代、75年から行われたこの難病検診運動の経験を通して、日野のまちでは全国でもいち早く障害者福祉手当の受給対象に難病患者がなり得るという条例改正をして、普通、そのことを関係者は難病福祉手当が生まれたというふうに言っているんですが、実態は障害者福祉手当の中で難病の方々に対しても対応するというような行政上の大きな成果も生み出されました。この難病検診運動は、もともとは日野の医師会と日野の医療と福祉を進める会という難病患者の皆さんを含めた市民団体とが共同で提唱をして、市や保健所もそれに協力をしている。10年にわたってさまざまな難病の検診、集団検診を実施していたわけです。

一つは、今申し上げた難病福祉手当が生まれたというような行政上の成果もあるわけですけれども、日本の地域医療システムをつくり出していく上で、専門医と地域医と患者、そしてそれを支えるボランティア、その関係をシステム化することに初めて日本で成功し、この仕組みが日野の医師会のお医者さん、先生方の活動を通して東京、そして全国に広がっていったという、これまた行政とＮＰＯと日野における、過去における協力の大きな成果の一つではないかというふうに思います。

それから先ほど来、若干の議論がありましたけれども、社会教育センターは設立されてから29年たっております。日本の公益法人、社会教育センターも社会教育協会という公益法人の機関でありますけれども、日本の公益法人というのは政府や都道府県、単位自治体の外郭団体のようなものがたくさんあって、そういうものは多分ＮＰＯとは言わないんだろうと思いますが、この社会教育センターの場合は立派なＮＰＯの一つだろうというふうに思います。この社会教育センターについては、皆さんもよく御存じのように、日野市と社会教育協会が共同で運営するという仕組みがつくられる。その運営の仕組みの中には市民の代表も参加をして、ずっとこの29年間、仕事が営まれてきた。

ちょっとセンターの方から資料をいただいたんですが、社会教育センターを利用してきた日野の市民の人数がどのぐらいに達しているのか。設立された最初の年、69年のデータがないんですが、1970年から1997年までの27年間、利用者の延べ累計は472万7,921名ということになります。日野の場合は、長いこと社会教育センターのほかに市民が利用できる施設というのは、中央福祉センターと公民館、あとは地区センターがあるわけですけれども、言ってみればその三つしかない時代がずっと長く続いて、しかも公民館が御存じのように設立後しばらくの間は貸し館業務というような機能しか持ち得ない。そ

の中で社会教育センターが当初から幼児教室であるとか、あるいは中高生を対象にしたさまざまなプログラムをつくって、私は特に社会教育センターがこの30年ほどやってきた仕事の中で高く評価できるのは、そういう子どもたちと継続的につき合い続けてきたというところにあると思うんですが、ですから今日、日野の子育てや教育にとって大変なノウハウが蓄積された場所の一つだろうというふうに思っているわけですけれども、このような、これは有山市長の時代、日野市が、ぜひいらしてくれという誘致をして始まった経緯があるわけでありますが、全国的に見てもＮＰＯと自治体行政との協力連携の事例としては非常に先駆的な事例なのではないか。ちゃんと調べていませんので、責任を持ったことは言えませんが、そんな感じがしております。

以上のように、企画部長からも教えていただきましたし、私がちょっと調べてわかった限りの範囲のこともお話ししましたけれども、今現在の日野のまちでも、また、さかのぼって、この30年ほどの日野のまちの歴史をたどってくることによっても、日野のまちで本当に日野のまちらしい個性を持った行政とＮＰＯとの協力関係というのは、もう歴史が刻まれてきている。これは間違いのない事実なんだろうと思うんです。ぜひ方策を検討するに当たっては、このようなＮＰＯと行政との協力の経験がどのように蓄積されてきたのかということを踏まえたものにしていただきたい。ちょっと大変な作業になるかもしれませんが、ほんの短時間で先ほど御紹介いただいたような情報が集められるわけでありますから、ちゃんとした構えでこの問題を調べれば、これまでは、はっきりとは意識されていなかったような大きな今後に引き継ぐべき成果、そのようなもの、あるいは教訓というようなものが引き出せるに違いないと思うんです。ぜひ、そんなことをも踏まえたものにしていきたい。ちょっと繰り返しになりますが、ほかのまちのＮＰＯ関連の指針等を読むと、そのような視点が、どの指針を読んでも同じようなことが書いてあるんです。日野のまちだからこういう協力関係があろうかというような視点が、どうも弱いような気がしたので、あえて短時間ではありましたが無理を申し上げて調べていただきまして、どうもありがとうございました。

次に、当面、どのような取り組みが可能かということについて、これから日野市としてもどうするか考えていくという段階だと思いますが、そのことについて質問をしたいと思います。

まず、今議会でいろいろな方の質問の中で、このテーマについてはＮＰＯとの協力を考えるべきではないかという提言がたくさんあったと思うんですね、質問の中で。そういう緊急性を持ち、今実施することが必要なものについては、どんどん実施していくこ

とが必要だと思います。それと同時に、さまざまに出されてきている、これまでも取り組まれてきた、これから取り結ばれようとしているさまざまな具体的構想と並行して、日野のまちの、日野市がＮＰＯとどのようにつき合うのか、あるいは日野市はＮＰＯ問題をどのように定義するのか、考えるのかということについての日野市の指針を早急につくる必要があるのではないか。きょう私が申し上げましたし、教えていただいたことからも明らかなように、日野のまちでは、本当に、さすが日野のまちらしいというような指針をつくる条件があるのではないかと思っています。

そこで、具体的にどういう取り組みをするのか、いろんな考え方があって、実効的にこの指針がしっかりしたものができればそれで結構なんですけれども、例えば、まず何か担当する部局をつくるというよりは、検討チーム、研究チームを発足させるというのがこの問題では有効なのではないかという印象を持っています。環境行政の分野でも、きょうは御紹介ありませんでしたが、女性問題の行政の分野でも、あるいは障害者の行政の分野でも、あるいは社会教育の行政の分野でも、多分、この30年、20年の間に日野のまちのＮＰＯとかなり丁寧につき合ってきている。その問題について深い思いを持っている職員の皆さんが結構いらっしゃるんだろうと思います。そういう方々を今いる職場から引き抜いてきて、ここで考えるというよりは、むしろ日常業務とは別に研究チームをつくる。それでそのチームを中心に大いに市民参加も歓迎をする。市民の皆さんとも同じテーブルを囲んで大いに論議を闘わせる、そんなような取り組みをまず市の方から呼びかけて始めたらどうかと、そんなふうに思うんですけれども、この点についてお答えをいただきたいと思います。

そして最後に市長から、全般にわたって、お考えをきっとお持ちだと思いますので、ぜひお話を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（竹ノ上武俊君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　今後、どのような形で取り組むかということでございます。行政と非営利の市民活動が対等なパートナーシップを基本にして、福祉、環境保護、まちづくり、あらゆる行政の分野で協働していく関係が望ましいと考えております。したがって、両者を地域社会に形づけ、新しい社会サービスを提供するパートナーシップとしての位置づけ、具体的な協働の取り組みを構築するために非営利の市民団体に対して日野市のかかわり方につきましては、今後いろんな分野で、また御提言をいただきました研究チーム、既にいろんな形で課題別問題研究については行政内部でも対応していますし、またいろんな行政部分がございますので、そういう今まで活動してきた、あるい

は市民の皆様にも参画をいただきながら、その指針については今後も取り組んでまいりたい、このように思います。

以上でございます。

○副議長（竹ノ上武俊君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　佐瀬議員から、非営利の市民活動、ＮＰＯ法の制定を受けて、どのように行政がおつき合いをしていくかということを、御提言を含めた質問をいただいているわけでありますが、今、議員からも御指摘がございましたように、ＮＰＯというふうな概念ができる以前から、私どもの日野市は本当に住民の皆さんの精神的な活動があらゆる分野でたくさんございます。今、部長からも答弁申し上げ、あるいは漏れた部分があるかもしれませんが、たくさんの分野で市民の皆さんの力をいただいて、それが市の行政を先導をしてきたというふうな面が、随分たくさんあるように思います。そういう意味で、その歴史、伝統を踏まえて、これからの日野市の行政運営の中においても、いわゆるＮＰＯ的な方々と一緒に、あるいは先導をしていただいて、もっともっとよりよい方向に行政を進めていく、こんな行政運営がまさに市民参画の市政ということに当たるのではないかという認識を私も持っているところであります。そういう意味で、議員御指摘の、あるいは御要望のとおり、できるだけうまいぐあいによい環境をつくりつつ、これからも続けていきたいというふうに思うわけです。

そういう中で、社会教育センターのお話も出ました。社会教育センターは、もともと財団法人という既に法人格を持っている団体でございますが、議員御指摘の意味では、当初の意味合いというのは、私も今ここに当時の有山市長の文章だと思うんですよね、社会教育センター実現へということの中には、やはり民間の力をいただいて一緒にやっていく。むしろ民間の方々の主導で社会教育というものは進めていかなければいけないという趣旨でありますから、まさに御指摘のとおりだと思うんですが、一つ注意をしておかなければいけないのは、今度の法にもありますけれども、いろんな要件がありまして、各種具体的に限定列挙がされた次に、例えば政治的な活動はまずいですよ、あるいは宗教的な活動はまずいですよ、特定の個人を応援をしたり誹謗したりとかっていうこともよくないですよというようなことが、きちっと書かれているわけであります。

そういう意味で、社会教育センターのでき上がったころの有山市長の文章には、当時の社会教育協会というのが、むしろ保守反動であると。多摩平をモルモットにして思想扇動を図るつもりじゃないかというふうな反対運動があったそうでありますが、現実は私ども伺うところでは、ちょっと逆な意味で思想扇動が行われている向きもあるかなと

いうふうな心配はいたしております。その辺だけは注意をしなければ、本来のこのＮＰＯ法の趣旨が生かされないのではないかという認識だけはお伝え申し上げておきたいと思います。

いずれにいたしましても、これから環境の分野、福祉の分野、女性参画の分野、あるいは人権の分野、非常に幅広い分野でこういった地域にお住まいの先進的なお考え、行動ができる皆さん方のグループ、そういった方々と協力をして積極的にそういうふうな方々の御意見をちょうだいしながら市政運営をしていきたい。それが私の姿勢であるということを重ねて申し上げておきたいと思います。

○副議長（竹ノ上武俊君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　ぜひ、ごくごく近い時点で、このＮＰＯとのつき合い方の指針をつくる取り組みを開始されることを心から期待したいと思います。

最後に、市長、今の社会教育センターに対する評価、それ自体が大問題だというふうに私はきょう申し上げたんです。長い歴史を持っていて、どういうこの地域社会に貢献をしてきたか、あるいは日野市政にどういう貢献をしてきたのか、どういう問題点があったのか、それはじっくり時間をかけて論議しなければいけない問題です。こんな、どさくさ紛れのように、何の根拠も示さずに一方的な評価、断定をするというのは非常に乱暴だという、そのことははっきりと申し上げて質問を終わります。

○副議長（竹ノ上武俊君）　これをもって14の１、非営利の市民活動とどのようにつきあうか――ＮＰＯ法の制定に対応して――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹ノ上武俊君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時47分　休憩

午後１時04分　開議

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の２、公的介護保険の開始に向けた準備状況を問うの通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔12番議員登壇〕

○12番（佐瀬昭二郎君）　それでは午前中に続いて質問をいたします。

2000年から開始されることになっている公的介護保険、いよいよ事業計画を策定する

段階に来ているわけですが、市が組織したプロジェクトチームと作業部会における検討もそれなりに進んできて、作業部会の中間報告が出されたことも聞いておりますので、いろいろな問題について、どんな検討がされてきているのか。それから、当面、何をすべきかというようなことについて、幾つか質問をしたいと思います。

まず、準備作業の現段階と今後の取り組みということで、介護保険開始までのタイムスケジュールについて伺おうかと思っていたんですが、そのように通告もしてありますけれども、中谷議員とのやりとりでタイムスケジュールについては詳しく御説明もあり、私も伺いましたので、その御説明で１点抜けていたんじゃないかと思いますが、モデル事業についてだけ、いつごろ、どのような内容でやることになるのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君）　モデル事業についてのスケジュールの内容の御質問でございます。簡単に御説明申し上げます。

モデル事業につきましては、来年の10月から始まります認定申請の準備事業ということで、今年度、全国の3,300弱の団体が一斉に行うこととなっています。当初の予定ですと、９月、10月ということで決まっておりましたが、国の方の調査票の内容等が若干おくれておりまして、つい先日、実施期間は９月30日から11月30日まで、約１カ月おくれて実施をするという通知が参りました。それを踏まえまして東京都の方で調査員の説明会あるいはモデル事業認定審査委員の説明会を先日、済ませたところでございます。そこら辺の内容から明確になってまいりました内容について、簡単に御説明します。

まず、調査対象者の選定をすることになっております。これにつきましては、前回もお話ししたように在宅50の施設50ということでございます。それについては、かわりはございません。その中で、実際に実施するに当たって、調査対象者の65歳以上の高齢者と、それと２号保険者の給付対象であります40から64歳の特定疾病を持った患者さんも調査対象に入れるということでございます。それらを踏まえて選定をしていきたいと思っています。

この調査に入る前に、調査対象者には調査協力同意書を得るような指示がございます。そこで同意が得られなかったケースについては今回の調査対象から外し、そのかわり、ほかの新たな対象者を入れ、最終のサンプルとして100ケースを確保してもらいたいということでございます。

日野の場合、この100ケースに対する取り組み、準備でございますが、現在考えているのは調査員を市の保健、医療、福祉の分野の専門職員を６名考えてございます。具体的に申しますと、健康分野では保健婦さん２名、それと福祉分野では介護福祉士２名、それとケースワーカー２名、その６名体制を主体に考えています。ただ、実際の認定申請を受け付ける段階になりますと、介護支援センターの方でも受け付けることになりますので、その支援センターの方のソシアルワーカーもこのモデルに参加したいという意向がございますので、在宅介護支援センター高幡、田中病院に併設されている在宅介護支援センター豊田からソシアルワーカーを１名ずつ入れて８名で体制を組みたいというふうに思っております。

それで、実際、具体的には訪問調査で行うわけでございますが、昨年までは調査内容が31種73項目という形で調査が実施されました。それで調査の内容によって１次判定と２次判定の差がそれでも24.4％という差が出ているということで、今回、10年度につきましては、調査項目をふやしてございます。32種85項目という、12項目の増でございます。この増の内容につきましては、医療部門の項目を12項目ふやすということでございます。具体的には、従来の調査の中になかった在宅での点滴の管理だとか、カテーテルの時間だとか、あと透析だとか、医療的なもの、時間がかかるものも、そのサービスの供給時間に入れる目的を持って入れたと聞いております。

そんな中で１次調査をするわけでございますが、その１次調査の１次判定の結果を今、二通りの方法を市町村が選択をするということになっております。

一つは、厚生省のホストでありますコンピューターに各団体が調査した内容をオンラインで送って判定をいただく方法と、厚生省が貸し出しますソフト、それを公共団体の計算機に入れて、その場で１次判定を出すという方法を、選択をやられております。日野市につきましては、現在、厚生省で開発しているソフトが使えるパソコンがございます。機種としましては日立フローラというパソコンが入っていますので、それを使いたいというふうに思っております。

１次判定が出ました後、介護認定審査会を開きます。このメンバーにつきましては、５名程度ということで、日野市は５名の委員さんを今選定をしたところでございます。実際に１回の審査時間、３時間程度で約30名ということですので、４回ほど開催を考えております。９月30日から調査が始まりまして、早くても10月の中旬ごろから認定審査会が開けるんじゃないかと思っております。

その後、認定審査が終わった後、要支援、要介護と認められた方に対してケアプラン、

サービス計画を作成をしなさいということでございます。それにつきましては、在宅で10名以上の方を実施しなさいということでございます。このケアプランにつきましては、昨年、実施した段階で相当、限度額をオーバーしているところもありますし、所用時間等の調査も必要ということで、ばらつきが出ております。そんなことで、日野市につきましても10名程度ですが、調査員が８名おりますので、２班に分けて２チームで、１人２ケースぐらいの割合で16ケースはやってみたいと思っております。

そのやり方につきましてはいろいろございますが、基本的にアセスメントをどういう形で、どういう種類を選んでいくかということが、分析するのに差が出てまいりますけれど、東京都が今、推選というんですか、推選されておりますＭＤＳ－ＨＣ方式を採用していきたいと思っております。

流れとしては、以上、そんな状況でございます。

○議長（馬場繁夫君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　わかりました。要介護認定にとどまらずケアプランの作成までやるということだと思います。どうもありがとうございました。

その次に、これから介護事業計画、そしてそれと並行して保健福祉計画の見直し作業が進められるということであるわけですけれども、そのことに関連して、これまで、あるいは今後のことでもよろしいですが、どのような検討がこれまでされて、またされる予定になっているのか、幾つかの点について確認かたがた質問したいと思います。

まず第一に、今後、介護保険問題に向き合う市の構えにもかかわってくる問題だと思いますが、以前は介護事業計画をつくらなければいけない。同時に保健福祉計画の見直しの時期にも来ているということで、これをどう組み合わせて進めるのかということで、まず介護事業計画を先行させるというような話がもう出たことがあったんではないかというように記憶しておるんですけれども、現在では完全に結びつけて、リンクさせて介護事業計画の策定と保健福祉計画の見直しを同時並行で行うということになっているようです。

ということは、介護保険は公的介護制度の一部をカバーするにすぎない。したがって、それだけでは高齢者の生活を支えることはできないという認識、つまり本来の公的介護保険、上乗せと市町村特別給付、さらに市単独事業、この三つを組み合わせて総合的な介護システムをつくるという認識に立って仕事を進めていると、そういうふうに受け取ってよろしいかどうか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

それから、そのことと密接にかかわるわけでありますが、高齢者の生活を支えるため

には介護にかかわる現行の福祉サービスの水準を低下させないという原則が必要だと考えますけれども、そのことは仕事をこれから進めるに当たって明確になっているかどうか。昨日の市長の答弁で、かなりこの点については踏み込んだ御答弁がありましたけれども、あわせて伺っておきたいと思います。

次に、今現在、日野市に住んでいる高齢者が社会的に必要と認められ提供されているサービスのうち、公的介護保険では受けられなくなるサービスが発生するというふうに言われています。次の点について、どのような検討がされているか。

一つは、今はサービスを受けているんだけれども、自立と認定されて、今受けることができている家事援助型サービスを受けることができなくなる場合、これに対してどのような対策を検討しているのか。

次に、要介護度ごとに提供されるサービスの量が、今受けることのできるサービス量を下回る場合も想定されていますけれども、これについてどうなのか。財団法人東京市町村自治調査会が、こういう報告書をまとめています。御存じだと思いますが『介護保険と市町村の役割、あなたのまちの介護のデザイン』というものですが、この中に、この緊急提言といわれている冊子、報告書づくりに参加したのは、三鷹市、武蔵野市、昭島市、保谷市、東大和市、多摩市、稲城市など日野市近隣のまちの職員も参加をして、この提言をまとめているわけでありますが、1975年に厚生省が暫定的なサービス単価を発表しました。また、厚生省のケアモデルプランのようなものも公表されていますが、それに基づくサービス単価と、この研究に参加をした自治体で実際に実施されている介護福祉の実態を踏まえた単価、両方が比較されています。

これを見ますと、その後、厚生省も単価あるいはサービス量について若干の修正を加えてきていますから、今現在の比較ではありませんけれども、例えば虚弱と認定された場合は、多摩地域の自治体で普通、現在行われているサービス量の方が週にして3時間多いということになっています。同じように巡回型の訪問介護についても、訪問看護についても、いずれも今現在、多摩地域で提供されているサービス量の方が、厚生省のモデルよりもはるかに多くなるというふうな計算になっている。ですから、福祉先進地域といわれているこの多摩地域では、今申し上げましたように、要介護度ごとに提供されるサービス量が、今受けることのできるサービス量を下回るということが、ほぼ想定されるわけでありますが、このことについてどのように検討が進められているのか。

三つ目は、要介護度が低く認定されてしまったために、今受けることのできるサービス量を下回ってしまう。いわば介護保険によって、今現在受けることのできているサー

ビスがフォローされない、そういう場合は三つの場合について想定されると思うわけでありますが、そのことについてどのような方向で検討が進められているのか伺いたいと思います。

これらの場合は、いずれも必要なサービス量を確保しようとすれば全額自己負担ということになります。そもそも介護保険でカバーされるについても保険料を払い、使用料を払い、市町村特別給付があればその分にかかってくる保険料を払いという、大変な負担を強いられるわけでありますけれども、そのことと関連して、あわせて教えていただきたいんですが、今、市が措置制度に基づいて実施しているホームヘルプサービスを受けている人の人数と、その中で自己負担がゼロである人々の人数、そしてその割合。昨日の中谷議員の質問でも、若干、中谷議員自身が御紹介しておりましたけれども、そのことをちょっと確認の意味で教えていただきたい。

次に、要介護と認定されなかった人は、特別養護老人ホームから一定の猶予期間の後、退所しなければならなくなることになっております。この場合、戻る家がない人、家庭の事情で戻ることができない人、こういう人が発生した場合に、やはり対策が必要だと思いますが、どのような検討がされようとしているのか。

さらに、自立と認定された場合、この場合には猶予期間なしにデイサービス、ショートステイが受けられなくなることになっていますが、そのような人が出た場合の対策。

次に、緊急性がある場合には要介護認定以前でもサービスを受けることができることになっておりますけれども、この場合は、一たん全額を立てかえ払いということになっていますね。それで要介護認定が出されたときに精算をするということになっていますが、支払い能力を越える人が出た場合に、やはり対策が必要となってくる。そういうことについて、どのような方向で検討されようとしているのか。

あと二つです。一つは、厚生省は低所得を理由とした保険料、利用料の減免を考えていないのです。地震、その他の災害で一時的に支払い能力を失った人に対して減免措置をとるというようなことは言っておるわけでありますけれども、低所得そのものは理由としないというふうになっているようですけれども、当然、昨日の中谷議員とのやりとりでも、日本の高齢者の平均的な年金受給額のレベルを考えれば、何らかの公的支援がどうしてもなければ介護保険を利用できない人が大量に発生しかねない。この問題についても、どのような検討がされようとしているのか。

最後に、多くの高齢者が一番関心のあるところだと思いますが、今、１号保険者の保険料については2,500円という金額が世の中に出回っているようですね。この2,500円を

基準として上に２段階、下に２段階で保険料を設定するということになっていますが、日野のような都市部における介護保険の運用で、この2,500円の範囲に保険料がとどまるというふうにお考えになっているかどうか。

以上のことについて、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君）　簡潔にお答えをいたします。

７件でございますが、まず１番目の介護保険と上乗せの市町村特別、あるいは単独事業、その三つの組み合わせの総合的な介護システムということでございますが、当然、介護保険の中に入ってくる事業と、それらのものとは関連性が非常に強い内容でございますので、それらを一体として考えていかなければ、この介護保険制度の事業計画自身がまとまらない私どもは考えているところでございます。

それと、福祉サービスの推進の低下をさせないという原則ということでございますが、当然、現在の福祉サービスを低下させないような方策を検討していかなければならないということの中で、ただ問題は、今の時点では事業計画なり保険計画が事業に位置づけられていないために、どれがどういう形で動いているのかというのは、ちょっと見えにくいんですが、いずれにしましても、今のサービスを低下させないような事業の内容を考えていきたいと考えております。

判定の関係でございますが、自立と認定されて今まで受けることができるサービスが受けられなくなったとか、サービス量を下回った場合、あるいはサービスを受けることができなくなった場合、これらのケースでございますが、これは認定の結果によりまして自立と認定された場合は今の介護保険法ではサービスを受けられません。ただし、その要支援、要介護と認定をされなくても、その必要であるサービスについては先ほどの市の単独事業で見ていけるのか、あるいは受益者負担を含めて事業を検討していかなければならない。これにつきましては、現在のところ細かな検討はされていませんが、これから事業計画策定部会あるいは事業計画作成委員会の中で検討を図っていきたいと考えております。

現在のホームヘルプサービスを受けている人で、自己負担のない人の数ということでございますが、これにつきましては、現在、市の方から派遣をお願いしている要介護者は318名であります。そのうち自己負担なしという方が286名でございます。率にしまして89.9%。これは今の措置制度の中で所得が193万7,000円以下の家庭については自己負担なしという基準の中で動いているところでございます。

その次の特別養護老人ホームから退所をしなければならない人の対策でございます。この特別養護老人ホームに入所されている方の退所率というんですか、判定の内容によっては退所しなきゃならないだろうという対象者は、一応、国の方では2割程度はいるんじゃないかという話し合いが出ておりますが、実際にはもっと少ないんじゃないかと思います。また、これは現在入っている方は一応5年間の猶予期間がございます。老人ホームに入ってよくなる方も、まれにはいると思うんですが、加齢とともにやっぱり介護度が増してくるのかなというふうに思います。そういう方で退所を5年後に必要になる方もいらっしゃるというように想定しまして、その方が在宅で生活できるようにケアハウス等の整備をしていかなきゃならない。またシルバーピア等の状況も補完していかなきゃならない。現在、養護老人ホームについては措置制度として残ってございます。そんな中で養護老人ホームの方での受入れ等もその必要者数を把握した中で考えていかなきゃならない、そのように思っておるところでございます。

自立と認定されて、デイサービス、ショートステイが受けられなくなったような人が出た場合にどうするかということでございますが、これにつきましては、自立ということで保険対象から外れますが、地域福祉サービスの中でその方たちのサービスに対する位置づけを明確にし、従来どおり使えるような制度ができるのかどうか、そこら辺もこれから事業計画を作成する中で検討していかなければならない項目と思っております。

それと、緊急があって全額立てかえ払いということでございますが、今の法的には全額立てかえ払いの方法が定められておりますが、その緊急なサービスを必要とするケースが発生した場合につきましては、その時点にさかのぼってサービスを提供できるという条件は整っているんですが、ただし、かかった費用は限度額いっぱいの介護者があれば、30万円なら30万円を一律立てかえ払いとしなければならないということで、それを支払うことができない方も発生が予測されます。それにつきましては、やはり一時的な何か貸し付け制度等を一般単独の方の事業で制度化していく必要もあるんではないかと考えております。

低所得を利用した保険料利用の減免でございますが、現在の法律によりますと特別な理由によっての減免は考えられております。それにつきましては、基本的には災害等による場合ということでございますが、そのほかにも何か出てきた場合については、やはり先ほど言った貸し付け制度、そこら辺の活用もあり得るのかなという、まだ、この部分での低所得者に対する利用料のお支払いについて、高額介護サービス費の支給という検討事項がございます。政省令は出ていませんが、そこら辺の額が出てきた中で対応が

できるものとできないもの、できないものについては貸し付け制度等も考える必要があるなと思っております。

最後の、2,500円の範囲におさまるかということですが、これは非常に難しい問題でございます。保険料とサービスの供給内容によって大きく変わってまいります。保険料を上げればサービスの質も上がりますが、サービスを落とさないようにするには、やはり保険料との兼ね合いが出てくるだろう。そしてまた市町村特別給付であります上乗せとか単独事業で持っていくべき事業、それらの位置づけがこの保険料に大きく影響してくるわけです。先ほど自治調査会の資料の中でちょっと御紹介がありましたけれど、御承知のように自治調査会では現在の厚生省の単価を使って今の都市型のサービスを提供すると8,200円とか300円という金額を出しています。また、市町村の単独の単価を使えば１万2,000円ぐらいになるだろうといわれておりますが、それは実際の要介護者の実態調査に基づいての数字ではございません。あくまでも推定数字でございます。これにつきましては、やはり保険料というのは非常に市民の方の関心が高くて、日野は幾らになるんだという質問は、どこでも出てまいります。そこら辺を根拠ある積算をして、そのサービスの内容とのすり合わせの中で説明をしていかなければならない問題だと思っております。また、この2,500円というのは、はっきり言いまして平成７年度の単価ということで、それにおさまる団体はないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。いろいろ私が取り上げた問題については、すべて検討の対象となり、考えようとしていることがわかりました。

特別養護老人ホームの問題については、今入っている人が退所を迫られるという事態が当面、一番深刻な問題なんですが、今の基準であれば当然入れる人が、今後、入れなくなるという状態、そういうことが発生することも、あわせてどうするのかという問題として受けとめていただきたいと思います。

それからいろいろと悩ましいようでしたけれども、結局、最後はおさまらないと、保険料に関しては。お答えいただきました。やはり今、厚生省が言っている限りの公的介護保険の仕組みというのは、とりわけ福祉先進地域である多摩地域のような都市部においては、かなり大きな矛盾をはらまざるを得ないということが、今のやりとりでもかなりはっきりしたんじゃないかというふうに思います。そこで、その矛盾をできるだけ解消するために一体今、何をすべきなのかという問題が出てくると思うんですが、そのこ

とについて、何をどのように市民の皆さんに伝えていくのかということに絞って質問をしたいと思います。

本議会の質問のやりとりを聞くと、政省令のほとんどが決まっていないから保険料と支給限度額、要介護度に応じたサービスの内容と量など肝心な点について、市民の皆さんに知らせ得る状態にないというのが市担当部局の立場のよう、お考えのようです。

確かに、はっきり固まったものを伝えることはできないというのは、そのとおりだと思うんですが、一方で、広報ひので公的介護保険の仕組みを解説する新シリーズが始まっております。そのことは結構なことだと思いますけれども、もう少し踏み込んで、今知らせることができるし、また、知らせて市民の皆さんに理解をしておいてもらわないと困るということもあるはずだと思うんです。少なくない市民の皆さんが介護保険制度について、かなり基本的な誤解をしているようです。実際に日野のまちでケア活動に参加している市民の皆さんからよく聞くわけですけれども、例えば保険料を支払うのだから国民健康保険などの医療保険と同じように、困ったときには必要なサービスを受けることができるはずだ、あるいは介護にかかわるサービスは全部介護保険で見てもらえるはずだと。今までは措置制度でやらせたものなのに、結構な保険料を払い、かつ使用料も払うということになっているわけですから、当然、権利として受けられるという誤解があるようです。

一方では、不正確な情報や断片的な情報で介護福祉の将来に不安を感じている市民の皆さんもいらっしゃいます。

こういう誤解が生まれるのは当然のことだと思うんです。日野の高齢者福祉行政は、市の職員の皆さん、事業団の職員の皆さんの努力、またケア事業に参加している市民の皆さんの取り組み、非営利の組織をつくり活動している市民の皆さんの取り組みに支えられて、一人ひとりの高齢者の生活の形、生活の都合に柔軟に対応できる条件をつくり出してきています。そのことに対する市民の信頼感も形成されてきているわけです。そして、そのような取り組みを踏まえ、既に策定さている日野市保健福祉計画も、だれもが必要なときに必要なサービスを受けることができるという理念に基づいたものになっているわけです。ところが、開始されようとしている公的介護保険の現実と、日野のまちで形成されてきた高齢者福祉に関するイメージとの間にはかなり大きな距離がある。公的介護保険制度の本来の理念から見れば、少なくない日野の高齢者が今、介護保険に対して持っているさっきのような考え方がそのまま実現して当然というべきだと思いますが、残念ながら現実はそうなっていません。

本議会の答弁でも明らかなように、事業計画がほぼ固まるのが来年の７月で、議会への報告が９月、市民への細かい広報はその後ということのようです。介護保険の開始まで半年を切った時点で、市民は当然そうなるはずだと考えているものとは違う制度を示されることになる。このまま適切な対応をしなければ大混乱が起こることは目に見えているのではないでしょうか。

そこで、事業計画の策定作業に先立って、少なくとも次のことを市民の皆さんにお知らせしていただきたい。そのことを提案したいと思います。先ほどのやりとりでも既にお答えいただいております。

一つは、介護保険制度が医療保険制度とは違うという事実、要介護認定制度の性格と問題点を丁寧に説明をする必要があると思います。

二つ目は、先ほど市長からお答えをいただきましたが、公的介護保険制度は高齢者の生活を支えるために日野市が用意していなければならぬ公的介護制度の全部をカバーするものではないという事実を、しっかりと伝える必要があると思います。

そして、そのことを伝えた上で、これも先ほど市長からお答えをいただいておりますけれども、介護保険でカバーできないが社会的に必要なサービスについては支給限度額の上乗せ、市町村特別給付、市単独事業を組み合わせて必要なサービス量を確保する。つまり日野市では、公的介護保険を含む総合的な公的介護システムをつくるのだという市の基本的な構えを今、市民の皆さんに伝える必要がある。ぜひ伝えていただきたい。そして、そのことと密接に関連して、日野市民が介護や自立支援に関して今受けることができるサービスの水準を低下させるようなことはしないという決意を、ぜひ市民の皆さんに向かって表明していただきたい。そのように考えるわけですが、これらのことについてどうお考えか。

これは市長にも、政治的決断というか、政策的決断にもかかわる問題だと思いますので、既に昨日の御答弁、それから本日の私の質問に対する答弁で、中身についてはそのとおりだというお答えが出ていると思いますので、そのことをこの段階で市民の皆さんにもしっかり伝えるということをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君）　啓発の問題を含めて、制度等の市民への周知ということでございますが、今、制度としての啓発を行っているところでございますが、これからある程度、現実になっていく内容として、アンケートの今実施している調査につきましては、集積、分析ができましたら、それについてはなるたけ早い機会に市民の方に

お知らせしていきたい。

また、事業計画の作成委員会の検討経過についても広報等を使ってお知らせしていきたい。

それから保険料とサービスの供給量の内容だとか、介護保険事業と横出し等を含む保健福祉事業との位置づけられるサービスの振り分け、それらについても、ある程度、検討された段階で極力公表をして市民の方の御意見、御要望等を聞いて、また作成委員会の方に戻して検討材料としていきたいと、こう思っております。

ただ、何せ今の時点でこうなるということがなかなか言えないことが非常に残念なんですが、ただ、介護保険制度が導入されて現在の福祉が低下しないようにいろいろの政策、施策的な制度を検討していかなければいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　そういう具体的なことについてどのように伝えていくのか、もちろん大事なことなんですが、公的介護保険で自分たちの生活がどうなるのかということについて、高齢者の皆さんはあれこれ不安を感じていらっしゃる。あるいは誤解を持っていらっしゃるわけですから、そのことについて、日野市が高齢者の皆さんとも共に考えて、公的介護保険を含む公的介護システムをつくるための検討を今始めようとしているんだと。その検討は、これはもう既に市長もそうお答えになっているわけですけれども、現在、市民の皆さんが受けることができるサービスの水準を低下させることはない、そういう方向を探りながら進めようとしているんだということを、まず市民の皆さんに率直に働きかけるというのは必要なことなんじゃないでしょうかね。いかがでしょう。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　公的介護保険に向けた準備ということでございまして、最終的には今お受けになっているサービスが絶対低下しないぞという決意のほどを示せと、こういうふうな御要望でございますが、その前に、今、４点ほど具体的に要望、提言がございました。

特に１点目の介護保険の制度と医療保険の制度が根本的に違うんだと。保険料を払ったから全部面倒を見てもらえるんだというものではないぞという認識を多くのお年寄りの皆さん、市民の皆さんにわかってもらうように努めるという、これは非常によくわかるところでございますし、また２点目の、すべてが市が請け負って、してあげられると

いうものでもないんですよというふうなこと、これも大まかにお伝え申し上げるということは可能かなというふうに思っています。確かに事務担当者にしてみますと、できるだけ正確な情報を流したいというふうな気持ちがございますので、大まかにというのがなかなか出しにくいわけで、まして広報になりますと、問い合わせ等に対して「何でそんないいかげんなことを書くのか」といわれたときに、答えようがないというようなことがあって、難しいわけでありますが、今、議員御指摘の趣旨もよくわかりますので、１点目、２点目等については、広報に上げますとか、あるいは説明会等に伺う際に、概略の考え方として、こういうことですよというふうな形でうまく説明ができるような方策を探っていきたいというふうに思っています。

ですが、３点目、４点目になりますけれども、カバーできないものは市が単独事業として量的には上乗せをし、あるいは質的には、ああいう形にしていくというようなことをして、絶対これまでお受けになっているサービスを低下しないぞということを示せ、こういうことでございますが、これにつきましては、またつらいところでございますが、保険料との兼ね合いも当然出てくると思うんです。保険料をどのくらいで皆さんの御理解をいただけるかということが大いに影響してまいりますし、今、実は市だけではありません。市長会等々も国の方には強くいろんな要望を出しておりまして、公の国費による負担といいますか、この分野のいろな形で、より手厚くできないだろうかというふうなことも盛んに意見具申をしているところでございまして、その辺の状況をもう少し見きわめたいと思います。

ただ、気持ちとしては、できるだけ今のサービス以下にならないように努力はしていきたいというふうに思いますが、絶対そうなるという決意を述べろとまで言われますと、そこまではちょっとお答え申し上げにくい。一生懸命、努力はしていきたいというふうには思います。

○議長（馬場繁夫君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　ぜひ近い機会に、そういう方向で努力をしているという市の構えをしっかりと市民の皆さんが安心できるように伝えていただきたいと思います。このことに関連して、要望をしておきたいと思います。

日野市が市民生活をしっかり支えるという構えを市民に知らせるということは、もちろん問題点をすべて日野市が引き受けることにはならない。きょう私が取り上げた問題を含め、政府に対して改善をするよう要求していくことがたくさんあると思います。その取り組みは、市民の理解は市民とともに進める必要があるのではないでしょうか。そ

のためには、市民に必要な情報を提供し、情報を共有することが不可欠だと思います。この点の取り組みは、一生懸命仕事をされていると思いますが、まだまだ弱いのではないかと、そう言わざるを得ません。

政省令のほとんどが先送りされているということは事実ですけれども、厚生省が暫定的に発表しているサービス単価などの数値や、あるいはサービスモデル、ケアモデルですね、これについて最近もまたいろいろと修正値が出されてきているようであります。また、日野市では既にかなり綿密な高齢者実態調査が行われております。これらを使えば、日野のまちが必要としている介護サービス、自立支援サービスの量を推計することは現段階でも可能だと思いますし、また、介護保険をめぐって何が起ころうとしているのかを推定することは、かなりの精度でできるのではないかと思うんです。先ほども紹介した東京市町村自治調査会のつくった膨大なシミュレーション、このシミュレーションには介護保険使用シミュレーションワークシートというひな形までついているんです。日野市が蓄積している情報、それからこういういわばシミュレーションの実例がある。このシミュレート作業に参加をした武蔵野市などでは、市独自のシミュレーションも行われていると思うんですが、やはり十分私は可能だと思うので、すぐにもシミュレーションをつくっていく必要があると思うんです。厚生省が次々と修正値を出してくるようでありますが、ベースになるシミュレーションがあれば、修正をしていけば、その都度、問題点がまた明らかになると思うんです。シミュレーションを実施して、問題点を明らかにし、その情報を市民と共用する。こうして初めて政府に対する要求も迫力を持ったものになるんじゃないでしょうか。また、事業計画の策定や総合的な公的介護システムをつくる作業を市民参加で進める条件が整うことになるのではないかと思います。

公的介護保険をめぐって、今、厚生省は瀬踏みをしているのではないかと思うんです。数値などの修正案や修正値や情報を小出しにして、高齢者福祉にかかわる団体や関係者、そして何よりも基礎自治体がどのような反応を示すか、見ているんじゃないかと思うんです。これまで政省令が出そろわなければ確たることは言えないという答弁が繰り返されてきておりますけれども、その都度、言うべきことを市民とともに言っていく必要がある。そしてそのためには、シミュレートされた情報が絶対に欠かせない、そのように思うわけであります。

武蔵野市の土屋市長が、このまま介護保険が実施されれば自治体行政と市民が敵対的に対立をしたり、あるいは要求介護認定をめぐって市民同士が対立をするというような事態が起こり得るといっています。市長も御存じだと思います。地域社会に亀裂が入る

ような、このような事態は何としても避けなければならない。そのためにも今から情報を市民と共有して、共に考え、行動していかなければならないと思うんです。ぜひ、今ある情報をもとにして、かなり正確なシミュレートができると思いますので、シミュレート作業をすぐにも始めるように強く要望しておきたいと思います。これは要望です。要望するのみにとどめておきます。

最後に、簡単で結構ですから、今現在、在宅老人ケア事業、老人給食事業、来年度から社会福祉協議会に移すという方針が示されておりますけれども、来年度はどうなるのか、再来年度以降はどうなるのか。１分しかないんですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　それではお答えいたします。

社会福祉協議会に移す方向ではいるわけですけれども、11年度につきましては、現在の形態を変えずに実施していく、こういう予定でございます。

それから介護保険導入後の在宅ケアの問題でございますけれども、在宅ケア事業では65歳以上のＢ会員が介護保険の被保険者となることから、これまでとは違った形態になることは明らかでございます。これからいろんな経過はあろうかと思いますけれども、当面、考えられることは、介護保険対応事業者と現行の形態を二本立てに分けていくことがベターな方向である。こんなふうに考えております。

給食サービスにつきましては、いろいろ議論があるところでございますけれども、現行の事業には解決すべき点が多いことから、根本的な見直しをする予定でございます。おいしい、安全な食事を効果的に配り、かつ経費の面でも効率的にすることを目標にして再検討をしていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　ありがとうございました。終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって14の２、公的介護保険の開始に向けた準備状況を問うの質問を終わります。

一般質問15の１、時代は「情報公開」から「情報提供」へ～開かれた行政の実現のために～の通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

〔４番議員登壇〕

○４番（菅原直志君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思い

ます。

まずは、日野市の市民参画についての御見解をお伺いしたいと思います。なぜ市民参画が必要なのか、現在の市民参画のあり方、そしてその理想とのギャップはないのか、その原因はどういったところにあるのか。または、積極的な市民参画を阻むもの、それは情報が共有化されていない情報不足にあるんじゃないかというふうにも思っております。そのことに対しての御見解も、あればいただきたいと思います。

お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　それでは、３点につきまして御答弁をさせていただきます。

まず１点目でございますが、なぜ市民参画が必要なのかということでございます。

市政の運営の基本は、市民の皆様が市政にかかわってくださることだと考えております。これからは市政に取り組む基本姿勢の一つとして、できるだけ多くの皆様の市民参画をいただいて、積極的に市民の皆様とともに行政を進めたいと考えております。市民参画は市民自治の強化と市民参画の機会の拡大、市民の意思を反映するという施策を推進するために必要と考えております。

２点目でございます。市民参画のあり方と理想とのギャップということでございますけれども、現在は市政の参画の手段として現在進めている環境基本計画、あるいは水と緑の市民自治など、各種の計画づくりについては広報を活用して参画の場の情報を提供いたしております。順調に市民参画が進んでいるものと認識をいたしております。今後は、これらの計画づくりのほか、日常の生活の中で市民が行政とのかかわりを持ち、行政とともに役割を果たしていただけるような基盤づくりをして目標に近づく努力をいたしたいと考えております。

３点目でございます。積極的な市民参画を阻むものは情報不足と思うが、ということでございます。現在は広報や各種行政資料などを通じて情報の提供を行っているところでございます。基本的には、出せる情報はすべて提供できるように考えております。情報不足によって積極的な市民参加が阻まれているのではないかというようなことでございますけれども、そのようなことがないよう方策を検討して、必要な情報提供をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　市民参画に対する見解をお伺いいたしました。行政を執行する

上で、市民と一緒になってやっていくという考えは当然のことであり、今後も一層それを充実させていただきたいと思っております。

ただ、残念ながら時々市民参画に対する考えが反映されていない行政事務も見受けられます。今回の質問の要旨とは違いますので、ここで細かくお話はしませんが、本当の意味で市民と一緒になってという手続になっていないのではないかと思えることもあります。市民が一生懸命に考え、生み出した結論を行政の中につくられた本部などの意思で変更した事例はありませんでしょうか。そして、その変更理由を説明すべきところ、それを省略した事例はありませんでしょうか。本来ならば、市民からその要望を聞き出す必要がある施策、それを行政の事務管理だけを考えて計画してきた事例、ございませんでしょうか。最終的な意思決定や計画決定の場に市民の姿があるでしょうか。

例えば、今回、議案上程されております男女共同参画都市宣言における宣言文の作成の例などは、いい例だと思います。この件に関しては、市民を初め担当職員の方々、本当に一生懸命に作業をされたと聞いております。本当に御苦労されたと思っておりますが、この場で取り上げざるを得ません。この議案は、もともと協議会というものが設置されておりまして、そこに素案の作成をお願いした経緯がございます。この春、その作成をお願いされたということです。協議会は学識経験者６名、市民公募４名、合計10名で構成された、市民が主体になって書いてございました。このメンバーは本当に精力的に自分たちの時間のある限り、素案づくりに励んだと聞いております。素案ができたのが７月の上旬でした。その素案が行政内に設けられた本部で審議され、幾つかの修正を加えて今回の議案になったわけでございます。

私は、この一連の手続に一言、問題提起をしたいと思います。

素案が修正されたことに対する配慮が足りなかったのではないでしょうか。行政で素案をつくり、市民に諮問するような形であれば、話は別かもしれません。しかし今回は、市民が素案をつくって行政が最終的に取りまとめる形をとりました。ならば、その修正理由を担当した市民の方々にしっかりと伝える必要があったのではないでしょうか。行政が宣言文修正をした後、協議会のメンバーの方々にとったアプローチは、修正した文章を送付しただけだと聞いております。それでは、受け取った市民の方々が、どんな理由で修正されたのか理解できないのではないでしょうか。市民と行政が共同でつくり上げる作業においての基本、それは双方が同等の立場であるべきだと思います。しかし、今回の手続は同等の立場になっているとは思えませんでした。別の機会に、同じようなメンバーの方々、または同じような手順で市民に何かをお願いしたとき、行政は最終的

には勝手につくるんだから市民につくらせたり相談する必要なんてないのではないか、そのように市民の方々から言われたら、行政はどのように対処するのでしょうか。

また、本部での会議の運営のあり方にも問題がございました。今回の宣言文、素案が本部の会議の場に上げられたとき、本来ならば協議会のメンバーの方々のどなたかに説明する場を提供すべきではなかったでしょうか。メンバーがどんな思いで言葉を選んでいったのか。短い文章の中でうたった言葉の真意は何だったのか。例えば削られた部分「性別や世代を越えて」という言葉、「暴力のない」という言葉、そんな言葉の真意は何だったのか、そういった市民の方々の生の声を受けて、それで初めて審議するのなら話はわかるんです。しかし今回は、素案がその紙１枚が本部の会議の場に、ぽーんと置かれただけだったんです。残念ながらそこには市民の姿がありませんでした。最後の意思決定に市民の姿が見えなかったんです。日野市が目指す市民参画は、こんなものだったんでしょうか。市長が標榜するボランティア精神に基づいた市民参画、それは、こういう手続で達成できるのでしょうか。既にこの問題については、きのうの執印議員の質問の中で一定の答弁がございましたので、特に答弁は求めませんが、しっかりと考えていただきたい問題だと思いました。

さて、今回の情報提供の話、その根っこは市民参画です。ちょっとした配慮で市民参画が前進することが、逆に配慮がなければ市民は行政にそっぽを向きます。今回は、たまたま宣言を例に挙げましたが、同じような問題は市政のさまざまな場面で起こると思います。市民参画とは何か。市民参画を行政の事務の中に浸透させていくにはどうすればよいのか。もう一度、行政の中で考えてほしいと思いました。市民参画の達成度をチェックし直す必要があるのではないでしょうか。簡単に言えば、施策の合意形成ができているかという点で、それぞれの業務をチェックしていくこと、そのことによって市民参画の達成度がはかれるんではないでしょうか。さまざまな形で行政は施策を市民に投げかけております。今もお話がございました。その意思決定の場に市民がしっかり入っているようなイメージを思い描いてほしいんです。その場合、行政はできるだけコーディネーター役に徹し、そして共同に一緒の対等の立場で施策の決定をすべきではないでしょうか。もう一度、この市民参画についてチェックをしていただきたいと思います。

確かにこの意思決定の場に市民が参加しているという条件は、教科書どおりにいくことは難しいとは思います。しかし、それでもチャレンジをしていく必要はあります。それが市民と行政をともに成長させていくことになるんだと思っております。

さて、本題に戻ります。日野市には情報公開制度がございます。その情報公開につい

ての見解を求めます。

今回の表題について簡単に説明いたします。今回のテーマは、情報公開から情報提供へとしております。私は、常々、市が行っている情報公開という考え方は、ちょっと受け身なのではないかと思っております。もっと積極的に情報を提供する必要があるのではないかと考えております。

さて、行政の情報公開の意義についてお話しいただきたいと思っております。そしてまた、現在の情報公開制度、これに対しての評価をいただきたいと思っております。市民に本当に使いやすい制度になっているのでしょうか。その点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　ただいま２点の御質問をいただきました。情報公開の意義についてということと、市民に使いやすい情報公開であるかということでございます。

最初に１点目でございます。現在の情報公開制度、御承知のとおり昭和61年度に日野市情報公開条例を制定いたしまして、公開に関する事務処理の基準を定めて運用を図ってきております。この制度は、市民の求めに応じまして市の行政組織が保有する情報を公開する制度であります。情報公開の目標とするところは、条例の中にも規定してございますとおり、この制度と、ほかのさまざまな情報提供とを一体的なものとして運営することによって、市民の知る権利を保障する。また同時に、情報を提供することにより市民と行政との信頼関係を強化し、地方自治の理念に基づいた開かれた行政を推進することであるというふうに考えております。

２番目の、現在の情報公開制度は市民に使いやすい制度だと考えていますか、ということでございます。現在の日野市情報公開条例の制定から今日までの公開請求件数を簡単に申し上げますと、当初、昭和62年に１件ございました。63年、４件。平成元年、４件。平成２年、１件。平成３年、１件。平成４年は０でございます。平成５年は12件。平成６年、２件。平成７年は10件。平成８年は11件。平成９年は31件。公開したものが44件、一部公開したものが15件。非公開としたものもございますが、14件となっております。この請求件数から見ますと、制度の利用状況は決して多いというものではございませんが、これは常に市民に目を向け、市政図書室や広報を初めとするさまざまな情報提供の施策と、協調した制度の運用を図ってきた結果ではないかと考えております。

ただ、市民の目から見まして、現在の制度が本当に利用しやすい制度なのか、なお改

善すべき点はないかという問題につきましては、素直な疑問を常に持ち、よりよい情報公開制度とすべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　ありがとうございます。

情報公開制度の意義についてお話をいただきました。私は、今までの聞き取りの中、またはさまざまな自治体の情報公開の話を聞いた中で、やはり今のお話ですと、市民の請求に基づきという部分、ここがちょっと問題じゃないかなと思っております。確かにわかるんですけれども、これでは受け身、そうだと思うんです。読み方によっては、市民が請求しない限り情報は公開しなくてもいいよと、そういうふうにも取れるわけですよね。そこで、私は今回は情報提供という言葉を使ってきたわけです。

また、現在の情報公開の制度では、市民の知る権利は保障されております。しかし、市民と行政の信頼関係を保つための情報の共有化を実現できていないのではないでしょうか。そのようにも思っております。ここは考えていただきたいと思います。

さて、情報公開条例の本来的な意義を実現するためにどのようにすべきかを、一緒に考えていきたいと思います。つまり、積極的な情報提供のための方策、どのようなものが考えられるのか、それをお答えいただければと思います。

また、現在の行政事務の中で、どんな情報が市民に提供できるのか、その点についてもお答えいただければと思います。

お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　積極的な情報提供のための方策ということでございます。どんな方法があるかということでございます。

現在、市の情報の提供につきましては、広報、それから各種行政の資料、パンフレット、チラシ、地図、ポスター等、紙媒体が主体でございます。これからはインターネット等の電子媒体といいますか、各種通信手段の活用、これらによって積極的な活用が求められてくると思われます。

それから、どんな情報が市民に提供できるかということでございますけれども、情報の提供には膨大なデータ整理が必要でございます。将来的には個人のプライバシー以外のすべての情報を逐次、提供できるように積極的に検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　今のお話を受けて、私が現在の日野市の情報公開、その制度に対して考えていること、そして今の行政全体の情報の取り扱いについて思っているところを、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

今の答弁でもわかりますように、現在の情報提供は紙が主体です。紙を媒体とする情報提供には、その問題がたくさんあります。その点については既に議会の中でもお話しさせてきていただいておりますので、割愛します。御答弁の後段には、インターネットなど電子媒体の積極的活用ということを述べられております。現実に、日野市でもホームページの作成に取り組んでおります。また、情報提供については、個人のプライバシー以外の情報は提供すべきという御見解をいただきましたので、ぜひ早急に精査していただきたいと思っております。

さてさて、個人のプライバシー以外の情報を提供するということについて考えてみたいと思います。

行政の情報は、今もお話がございましたように本当に多岐にわたっております。それらの情報をすべて提供することの難しさは、それはよくわかります。しかも残念なことに、現在の日野市の事務文書規定では、包括的なデータの集約ができたいないのではないかと、そのようにも思います。

さて、私はここで一つ考えました。日野市というのは、メニューのないレストランじゃないかというふうに思ったわけです。現在の情報公開というのは、メニューのないレストランではないかというお話です。レストランがお客さんの食べたい料理をあれこれ聞いて料理を出す。これが簡単なレストランの仕組みではありますけれども、このメニューの部分、これが日野市には整理できていないのではないかというふうに思うんです。行政の担当の方々が、市民がたくさんいらっしゃいます、その方々の情報を、どんな情報が欲しいのかを聞いて、そして情報提供をするという今の形。それでは、たまたま理想とする情報が手に入れられればラッキーです。しかし、そうじゃないときもある。そのあたりの行政のやりとりにも問題が出てくる。事情はいろいろあれどお客さん、つまり市民の方々は、不満を持ってしまうだろう。不満を持ってきたときに、そのレストラン、つまり日野市の信用は落ちてしまう。こういうことも言えるんではないかと思うんです。その問題を解決する、その方策としては、やはりメニューの作成ではないかと思うんです。しかもそのメニューは、例えばレストランであれば料理に使う食材や料理方法、ま

たはカロリーの表示など、さまざまな情報を提供するようなメニューでなければいけないのではないでしょうか。

行政は、想像力を最大限に発揮する必要があります。自分が市民だったらどんな情報が提供されていればいいのか。プライバシー以外の情報とはどんな情報なのか。本当は全部公表した方が説明できる、そんな情報もあるのではないか。そういった想像力を発揮して提供できる情報メニューの作成に取りかかっていただきたいんです。21世紀は目の前です。21世紀の情報公開の姿を想像してみようではありませんか。現実の問題として、私たち市民は行政の事務については全くの素人です。情報公開の窓口に行っても、自分たちが必要とする情報がどの文書に入っているのか、実はわかりません。また、必要な情報だけしか公開されていない、そのような制度の現実では発展が難しく、行政を理解するための知恵が浮かばないのも事実だと思います。また、いつでも市役所に来れる、そういった方々は、まだまだ幸せかもしれませんが、会社を休んだり、あれやこれやと仕事の合間に役所に来なければいけない、そういった方々への配慮にも欠けているのではないか。または、職員の手をわざわざ煩わせるのが嫌という方もいらっしゃると思います。そんな市民の方々のためにも、情報公開のメニューの作成は必要だと思います。

さて、これは提案として、ぜひ考えていただきたい。できれば後ほど御答弁をいただければと思います。

先ほど、現在の行政事務では包括的なデータの管理はできていないというお話をいたしました。私は、現在の行政事務の中で、情報提供をする上でのデータ整理の必要性があるのではないかという立場をとっております。現在のデータ整理の方法は、まだまだ情報提供できる状態ではないと思います。そこで、新たに情報提供のためのデータを整理し直す必要があると思いますが、その辺も含めて御見解をいただければと思っております。

お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　情報の整理の必要性ということでございます。十分、認識をしているわけでございます。積極的な情報提供のために情報の整理が必要でございます。さきにも述べましたようにデータ整理の必要性は認識しているんですが、現体制では処理が非常に困難な状況でございます。

今後につきましては、やはりコンピューターによるデータ整理管理システムという、

このようなものが必要な条件になろうと思っております。今後、十分、検討をさせていただきたいと存じます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　ありがとうございます。

先日、情報公開窓口に再度行って確認してまいりました。確かに理論的には一定のレベルに達した、いわゆる事務文書メニューというんでしょうか、そういうものではあると思いましたが、あの事務文書のファイリングの問題というのは、行政マンが行政マンのためにつくったのを、ただ情報公開窓口に置いたというだけのものじゃないかという印象だったんです。昭和で言うと61年でしたっけ、その時期につくったものがそのまま保管されているだけであって、しかもすべて基本的に手書きであって、その手書きに1項目、1項目、書いた職員の方々が違うんでしょうね。そうすると、項目のメニューのところのニュアンスがすべて違ってきてしまっている。そうすると、私たちが見たときに、まずは見にくいという部分、見づらいという部分ですね。その次に、どこにどんな文書があるのかよくわからないという部分、そういうのが印象としてございました。今年度からコンピューターで管理しているように、取り組んでいるというふうにも聞いておりますので、ぜひもっともっと市民の目から観た事務文書公開という立場に立って検討していただきたいと思っております。

一つ、確認だけさせていただきたいんですけれども、コンピューターでいろいろとファイリングを管理していくというふうに聞いております。そこで、この整理ができ次第、市民に公開していくことができると思うんですね。その点についての御見解をお願いします。

または、統計データがございますよね、統計ひのとか、または予算書であるとか決算書であるとか、さまざまな統計データがあると思うんですけれども、そういう情報は今ワープロで大体、統計をとっているみたいな印象なんですけれども、実際は実務の部分ではコンピューターで管理されている。それをそのまま市民に公開できる部分があると思うんです。そういう方策もできないのかというふうに思います。そのあたりについて御見解をいただければと思います。

お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　現在の情報公開の、いわゆるコンピューター管理、手作業で行っているものが一部、コンピューター管理して、これが将来、一般の市民へも提供、

役立てられますかということでございます。

御指摘のように、従来、まだ現在もそうですが、ファイル基準表は手書きのものが多くなっております。御指摘のように本年度からコンピューターの操作を含めております。ただし、現在のコンピューター処理は、いわゆる庁内の業務用として職員が文書管理を利用しているという前提でございます。ただ、この全体の制度が軌道に乗りましたら、いわゆる情報公開の窓口へも、これらのファイル基準表を設置していくというようなことは将来、考えております。そうしますと、直接、市民がコンピューターによって、端末によって検索できる、アクセスできるというようなことも可能になってこようと思います。この点につきましては、その開発に向けて今後、努力していきたいというふうに考えております。

２点目の、統計データの情報提供ということでございます。御指摘のように現在は統計ひのということで集約をいたしております。今後は、やはり市民の要望の把握を十分にいたしまして、統計データの整理の仕方や情報の提供につきましても、いわゆる電算化総合計画を今、立てつつございますけれども、その中でコンピューター等の電子媒体の利用を含めまして、各種の方法を研究していきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、市民の皆さんが必要とする情報をできるだけ早く法律的に提供することができるように、検討が必要だというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　ありがとうございます。

今、ちょっと聞き落としてしまったことがありますので、一つだけお願いします。

情報公開窓口で、将来的に紙じゃなくてフロッピーでも公開できるというふうにできるんじゃないかと思っているんです。現在も、ある程度できるような仕組みにはなっているらしいんですよ。ただ、紙でもらうよりフロッピーでもらいたい人がいた場合に、それが情報提供をしていただけるのかどうか、そこを確認したいと思います。後ほどで結構です。

もう一つ、話を一つ進めたいと思っております。情報提供の一つの武器として、ホームページをつくりましょうということで、今、事務が進んでおります。このホームページの作成に当たっては、今までの議会の中で情報災害というものをテーマにしてお話しさせていただいてまいりました。情報災害への対応はかなり具体化してまいりましたので、今回は違う視点で提案させていただきたいと思っております。

つまり、今回の質問のとおりホームページに行政データ、統計データですね、さまざまなものを提供するようにしていただきたいのです。先ほどのお話にもあったように、今までの行政の広報手段は紙、それが主体でした。しかしホームページは電子媒体でございます。つくり方によっては大きな行政のデータベースができ上がるんです。さまざまな紙媒体の、紙の問題点を網羅する積極的な情報提供が可能だと思っております。そこで要望を何点かお話しし、そしてお考えをお伺いします。

ホームページの作成に当たっては、積極的な情報提供の考え方を取り入れてほしいということ。

二つ目は、できれば市民主導でつくれないかということ。

三つ目、行政データの項目を設けて、市民に積極的に、市民の方が見る見ないは関係なく、市がデータ整理ができた時点でどんどん公開してしまう。いわゆる、それが提供の一つの姿だと思うんですが、そういうことをやってほしいということ。

この3点を中心にお話をいただければと思います。

では最初、フロッピーディスクの話をお答えいただいて、その後に質問の部分をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　先ほどファイルの一部を既に今年度からコンピューター化を手がけておりますと申し上げました。現段階では、職員の使用を対象としておりますけれども、将来的には情報公開窓口においてもコンピューターの端末検索を行うことができるようなことは時代の要請であるというふうに認識をいたしております。いつからというふうには申し上げられませんが、そのような形で取り組んでいきたい。そのように考えております。

以上でございます。（「フロッピーで出せるかどうかだけなんですけれど」と呼ぶ者あり）

大変失礼いたしました。フロッピーで出すことも、その時点では可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　ホームページ作成の提案ということでございます。3点ほどいただいたわけでございます。

ホームページの開設につきましては、平成11年1月の開始に向けて、現在、各部から

選出された職員で内部的に検討をしておるところでございます。

本市のホームページは、情報の羅列をせずに親しみやすい表現にするとともに、インターネットの走行性を活用して一層市民参画を目指すようなものとして計画をいたしております。

なお、データベースについては、これからの検討にもなるわけでございますけれども、積極的に市民要望あるいは市民参加のもとで、また公開ということも含めまして、今後、検討はさせていただきたいと思っています。今年度については何とか立ち上げるというところで、いわば十数項目にわたる今、内容の検討をしているわけでございますが、今後、ホームページにつきましては、いろんなあらゆるデータをまた追加し、そういうこともできますので、議員がおっしゃったようなデータベースについては今後も十分検討して、よりよきものをつくり上げていきたい。このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　ありがとうございます。

今まで情報提供ということ、それを中心にお話を進めてまいりましたけれども、最後に市長にもお伺いしたいという部分がございますので、よろしくお願いします。

私は、この情報提供をする上で、今の現状の体制では情報の整理をしなければいけないと思っております。そこは共通認識ではないかと思います。しかし、情報を整理する、そのための新しいセクションが必要ではないかと思っているんです。その提案です。

例えば、3年間限定ぐらいの情報サービス課みたいなものを、それですべての行政情報を一度、整理し直す必要があるのではないかと思います。基本的には市民提供のための基礎データ、現状だと業務のためのデータ整理はできるかもしれませんけれども、これは視点を変えて、市民提供のための基礎データ、それを作成する必要があると思います。正職員での対応は、これ、難しいかもしれない。となれば、外部に委託してでもこれはやる必要が出てくるだろう。期間は、例えば3年、例えば2年、1年と、そこはどのぐらいのボリュームになるかは検討していただきたいんですけれども、そういうことも含めて、情報公開というのは市民と情報を共有化することであると。そして情報公開というのは受け身だから、それをもっともっと進めて情報を提供するという言葉を行政の中にぜひ浸透させていただきたいというふうな思いも含めて、企画部長または市長から御見解いただければと思います。

お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　情報提供を情報サービス課といいますか、御提案をいただきました。組織につきましては、行政需要に応じて事務事業を最も効率的に、効果的に執行できるよう編成すべきであると考えております。既存の組織を具体的に見直す必要があるわけでございますが、このため行政需要の変化に対応して、また簡素で効率的な組織の再編、また弾力性のある組織の実現ということが求められているわけでございます。

ただいまの情報公開から情報提供へという視点での情報サービス課の新設の御提案でございます。市といたしましても、今後、市民要望を把握するとともに情報提供のあり方、どうあるべきなのか。また、その情報の整理についてどうなのか。これらを含めまして、さらに体制づくりについても十分、検討が必要だと考えております。今後、組織についてもそのような状況を判断した中で、一方では行革という中での組織のスリム化というものもございますので、必要な業務に対する必要な組織、こういうことも十分、理解できるところでございます。私どもの方は、若干そこら辺が今のコンピューターシステムあるいは情報管理の部分が若干おくれているところもございますので、今後、十分検討をさせていただきたいと存じます。

また、御提案については、また組織の方については内部検討をして御提案に沿えるような、あるいはまた内部で十分検討をさせていただきたいと存じます。

ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　菅原議員から、もう時代は情報公開を突き抜けて情報提供の時代であると、積極的にそういった対応ができるような行政システムをつくるべきではないかという御提案であります。

初めに、市民参画のことについて少し触れられました。それにつきましては、以後、そういうことが言われないように、積極的に市民の皆様の声にリードされる行政というふうな形で頑張っていきたいというふうに、まず申し上げておきたいというふうに思います。

それから話の中で、日野市はメニューのないレストランであると。その料理長として私がいるわけでありますが、料理長の腕、まだまだ菅原議員と比べれば大分劣っておりまして、十分な指導ができないといいますか、指示ができないという面で、申しわけなく思っております。一生懸命これからも努めてまいります。いずれは菅原議員の腕に追

いつきたいと、このように思う次第でございまして、ぜひ引き続き御指導をいただきたいというふうに思います。

それから情報をまず整理する必要があるだろうということの中で、市民に提供するための基礎データをつくるというふうなお話がございましたが、残念ながら私どもの市ではまだ提供する前に、職員みずからが業務をそのデータに入れ込むというところが大変厄介でございまして、それをまずやりませんと、一部の人間だけがわかっている形で情報提供だけが先走りますと、ほとんどの職員がよく理解できないということが起こるのかなというふうに思っています。

例えば、庁内のランがまだございません。これから、恐らく４階が先になると思いますが、二重床にしていろいろ配線をしてとか、いろんなことがこれから出てくるんだろうというふうに思います。そういう意味では、やや、おくれている庁内のコンピューターシステムというものがあって、それをまずつくって、庁内の多くの人間が、職員が、それにまずなれてもらうということが先決なのかなというふうに思っています。大変、遅々とした歩みかもしれませんけれども、現状のメニューのないレストランの状況は、そういう状況であるということもちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

そういう中で、議員御指摘の情報提供にこれからはいくんだというふうな理論、積極的にどんどん市が持っている情報をオープンにしていくんだ、ともに考えていくんだという市政については、全く同感でございます。早くそういう形ができるようなシステムを職員ともども一生懸命頑張っていきたい、勉強もしていきたい、このようにお答え申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　ありがとうございます。これで終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって15の１、時代は「情報公開」から「情報提供」へ～開かれた行政の実現のために～の質問を終わります。

一般質問15の２、豊田駅連絡所の新設について～市民サービスのための提言～の通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

○４番（菅原直志君）　市立病院の建て替えに伴います豊田駅連絡所の設置、これは基本的に大賛成でございます。市民サービスの最前線まで行政がやってきたという感じでとらえております。しかし、昨日の佐藤議員の一般質問に対する答弁、または今までの聞き取りの中で、どうも、もろ手を挙げて歓迎するには、ちょっと早いんじゃないかと思いまして、今回の質問をさせていただきます。きのうの質問と重複するところが幾つ

かございましたので、そこは基本的な確認にとどめ、本題に入っていきたいと思っております。

まず、豊田駅連絡所の位置づけです。多摩平支所廃止に伴う代替措置ということでございました。果たしてそれでよろしいのでしょうか。この位置づけ自体を見直していく必要があるのではないかと思います。そこについて、基本的なラインとして押さえていただきたいと思います。

多摩平支所廃止に伴う代替措置でしかないということですけれども、豊田駅連絡所は今まで議論されてきました市民サービス全体をとらえたサービスの向上を目指したものではないかというふうに思っているんです。多摩平支所の廃止は、それはただのきっかけにすぎなかったのではないかというふうに思うんです。そういう視点に立たないと、実は実は豊田駅連絡所の意味がなくなってしまうような気がしております。この点について、後ほど御見解があればいただきたいと思います。

もう少し詳しく聞いていきますと、まず想定される連絡所の人員配置についてです。これは人員は3名から4名配置するというふうに聞いております。この人員配置について、当然、想定される仕事量に伴って算定されたのだと思っておりますが、その算定についてはどのように計算されたのでしょうか。まずは、予想される仕事量はどのぐらいあるのかということ。それに伴って連絡所への人員配置、それは3名から4名ぐらいというふうになった理由について、お答えいただければと思います。

お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　人員配置に伴う算定というか、計算、配置人員の内容ということでございますけれども、多摩平支所の廃止に伴って業務そのもの、現在、9年度で戸籍抄本、謄本の写しだとか、一般行政の証明件数、ここら辺、4万3,000からあるわけでございますけれども、人員につきましては、現行8名の方が勤務しているわけでございまして、その業務、本庁への統合する業務と連絡所で行う業務、そういうものを検討した中で、8名の配置人員については3ないし4名の連絡所で勤務をしていただいて、本庁にはいわゆる統合による削減といいますか、それらも含めて市民課で5名を残すという話が今続いているわけでございまして、そういう意味では残った3ないし4名で配置を考えていくわけでございまして、客観的にどれだけの量があって、どれだけで割り返して、こうだからということではなくして、今の配置人員が適正とした中でまた削減もお願いして、それからまた事務所のスペース、こういうことも含めた中で人員を

今のところはそういう形で決めていくということでございます。正式に事務量については、なかなか細かく計算によって出てくるという部分が役所の場合には非常に難しいわけでございまして、今の配置が適正である、さらにその配置の中でいかにその辺の統合等によって人員の配置が少なくできないかという、そういう観点からも含めまして決めさせていただいたということでございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　何ともわかりにくいお話だなというふうなのが率直な感想なんですけれども、今のお話の中で、役所の場合、人員を計算するのはなかなか難しいというお話もございましたね。本当にそうなのかなというのが私の感想でございます。

私は3年前、1カ月ずっと市民課の窓口に通って、一体、1通の住民票が幾らなのかという計算をしたんです。そのときに想定される現状の職員数、そして現状の仕事量に見合った人数、そういったものも全部計算した経緯があります。それが、すべてこの資料、ファイルの中に入っております。一応、私なりの計算は立ちました。それは以前お話ししたとおり。それが間違っているかどうかについて議論するならいいんです。しかし、そういう人員配置について議論したときに、片や計算はしていますと。片や計算していないんじゃ、同じ土俵には乗れないというふうに思うんです。これは職員組合との話し合いにおいても同じようなことが言えるんじゃないか。今までの話をつとに聞いておりますと、大体こんなものだろうということで数字を出しているような気がしてなりません。そこについては、もう少し詳しく話をしていきたいと思います。

きのうのお話から私、計算しますと、豊田駅連絡所の行政証明書の発行件数、大体、年間4万3,800件、大体そのぐらいであろうと計算しました。この4万3,800件という数字をもう少し分析したいと思います。年間の営業日数、これを245日前後であろうというふうに計算します。4万3,800件を245日で割ると、そうすると1日平均の発行件数が大体179件という数字が出ます。1日の営業実数、これが大体8.5時間、それを1日で割り返していきますと、1時間当たりこの窓口から出るのは、21件が連絡所から行政書類として出るという計算になります。21件だなというのがわかります。これを3人の職員で対応するということでありますから、では3で割ればいい。21件を3で割ると7件、4人であると大体5件、そのような数字が出ます。3人並んでいて、それぞれ住民票の、または印鑑証明だと、そういう業務1時間に5件から7件しかないんですよ。私は以前、職員の方々と、1通当たり何分ぐらい書類を交付するのにかかるかという計算をしたときがありました。住民票の書類で90秒でした。しかし、いろんなことがあるでしょうか

ら３分と計算しましょう。大体どの書類も３分で出てくるとなると、マックス７件が書類として１人当たりの作業量ですから、７掛ける３分で21分ですよ。21分は仕事をしますけれど、ほかの40分ぐらいは仕事をしないという計算が成り立ってしまうんです。これが４人体制だったらもっとひどいわけですよね。３掛ける５で、三五、十五ですか、15分しか仕事しない。こんな計算が立ってしまうんです。確かにこういうお話をしていくと「議員さん、証明書の発行は順番に来るのじゃなくて一定の時間に一気に市民が来ることがあるんですよ」というお話をいただきますよ。それもわからないでもない。それが今までの行政の人員配置に対する基本的なスタンスではなかったかと思います。

しかし、本当にそうなんですか。１時間当たりの処理枚数が７枚ないし５枚のそういう部署ですよ。それが豊田駅連絡所の実態なんですよ。そこに対して一時にどっと来ることもあるというお話は通じると私は思えないんです。要は、この連絡所は暇なんです。どう計算しても暇なんですよ。駅前連絡所というのは、一番市民の目に触れる部署です。行政の最前線の部署とも言えると思うんです。その部署に仕事がないんですよ。行政に対する市民の目は、ここ近年、本当に厳しくなっていると思います。私のもとにも、ぼおっとしているとか、むだな動きが多いと、そんな声も聞こえます。私はそうだとは、はっきり思えないんですよ。やっぱり一生懸命仕事をされている。しかし誤解が多い。そうだとも思います。

しかし、そういう市民のチェックする目というのは、やっぱり厳しくなっているのは、それはもう皆さんも御存じのことと思います。そんな時代に、本庁よりも七生支所よりも、ほかのさまざまな行政施設よりも、一番暇な部署が豊田の駅前にできちゃうんですよ。乱暴な計算かもしれませんけれども、私が、これは自分１人でつくったんじゃないんです。職員の方に全部ヒアリングして、一緒につくり上げた資料から算出すると、この計算ができちゃうんですよ。この計算、そして考え方に何か反論とかございましたら、どうぞお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　人員配置については、そういう意味では件数を割ったり、あるいは、いわゆる従事割合、１人当たりの業務の内容をいろいろ分析して、そこに客観的に積み上げたものであろうと思っております。しかしながら、今、議員のおっしゃっている書類の件数、１日、時間単位で割った場合にはこうだということは、まさに客観性があるように見えますが、いわゆる業務そのものはそういう証明行為、あるいはそれだけではなくて、市の業務といたしましては、市民からも、やはり来られた市民はお客

様でございますので市に関するいろんな相談あるいは案内、さらには電話問い合わせ、連絡、そういう業務もあるわけでございます。住民にサービスをいたすというところが役所の業務でございますので、単純に発行枚数を割った中でどれだけの仕事だということではない内容も、今後も出てまいるのではなかろうかと思います。

したがいまして、ただ事務所そのものを３ないし４名という部門の配置につきましては、現在、またさらに職員組合とも、それから担当部署の方とも十分協議をして、行革という中ではなるべく人員を削減したいという、また考え方もあるわけでございますけれども、人員は人員として、いわばほかのサービスもできないものかというような考えも出てまいります。現在はまだまだ準備中でございまして、開所に向かって当面は四つの業務を行うということで御理解をいただいているわけですが、やはり場所、そういう立地条件、駅前という立地条件もございますので、市民ニーズがほかにも出てくるのかなという、こういう感じもいたしますが、そのためにもやはり人員についてはある程度の確保ができなければ、そのサービスの提供ができないということもございますので、その辺については御理解をいただきたい。このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　先ほど、お話しするのに一生懸命になって、せっかく持ってきたビジュアルのこの表が使えなかったんですけれども、一見してわかるように、この作業時間の部分、３分の１の部分しか仕事がないという話をしているわけです。残りの３分の２、ここが空き時間というふうに私は定義しましたけれども、これは先ほどから話している計算上、こうなっちゃうんです。今のお話でも説明がございました。よくわかりますよ。発行するだけじゃないんだ、証明を発行するだけじゃないんだというお話もわかりますけれど、実際、計算上はこうなっちゃうんですよ。これを一応もとにして考えていかないと、いや実際は、そのほかの業務で残りの69％、まあ70％時間を食っているんだというんだったら、そっちが主な業務になるじゃないですか。そういうところもしっかりと考えていただきたいと思っているんです。

さて、もう一つなんですけれども、私が問題としているのは、コスト計算の考え方がないんじゃないかなという思いもあるんです。豊田連絡所の証明書の発行を月別に想定したグラフがございます。それがこれなんです。皆さん御存じのように３月が一番多いんです。それは、人が移動するからどうしても業務量がふえます。それはわかる。しかしですね、そのほかの月、大体４月から１月ぐらいですか、その間というのは、実はそ

んなに業務はふえていない。業務は一定なんです。となれば、これに合わせて人員配置をするということもあって当然なんです。今の市民課の窓口にだって、それは言えます。ずっと同じメンバーでやっているから、ひところは暇だけれども、一時期になれば急に忙しくなると、こういう問題が出てくるわけですよ。私の計算によりますと、大体3月、4月というのは全部の人数18人で一応仕事ができるように計算が立ちます。まあ、そうはいかないだろうからプラス何人ということになると思うんです。しかし、暇な時期って、これは12人でいいんですよ。12人でふだんはできるんです。それが繁忙期になったらば18人にしましょうと、こういう柔軟な業務の体制をとらないと、ぼおっーとしているといわれても、これはしようがないんですよ。そのあたりもしっかり考えていただきたいと思うんです。

こういう人の、または業務の繁忙期と閑散期に合わせて、これは人員配置をする考え、これは縦割りで無理なんですか。そのあたり、ちょっと確認だけさせてください。

お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　ただいま人員配置で、縦割りあるいは横断的な配置が無理かということでございます。

現状を申し上げますと、横断的な配置は行っておりませんが、日ごろ馬場市長は、その横断的な配置ができないかということで、常日ごろから投げかけられております。また、その問題についての解決はできておりませんけれども、総務の方としましても、やはり横断的な配置が今後、必要であるというふうにも考えております。

また、先日市長は、フレックスタイムについても、何とかできないかというようなところを申し上げていると思いますけれども、その辺はこれから、いわゆる給与制度の労使協議会が発足したという中でも、やはり最大の課題ということで認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　この件については、馬場市長も見解を同じくしているというお話をいただきましたので、ぜひ行政全体の問題として考えていただきたいと思っております。

では、次の話に進みますけれども、今回、事前に図面をいただきました。豊田への駅の連絡所ですね。これを見まして、私は幾つか問題点があるかなと思ったんです。つま

り計画図面では、現在の各窓口と同じくカウンターの奥にコンピューターとプリンターが置いてあるような形でございますよね。私は、これを銀行形式にしたらどうかと思うんです。カウンターのところにすぐコンピューターがある。銀行をイメージしてください。郵便局でもいいですね。そういうイメージにすると、スペースがずっと狭くて済むんです。今、カウンターとコンピューターの間を往復するその時間、実は結構かかっているんですよ。そこを、せっかく新しくつくるんですから、銀行形式のカウンターにすることで結構仕事としてはやりやすくなりますよ。そのあたり、ぜひ検討していただきたいと思っております。これは、今、もし簡単に感想でも何でも、検討いただけるかどうかでもいいので、簡単にお答えいただければいいんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　現在、部内で十分、検討しております。特に、まだ決まったわけでございませんが、事務処理及び動線、これらを考慮しまして検討中でございます。したがいまして、また今後その御提言も含めて検討させていただきたい。このように思います。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんです。

図面でいきますと、市民が待つスペース、これが2.1メートルしかないんですよ。非常に狭い。ちょっとカウンターの位置を工夫するだけで市民が待つスペース、市民のためのスペースが非常にふえるんですよね。そのことによって、そのスペースを利用していろんなことができていくんじゃないかということが思われます。それが次の話につながっていくんですけれども、ここから要望をします。

今回、先ほどの前提で、豊田駅の連絡所が暇な時間が多いということをお話しさせていただきました。しかし、私は人員を削減しろという話じゃないんです。多分、仕事に余裕があるだろうから、あれもこれも、それも仕事をしてほしいというふうに理解していただきたいと思うんです。４名体制なら私は反対ですけれども、３名体制というのはやっぱり現実的なラインかなというふうには思っております。

そこで、まず一つ目は、現状、市民課の窓口での業務をできるだけ復活させてほしいということを要望いたします。これはきのうも佐藤議員がお話をされておりました。私の手元に今、こういう資料がございます。配偶者手当の更新手続についてという、これは私が知り合いからいただいたわけなんですけれども、この配偶者手当の更新手続が今

年度から毎年、更新しなければいけないというふうに法律が変わったということで、例えばサラリーマン家庭の配偶者の方々、または扶養家族の方、そういった方が毎年、市役所に来なきゃいけなくなったらしいんですよ。そうなってくると、窓口の利用率が高くなります。しかし、これが例えば豊田の駅前で出せるとなれば、これはやはり市民サービスであるだろうというふうに思うんです。そういった観点で、ぜひ現在の業務をできるだけ窓口で復活させてほしい。別にコンピューターで打ち出せとか、そういう話じゃないんです。ぜひ、そこは工夫してできると思いますのでお願いいたします。

二つ目、行政の総合相談窓口が必要だと思います。これは行政のよろず相談所の機能だと思います。せっかくいい場所にあるんだから、何でも相談を受けますよというのを、まず全面に出していただきたいんです。これが要望の二つ目です。

三つ目、市民サービスの代行業をやってほしいと思うんです。いわゆる何でも屋さん的なものなんですけれども、３人しかいないので証明書の発行だけでいいと思うんです。今回、四つ、行政で書類出します、連絡所で出しますといっていますけれど、この四つというのはコンピューターが使えるから、またはすぐ発行できるものというふうに理解しているんですよ。ただし、あの連絡所で１人の人が、例えばサラリーマンの方が会社に行く前に受け付けだけやっちゃう。それで昼間に行政マンが、連絡所の職員が１回役所に行って、書類の手続から何から代行してやっちゃうわけですよ。それで夜、豊田の連絡所に持ち帰る。それでサラリーマンの方が豊田の駅前でその申請しておいた書類を受け取る。こういう代行業だって今の現状の中ではできると思うんです。聞けば、庁内の連絡便も、これは豊田の連絡所に来るわけですから、そういうことだって工夫次第でできるわけです。ぜひ、こういう作業もお願いしたいと思っております。

また、情報公開窓口も機能としてつけ加えてほしい。これは将来的なコンピューターの導入にもかかってきます。コンピューターを導入したときに、あの連絡窓口にコンピューターを１台、市民向けに置いて、そこでいろんな検索ができるようになったらいいのじゃないか。これは将来的な各施設の連絡窓口機能も結びついての考え方でございます。

または、図書館の図書、これを返却するポストを置いてほしいんですよ。しかし今の考え、つまり市民課の連絡所、代替措置であるというふうな考えでいくと、図書館のポストを置けない可能性が出てくるわけですね。そのあたりも含めて、多摩平の支所の代替施設ということではなくて、図書館の図書返却窓口をぜひ置いてほしいと思います。駅の構内に置くということを提案したこともございますけれども、さまざまな問題があるけれども、その問題をクリアしているのは豊田の駅の駅前連絡所ではないかというふ

うに思いまして、提案いたします。

そして最後の要望なんですけれども、業務時間の延長ですね、これをぜひやってほしいんです。時間は検討していただきたいんですけれども、例えば朝の７時から夜の21時または20時まで、そのぐらいまであけていていただきたいんです。都内に通うサラリーマンの方が、朝、豊田駅に10分前に来れる時間、そして仕事が終わって帰ってこれる時間、これがポイントです。朝の８時からでは、これは多分、意味がないと思いますので、７時から開始ということで考えていただきたい。

また、土日営業、これだって当然のことだと思います。土曜日、日曜日あけていることで、この連絡所がもっと愛されるようになるというふうに思います。そういったことも、ぜひ考えていただきたいと思います。

もろもろとお話ししてまいりましたけれども、これらについて御見解をいただければと思います。

お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　いろいろと御提案、御提議いただいたわけでございます。佐藤議員さんの方からもいろいろと御質問いただいて、私の方ではあくまでも多摩平の建て替えの代替ということで、支所の場所を移すんではないんだ、一部の業務も行うんだということで、おしかりもまたいただきながら御答弁をさせていただいています。

今の段階では、やはりあくまでも多摩平の業務の支所、場所を移すんではなくて代替業務を行うんだということでございます。したがって、答弁といたしましては、同じような答弁にならざるを得ないわけでございますが、いろいろと佐藤議員さんの方にも答弁したけれども、いろんな御提案をいただきました。今回もさらに具体的な御提案でございますので、またこれについては来年の１月からの開所でございますので、いろんな準備の中で職員組合とも話をしながら来ておる問題でございますので、ただ、市民の利便、サービスの向上、これは行政が当然行わなければならない問題だと考えております。また、費用の点についても、今回の幾つかの御提案については、余りお金のかからないような内容であろうとも思いますし、また大事な御意見、御提案ということで受けとめさせていただきたいと思います。

業務時間の延長につきましても、まさに駅前という立地条件、これについては当然のことながら時間延長、あるいはそういうフレックスタイム的な内容での御要望というのは、今後出てくるんではなかろうかと私も個人的に思っております。したがいまして、

これもまた一つ、役所のやることにつきましては、十分、職員とも事前に相談をいたしたり手続がございますので、ここでは私の方からお約束することはちょっとできませんが、前向きに検討をさせていただきたいと思います。よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　最後に市長にお伺いいたします。

一番最初に私がお話しさせていただいたのは、この連絡所の位置づけ、これを考え方を変えるべきではないか。代替措置というお話では、これは限界があります。そこについて、もう一度考え直していただけるかどうか御見解をお伺いしたいと思うんです。

もう一つお話ししたのは、行政事務の中でコスト計算の部分だと思うんです。つまり職員を配置するに当たって、どのぐらいの仕事量が見込まれてというところからのコスト計算、ある会社では、ここからここまで何歩歩くからというところからコスト計算をしていく。そのぐらいの厳しさはあってもいいと思うんです。その計算の上で何人配置するんだという説明がないと、これはわかりにくくなってしまうと思うんです。そういうコスト計算の部分、これは例えば経営懇談会というのが行われていると聞いております。そういう場でも議題として取り上げていくべきではないかというふうに思っているんです。それは市長の権限の中でできるというふうに聞いておりますので、この2点、位置づけの部分とコスト計算の構えを市政に入れていこうというもの、そこについて御答弁いただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　豊田連絡所について問われているわけでありますが、多摩平支所の代替措置としての位置づけは変える考えはないかということの1点目でありますが、基本的には代替措置として一生懸命考えてきて、現状、準備を進めているわけでありますので、ひとまずその位置づけはそれとして置いておかなければいけないだろうと思います。

ただ、議員の御指摘のとおり、また佐藤議員からも、るる言われました。それら、あの連絡所の中でできることは、できるだけうまいぐあいに組み込んでいきたいというふうに思っております。ですから、再度申し上げます。位置づけは動かすというわけには今からいきませんけれども、内容的には変えられる要素は出てくるだろうというふうなことでございます。

それからコスト計算、コスト意識ですね。これにつきましては、ほぼ本当に同じような認識を実は私も持っておりまして、職員には常々この辺のお話をしているところでございますが、やはり、急に「はい、わかりました」というふうな形にはいかないのが現在の行政の仕組みかなというふうな認識もまた他方にはございまして、できるだけ早くこういったものがきちっと身につくようなといいますか、そういう職員のありようにしていきたいというふうに私は思っています。

それから、つけ加えますが、いろいろ連絡所の人員の対応等について、全然これは余っちゃうんじゃないかというふうな御指摘があったわけでありますが、それと同じ数字かどうかは別にして、私も全庁的な規模で今の職員数で、このお仕事でどうなのですかという問いかけは常々しているところでありまして、よそと比べては随分多いんじゃないのというふうなことは言い続けてします。ですが、なかなかこれも職員組合でありますとか、過去の例でありますとか、いろんなことがございまして、そう簡単にはいかないということが他方にはあるわけでございます。

いずれにいたしましても、いろいろ難しい問題はありますが、議員の御指摘の趣旨はよくわかりますので、その方向でさらに私が言っているようなことを、また菅原議員も言っているんではないかというふうなことを含めて、職員あるいは職員組合とのいろんな話し合いを進めていきたいというように申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　ありがとうございます。

今後も豊田駅の連絡所、大きく期待しているので、あえて質問させていただいたわけなので、議論を重ねていきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって15の2、豊田駅連絡所の新設について～市民サービスのための提言～の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時10分　休憩

午後3時44分　開議

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、「ＳＯＳネットワーク」で高齢者、介護家族に安心をの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔18番議員登壇〕

○18番（宮沢清子君）　それでは、通告に従いまして「ＳＯＳネットワーク」で高齢者、介護家族に安心をと題しまして一般質問をさせていただきます。

高齢社会の到来で近年、痴呆性老人の徘徊による事故の増加が社会問題化しております。外出したまま行方がわからなくなる高齢者に、介護する家族の方の精神的、肉体的負担が大きくなっております。現在、日野市の65歳以上の人は２万860人で、高齢化率は12.8％となっております。これは10年前の１万1,202人で7.1％であったのに比べ、著しい伸びになってきております。高齢社会への進展とともに痴呆症で徘徊する高齢者の増加が予想されますが、日野市で痴呆症状のある人は何人くらいおりますでしょうか。また、徘徊症状がある高齢者の方は何人くらいいらっしゃいますか。掌握をしておりましたら教えていただきたいと思います。

徘徊中に行方不明になった痴呆性老人を早期発見、早期保護をするために、地域ぐるみでケアをするＳＯＳネットワークの発足を提案させていただきたく考えておりますが、御所見をお伺いいたします。

第２点目は、日野市情報防災センターの同報無線、屋外スピーカーの活用ですが、早期保護できるよう、このスピーカーを通して呼びかけをしていただきたく思いますが、このことについてもお考えをお尋ねしたいと思います。

第３点目といたしまして、老人給食事業についてお伺いをいたします。おおむね65歳以上のひとり暮らしのお年寄り、また老人世帯の方に栄養のバランスのとれた食事を昼食に配食をしておるところであります。利用者の希望によって週３回以上実施されておりますが、待機者に対してはどのような方策をとられておるのでしょうか。また、さまざまな状況の中で緊急に給食サービスを希望される方々にすぐ対応していただきたいと思いますが、可能でしょうか。現在、昼食のみの対応ですが、朝晩も希望する人には配食をしていただきたく思います。

丘陵地に居住していらっしゃる地域と、商店も少なく買い物に不便を来しておる地域もございます。栄養のバランス、カロリーなどを考えると、ますます需要が増大するものと考えられます。身体を健康に保つためにも１日３食、365日、心を込めて調理されたものを希望されておりますので、ぜひ御検討していただきたく提案をさせていただきます。

さらに、給食器についてお尋ねをいたします。使い捨ての容器よりも給食をよりおいしく、見た目もきれいで食欲が進むように松花堂弁当のような食器の使用を全地域で早急に実施していただきたく思いますが、対応についてお伺いをいたします。

第４点目といたしまして、老人給食事業は現在６カ所の施設に委託をしておるところですが、これからますます高齢社会になり、希望者がふえることが推測されます。そこで、ＮＰＯ、民間非営利団体を活用して、希望者全員が待つことなく、すぐに利用できるような体制づくりも必要かと思います。ＮＰＯとの信頼関係を保ちながら施策の展開を促進していただきたいと考えます。また、今後、地区センター等でも調理場等をつくっていただき、使用できるように整備されたらいかがかと思います。東部会館の料理室など、学校、保育園、幼稚園など工夫をして使用できるように、身近な地域の場の提供によって、身近なところで家庭料理が届けられたらと考えますが、いかがでしょうか。

第５点目といたしまして、期限つき商品券の発行について提起させていただきます。

長引く平成大不況を乗り越えていかねばなりません。何といっても冷えきっている個人消費を呼び起こすことだといわれております。景気回復への即効薬が求められている中で、自治体や各地の商工会などでは、独自の商品券を発行して消費拡大を図ろうという工夫が行われているところであります。いずれの地域も景気浮揚に一役買っています。テレビでも紹介されておりましたが、港区では消費の喚起を図り商店街の活性化を図ろうと、一昨年９月から区の商店街振興組合連合会が区内の共通商品券を発行しておるところです。消費者の商店街離れと長引く不況が追い打ちをかけ、低迷が続いていましたが、商品券が地域の消費者の間に浸透して次第に売り上げが増加し、活性化に結びつこうとしているようです。

また、ことし４月から１年間の予定で割増しつきの商品券を販売して好評を博しているところです。商品券を導入しているところはほかにもたくさんありますが、台東区では敬老の日を記念して贈呈していた敬老祝い金や祝い品を、やはり１年間の期限つき敬老祝い品購入券を発行して、身近な買い物にも気軽に使えるよう工夫しています。日野市としても、敬老金、健康管理手当１万7,000円を商品券で交付されるお考えがあるかどうか、伺いたいと思います。高齢者にとっては現金の交付を楽しみに希望されることがありますでしょうから、きょうは提案をさせていただきますので、このことにつきまして慎重に検討していただき、価値創造をしていただきたいと思います。

ただ、商店街振興策として日野市主催の行事で使用される、例えば成人式の記念品や国民健康保険の健康記念品など、その他いろいろな工夫がされようかと思いますが、商

工会発行の期限つき商品券の贈呈をされたらと思います。お中元、お歳暮のときの需要や慶弔のお返し用と、買い物だけでなく理美容や飲食、工事代金など幅広く日野市内で使用できるような価値創造が、今、求められているのではないでしょうか。市民お一人お一人の工夫で幅広い用途に利用できるよう発想をＰＲしていただき、長引く不況の影響などで売り上げが落ち込んでいる市内の商店街の現状を打開できるよう早急に実施していただけるよう提案をさせていただきたく考えますが、御見解をお伺いいたします。

以上の質問に御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　徘徊状況がある高齢者を地域ぐるみでケアするＳＯＳネットワークの発足についてという御質問でございます。

痴呆性の高齢者の徘徊は、本人を危険にさらすだけでなく家族の介護を困難にする行動障害の一つであります。痴呆性高齢者が外出したまま行方不明になり、予期しないけがや交通事故に遭う危険性をはらんでいるために、徘徊する高齢者を介護する家族の不安は並大抵のものではなく、心の休まる暇のない深刻な問題となっております。

東京都は痴呆性高齢者総合対策委員会の緊急提言、これは平成８年の10月でございますが、これを受けまして区市町村や警察、消防、東京都の関係職員による徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク検討会を設置いたしました。その検討結果が昨年12月に、徘徊高齢者ＳＯＳネットワークの構築についてという報告にまとめられました。報告書の中では、早期発見、保護するために、市、警察、消防署などの公的機関だけでなく民生委員、自治会、コンビニエンスストアー、それからガソリンスタンド、駅などの民間団体にも協力を求めまして地域ぐるみのネットワークを構築する必要性と、交通機関の発達した東京においては、短時間での移動が広範囲になるために、全区市町村での取り組みの必要性を報告をいたしております。

平成10年度には２区市町村で徘徊高齢者ＳＯＳネットワークシステムモデル事業として実施しているところでございます。日野市といたしましても、高齢化率が年々増加し、御質問にもありましたけれども、現在、65歳以上の高齢者は２万860人、高齢化率は12.8％となっております。また、痴呆症状の見られる人は平成８年12月の高齢者実態調査で1,067人を数えております。

このような中で、日野市でもモデル事業の結果の検討や高齢者サービス調整チームの再構築をする中で、この徘徊高齢者ＳＯＳネットワークシステムを至急取り組んでいかなければならない施策であると、このように考えております。

それから２点目の同報無線の活用でございますけれども、これにつきましては平成９年12月の日野市防災行政無線運用要綱の改正によりまして、人名にかかわる事故の緊急放送としての活用ができます。緊急放送をする際、屋外拡声装置は現在119カ所の市内全域でも、また地域を限定しても放送することができます。したがって、徘徊高齢者ＳＯＳネットワークシステムの取り組みの中だけでなく、必要な状況が発生した場合は同報無線の活用を考えていきたい。このように思っております。

３点目の老人給食に関することでございますけれども、御案内のとおり日野市福祉事業団に委託して老人給食事業につきましては現在行っておりますが、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方々に大変喜ばれている事業でありまして、今後ますます核家族が進むにつれ必要性が増しますので、発展させていかなければいけない事業であると考えております。

配食希望者の待機状況につきましては、希望している方のおおむねすべての方にサービスを提供しております。老人給食を利用の意向を示している約20名について、現在いるわけですけれども、これから訪問調査をし、配食コースを決定していくところでございます。御質問の中に、緊急の対応をしてほしいという御要望もございましたが、現在はそのような状況でございますので、老人給食の緊急対応については可能であると、このように御理解をいただきたいと思います。

食事の内容につきましては、１食につき800カロリーで、高齢者嗜好の献立を立てています。本来ならば何種類かの味つけや内容の献立を用意して、好みに合わせて選んでいただければよいわけでございますけれども、調理の体制や１食当たりの単価の関係から、アンケート調査等によりまして標準的な味つけの献立を１種類つくっているのが現状でございます。

なお、御提案の中で、昼だけではなく朝晩にというような御提案もございました。当然そういうことは望まれるところでございますが、現状では大変申しわけございませんけれども、昼の対応をより充実をしていかなければいけない。このように考えております。

また、食器の改善についても御提案をいただきました。御指摘のとおり一部のところでは既に食器を改善をいたしまして、やっているところもあるわけですけれども、これらについても今後さらに改善に努めていかなければいけない。このように考えているところでございます。

４点目のＮＰＯ法との比較の問題でございますけれども、老人給食事業を展開する際

にＮＰＯ、民間非営利団体等を活用することは、市民参画により地域の福祉力を高め、地域をネットワークする核として重要と思われますので、行政といたしましてもＮＰＯ法の信頼関係を持ちながら支援していきたいと、このように考えております。御案内のとおり老人給食はスープの冷めない範囲で、家庭的な給食が提供できるように、それぞれの地域で協力してもらえる方々に調理場を提供し、調理、配食してもらうのが理想でございます。現在、かしの木荘やカフェテリアでこれに近い形で行っているところでございますが、適当な調理場が各地域にないことや、食品衛生やコストの問題などクリアしなければならないことが幾つかございますので、なかなかその方向に進んでいかないのが現状でございます。

５点目には、商品券の問題で、るる御提案がございましたが、この点については御提案ということで承りたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　市民生活部長。

○市民生活部長（宮本　寿君）　共通商品券の件についてお尋ねがございました。

市内の共通商品券発行事業につきましては、昨年から日野市の商工会がその計画に取りかかっておりまして、現在、商工会内に共通商品券発行準備委員会が組織され、市でもこの場に委員を送りまして検討に参画しているということでございます。近いうちに成案が市にも示されるものと思いますが、そのときは市としても積極的に協力してまいりたいと考えております。

ただ、一つ課題としましては、議員も今おっしゃられましたが、日野市が行っている現金や記念品等のすべてをこの共通商品券に切りかえたとき、対象者のニーズに十分こたえられるかという問題はございます。いずれにいたしましても、前向きに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君）　ありがとうございました。それでは、確認の意味を込めながら少し再質問をさせていただきます。

いろいろと前向きの御答弁をいただきまして、大変感謝をいたすところでございますが、私は一つ一つの質問の中に、常に市民の視点、そして生活者の視点、そして生命の尊厳を基調にしての視点で質問をさせていただいております。こんな角度から、私はこのＳＯＳネットワークについての質問をさせていただく動機は、私のところにやはり徘

徊の状態で亡くなられた方から１通のお手紙をいただいた、そのことがきっかけでございます。若干、この施策を展開する中で、この方の思い、そして徘徊する家族、また介護している家庭の皆さんの思いに心を寄せながら御紹介をさせていただきたいと思います。

父は、母の留守の間に着のみ着のままで、しかも１銭の現金も所持しないまま自転車で出かけてしまいました。当時、老人性痴呆症になりかかっており、日常会話は全く不自由しないものの、方向感覚がまるでなく見当識の欠落、一度家を出ると戻れなくなるため、ここ数年、母と一緒でないと絶対に外出しなくなっておりました。その父が突然いなくなったため、近所の人はもとより親族も総出で探し求めました。私たち兄弟も心当たりのところを自転車でくまなく探し求めましたが、行方を知ることはできませんでした。そのため警察に捜索願いを出し、新聞には写真入りのビラを入れるなどのあらゆる手段を講じましたが何の手がかりもないまま３カ月有余の日がたってしまいました。しかし、いろいろな方の情報に基づきまして、かつて父の知り合いであった方が偶然その近くに立ち寄ったときに、白骨化された死体を発見し、そして警察に届け出てくださったことによって、その死体の入れ歯から初めて父の遺体だと判明いたしました――このような、あと、るるいろいろとそのときの状況をお手紙にしたためてくださっているんですが、こういった本当に一度家を出てしまって方向感覚がまるでなくなってしまう見当識の欠落、徘徊の人たちの介護をしている家族というのは、24時間、一時も休まるときはない。家というか、錠をしっかりかけて家の中にいるというようなお話も承ったことがございます。

こういった状態で、無念な思いで発見をされたわけでございますが、ここで本当にＳＯＳネットワークということで、今御答弁にもありましたように警察に通報することによって、いろいろな最寄りの関係機関にファックスでお知らせがいきます。プライバシー保護ということでございますので、住所、氏名は公表されないわけですけれども、その方が家を出たときの状況を克明に書かれまして、そしてファックス通信でコンビニとか、または民生委員さんとか、自治会とか、消防署、警察、そしてガソリンスタンド、駅とか、あらゆる機関にファックスが送信されることによって、その身元の安否確認というか、できるということで、これは大変これから大事な事業になっていくと思いますので、至急に取り組んでいく施策でもあるというふうな御答弁をいただきましたので、ぜひ緊急な処置としての対応をお願いしたいと思いますので、再度、確認をしてみたいと思います。

それから同報無線による呼びかけでございますが、私は、かつてこの同報無線ができましたときに、童謡とか緑のまち日野市歌とか、そういった曲を流したらいかがでしょうかということで帰宅時間に夕刻に流していただけるようになって、今そのことが市民の間に定着をし、子どもたちの心の中に一つ一つ「あっ、今もう帰宅をしなければならない」という、そういった気持ちが植えつけられまして、きちっとそれが軌道に乗っているというか、一人ひとり市民の心の中に、ゆとりの中にそういった心の余裕が出てきているということも伺っておるところでございます。また、この同報無線を利用いたしまして、こういった保護できるような、またいろいろな人たちの手だてをいただきながら１人の人を助けていけるような、保護できるような手だてをお願いしたいと思います。ぜひ同報無線の活用もよろしくお願いしたいと思います。

もう１点、これは市長に最後に伺っておこうと思っておりますが、痴呆性高齢者のデイホームの設置も今後、検討していただけたらというふうに思っておりますので、主管課とともに打ち合わせというか協議をしていただき、このこともお考えの一つの中に入れていただきたいと思います。

もう一つは、先日、公明新聞に紹介をされていたんですけれども、痴呆性徘徊する高齢者が今どこにいるのかという位置の確認をできるものがあるようなんですね。ＧＴＳというシステムなんだそうですけれども、これは体動センサー装置型徘徊探知システムといわれております。行方不明の徘徊者の位置を確認することができ、早期発見に役立つことが期待されているようでございますが、まだこれは、日立製作所が開発をし軌道に乗せようとしているものでございますが、これは徘徊をする痴呆症の方の体につけておきますと、センサーによって動作の状況、歩くとか倒れるとか、そういった状況が把握されるようなんです。それともう一つは携帯電話と組み合わせて、より広いエリアをサポートしてあげられることができるとか、いろいろと位置の確認を家族からの発見依頼によってパソコンに入れることによって操作して、それが本人のつけているところに作動して、今どの辺の位置にいて、どういうふうな状況であるかということがわかるようでございます。これはまだちょっと始動というか、初めてのこういったものも開発をされてきておるところでございますが、将来的には徘徊症状にある高齢者の安全確保と介護者の精神的、肉体的負担の軽減に役立っていくんではないかということで、将来的には利用者もふえていくんではないかというふうなことも言われているところでございますので、大変、金額的に高いものですから、もし普及ができたときには補助ができるようにですとか、いろいろと工夫をしていただければと思いますので、こういった操作

の仕方があるんだということで、御紹介をきょうはさせていただきたいと思います。

老人給食のことでございますが、今、20名の方の待機者があるということで、そのことは実態調査の上、待機者のないような取り計らいをしていただくということでございますので、ぜひそのことはお願いしたいと思いますが、私は友愛訪問員の方から伺った話でございますが、昼間の配食、１回いただきますと、お年寄りというか、御年配者によっては量とその人の体と体調によってでしょうけれども、夕食まで半分に分けて食べていらっしゃるという、そういう実情も友愛訪問員の方が訪ねていく中で見たり聞いたりして伺った話でございますが、２回に分けて食べているっていうんです。ですから、もしO157とか食中毒だとか、いろんな昨今、不安な社会情勢でございますので、この辺のことをちょっと心配をするわけでございますので、何かいい手だてがないかなというふうに考えているところでございます。それで、先ほど申し上げましたように家庭料理のできる、そのＮＰＯの人たちとか、または主婦の方々とか――今、主婦の方たちもパートで行っておりましても60歳定年でやめられるというか、スーパーなんか勤めておりますと定年で切られてしまうようなんですね。その方の最後のライフワークは、そういった福祉的な仕事をしたいという希望が多いというんです。いろいろとお話を聞いてみますと。ボランティアでもいいんですけれども、多少の有償でということでお弁当代とか交通費とか、そういったものですね。多少のものがいただければ、あとはボランティアでやってみたいというような方も多く聞くところでございますので、身近な最寄りのところでそういう調理ができて、先ほどもお話がありましたようにスープの冷めないところで、本当に心のこもった温かい家庭料理が配食できるような、そしてそういった発想の転換というか、知恵を使っていくことによって365日、３食、配食してあげることができると思うんです。

お弁当を希望しているっていう方は、やはり何らかの事情で買い物に行けないとか、御病気の方だとか、要するに諸般のいろんな御事情で配食を希望しているわけですから、昼食だけではもうこれからは人間、生きていく中で、365日、普通に食べていくという、これが最低の生活の条件でございますので、そういったきめの細かい行政の施策というのも、大変でしょうけれども、これからは計画を立てながらきちっと実施をしていくべきではないかと思います。

一つ、私の地域で、私の地元の自治会でございますが、毎年、敬老の集いをいたしまして、ここ数年、１年に１回でございますが、役員が手づくりでもって本当に心を込めてやっているところなんですが、９名くらいで80食を一度につくってしまうんです。そ

れも全部、栄養とかバランスとか、それからいろんなことを、カロリーもそうでありますし、盛りつけもそうでありますし、また特に健康状態等も配慮しながら、本当に主婦の知恵というか、生活の中で得た、その主婦の知恵でいろいろとつくって、予算が赤字にならないように知恵を出し合って献立を考えまして、やる前に試食会をやりまして、本当にその試食会が、お一人お一人がとてもいい味つけというか、自分の味を持っているものですから、それを持ち寄って試食をし、そして敬老の集いで喜んでいただけるようなものをつくっていこうということですんで、メニューを考えているところでございます。そこに男性の役員は、テーブルをそろえて、いすとか、セッティングをしていただくとか、いろいろいたしまして、１日本当に楽しく、そしてアトラクション等も入れていただきまして、毎年、喜んで実施しているところでございますので、本当に地域で何かをやろうとしたときには、それぞれのところからいろんな知恵を行政に提供していただくことによって、１年365日、３食の給食が本当に１日２回に分けて食べるというようなことのないように、その辺の御配慮もしていただきたいと思います。

今、店屋物をとるとしても、やはり２人前以上でないと配達をしてくださらないそうなんです。ですから、どうしても１人前だと配達をしてくれませんし、２人前とると、もう二日も三日も持ち込ませなければならないという状態でございますので、どうしてもお昼のものを分けて食べていくというような状況でございますので、これもぜひ、いろいろ大変でございますでしょうけれども、ＮＰＯの方たちとか、いろいろな方たちにお願いをして、また助成すべきところはきちっと助成をしていただいて実施をしていただきたいと思います。

また、給食調理員さんで、定年退職をされた人が再雇用の場でいろいろと働いておりますけれども、本当にこの方たちの経験を生かす場所というのは、こういったところに経験を生かすべきではないかと思うんです。再雇用の場所を一つ一つ、どなたがどこにいるということは申し上げませんけれど、むしろこの方たちの長年の経験を地域の中に生かしていけるような再雇用の場所っていうのをつくる、これが本当の再雇用の場所じゃないかと思いますので、この点のことも伺っていきたいと思います。ぜひ、こういった方向で御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。もう一度、確認の意味を込めて再質問させていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　最初に、ＳＯＳのネットワークシステムのことで確認をという御質問でございます。

先ほども申し上げましたとおり大変必要なシステムだろうというふうに認識をしておりので、いろんな今、モデル地区でも実施の結果が出てまいると思いますので、それらも十分もちろん参考にしながら検討していきたい、前向きに考えていきたい、このように思います。

それから今いろんな御提案がありまして、痴呆性、徘徊する老人等の位置を確認するような最新型のシステムができたというお話もございますが、これらについては我々もこれから勉強をしていきたいと、このように考えております。

あと、老人給食の問題でいろんな御提案をいただきました。確かに高齢者の方って申しましょうか、老人の方が物を大切にするというのは大変いいことなんですけれども、捨てないっていいますか、習性と申しましょうか、言葉は悪いんですけれども、そういう、お気持ちを多分に持っておりますので、もし余ると夕食に残してしまうというようなことがあったように私も聞いております。議員さんからは友愛訪問者のお話ということであったわけですけれども、また、冷蔵庫を過信しちゃって、大丈夫だろうというようなお考えもあるようでございますけれども、そういうことで食中毒を起こしたりしては困るわけでございますので、あくまで昼食ということで配食をしているわけでございますので、そういう指導をして夕食に残さないようにと申しましょうか、古くなったものを食べないようにと、こういう指導は今までもしておりますし、今後もしていかなきゃいけないというふうに思います。

それから自治会等での敬老の集い等の御提案、お話をいただく中で、狭い地域で60歳以上の人等の主婦の方等にお手伝いをいただいたらどうかと、こういう御提案でございます。先ほども言いましたように、できるだけ狭い地区で、最寄りの地域で、地区ごとにそういう対応がとれればいいわけですけれども、なかなか場所の問題、衛生面の問題、いろいろあります。これらの御提案は十分わかりますので、できるだけそういう理想に一歩でも近づけるように今後も努力をしていきたい。こんなふうに思います。

その他、再雇用の問題等の御提案もございましたけれども、そういう問題については庁内でも今後、十分検討していきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

それでは、給食調理員さんの経験を生かすということに関しては、いかがお考えでございますでしょうか。突然のあれでございますが、そういった知識と経験を生かしてい

くということは大事だと思いますので。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　再雇用の職場につきましては、御指摘のようにそれぞれの職場経験をさらに生かすということが大きな趣旨になっております。

ただ、今御指摘の老人給食との絡みにおきましては、まだ組織的にそういった職場が確保されておりません。そういう意味で、必ずしも過去の職務経験を生かすといったような場面には立ち至っていない職種もございます。この点につきましては、また組織的にそういった職場が確保されれば、総務部といたしましても協力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

それでは市長に最後、伺いたいと思いますが、商品券の発行のことと、それから痴呆性高齢者デイホームの設置、それから今の数点にわたる質問に対しての総論的なお話を承りたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　ＳＯＳネットワークということで、高齢者介護家族にもっと安心を与えてほしい、そういう施策を考えるべきであるというふうな趣旨で、幾つかのポイントに分かれて質問あるいは要望をいただいたわけであります。

それぞれ各部長からお答えを申し上げたとおりでございます。私も痴呆の母親を３年間ほどみとった経験もございますし、確かに、うちの母の場合には外を徘徊するだけの足の力がなくて、屋内で２回ばかり徘徊をしたというふうなことがありましたけれども、それでも家族は結構、苦労したというふうな経験があります。恐らく健脚のお年寄りの場合には、なかなか御家族は大変だろうなというふうに思います。そういった点で、今、議員御指摘の、あるいは既に都あるいは国で検討を始めているＳＯＳネットワークシステムというものを、できるだけうまいぐあいに日野市内で対応ができるような方向でいきたいというふうに思う次第であります。

同報無線の利用ということにつきましても、できるだけ、余り固く、防災時だけというふうな形にとらわれずに、緊急時の対応ということで、人命にかかわるというようなことで対応できるようにしていきたいというふうにも思っております。

老人給食の事業につきまして、議員も御指摘のとおり個々のボランティアあるいは、

それぞれが協力ができる対応がいろいろ違っていると。そういったものがうまいぐあいにかみ合わせることができるようなシステムといいますか、きめの細やかな形をこれからは考えていかなければいけないだろうということで、これは給食事業に限らず、あるいは家事援助とか、いろいろなこれからのお年寄りの介護をしていく上で、いろいろ研究すべき課題がいっぱいあるのではないかというふうに思いながら伺った次第であります。ぜひ、検討を進めていきたいというふうに思います。

それで、痴呆性デイホームというふうな具体的なお尋ねでございます。たしか今、高幡の福祉支援センターで一つ委託をしてお願いをしている場所があると思います。まさにＮＰＯではありませんが、それぞれ民間でおやりの方々も、あるいはあるかもしれません。ぜひ、これもできるだけ行政が助成をする、あるいは一緒になって考えていくというふうな形で、数多く地域ごとにもう少し広げていきたいなというふうに、気持ちは持っております。

商品券のことであります。これにつきましては、部長もお話を申し上げましたが、商工会では、私が市長に就任早々、提案書というふうな形で、このまさに議員御指摘のお話を持ってきたわけであります。そして具体的に敬老金でありますとか、あるいは現金給付的な市がおやりになっている事業を、こういった形で現金ではなくて市内の商店にぐるっと回るような形の商品券で対応していただくと、市内商工業の発展にもなるし、かえっていろんな意味で役立つのではないかというふうな御指摘もいただきました。昨今、また大変景気が悪うございまして、商品を上向けるというふうな意味でも、一つの方向づけができるのかなというふうな思いもあります。

ただ、いろいろ商工会内部でも検討委員会等を設け、一部、中間報告的なものも出ているようでありますが、まだ具体的な実施には至っていないようでありまして、これは恐らくいろんな、各業態がございます。例えばクリーニング屋さんでありますとか、あるいは床屋さんでありますとか、単に販売をするというふうなことではない、いわゆるサービス業的なものもございますので、この辺がどういう対応になるのか、恐らくなかなか最終的な詰めが難しいのかというふうな認識を持っておりますが、議員も御指摘のとおり都区内では、もうかなりの区が実施をしておりますし、たくさんお使いいただければ割り引きになるんだというふうな、たしか港区でしたかね、そういうふうなところもあるようでございます。いろいろよその例を参考にし、あるいは地元の商工会が一生懸命、研究していることを後押ししながら、よい方向を探りつつ実施の検討をしてみたいというふうに思っています。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君）　ありがとうございました。ぜひ前向きな御検討と早期実現をお願いしたいと思います。

来年、1999年は国際高齢者年なんです。国際高齢者年は、国際高齢者原則で高齢者のための自立、参加、介護、自己充足、尊厳を推進し実現することを目的として国連で決議をされておるところでございます。世界一、日本人の平均寿命が伸びてきております。寿命に見合うだけの充実した人生が送れるような高齢社会を迎えていかなければならないと思いますし、また今、第三の人生を幾つになっても、いよいよこれからが本番だ、また、その前途が輝いていると皆さんお一人お一人、市民の方たちが価値創造をしながら日野市民として生き生きとした人生を送れるような、そんなことを願いまして国際高齢者年に先立ちまして質問をさせていただきましたので、御配慮のほどをお願いいたします。

以上で、この質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって16の１、「ＳＯＳネットワーク」で高齢者、介護家族に安心をの質問を終わります。

一般質問16の２、市民の安全のため道路網等の整備についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○18番（宮沢清子君）　続きまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

市民の日常生活の中で、道路は大切な生活環境として重要な位置を示しておるところでございます。線から面へ、地域の中で安心して通行できるよう整備をしていただきたく、数点、質問をさせていただきます。

第１点目は、７月30日の集中豪雨による三沢地域のがけ崩れについての対応策についてお伺いいたします。

がけ崩れが発生した箇所は、上部の市道路線からの影響であると思います。私は、その後の台風４号の接近のとき、午前８時前に家を出まして現場の状況を見に行きました。ずぶぬれになりながらＴさんと一緒に心配をしながら、その現地を見てまいりました。三沢２－22－７番地先の角地に、市道の２路線が傾斜面になっている上からの雨水が一気にＴ宅前のＵ字溝１カ所に集水してきますので、15分間に23ミリの降雨量が集中しますと、Ｕ字溝からあふれ出て下部に流水してしまいます。また、上部地域の一部で排水升のふたがグレーティングではなくコンクリートのふたのため、水はけが悪いことも気がついた次第です。現状の対策についてお伺いをいたします。

2問目といたしまして、幹線市道Ⅰ－1号線であります。百草エステート付近の歩道の改修について伺います。

歩道には街路樹の植え込みがあります。樹木が大きくなり、木の根っこがコンクリートを突き抜けて鉄板の枠からはみ出しています。三沢台バス路線の百草台公園のバス停や小学校の通学路にもなっておるところです。車いすやベビーカー等の通行にも支障を来しておるところです。近隣の方がけがをされるなど大変歩きにくい危険な状況ですが、ぜひ改修をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

第3問目も、川崎街道から入る市道Ｂ－33号線の三沢一丁目6番地の3の先アベニールの北側の側溝のふたかけについてお伺いいたします。

狭隘道路でカーブになっていますので、対向車が接近してきたときなど水路に車輪が落ちたりして困った状況を聞いております。いつごろ道路整備をしていただけるんでしょうか。お伺いをいたします。

第4問目。幹線市道Ⅱ－13号線についてです。倉沢地区から多摩市へ通じる道路です。拡幅計画の状況について、教えていただきたいと思います。

5点目。市道Ｂ－37号線の拡幅についてです。新井橋右岸、堤防兼用道路です。御存じのとおり、ここは歩道との分離帯もなく交通量の多い狭小な道路です。民地の一番狭い箇所では車がお互いに譲り合って通行しておりますので、ぜひ拡幅をしていただきたく要望いたします。また、落川通りから八小前通りの堤防兼用道路についても御回答をお願いいたします。

6問目。幹線市道Ⅱ－5号線、石田350番地付近は朝夕の交通量が著しく激しく、地域の方たちは困惑をしておるところです。新井の交差点の箇所ですが、市道Ｂ－35号線から36号線の路線ですが、朝夕の交通規制をして歩行者の通行の安全と渋滞解消をお願いしたいと思います。信号付近住宅の方々は、信号待ち後の排気ガスと騒音に悩まされておる状況でございます。

第7問目。北野街道から南平小学校、南平体育館入り口に信号機の設置をお願いしたいと思います。交通量の激しい北野街道ですが、大型車両の通行も多く、横断するのには大変危険な状況です。近年、新しいマンションが幾つか建設をされ、入居をされております。人口も急騰している地域です。信号機の設置を東京都に要請していただきたいと思います。

第8問目。都市計画道路3・2・7号線、都道、落川－府中線の開通に伴い、地域の住民の方は排気ガス、防じん、防音等を大変に懸念しておるところです。この対策のた

めに遮へい木等の設置をお願いしたいと思います。沿道環境の対策を十分、考慮していただきたくお尋ねをしたいと思います。

9問目。市道O－44号線、百草971番地の77先、市道O－30号線、百草897の34への横断歩道の設置についてお伺いいたします。この2カ所は急傾斜地でカーブがあり、危険な箇所です。歩道にある街路樹で隠れて、子どもの目線では車の来るのが近くまで来ないとわからない状況です。児童生徒が多く利用しておりますので、横断歩道を設置していただきたく思います。また、徐行の立て看板の設置あるいは路面のカラー舗装をしていただきたく思い、お伺いいたします。

最後に、程久保地域の市道N4－4号線、高幡台パーキング前でございますが、道路幅員が狭く緊急車両も入れない状態にある道路ですが、拡幅整備をかねがねお願いしているところでございますが、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

また、市道N4－4道路の程久保一丁目地域は、前にも申し上げましたように、多摩動物公園通りの京王線地下道から入る箇所と、バス通りの高幡台老人ホーム入り口からの進入路と、そして高幡台団地外周道路からの入り口の3カ所ですが、どこも狭隘道路で緊急車両が入りにくい状態です。家庭や地域での避難体制を整えることは当然ですが、危険を除去する対応は行政側にも求められると思います。そこで、危機管理体制を整備するのは当然のことと考えます。新しい発想の展開といたしまして、緊急避難通路の確保として程久保小学校の方から道路を新設してはと提案をさせていただきますが、ぜひ御検討をしていただきたいと思います。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　市民の安全のための道路網の整備ということでございます。

地域の課題でございますが、一つずつ順次お答え申し上げたいと思います。

一つ目の、三沢の二丁目のがけ崩れのその後の対応でございます。7月30日に大雨が降りまして、今、御質問の中にもございましたように、のり面が崩れまして一部民家に床下浸水等の影響を与えたわけでございますが、翌日から早速、のり面の保護のための蛇かご等の設置をいたしました。その後、市道からの流入ということが考えられましたので、上部に位置いたします市道に浸水升の増設とグレーチングの設置をいたしました。これによりまして雨水の流入度の拡大を図ったわけでございます。その後、大きな雨はございませんけれども、大方の解消ができたかなというふうに安心をいたしておりますけれども、今後はまた状況を見ながら、なおかつ対策を練っていきたいというふうに考

えております。

二つ目の問題でございます。百草のエステート入り口付近の歩道の補修、これは三沢台小学校の東側の件でございます。けがの発生もあったというお話がございました。早速、危険箇所の補修も順次していきたいというふうに思っております。特にひどい場所もございますので、これは植木の保護もございますが、沿線にございます堤防の部分ですね、これらの移植をしながら通過に支障のないようにしていきたいと、こういうふうに思っております。

三つ目に入りますが、三沢一丁目のアベニールの北側の側溝の件でございます。これは西武団地の入り口の東の方になるんですが、川崎街道の北側でございます。この箇所につきましては、今年度中に道路の整備を予定しております。この中で御質問の部分につきましても、改修を同時にしていきたいというふうに思っております。水路に車両が落ちたりするということがなくなりますように対応していきたいというふうに思っております。

四つ目でございます。倉沢から多摩市へ抜ける、山を一山越える道路でございますが、その後の状況でございますが、これの道路につきましては、以前から地元の要望もございまして、もう七、八年こういう協議を進めております。当時は６メートル道路――現況1.8メートル、６尺という道路でございますけれども、これを６メートルに拡幅したいということで測量作業等を実施してまいりました。何度か地元の説明会を行ってきたわけでございますけれども、地元の意見が幅員あるいは位置も含めまして意見が分かれております。ことしになりましてから、いろいろ説明会もやっているんでございますけれども、同時に遺構の調査もいたしました。近いうちにまた、この遺構調査をもとに説明会をしてみたいというふうに思っております。そして事業化に向けての努力をしていきたいというふうに考えております。

五つ目のＢ－37号線の拡幅でございます。これは新井橋の下流の右岸の部分でございます。北側から南に橋を渡りますと、すぐに百草の方へ抜ける道がございます。落川通りという通称の名前で、昔は市場線とかといわれました。この道路が堤防の近く、堤防から200メートルほどになると思いますが、右側に民家がございましてバスの集会所がございますが、あの先の狭い、それからその先の流域の下水道が通っております堤防へどんと当たっている道路、あの辺も狭いんですけれども、まずことし、一番最初の突き当たりの堤防に沿った道、手前の方ですが、この辺につきましては、まず整備をしたいなというふうに思っております。

その先につきましては、建設省との絡みもございますので調整をしたいと思っているんですが、技術的には可能であろうというふうに思っておりますが、財政的なことの許す限り、ひとつ早くやってみたいというふうに思っております。

六つ目でございます。石田の歩行者の安全ということで、この場所でございますけれども、八小の北と今の流域の新井橋に近いところの交差点でございます。落川通りというところにございますけれども、確かに最近の車の通行が多くなったということは確認をしておりますけれども、現在の道路の幅員が６メートルほどであります。したがいまして、これを歩道を設置するということになりますと４メートル前後、４メートルから５メートルの車道しかとれないということになります。したがって、車両の通行にも影響があるわけですけれども、この辺の周辺も含めまして、先ほど五つ目で申し上げました落川通りの絡み等がございますので、堤防道路の方との道路も含めまして総合的に検討しなきゃいけないというふうに認識しております。

また、あわせまして日野警察、いわゆる交通管理者とも調整をしたみたいというふうに思っております。

七つ目でございますけれども、北野街道、南平小学校の入り口の信号機の設置ということでございます。現在、この場所には横断歩道橋が設置されております。横断歩道橋を使っていただくことが一番安全ではございますけれども、確かに交通の状況あるいはマンション等ができまして人の出入りも多い、あるいは車も多いということでございますので、道路管理者でございます東京都あるいは交通管理者の日野警察に要請はしてまいりたいというふうに思っております。いずれにしても、なるべく歩道橋を使っていただく方が安全であることは間違いないと思っております。

八つ目でございます。都市計画道路の３・２・７号線、これは都道の落川－府中線ということで一ノ宮から府中へ抜ける新しい道路の件でございます。今年度中に開通をするというふうな様子を聞いておりますけれども、それまでの間、いろいろ地元の皆さんからのいろんな要望があると思っております。御質問の要望の件でございますが、防じんあるいは防音の対策のための遮へい壁の要望でございます。この道路につきましては、高速道路と違いまして通過道路ではございません。生活道路としての利用もございますので、壁をつくって全面的にふさぐということが非常に不可能ではないかというふうに思いますけれども、御意見を東京都の方には申し上げていきたいというふうに思っております。

それから９番、10番、Ｏ－44、Ｏ－30号線、これは信販の団地の中の横断歩道の設

置の件でございます。ここは学校の方から通学路の指定もされているように聞いております。学校の生徒につきましては、それらを通るようにということの指示があるはずでございますけれども、現状としまして学生以外にも通過しているというふうに聞き及んでおりますので、一応私どもの方でも現地を今少し調べまして、それらの対策をしてみたいと思っています。危険があってはいけないということでございます。それから看板の設置あるいはカラー舗装等の要望もございましたけれども、これらも含めましてチェックをしてみたいというふうに考えております。

最後でございます。Ｎ－４号線、高幡パーキング、これは高幡台団地のところから金久団地へ抜けるところでございます。この道路もやはり6尺ということで１メートル80の道路でございます。抜け道がないということで動物園沿線の道路から入ってきた車両は、この道しか抜けられないわけでございます。ですから以前から要望がございまして何とか私どもも関係地主に対応してまいりました。これも、ごく最近もしておりますけれども、現況は有料の駐車場になっております。駐車場で生計を立てているという理由もあるようですけれども、建築基準法等で建物でもできますと、セットバックということで義務が出てくるんですが、現時点での土地の利用ですと義務が発生しないわけです。一番期待しますのは、駐車場から新しい家でもできて、あるいは開発行為等で土地の開発、いわゆる利用形態が変わってくれば、自然にこれが今の問題点が解消するんではないかというふうに思っておるわけですけれども、それがいつになるかわかりません。いずれにいたしましても、関係地主には再度また協力方のお願いをしていきたいというふうに思っております。

程久保小学校の方へ抜ける道という御要望もございました。現地を調べておりませんけれども、私の頭の中では、かなり急勾配で段差があるかなという、頭の中にございます。土地を取得いたしましても勾配的に取りつけができるかなということがちょっと心配になります。これもあわせて順次、調査等をしまして、別途お答えができるようにいたしたいと思います。

ただいまお伺いしました案件につきましても、貴重な御意見でございます。庁内で対応できるもの、あるいは部内へ要請しなきゃならないものを含めまして、課題として最大の努力をしていきたいというふうに思っております。よろしく御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

これから予算の編成時期でもございますし、ぜひ市民からの貴重な声でございますし、いろいろと危険な箇所でございますので、対応をお願いしたいと思います。

今、程久保小学校側からの進入路ということでお話し申し上げたんですが、多分、部長の想像していらっしゃるのは、程久保小学校の正門から直通の道が、抜ける細い道があるんです。そこは段差があります。それは承知しております。ですけれど、もうちょっと先に行っていただきまして、緑地帯をいじるのがいいかどうかは、また緑地の保全の問題で出てきますけれども、ドーム多摩の方に１本道が通せるんではないかなと感じているんです。それはかなりの難事業になるんではないいかと思うんですけれども、あそこの何百世帯かの命を守ることと、その辺のこととの比較対照の難しさということがあるかと思いますが、今後の課題といたしまして、ぜひ現地を見て御検討をお願いしたいと思います。このことにつきましては、また引き続き質問の中に入れていきたいと思いますので、きょうはこのくらいにさせていただきます。

以上で、この質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって16の２、市民の安全のため道路網等の整備についての質問を終わります。

一般質問16の３、程久保小学童クラブ等の充実促進をの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○18番（宮沢清子君）　程久保小学校の学童クラブのことが中心でございますが、これはとにかく安全面のことからの、管理面からの御質問でございます。

学童クラブは、小学校低学年の児童を持つ共働きや片親家庭の子どもたちの下校後を保護するために設置されておりますことは、周知の事実です。学童保育がその役割を十分に果たすためには、子どもの生活権がある小学校の学区内に設置されていることが理想的だといわれております。日野市は小学校20校中、21学童クラブが設置されておるところです。その中で、程久保小学校の学童クラブは、御承知のとおり現在、住宅都市整備公団から市へ移管になりました程久保運動広場の一角に設置された建物です。場所の位置が奥まっていて安全管理面からいって大変危惧をいたしておるところでございます。かつては痴漢騒動もあった場所でございます。昨今のいろいろな事件を思うと、ぜひ移設をした方がよいのではないかと考えておるところです。建物を道路側に移動させるとか、または他の学童クラブ同様、程久保小学校の余裕教室を利用して運営できるよう、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。お考えをお伺いいたします。

児童福祉法が改正され、次年度から育成時間が延長されることになっておりますが、特に冬場の帰宅時間は日の暮れが早くなり、暗くなります。遅い帰宅時間とあわせて街路灯の照光を高くしていただく等、各地域の環境に配慮していただきたいと思いますが、この点についてもお答えをお願いいたします。

次に、学童クラブを長期欠席した場合について、おやつ代が減額されております。例えば、届け出があった翌日から起算され、続けて10日以上欠席された場合、日曜と祭日を除くわけでございますが、１日70円の割合でおやつ代が減額をされ、保護者に返還されることになっております。返還手続が学童クラブ納入通知書と印鑑を持って市役所の児童福祉課で行うことになっております。事務手続の簡素化をしていただきたい旨の要請があり、父母の皆様から出ておりますが、このことについてお伺いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　程久保小学校学童クラブの問題についての御質問でございます。

御質問の中にもございましたけれども、現在、小学校区を単位にいたしまして、21施設が整備され、児童数も866人が通う施設となっております。このクラブの施設につきましては、発足当時は支所あるいは図書館といった公共施設の中に併設され、その後、単独施設として整備をしてまいりましたが、今日では災害時の安全対策や運動場の利用など多くの利点から、極力、小学校の空き教室を利用して施設運営ができるように取り組んでいるところでございます。

御質問の程久保小学校のクラブは、昭和52年に鉄骨平屋建てで建築面積99.15平方メートルで建設された施設でございます。御発言にもございましたように、程久保運動広場の一角、南側の緑地帯に一番寄ったところにあるわけでございましてこれは運動広場の利用勝手等からして、恐らくあの位置に設定されたというふうに思いますが、日当たりの点でも大変悪いわけですし、特に湿気の多いところでございまして、カビとか、そういうような問題でも苦慮をしているところでございます。

現在、この学童クラブには21名の児童が通っておりますけれども、施設の環境から、冬場の帰宅時間などにおいては安全への配慮が特に必要になっております。既に地域の方におかれましても、この一帯の警戒を積極的に今やっていただいておるところでございますが、今後も保護者の方々とも十分理解をいただきながら一層の安全策を講じていきたい、こんなふうに考えております。

なお、今後の建て替えに当たりましては、先ほども申し上げましたように、できるだけ程久保小学校の空き教室の利用が図れるかどうか、教育委員会にも要請をしていきたいと、このように考えております。

また、来年から学童クラブの育成時間を１時間程度延長する予定でありますけれども、このことによって児童の帰宅時間が夜遅くなるということになりますので、街灯の増設なども検討するとともに保護者の方々にも十分話し合い、協力を求めていきたいというふうに思います。特に程久保小学校については、21名のうち３名だと思いますが、明星団地の方から見えている子どもさんがいらっしゃいます。そうしますと緑地帯の中を、細い網の間を帰らなければいけない、こんなような事態も生じてまいりますので、十分注意していきたいと、このように考えております。

３点目の、学童クラブ費などの還付手続についての事務改善の御指摘でございます。御質問にもありましたように、児童の長期欠席等の理由から、学童クラブ費やおやつ代の還付の手続に、本人申請を簡素化できないかとかいう御指摘でございますが、還付手続につきましては、収納記録を児童福祉課で集中管理していることから、迅速な処理のために児童福祉課の窓口で申請を受け付けていると、こういうことでございますが、額が少額の場合等もございまして、いろいろな問題が出ております。内容としては、まだ使用料等をお支払いになっていない場合には納付書を再発行するとか、納付後であれば返還する、こういうような作業が必要になってくるわけでございます。

いずれにいたしましても保護者の利便性を考慮する必要があると思いますので、データの管理方法を含めまして、それぞれのクラブで手続ができるような、本庁に来なくてもクラブでできるような改善に向けて検討をしていきたい。このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君）　持ち時間があと17分あるんですけれどね。ですけれど５時の間に終わらせようと思いまして随分早口で進めたんですが、最後、まとめをして終わりたいと思います。

今、大変御丁寧に部長から御答弁いただきまして、感謝しているところでございますが、ぜひ程久保小学校の余裕教室に早く移れるようにしていただきたいと思いますが、これはやっぱり教育委員会の御協力がないとできませんので、教育委員会の御見解をここでしっかり伺っておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　学童クラブを小学校の余裕教室へというような御提案でございます。現実問題、今、福祉の方で管理しております学童クラブの多く、箇所で言いますと14の学童クラブが何らかの形で小学校にかかわった形の中で開設されてございます。

今、具体的に程久保小学校という名前が出ましたものですので、決して後ろ向きの答弁というふうには取っていただきたくはないんですが、程久保小学校の現状をちょっとお話しさせていただきますと、程久保小学校で保有している教室は17ございます。ことしの４月の学級編成で認可をいただいているクラスが11ございます。したがいまして、17から11を引きますと６という余裕教室が現実的には、数字的には出てまいります。

ただ、現在、文部省の方針で、余裕教室のうち最低五つは児童生徒のゆとりの教室として使うような形で指導を受けてございます。その指導の中で、日野市としても日野市の基準を今、部内で検討しているわけでございますが、この文部省の指導の五つに、一つないし二つぐらいをそれぞれの学校の特性に合わせた形の中で、ゆとり教室で使わざるを得ないんではないかというふうな考えを持っています。

いずれにいたしましても、各小学校の余裕教室の数によっては福祉部との連携協力、また学校の協力をいただきながら、そういう実現には全面御協力ができると思いますが、現在の、今おっしゃられました程久保小につきましては、かなり厳しい面があるんではないか。隣の高幡台小学校ですと、かなりの余裕を現在も持っているような状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君）　終わろうと思ったんですが、やっぱり終われなくなってしまいました。

要するに文部省の指導と理論的なものの受け皿とは、よく理解します。ですけれど、あの場所が果たして本当に児童生徒にとって安全な場所なのかどうか。管理の部分という、安全な管理部分というのは、これはもう長年の懸案なんです。

ですから私が思ったのは、山合いの方のところの奥まったところにありますから、市

に移管されましたので、道路側に移動できないかなということを考えたんですが、それが一番、移動することによって人通りがあるし人の目にもとまりますので、いいのかなと思ったら、これも何かいろいろと問題があるみたいですよね。だから、やっぱり何というんですか、学校の中に学童クラブを設置するという方針も出ているわけですよね。出ているんです。ちょっとここ、どこだったかあれなんですけれど、また後で部長のところにその文言を届けようと思うんですが、出ていたと思います。

ほかのところもそういうあれで、確かにゆとり教室としてあけておくということもわかりますし、いろいろとその状況も把握するわけなんですが、余裕教室が六つあって、ゆとり教室として五つあけておくと、プラスマイナスすると１と。その１は、さらにプラスアルファでとっておかなければいけないという御説明なんですけれども、でもやっぱり現場でどう対応していくかということが一番大事だと思うんです。

ですから、それじゃもう一度伺いますが、程久保小学校の児童数の傾向はどうですか。将来的には空き教室が幾つになっていくんでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　推移ということで、手持ちに推移表を持ってきてございませんが、多分、前に目を通したことがございますので、おおむね横ばいでいってしまうというような傾向にございます。隣の学校の方は下がってまいりますが、程久保につきましては、ずっとその数字が続くと。

それで、ちょっと発言をさせていただきたいんですが、余裕教室を空で置いておくという状況ではなくて、ゆとりの教育というような形の中では現状では生活課の部屋だとか、第二図工室、第二音楽室、児童会の部屋、それから各種資料を保存する部屋というような、そういう実践的な、実務的な使い方をされているということでございます。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君）　要するに、平行線だと思うんです。教育委員会のおっしゃることはよくわかります、私。ですけれど、やっぱり現状を打破するということも一歩前進させなければならないと思うんです。

教育長、どうでしょうか、その辺は。やりとりを聞いておりまして。

○議長（馬場繁夫君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　程久保小学校につきましては、今、部長がお話ししましたような状況でございますが、日野市そのものの教育行政とともに、学童クラブの問題を含めまして全庁的に物を考えていかなきゃいけませんので、この件につきましては、市長

部局ともよく連絡を取りながら、今後、方向を定めていきたいと思っております。

なお、程久保小学校の問題につきましては、将来構想の問題の一つの提示としまして、適正規模、適正配置等検討委員会の中では、この地域の学校につきましては、一つの指摘を受けております。その指摘がどう今後推移するかも一つの課題ではあろうと思いますが、緊急の問題としては、今、この問題を取り上げるわけにはいきません。そのようなことで、今後、大至急、検討してみたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君。

○18番（宮沢清子君）　いろいろと突然に伺ってごめんなさい。申しわけございません。

最後に、学童保育に詳しい大東文化大学教授の村山先生が教育学を専攻している中で、こういうことをおっしゃっていらっしゃるんです。このことを結びにして質問を終わらせていただきたいと思うんですが、学童保育は大きく二つの点で、これから最も重要な位置づけになってくるでしょうと。

一つは、親を子育ての不安から守るという点だ。両親が働く家庭は今後ますますふえるでしょう。子どもを安心して預けられる場所、社会の不安から取り除いてあげる場所の提供が大事であると。

二つ目には、子どもは今あらゆる生活の場面で評価をされている。サッカーが好きでサッカークラブに入っても、スイミングや塾でも、必ず指導評価がついて回るんです。「ああ、楽しかった」で終わることは許されない。何をしても評価されない時間と空間が今の子どもにとって何より必要ではないでしょうか。学校化された子どもたちの生活を解き放ち、知識ではなく生きる力をつける場所、そこが学童クラブではないんでしょうか。学校と同じように大事な育ちの場なんですと。

この視点からお尋ねをしますと、余裕教室のゆとりの教室の一つくらいは提供するくらいの度量と配慮があってもいいんではないでしょうか。そのことを私はこの質問を通して感じた次第でございます。その観点からも指導員の役割は今後、非常に大きいです。あそこに指導員でいらっしゃる２人の先生方は、本当に不安な状況でございます。痴漢に遭った例も経験している方でございます。幸いにも何もなかったからよかったんですが、そこのところも私は質問に結びつけて、今、打開策をお伺いしている点でございます。保母や先生に比べ社会的な認知は低い、単に放課後の居場所ではなく、子どもたちの生活の場として位置づけ、指導員も含め学童保育の質の向上をさせていってほしいと、こういうふうに結ばれております。このことを大きく認識をしていただきまして、程久保小学校学童クラブの安全対策をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって16の３、程久保小学童クラブ等の充実促進をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時10分　散会

9月11日　金曜日　（第6日）

平成10年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第26号）

9月11日　金曜日　（第6日）

出席議員　（30名）

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山　薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島　久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原　茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬　隆君	24番	内田　勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	槇島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君	福祉保健部参事	鈴木俊夫君
学校教育部参事	伊藤敏君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　樋口裕子君

議事日程

平成10年9月11日（金）
午前10時開議

日程第　1　一般質問
（議案上程）
追加日程第1　議員提出議案第16号　北朝鮮のミサイル発射に対する抗議決議
追加日程第2　議員提出議案第17号　北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議
（請願上程）
追加日程第3　請願　第10－32号　都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減を

求める請願

追加日程第４　請 願　　第10－33号　「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情

本日の会議に付した事件

　日程第１及び追加日程第１から第４まで

午前10時40分　開議

○議長（馬場繁夫君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問17の１、「子どもと教育をめぐる危機」解決へむけて～子どもの成長と発達、権利の保障を柱にしてこそ～の通告質問者、中野昭人君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（中野昭人君）　おはようございます。通告に従いまして質問させていただきます。

８月の下旬、ある青年たちの集まりに参加する機会がありました。高校生から社会人まで約20人の青年が集まり、生きるとは何か、人生、生きがい、働きがいについて考え、交流し合いました。何人かの声を御紹介いたします。ＯＬみたいなことをやっているが、何のために仕事をしているのか、何のために仕事をやっているのか、時々真剣に悩んでしまう。今、大学４年生で就職活動中だが、とにかく就職先が見つからない。働きがいなど考えている余裕などない。ただ、時々無性にむなしくなる。高校２年生だけれども、将来やりたいと思うこともないし、ただ何となく生きているだけ。保母さんになりたい、そう思っているけれども、仕事が見つかるか本当に心配で不安だ。ＯＬをしていたけれども、いじめられてやめた。今、美術の専門学校に通っている。将来はイラストレーターになりたい、そう思っているが、なれるか不安でしようがないなどなど、とにかく働けるかどうかの心配から、やりたいことが見つからず、自分の存在自体に真剣に疑問を感じたり、また不安に陥ったり、いろいろな思いが語られました。

中でも、私も衝撃を受け、またみんなも思わず黙ってしまうぐらい驚いたのは、高校２年生の女の子の発言でした。「私は生まれてからこれまでの間、一度も生きていてよかったと感じたことはない。心から楽しいって感じたことはない。いつも周りに合わせて取り繕ってきた。とにかく自分という存在がわからない。どうして生きていかなければならないのかわからない。親が憎い、殺したいと思う。小さなころから、いつも家族、親が恐かった。友達と遊んで洋服を汚して帰ってきたら親から厳しくしかられ、風邪で熱を出しても、なぜ風邪を引くのかととがめられた。だからいつも風邪で熱があっても、ぐあいが悪くても、しかられたくないので学校へ行った。食事のときいつも嫌だった。会話がなく、静かでいつも緊張した。私はいつもお母さんに褒められたいと思った。どうすれば親から褒められるのか、いつも考えた。私と私の家族とみんなとは違うと思う」、

こんな話でした。

この話の後から、それぞれ親による精神的な、また肉体的な虐待を受け続けてきたといった話や、家でも学校でも自分を演じてしまう、こういった話など、本当に堰を切ったように率直な思いが語られ、大変衝撃を受けました。

昨年の神戸連続小学生殺傷事件以来、子どもによるナイフ事件が相次いで起こりました。栃木県黒磯中学校では、遅刻を注意された中学１年生の生徒が突然先生を刺し殺す、そういう痛ましい事件が起こり、愛知県では、ドアをける生徒を注意した理科の先生が、注意をした教師の態度が気に入らなかった、そういう理由で中学３年生の生徒によってエアガンで撃たれる、そういう事件。名古屋では中１の生徒が、クラブ活動がおもしろくない、こう言って校庭でナイフとバットを振り回し、茨城では高１の生徒が、むかつくと休み時間にわざわざ文化包丁を購入して女子生徒に切りつけるといった事件など、これらの事件に共通して指摘されているのは、決して特異な子どもではなく、ごく普通と言われている子どもが起こしているということです。

さらに、このことを裏づけるかのような発言が、あの神戸の事件に関連して多くの同年齢の子どもたちからなされています。昨年の６月30日の毎日新聞に子どもたちの声が掲載されました。そこでは多くの子どもが、少年の出した犯行声明の中にある「透明な存在」について共感しながら次のように語っていたのは大変印象的でした。「心が不安になって自分でもコントロールできないときがある。自分の周りでもむかつく、刺してやりてえと平気で口にする。中学３年生はストレスでいっぱいだ。みんなが心のどこかに深い闇の部分を持っているかもしれない、コントロールできるかできないかの違いなのでは」などなど、子どもたちは明らかに、あの少年の起こしたことは別として、少年の気持ち、気分を理解できる、そう感じているのではないでしょうか。

なぜ子どもたちは自分の存在に疑問を感じ、不安を抱くのか、なぜごく普通の子が切れるのか、なぜすぐむかつくのか、なぜ子どもたちは大変なストレスを抱えているのか。子どもが内面に抱えている問題は本当に深刻だと思います。しかし、この深刻な事態を解決するという立場から、専らその原因を、人を思いやる心が欠けている、権利とわがままを履き違えていると子どもたち自身に求め、より一層の管理教育を主張する声、また、今の子どもたちは自由、人権、個性を尊重する教育で育てられ、我慢したり他者を受け入れる訓練を受けていないのでは、こういう声なども聞こえてきます。この立場や主張は、その思いは別にしても、既に教育実践の現場の中で決してうまくいかないことが証明されつつあるのではないか、そう感じさせるＮＨＫのテレビ番組が放映され、大

変興味深く見ました。

1980年代前半、校内暴力が吹き荒れていた愛知県のある中学校、ここはその解決のために、何よりも子どもたちの声に耳を傾けること、よくコミュニケーションを取ることを柱に改革に取り組み、解決を図ってきた学校です。しかし、ここ数年間、また子どもたちのさまざまな問題行動が目につくようになり、先生方の苦悩と模索の日々が続きます。その中に１人、問題行動を起こした子どもたちを厳しくしつけることで立ち直らせようとする先生がいます。しかし、この先生、一向に子どもたちからの思うような反応が返ってこない、今の子どもたちの気持ちが理解できないと悩み、自分のやり方は果たしてこれでよいのか。長年教師生活を、厳しく子どもをしつけることで実現してきた、またやってきた、そのことに対しみずから疑問を抱くようになり、苦慮しながら子どもの心に耳を傾けること、この必要性を感じ始めている、こういった内容でした。子どもたちを取り巻く新しい荒れと言われる現実は、決して管理、指導の強化では解決しない、そう実感させる番組でした。

子どもをめぐる深刻な現実を打開していくためには、今、何が求められているのか。それは、子どもとはそもそもどういう存在か、子どもの時期には一体どういう環境が必要とされるのか、改めて子ども観を明確にして、子どもの成長と発達、そして権利の保障を実現していくことではないかと思います。

以上の観点から幾つか質問をし、少し立ち入って考えてみたいと思います。

1989年、国連で「子どもの権利条約」が採択されてから約５年、1994年５月、日本政府はようやくこの「子どもの権利条約」の批准を行いました。批准した時点より、当然この条約を国内で実施する義務を負うことになります。そこで２点、まず最初に質問というか、御説明をいただきたいと思います。

１点目は、この「子どもの権利条約」そのものの内容について御説明いただきたいと思います。またあわせまして、日野市のこの条約に対する受けとめ、これもあわせてお伺いしたいと思います。

２点目は、この条約の精神、中身をどう実現していくのか、その具体的追求が求められていますが、日野市がどういう取り組みをされてきたのか。特に広報活動、研修活動などの取り組みも含めまして、実施状況をお話しいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　中野昭人君の質問についての答弁を求めます。学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　まず初めに「児童の権利に関する条約」について、その意義を説明させていただき、後に広報活動についての御質問にお答えいたします。

この「児童の権利に関する条約」は、平成元年に国際連合において無投票で採択されて、平成２年９月に発効になりました。日本においては４年後の平成６年に批准しまして、158番目の締結国となっております。

内容につきましては、我が国が締結国となっております「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童についても広範囲に規定するとともに、児童の権利の尊重及び確保の観点から、必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものです。その目的は、基本的人権の尊重の理念に基づいている我が国の憲法とも軌を一にするものでございます。日本がこの条約を締結するということは、国の人権尊重への取り組みの一層の強化及び人権尊重教育についての国際協力の一層の推進の見地から言いまして、大変有意義なことと受けとめております。

この「児童の権利に関する条約」の広報活動についてですが、平成６年５月21日付の文部省通知「児童の権利に関する条約について」という文書が下りましたが、それを受けまして、日野市教育委員会でも平成６年６月６日付で各幼稚園、小学校、中学校長宛に「児童の権利に関する条約について」の通知を出しました。また校長会、園長会で説明するとともに、教職員への働きかけをいたしました。これが当時、東京都教育委員会から教職員の研修用に出された「児童の権利に関する条約」の冊子でございます。これをもとに各学校で研修をしていただくように取り組みました。

また、児童、生徒用のパンフレットというのも平成８年に東京都教育委員会が発行いたしまして、こういうイラスト入りの子ども向けのものでございます。こういうことで、ぜひ子どもたちにもこれを配りながら勉強していただくというようなことをやっております。

次に、本条約に対しての受けとめ方の御質問ですが、この「児童の権利に関する条約」を国連が採択した後、子どもを取り巻く状況の中で、当時の日本の中でいじめとか不登校というようなことが大きな社会問題になりました。また、さまざまな各地でこのことが大きな問題となっております。そしてそういう中で、日本においても子どもたちの権利を保障して、一人の人間としての社会での役割とか、それから互いの命を尊重する意識に対して自覚を持たせることの重要性から本条例を批准したと受けとめております。

「児童の権利に関する条約」が世界的な視野から児童の権利の尊重と保護の促進を目指すものであるという条約の趣旨は、私ども日野市の人権尊重教育の基本と全く一致しておると考えております。また、学校教育、それから社会教育全体を通してあらゆる偏

見、差別をなくすという人権尊重教育の一環として、権利に関する条約に関する啓発活動を推進することが重要だと考えております。これからもその努力を続けてまいりたいと思います。

また、その具体的な取り組みについてですが、人権尊重教育の一環として、全教育活動を通して指導の推進を図るよう学校にお願いしております。学校の中、また学級の中においてさまざまな問題、いじめ等の具体的な事例を通して指導したり、また校内研究において、人権尊重教育のことを重点にしながら「児童の権利に関する条約」を校内研究で取り組んだ学校もあります。

また、中学校の生徒会活動の中で「生徒会サミット」という会合を持ったり、人権擁護委員会、子どもの人権を守る協議会等の「人権メッセージ」というような発表会を持っております。こういうところで自分たちの権利について話し合ったり、意見を堂々と表明するなどの、そういう権利を体験しながら、体得しながら実際に取り組んでまいりました。

また教職員には、先ほどお見せしましたような平成６年11月に東京都教育委員会から発行されました冊子を全教職員に配付いたしまして、研修の場を持っていただくように各学校にお願いしております。

そういうことで、私どもとすれば、この「児童の権利に関する条約」の重要性を認識し、さまざまな取り組みをしてまいりました。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　中野昭人君。

○１番（中野昭人君）　　ありがとうございます。

私、冒頭のお話の中で、子どもたちの置かれている現状は本当に大変深刻で、今の子どもたち全般にいわば当てはまるような共通する問題が根深くあるのではないか、考えていかなければならないのではないか、そういうお話をさせていただきました。そしてその上で、この問題を考えるに当たっては、子どもとはそもそも一体どういう存在なのか、子ども観を改めて据え直して条件整備や処方箋を打ち出していくことが必要だと、そういう話もさせていただいたと思います。

実は、この「子どもの権利条約」の精神や中身自体が見事に、保護する対象としてのみ考えられてきた旧来の子ども観を打ち破り、成長し、発達する権利行使の主体として明確な子ども観を打ち出していると思います。この子ども観、一般的な人権尊重の理念や、一般的な差別、偏見をなくす取り組みの一環としての人権というだけにとどまらず、

子どもであるがゆえの成長する、もしくは発達する権利を有する、その中身を「子どもの権利条約」がうたっているのだと思います。この条約、御存じのように国連の「世界人権宣言」や「国際人権規約」に示された国際的な人権思想も当然踏まえつつ、発達と成長の権利と、これを保障する教育への権利など、子ども固有の権利が明確に示されているんです。

「そもそも人間は弱い者として生まれる。しかし、その弱さは未熟な人間ということを意味するのではなく、発達の可能性を内包している存在であるということを意味する」こう言ったのは先駆的な思想家であるルソーであります。まさにこの観点で、子どもを成長し、発達する存在として、またその権利行使の主体として明確にしたのが「子どもの権利条約」であります。

今、ナイフ殺傷事件、いじめ、不登校、自殺、引きこもり、援助交際など、子どもをめぐる深刻な問題を考えるとき、子どもたちは果たしてその存在を権利行使の主体として認められているのだろうか、その存在と権利をさまざまな形で阻害されているのではないだろうか、この見地からの検討が求められていると思います。子どもの存在と権利を否定するような現実を「子どもの権利条約」の全面実施で改善、克服していくことこそ求められています。

しかし、残念ながら、これまでの日本政府の対応はどうだったでしょうか。この条約は戦争や飢餓で苦しむ発展途上国の国々の子どもたちを救済するためのものであり、我が国においては日本国憲法、教育基本法、児童憲章などがあり、基本的に児童の権利は保障されている、こう言って、全面実施に向けて必要になってくる法改正についても拒み続けてきました。

またそればかりか、現実の教育分野、現場の中では、わからないものも個性だとして放置を認める新しい学力観、子どもの段階的発達を無視した学習指導要領による詰め込みなど、逆に子どもの存在と権利をより一層抑圧し、管理を強める方向であったと言わざるを得ません。

また、この日野市でも、先ほど御答弁いただきましたが、さまざまなこの権利条約を子どもたちへ、また先生方へ積極的な取り組みもやられたやに聞きました。しかし、この権利条約を隅々まで徹底し、子どもの権利が真に尊重されるような日野市であるかという点に関しては、まだまだ部分的、一時的なものであり、位置づけもその努力もこれからの課題である、率直にこう言わざるを得ないと思います。

そこで改めて確認も含めて質問いたします。日野市学校教育における子どもの権利侵

害の実態、わかりやすい例、いじめ、不登校などの実態を、その原因、解決促進状況を含めてお教えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　答弁をお願いします。学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　やはり子どもたちの生活といいますか、実態といいますか、そういうところで、やはり何と言いましても、私たちが今、重大視しなければならないと思っているものは、いわゆるいじめ問題であり、不登校問題だと私たちも考えております。日野市教育委員会といたしましても、このことが本当に重大な問題だと私たちは考えて、これまで教育委員会としても努力してまいりました。

さて、私どものつかんでいる数値といいますか、そういうものでお話しさせていただきますが、いじめの問題ですが、ことし平成10年、実際に全部の学校の調査をさせていただきました。これは６月末の、つまり平成10年４月、５月、６月ということでいいますと３カ月という状況でございますが、その中でいじめの問題ということで各担任、また学校として把握している数ですが、小学校が11件、それから中学校も11件というのが実態でございました。その内容とすれば、いわゆる無視といいますか、冷やかしとか、そういうことが大変多くなっております。これは昨年度、また平成８年度、９年度等に比べまして、年度途中の数値でございますので、ふえているとか減っているとかいうことは言えませんが、ほとんど数値的には変わりがないというようなことになるのではないかなと思っております。

なお、その中で、小学校の方の11件のうち、４月からの中でそういう数値が出たわけですけれども、もう解消したと一応担任なり学校の方で把握している数が９件、６月末でまだ継続しているというものが２件でございました。

同様に中学校では、６月末の時点で解消されていると思われるものが５件、継続しているものが６件ということでございまして、やはり中学生の精神的に複雑な状況の中で、中学校の対応がやはり非常に難しくなっているということを実感しております。

何といっても、その子どもたちの対応につきましては、先ほど申しましたけれども、悪口を言うとか、それから無視するとか、そういうようなことが多くて、やはり何か人間関係づくりがうまくいかないという、そういうことが苦手だといいますか、不得意だといいますか、そういうような今の子どもたちの特徴というか、実態のようなものがあるのではないかなというようなことを実際に感じております。

また、不登校のことでございますけれども、これは小中学校とも緩やかにですが、上昇傾向にございます。新聞報道で先日出ましたけれども、年間で小中学校10万人を超え

たという新聞記事が大きく出ておりました。

平成９年、ことしの調査というのは昨年度のこと１年間を調べますので、そういう数値でございますが、平成９年度で日野市では30日以上欠席した小学生が25人、50日以上欠席した児童が21人でございました。

なお中学校は、30日以上欠席した生徒が平成９年度57人、50日以上は40人という、そういう数値でございました。

内容的には、やはり児童生徒の不登校の原因は、学校嫌いを理由にしておることがまず第１にあります。また第２には心理的な面、第３番目には家庭的な環境の問題等が子どもたちからも投げかけられております。

また、この不登校のことですが、これは私どももそれなりに一生懸命対応しているつもりでありますが、教職員研究室の中に健全育成という担当があります。その先生方に各学校を回っていただいてアドバイスしていただいたり、さまざまな調査をして追跡等もしております。また教育相談の先生方もいらっしゃいますが、その先生方に学校を訪問して担任のさまざまな対応に対するアドバイス、指導をしていただいたりもしております。

また、これまで何回かお答えしてきましたけれども、スクールカウンセラーの設置が三沢中、大坂上中で文部省並びに都のスクールカウンセラーの設置がありまして、またそれ以外に、日野市独自で明星大学の大学院生によるスクールカウンセラーインターンといいますか、そういう制度を導入して対応しております。

また前回、議会の中でも回答というか、答弁の中で一部お話しさせていただいたと思いますけれども、今、中学校には教職員研究室の１階にいわゆる相談学級という学級がございます。そこで主に不登校の中学生に対応しておりますが、中学校だけの問題ではない、小学校も深刻な不登校の問題があるということで、私どもも小学校でもこの不登校に対応するような具体的な場所、人が必要なのではないかなと。そういうことをこれからの施策の中で出していかなくてはいけないのではないかな、そういうふうに感じております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　中野昭人君。

○１番（中野昭人君）　どうもありがとうございました。

いじめや不登校の実態、全国的に見れば大変ふえている中で、日野市は横ばいだという話だったんですけれども、いずれにしても厳然とこの権利侵害の実態というのは存在

して、またこれ自体がなかなか解決が難しい問題で、さまざまな取り組み、追求はされている、努力はされていると思うんですけれども、本当にどこに原因があってどう解決していけばいいのかというのは、さまざまな角度から検討がされるべきだと思うんです。

ことしの６月５日に、この日本の子どもの実態について、国連子どもの権利委員会、これより日本政府に対して異例とも言える勧告、見解が打ち出されました。この件について、ちょっと引き続き質問させていただきます。

この勧告の中身についての説明、これと、勧告についてどのようにお感じになっているのか、受けとめておられるのか、お話をお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　ことし、平成10年６月に「子どもの権利に関する委員会（第18期）日本政府への勧告」というのが出されました。御質問の内容についてですが、これはまさに児童生徒の健全育成、児童生徒の権利をどう守るかということの問題として厳粛に受けとめております。

しかし、私ども、まだ正直、対応がおくれておりまして、やっとその英文から訳されたものをいただきまして、私たちもやってみたんですけれども、なかなかできなくて、これについての十分な研修がまだ進められておりません。これから研修を進めていきたいなと、そういうように思っております。

ただ、内容的に言いますと、この勧告は「初めに」というのと、日本政府に対する積極的な側面といいますか、評価する部分と、次に主たる懸念事項、こういうことが日本政府に対して非常に疑問ですよというような内容と、そして最後に提案及び勧告という、その四つの分野に分かれております。

そういう中で、子どもたちの性の問題、暴力の問題、さまざまな部分で子どもたちの権利について不十分であり、そのことについて何とかその改善を図らなくてはいけないというような厳しい御指摘があるということについては、そういうふうに理解してございます。

まだ内容についての検討が不十分ですので、早急にこのことについて研修を深めてまいりたい、そう思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　中野昭人君。

○１番（中野昭人君）　ありがとうございました。これから勉強されるということなんですけれども、この勧告の中で最も注目を集めた部分が、実は次の文章なんですね。読

み上げますけれども、「日本の子どもは高度に競争的な教育制度のストレスにさらされていること、及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより発達障害にさらされている。」

この文章なんですけれども、なぜこの文章が注目を集めたのか考えてみますと、一つは日本の教育制度全体が非常に厳しく評価されたこと、またこの内容が、国民が教育制度に対して持っている感情と見事にマッチしているからだと思います。現行の教育制度が子どもの発達障害を引き起こしている、そういうわけですから、非常に厳しい、そういう批判となっています。「子どもの権利条約」の第３条子どもの最善の利益、第６条子どもの成長、発達権、第12条子どもの意見表明権、第29条教育目的、第31条休息及び余暇の権利など、子どもの権利を支える基本的原則のすべてに照らして日本の教育制度が問題だ、こう指摘されているわけであります。

もちろん、国連子どもの権利委員会が一国の教育制度それ自体をこれだけ厳しく批判したことはないそうです。また、この勧告に先立って行われました権利委員会による日本政府への審査の過程では細かく質疑がやられておりまして、子どもの睡眠時間の短さ、進学率、学習指導要領の問題や教科書検定の問題、不登校の問題、体罰の問題まで踏み込んだ審議が徹底して行われたそうであります。

そこで、まだ十分に学習されていないし、これからだということなんですけれども、改めて、この私が今述べた、教育制度が、このシステムが発達障害を子どもたちに来している、この指摘をどうお感じになられるか、受けとめをお伺いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　教育制度について、国の教育制度でございますので、私どもが軽々しくそのことについてコメントすることはできないと思いますが、やはり私は、子どもたちがさまざまな個性を尊重され、さまざまな得意な分野、不得意な分野がある中で、子どもたちのそういう自分たちの欲求、また進路、進路志望、そういうことが満たされるような、やはり教育制度というものについて柔軟な考え方をしていかなければいけないんじゃないかな、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　中野昭人君。

○１番（中野昭人君）　ありがとうございました。

実は、この国連子どもの権利委員会より、この教育システムに関する厳しい勧告が出されたんですけれども、勧告が出される根底には、日本のＮＧＯ、200人の市民と140の

団体によって構成されているＮＧＯにより国連に提出しました統一報告書と予備審査、この取り組みがあったと聞きました。その中で核心部分を幾つか紹介しておきたいと思います。

「日本社会における子ども期の喪失の特徴」と題して次のように展開されています。「家庭においても学校においても、子どもは人間として持っている自然の欲求をそのままでよいと言って受け入れ、それにこたえてくれるような人間関係、居場所を奪われてしまっている。子どもも家庭も人としての個人の尊厳をみずから確立し、他者のそれを尊重できるような人間へと成長するために不可欠な一人一人の子どもの欲求の充足にかえて、社会の要請する画一的な価値観を押しつけ、子ども期を支配・管理している。その結果、子どもたちは自分を放棄し、意見表明しない人間になり、そして周りの画一的な価値観によって自己を律することこそ日本社会の最高の価値であり、自己保存の一番の近道であると考えるような人間に育て上げられてきた。このように、経済的に豊かなこの日本の国の子どもたちは、親や先生を通して人間としての主体性を否定され、そのままでいい、その存在をまるごと抱えてくれるような人間関係を剥奪され、そして自分らしく、かつ他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長、発達する機会を奪われているのである。」こう書かれています。

私、この報告書を読んでいて、冒頭で話をさせていただいた高校２年生の女の子の話を思い出したんですけれども、これとの関係で、家庭教育、家庭の現場の実態が、最近雑誌の中で、埼玉県の一主婦の投稿で書かれていましたので、ちょっと読み上げてみたいと思います。

「働き過ぎの夫と私の家族。夫は放送機械のメーカーに勤務して20年余りになります。夫は子どもが小さいころは出張が多く、次男の幼児期の記憶はほとんどないそうです。現在は出張は少なくなってきましたが、新しい機械の立ち合いのときなど何日間か家に帰らず、泊まり込みで仕事をしております。４時間ぐらい工場の床で仮眠を取り、仕事を続けるようなことがあったと聞いています。夫の会社は大蔵省、新聞社、デパートなどに機械を納めていますが、新聞社の機械の調子が悪くなると、新聞の配達に間に合わせるために気の遠くなるような部数を手で数えるそうです。出張先で何度も心臓が痛くなり、もうだめかと思ったこともあったが、頑張ったそうであります。不況になった今、遅くとも10時半か11時には帰宅しますが、以前は12時半とか１時に帰宅をし、朝６時過ぎに出勤していました。」

これからなんですけれども、「夫は仕事をするということはこういうことだと思い、

自分の働かされ方に対して疑問を持っていないようです。こうやっていかないと会社は成り立たないと思っています。夫は、家庭に帰ってからはゆったりしたい、思いどおりにしたいと強く望みます。帰宅した夫は私が何か食事をすることも新聞を読むことも嫌います。ただ何もせずに控えていて、夫の注文に手際よくこたえるよう要求します。企業人間になりきってしまったような夫は、一方では家庭にも効率一辺倒の企業精神を持ち込んできます。失敗を許さない、言いわけをしない、てきぱきと物事をこなすことを求めます。ビールを冷やし忘れるようなことがあったりすると、会社では忘れたでは済まされない、そんなことは通らない、こう言います。夫はあれこれ命令します。すぐやらないと、何グズグズしているんだ、会社では命令にはいと言って従う、逆らうやつはいないとどなり声が飛んできます。

子どもたちにも、言いわけをするな、言われたことは黙ってやれと常に言ってきます。子どもの言うことはどんなことでも十分意見を聞いてやらなくては、私がそう言っても聞く耳を持ちません。子どもは競争させること、自分の評価を気にすることが必要と、現在の受験制度にも疑問を持っていません。会社への貢献度で夫自身が評価されることも、当たり前とすんなり受け入れてしまっている。

夫は仕事が忙しいときにはいつもいらいらしています。言葉じりをとらえて文句をつけ、けんかをしかけてくるのですが、まともな会話もできません。軽い精神異常とでもいうのでしょうか、何かにつけてあら探しをし、声を荒くして怒ります。何か相談事があっても相談もできません。人格そのものが破壊されているようにさえ思えます。

夫が企業のためにこうなってしまったと思っても、不愉快さだけを私たちに与える夫との生活は耐えがたいものです。こんな状態の夫といつまで暮らすのかと思うと、目の前が真っ暗になってしまったこともあります。家族をこんな状態にして、夫自身は何とか労働力を再生産して会社に向かおうとするのですが、その姿はよれよれで今にも崩れそうでした。企業の利益追求のもとでこのようになってしまった家庭では子どもは育ちません。妻にとって家庭は重荷になってしまっています。子どもにとっても同じです。」こういう投稿でした。

教育研究者、堀尾輝久氏は、著書の「現代社会と教育」で次のように述べています。「親たちは就学前には子どもの不登校を恐れ、それを乗り切れる見通しが立つと、子どもの成績、テストの点数とクラスでの順位に関心を移し、予習復習をきちんとしているか、悪い子と遊んでいないか、ちゃんと塾に通っているか、忘れ物はないか、細かく目を配り、ＰＴＡにも積極的に顔を出し、担任の先生とも適当におつき合いをする。本当

に多忙である。子どもたちの安らぎの場所であるべき家庭が、競争教育の下請け機関と化してしまった。その結果、両親が健在で一見幸せそうな家庭に育てられた子どもたちにも心の寂しさ、不安が広範に広がっている。」こう書かれています。

今、子どもたちは、高度な競争教育制度が学校や家庭に深く浸透する中で、みずからの存在、ありのままの自分を出せず、成長、発達の権利を大きく侵害され、大変なストレスと不安を抱えているように思います。子どもをめぐる深刻な事態の解決を図っていくためには、この失われた子ども期を取り戻していく取り組みが求められていると思います。そのために、子どもの存在、権利を保障する環境づくり、「子どもの権利条約」をすべての国民に理解していただく努力、その実施へ向けた恒常的な取り組みが必要となっています。今度の勧告でも、第33項で、子ども及びあらゆる子ども関係者にこの条約の精神と内容を徹底するように求めています。

そこで、改めて質問させていただきます。この国連の子ども権利委員会の勧告の趣旨を踏まえて、ぜひ子どもにも、また子ども関係者にも徹底的にこの条約の中身をお知らせする広報活動、また研修活動を積極的、恒常的に進めていただきたい、こう思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　今、御指摘のありましたことについては、私たちの課題として重く受けとめさせていただきたいと思っております。

現在、市役所の中でも、例えば指導室のところにもさまざまな子どもの人権に関するパンフレット、案内物、そういうものを置いております。そういうことで市民の方にも普及したいと思っておりますし、学校教育の中ではさまざまな教職員の研修会を通してやっております。また、そういうことを実際の授業の場で具現化しようとする取り組みをしておりますので、ぜひそういう点で努力をしていきたい、そう思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　中野昭人君。

○１番（中野昭人君）　この権利条約の精神を子どもたちに伝えていきたい、こういうお母さんたちの取り組みというのはいろいろなところで広がりつつあるというのは私も聞いています。これを教育委員会も率先して積極的にこのお母さん方の活動を支援したり、またみずからも積極的にイニシアチブを発揮していただきたい。ぜひこれはよろしくお願いいたします。

ところで、この間、子どもをめぐる深刻な事態を打開していくためのさまざまな取り

組みが自治体レベルで、少しずつではあるが着実に広がりつつあります。

中でも東京都児童福祉審議会がこの７月30日に出した意見具申「新たな子どもの権利保障の仕組みづくりについて」、この内容は大変積極的なものであります。少し紹介しますと、「子どもの権利については子どもを甘やかすだけであって、他人を顧みない自己中心的な子どもにするという論もあるが、本審議会はこのような論にくみすることはできない。我々の社会を人が互いに尊重し合える温かい社会にしていこうというのであれば、この社会を担っていく子どもの権利保障こそ、その第一歩にふさわしいと言える。また、子どもを心身ともに健やかに育成していくためには、子どもは権利行使の主体であることを、親、教師、施設職員、行政職員など直接子どもにかかわる者はもちろんのこと、すべての都民が認識し、行動することが求められている。このため都においては、子どもの権利保障について広報や小冊子などを通じて都民に問題提起をし、全都的な議論を経ながら理解を得ていくための継続的な取り組みが必要である。」こう述べています。また、子どもの権利保障を実現するための措置として、第三者機関の必要性や子どもの権利条例制定の有効性も明確になってきています。

これは最後に、「子どもの権利条約」の全面的な実施を実現していくためには、この間いろいろな議員からこの「子どもの権利条約」については取り上げられてきましたけれども、何よりも全庁的な位置づけと取り組みが切実に求められていると思います。権利条約を日野市の隅々まで徹底する広報、研修活動、子どもの意見を聞き、子どもの目線で子ども施策の推進をする市政運営の徹底、子どもの権利侵害に対する第三者機関の設置など、日野市の姿勢として総合的に推進していけないかどうか。子どもの権利宣言、また子どもの権利基本条例などの設置に向けた展望についてお話をいただきたいと思います。

あわせて、最後に市長に総括的なお話をいただけたらと思います。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　国連から日本の出されました子どもの権利に関する委員会の最終見解の中の勧告の中でも、私どもが今入手している資料で言わせていただきますと、オンブズパーソン制度についても触れられております。その中でさまざまな研修プログラムをつくっていくべきであるということで、検察官及びその他の法執行官、司法関係職員、法律家、裁判官、教育のあらゆる段階の教師及び学校管理職、ソーシャルワーカー、中央及び地方の行政官、子どものケアのための施設の職員、並びに心理学者を含む保健及び医療に関係する者を含むすべての専門グループが組織されるべきであ

るというような、訳は若干違っているかもしれませんけれども、大体そういう内容のことが言われております。そういう意味では、やはり全庁的な立場で、教育委員会だけというようなことではなくて、さまざまな分野の方のお力を得て、やはり全庁的に対応していかなければならないのではないかな、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　教育の問題でございますので、慎重な物言いを要するわけでありますが、「子どもと教育をめぐる危機」というふうなとらえ方で、「深刻な事態」というような表現もございました。それをどういうふうにクリアするべく、日野の教育環境、あるいは教育を支える行政環境をつくっていくための市長としての考えはどうかというふうな御指摘かと思いますので、多少教育内容に入るかもしれませんが、御質問でございますので、お答えを申し上げたいというふうに思います。

私は、元の教育長、長沢教育長が全般的な当時の教育の状況について、おおむね良好なんだと。だけれども、個々の問題に当たってみればいろいろ問題点はあるだろう。そういうものをクリアするのが大きな役目ではないかというふうなお話をされたことをよく記憶をしております。ところが昨今の状況は、そのおおむね良好ということが、特に日本の教育について今でもそうなのか。ひょっとすると、そろそろ根本的に変えた方がいいのかなというふうな状況に立ち至っている、こんなことかなというふうに思います。いろいろ立場はあろうかと思いますけれども、国は国、いろいろ教育関係の運動に携わってこられた方は、それなりの形でそれぞれの分野から、今のままではいけない、ちょっと変えた方がいいぞと、基本的な枠組みを変えた方がいいぞというふうな状況に立ち至っているのかなというふうな認識もあります。

そういう中で、じゃあ何が一番問題かといえば、いろいろ問題点がそれぞれの分野であるわけですが、子ども自体の問題、あるいは教師、あるいは教育関係者が抱えている問題、行政の問題ももちろんありましょう。あるいは社会一般の大人が持っている問題点もありましょう。そして親がどういう問題を抱えているか、さらにはマスコミ等の影響といいますか、こういったものもあろうかと思います。非常に幅広いところで、こういったおおむね良好だったと言われるものが、やや揺らいできているというふうな状況が今あるのかなという認識を持っているところであります。

そういう中で、私も基本的なところから今の日本の教育のありようを問い直し、考え直していかなければいけないというふうに思っているわけでありまして、そういう中に、

今、議員が御指摘の子どもの権利というふうな面でどうなのかという切り口があるのかなというふうな認識を持っているところであります。

先般も、子どもたちからの人権メッセージの発表会というところに行ってまいりまして、私、全部聞くことができなかったんですが、子どもたちの、おおむね５年生から６年生でございましたけれども、発表を聞いてまいりまして、非常に私、印象深く聞きましたのは、きちんと立派に発表されたなということ、それぞれが特に相手をいたわる思いを持たなければいけない、人に優しくしなければいけないというふうなことをかなりの子どもたちが言っていたというふうなこと。それから障害者の方々が、障害児も含めてでありますが、障害を持ちながら一生懸命やっていると。汗をかいてやっている、そういうものに感動したというふうな発表もございました。いろいろなことで、まだまだ日本の、あるいは日野市の子どもたち、しっかりやっているな、頑張っているなというふうな印象を持ったところであります。

そういう意味で、そういったよい子どもたちが我が日野市にはたくさんいるわけでありますから、そういう子どもたちを後押しする意味で、行政も積極的にやっていかなければいけないし、子どもの権利というふうなことにつきましては、権利侵害がないような仕組みというものを、まさに全庁的な規模でいろいろ考えていかなければいけない、そういう時期に来ているなというふうに思う次第であります。

○議長（馬場繁夫君）　中野昭人君。

○１番（中野昭人君）　ありがとうございます。この間、子どもをめぐる深刻な実態に対してさまざまな観点から議論がされ、実践が行われてきました。その中で、草の根から、まず子どもの意見を聞こうではないか、子どもの心に耳を傾けようではないか、そういう確かな流れが教育現場の中に、地域住民の中に確実に広がってきているように思います。東京都の児童福祉審議会の答申、川崎市の子どもの権利条例制定に向けた子ども参加の計画推進がそのことを実証していると思います。

我々の社会を人が互いに尊重し合える社会にしていくためには、この社会を担っていく子どもの権利保障こそその前提であり、核心である。この答申の精神に立って、ぜひ市としても「子どもの権利条約」の全面的な実施に向けた積極的な施策を展開していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって17の１、「子どもと教育をめぐる危機」解決へむけて～子どもの成長と発達、権利の保障を柱にしてこそ～の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時40分　休憩

午後１時48分　再開

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、子どもたちをめぐる今日的諸課題に対しての考え方と取組みについて問うの通告質問者、森田美津雄君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（森田美津雄君）　それでは通告に従って質問をさせていただきます。

早速ですけれども、今、子どもたちをめぐる問題がどんどん鋭くなっているように感じております。子どもたちは今どんな状況に置かれているのか、まずそのことについて教育長に率直な感想を伺った上で入っていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（有元佐興君）　今、子どもたちはどのような状況下にあるかという御質問でございますが、日野市の子どもたちと同時に、この問題は東京都の子どもたち、そして日本の子どもたちという普遍化の中でお話を少々申し上げたいと思っております。

子どもは大人が構築した社会の中にあるという前提に立って考えてみますと、今、東京の、そして日本の社会は大きく変化したとよく言われております。この問題を項目的に少々考えてみますと、俗に言われておりますことは、一つには国際化社会の出現であり、そして科学の発達であり、情報化社会の出現であり、少子化、高齢化社会の出現であり、そして大人たちの勤労時間の短縮という大きな問題、そして女性の社会への進出、以上六つの条件が現在の大人の社会を取り巻いていると私は思っております。

このような社会の中にありまして、子どもを取り巻く大人たちの教育という視点でこの風潮をとらえてみましたときに、私はこれから申し上げる三つの子どもを取り巻く課題があるのではなかろうかというふうに思っております。

その一つは、人は社会的な存在であり、社会存続には基本的なルールがあるという、この問題を少々忘れかけている風潮がなかろうかという心配を１点持っております。

二つ目といたしましては、大人たちの多くとは申しませんが、一つの風潮として、特定の価値を自分の都合のいいような解釈をして主張する傾向が一つの社会をつくってい

るのではなかろうかという心配も持っております。それと同時に、この自分の都合のいいように解釈する主張そのものの価値のバランスが欠けてきているのではなかろうか。具体的に申し上げますと、例えば人権と公共の福祉の問題のバランス、そして権利と責任のバランス、このようなものがバランスを欠いてきている風潮を出現させているのではなかろうかというふうなことを心配をしております。

そして三つ目に、これは子どもからゆとりを取り上げてはいないだろうかという心配を持っております。

現在、子どもたちがどのような状況下にあるかという御質問でございますが、以上のような感想と申しますか、考えを私は持っているということを申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　大人社会がつくり上げてきた構造の中に子どもがあるということなんですけれども、三つの事柄を挙げられましたが、一つ一つまた私自身も考えてみたいというふうに思います。

1960年代以降の経済成長の過程で、消費の外観が人の価値を決めるくらいの、言ってみればマネー社会への変化というものが、お金を媒介に利害関係オンリーと言っていい社会への加速を強め、その結果、心で結び合うという人間関係を極めて希薄にした。このことは私はまた大きな意味合いを持つものだというふうに思うんです。

それと、それに追い打ちをかけるように、今、教育長がお触れになったテクノロジーの発達。コンピューターによって人の手を借りずに機械に依存する社会、こういう社会が人を孤独化に向かわせたという面は否めません。特に時代の申し子である子どもたちはその影響をまともに受ける存在ですから、孤独化する社会の中で社会性を獲得しそびれるという傾向を強めたという面もあろうかと思うんです。

確かに我々の会話の中でもよく言うところは、物やサービスであふれ、価値観の多様化も許されて、実に豊かな社会のようですけれども、子どもたちを見てみますと、どこか空虚で、心に張りがあることを感じさせる子ども、いわゆる子どもらしい子どもというものが何となく確実に少なくなっているというふうに感じることが多いわけです。底抜けに明るい笑顔の子どもを見る、そういう機会も少なくなって、いつも何か不満かつ不安な表情の子どもがふえているような気もいたします。一人一人の違いを認めるという余裕もなく、強い者が弱い者に同化を求める、ほかの人を許容する、その容量自体が

極めて少なくなってきているのではないかと思うんです。

そして、じゃあ一体その元凶は何かというところが、私は本当に我々が知恵を集めなければならない事柄だと思うんですけれども、私はざっくり言って、中教審や文部省がどのようなことを言われようとも、受験戦争に勝ち抜く知識偏重の偏差値教育、あるいは管理教育、そういうものから脱する出口を見つけ得ていないのではないか。このことは午前中の質問の中で中野議員も指摘されました国連の指摘、これは本当に私は当たっているのではないか、つまり国連の指摘は日本の教育制度そのものが問われなくてはいけない、このことを示しているというふうに思うんです。だから、この点が解決されなければ、あるいは出口が見えなければ、学校での失敗が実は人生の落伍者であるというような狭い考えに子どもは押し込められてしまう、このことにつながっているのではないかと思います。

そして子どもたちは、学校でも家庭でもみんな頑張れというふうに追い立てられています。子どもの本音を聞いてくれる大人を身近に見つけること、これが極めて難しい状況になっていますし、子どもたちの人間関係がこじれ、いじめや自殺、不登校、あるいはストレスのはけ口を求めて一見無原則に行動する、そういう現象がいろいろな形で起こっております。しかし、起こった事件の中で、よく聞いてみると、本人もそれがなぜ起こったのか、なぜそれを起こしたのかよくわからない、本音とも違うということが極めて多いわけであります。

子どもたちが狭い世界、息苦しい世界で、受験という２文字に脅迫されながら抜け出ることができない中で、極めて不幸な出来事が次々に起こってきております。私は、ある意味では現代社会の構造自体の矛盾がそのまま子どもに重くのしかかっており、その状態を抜け出ることは、子どもを管理し続けても、あるいは今までどおりのやり方で激励しても無理だと思いますし、学校や家庭に責任を押しつけて解決するという問題ではないということを共通認識をして出発しなければならないというふうに思うわけであります。

今、何よりも大切なのは、子どもと真剣に向き合う大人が地域にどれだけいるか、地域社会が子どもに目を向けるエネルギーをどうつくれるかということ、そのことに知恵を絞れるか。行政としても意識をしてサポートする環境をどう丁寧につくっていくかという、このこともあわせて問われております。

受験制度、あるいは教育制度、この呪縛をどう変えていくことができるか。これは大変難しい問題でありますけれども、このことに真剣に取り組まなくては、こうした問題

は一歩も解決のスタート、これを切れないんではないかというふうに思うところでもあります。子どもたちが狭い世界の中で呻吟している姿、本当に私は、今、一番苦しんでいるのは子どもたちだろうと思うんです。子どもたちがある意味では命がけで問題提起をしている。行政や政治がざっくりとそのことにこたえていかなければいけないと、踏み込むことがまず求められております。

先ほどの市長の最後の答弁で、教育に関することについてはなかなか慎重でなくてはならないような雰囲気の発言がございましたけれども、私は教育内容に踏み込んでいくということは、これは大変問題だと思います。しかし、教育制度、行政に問われている環境整備ということは、これはまさに行政並びに政治の責任でありますから、そこをしっかりとむしろ踏み込んで答えていただく、このことをお願いをしておきたいと思うんです。

それでは質問通告に沿ってお伺いをいたします。いじめや自殺、少年によるナイフ殺傷事件等々のことをまず最初にお伺いします。

いじめやそれに伴う自殺、少年によるナイフ殺傷事件、あるいは家庭や学校での暴力事件、援助交際やおやじ狩り、薬物汚染など、さらに最近の毒物事犯、それぞれが私は相関関係を持ちながら、形を変えて噴出する少年事犯だというふうに思うわけですけれども、これに一体どう我々が向き合えばいいのか。教育委員会はもとより行政を担当されている方々も、あるいは市民も、次々に噴出し、出口を即座には見つけることが難しいこれらの事犯に向き合ってさまざまな感想を持たれていると思うわけですけれども、これは一つ一つのことは待ったなしの対策、緊急な対応を迫られる事柄ばかりです。しかし、多様な原因が絡み合いながら噴出していると思われるこれらの事犯に対して、私は対症療法だけでは将来への展望が見えてこないのではないかというのが実感です。究極にある子どものストレス、これにどのように向き合えるか、そして可能な対策は根本的に何か、これを見極めていく、そういう知恵を多方面から集めていく、このことが必要ではないかというふうに思うんです。教育分野でいえば、中教審の答申に右往左往させられているような教育行政、言っては失礼ですけれども、その程度では対応できるレベルではない。もうはるかに超えているというふうに思うんです。

私は、これら一つ一つのこと、この中にあらわされているサイン、これもまたしっかり学んでいかなければ、この具体的な対応策というものも浮かび上がってこない、これもまた大切なことです。そのためにも、噴出した事犯に盛られている具体的なサインを分析する、これが一つ大切な事柄ではないかというふうに思います。ヒントを見つけて

知恵に生かしていくことが必要だと思います。

その意味で、実態調査、これは欠くことができません。この間感じていますのは、日野市では教育委員会を含めて、大変つらいことを申し上げますけれども、この調査という点が私はいま一歩弱いのではないかというふうに思うんです。時間と競争しながら取りかからなければ遅きに失する調査もたくさんあります。先ほど午前中の中野議員の質問で、幾つかの調査、これについてお聞きしました。一つはいじめ、そしてもう一つは不登校についての調査でございました。私は、今申し上げました点、これを踏まえて、ぜひとも日野市で調査された事項があれば、まずお聞かせいただきたいというふうに思うところです。よろしくお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　午前中お答えしました調査のことにつきまして、プラスアルファといいますか、そういうことで若干御説明させていただきたいと思っております。

まず、いじめの問題でございますけれども、これが今、議員がおっしゃるとおり、この調査がどれほどの精度があるかという問題とか、その確率といいますか、そういうことについては大変、私どもも自信を持ってお答えできるということは申し上げられないというか、そこら辺が私たちも100％完璧なものですということは言うことができないということで、非常に苦しみますが、例えばいじめについて申し上げますと、数値だけ申し上げさせていただきますが、小学校で担任の先生、専科の先生、それから学校として把握していた数値でございますが、平成８年度28件、平成９年度37件、平成10年度、これは６月末現在ですけれども、11件、そういう数値でございます。ですから、ふえているとか減っているとか、全然そういうことは言えないんじゃないかなと思っております。

中学校は35件、30件、11件というようなことでございますが、やはりこの中で、もっともっと子ども一人一人の心に食い込むような、そういうような指導をしていかなくてはいけないなということをつくづく感じます。

私も生活指導主任会、その他さまざまな研修会で、そういうことがちょっとでも担任の目に感じたとか肌で触れたというようなときは、授業を中断してでも指導してほしいということを私は先生方にお願いいたしております。やはりそういう毅然とした先生方の態度といいますか、やはり弱い者いじめとか集団でのいじめとか、そういうことは絶対に許されないということをやはりきちんと教えていただきたい。と同時に、やはり子

どもたちのさまざまな心の揺れについて把握していただきたい。子どもたちの表情とか返事の仕方だとか、極論を言えば歩き方の後ろ姿とか、そういうところでやっぱり子どもたちの苦しみとか悩みとかつらさとか、そういうことをやっぱり感じ取れる教師になってほしいというようなことをお願いしておりますが、なかなか難しいというのが実態でございます。

また、不登校のことにつきましては、この数年、私たちも調査を取っておりますが、そのことでいいますと、いわゆる出現率ということで申しますと、この出現率は東京都段階の数値に比べて日野市はこの数年、数値が下がっております。都に比べて低い数値になっております。そういう点は、やはりいろいろな中で学校の先生方、教育研究室、スクールカウンセラー、さまざまな方が御家庭のお父様お母様方と協力し合いながら本人に語りかけ、さまざまなことを通してかなり頑張っていただいているので、それでも数値がゼロにならないということについての苦しみはあるんですけれども、先生方、家庭の方々との連携とか、さまざまな相談機関との連携という中でかなり努力されているんじゃないかな、そういう意味でいいますと、小学校、中学校とも若干この間、前年度の数値を下げておるというようなこともありますので、そこら辺はかなりの努力を御家庭の協力とともに学校も取り組んでいるんじゃないかなということは思っております。

その他のことについて、例えばこの間、何回かお話が出ましたけれども、特に不登校のお子様、中学生を担当しております相談学級、いわゆる相談学級でございますが、この数年、毎年数人の子どもたち、これはその時期によってその学級に通級してくるものですから、年間を通して何人ということは言えません。１学期は８人だったのが２学期に５人になり、３学期にまた10人になりというようなこともございます。しかし、そういう中で本当に子どもたちがさまざまな苦しみを味わい、ある意味では遠回りしたかなと人に考えられるかもしれませんけれども、その中で一人一人が自分の課題として自分の進路をとらえたりしながら、学校に戻っていったり、高校の受験をやってみるというような形で頑張っている子どもたちというようなことがありまして、そういうことは、大体平均すれば10人以下のお子さんなんですけれども、毎年、相談学級から巣立っているというようなことも、私どもは大変貴重な努力だと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　私は、調査というのを計数的なものが幾つあるかという、そういうことだけを期待して言っているわけではなくて、やっぱりそのことが起こってく

るということの実態を、あるいは意識というもの、これを追跡していくと。そしてそれをまた分析していくというような事柄がとても大切だと思うんです。

この間に起こってきている、例えばつい最近のにせやせ薬事件という心痛ましい事件ですけれども、生徒たちの心の傷が一番心配だという事件として、やせ薬と偽ってクレゾール液を前の級友に送ったと。先生にも送ったと。実はそれが女生徒であったと。もうちょっと調べてみると、５月末に同級生からいじめを受けていたと。先ほどのお話ではないんですけれども、学校側は相手生徒の指導によって問題解決したと。さっき解決した例というんで、11件中９件の問題が解消した、あるいは中学校でも11件中５件のいじめが解消したというふうに報告を受けていると。私はやっぱりこの点は相当分析する必要があるというふうに思うんです。人一人の命というのは地球よりも重いという大前提に立って、やっぱり子どもたちをどう見ていくかということですから、非常に大切だと思うんですね。

この事件があり、もう一つ、先ほど中野議員も出されましたけれども、遅刻を注意した先生を、26歳の英語の教師ということですけれども、この教師を子どもが刺殺するという事件があったと。これは少し伺ってみると、報道の中で聞いたことですけれども、子どもは刺すつもりなんかなかったと。先生がひるむだろうというように思ったというんですね。怖がるだろうと。ところが、この先生はバタフライナイフを突きつけられたときにひるまなかったんですね。逃げなかったんですよ。それがいいのか悪いのかという問題を含めて、両極端の意見も含めていろいろあるわけです。つまり、そのナイフにどう立ち向かえばよかったのかと。つまり、刺すということが起こったときには、これは殺傷事件として刑法にも触れてしまう。つまり、そのときに逃げれば犯罪者をつくらなくて済んだのかどうかという、これはまた本当に難しい問題だと思うんです。

それからもう一つ、これも記憶に新しいところなんですけれども、家庭内暴力を振るう14歳の長男を金属バットで殴り殺した父親と。これに対して東京地裁が懲役３年の刑を言い渡したと。その審理の過程で、父親が頑張っていた、つまり父親の養育態度に明確な落ち度があったとは認められないということで結んでいるんですけれども、しかし一方で、私は、この子がずっと幼いころからの家庭の中で、例えば保育園に絶対行きたくないと言ったと。それから小学校に入るときにも学校に行きたくないと言って、いろいろなことがあったんですね。そういう学校を休みたい、行きたくないという気持ちが残念ながら父母の胸には届かなかったという点、この点の亡くなった少年の方の状態が一体どんな状況だったのかと。その忍耐が限度を超えていたのかどうかというような、

ここら辺の分析がかなり少ないんですよ、判決文を読んでみますとね。これが一体どうだったのかなというふうに思うんです。しかし、追跡の調査を見ますと、本当に出てこなかったいろいろなことがあるんだなというふうに思うんです。

そして、この間のいろいろな事犯を見ますと、少年事件というのはやっぱりいろいろな社会背景のもとで、数自体も多くなったり増減がありますし、あるいは質自体も変わっているんですね。今、戦後第４のピークだというふうに言われるときを過ごしているんです。

第１のピークというのは、これは非常に日本がまだ苦しいころですね。1950年代、終戦直後の混乱や貧困を背景に少年事犯が起こってきたということが一つあると。

それから1960年代ですね。経済の高度成長のころですけれども、繁栄の申し子としての非行少年の出現というのが中流家庭と言われる家庭から噴出したということがあったと。ちょうど暴走族というのがあらわれて、交通関係事犯がふえたというのもこの時期だと言われるんです。

それから第３番目のピークが1970年。これは戦後最悪と言われる少年の刑法犯というのがふえたんですけれども、それからここら辺から女子非行という刑法犯ですけれども、これも相当ふえて、少年犯罪のうちの20.8％、21％ぐらいになったという社会問題になったんですね。

それから、実は現在なんです。現在の犯罪というのは、前に例えば非行グループとか、かなり結束の強いグループ、例えば暴走族ルート20とか、スペクター何とかとか、ありましたよね。あの時代のかなり結束の固いグループ犯罪というのではなくて、かなり結束が緩いと。携帯電話で連絡し合うとか、ポケベルで通じ合うとかして、何となく集まると。そして何かおもしろいことはないかなと。それからカラオケに行ったりゲームセンターに行ったりするお金がとりあえずないと。というんで、例えばおやじ狩りとか、あるいはそのほかの犯罪に出てしまうと。そういう意味では、特徴的には極めていきなり型であるということと、それから目的といっても遊ぶ金が欲しいという、こういうような目的と、それからもう一つは模倣型と。これはマスコミの影響も本当に私はあると思うんです。

それで、教育長にぜひお伺いしたいんですけれども、先ほど申し上げましたように、単なる計数的な調査ということではなくて、こういう一つ一つの事犯が私は本当に大きなサインを出していると思うんですね。これを教育行政としてどういうふうに受けとめて、そして分析的なものを加えて研究するかということ、これは大変必要だと思うんで

すよ。また後で不登校の問題をお伺いしますけれども、こういう事犯、これは教育長、いかがですかね。どのようにお考えでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　戦後４度目の大きな青少年の課題が大きく出てきている時代であるというお話の中で、現在をどうとらえるかということでありますが、今お話がありましたように、おやじ狩りとか援助交際とか薬物乱用等々の問題を見ますと、今までの私どもの事例とか経験では、どうにもこの問題を解決することはなかなかできないだろうというふうに思います。青少年そのものが極めて行為として残虐であり、欲望発散型であり、衝動的であり、ある意味では自信過剰ではなかろうかというようなことを考えますと、この問題を根本的に教育の問題としてとらえてどう考えていくかということは、大きく我々に問われているところでありますが、とりあえず私が考えております、今、学校教育、そして青少年の生涯学習関連での指導の根底に置かなければならない問題ということを考えますと、最初に申し上げました問題と絡めて申し上げますと、やはり一つには、社会の基本的なルール、これをどう守るということを子どもたちに理解させ、その態度をつくらせるかということが大事なポイントではなかろうかと思いますし、二つ目としては、この自己中心型の物の考え方を、善悪の判断に基づいて自己を考えていくということに結びつけるにはどうしたらいいかということが大きな課題であろうと思いますし、また三つ目としましては、いかにしてあの子どもたちから言葉を通して話を聞けるようにするかということが大事なことではなかろうかというふうに思います。

このようなことを、少々ではありますが、現在考えているところの根底に置いて、青少年の、子どもたちの教育の根底にあるものを探っていきたいというふうなことを現在では考えているということをとりあえず申し上げておきたいと、かように思っております。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　お答えをいただいたんですけれども、社会のルールをどう守らせるか、それから自己中心的な考え方を善悪の判断がきちんとできるようにする、あるいは言葉を通していろいろなことを伝え合うというような、私、それはそうだと思うんですけれども、しかし、起こってくる事柄の最大の原因というものに我々がきちんと焦点を当てないでいて、なかなかこういうことには話が向かってこないというふうに思うんですね。非常にこれは、私は悩ましいと思うんです。

平たく考えますと、やっぱり子どもたち、我々も親としてはそうだったかもしれませ

んけれども、子どもたちの発達段階で学齢に達しますと、この先はどうなるんだろうかと。この先がどうなるかということが、子どもの心が豊かに育つだろうかという点よりも、やはりどうも競争という、つまりそのチェックチェックにある受験ということから倒して、今どうなんだろうかということをまず考えるということになるんではないかと思うんですね。しかし、なかなか子どもたちは、気持ちをじゃあそれにつけてきているかというと、そうでもないんですよね。

話を広げますと大きな話になりますけれども、世の中で大人はルールを守っているか守らないかという話になれば、とんでもないルール違反をしているということも例としてもあるし、自己中心じゃ何でいけないのかと。自分を守るにはこれしかないじゃないかというところに行き着いてしまう、短絡的にと言われるけれども行き着いてしまうということ、これはもうぎりぎりのことかもしれないわけですね。話そうとするけれども、先ほどの例じゃないですけれども、口答えするな、みたいな話とか、あるいは早くこれをやりなさいというふうに追い立てられると、なかなか言葉としてそうたくさんない言葉を上手に出していくということ自体もしづらいというような、一つ一つに私は反論しませんけれども、そういう非常に悩ましい状況があるんじゃないかというふうに思うんです。

このことを私はぜひお願いしたいのは、命がけで起こってきているこういう事犯ですから、それはぜひ私は、その先の教育の現場に必ず何らかのメッセージをくれるような調査と研究をぜひしていただきたいと。さっき教育相談室の話もございました。しかし、なかなかそこからのメッセージという意味では、冊子をいただきますけれども、どうもまちの中にその研究成果が出ていっていると、そしてみんながそのことについて話をしているというふうにはなっていないんじゃないかというふうに思うんです。

それから相談についても、私は退職された校長先生方が知恵を生かされるというのもそれは大事だと思うんですけれども、やっぱり身近な、もうちょっと子どもたちの話を聞ける、説教するんじゃなくて聞けるという、そういう相談相手を工夫できないのかなと。後からまた申し上げますけれども、いろいろ私も意見があります。ぜひそういうことに鋭意取り組んでいただきたいというふうに思うんです。

それで、次に通告してあります不登校、登校拒否の実態とその対応ということですけれども、先ほど幾らかお触れになったんですが、東京都が実施した学校基本調査というのが出ていますけれども、これによりますと、30日以上の長期欠席者が小学校、中学校ともに4年連続増加となって、過去最高を記録したというふうにあるんですね。特に中

学校では初めて１万人を超えたと。１万202人というふうに正確には出ているんですけれども、そして理由のトップに、先ほど参事がおっしゃった学校嫌い、これが占める割合が72.2％と過去最高という結果になっていると。小学校では長期欠席の理由として最も多いのが病欠なんですけれども、これが46.7％。この病欠の中にも、いろいろまた中身として分析しなければいけないものがあるようです。それから学校嫌いが36.1％と。じゃあ中学校の学校嫌い72.2％に対して病気は幾らかといいますと、16.0％と、大きく学校嫌いの方が引き離した状態になっているんですね。

全国的に見ましても、この傾向はほぼ同様なんです。前年度よりも１万人以上の小中学生が30日以上の不登校ということになっていまして、10万人を超えるということになっているんですね。調査結果として調査にあらわれた実数としてですよ。もっともっといろいろあると思うんですけれどもね。この実態に対してどういうふうにお感じになっているか。

先ほど日野市の調査についてはお伺いしましたので、これはこれで数がわかったわけです。日野市では30日以上、小学生25人、中学生57人、50日以上が小学生21人、中学生40人ということで、原因としても学校嫌いというのが一番多いと。あるいは心理的に学校に行けないと。家庭環境で行けないと、行きづらいというようなこともあると。一定の対応についてお伺いしました。この全国的な傾向、そして東京都でのこの傾向、実数に対して、またこの実態に対してどういうふうに感想を持っておられるか、まず簡単にお伺いしたいと思うんです。お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　不登校の児童生徒の実数につきましては、先ほどお話ししたとおりでございますが、このことについての感想ということを言われましたけれども、本当に教育行政に携わる者とすれば、もう心が本当に痛いといいますか、本当に苦しいというか、そういう状況であります。

子どもたちのいわゆる不登校ということについても、子どもたちはそのとき体に、やはり表現として、学校に行きたくないということがおなかが痛いとか、そういう形で出ることが多ございます。やはりその子たちは行きたいんだけれども行けないというか、頭の中では行かなくちゃと思いつつも行けないというか、そういう苦しみというか、そこら辺を私たちがどのように理解するかということが、やはり非常に重要なんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますし、子どもの苦しさははかり知れないと。またその御家族の方の苦しさもはかり知れないと、そういうように認識しております。

ですから、私たちは行政として、その中で何とか行政としてできることはないかということで、私どももそれなりに努力してきたことはありますけれども、それが本当にまだまだ不十分であるな、もっともっとやっていかなくてはいけないことはあるなということを感じております。

その一つが、何とか小学校の不登校の子どもたちに対応する場所というか、そういうものをつくりたいという私どもの今の願いと、それからまた、日野市が多分全国で初めてやったと思いますけれども、大学院の心理学を専攻されている大学院生をボランティアとしてお願いして、それでいわゆるメンタルフレンドみたいな形で、いわゆるスクールカウンセラーのインターン制度を3年前から行ったというようなことが日野市としては特徴的なことではないかなと思っておりますが、そういうことで、なかなか簡単に解決することではないので、やはり私どもはこれからまたそのことについて誠実に努力をしていかなければいけない、そういうことを感じております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

これらの対応についてお触れにもなったんですけれども、日野市が行った明星大学の大学院の方たちにボランティアとして相談相手になっていただくメンタルサポートをしていただいて、それが一定程度の効果を上げている。これは私、物すごいヒントだと思うんですね。どうも教育相談室とかそういうところは、それは大切なんですよ。でも、子どもたちからの距離からしますと、やはり私は、小さな大人といいますか、青年たちの、よりその子どもたちに近い年齢の人たちに場をつくってもらうということは、青年たちにとってもまたとても大切な勉強の機会にもなるんですけれども、子どもたちにとって非常に話しやすいと。

きょう、朝、出がけに何となくテレビを話として聞いたのは、理想の先生像というんで、だれが先生に一番ふさわしいかと。私は武田鉄矢だろうと思ったんですよ。そうしたら、ナインティーナイン、御存じですか。その一人ですよ。武田鉄矢は3番目だったんですね。私、やっぱり子どもが求めているものというのは率直なだけに、これは結構当たっているんではないかなというふうに思ったんですよ。

つまり、今一番子どもたちが悩んでいるのは、心の中にあるもやもやしたものなんですね。自分でもどうにもできないもやもやも含めて、それを吐き出せるということってやっぱり大事だと思うんですよ。だから、やはりこのメンタルサポート体制をつくって

いくと、本気でちゃんとつくっていくということは取り組んでいいと思うんです。

スクールカウンセラー制度がすそ野を広げてきていると。文部省もこれを広げようと努力もしていると。それから各自治体が自前のそういう制度を立ち上げようというふうにも努力しておられるんですね。その一つが、私は日野市の学生ボランティアの起用だというふうに思うんです。

これをもう少し翻って考えてみますと、家庭、学校での対策とか、あるいは専門家の起用だけではなかなか対応できなくなっていると。つまり子どもの実態、子どもたちが思っていることに近づけないという限界が一方にあるんではないかというふうに思うんですよ。しかし、私は対策の幅というのを限定するんではなくて、広く、より広く、できることは何でもやるというような構えが必要かなというふうに思います。

それで、そういう点で提案としてお聞きいただきたいんですけれども、不登校児を支える民間の運動とか施設というのは非常に活発でして、私たちも例えば「東京シューレ」とか、存じ上げているんですけれども、一つは、私は自治体も学校という重圧感を取り払った広場的な施設を設けていくという工夫がやっぱり必要だと思いますし、既にそのことに気づいて取りかかっている、例えば相模原市の記事も私読んだんですけれども、確かにそうだなと。その効果がどれだけあるんだという話を先にするんではなくて、そういうこともやってみると。相談室は学校に付設した教育相談室があるからと言ったって、学校に行くことが嫌なときに、そこの学校の門をくぐるということの抵抗みたいなものについての配慮というものが、やっぱり私は必要だと思うんですよ。そんなことも含めて、支援する適応教室とか、あるいは自由広場的なものを設置していくと。相模原市でやられているのは、マンションの一室を借りてやるとか、あるいは自治体によっては自治体施設の一室を利用してそういう場を開くとか、検討されているわけです。

それから、私はもう一つ、以前に質問したときにも感じたんですけれども、電話というのは意外と子どもが心を吐露するときに大切な役割をしているんですね。24時間の電話相談窓口をつくって、その相談相手にも説教型の人ではなくて、割に子どもたちの話を聞ける、何でも言ってごらんというようなじっくり聞ける人を配置して体制をつくってきているところもあります。これはかなり相談件数もあるんですね。世田谷のチャイルドラインという話も伺ったわけですけれども、牟田悌三さんていうんですか、この方なんかが中心になってやっておられるようでして、ここなんかも相当子どもたちが、自分を認めてくれる相手と、安らげる場所という意味で使っているというようなこともお聞きしました。こういうこともぜひ検討していただきたいというふうに思うんです。

それから、民間のフリースクールといいますか、民間のそういう運動をしている人たちに対する支援、これもやっぱり私はとても必要だなというふうに思うところですので、ぜひメンタルサポートを中心にしたこういう事柄に取りかかっていただきたい。明星大学のその件は、今年度９月からまた新しい体制でやられるというお話も聞きました。それはそれでぜひ相談室に生かしてほしいし、また小学校にも、ぜひ私は配置をしていただきたいというふうに思うんです。

以上、要望しておきます。

それからもう一つ、私たちがどうしても解決しておかなくてはいけないのは、不登校児の具体的な進学の問題なんですね。御承知のように、例えば都立高校でも、調査書とそれから試験当日の学力テストの結果によって判定するということが定着をしているんですけれども、不登校の子どもは実際にはその調査書、内申点と言われているものですけれども、この点からしますと大変厳しい結果を突きつけられるわけですね。端的に申し上げれば、例えばオール１だと。そうすると都立一つ取っても、それはもう内申、調査書と、それから学力テストの配分が５対５だとしますと、それは無理だという話になるわけですね。即刻なってしまうと。私は、この点は何とか、この点も抜け出ないといけないと思うんですよ。

この夏、文部省の生涯学習局長、この方は今回９月に出されるという中教審の最終答申のまとめ作業をされた方なんですけれども、事務局長だったわけですけれども、その局長さんと話をする機会があって伺ったんですけれども、その方の話では、都立高校の選抜方法というのは各高校に決定権があると。だから、この調査書、内申ですね。内申を外して、当日の学力テストの点によって受け入れるということも可能ですと。また、都の教育委員会にはそういう話をしているというふうなことでありました。私は、ぜひ市教委としても積極的な可能性を提案するというようなことが、都の教育委員会に提案するということがあっていいと思うし、場合によっては高校の校長会とかいうところに出かけていただいて、そういうことを率直にお願いをするということがあっていいんではないかというふうに思うんです。

それから、この選抜に関しては、その方法を多少柔軟にしまして、調査書のかわりにといいますか、生徒や保護者が高校進学の動機などを書いた自己申告書というものを選抜資料として活用してもいいという方針も出されているんですね。だから、こういうことを合わせますと、不登校にとって調査書の評価が低くなりがちだという点を埋めて、そしてなおかつ市教委としてもそれを支援していくというような、つまり入口を開けて

あげるという点も工夫されていいのかなというふうに思うんです。ぜひこの点は検討をしていただきたいというふうに思います。

教育長、これはいかがでしょうか。簡単に取り組みについて御意見をいただきたいと思うんですが。

○議長（馬場繁夫君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　現在大きく問題になっております不登校問題の立場から考えれば、不登校児であっても高等学校への進学について、なるべく不利にならないような方法でこの進学が何とかならないかという希望は、これは大きく理解をできるところであります。

ただ一方で、一生懸命中学校に行っている子どもたちの立場から考えれば、内申の問題にいたしましても、ふだんの学校の生活を内申として点数とは別に評価されるという一方の考えから見れば、一生懸命学校に来ている子どもたちをどう評価するかということも大きな課題だろうと思います。

しかしながら、これだけ不登校の問題が大きく課題になっている以上、この問題をどう高等教育に結びつけていくかということは、不登校児を持つ親、そしてこの問題をお考えになる方々の大きな課題であるということは認識しております。この問題については、今、議員のお話にありましたように、いろいろと議論も出ているところでありますので、東京都の入選問題にかかわるところに対して、この問題については大きく議論をかけてみたいと、かように思っております。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　文部省の方、しかも中教審の答申のまとめの事務局長さんの話、文部大臣もいらしたわけですけれども、これは私はかなりたしかなものだというふうに、この話だけでなくていっぱい話をしたんですけれども、思うんです。文部省よりは、文部省の方は今、ちょっとまだ突っ込んだ話をしていると思うんですけれども、もうちょっと具体的に、いろいろな入口があっていいというようなことを含めて、もちろんほかの一生懸命通学している子もやっているわけですけれども、一生懸命だけれども行けないという子もいるわけですよね。だから、そういう子どもたちに対して、じゃあ先生の調査書、内申が出てこないから行けないというふうに切ってしまうというんではなくて、ぜひそこは可能性を具体的にしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、中教審の最終答申が出ようとしています。既にお手元にはその中身がどん

なものが出るかという案内が配られているというふうに思うんですけれども、私は一般質問や委員会を通じて、何度か中教審の第２次の答申を踏まえて討論させていただいた経緯があります。その中で「ゆとりの中で生きる力を」というメーンスローガンがあるんですね。しかし、この間にもお話ししたように、現実とのギャップ。きょう中野議員が午前中に鋭く指摘されました中でも私はかなり浮き彫りになっていると思うんですけれども、子どもがあっぷあっぷするほどの状態になっている。あるいは、このスローガンに続いて「形式的平等化の転換」という大きな柱が出されているんですけれども、前にも指摘しましたけれども、スローガンとはほぼ私は逆に、教育現場で実践するとすれば、なお競争原理とそれに伴う矛盾が加速されるというような、そういうふうな印象を持つこの柱が多いんですね。具体的にちょっとお聞きしたいと思うんです。

そして、この最終答申、まだ正式には発表されていませんけれども、この表題は「新しい時代を開く心を育てるために」という表題なんですよ。背景にはどういう背景があるかという説明があるんですけれども、大人社会のモラルの低下、価値観の揺らぎがあるというふうに指摘しているんですね。家庭や社会の責任、そして学校には教育のゆとりと子どもの問題行動への毅然とした対応、これが必要だと。何かお返ししたいような、そういう指摘なんですよ。

私は、これはこの前の第２次答申のときも思ったんですけれども、市長さんとも幾つかやり取りさせていただきましたけれども、例えば中高一貫校が試行期間を経て来年からスタート、これは制度的に決定されています。各都道府、これが２校ですかね。県レベルでは県に１校という形でスタートさせるんだというんですけれども、第２次答申でも指摘された問題は何も解決されていないんですね。

どういうことかといいますと、この中高一貫校というのは、やっぱりどう考えても、各県に１校ということは、これは言ってみれば、そこに入ろうと思うために大変な競争を生むわけですよ。12歳のときに大変な競争をするわけですね。しかし、その12歳にとどまらずに、どこの公立の小学校に入ったらいいかというところまで来ているんですね。じゃあその公立小学校に入るためにどうするかということに、どうもなっている。これは宮崎県で試行された中高一貫校は、実は競争倍率が10倍にもなっているんです、入るためにね。このことを全国に広げようということだと思うんですよ。既に東京都でも具体的な議論がなされていまして、区部に一つ、それから多摩地区に一つと。

さらに、私、今、松が谷高校という都立高校のＰＴＡ会長をやっているんですけれども、先生が青い顔をして来まして、会長さん、松が谷高校が何かなくなるかもしれませ

んというお話なんですね。それは松が谷高校と、それから二つの中学校が結んで中高一貫をつくると。近くにあります都立大の学長さんが非常に熱心にそのことを進めておられると。建物という意味では、新しい中高一貫の建物を建てるというのはなかなか東京都も財政的に厳しいので、今ある松が谷高校と、それからあの近所の南大沢といったか、そことどこかとを結びつけて、そして行く行くは都立大の影響下のもとに置くというようなことを具体的にお話しになられて、私はもうびっくりしたんですけれども、そのときに先生がおっしゃったのは、やっぱり広くいろいろな子どもが集まれる、こういう都立高校をきちんと配置していくこと、これが大切なんだという話をされました。

私は、これは大問題だなというふうに思っているんです。松が谷高校ということではないですよ。それが大問題だということではなくて、その中高一貫の今の選抜方法は、学力試験はないというんですよ。しかし、面接とか実技、それから小学校長の推薦、調査書なんですね。これはなかなか大変でして、そういう小学校に入るということも重大な場面なんですけれども、調査書をどうつくってもらうかということで、また大変な競争が起こっているんですね。子どもたちの中にも混乱を来したというのが宮崎の実例なんです。

だから私は、6歳の選択をさせるような、こういう制度をつくり上げるというのはいかがなものかというふうに、私、今も思っています。全部中高一貫にしてしまうというんならいいですよ。私、接続の問題を外して、そこを緩やかにして、伸び伸びとその期間預かってもらうというのは賛成ですよ。だけれども、各県に1校と。別にうがった考えじゃないんですけれども、やっぱりエリートをつくろうという方針をどこかに隠して持っているなというふうに思わざるを得ないんですけれども、この点があります。

それからもう1点、あわせてお聞きしますけれども、小学校、中学校の学級数、あるいは教職員の配置について、これはまた最近のニュースなんですけれども、緩やかにすると。中教審の小委員会は、学級編成は学校の設置者である市町村が今までは都道府県の認可を受ける仕組みになっていたということですけれども、このような学級編成を届け出制にすると。そして教職員の配置を地方自治体の裁量に委ねるという答申を盛り込むことを決めたということですけれども、そういうことを受けて、現行の一律40人学級から小人数学級への編成というものは、形の上では可能になるはずなんですね。それから現場の実情に応じた弾力的な教員配置というものも、こういう答申からすれば期待をされるわけですけれども、なかなか私は、もう一方にある財政措置が、この裏づけがなされてこないと、このことを文部省がいいよと言ったって、都道府県にしてみると、い

や、それはもう何百億円とかかるよという話に具体的にはなるわけでしょう。だから、財政の裏づけのないことを言われてみてもなかなかだというふうに思うんです。率直な感想をこれも伺っておきたいというふうに思うんです。

それから、学習指導要領と学校５日制についても、本来はあわせての話ではないですけれども、伺っておきたいと思います。この点については、これまでも委員会、本会議を通じて何度も質疑をさせていただいたんです。ようやくといいますか、2002年ですか、スタートするという完全学校週５日制に向けて重い腰を上げたというんですか、取り組んでいるんですけれども、私はこの中身も、本当にそれでいいのかなと何か不安に思う点も幾つかあるわけです。

教科の中身を精選して少なくするということも言われているんですよ。３割ぐらい減らした中身だというふうに言われているんですけれども、授業日数、時間のことをあわせて考えると、そんなに軽減された中身になっているかどうかという点は、これは首をひねらなくちゃいけない。

それから体系的な学習、基礎的な学習という意味では、私は大変問題があるなというふうに思っています。例えば中学校の理科の授業にあった酸とかアルカリとか中和という、それとイオンという問題を、これをイオンと、それから酸、アルカリ、中和というものを離して、酸、アルカリ、中和は中学校の課程に残すけれども、イオンは高校に上げてしまうと。中学校で勉強しないとなると、高校で勉強すればいいのかという話になるんですけれども、高校はかなり選択制を導入していますから、結局高校でも勉強しないという子どもも多いんですね。それから、少し細かい話になりますけれども、例えばイオンを勉強しないで中和という話がわかるのかどうか。私が子どもだったらわからないだろうなというふうに思うんです。結果を覚えなさいということであれば、そうかもしれないけれども、酸のプラスイオンとアルカリのマイナスイオンが合わさって中和していくという形が見えなくて何でわかるんだろうかなと。

それから、これから子どもたちはダイオキシンの問題だとか、地球環境の問題だとか、自然科学的な素養というものが非常に問われると思うんですよ。もちろん自分で勉強すればいいわけですけれども、そういう基礎的なことをきちんと学ぶ中で、自然科学、地球環境みたいなものを考える機会の出発点じゃないかなという気がするんですね。

そういうことを見ますと、まだいっぱいあるんですけれども、精選がちゃんといっているかどうか、これは本当に疑問だなというふうに思っています。

以上、何点か申し上げましたけれども、このことを教育委員会としてどういうふうに

とらえておられるのか、中教審の答申を前にお伺いをしておきたいというふうに思います。ちょっと時間がありませんので、短目にお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部参事。

○学校教育部参事（伊藤　敏君）　何点か御質問がございましたので、簡潔に答えさせていただきます。

まず中高一貫教育の導入ということは、あくまでもこれまでの審議会の答申の中では当然、受験戦争を激化させてはいけないということで提案されております。具体的にこれからどういう形で東京都でやられていくのか、これは私たちも非常に深い関心を持ちながら見守っていかなければならないと思っております。

教員の配置の問題でございますが、現在の教員配置について多くの問題を抱えていることは、現実に私たちも日々そのことに対面しております。現状としましては、先生が例えば病気で手術を受けなくてはならない、かなり長期にわたって休まなければならない、そういうようなことがあったり、個人的な御家庭のさまざまな状況の中で急に退職されると、そういうような場合に、すぐに正規の先生が配置されないというような問題がございまして、学校の校長先生を初め先生方にいろいろ苦労をしていただきながら対応しているというのが実態でございます。今回、中教審の中で出てきましたさまざまな弾力的対応といいますか、そういうことについて、私どもも非常に関心を持って見ております。

５日制のことにつきましては、教育課程審議会でさまざまなことが一定程度出されております。また学習指導要領の改訂版といいますか、新しい案も近々出ると思っておりますので、そこら辺の中で本当の意味でゆとりが生み出せるような、そういう完全学校週５日制でなければ意味がないなと思っておりますので、そこら辺をこれからも非常に関心を持ちつつ、私どもも各学校と協力しまして、そういう方向で努力してまいりたい、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　この中教審の最終答申が出ましたら、ぜひまたこの点、しっかりと我々も注視していきたいわけですけれども、教育委員会でも鋭意このことについて、それぞれの柱について取り組んでいただきたいというふうにお願いをしておきます。

それでは「子どもの権利条約」との関係についてお伺いをします。午前中、中野議員が相当突っ込んだ討論をされました。既にその場でも出されたわけですけれども、1989

年、この「子どもの権利条約」が採択をされたと。先ほどは全会一致という話はなかったように記憶しているんですけれども、これは全会一致で採択されているんですね。

日本は世界で158番目の国として1994年４月にこの条約を批准したんです。国内法として取り入れますよという約束を国際的にしたということなんですね。そして５月にこれを発効させました。だから国内法としてはもう効力があるということになるわけです。

この条約の正式名称は「児童の権利に関する条約」ということですけれども、子どもを18歳未満のすべての者とすると。そして意見表明権や思想、良心の自由、言ってみれば憲法の子ども版のような位置を占めた、人権を幅広く規定するものなんですね。日本的にはこの間、子どもを保護の対象として見てくるということには非常になれてきたわけですけれども、権利の主体としての扱い、これが非常に弱いという反省の上に、小さな主権者といいますか、小さな市民といいますか、こうした主権者として積極的に社会参加していくことの意義というものが改めて問われたということになるわけです。

先ほど御案内もありましたけれども、これに対して、じゃあ国内法的に本当に法整備を含めて実現するための手立てをつくってきたかというと、そうでもないんですね。国連の子どもの権利委員会は、そのことに対して日本政府に、日本の教育制度このものに触れて、競争的で子どもの発達の障害になっていると。過度のストレスや不登校の対策が必要だという勧告をしているんです。これは実は異例なんですね。

それに対する政府、文部省の対応が、またこれが私はお粗末だったと言わざるを得ないわけですけれども、今の日本の制度で大丈夫ですみたいな話をしているんですね。これがまた国際的にも大変な批判を受けるということになっている現状があります。

この間の国や自治体の消極的な受けとめのために、私どものこのまちでは、どれぐらいの方たちが本当に正確に承知されているかというのはわからないわけですけれども、一般的には教師すら、教師の立場にあっても、なかなかこの権利条約の内容と精神について理解の徹底がなされていないと。あるいは何人かの行政の担当者の方にもお伺いしたんですけれども、十分理解するような機会が少なかったという話もお聞きしました。家庭の子育てを支援し、学校の教育を改革し、あるいは地域の児童行政、これを発展させるためにも、私は大人の人権同様、子どもの人権を確立していくことというのは本当に緊急課題だというふうに思うんです。

先ほどの答弁で、私、答弁の中身とは別に、別のことを考えていたんですけれども、これからの答弁も福祉保健部長がしていただくということですけれども、なぜこの権利条約のことについて触れたときに学校教育部参事が最初に手を挙げてお答えになったの

かなと。昔といいますか、大分前に女性問題を取り上げますと、福祉で手を挙げられた。福祉としてお受けになったと。しかし、今、女性問題はもう全庁的なテーマだということをだれも疑わないわけですね。だから私、通告質問したときに福祉保健部長がお答えになるというんで、え、何でですかというふうにお聞きしたんですね。多分、東京都の福祉保健審議会、これからの答申みたいなものが最初に福祉に届いたんだと思うんです。そういう絡みかなというふうに理解しましたけれども、私は結論から申し上げますが、やっぱり全庁的なテーマだということで、調整は企画なり総務なりかなというふうな気がしていますし、行く行くは少年課をつくると。窓口をつくると。そして全庁的な取り組みをすると。(「警察的だよ」と呼ぶ者あり) 少年課と言わなくていいですよ。警察的だとすれば、それは子ども課でもいいです。何かそういうネーミングをつくっていくと。そういうふうな取り組みが全庁的になされていいんではないかなという提案も含めて申し上げておきたいと思います。

この東京都、詳しく言いませんけれども、先ほどもお話になったんで言いませんけれども、私は東京都がこれから3年後をめどに条例化しようと。それから川崎市でも子どもの権利条約策定に取り組むということを明らかにし、さらに突っ込んで、策定作業に子どもを参加させて、条約が求める意見表明権など子どもの権利を明文化する、あるいは子どもを対象とした施策の推進体制づくり、これも条約の中に盛り込もうという方針を明らかにしているんですね。高橋市長さんは、不登校やいじめを含めて子どもの問題というのは本当に大事な時期だと。だから市民全体で論議してもらいたい、こう話されているわけですね。

私は、この条約の国際的な評価からすれば、そして日本がおくれているか進んでいるかと言えば、やはりおくれていると。先進国では圧倒的におくれているというふうに言われているわけですけれども、ぜひこれぐらいの意気込みで取り組んでいただきたいなというふうに思うところです。もしこの条例の制定がおくれるということであれば、子どもの権利都市宣言、これは先行させるぐらいの意欲は大切だというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　子どもの権利条約に絡みましていろいろな御質問をいただいているわけでございますけれども、この条約が批准された近くと申しますか、その後、日野市としても全市民向けには広報を使いまして、この「児童の権利に関する条約」の主な内容について紹介した経過もございます。また、広報公聴の方の一環といた

しましては、市民公聴会を開催するなどした経過がございます。

先ほど御質問の中にもありました、東京都の児童審議会がここで答申を出したと、このようなこともあるわけですけれども、この条約の批准後、福祉分野においては新たに国の制度として子どもの人権専門委員が設置されましたこととか、従来から民生委員は児童委員を兼務しておりましたけれども、特に主任児童委員制度が創設されまして、特に専門に子どものことを扱うと申しましょうか、相談に乗る、施策を考えていくと、こういうような制度が加えられたことも事実でございます。

先ほど条例の問題、また宣言の問題の御質問がございましたけれども、今、市としてどうこうする方向が定まっているわけではございません。東京都の新たな子どもの権利保障の仕組みについての答申などもございますし、今後の東京都の取り組みなども十分見極めながら、より効果的な子どもの権利保障の仕組みを、市民参加も得ながら、福祉、教育、また青少年の健全育成等々、幅広い面で検討していかなければいけないんではないかというふうに思います。

一応大きな問題ですので、私の方からのお答えは以上にさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　ありがとうございました。

私は市長にお伺いするんですけれども、教育委員会にもお答えいただいたように、個々の問題というのはなかなか出口を、努力はされるんですけれども、見つけにくいという事柄ばかりなんですね。やっぱり大きな政策といいますか、大きな方針というものがやっぱり必要だと思うんです。子どもたちのことについては国連というところからも指摘を受けると、勧告を受けるというぐらいのことになっているわけですね。ですからぜひ、高橋市長さんは既にもう最初にやられてしまったんですけれども、私は日野市からこの子どもの人権はきちんと守るということを全国3,300の自治体に発信するくらいのことを市長がおっしゃるということが大事だと思うんですね。十分御理解いただいていると思うんですけれども、端的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　森田議員から、子どもたちをめぐる今日的な諸課題に対しての考え方、あるいは取り組みを問われる中で、できるだけ大きな見地から対策を考えるべきであろうというふうな意味合いであります。

特に、議員が初めの方にお話しになりましたように、教育内容はともかくとして、制度的な面とか環境面の整備については市長部局としての全般的な取り組みが必要であろ

うというふうな御指摘は全く同感でございます。そういう意味で、子どもの権利条約から基本条例というものをやったらどうかというふうな具体的な指摘でございますし、できなければ、せめてまず宣言でもというふうな、これも具体的な御提言でございます。

いずれにしても、議員もちょっとお話しになりましたように、役所の組織、これは役所に限りません。組織というのはどうしても、組織ができますと担当分野がだんだんだんだん細切れになってまいります。どういう立派な組織をつくろうとも、やはり平面的な組織である限りは何らかの形で枠にはめられてしまうということはもう否めないと思うんですね。例えば子どもの権利ということで言えば、教育委員会関係もありますでしょうし、今、答弁があった福祉保健部の関係もありましょうし、きょうは出ておりませんが、青少年問題協議会等は市民生活部というところで扱っているわけでありまして、そういうものが、マトリックス的にいうとおかしいですけれども、立体構造的な組織でもつくれればうまいぐあいに対応できるかと思うんですが、平面的な組織機構になりますと、なかなかこれを今の組織体系でうまく動かしていくというのはなかなか難しいのかなというふうに思うわけで、そういう意味で、もし全庁的に扱うということになりますと、例えば企画部でありますとか総務部でありますとか、そういう中でやる、あるいはフレキシブルな機動部隊形式といいますか、事業部制といいますか、そんな形のやり方で、この問題については各部課、教育委員会等をくし刺しにして一緒になって考えるんだと。だれかヘッドをつけるんだというような、そういう柔軟な組織体系をつくる必要があるかなというふうなことも思う次第であります。

そんなこんな、いろいろ考えるわけでございますが、いずれにせよ、この子どもの権利基本条例、そういった形のものはやはり考えていかなければいけないだろうというふうに私も思っておりまして、それにはいろいろ話題になっております子どもの人権のオンブズパーソンといいますか、そういったものも中に入れ込みながら、こういった基本条例的なものをつくるべく全庁的な規模で、今申し上げたような関係するところを全部くし刺しにするような形で何かのチームをつくるなり何なりして検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君）　森田美津雄君。

○13番（森田美津雄君）　積極的に答えていただきました。ぜひ形を工夫しながら、子どもたちの人権といいますか、それを守るための条例に向かう道をつけていただきたいというふうに思うところです。

それと、この広報の点ですけれども、私はもう一度わかりやすいリーフレットなんか

を庁内外に調整して配っていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

最後になりますけれども、この一般質問の最初に出沼議員から子どもの居場所ということで、たまたまテーマ的に重なっているんですけれども、空間としての居場所については出沼議員の方から取り上げていただきました。私は最後にお願いということになるんでしょうか、空間としての居場所とともに、最初からのテーマなんですけれども、子どもの心の居場所といいますか、人と出会って自分を映し出せる関係、これをどうまちの中に工夫していくか、つくっていくかと。そんなのは自然にできるよということではなくて、どうつくっていくかということ、これにまた行政としてサポートしていくということ、これが大切だという話もさせていただいたんですけれども、ぜひ私はこれを積極的に取り組んでいただきたい。

この意味の居場所に学校がなり得ているかどうかといいますと、なかなか難しい。それから家庭もじゃあどうかというと、これも先ほどの話ではないですけれども、頑張れ頑張れということでなかなか、成績を求められて、極端に言えば頑張ったことと引きかえに好意的に存在を許されるというんですか、そういうしんどい場所になっているという実態があるわけですね。

ですから、頑張らなくてもいい関係をもっともっと丁寧につくっていくということがやっぱり必要ではないかなというふうに思うんです。頑張らなくて、自分も映し出せる余裕というんですか、これは時間的にも精神的にも必要だというふうに思うわけですけれども、昨日、同僚の佐瀬議員の質問の中で社会教育センターの活動が紹介されましたけれども、私は二十数年間、若かったときからおつき合いをさせていただいたんですけれども、多分、私は社教センターの活動を見ていますと、日野の子どもたちと緩やかに真っ正面から向き合って、若いリーダーとともに子どもたちの心をはぐくんできた集団としては、これは群を抜いているんではないかなというふうに思うんです。だから、いろいろなお話、市長も後にされましたけれども、私は少し広い心で、センター活動の中に蓄積されたノウハウを支援するというぐらいのことは、この居場所づくりという点でも本当にまちのエネルギーになるというふうに思います。もちろん、そういう意味では子ども会とかスポーツ団体等々の活動も同様ですけれどもね。

子どもたちはストレスという中で不安やあきらめ、場合によっては絶望感を持って、これ以上傷つきようがないくらいに傷ついて心を疲れさせている。極限状況の中で生きていると。ようやく生きているというふうに言っても過言でないと思うんですけれども、ぜひ多方面からの多様な取り組みで、子どもと向き合う大人、真剣に向き合う大人、あ

るいは向き合うお兄さん、お姉さん、こういう方たちも含めていろいろな機会を工夫をしていただきたい。行政はそのことに余りいろいろ注文をつけずにサポートしていくということがやはり大切かなというふうに思うところです。

きょうはるる、いろいろ申し上げましたけれども、ぜひ子どもたちの問題を鋭意受けとめていただいて、子どもたちがこのまちの中に住んでよかったということを思えるような、そういう空間をつくるべく、ぜひ、私どもも頑張りますので、力を合わせていただきたいとお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって18の１、子どもたちをめぐる今日的諸課題に対しての考え方と取組みについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後３時20分　休憩

午後４時49分　再開

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

一般質問19の１、子育て支援の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（名取美佐子君）　通告に従いまして、早速質問を始めさせていただきます。

まず、病児・病後保育について御質問したいと思います。

「子どもを産み育てることに夢を持てる社会を」という提言が、今年度、厚生省から出されました。昨年の出生率は過去最低の1.388人となり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを急がなければなりません。

エンゼルプランで1994年にスタートした子育て支援総合計画、早朝、夜間の延長保育のほかに、厚生省の乳幼児健康支援一時預かり、デイサービス事業で予算化され、年間420万円を３分の１ずつ国・都・市で負担するというものです。厚生省が全国で500カ所

設置する予定のところ、現在80カ所ぐらい設置されているということです。ぜひ市としても早く積極的に手を挙げていただきたいという思いでおります。

働く母親にとって、あるいは父親にとって、子どもの突然の発熱や下痢など、あるいは保育園で預かってもらえない伝染性の病気の子どもを預かってくれる施設、しかも医療や看護が伴っている一時預かりは切実に求められています。

現在、世田谷区、狛江市、調布市で実施されており、立川市でも来年度から予算がつきそうだということです。先日、田原議員からも指摘があったように、府中市でも取り組むということです。日野市としても、例えば市立病院の中に開設するとか、あるいは病院に近い保育園、あるいは民間で開設したいというところで条件がそろっていれば委託するというようないろいろな方法が考えられます。ぜひ可能な形を模索していただき、実施していく方向で御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　子育て支援策についての御質問でございます。

保育園児の保護者にとりまして、その子どもが病気や病気回復期の一時的保育に通園できず、自宅で育児を余儀なくされていると、こういう現象があることは十分承知いたしております。このような場合、病気回復期、言いかえれば、また言い方が違うかもしれませんけれども、病後児というような言い方もされていることがございますが、病気回復期にある子どもに限り一時的に子どもを預かる制度として、乳幼児健康支援一時預かりという事業がございます。

今、御質問の中にもございましたように、この事業は現在、東京都内では、公立施設では世田谷区が都立母子保健院内に１施設を、また民間施設では狛江市、調布市に各１施設が、医療施設に併設した保育室として運営されております。ちなみにどのぐらい利用されているか申し上げますと、利用状況でございますけれども、昨年度実績で見ますと、世田谷区では440人が、狛江市では936人が利用しております。また、今年度から開設いたしました調布市では、これは１カ月の平均でございますが、45人が利用していると、このように聞いております。

当市におきましては、現在そのような施設がないわけでございますので、女性社会事業協会における助け合い保育支援事業としての一時預かり制度などにより対応しているところでございます。

必要性につきましては十分認識しているところでございますが、御案内のとおり、この種の事業は医療施設など医療面での対応が不可決でございますので、なかなか実施で

きないでいるところでございます。

今後この制度のあり方につきましては、保健福祉計画の見直しをするために、現在、外部の委員さんも含めた児童母子の専門委員会をつくりまして、日野版のエンゼルプランを検討しているところでございますので、民間施設の誘導策なども含めて、この中で十分協議検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ありがとうございました。

狛江市では、年間、国と都からの140万円ずつの補助金のほか、市として420万円出費をいたしまして、１カ所、病院の中で開設しているわけですけれども、利用料は１日1,500円。先ほどお話にもありましたように、利用者数が年間で936人ということで、本当に利用率が高いわけですね。

ところが一方、立川市の方にもそういうものがありますけれども、それは市からの補助が出ていないために、１日の利用料が5,000円ということで、とても割高になってしまいまして、やはり利用者がその分少なくなってしまっているという状況だそうです。

ですから、やはり市が補助をきちんとした形で、保護者の負担が軽くなるようなことで、しっかり日野市の補助が得られるような形で進めていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって19の１、子育て支援の質問を終わります。

一般質問19の２、介護サービス充実の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○６番（名取美佐子君）　先日、私は「高齢社会をよくする女性の会」の全国大会に行ってまいりました。「天下分け目の介護戦略」ということで、全国から元気のいい女性たちが2,500人以上集まりました。

この会が行われた実態調査によりますと、介護者も要介護者もより高齢化が進み、介護が多重化、長期化していると報告されました。65歳以上の人口を男女比で見ると、女性が男性の1.５倍、75歳以上ですと４倍にもなり、介護する人は自分の両親、あるいはパートナーの両親と多重で、介護年数は平均で7.３年。85歳の親であれば子は60歳を超え、老いが老いを見る老々介護であるというような報告がされました。

また、介護者の悩みは、介護疲れでストレスがたまる、外出できない、仕事との両立ができない、経済的に負担である。また腰痛、寝不足、いらいらなどに陥りやすく、介

護過労死、介護離婚、介護無理心中、介護殺人へと発展していくというところまで来ているということです。

この介護保険が、介護する人、またされる人にとって本当に救世主になるように、行政の知恵とセンスを結集して取り組んでいただきたいと思います。また、保険を使わなくていいような元気なお年寄りがたくさんいるまちであるため、予防にも努め、また環境整備を今まで以上にしていってほしいと思っております。

それでは介護保険導入に当たって質問させていただきます。

１点目は、介護保険財政のシュミレーションをぜひやっていただきたいということです。

これは前回、佐瀬議員の方からも出ましたが、武蔵野市では４パターンのシュミレーションをやっております。例えば厚生省のサービスモデルで厚生省単価設定の介護費ですと、2000年には481億1,800万円、武蔵野市の負担は51億1,300万円、１号被保険料は月額にして１人当たり2,781.3円になると。2010年にはその保険料が月額4,937.3円になると。それを今度、武蔵野市単価設定に変えると、2000年には保険料が3,261.1円になり、上乗せを市が負担すれば1,371.2円で、保険料にそれを転嫁しますと5,916.6円になる。このように大体の目安をつけるためにパターンを幾つかつくって、推計結果を表にまとめているわけです。こういうところの資料を取り寄せまして、ぜひ参考にして、そういうシュミレーションをつくっていただきたいと思います。

それから２点目は、マンパワーの確保ができているかという点でお伺いいたします。

まず調査員、２級ヘルパー、ケアマネージャーはどれぐらい必要か、試算していらっしゃるでしょうか。そして絶対足りないと言われているケアマネージャーの資格を取るための受験者数は把握していらっしゃるでしょうか。また、新しく設けなければならない窓口は幾つぐらいで、職員は何人ぐらい増員する予定か、教えてください。

とりあえずここまでお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。福祉保健部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君）　お答え申し上げます。まず１点目のシュミレーションの関係でございます。日野市の場合はプロジェクトチームをつくって現在検討しているところでございますが、当然、財政規模、保険料あるいはサービスの提供料等のシュミレーションは必要と考えております。

ただ、現在、今の状況の中で実態調査、あるいは介護報酬、あるいはサービス提供料

の限度額等がまだ不明の時点でシュミレーションすることは非常に難しいという認識は持っておりますが、部会ではそれらを含めて、現在シュミレーションをつくっている最中でございます。なかなか、これはシュミレーションでこういうパターンだから、こういう条件だから幾らということをお話しすると、なかなか市民の方に誤解を招くようなことにもなるのかなと懸念しているところですが、そういう条件さえはっきりすればよろしいのかなと思って、さらに部会の方で進めてまいりたいと思っております。

それともう一つ、マンパワーの関係でございます。確かにマンパワーの中で、ここで新たに出てまいりますケアマネージャーの確保、それとヘルパー、あるいは調査員等の確保に関係してまいります。

ここで私ども行政として心配しているのは、ケアマネージャーがどれだけ必要になってくるか。今後の介護保険の中では、このケアマネージャーの業務の役割というのは大変重要な位置を占めてくると思っております。このケアマネージャーにつきましては、国の方では全国で４万人を当面必要とするという話を聞いてございます。

東京都では4,200人ぐらい必要であるというふうに言われております。ここで９月20日と27日に第１回の試験がございます。東京都では今回の試験で2,880人の合格者を予定しておるところでございます。日野市からは、一応これは条件がございまして、職種では24職ということですが、５年以上の実務経験がないと試験の資格が取れないということでございますが、それらの受験資格のある者、職員一応14名がこの試験を受けるというようになっております。それと浅川苑等の福祉施設からも、施設の中での生活計画をつくるためのケアマネージャーの必要性から、10名程度が受験すると聞いております。東京都、申し込みを締め切りまして、実際の申込者はどのぐらいの率なのかということでお聞きしたところ、東京都への申し込みは１万6,200人と聞いております。予定として2,880人の合格予定でございますので、五、六倍の倍率になろうかなと思っております。

それと、ヘルパーのマンパワーでございますが、ヘルパーの養成につきましては、市として平成７年度から３級、２級の講習会を実施しております。今回まで４回実施しまして、１回が約30名ということで、120名の方に合格証というんですか、終了証をお渡ししたところでございます。

このヘルパーの養成につきましては、東京都の指定する各団体でも受講できるという形になっておりまして、今、東京都全体で指定団体は61団体というふうに聞いております。

それと、現在日野市がヘルパーとして派遣をお願いしている民間事業者、４団体ございます。そこでのヘルパーの確保の状況でございますが、一応２級以上、１級を含めまして154名、それから３級につきましては31名が確保されていると聞いております。

それで、介護保険が始まって足りるのかという問題がございますが、それにつきましては、サービスの供給量等の計算をした中で考えていかなければならないなと思っておりますが、いずれにしても市民が日野市内で受講し、その資格を取れるように、今後も研修会は続けて実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ありがとうございました。

シュミレーションについては、やはり誤解を招くんじゃないかというお話なんですけれども、やはりそれを市民の方にきちんと伝えればいいと思うんですね。これはこういうことで算定して出したらこうなりました、こういうパターンでやったらこうなりましたと、幾つかのパターンをつくって、それでやるわけですから、やってみたらこれになりましたというものが一つだけ出るわけじゃないわけですから、そういう誤解ということはないと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、養成についてもぜひ進めていただきたいと。そして心配なのは、やはりケアマネージャーが本当に足りるのかどうかという、そこが非常に心配なところです。積極的にこれからも受験する方をふやしていくという方向で、市としても頑張って後押ししていただきたいと思います。

また、所沢市でもシュミレーションの資料がありまして、私もちょっといただきましたけれども、とてもわかりやすい資料になっていますので、実際にやっているところの資料をぜひ取り寄せて参考にされたらいいんじゃないかと思います。

それからマンパワーの確保については、ぜひこれからも、ほかの議員も指摘していましたが、ＮＰＯとの共同ということでやっていっていただきたいというふうに思います。積極的にやはり市も情報をＮＰＯに流していって、積極的に提供していくということで一緒にやっていくという、そういう立場をぜひ取っていただきたいと思います。

また、東久留米市に私行ってまいりましたけれども、あそこではＮＰＯの立ち上げのために１団体につき100万円の支援をしているんですね。９年度に関しましては３団体立ち上げました。12年度までに10団体の立ち上げを支援するということを決めていらっしゃるということです。そういう意味で、日野市も立ち上げ支援についてはこれからぜ

ひ検討していっていただきたいと思っております。

さて、次の質問に移りますけれども、保険料の管理は大変市にとって重要な業務となるわけです。制度が創設されました後、必要に応じて保険料の管理についての審議を行う介護保険運営審議会を設置していただきたいと考えております。これはもちろん市民参加で、介護の経験者、ヘルパーさんなどを入れていただきまして、介護保険の介護費用が適正に運営されているかどうか、そして質はどうかということをチェックしていくという意味で大事な機能を果たしていくものになると思います。この点についていかがでしょうか。

もう一つ、宣伝活動についてお伺いいたします。８月１日付の広報で、１面を使って大変大きく取り上げていただきました。その後が８月15日号で、どこに書いてあるのかよくわからない、見落としてしまいがちな小さな記事が載ったので、とてもがっかりしたんですけれども、やっぱり宣伝活動は非常に重要だと考えますので、ぜひ大きなスペースを取って、シリーズと言っているぐらいですから、ぜひ休まずにしっかりと載せていただきたいなというふうに思いました。内容についてもぜひわかりやすく、表にしたり、わかりやすくするんですけれども、その表も読み取りができないとなかなかわからなかったりするものですから、その辺ぜひ工夫していただきたいと思います。

東久留米市でいただいてきたものがあるんですけれども、こんな「知っておきましょう、介護保険制度の仕組み」ということで、１面を使ってやはり大きく出ているんですね。サービス内容とか利用方法とか、どういうふうにして決まるのかとか、大きなもので、これが６月１日号ですね。次が６月15日号、これもやっぱり大きく出ているわけですね。流れがわかりやすくなっているんですけれども、次が７月１日号。要するに続けて大きくどんどん取り上げているということなんですね。やっぱりこういうのを見ると、市がそういう介護保険の取り組みをどのぐらいの位置づけにしているかというのが何かわかるような気がしますので、やっぱり重要な課題として受けとめていただいて、ぜひ、小さく何かどこに書いてあったかなって見落としてしまうようなスペースじゃなくて、しっかりスペースを取っていただければというふうに思いました。

それから説明会のことなんですけれども、要請に応じ、初めて出かけていらっしゃるということなんですけれども、地域説明会みたいなものをぜひやっていただきたいと思います。例えば日程的に何月何日、日野市民会館とか、何月何日は七生公会堂とか、何月何日はどこどこというふうな形でスケジュールみたいなものを決めていただいて、広報などで一覧表にして出していただいて、そうすると市民の方が自分の都合のつく時間、

都合のつく場所に、あ、ここに説明会を聞きに行こうとか、そういうことができると思いますので、ぜひこの点についても具体的に、いつごろからそういう地域への説明会という形で取り入れられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

ある方が先日、介護保険は息子に老後を見てもらえるかどうか聞いてから介護保険に入るかどうか決めますというふうにおっしゃった方がいるんですね。そのぐらいの認識の方がやっぱりまだいらっしゃるということですから、しっかりとやはり伝えていくということが大事ではないかというふうに思っております。市民とともに考え、つくっていく制度という意味では、まずは情報をしっかり市民に提供していくことだと思いますので、宣伝活動にはぜひ力を入れていただきたいと思います。

それから、準備室3名で毎日目の回るような業務をこなしていらっしゃるということですから、本当に敬意を表したいと思っております。さらにその忙しさに拍車をかけて申しわけないんですけれども、できましたら、これまでの介護保険の準備を進めてきた進捗状況などをまとめていただければ、どこまで準備が進んでいて、これからどういうことをやろうとしているのか、そしてどこに課題があるのかということがはっきりと目に見えてくると思いますので、ぜひそういうものをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、「住民が選択した町の福祉」というのを制作された秋田県鷹巣町の岩川町長にちょっとお話を伺ったんですけれども、住民との信頼関係ができ上がると、自然に住民が政治に参加してくると。自分たちの町は自分たちの手でつくっていこうという住民の高い参画意識に支えられている。来年にはまたパート2が完成されるということです。私もぜひ拝見したいと今から期待しているところです。

介護保険の取り組みを積極的に行う自治体になるか、それとも間に合わないからと寝たふりをするのか、それともそのまま寝たきりになってしまうのか、地方自治体の力量が問われるところです。ぜひ最後に、今までの質問を答えていただいた後、最後に市長の決意をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保険部参事。

○福祉保健部参事（鈴木俊夫君）　お答え申し上げます。まず1点目の保険料の管理のための運営審議会の設置ということでございますが、介護保険法におきましては、法的にはその運営審議会の設置という項目はございません。これはなぜかといいますと、介護保険事業計画を3年ごとに見直すということが前提となっております。そのときの見直しにつきましては市民代表を含めた委員会を設置するということが、法的には設置義

務がない背景と言われております。

しかし、いずれにしても、仮に設置する場合でも、どういう考えでどういう機能でこの運営審議会の設置を義務づけていくのかということも含めて検討していかなければならないと思っております。各市の取り組みにつきましても、現在はまだどこの市も検討中ということが大きな要因になっております。それらを含めて検討し、必要に応じて設置も考えていかなければならないと思っているところでございます。

それと、次のＰＲの関係でございます。介護保険のＰＲにつきまして、８月15日号に第１回目をスタートとしまして載せたわけでございますが、今、まだ内容的に制度の紹介ということでございますが、基本的には毎月15日号をシリーズの発行日というように考えております。ただし、市の広報の紙面の都合もございまして、なかなか思うようにいかない部分もありますが、これにつきましては広報担当部署と協議しながら、できるだけ多くのスペースの確保をお願いしていただきたいということで詰めていきたいと思っております。

それと、地域の説明会でございます。現在は日野市の行政団体、あるいは福祉団体等の申し出により説明会等を開催しているところでございますが、これからは地域の中で地域別の説明会、できれば福祉センター等を活用して、予定表を広報に載せた中で、参加できる市民の方を対象に実施していきたいなと思っております。

ただ、どうしてもそういう説明会、あるいは勉強会の中で、より具体的な質問項目が出てまいります。現在の中で、制度的にはこういう制度になっておりますという説明なんですが、やはり保険料、サービスの提供料はどうしても議題となってまいります。そんなことで、それらがある程度、実態調査、あるいは作成委員会等で中間的に報告できるような状況の中で御説明した方がいいのかなと思っておりますが、なるたけ早い機会に地域説明会を開いていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ありがとうございました。

先ほども具体的な内容がはっきりしないということですけれども、そういう意味でもシュミレーションは大事ではないかというふうに思いますので、こうなりますよということがはっきりしていることははっきりしているで言えるわけですね。そうでないことについては、今、試算の段階でこういうことになっていますということでお話しすればできますので、早い時期にというふうに言っていただきましたので、ぜひその点、よ

ろしくお願いしたいと思います。

市長にお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　名取議員から、間もなく始まる介護サービスの充実ということで、ぜひ積極的に対応してほしいという御質問をいただいているわけであります。

前段でお話がありましたように、まさに介護される方もする方も両方が高齢化してきているというような状況というのは、私も身近でかなり数多く見ているところでありまして、これからの老々介護というお話が出ましたけれども、ますます大変な状況になるだろうなというふうに思う次第であります。そういう中で、予防的な医療といいますか、施策もしっかりと対応していかなければいけない。御指摘のとおりだというふうに思います。

そういう中で、何点か具体的にお話がございました。

初めに財政のシュミレーションを、例えば武蔵野市の４パターン、あるいは所沢市のパターンのようにやってみたらどうかというようなことでございます。確かにそれも一つの方式でありまして、室長からお答え申し上げましたように、日野市の場合にはもう少し住民の皆さんの声といいますか、具体的な要望をつかんでからやるというふうな形になっておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思いますが、何分にもパターンをつくる以上は、かなりこちらの方でどのぐらいのことができるのかなというおおむねのところを押さえてからでありませんと、なかなか難しいのかなというふうに思います。それぞれ市によっては対応が違いましょう。とりあえず今の制度そのものをドーンとさらけ出すんだというふうなオープンな仕方もあると思いますが、まだまだかなり、一番市民が求めている情報の部分について決定していないところが多ございまして、それが抜けたままでパターンにしていくのはいかがなものかというような考えも一方ではあるわけでございます。いずれにしても、できるだけ早くアンケート等の集計をした後やっていきたい、このようには考えるところであります。

それからマンパワーの確保ということで、ケアマネージャーとか職員の対応とか、いろいろ問われているわけでありますけれども、今、これもお答え申し上げましたように、ケアマネージャー等々の対応についてはおおむね現状の受験、受かるか受からないかは次の問題でございますけれども、その対応については十分対応ができているというふうな認識は持っているところでありまして、引き続き民間の皆さんのお力もいただきながら、各分野の人的なパワーについては確保に努めていきたいというふうに思っています。

あと、保険料の管理で運営審議会をつくれということでございますが、これは室長がお答え申し上げたとおりでございます。

それから最後に宣伝活動ということで、広報の扱い、あるいは説明会等の対応でありますが、広報については第１回目のことはかなり一生懸命、大きなスペースを取ってやり、それ以降もできるだけ大きく取りたいというふうな思いはあるわけでございますが、それぞれにいろいろな行政の要望がございまして、なかなかこの介護保険だけですべてを取ってしまうというわけにはいかないという苦しいところもあります。ですが、情報を提供することの必要性、あるいは出せば出すほど住民との信頼感が高まるというような御指摘はよくわかるところでございますので、今後の説明会等もできるだけ早く、おおむねの形ができた段階で小まめにやっていきたいというふうに思いますし、広報の扱い等についても、できるだけ大きく、そしてまたわかりやすく、理解のしやすい表現方法でつくれるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ありがとうございました。それではこの質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって19の２、介護サービス充実の質問を終わります。

一般質問19の３、男女平等行政の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○６番（名取美佐子君）　男女共同参画都市宣言に当たってということで質問いたします。

議会の議決を経て男女共同参画都市宣言をするということは、大変意義深いものと考えております。宣言するに当たっては、ますます日野市が男女平等の意識が高まり、男女共同参画都市としてふさわしいと言われるよう努力していくことが求められます。多くの市民の方々とともに知恵を出し合い、よきパートナーシップの関係を築きながら男女平等社会推進プランの実現に向けてしっかりと取り組まれますようにお願いいたします。私も微力ながら頑張っていきたいと決意しております。

さて、執印議員、また菅原議員からも指摘がありましたように、宣言の文言が一部変更になった件ですが、「性別や世代を超え」というところ、そして「暴力のない」というところ、その言葉がなくなったという点で、やはり全体的に少しぼやけてしまったかなという印象を持ちました。特に、今や暴力の問題は世界的に取り上げられ、大事なポイントではなかったかと思います。

ことしの８月、私はフィリピンに行ってまいりまして、アジア太平洋女性政治家のためのグローバルネットワーク会議に参加させていただきましたが、女性への暴力、ドメ

スチックバイオレンスという言葉を使っておりますが、世界的な重要な課題でした。

そこで、少し暴力について触れてみたいと思います。1993年、国連総会におきまして女性に対する暴力撤廃宣言を全会一致で採択し、我が国においても「男女共同参画2000年プラン」の中で重点目標の一つとして、女性に対するあらゆる暴力の根絶が挙げられました。

それを受けて、東京都が女性に対する暴力の調査を行い、外傷だけでなく精神的におびえたり、ノイローゼになったり、寝込んでしまったりと、心理的影響も大きいということがわかりました。

また、1995年の全殺人事件の件数が1,136件、うちドメスチックバイオレンスによるものが130件、またドメスチックバイオレンスから逃れるために女性が加害者となったものが79件。

1997年の読売新聞によりますと、ける、殴る、髪をつかんで引きずるなどの暴力が繰り返された跡が歴然、他人だったら即、傷害罪だが、夫婦だからといってまだまだ水面下に隠されたまま。横浜地裁川崎支部で、夫が妻に断続的に暴力を振るって妻を死亡させたとして傷害致死罪で懲役３年、執行猶予５年と言い渡されたもの。実は被害者のＢ子さんは死亡する前、数回にわたって横浜市にある民間の女性用シェルターに身を寄せていました。しかし、子どもが心配と言っては家に戻っていました。最初に相談されたときは暴力のことを告げず、コミュニケーションがうまくいかないという相談だったそうです。死に至る事件の直前、滞在させてほしいと相談があったとき、満杯で断らざるを得なかった。暴力がひどいと言ってくれればどうにかしたのにというスタッフの思いだったということです。妻にとって夫婦げんかだからと隠したり、警察も介入しなかったりという傾向がありますが、ドメスチックバイオレンスの存在が明らかになった今、これは犯罪だという認識を持つべきという記事が載っていました。

これらのことから、日野市においても女性に対する暴力の実態調査をなるべく早いうちにしていただくべきだと考えております。この点についていかがでしょうか。

また、９月10日の朝日新聞によりますと、東京市町村自治調査会が多摩地区の女性にアンケートを行い、働く女性にとっては女性の雇用促進など企業への啓発を行政が行うことを望む声が全体の60％、また保育や介護支援を求める声が多かったという結果が出ているということですので、女性の就労の実態や子育てに関する悩みなどについてもあわせて調査をしていただきたいと思います。まずこの実態調査について、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　暴力につきましては、国並びに東京都等の大事な2000年プラン、あるいは東京都の男女が平等に参画するまち東京プラン、こういうものの中にもやはり大きな課題として暴力の問題については掲げられていることは認識しているところでございます。

また調査につきましては、東京都の調査結果が出ておりますし、私どもの方も今後、暴力につきましては積極的に調査をしてまいりたいと、このように考えているわけでございます。あわせて、今お話の件も含めて十分検討させていただきたい、このように思います。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○6番（名取美佐子君）　ぜひはっきりとやるという方向でお願いしたいと思います。実態調査をすることで、やはり宣言をしたことのアピールですとか、それから意識啓発にもつながるということを思っております。大変効果があるものだと考えておりますので、時期については、ぜひ来年を目安に頑張っていただきたいというふうに思います。

続きまして、3点のことについてお伺いいたします。

まず1点目、庁内の意識啓発と管理職研修についてお伺いいたします。

千葉県白井町の女性政策課の方から、こんな通信を出しているということでいただきました。それによると、「男と女」というふうに書いて「ひととひと」という通信なんですけれども、2カ月に1回ぐらいの割合で出しているというものです。これは、やはり男女平等行政を進めていくためには庁内の職員の方の意識啓発というのが大事ではないかということで、2年前から取り組み始めたということです。今なぜ女性政策なのか、あるいは性別役割分業意識について、あるいは女性と労働についてなど、その都度テーマを決めて載せているということです。日野市において、ぜひやはり参考にしていただきたいと思います。

そして職員研修、あるいは一番これが大事だと思うんですが、管理職研修を積極的に進めていただきたいと思っております。しかも、これは継続的にやらないと意味がありませんので、ぜひ継続的にやっていただきたいというふうに思っております。

2点目、宣言をしたことによる事業の内容について伺いたいと思います。

残念ながら、市民参画という点で大変抜けてしまったということですが、今後さまざまな事業を展開していく上では、ぜひ市民の力を生かし切るような方向で進めていただきたいと思っております。

2年前に立川市が宣言をし、展開された事業の中に、高校生を対象に男女共同参画推進に関する作文を募集したということがありました。また今年度には、女性のライフスタイルに合わせた支援事業や、男性のための料理セミナーなど、多数開催されるようです。日野市の事業はいかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

3点目、男女平等教育を進めるに当たって、園長、校長の研修と現場の先生方の研修が大切だと思っております。ぜひこれも継続的な取り組みをお願いしたいと思います。男女混合名簿の完全実施に向けても、この研修は大きな意味があると考えております。学校教育部長から人権教育の大事な柱として男女平等共同参画の推進を挙げていらっしゃいますので、まず教育の現場からジェンダーフリーの社会を目指して先進的な取り組みをしていただきたいと思っております。園長、校長、そして教員の継続的研修、そしてそれを重ねた上で男女混合名簿の導入をしていくという過程を経ることが大事ではないかと考えております。この男女混合名簿の導入についてもお答えいただきたいと思います。

以上、3点についてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　まず1点目の庁内の意識啓発ということでございます。

今回、宣言都市につきまして国と共同に共催しまして事業を展開していくわけでございます。その中でも、特にいろいろな事業を展開していくわけでございますが、中では啓発事業ということとか、あるいは庁内職員の研修、こういうものについても意識を持っていただくように考えているところでございます。

また、既に庁内職員でつくっております課題別研究チーム、これにつきましては、管理職も含めた男女8名が「男女共生社会の構築」というテーマで既に研究を行っているところでございます。

それから当然のことながら、意識啓発を図るための研修につきましては、今後一度のみならず継続的に続けてまいりたいと考えております。

それから2点目の宣言の内容、市民参画の問題でございます。私どもにつきましては、市民参画のことにつきましては、既に平成6年3月ですが、市民参加の推進に関する要綱、これがございます。これに基づきまして、日野市の市政における市民参加については民主的な市民参加の場を保障して、市政のあらゆる分野にそういう保障をしているわけでございますけれども、今は既に市民参加を越えた市民参画ということで今の市長はお話をし、またお願いをしているところでございまして、基本的な考え方については市

民自治の強化と市民参画の機会を拡大して市民の意見を十分に市政に反映するというものでございまして、今回の宣言都市、あるいは宣言都市に伴う各事業、これらについても当然のことながら市民参画を踏まえた中で事業展開を図る必要があろうと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　お答え申し上げます。男女平等教育の推進に当たっての研修の件でございます。男女平等教育は、本市の人権尊重の教育を推進するための目標の中に位置づけられているものでございます。男女平等教育にかかわる研修につきましては、いろいろな場面で取り入れられておりますが、今お話の管理職研修の中では、具体的に申し上げますと、幼稚園の園長、学校の校長、それからまた教頭の一日研修会、さらにはそれぞれの管理職の自主研修会、さらには教頭を対象といたしました学校経営研修会などで、これらの研修の中で人権尊重の教育、男女平等教育にかかわる内容を取り入れて実施しているところでございます。

議員さん御指摘のように、やはり継続的な取り組みが重要だというお話につきましては、全くそのとおりだと考えておりますので、今後も引き続き取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

２点目の混合名簿の関係でございますが、先ほどお話ししたとおり、教育委員会の教育政策の重要な一つであります人権教育の取り組みの中で男女平等教育があるわけでございますが、男女平等教育を推進していく上で混合名簿とのかかわりが強くなってまいりますので、今後の取り組みといたしましては、学校に理解がいただけるよう、今後も努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　市民参画という点で、認識は非常に持っていらっしゃるわけですけれども、実際、今回そうでなかったということはどういうお考えなのかというところはまだお答えの中には出てきていなかったかなというふうに思います。今後展開していく上で、ぜひその視点を外さないようにということを申し上げて、ここは終わりにいたします。

男女平等教育を推進するに当たって、やはり教育の場が非常に重要な点になってくると思うんですね。ちょっとここで参考までに、水戸市に行ってまいりましてお話を伺っ

てきたものですから、ちょっとそのことに触れたいと思います。

水戸市では、やはり２年前に宣言をしております。市民と行政が一体となってこの宣言については進めていったと。男女平等行政を進めていったということです。そのとき、全幼稚園、小学校、また１年おくれて全中学校での男女混合名簿の一斉導入をされたそうです。そのとき校長会は６回行い、メディアも取り上げ、雰囲気が大変盛り上がり、特別部会を設けてどんどん進んでいったというお話を伺いました。また、小中学校による作文コンクールを行い、名取はにわさんに審査委員長をお願いして、そうしましたらはにわさん自身が子供たちの作文に大変感動をされたそうです。また、キャンペーンビデオなども見せていただきましたが、子どもから大人まで大変わかりやすいもので、ぜひこれも取り寄せて参考にされたらいかがでしょうか。

男女共同参画都市宣言をするに当たって、やはり男女平等教育が重要になってくるのではないかと。どのようにその男女平等の教育が進んでいくかというところが重要になってくると思いますので、ぜひ教育長の決意のほどを伺いたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　教育長。

○教育長（有元佐興君）　男女共同参画都市宣言に当たって、男女共同についての教育行政についての考えをということでございます。ただいま部長が申し上げましたように、私どもの日野市の教育委員会におきましては、人権尊重の教育の大きな柱の一つとしまして男女平等教育の推進を行ってまいりました。男女平等観に立った人間形成と社会的風土づくりを目指すということで、この男女平等教育を進めてまいりました。

今お話がありましたように、今後研修を含めて、私どもの教育委員会といたしましては教職員に対しまして主任会、連絡会、そして委員会、研修会などの会を設けておりますので、この席でこの男女平等教育のなお一層の推進を図るために、資料作成なども考えながら努力をしていきたいと思っております。

なお、男女混合名簿の問題につきましては、本教育委員会に出されました請願を採択しておりますので、その採択の趣旨を重視して今後とも努力していきたいと、かように思っております。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ぜひ現場の主体に任せるというだけではなくて、前進するような方向で考えていただきたいと思います。

それから最後に要望しておきますが、現在、総理府によって男女共同参画審議会が公表した男女共同参画社会基本法案、これは仮称ですけれども、その論点整理をめぐり論

議が活発化しているところです。これを受けて、日野市においても基本法の制定に当たり条例づくりをしていく方向で進めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって19の３、男女平等行政の質問を終わります。

一般質問19の４、ごみ減量・リサイクルの通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○６番（名取美佐子君）　それでは引き続きまして、ごみ減量・リサイクルということで質問させていただきます。

８月14日、多摩市において、不燃ごみ用のダストボックスの中に入り込んだ小学生男子がごみ収集車の回転板に首を挟まれて死亡したという事故は大変衝撃的なニュースでした。この多摩市では来年度を目安にボックスの廃止を検討中で、今年度中に３カ所でボックスをなくし、袋収集を行うモデル地区をつくる矢先だったということです。ごみ減量の面から廃止すべきという声は以前からもありましたが、安全性の面からも考えていかなければならないきっかけになったのではないでしょうか。

現在、多摩地区でボックスを置いているところは、多摩市のほか府中市、福生市、清瀬市、東久留米市、青梅市、それから稲城市、稲城市は集合住宅のみ残っているということですが、そして日野市と。このうち青梅市はことし10月から全面撤去、多摩市は来年度中に撤去、それから福生市も来年10月から撤去ということですから、全く取り組んでいない自治体というところが４市になるわけです。

９月３日付の読売新聞に、福生市のごみ収集方法の見直しということで、ごみの収集回数を減らすと同時に、きめ細かな戸別収集に切りかえ、リサイクルごみを９種類に分別するなど収集方法を大幅に変更するという記事が出ました。担当の職員の方にお話を伺いましたら、説明会をこれまで30回以上やってきたと。不燃ごみの組成分析をしたら資源物がまざっており、４分の１で済むという結果が出たので、月４回を月１回に減らしたと。そしてリサイクルに徹底的に取り組んでいくということのお話を伺いました。

戸別収集というのは、自分の家の前に自分のごみを出すということですね。集合したところに、どこか１カ所に集めて出すという形じゃない、そういう方法なんですが、そういうふうにしますと収集箇所が約2,000カ所から１万8,000カ所以上にふえるということです。自分のごみには自分で責任を持つということ、それで戸別にして、袋は透明または半透明に限定しているということです。

また昨年の10月16日、読売新聞多摩地域ニュースに大きな見出しで「ボックス撤廃効果あり、ごみ袋方式に切りかえた武蔵村山市」という見出しで記事が載りました。年間で3,700トンも、18%も減ったということです。ルールを守り、分別も進むということで、担当課の課長は、市民の理解と協力があって減量が実現した。ボックス収集は便利な点も多いが、ルールが守られていなかった面は否めず、廃止することが流れになるのではないでしょうかとコメントしていました。

そこで3点についてお聞きしたいと思います。

まず1点目、日野市においてごみ審議会の答申を受けて、それをどのように具体化していくおつもりなのでしょうか。特にボックスのことについて限定してお答えいただきたいと思います。

2点目、環境基本計画の策定に当たり、ごみのワーキングチームではどのような見解が出されているでしょうか。

3点目、日野市が平成9年度に出したごみの量、資源物の量、これに要した経費、ごみの分と資源物の分、そして1日当たり1人でごみ何グラムぐらい、1世帯当たりと、それから市全体ではどうなるのか。また1トン当たり幾らぐらいかかるのか、年間で1世帯当たりどのぐらいかかるのかなど、お答えいただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　最初の御質問の廃棄物減量等推進審議会の答申についてという御質問でございます。

審議会から「ごみ減量に関する供給者側と消費者側の問題点について」ということで、1997年2月28日付で答申をいただいております。この答申の中で、行政側の問題点と対策の項ということで次のような提案がなされております。資源物回収の推進とごみの収集としまして、1、オレンジボックスを撤去し、グリーンボックスを存続しながらグリーンボックス脇で資源物を毎週回収する。2、オレンジとグリーン両方のボックスを撤去し、その場に回収ステーションを設置して資源物を毎週回収する。瓶、缶の回収容器は常設とする。収集は可燃ごみ週2回、不燃ごみ週1回とするということでございます。

審議会の基本的な考え方は、ダストボックス撤去ということでございます。撤去なしにリサイクル推進、ごみ減量はないとの御指摘でございました。先日の御質問にもありましたように、日野市ではなるべく早い機会、市長の答弁で2年という目安が出たわけでございますが、そういった方向を見ながら、自治会とか、まず市民の方の中に入って、先ほど30回というお話がありましたけれども、50回、100回という形になろうかと思い

ます。現実にはダストボックスの方がいいという方が７割もいるという現実があります。そんな方たちと膝を交えて話し合いながら、なるべく早い時期を探っていきたい、ごみの減量・リサイクルという方向に進んでいきたいと思っております。

２番目の、基本計画の中ではどのようにダストボックスの廃止のことについて言っているのかという御質問でございます。環境基本計画ワーキングチームによってまとめられました環境基本計画の素案では、リサイクル部門の中でダストボックスについて、仕組みを整えた上で廃止するという方向を示しております。

それから３番目の、平成９年度のごみと資源物に要した費用はということでございます。平成９年度のごみと資源物に要した費用でございますが、ごみの分としまして約17億8,843万円、資源物の分として約１億785万円。このことは１日当たり１人でごみの分29.9円、資源物の分2.５円。これは雑駁な計算でございますが、目安としております。１世帯でごみの分は72.4円、資源物の分は６円ということでございます。１トン当たり、ごみの分として２万9,494円、資源物の分３万282円、年間では１世帯当たり、ごみの分として２万6,439円、資源物の分として2,177円ということでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　　ありがとうございました。

前回の執印議員の質問に対して、市長の方から２年後を目安にということで、これはまた後で市長の方からもお話を伺いたいと思っているんですけれども、しっかりと方向としては確定していると。ごみ審議会の答申によってもボックス撤去の方向、またワーキングチームなどでも仕組みを整えた上で廃止という方向が出ているということで、市民とともに考えた中での廃止の決定であれば、それなりにこれからはそれに向けて、やっぱりどういうことがボックスがあることで問題なのか、廃止することによってどういうところが改善されるのか、そういうことを本当にしっかりと市民に知らせていくということが大事なことになってくるんではないかと思っています。

先ほど量とか金額についていろいろと御答弁いただいたのは、こういう量としては、例えば清掃概要などでこういう表は出るんですけれども、なかなかこれが一目瞭然に何かわかるかというと、なかなかわかりにくいものですから、こういうこともぜひこれから市民に知らせていくということも大事なことじゃないかと思うんです。

ちょっと今、数字がきっちり合っているかどうかわからないんですけれども、例えばごみの減量について御協力をというふうなことでちょっと書いてみたんですが、ごみの

量が約６万637トン、それから資源物の量が約2,139トン。これに要した経費が、ごみが17億8,843万円、それから資源物の方が約１億785万円、年間１世帯当たりがごみに関しては２万6,439円、それから資源には2,177円、合計で２万8,616円。ちょっと裏から読んでいるもので間違えたかもしれませんが、こういうような御回答があって、こういうのが出てくると、あ、１世帯当たり年間でどれだけごみに関して経費がかかっているんだなとか、資源物を回収するのにこれだけかかっているんだなというのがわかると思うんですね。だから、知らせ方というのはやっぱり市民にパッと見てわかるような方法で知らせていくことが大事じゃないかと思うんですね。

それで、広報でこの間、ごみに関して１面を使ってとてもいい記事が出たんですけれども、それだけにとどめることなく、やっぱりこれからごみの収集方法が変わるということであれば、それなりにしっかりと取り組んでいかなければいけないと思うんですね。だから広報だけじゃなくて、例えばごみ情報紙みたいなものをこれからそのほかに出していくということ、これは全戸配布していった方がいいと思うんですけれども、そういう方法で考えることもできると思います。

例えば、これは小平市でもらってきたごみ情報紙なんですけれども、「ごみゼロリサイクルらいふ」ということで、月曜日からずっと土曜日までどういう、燃えるごみの日とか何か、そういうことが書いてあるんですけれども、こういうのを月に何回か発行しているんですね。

調布市でももらったんですけれども、「ザ・リサイクル」というこういう、やっぱり年に何回か出しているんですけれども、これは容器包装リサイクル法について書いてあるんですね。

こういうようにいろいろ発行しているところがありますので、ぜひそういうところも参考にして、ごみに関するいろいろな情報や、やっぱりごみがどういうものなのか、自分が出すごみについてきちんと責任が持てる方法でやっぱり収集していくということが一番大事じゃないかと思うんで、そういうことも含めていろいろ市民に情報を提供していく、あるいは納得をしていただくための紙面の工夫、そういうものがこれからは必要になってくるんじゃないかというふうに思っています。

小平市が資源回収日を週１回から週２回にふやして、燃えるごみの回収日を週３回から週２回に減らすということをやるために、祝日がその間にあっても、週２回に減らしたわけですから、ちゃんと収集をするということで変えたんですね。この変更のために地域説明会を集中的に行って、職員２人で土・日130回から140回、約4,000人の方に聞

いてもらったと、職員の方が自信を持ってお話をされていました。

また稲城市では、集合住宅を抜かして1981年ごろにボックスを廃止したようなんですが、ここは戸別収集に切りかえているんですね。そのときはボックスごとに、ボックスごとにですよ、説明会を開いていったと。もう10分、15分ぐらいの単位でどんどんどんどんボックスごとに説明会を開いていきましたと、そういうお話を聞いて私も大変びっくりしたんですけれども、ボックスをなくして、同じステーション方式で袋に変えるというだけでは、結局だれが出したのかわからなくて無責任な状態がそのままになってしまうと。だからその後また掃除もしなければならないという状態が出てくる。だったら、やっぱり自分が出したごみに自分で責任を持とうということで、自分の家の前に出す戸別方式。

そこで私、車が通れるのかなと、狭い道まで入っていかなきゃならないわけですから、聞いたんですね。そうしましたら、大型の３トン車や２トン車ももちろん動かしているんですけれども、そのほかにも小さい660ＣＣの軽自動車を導入しているらしいんですね。それでどこからどこまでも行かれるような、そういう形にしていると。

もちろん袋は半透明とか透明の袋で、中が見えないものは一切収集しないと。自分の家に置き去りにされるわけですから、またそれを自分で引っ込めていかなければならないわけですね。そういう形を取ったということです。

日野市もリサイクルが大分進んで、８年から９年にかけては資源物回収が143.9トンふえていると。可燃、不燃、粗大、事業系のごみなどのごみ総量も1,254トン、2.1％ふえていると。ということは、リサイクルも進んでふえたけれども、実際のごみの全体量は減っていないでふえ続けているという、これが日野市の現状なんですね。

谷戸沢の処分場の搬入ごみ減量化成績というのが８月12日の東京新聞に載りました。ここでベスト２は小平市と羽村市。減量ノルマを達成できなかった国分寺市は追徴金が１億2,206万円とトップ。要するに、ごみを減らすことができなかったためにそれだけのお金を払わなくちゃいけないわけですね。日野市もいつこういう対象になるかわからないという状況です。このような追徴金を払うぐらいなら、もっと有効にお金は使いたいというふうに思います。ごみを減らさなければならないということは、今やだれもがわかっていると思います。審議会の答申も出されておりますし、２年後を目安ということですので、日野市としてもぜひ市長のお考えを伺いたいというふうに思います。しっかりと答えていただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　　市長。

○市長（馬場弘融君）　ごみとごみの減量とリサイクルについて、市長がしっかりと答えろということでございます。

既に同じような質問に対してお答えを申し上げているところでございますが、本当に議員のように心あるといいますか、よく御理解をいただく市民の方が全部であれば、もう明日にもできるわけであります。ところが、部長の答弁にもございましたように、いろいろあちこちでお話を伺いますと、まだ７割ぐらいの方が、なぜダストボックスをやめなければいけないのという強い反発の声を上げておられます。この辺をどう対応するかということを、非常に私ども苦慮しているところでありまして、本当に数多くそれぞれの場に出向いて行って、もうこうしなければだめなんですよということを理解してもらうということがもっともっと必要だなということを感じているところであります。

そういう意味で、先ほど介護保険のところでも広報をもっともっと使えというふうなお話もございました。ごみもまたもっともっと使えというふうなお話もございます。それはなかなか難しい問題でございまして、また別な広報をつくれというようなお話もございました。いろいろそれぞれの分野で、行政というのは本当にオールマイティーでなければいけない。でも全部100点を取るというのは、これはなかなか難しゅうございます。

そういう意味では、これからの対応というものは、例えば申し上げますと、アパート等に単独でお住まいの方々、朝早くお勤めに出て夜遅く帰ってくるというような方ですね。そういう方のごみの出し方が一体どうなっているのか。あるいは、近隣で既にボックスがない地域の方々が、日野市はボックスがあるからというんで、車の後ろに積み込んで日野市で捨てるというふうな方を見かけるという話も聞いております。

そんなこんなで、いろいろこの問題は幅広い角度から考えれば考えるほど難しいわけでございます。そういう中でございますが、やはり期限を切らなければいけないだろうということで、私は内部でどんなことがあっても２年以内には方向づけができるように一生懸命努力をしなさい、また住民の皆さんにもいろいろな形でＰＲをしなさいと申し上げているところであります。２年以内というふうに私は申し上げております。できるだけ早くその対応が多くの市民の皆さんの御理解をいただく中でできればというふうに私は思っているところであります。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ありがとうございました。

出したり引っ込めたりではなくて、もう２年以内ということがはっきりしたというこ

とでしたら、それに向かって今どういうことをやらなければならないかということをしっかりとやっていっていただきたい。もちろん市民に訴えて、とりあえずその同意を得るための努力をしていかなければならない時期だと思いますので、そういう意味でごみ情報紙みたいなものを先ほど提案しましたけれども、持ちながら説明に行くということで、しっかりとやっていっていただきたいと思います。やっぱり迷っていれば迷っているだけ、職員もどのように対応していったらいいのかというのがはっきりしないわけですから、そういう意味でも決意を固めたということであれば、それをとにかく広く市民に理解を得るために広めていくということでやっていただきたいというふうに思います。

最後に生ごみの堆肥化で、生ごみ処理機の補助対象機種が７基にふえたということで、大変よかったと思っておりますが、今や電動型の処理機も随分出てきております。水と炭酸ガスに分解するもの、乾燥させるものなど、とても研究も進んでおります。こういうものに対する補助金の検討もぜひ今後お願いしたいと思っております。そういうことについての宣伝もぜひしていただいて、先日広報にも載りましたけれども、使用されている方の生の声とか、あるいはランニングコストがどのぐらいかかるかとか、そういうものも宣伝の中に入れていただければというふうに思っております。

また、第三小学校で給食の残飯を堆肥化しているというふうに聞いております。やはり今後、庁内の食堂ですとか、学校ですとか保育園、老人などの給食、あるいは市立病院などで実施していくという方向も探れないでしょうか。すぐにというわけにはもちろんいかないと思います。かなりのごみ減量になるはずですので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。そのことについてお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　今お話のように、９月１日の広報に七つにふえたということを御紹介させていただきました。ただし、御指摘の電動の生ごみ処理機については、まだ補助は整っておりません。他市では３分の１以上の多摩の市が補助しているというふうに聞いております。いずれにしましても市民の方が、電動処理機の場合は、今は値段がちょっと下がっていますけれども、５万円、少し前までは10万円ぐらいしたわけですね。今は３万円から５万円ぐらいに落ちています。最低限を２万5,000円ぐらいまで補助するという市が幾つもあるようなので、私どももそういう高いものを市民が買ってくださって協力してくださるということですから、言い方は悪いですけれども、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ありがとうございました。では、この質問は終わらせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって19の４、ごみ減量・リサイクルの質問を終わります。

一般質問19の５、緑と水の通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○６番（名取美佐子君）　それでは緑と水についての質問をさせていただきます。

緑と清流のまち日野市がこれから先もずっとそう言われ続けるために、緑と水の保全を真剣に考えていかなければなりません。今、環境基本条例に基づいた緑の基本計画づくりが市民の手で行われております。私も緑と水の市民塾には３回ほど参加させていただいておりますが、職員の方たちの熱心な御指導と資料づくり、話し合いのまとめなど、本当に力強く感じております。７月15日の広報にも１面を使って大きく報告がありました。市民と行政がともに知恵を出し合いつくり上げているこの緑の基本計画が、日野市にとって大切な財産である水と緑の保全に息を吹き込み、生きたものになりますように願っております。

さて、1989年７月、９年前になりますが、日野市緑地信託等に関する条例が制定されました。緑地保全のため、緑地所有者が管理し切れなくなった分を市と賃貸契約を結んで、そして市がかわって管理していくというものですが、この制度を知らせるため、９年前に制度を実施したときに一つ一つ調査をして回ったというお話を伺いました。それ以来、緑地所有者の調査は行っていないということですが、そろそろ調査を始めたらいかがでしょうか。

といいますのも、最近のことですが、私の住んでいる平山地域で、山がいつの間にか木が切られて、はげ山というんですか、木がなくなってしまったんですけれども、そこをびっくりしまして問い合わせをしてもらいました。そうしましたら、やはり緑が管理し切れなくなったということで、このような状態になったということを聞いております。こういう方は、例えば高齢化したりとかいろいろあって、ほかにもいらっしゃるのではないかと思うんですね。このまま放っておけば、開発ですとか高齢化などで管理できない状況が生まれ、緑はどんどんなくなってしまいます。せっかくある制度を有効に活用し、少しでも緑を守っていきたいという思いから、予算枠など拡大して少しふやしていくとか、あるいはＮＰＯとの共同など考えられますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

また、もし、今その制度を利用しているところがどのくらいあるのかわかりましたら、そのこともあわせてお願いいたします。

２点目に、水の保全のためにもっと石けんの使用についてアピールできないかということをお願いいたします。

これは先日、出沼議員からも出ましたけれども、日野消連の運動の主催で「水への思いを語る集い」というのが開かれまして、そこに参加させていただきました。水質調査を10年間も続けてこられて、「水汚染から考える」という冊子をまとめられました。本当に頭の下がる思いです。日野の財産でもある湧水、用水を豊かに次世代へ引き継ぐことが、今、私たちの責務だと考え、調査し、実態を明らかにしていきたいという思いで続けてこられたということです。河川の汚れの70％は家庭雑排水であり、石けんを使用していくことが大切だということで石けんのＰＲを始めたそうです。合成洗剤の使用自重については1982年、16年前になりますが、日野市助役の名前で出されましたが、一時の盛り上がりというか、広がりに比べまして今は停滞ぎみ。もっと市として緑と水の保全を訴えていく中で石けんのことをアピールしていただきたいと思います。

３点目については、雨水の利用についてぜひ積極的に市民に知らせていただきたいと思います。タンクの取りつけに対する助成制度をつくっていただけないでしょうか。

先日、墨田区の21世紀の雨水利用を展望する市民フォーラムに参加させていただきました。水も循環させ有効に利用する。そして雨水が一挙に下水道に流れ出すのも防ぎます。また非常時の生活用水にもなります。これは阪神大震災のときに雨水タンクというのが配られたということもあるそうです。雨どいからタンクへつなげるだけで取りつけられ、たまった水は庭の植木や草花に、そしてトイレの流し水として使えます。

お隣の多摩市ではいち早く取り入れ、助成制度をスタートさせています。日野市では三沢台小学校が下水道工事のときに使わなくなった浄化槽を洗浄し、そこに雨水をためてトイレの水として利用していると聞いております。ぜひもっと宣伝していただきたいと思いますし、これから新築や増改造などするところに、または公共施設などでぜひ取り入れていっていただきたいと思います。

まちづくり建設委員会で熊本市に視察に行ったときにも、雨水の利用ということで市が進めていらして、公共施設などで取り入れたり、また市民が要らなくなった浄化槽に雨水をためる工事をするときに費用の一部を助成する制度があるということを紹介していただきました。

命をはぐくむ水を見直し、水の循環を取り戻して限りある資源を有効に活用するため、

浸透枡の助成制度などとあわせて、ぜひ雨水利用促進助成制度などを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上についてよろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。環境共生部長。

○環境共生部長（笹木延吉君）　3点の御質問をいただきました。ちょっと前後することもあろうかと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

緑と水の保全につきましては、日野市の基本計画においてもその重要性が位置づけられており、今後も守り育てていかなければならない大きな柱と言えます。

御質問にありましたように、平成元年7月に緑地信託等に関する条例を制定いたしました。この条例に基づき、緑地所有者と契約を締結し、所有者にかわって土地の管理、年2回の除草や選定作業など、及び固定資産税等の減免を実施しております。現在17件、総面積5万2,223平米の管理を行っております。

信託緑地の公有化の方法としては、東京都の保存樹林地等公有化資金貸付制度を活用して、平成9年度には3,790平方メートル買収しております。緑地信託等の契約を締結した緑地には市に先買い権があり、当該緑地の譲渡の際は市に届け出がありますので、所有権の移動の把握はできる状態になっておりますが、いずれにしろ財政難の折、全部買えるということはあり得ないことだと思いますが、そういった歯どめもあるということでございます。

また、都市計画緑地につきましては、平成9年度は平山の宗印寺裏の緑地4,513平米の公有化を行いました。そのほかとしましては、登録樹林、登録樹木制度があります。市内の緑の保護育成の推進を図ることを目的とする制度で、樹林、樹木の所有者に対しまして維持管理費の一部を補助しております。現在、登録件数は85件、面積にして65万3,009平米あり、登録樹木は82件、214本あります。これらの制度や事業により、今後も引き続き緑地の保全を図っていきます。

なお、御質問のありました実態調査をしていく方向で検討していきたいと思っております。

また、水の保全に関しては、日野市内に歴史的にも環境的にも貴重な財産である用水路が170にも及び、保全整備、活用することによって水辺のあるまちづくりを目指しております。また湧水保全についても、雨水を地下に浸透させる雨水浸透施設の設置を積極的にお願いしています。このような工夫は雨水の流出抑制による水害の防止や軽減など、安全で潤いのあるまちづくりに役立ち、またあわせて涵養地としての緑の保全と育

成を図り、湧水を復活させる自然の水循環にも貢献し、水の保全に努めていきたいと考えております。

また、緑と水の保全に関してのＰＲ、清流を取り戻すための合成洗剤から石けんへの切りかえを進める件につきましては、関係課と協議をし、広報等で市民の方に対しＰＲを積極的に行うようにしてまいりたいと思います。御指摘の調査を10年も進めている団体があるということでございますが、元水路清流課ではその調査を、私たちの市でやる水質調査とか、そういうものに一緒に載せて市民の方にお配りしている実績がございます。

最後の雨水の利用については、今まで実施してきました雨水浸透枡設置補助事業とともに、健全な水循環再生、都市気象の緩和、水資源の有効利用、降雨時の河川への負担軽減のためにも、雨水貯留施設設置補助制度等について現在検討中であります。レインオアシスとかいろいろな製品がございますが、３万円ぐらいのものですが、５年ぐらい前から清流月間に１階の101で展示しておりますので、よろしくお願いいたします。なるべく早い時期に実施できるように努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって19の５、緑と水の質問を終わります。

一般質問19の６、市立病院コンピューターの通告質問者、名取美佐子君の質問を許します。

○６番（名取美佐子君）　あと５分ですので、早目に頑張りますので、よろしくお願いします。

今年度の買いかえの予算の組み方は非常にずさんであり、コンピューターの検討委員会が機能していない、全く形骸化しているというようなものでした。また、値引きについても当初ほとんど交渉しておらず、６月の議会でやっと年間リース料1,880万円が確定しました。当初予算は3,400万円ですから、1,520万円のずれが生じ、約45%減額になったというわけです。５年リースで考えますと１億7,000万円もの大きな買い物ですから、しっかりと検討していっていただきたいと思います。

また、今回は入札もなく、前メーカーと同じものを購入したということですが、新病院のコンピューター入れかえはさらに大がかりな金額になると思いますので、ぜひコンピューター検討委員会でしっかり検討していただくことと、入札をきちんとしていただ

きたい、入札後の値引き交渉もしっかりして予算化していただきたいと思います。これらのことについてのお考えをお聞かせください。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君）　病院のコンピューターの件につきまして御質問いただいておりますけれども、今年度の当初予算に計上いたしましたコンピューターの入れかえの経費、これの見積り時の予算計上の数字の精査につきまして御指摘をいただいております。

当初、各部門からのコンピューターの今年度の入れかえにつきましてのいろいろなプラスアルファ分を加えての入れかえということを予定しておりましたけれども、６月議会でも申し上げましたけれども、その後いろいろ精査の結果、ある項目については新病院建設まで待つというようなことがございまして、あるいは機械の端末機の数の減少、最小限に抑える、このようなことがございまして、御指摘のように予算との乖離がかなりございます。今後十分その辺には注意をいたしてまいりたいというふうに思います。

それから新病院でのコンピューターの件でございますけれども、これにつきましては本年５月に第３次検討委員会要綱を設置をいたしまして、既に３回、本日も行っており４回目でございますけれども、新病院でのコンピューターにつきましての検討をいろいろといたしております。大きなテーマといたしましては、オーダリングシステムの導入ということがございます。これらを中心にいたしまして、新しい病院に適正な機種を選定をしていくということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ありがとうございました。公共事業の談合問題なども新聞をにぎわせておりますが、このコンピューター導入に当たってもそのようなことがなされないよう工夫していただき、入札後の予定価格の公表についても日野市としてぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって19の６、市立病院コンピューターの質問を終わります。

お諮りいたします。この際、議員提出議案第16号、北朝鮮のミサイル発射に対する抗議決議、議員提出議案第17号、北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議、請願第10－32号、都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減を求める請願、請願第10－33号、

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、本４件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議員提出議案第16号、北朝鮮のミサイル発射に対する抗議決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　提出者通院のため、かわりまして不肖黒川重憲、かわって提出をさせていただきたいと思います。

議員提出議案第16号、北朝鮮のミサイル発射に対する抗議決議案でございます。案文につきましては、皆様のお手元に配付をしましたとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　北朝鮮の行為は到底許されないものであり、この抗議は当然のことと受けとめます。ただ、この案文には重大な問題点も含まれており、この文面のままでは認めることができません。

まず第３項についてですが、特にＢＭＤはアメリカでも実験の失敗を繰り返しており、実現のめどは立っていないと言われています。そして何よりも、こうした軍備強化による対抗が東アジア地域の果てしない軍拡エスカレートに道を開き、世界平和の重大な障害になることは明らかです。また、軍事衛星の導入は、衛星の開発、利用を平和目的に限るとした1996年の国会決議に反することも明らかです。

そして第４項についてですが、ミサイルを発射したのはあくまでも北朝鮮という国家であり国民ではない、国民に罪はないという点をしっかりと分けて考えなければなりません。食糧支援という人道的支援を制裁措置の対象として打ち切るという態度は取るべきでないと考えます。

以上の理由により、日本共産党としてはその点を踏まえて反対の意見を表明するとともに、対案を出させていただきましたので、御審議をいただき、御賛同くださいますよ

うにお願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　北朝鮮の今回の行為に対しては、本日野市議会も全議員が反対であると、抗議をしようという、そういう思いでいると思います。このような問題については市議会の総意を集めて全員が賛成をできるというような案文をまとめる必要、責任があるというふうに思いますが、残念ながらそうなりませんでした。緊急性があるということもわかりますけれども、本議会は28日まで会期があるわけでありますから、なお不一致点を詰め、調整をする努力がなされてしかるべきではなかったか。大変その点について遺憾であるということを申し上げたいと思います。

まず、それでは案文でありますが、この案文には北朝鮮の自制を強く求めるという文言が出てまいります。自制を強く求め、そして抗議をすると言っているわけであります。相手には二度とこういうことはしてもらいたくないと要求する文章になっているわけでありますが、同時に、この同じ文章の中に、今後ＢＭＤ（弾道ミサイル防衛）システム、情報収集衛星などを初めとする我が国防空体制を強化すべきであると。対抗的にこちらも軍備強化をするぞということを主張しているわけであります。（「軍備じゃないんだよ」と呼ぶ者あり）現代の最先端のいわば軍事システムの一端を担う重要なシステムですから、これは軍備なんですね。一方に自制をしろと言いながら、同じ文章の中でこちらは軍備強化をするぞというふうに言っているわけですから、そもそもこの文章は決議案の体をなしていないと言わざるを得ません。矛盾に満ちている。

第２に、先ほども、今、私の前に奥野議員も言っておられましたけれども、食糧援助は政治的、軍事的対抗関係とは切り離して、本当に飢餓に苦しんでいる北朝鮮の国民を支援するため、人道的見地から進められてきた。今これをやめる必要は一切ない。引き続きその立場を堅持されるべきだというふうに考えるものであります。

以上申し上げて、反対の意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手多数であります。よって、議員提出議案第16号、北朝鮮のミサイル発射に対する抗議決議の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第17号、北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議の件を議題

といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥野倫子君。

○３番（奥野倫子君）　議員提出議案第17号につきましては、別紙のとおりですので、よろしく御審議願います。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　決議案に賛成の立場から意見を申し上げます。

大量破壊兵器及び核運搬能力を持つミサイルの拡散防止に向けた国際的努力が続けられてきております。今、私たち、我が国が取るべき行動は、このような平和軍縮の国際的な取り組みの流れに北朝鮮も加わってもらう、巻き込んでいく、そのための外交的努力であると言わなければなりません。この決議案は以上の要件を基本的に満たしており、賛成するものであります。

以上申し上げて、賛成の意見を申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手少数であります。よって、議員提出議案第17号、北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議の件は否決されました。

これより請願第10－32号、都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減を求める請願、請願第10－33号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第10－32号、請願第10－33号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において生活文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

９月14日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおり

です。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は９月28日月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時29分　散会

9月28日　月曜日　（第７日）

平成10年
第３回定例会　**日野市議会会議録**　（第27号）

9月28日　月曜日　（第７日）

出席議員　（30名）

1番	中野昭人君	2番	清水登志子君
3番	奥野倫子君	4番	菅原直志君
5番	出沼恵美子君	6番	名取美佐子君
7番	秋山　薫君	8番	佐藤洋二君
9番	手嶋精一郎君	10番	小島　久君
11番	中谷好幸君	12番	佐瀬昭二郎君
13番	森田美津雄君	14番	執印真智子君
15番	江口和雄君	16番	沢田研二君
17番	田原　茂君	18番	宮沢清子君
19番	小川友一君	20番	奥住日出男君
21番	竹ノ上武俊君	22番	板垣正男君
23番	一ノ瀬　隆君	24番	内田　勲君
25番	夏井明男君	26番	馬場繁夫君
27番	黒川重憲君	28番	土方尚功君
29番	福島盛之助君	30番	小山良悟君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	馬場弘融君	助役	小俣雅義君
助役	河内久男君	収入役	落合豊君
企画部長	槇島英紀君	総務部長	小澤春童君
市民生活部長	宮本寿君	環境共生部長	笹木延吉君
まちづくり推進部長	堀之内和信君	建設部長	清水啓治君
福祉保健部長	高野英男君	病院事務長	田中政幸君
教育長	有元佐興君	学校教育部長	米倉幹雄君
生涯学習部長	松橋瑛子君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田中正美君	次長	中野修君
書記	山田二郎君	書記	田倉芳夫君
書記	堀辺美子君	書記	高野賢司君
書記	立川智君	書記	萩原誠司君
書記	大沢百代君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成10年9月28日（月）
午前10時開議

（議案審査報告）　（企画総務・生活文教・福祉保健・まちづくり建設）

日程第1　議案　第66号　平成10年度日野市一般会計補正予算（第1号）
（企画総務委員会）

日程第2　議案　第55号　男女共同参画都市宣言について
（生活文教委員会）

日程第3　議案　第65号　日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

（福祉保健委員会）

日程第　4　議案　第 44 号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　5　議案　第 64 号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　6　議案　第 67 号　平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第　7　議案　第 69 号　平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）

日程第　8　議案　第 70 号　平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）

（まちづくり建設委員会）

日程第　9　議案　第 42 号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10　議案　第 68 号　平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第 11　議案　第 71 号　市道路線の一部廃止について

（一般会計決算特別委員会）

日程第 12　議案　第 56 号　平成９年度日野市一般会計決算の認定について

（特別会計決算特別委員会）

日程第 13　議案　第 57 号　平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第 14　議案　第 58 号　平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

日程第 15　議案　第 59 号　平成９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

日程第 16　議案　第 60 号　平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第 17　議案　第 61 号　平成９年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

日程第 18　議案　第 62 号　平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の

認定について

日程第　19　議 案　第　63　号　平成９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

（取り下げ）　（福祉保健委員会）

日程第　20　請 願　第10－25号　「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出に関する請願

（請願審査報告）　（生活文教委員会）

日程第　21　請 願　第10－13号　日野市立第三幼稚園の増員に関する請願

日程第　22　請 願　第10－16号　旭が丘一丁目の子供広場（緑地）と雑木林のみどり保全を求める請願

（福祉保健委員会）

日程第　23　請 願　第10－３号　更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求める陳情

日程第　24　請 願　第10－４号　介護保険制度の準備・施行に関する陳情

日程第　25　請 願　第10－５号　医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情

日程第　26　請 願　第10－31号　「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出の請願

（まちづくり建設委員会）

日程第　27　請 願　第10－21号　豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願

（継続審査）　（企画総務委員会）

日程第　28　請 願　第10－８号　新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情

日程第　29　請 願　第10－17号　「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第　30　請 願　第10－29号　アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事態法」などの制定に反対する陳情

日程第　31　請 願　第10－30号　消費税の減税を求める陳情

（生活文教委員会）

日程第　32　請 願　第10－２号　人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を

求める陳情

日程第　33　請 願　第10－10号　猫の不妊手術の補助に関する請願

日程第　34　請 願　第10－27号　学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情

日程第　35　請 願　第10－28号　労働基準法改正案に反対する陳情

日程第　36　請 願　第10－32号　都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減を求める請願

日程第　37　請 願　第10－33号　「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情（福祉保健委員会）

日程第　38　請 願　第10－15号　「南部診療センター」の建設促進を求める請願（まちづくり建設委員会）

日程第　39　請 願　第10－６号　日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願

日程第　40　請 願　第10－12号　多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願

日程第　41　請 願　第10－24号　下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請願

（継続審査議決）

日程第　42　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　43　市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　44　行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　45　スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　46　ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第　47　議員提出議案第18号　犯罪捜査のための電気通信傍受に関する法案に反対する意見書

日程第　48　議員提出議案第19号　国会解散・総選挙を求める決議

日程第　49　議員提出議案第20号　谷戸沢処分場の汚水漏れの原因究明と安全対策を求める意見書

日程第　50　議員提出議案第21号　金融機関の不良債権処理と破綻処理に公的資金投入はしないことを求める意見書

日程第　51　議員提出議案第22号　一般国道20号のバイパス整備の促進に関する意見書

日程第　52	議員提出議案第23号	更なる医療制度改悪に反対する意見書
日程第　53	議員提出議案第24号	介護保険制度の準備・施行に関する意見書
日程第　54	議員提出議案第25号	医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める意見書
日程第　55	議員提出議案第26号	乳幼児医療費無料の制度を国に求める意見書
（請願上程）		
日程第　56	請　願　第10－34号	公的年金制度の改善に関する意見書の提出を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第56まで

午後１時05分　開議

○議長（馬場繁夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより議案第66号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次、審査報告を求めます。

企画総務委員長の審査報告を求めます。

〔企画総務委員長登壇〕

○企画総務委員長（中谷好幸君）　企画総務委員会に付託されました議案第66号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）の歳入全般及び歳出のうち総務費、消防費、第２表債務負担行為補正、第３表地方債補正について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

質疑、意見の中では、減税補てん債に関連するもの、将来の自動販売機などの安全管理について、移動図書館の放火に関連してその自動車保険に関して、七生支所のガス漏れについて、市民課豊田連絡所に関してなど、質疑、意見がなされましたけれども、慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって企画総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君）　生活文教委員会に付託されました議案第66号の件でありますが、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって生活文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君）　議案第66号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

質疑としましては、地域福祉推進事業補助金の交付先とその団体の活動内容について、老人福祉費の中、介護保険アンケートが実施されたがその内容と意義について、女性フォーラムの進め方とＰＲの方法についてなどがありました。

意見は特になく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって福祉保健委員会関係の審査報告を終わります。

次に、まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君）　まちづくり建設委員会に付託された一般会計補正予算の内容は、歳出のうち土木費でございます。

今回の補正は、交通安全施設の整備、緑地の取得や整備、市営住宅の修繕等を主な内容とするものです。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもってまちづくり建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第66号、平成10年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号、男女共同参画都市宣言の件を議題といたします。

企画総務委員長の審査報告を求めます。

〔企画総務委員長登壇〕

○企画総務委員長（中谷好幸君）　企画総務委員会に付託されました議案第55号、男女共同参画都市宣言について、審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

９月14日に開かれました企画総務委員会では、最初に企画部長より宣言制定が提案されるまでの経過や、その趣旨についての説明がありました。宣言文については、男女共同参画都市宣言の理念を市民に理解してもらうために日野市男女平等行政推進協議会に素案の立案を依頼、この素案をもとに庁内組織の日野市男女平等行政推進本部において慎重に検討して決定したこと、総理府との共催による男女共同参画宣言都市奨励事業の実施都市として選出されていることなどの説明がありました。

質疑では、推進協議会で立案された素案の中の幾つかの言葉が、推進本部の作成された宣言案文で別の言葉に置きかえられていることについて、協議会の意向や思いが十分に反映されるものになっているかどうか、また協議会の素案の中で「暴力のない」という言葉がありますが、これが「優しい」の言葉に置きかえられていることは、男女平等行政の国際的到達点を踏まえるものになっていないのではないか、などがありました。

意見では、宣言文の内容についても市民参加を含めた作成手続についても適切であり賛成との委員の意見が多数を占めましたが、一部委員から慎重審議を求める声がありましたので、９月14日の委員会では、９月28日、本日の本会議前に結論を出すことを条件に継続審査といたしました。

本日、９月28日開かれました企画総務委員会では、冒頭、企画部長より９月22日に日野市男女平等行政推進協議会の座長、副座長と行政側の話し合う機会があったとの報告がありました。その中で、議会に提出している宣言文について了解が得られたこと、暴力の問題については、女性の人権を守る上で重要であり今後の施策の中で十分生かしていきたいこと、市民参画については、推進協議会、推進本部、女性参画推進室の話し合いを十分行っていくことが確認され、事務局として、これらについて十分配慮した取り組みを行っていきたいとの説明がありました。

採決の結果、議案第55号、男女共同参画都市宣言は全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議、お願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　お伺いいたします。

今回の件の暴力に関する報告、委員会の方でございました。それは今の報告でもわかったんですけれども、それについての質疑、例えば具体的にどのような項目を今後の施策

に取り上げていくというたぐいの質問はございましたでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　企画総務委員長。

○企画総務委員長（中谷好幸君）　そのことについては、企画部長の最初の説明の中で、総理府との共催で幾つかの事業を行っていくというような報告がございました。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　それでは、もう少し幾つかの施策について詳しくお伺いしたいんですけれども、よろしければ議長の方のお取り計らいで質問させていただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　それでは答弁を求めます。（「よろしいですか、質問を続けて」と呼ぶ者あり）それは構いません。菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　それでは質問をさせていただきます。

今回の案件の中で、暴力についての施策を展開していくというお話がございました。そこで、今、私たちの方で考えていかなければいけない、つまり日野市全体で考えていかなければいけない案件、それを幾つか挙げてみたいと思います。その上で担当の部長さん、または市長の方からお考えをお伺いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、今議会でも議論になりました暴力に関する調査を全市的に行ってほしいと思っております。例えば、暴力に関する実態調査をぜひ行ってほしいという思いがあります。

または、女性相談の中に暴力の事項をしっかりと明記していただきたいことも考えております。

また、警察や消防署との情報の共有化を図ってほしいと思っているんです。そうしないと、日野市全体の問題が顕在化できないんではないかというふうに思っておりますが、その点についてどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

また、暴力110番を設置していただきたいというふうに思っておりますが、その点についてもお伺いできればと思います。

そのほか、緊急の女性駆け込み宿泊施設みたいなもの、これは児童相談の中にも取り入れられていると聞いておりますけれども、その枠をもっと広げて、とにかく駆け込み寺的なものが必要ではないかという議論もございます。

また、女性シェルター、これは日野市単独でやるのは難しいとは思いますが、もっと、今、東京都が施策の中でやっている女性シェルターを拡充していく必要があるのではないかという議論もございます。これら、もろもろのことについて、暴力についての施策

をしていくんだろうかなと思っているところをかんがみ、質問をさせていただきたいと思います。それぞれについて、簡単でも結構ですので、施策に取り入れる、取り入れない、または今後の検討であるという形でお答えいただければと思います。

お願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　暴力の問題につきましては、特にまず実態の把握が必要かと考えております。お話がございましたように、実態調査については今後なるべく早いうちに取り組んでまいりたい、このように考えています。

今後の取り組みというところでは、暴力をテーマにした講座、こういうものを実施してまいりたいと考えております。さらには、広報による啓発活動、これらも実行してまいりたいと考えています。

警察との連携というところでございますけれども、確かに夫婦間の問題だとか、いわゆる夫婦げんか、こういう問題が中にある。その中身は女性の人権を傷つける、そういうようなこともあろうかと思いますので、これについては警察の方でもお話し合いを進めてまいりたいと思います。

暴力110番の問題、あるいは緊急情勢の駆け込み寺とか、あるいはシェルターということでございます。これにつきましても、いわゆる東京都の方は施策としてそこら辺を含めて今後、既に福祉部門でいろいろと検討をしておりますし、現実、緊急一時保護、こういうふうなものもございます。したがいまして、これからは私ども企画部だけではなくて福祉部とも連携しながら女性の暴力に対する対応といいますか、具体的な施策を今後、展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　ありがとうございます。

それと、今回は職員研修についての議論もございまして、やはりお互いに勉強していくことも必要だと思っておりますので、今後の宣言の施策展開を期待してこの質問を終わります。

お取り計らいありがとうございました。

○議長（馬場繁夫君）　内田　勲君。

○24番（内田　勲君）　２点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず１点は、今回、質疑の中であわや委員長不信任というところまでいきそうだった

という話を聞いているんですけれども、その辺のいきさつを聞かせていただきたいと思います。

本来ですと委員長が委員会を何とか、議論するのはもちろんいいんですけれども、そういうことのないようにまとめるのが委員長の手腕だと私は思っているんですけれども、それをまた委員長が受けて立つというようなことまで言ったということなんで、ぜひその辺のいきさつを参考までに聞かせていただきたいと思います。

もう１点は、日野市男女平等行政推進協議会と行政との話し合いを行ったというふうに聞いておりますけれども、その結果、非常にスムーズに私は今回の案件は進んだんではないかと思っておりますけれども、こういうことをやってみて、これは委員会の方からの要望を受けてこういうものが開かれたというふうに聞いていますけれども、できれば企画部長の方から、その辺の実際に行ってみた感想といいますか、その辺を聞かせていただければと思います。

以上２点、お願いします。

○議長（馬場繁夫君）　企画総務委員長。

○企画総務委員長（中谷好幸君）　委員長としては慎重審査を進めて全会一致で可決できるように努力したつもりです。不信任については、提出はされませんでした。皆さんの御理解を得られたことを心から感謝しております。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　推進協議会との話し合いの感想ということでございます。確かに私どもの方も市長が常にお話しさせていただいているとおり、これからは当然、市民参画を中心に行政を進めていくということでございまして、特に推進協議会は行政の推進本部、それから女性参画推進室、さらには、いわゆる市民参画の部分でございますけれども、推進協議会が一体となって女性行政を推進していくということになっておりますので、もとより私どもの方とすれば市民参画を大事にして行政運営を進めたい、このように考えています。

しかしながら、やはりこの経過については、いろいろと行政の考え方あるいは市民参画の中での個人の考え方、いろいろあるわけでございまして、その辺を十分いろんなサイドからコンセンサスを得るべき手続を進めていかなければならないなと。これは一方的であっては全くいけませんで、その辺について今回は十分、時間をかけて話し合った結果、これは手続が云々というより、そういう意味ではコンセンサスを得られるという、お互いに話し合ってそこら辺は確認をさせていただいたわけでございますけれども、そ

ういう意味では確かに私どもの方も物理的時間がなかった点もございますけれども、共通の認識であります女性行政をいかに推進するかという部分では、同じ考え方を持つという行政の確認と、いろいろ話をしてよかったなと、これからもそういうことを踏まえた中でさらに一層、市民参画の状況をつくっていく、そして確認し合っていく、そういうことをしまして大変有意義であったと、このように感じておるところでございます。

○議長（馬場繁夫君）　内田　勲君。

○24番（内田　勲君）　１点目の質問については、私が一番聞きたかったのは、なぜそこまでいってしまったかという経過を聞きたいんです。もし話せるようでしたら、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

２点目につきましては、今、部長の方から答弁がありましたけれども、特に条例とかそういうものを決める場合には、やはりこれだけ30人の議員がいますと政治のスタンスが違いますから、賛否をとったときに賛成、反対が割れても過半数をいっていればそれで通るということでいいと思うんですけれども、今回のようなこういう宣言という、私が言うまでもなく平和都市宣言にしても、あるいは今回の男女の問題の宣言についても、過半数をとればいいという問題じゃないと思うんです。できれば全会一致で通るところに意味があると思いますので、特にこういう場合にはそういう配慮を相当しないと、結果的に過半数はとれるにしても問題を残す場合があると思うんです。今回は幸いにしてそれが継続する中で諮られたんで非常によかったなと思っているんですけれども、ぜひ今後、手続上問題はなくても、やはりそういった配慮の問題でちょっとしたところで大きく結論が違っちゃう場合もありますので、ぜひそういう点は十分な配慮をしていただきたいということで、要望をさせていただきたいと思います。

委員長の方はもう一度、もしありましたらお願いします。

○議長（馬場繁夫君）　企画総務委員長。

○企画総務委員長（中谷好幸君）　今、内田議員もおっしゃられましたように、都市宣言ですから、できるだけ議会も含めて全会一致で採決をしたいというような気持ちがありました。

慎重審議を期すように努力したつもりなんですけれども、その意図が十分届かないところもあったかもしれませんが、結果的には皆さんに御理解をいただいて慎重審査ができたというふうに思っています。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　男女共同参画都市宣言の宣言文の中の協議会の素案の「暴力

のない」という言葉が「やさしい」という言葉になったわけですけれども、その辺の経過についてもう少し、委員会の中でどんな議論があったのかお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　企画総務委員長。

○企画総務委員長（中谷好幸君）　この問題については、企画部長からの説明の中でも「暴力という提案された意味は性差別に基づく暴力行為である。これは女性の基本的人権を妨げ自由を制約するものであるという認識を持っている。しかし、このことが暴力という言葉で市民に十分理解ができるだろうかという議論の中で、推進本部の中ではやさしいという言葉に変えた」と、こういう説明がありました。

これに対しまして先ほども報告の中で述べましたように、例えばこの暴力という言葉が北京女性会議など国際的な男女平等行政の到達を踏まえた大事な言葉なのではないかと。このことが直ちにやさしいという言葉で十分、説明できるのかというような議論もあったところです。議論の中心点はそういうところではなかったかと思います。

○議長（馬場繁夫君）　名取美佐子君。

○６番（名取美佐子君）　ありがとうございました。

やはり宣言文というのは、一つの指標になると思うんです。男女平等行政を進めていくに当たって、やはりそこに宣言文に盛り込まれていることに立ち戻って考えるという重要なものになると考えているんです。ですから非常に今、世界的に、国際的に話題になっている暴力という言葉が抜けることによって大変ぼやけてしまったということは非常に残念に思っているわけですけれども、今後の施策の中で具体的に進めていかれるという先ほどの企画部長からの御答弁もございましたので、ぜひその点に力を入れてやっていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君）　本議案には賛成でございますが、今後の運営等を含めまして要望というような形で意見を若干、述べさせていただきます。

私も企画総務委員会に所属しておりまして、慎重審査、継続を要望したものでございます。それにこたえていただきまして、市当局が再度、協議会の皆さんと話し合いをしていただいたということを評価しております。御苦労様だったと思います。

その上で、この宣言文が協議会の皆さんの原案と違ったところがあるわけでございま

す。この点の行政の方の理解、これはもう深く慎重に努力してやったんだということは聞きましたので、実際そういうふうにされたと思います。

しかし私は、この女性社会事業協会の、あるいは日野市男女平等推進協議会の方々の思いというもの、あるいは討論の経過というものを深く考えてみる必要があるのではないかと思いますので、その辺での対応を今後もしていかなきゃいけないんじゃないかと思いまして、申し上げたいと思うんです。

もともと1945年に世界人権宣言が国連でなされました。そして1975年には国連で国際婦人年が定められ、その後の国際的な運動に変化、発展をしていったと思います。世界女性会議も、メキシコであるとかナイロビあるいは北京というふうに開かれてまいりました。その中で女性の皆さんが中心になって論議してきた資料あるいは国際的に発表された文章など、あるいはいろんな報道などというものは、膨大なものがあります。それはそれだけに、この人類の歴史の中で今進んでいる婦人の立場、女性の地位の問題、こういうことで私は相当な苦労と歴史が積み重ねられてきているんではないかというふうに思うわけでございます。日野市でもそういう動きを行政がとらえまして、革新市政の時代でしたけれども、女性センターというのも発足をいたしました。

また、1987年には他市に先駆けまして日野市で日野市婦人行動計画というものを策定をされたわけでございます。そして、もっといろんな意味も加えまして女性社会事業協会も８年前に設置となりました。そして日野市男女平等推進協議会が２年前に設置をされたわけでございます。この方々の討議の回数というものをお聞きしますと、小委員会も含めて36回、論議をしたというふうにお聞きしております。ですから、そういう討議を踏まえまして、あるいは実践を踏まえて出てきたものが今度の宣言のあの文章に心が込められているのではないかというふうに思うわけでございます。そういう協議会の方々が出した原案というものは、市議会サイドで言いますと請願と同じような大きな意味合いがある。だから私はその宣言文というのは、もちろん市に修正を任せられたといっても、今言いましたような歴史の中で積み重ねられた言葉が各行間にあらわれているわけでございますので、その辺を本当は酌み取っていただきたかったと、こういうふうに考えております。

今後もこういう市民団体からのその種の要請や答申などがあったときは、やはりその市民団体の原案というものをよく比較検討していただきまして、今回も検討はされたというのは重々知っておりますけれども、市民の心というものを理解するように努力をしていただきたい。特に、今後、市民参加ということがより大きくなっていきますので、

ひとつ原案との関係では、そういうことを申し上げておきたいと思います。

それから文案についての一、二の点について、最後に私の見解と、行政の方でそういう点も私の意見も参考にしていただきまして今後、実際の運営の中で生かしていただきたいということで、意見を申し上げておきたいと思います。

それは、一つは参加という言葉と参画という言葉の意味合いでございます。この参画という言葉については、行政などが計画をあらかじめしたものに参加していくという意味がありますが、一般的に言う参加というのは古く人類のさまざまな歴史の中で、ローマの時代の中央広場に市民参加でいろいろ相談をしていこうということから始まったというような話しもございますけれども、そういう長い歴史の中でのこの市民の参加、国民主権、そういうことを広く持った言葉でもありますので、私はその参加という言葉も今後、行政としては参画という言葉だけではなく、参加という言葉も生かしていっていただきたい。今度の原案にもそういう立場から参加、参画という言葉が載っていたわけでございますが、その参加という言葉は市の方によって削られたということになったと思いますので、私の意見を申し上げておきたいと思います。

もう一つは、暴力という問題についてでございます。この問題も国際婦人年のいろいろな運動の中で国際的にも持ち上がってきたものですし、日本では近年になってマスコミ等が取り上げてきた新しい動き、あるいは概念になってきていると思います。そういう意味で、この言葉が宣言文に当初入っていた。それは互いの人権を認め合うということと暴力のないということと一致するという意味も、私は市のこの提案された案の中に、そういう部分も含まれると思います。しかし、今問題になっていることの歴史的な背景というものを行政としても深くつかんでいただきたい。私の意見を、この点について申し上げたいと思うんです。

もともと家族というような問題の人類の歴史があります。そこから種々の問題が起こっておりますけれども、私は歴史的にこれをやっぱり深く考えてみる必要が我々はあるんではないかと思っております。それは、家族というものが誕生してきた歴史というものがあります。社会のこの生産力というものがだんだんと発展してくる。物質的な生産力が一定の発展段階では、知的所有というものが発生をしてまいりました。そしてその中の男の手に富が集積されるようになる。そしてそれを男の子どもに相続させるという打算的な目的のもとに家父長的な一夫一婦婚、こういうものがなされてきたと思います。そういうことが背景にある。

そして、だんだん生産手段が進んでいく。経済的打算の支配から家族が開放されてい

く。男女の愛情だけを唯一の道徳的な基準とする一夫一婦婚、こういう方向にだんだん進んできていると思いますし、この経済的な状況、生産の形態が進んでいけば、さらに私は本当の意味で男女平等ということが、この問題についてもできていくんではないかというふうに考えております。今はそういう途中にあって、いろいろの男女差別が起こってきていると思うんです。男女差別は今後の国民の運動によってどんどん縮小されていくと思いますけれども、私は最終的には男女差の根源である搾取制度でありますとか、あるいは階級的な支配というようなもの、こういうものが解消していく中で、完全に解消するものだとは思いますけれども、現代、暴力という問題が大きくなっているのは、私はそういう深い意味から女性の運動としてそういう言葉が生まれてき、行動が生まれてき、共同宣言にも入れてほしいというのが、ずっと長い歴史の蓄積から出てきているものだというふうに思うんです。そういうところまで深く思いをいたしていかなければいけないんではないかということで、単に家庭内のそういう暴力だというような狭い意味ではなく、今後、人類が平等に生きていく上で非常に重要な位置づけだということを今後の行政では、ぜひ生かしてもらいたい。そういうふうに思います。

日本の国におきましても、天皇制のころ、軍国主義の時代には女性は政治的な集会に参加することも禁止されていたわけですよね。それを国民の長い運動で獲得をしてきたわけです。また、男女同権という問題でも、日本では歴史が浅いですけれども、1869年にアメリカのワイオミング州の準備の段階で、この男女同権ということ、賛成意見というのが初めて世界であらわれたという、そういうところから始まってきているものです。そこの州は同権の州と呼ばれているそうですけれども、そういう状態である。私どもの日本共産党も1922年に初めて日本で18歳以上に男女参政権というものを決めまして、国民的な運動にしようとして取り組み始めました。

このような歴史の中で起こってきた問題として、私は今度の協議会の皆さんの生み出された宣言案文であったのではないかというふうに推測するわけでございます。そういう点まで深く認識した上で今後、行政が進んでいく。私は、きょうの企画総務委員会での部長のまとめ、そして委員長からの審査報告の内容で、今後、行政が進んでいくことを期待をいたしておりますけれども、私の要望もぜひ酌んでいただきまして、今後のこの分野での行政の推進にぜひ生かしていただきたい。そのことを要望して意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　夏井明男君。

○25番（夏井明男君）　与党３会派を代表しまして賛成の意見を述べさせていただきま

す。

この暴力の言葉をどういうふうに扱うかということを、ぜひ御理解いただきたいのは、市の方の推進会議の方の文章でやさしいという言葉を使ったことが、決して男女の平等を促進していく考え方を積極的に持っているという立場からもなされているということを十分御理解いただきたいというふうに、ひとつ思うわけです。

先ほど委員長報告にもありましたが、その中で企画部長の言葉として、この暴力という使っている言葉が、いわゆる男女の平等を推進している運動の暴力とは、通常、使われ方が違う、こういうお話です。この場合の暴力は性的な暴力を意味していると。これは先ほどの北京会議、その前の会議、沿革上から言っても明らかに性的な暴力という狭義の特殊な使われ方をしている用語であります。その用語を踏まえて、この参画都市宣言の中身として十分含めた上で「やさしい」という言い方を使って言っているわけです。この使い方につきましては、十分その北京会議の宣言文の中にも各国の実情、それから進展ぐあい、そういうことを含めて自主性を重んずる、尊重いたしますということが何遍も出てきています。

ちなみに、一番暴力という言葉にこだわった考え方は、現実に男女差別があって、それを促進するような言葉、またはそれを固定化してしまうような言葉というものが現実に私どもの意識をしていないところにあります。その言葉を一つ一つ取っていく闘いが、いわゆる国と市民との間の平等をさらに私人と私人との平等の中に普遍化していこうという運動だろうというふうに理解しておりますが、例えば実例で申し上げれば、例えばピッチャーとかキャッチャーとかと言った場合に、キャッチャーというと大体、女房役とか言います。総理に対して副総理のことをやはり女房役と、こういうふうにも言うわけです。大体、男になるっていう言い方は通常、大人になるということを意味していますし、女になるということの中には大人になるというふうな言葉が入ってこないとか、一つ一つ現在使われている言葉の中に男女の差別を固定化してしまうような言葉、さらにそれを促進してしまうような言葉というものは、確かに気をつけていかなきゃいけませんし、その中に男女混合名簿のあり方も私は議論されているんだというふうに思います。

その議論を十分踏まえた上でも、ここで暴力という言葉を使わないことによって啓蒙運動が後退をしてしまうのかということは、私は決してそういうことはないというふうに理解をしています。それは、具体的な形としても言えますし、さらに先ほど竹ノ上議員がおっしゃった市民参画の十分な議論がされていないんではないかと。これからはし

てほしいという要望がありましたが、私はまさに十分尊重されてきているというふうに理解をしています。それは、文案を見比べてみても、その後の努力は歴然としているというふうに思うわけであります。

何点かその暴力以外の言葉の中にも違う言葉が具体的に入っていますが、そのことによって、かなりこの宣言案が長い時間に耐え得るような文章になっているというふうに理解をいたします。一番最後のところに、互いの人権を認め合うやさしい平和をめざすという中の文章は、この都市宣言の全体の文章の中から見れば当然、暴力行為的なもの、狭義の暴力的な意味も含まれていることは十分理解できるわけです。

さらに、先ほどのお話のとおり、この沿革を踏まえて性的な暴力についての中身についても、十分施策の中に反映するという言葉がありました。他市の状況を見ましても、やはり日野市と同じような形の実例になっています。それは、やはり市民全体に警鐘として知らせる性格のものであること、それから現在の日本の社会状況の男女平等の運動の到達点も十分に踏まえた表現であるということ、さまざまな理由から私は今回の宣言案については十分、討議をされた参加をされた方の意を酌んでいるということを手続的にも内容的にも申し分ないものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　佐瀬昭二郎君。

○12番（佐瀬昭二郎君）　私もこの男女共同参画都市宣言は、日野市が市民に向かっても、またまちの外に向かっても、男女平等社会を実現していくという決意を述べるという性格を持ったものに関しては、議会も行政も、そして長く行政と協力をしながら男女平等社会をいかに日野のまちで実現していくのかということでかかわってきた、すべての方々が納得をして賛成できる、全会一致で納得できるものだという内容のものであるべきだろうというふうに思っております。

ただ、本日、委員長の報告にもありましたように、今後の男女平等行政を推進する施策の中で協議会の皆さんがつくった都市宣言案、盛り込まれていた具体的なさまざまな課題については真剣に取り組んでいくと。具体的な事例としては暴力ということが挙げられておりましたけれども、総体として、そういう覚悟が述べられたのだろうというふうに私は理解をいたします。

また、この推進協議会の提案に基づいて、現在、11月にメイン行事があるようでありますが、総理府との共催で男女共同参画宣言都市奨励事業が準備の過程にあって、この事業はその宣言をしていなければ前提条件としては成り立たないというものであります

けれども、そのことが大詰めの準備段階に来ているという事情も考慮をし、配慮をして、この案に賛成をするものであります。

ただ、一、二、ぜひこの機会に要望しておきたいと思うことがあります。

先ほどの御意見の中で、女性に対する暴力というのは性暴力であるというような位置づけ方の御意見がありましたけれども、正しくは女性に対する暴力というものが性差別の一形態だという考え方が、90年代に入って大変さまざまな議論を経ながら国際的に合意されてきたというのが正しいとらえ方なのではないかと思います。

男女共同参画都市宣言、日野市においても1982年に婦人問題懇談会というものが発足をして、それ以来、行政とこの問題に取り組もうという市民のグループとの間の協力連携の中で、さまざまな議論が積み重ねられ、そしていろいろな施策が実行されてまいりました。国際的に言っても1975年の国際婦人年の世界会議を初めとして、85年にはアフリカのナイロビで国際婦人年の10年を記念する最終年の世界女性会議が開かれ、そして95年に北京において世界女性会議が開かれたという流れになっておりますけれども、とりわけこの間、1993年、国連が女性に対する暴力撤廃宣言というものを全会一致で採択をするという流れがあります。このような流れの中で、95年の北京において行われた世界女性会議においては、女性に対する暴力ということが大変大きな課題として取り上げられ、そしてそのことをめぐって膨大な行動指針、各国がすぐにも取り組まなければいけない行動計画がつくられ、国際的に合意された。世界190カ国の代表、そしてＮＧＯが集まって、そのことが合意されてきたわけであります。

そういう経過を踏まえると、例えば行政推進協議会の案の中にある「福祉の行き届いた」あるいは「暴力のない」という言葉には、今日、日本の政府も、また日野市のような自治体も、ともに取り組んでいかなければいけない多くの行動計画がそこについた言葉として意味を持っているということを、しっかりと押さえる必要があると思うんです。今日、日野市が男女共同参画都市宣言をするのであるならば、一般的な宣言をするんではなくて、国際的にも国内的にも議論が積み重ねられて合意された行動計画に基づいて、それをどう具体的に進めていくのかということがわかるようなものでなければならなかったんではないかと、そのように思います。残念なことに、推進本部がまとめた今、議会に提案されている都市宣言の案というのは、これらの具体的な行動計画が伴っている具体的な言葉を一般的な言葉に置きかえてしまったために、行政の責任が薄められる、そういう結果になっているのではないかと思います。企画部長も、この本会議における先ほどのやりとりでも、暴力のない社会を目指すために具体的な施策を幾つも挙げられて

取り組んでいくという覚悟を示されました。ぜひ、この日野市で男女平等社会をつくっていくために真剣に活動されてきた皆さんで構成されている推進協議会の、この宣言案に盛り込まれた具体的な言葉が持っている今日的意味をしっかり受けとめていただいて、今後の施策に十分に生かしていただくよう要望いたしまして、意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第55号、男女共同参画都市宣言の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君）　生活文教委員会に付託されました議案第65号の件であります。

委員会では慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第65号、日野市体育施設条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君）　議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を

改正する条例の制定につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

この議案は６月から継続になってきたものです。６月議案の質疑と資料請求を踏まえ、慎重審議いたしました。

質疑としては、今まで消費税を転嫁しなかった理由について、稲城市、青梅市は平成５年度に消費税５％を転嫁しているが、なぜそのとき日野市も転嫁しなかったのか、６月議会への提出と施行日の訂正についてがありました。

意見としましては、市内在住患者と市外在住患者との間に税の不公平が出てくると思われるので転嫁した方がよい、国の法律なのだから市民の義務であるので転嫁するのは当然と思う、転嫁についての十分な説明がなされていないので否決、市の課税自主権に基づく税のため転嫁する必要性が本当にあるのかどうか継続にしてほしい、などが出されました。

採決の結果、挙手多数で可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　委員長にお尋ねをいたします。

一つ目は、転嫁分の差額金額はどこから流用しているか。

二つ目は、平成元年当時の税額と今日、どの程度になっているか。

三つ目に、今ちょっと報告があったように思いますけれども、事務報告書によりますと八王子が大体15％、それから八王子市以外が９％、すなわち日野市以外が24.何％、すなわちその４分の１が市外から来ているという現状を見まして、私たち日野市民の税金で、いわゆる八王子市民の方たちのものを補充しておった、こういうことにもなるわけでございますが、こういったことが審議なされたかどうかお尋ねをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健委員長。

○福祉保健委員長（執印真智子君）　３点目につきましては……申しわけございません、１点目をもう一度お願いできますでしょうか。大変申しわけございません。

○議長（馬場繁夫君）　黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　消費税転嫁分の差額の金額はどこから流用しているかということ。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健委員長。

○福祉保健委員長（執印真智子君）　失礼いたしました。

１点目につきましては、前回のときに市民の、市が補てんをしているというか、出されているというふうな質疑があったというふうに思います。

２点目につきましては、そういう質疑はなかったというふうに思います。

３点目は、今、議員から質問もありましたけれども、患者の21.3%が市外の方だという、そういうお話がございました。

○議長（馬場繁夫君）　黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　１点目の質問はですね、どこから流用しているかということを聞いているわけです。そういう質疑があったかどうか。もし、議長、なければ、今委員長は市が補てんしていると当たり前のことでして、どこから流用しているかということを聞いているわけでございまして、もし、そういう質疑がなければ事務当局からお答えをお願いします。

２点目のことについても質疑がなかったようでございますので、事務当局からお願いをいたします。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健委員長。

○福祉保健委員長（執印真智子君）　申しわけございません。それでは正確を期するために市にお聞きいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　病院事務長。

○病院事務長（田中政幸君）　１点目の、転嫁してなく……納税はしているわけでございまして、その分をどこから充当しているかという御質問でございますが、総体の中で病院の外来、入院等の収益あるいは市からの補助金――失礼しました。９年度は補助金をいただいておりませんので、市からいただく出資金、これらの中から充当をしておるのが現状でございます。

２点目の納税額の件でございますけれども、平成元年から累計をいたしますと平成９年までで2,300万円ほどになります。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　３点目の、約４分の１の方たちが市外から通院をしている。その人たちに日野市の私たちの税金の中から補てんをしていく、こういう状況にあるわけです。

当時、この消費税を課税をしないということで私たち議会もといいましょうか、何人の方がそう思ったかわかりませんが、非常に悩んだ時期がございました。市長が課税を

しないのに議会が課税をしろというのは非常に言いにくかったわけでして、そしてその結果こういう時代になってきておる。今考えてみますと、非常にそのことについて、もう少し私たち議員も確固たる、断固たる決意を持って臨むべきだったと、こう今思っているところでございますが、福祉保健部長、事務長を長いことやっていまして、この市長に新しくかわったときに、いわゆる市外の方たちが４分の１が、市外の方たちの税金までも日野市民が面倒を見ているんじゃないかと、こういったことで早くこの消費税をちゃんとかけなさいと、こういうアドバイス等をいろいろ新しい市長にしたかどうか。前事務長にお聞きします。

○議長（馬場繁夫君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（高野英男君）　今御質問のように、この消費税については平成元年からという経過があるわけですけれども、市長にかわってすぐ、この問題について進言したかどうかということなんですが、単独での進言はなかったと思いますけれども、消費税問題対策会議、庁議のメンバーでございますけれども、それらの会議の中では他の病院等の状況等を報告して、やはり考えるべき時期だろうというお話はしたというふうに思っています。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　市立病院使用料の件についてです。

市立病院は、市民の命と健康を守るためのものであって、その使用料というのは決して節約できるという性質のものではございません。市民の暮らしが厳しいとき、この使用料に消費税を上乗せして市民に新たな負担を強いるというのはとんでもないことであると思います。さきの参議院選挙でも不況対策、減税対策が大きな争点になりました。これは長引く不況のもとで市民の暮らしや業者の営業がどうにもならないところまで追い込まれていたからではないでしょうか。そして、国民の生活も業者の営業も省みようとせず負担ばかりを押しつけようとした自民党政治には、大都市での惨敗と参議院過半数割れという厳しい審判が下されました。参院選後も市民の暮らしは依然厳しく、好転の兆しもございません。消費税対策委員会は、設置当時、この消費税が社会的な弱者にどのような影響を与え、自治体としてどのような対策を講じるべきなのかを検討するために設置をされました。消費税増税などを引き金とした不況が長引く中で、今、市がこの消費税対策検討委員会で話し合うべきことは、市民の暮らし、業者の営業を守るための施策の検討ではなかったでしょうか。

どこから消費税を徴収できるのかという論議などできるような市民の状態ではございません。自治体は市民の安全、健康、福祉を守るためにあり、地方自治の権限は国と対等、平等な関係にあります。国が弱者に負担の大きい不公平税制、この消費税を国会で強行に成立させようとも、市民の暮らしを守るためには消費税に反対する市民の意思に従って、公共料金に消費税を転嫁しないという、このことは地方自治体の当然の権限です。たとえ消費税を肩がわりするという負担を伴ってでも消費税批判の姿勢を示し、国の政治のあり方をただすというのが地方自治体の本来のあり方ではないでしょうか。

日野市に対して消費税を転嫁するように都が指導したというのであれば、それこそ筋違いの干渉であり、圧力であります。この筋違いの圧力に負け、消費税転嫁をするというのは自治体の本旨から外れる行為でございます。自治体がよりどころとするべき市民よりも、都や国、こうした上との関係でしか物事が見えないとしたら市の姿勢にかかわる大問題で、許すことはできません。よって、市立病院使用料に消費税を転嫁する条例案には反対をします。

○議長（馬場繁夫君）　田原　茂君。

○17番（田原　茂君）　議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について、賛成する立場から意見を申し述べます。なお、この見解は民主クラブ、市民クラブとも一致するものであることから、３会派の意向を代表して申し述べる意見であることを冒頭申し上げておきます。

さて、本議案は、本来、消費税が課税されております日野市立総合病院における保険扱いではない自費診療や差額ベッド代、集団健康診断、高齢者検診、個別予防接種、個人健康診断、育児相談料、人間ドック、脳ドック、診断書の文書料、遺体処置料、さらに医薬材料費等々において、平成元年に消費税が導入されて以来、受診者に直接、消費税が転嫁されていなかったものを、本来のあるべき姿として消費税を転嫁していくという内容でございます。この間、転嫁はされていなかったとはいえ、その分の消費税分は受診者の方から徴収しないかわりに私たちの税金でまとめて払っていたわけであります。ここに大きな問題があろうかと思います。

すなわち、差額ベッド代等、本来自分で負担しなければならない消費税分を私たちの収めた税金で肩がわりしているのであります。こんなおかしな話はありません。税負担の公平性という観点から、甚だ不公平な税負担になっていると指摘せざるを得ません。そもそも、この問題は、前革新市政森田前市長の政治的パフォーマンスの産物といっても過言ではありません。平成元年の４月１日、消費税が導入される際、森田前革新市長

は市民の命と暮らしを守るとの大義の旗印のもと消費税の転嫁はしないと言い切り、日野市は消費税転嫁の条例制定は行わず、本来の消費税分は我々の税金から負担するという税負担の不公平なあり方を是認し、市民には公共料金の消費税の転嫁はしないという一面だけをＰＲをし、市民受けをねらったのであります。

そもそも会計上、歳入には消費税を転嫁せず歳出には公金を充て消費税を転嫁して特別会計を作成してきたやり方そのものも、地方財政法上、疑義があると言わざるを得ません。まして日野市立総合病院は、日野市議会の議会からも平成10年度見込みで21.3％という割合で入院患者が予想されており、例年、これぐらいの割合で他市からの入院患者がいるようであります。福祉保健委員会の質疑で、この市外から入院されている方々の本来の消費税分が平成10年度見込みで21万9,600円という金額が明らかになりました。つまり、本来、日野市以外の在住者が払わなければいけない21万9,600余円という消費税額を、これまた私たちの税金で肩がわりしなければならないのであります。まして平成元年から平成９年まで、何と2,300万円もの多額のお金が私たちの税金から、他市の人たちが払わなければいけない税金を私たちが払ってきたという事実が、またここで明らかになったわけであります。

他市の人が払わなければいけない税金をなぜ私たちが肩がわりしなければならないのか、甚だ制度上の疑問を感じます。森田前市長の与党であった方々は、殊さらこの問題を国の消費税導入の問題と絡めて混同して議論しておりますが、この問題はそういう問題ではないのであります。確かに昨年の４月、消費税が３％から５％に引き上げられ、消費が手控えられ、今の平成大不況の一因となり、今も厳しい経済状態で進んでおります。しかし、この議論は消費税導入の善悪の議論であって、今、日野市で行っている消費税の転嫁の方法をめぐる税負担の不公平を是正するという議論とは全く関係ない議論なのであります。むしろ現行の税の不公平性という議論を消費税導入という議論にすりかえ、市民の目を欺いている行為と言わざるを得ません。森田前市長の与党であった方々は、今までのこのようなやり方がいかに税負担の公平性に欠けていたかということをどのように説明をなさるのでありましょうか。

いずれにいたしましても、全国ほとんどの自治体病院で消費税の転嫁をしている現実は、税負担の公平性という観点から、転嫁しないのは好ましくないという姿勢の大きなあらわれでもあると思いますし、また近隣市町村の住民の公共料金、税制上の公平バランスが保てないということも、これまた大きな問題であろうと思います。

以上申し上げましたもろもろの理由から、議案第44号の賛成の意見とさせていただき

ます。以上であります。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手多数であります。よって議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君）　それでは議案第64号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

この議案は、これまでの支給対象に神経線維腫症と網膜脈絡膜萎縮症を加えるものです。

質疑としては、対象となる特殊疾病を条例でなく規則とすれば、その都度条例改正をしなくていいのではないかと前回も提案したが検討状況はどうなっているか、というものでした。

答えとしては、他市も調査し、るる検討したが、規則にゆだねているのは2市である。どういう病名が指定されたか不明になるという指摘もあったので、なお検討したいというものでした。

以上、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第64号、日野市心身障

害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第69号、平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）、議案第70号、平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君）　それでは、議案第67号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

これは歳入歳出の総額に257万9,000円を追加し、それぞれの総額を74億7,001万8,000円とするものです。退職被保険者等療養給付費交付金の額の決定によるものです。

特に質疑、意見なく、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に議案第69号、平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）につきまして、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

歳入歳出の総額に、それぞれ２億913万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ88億1,884万6,000円とするものです。医療費国庫負担金、医療費都負担金、一般会計の精算によるものです。

次に議案第70号、平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）につきまして、審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

一般会計からの出資金４億1,000万円を建設改良費分とし、前払い金４億円を４分割し発注するものです。1,000万円は樹木移植工事です。そのほか不足分につきましては、内部留保資金と建設改良基金にて補てんをしております。

この件につきましては、樹木の移設について質疑がございました。

以上、福祉保健委員会としましては慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第67号、平成10年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第69号、平成10年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）、議案第70号、平成10年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君）　議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果を御報告いたします。

本議案は、下水道使用料に消費税を転嫁するという条例改正でございまして、第２回定例会に上程され継続審査となっていたものでございます。

主な意見としましては、市が内部努力をした結果でないと市民の納得が得られない、その努力が見えてこない、転嫁する時期が余りにも悪過ぎる、年間予算にかかわる問題なのに６月に提案する姿勢に納得がいかない、このような反対意見が出された一方で、不況の中で転嫁を嫌がるのはわかるが本来取るべき税である、消費税分に充当している一般会計からの繰出金は本来の下水道事業の整備促進に使われるべきものである、公共団体が法を遵守するのは当然である、緑と清流をスローガンにしているのだから普及を図ることも大事である、さらには、市内の水洗化率が現在58％とある、住民間にはこの結果について不公平が生じている、事業を促進して早急に是正すべきである、公共下水道の恩恵に浴している市民には応分の負担をしていただくのもやむを得ないのではないか、等々の意見が出されました。

以上、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　委員長にお尋ねいたします。

全国の660数市の自治体の中で、この日野市と同じようなところがあるかどうか。

２点目に、市内の大口の使用者はどの程度あるか。また一般世帯とあわせて教えていただきたいと思います。

それから市内業者の中で、いわゆる下水道の消費税は払っていないんだからといって、この消費税をかけていない業者があるかどうか、そういったことを調べたかどうか、その点、お尋ねをいたします。

それから今もちょっと委員長報告であったかと思いますが、この消費税の転嫁分の財源はどのようにして、どこから充当しているか。

それから、いわゆるこの消費税は、消費税法によりますと税率は４％ということで定められている。したがって、あと１％というのは、いわゆる地方消費税の税額が100分の25ということで、これが消費税の１％に当たるんだと。そして総額５％ということになっているわけでございますが、その１％の地方消費税がどの程度、日野市に還元されているかどうか。こういった質疑等が、今までのこういった質疑があったかどうか、委員長にお尋ねいたします。

○議長（馬場繁夫君）　まちづくり建設委員長。

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君）　まず１点目の、日野市と同じような状況、全国にどの程度あるかという御質問でございます。この件については、資料請求もございましたが、全国の資料はちょっと手に入らない。それで東京都下27市の中では、日野市と小平――小平は３％ですけれども、それから国立と、３市がございまして、小平については３％で（「国分寺だよ」と呼ぶ者あり）……国分寺と日野市だけですね、かけてないのが。それで国分寺については３月の定例議会で提案されたんですが、共産党は賛成したんですが、それ以外のところが反対ということで現在は課税はされておりません。１市だけです。全国の件については資料がないということでございます。資料を請求したんですけれどもね。

２点目の、大口の業者はどのぐらいかということですけれども、大口については件数が全体の0.1％、401件です。401件が大口ユーザー、これは率にすると0.1％。使用料は全体の29％を占めております。小口につきましては、件数が４万8,200数件ということで、構成比から見ますと全体の97.1％。使用料が54.6％を占めております。

３点目の件につきましては、これも資料請求がございまして、生活関連業種の内税、外税ということで資料が整理されて提出をされました。これが79件ございまして、それ

ぞれ内税、外税で消費税は取っているという、こういう資料でございました。当初、質問の中で、例えばおそば屋さんとかクリーニング店がかなり水を使うんで消費税を転嫁するとかなり影響が出るんじゃないかという意見があったんですけれども、そのために資料請求しまして、そういった業者はすべて商品に消費税を転嫁して販売をしていますので、自分たちがつくった製品を売っている、商品を売っている。消費税をかけて売っているんだから当然、消費税を払うのも当たり前だろうと。そういう不公平はおかしいんじゃないかということで資料請求されたのがただいまの件でございます。

それと、この税はどこから出ているのかということですけれども、これは一般会計からの繰り出しということで出されております。消費税が３％になってから、平成元年から平成９年度までの資料が出されまして、どの程度、消費税を本来ならば収入として見込んでいるのかという資料ですけれども、いわゆる使用料に対する税、３％、９年度は５％ですけれども、それを元年からトータルすると約２億円、これが使用者に対する、いわゆる普及率との関係がございますけれども、それに対する課税額、それは本来ならば使用者が負担するべきものを取っていなかったために一般会計からの繰り出しと、こんな形で出ております。

５点目につきましては質疑がございませんでしたので、できれば担当部長の方からお答えいただければ幸いかと存じます。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　企画部長。

○企画部長（槇島英紀君）　５点目の地方消費税交付金ということでございます。もともとこれについては３％の時代は国の方から譲与されるということで、約７億円ほど入っていたわけでございます。これについては３％から４％という国税の値上げと、１％は議員がおっしゃるように都道府県税である地方消費税ということで、都道府県が２分の１、それから市町村に２分の１交付されるということでございます。９年度につきましては、まだ平年度化されておりませんので、全体で地方債で補てんしたり、あるいは３％の時代の譲与税が残っておりますので、差し引きしますと約10億円から11億円、この１％……５％になったというか、１％の都道府県税になったために国税の３％当時、譲与をされていたお金と、あるいは今度は都道府県からの交付ということでございますので、金額的には約10億円から11億円、これにつきましては10年度でそのような形で組まさせていただいておりますので、大きな税制改正に伴って地方自治体である都道府県については、特に私どもについては10億円から11億円の税金が国、東京都の方から交付さ

れるということになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　委員長にもう一度お尋ねいたします。

今、国分寺のことが言われましたけれども、国分寺では、そうしますと消費税を転嫁の問題で共産党は賛成したと、これでよろしいんでしょうか。ほかの方は全部反対をしたのに共産党だけは消費税転嫁を賛成したんだと、こういうことでしょうか。確認いたします。

○議長（馬場繁夫君）　まちづくり建設委員長。

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君）　そのとおりでございます。

○議長（馬場繁夫君）　黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　よくわかりました。本当にはっきり言って、よくわかりました。恐らく下水道に関しては共産党も反対をしないだろうと、このように今考えております。

どこの財源から充当したかということで、ちょっとお尋ねをしたんですが、要するに本来ならば消費税をかけなければならないものを、それを事実上は消費税をかけたような形をとって、そして税務署に報告をして、そして還付金として返ってくる。この還付金が、今のうちは非常に多いですからいいんですけれども、これがあと２年から３年たつと全く逆転をしてしまってゼロに、あるいはまたプラスになってしまう。余計に税金を払わなきゃならない。そうしますと、いわゆる３％分とそれにプラスしたものが市民の税金から年々、払われていく。その金額は恐らく１億何千万円になろうかと、このようになるんじゃないかと思いますが、その辺、私の言ったことを今、確認をしておきたいと思います。

それから全国の自治体の中で、どうかぜひ、こういう日野市のようなところがあるのかどうか、できるだけ今後、調べていただきたいように要望しておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（堀之内和信君）　消費税の還付から実際に納めるようになる時期でございますけれども、平成13年度以降が還付から納付をするということになると思います。

平成17年度以降につきましては、大体１億円程度の消費税を納めるというようなことになるんではないかというふうに思っております。

○議長（馬場繁夫君）　黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　いずれにいたしましても、市民の税金の中から下水道が還付されている、されていない、いろいろな市民の意見もあろうかと思いますけれども、いずれにしてもこの税金の中から消費税分が負担をされている、こういう事実なわけでございます。これは後ほど３会派を代表して、また強烈な意見が出ると思いますので、それに期待をいたしまして質問を終わります。

○議長（馬場繁夫君）　質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　清流・ネットを代表して意見をさせていただきます。

今回の意見は、先ほど議論されました議案第44号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定についての意見と同意見ととっていただきたいと思っております。

今回の議案については、国策である消費税是非論を問うているのではないと考えます。ただ、生活必需品など生活に最低限必要な支出に対しての消費税をかけるべきではないという議論もございますので、その辺は今後の議論ではあるというふうに認識しております。ただ、既に一般財源、市の財源から補てんをしている現状を認識しなければいけないと、そういったことを前提に議論をいたしました。ついつい、消費税が反対だからこの議案も反対だという議論にもなりがちですが、今回の議案は、そういうことを提案しているのではないという点も押さえないといけません。清流・ネットとしては、今回の議案を消費税是非論ではなく、受益者負担の原則と昨今の景気の動向を中心に考えてきたことを前提に意見を申し述べます。

原案に対しては反対の立場です。下水道料金や病院使用料に消費税をかけるという御提案の意図は理解するところです。また、本来は市民が受益者負担の考えから負担すべき消費税相当分を市の財源で補てんしている現状が真っ当な形であるとは言えないと思います。よって景気が回復したときには、受益者負担の原則からも消費税課税はなされなければいけないと思います。しかし、現在の景気低迷の中で消費税をかけていくのは市民への精神的な打撃が大きいと判断いたしました。それが今回の反対の理由です。

さて、今回の委員会などの議論の中で、市民生活を守るために消費税課税に反対する、または消費税は上乗せさせない、市民に負担を強いることはできないと、そのような議論もございました。しかし、ここで疑問があります。今回の議案に反対することが市民生活を守ることになるのだろうかという基本的な疑問です。この点については、現在も理解できないでおります。消費税は既に支払っているのであり、今回の議案に反対することが市民生活を守ることになるとは思えません。御存じのように、現在は受益者が負

担をすべき消費税相当分を市の財源で補てんしているのであり、要は、市の一般財源で消費税を支払うのか、受益者が個人個人の責任の中で支払うのかという選択を迫られた議案だと理解しております。そういう二者択一の選択をして、選択を議論しているときに、市民生活を守るために消費税課税に反対するという議論は、的を射た議論ではないと言わざるを得ません。

日野市の財政状況は本当に最悪の事態に陥っております。今回の提案は、その財政状況の悪化や市立病院の建設、または下水道の普及を背景にした提案と思います。それらの事情を考えつつも、やはり来年度からの消費税課税は市内の個人営業主や市民生活への精神的影響を考えた場合、見送る必要があるのではないかと考えました。将来的には、いつかは課税すべきだと思いますが、時期が悪いと思いました。

以上、ほかの会派との意見の違いを明確に表明いたしまして、清流・ネットの意見といたします。

終わります。

○議長（馬場繁夫君）　板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　ただいま議題となっております議案の42号について、日本共産党市議団、反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

ことしの６月議会に馬場市長から提案された本議題であります。この議案は、６月の議会、今９月議会、二度にわたって審査を行ってまいりました。この間、いろんな角度からの議論があったことは言うまでもありません。６月議会に私ども共産党市議団が質問し指摘いたしましたように、なぜ６月議会の提案かということに対する明確な回答はなかったと思います。それは、予算にかかわる重大なこの消費税の転嫁問題を６月の議会に提案するという正当性はないと思います。なぜ３月の年間予算を審議する際に、あわせて提案をしないのか。議会の論議に付すならば、堂々３月の年間予算の審議の際に付して議論をまつべきではないかと思うわけであります。

ことしの２月、市議会議員選挙がありました。この選挙の一つの争点にもなる重大な問題でもあったわけでありますが、この市民の審判を受けるべく市議選でその審判を避けるために６月議会に延ばしたと私たちは断ぜざるを得ないわけであります。市民の正々堂々たる審判と議論を受けない、こうした議会への提案の仕方は、私たちは到底、納得することはできません。この間、私たちは消費税そのものを大衆的な課税であって低所得者にこそ大きな負担になる、このことも明らかにしてまいりました。国会でも都議会でも、あるいはこの日野市議会でも、こういう点を明らかにしてまいりました。しかし、

残念ながら政府は昨年から消費税率を３％から５％へと引き上げました。あわせて医療の改悪も行って、合計９兆円の国民への負担増を行いました。こういう厳しい市民生活の負担増のもとで、さらに日野市が下水道料金への消費税転嫁を行うということになるならば、市民生活への二重の大きな負担になってくるということも明らかにしてまいったわけであります。

この24年間、森田市長のもとで消費税の転嫁は行ってこなかったことは、今の与党の議員も認めているところであります。そして先ほど、市立病院の使用料の消費税転嫁の問題での意見の中でも、与党の議員からも指摘されているようでありますけれど、しかし、これは見当違いといわなければなりません。というのは、昨年の３月、当時の森田市長が提案いたしました予算は、当時の野党、今日の与党、含めて全会一致可決されました。これには消費税を転嫁するという方針は含まれておりません。その際にも、今日の与党は消費税を上げろ、あるいは転嫁しろ、こういう意見は一言もなかったと思います。今日になって、言いずらかったとか、国分寺市議会の例を持ち出したとしても、これは何ら市民を説得することはできないと言わざるを得ないのであります。

さらに、下水道の普及率を見てみますと、今では市内71％まで普及率を高めることができました。これは市の関係者あるいは市民を含めて下水道事業に大いに力を入れてきた結果であり、到達点でもあります。この間、消費税を転嫁するということを行わなくても71％まで普及率を高めることができたわけであります。消費税を転嫁しなくても、これからも下水道事業普及を高めるということは、十分可能なはずであります。馬場市長はこの間の議会の審議の中でも、取るべきものを取らないと国に物が言えない、こういうふうにおっしゃっておりました。消費税も転嫁しなければいけないんだという理由づけの一つになっているわけでありますが、ここが私は重大な問題だと思います。市民の暮らしを守る、そういう地方自治を進めるかどうかということを考えるならば、やはり市民生活を守ることを最優先させるということが、国に向かってこそ必要な市長の姿勢であり発言ではないかと指摘せざるを得ないわけであります。

さらに６月議会からこの９月議会の間に、国政の選挙、参議院選挙がありました。この参議院選挙で自民党の当時の橋本内閣が、どのように国民の審判を受けたか、これはもう明瞭であります。現在の小渕内閣の閣僚の中でさえ、９兆円の国民への負担増は失政であったと明言してはばからない閣僚がおりますように、国民への消費税率の引き上げ、あるいは医療の改悪等々の国民の負担が、選挙で厳しい国民の批判を受け、そして自民党が大敗したと、こういう結果に終わったわけであります。消費税の転嫁問題が今

日、国民や市民にどのような大きな負担を与えているかということを如実に示した結果であります。こういうことへの反省が全くなしに消費税の転嫁を無理やりに推し進めるということについて、私たちは到底、納得できるものではありませんし、賛成もできるものではありません。

以上のような理由を申し上げまして、本議案に対する反対の意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　小島　久君。

○10番（小島　久君）　議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、民主クラブ、公明、市民クラブ、３会派を代表いたしまして、原案賛成の意見を申し上げます。

昭和63年、法律第108号によりまして消費税法が制定されました。平成元年４月より税率３％でスタートをいたしまして、昨年の４月に税率５％に改正され今日に至っております。前森田市長は、平成元年、消費税法が制定されてから離職する昨年４月までの就任中には、この法案を条例化せず、国に対し強い抵抗を示し、消費税の転嫁はしないと言い続けてまいりました。昨年４月に馬場市長が就任して以来、この行政手続に疑問と矛盾を感じ、平成10年６月１日発行の広報で、市民の皆様に「こんにちは、市長です。つらいけど、消費税をかけさせてください」このようにＰＲし、条例制定をしたい旨の問題提起を行ったわけであります。続いて平成10年６月の第２回定例会におきまして議案提案を行われ、継続審議という形でまちづくり建設委員会で審議をしてまいりました。

まず、日野市の下水道は受益者負担金を取らずに、この近隣の市にとっては大変重要な施策を、受益者負担金を取らずに施行して今日まで至っております。そこで日野市の普及率は確かに71％でありますけれども、水洗化率は58％であります。そこのところは正しい数字を発表しなければいけないということであります。つまり58％の方々が下水道の恩恵に浴しているということであります。逆に言いますと42％の方が、まだ下水道が入っていないわけでありますから、水洗化されていない地域の方々であります。つまり、このことは、日野市民間同士で比較、いわゆる不公平感が生じているということになるわけであります。しかも、その下水道の使用料に対する消費税転嫁分、58％の方々は、その恩恵に浴し、なおかつ消費税を市に肩がわりしていただいているということであります。入っていない地域の住民の皆さん方は、まだその恩恵に浴していない地域で、しかも消費税の転嫁分を支払っているということであります。（「まさに不公平だ」と呼ぶ者あり）まことに不公平であります。したがって、この件は早急に解消する必要があります。

2点目であります。下水道の審議を行うにつきまして、年度別消費税額の推移ということで、平成元年から9年度までの消費税の金額を明示されました。トータルいたしますと、平成元年度は約700万円、年々増加をいたしまして、平成9年度では6,000万円にも及んでおります。トータルは1億9,520万7,000円、約2億円であります。つまり、その分が9年間の消費税の転嫁分であります。つまり、このことは消費税法が制定されたときから徴収をしておれば、この2億円の財源をもとに他の市民生活、市民が要求する事業に充当できたわけであります。市税だけでそれです。国や東京都の補助金も交えれば、もっと大きな事業ができたということになるわけであります。したがって、このまま放置することは、下水道事業はもちろんのこと市財政にも大変な影響が生じてまいります。いち早く解決、解消しなければならないと言わざるを得ません。

さらにまた、水を大量に使用する生活関連業者の方々、いわゆるそば屋さんとか豆腐屋さんとか理美容の方々、クリーニング、そういった方々につきましても、確かに大量の水を使うわけでありますけれども、これは本来、下水道の消費税の転嫁分を減免をしろという形ではなくて、本来使う使用料をですね、これの軽減措置に努めて、そして弱者救済に努めることの方が、より自然であります。

したがいまして、以上3点のことを申し上げまして、原案賛成の意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手多数であります。よって議案第42号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君）　議案第68号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件について審査報告を申し上げます。

慎重審査の結果、全会一致原案どおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第68号、平成10年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号、市道路線の一部廃止の件を議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君）　議案第71号、市道路線の一部廃止について、御報告申し上げます。

本議案は、日野市立総合病院の建設用地に編入されるため市道路線の一部を廃止するものでございます。

主な質疑としましては、都道との重複部分の処理の問題、当該道路利用者の状況把握等の質問が出されましたが、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第71号、市道路線の一部廃止の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時53分　休憩

午後４時23分　再開

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第56号、平成９年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長登壇〕

○一般会計決算特別委員長（内田　勲君）　平成９年度日野市一般会計決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

決算の審査に当たり、委員の皆様には長時間にわたり御苦労様でした。おかげさまをもって慎重審査ができましたことに対し敬意を表するとともに、資料の提出や誠意をもって決算内容の説明に当たられた執行部の関係各位に対し、厚く御礼を申し上げる次第であります。

議案審議に入る前に委員長、副委員長の選出が行われ、委員長に私、内田勲と、副委員長には一ノ瀬隆委員が選任されました。

次に、審査方法及び審査日程を協議し、議案第56号、平成９年度日野市一般会計決算の審査に入りました。

初めに歳入の決算額465億4,044万1,978円の内容説明がございました。その後、５名の委員から12件の質疑が行われました。主な質疑は次のとおりでございます。5点ほど御紹介を申し上げます。

地方道路譲与税について、粗大ごみ処理手数料の有料化による市民の反応はどうだったのか、高速道路課税の予算に対する決算内容について、特別減税の廃止に伴う市民税への影響について、子育て相談ネットワーク事業への都補助金の推移と施策の充実について。

以上が歳入全般の決算の審査状況でありました。

次に、歳出の決算額457億4,565万967円の審査に入りました。歳出のうち議会費、総務費の歳出の内容説明があり、その後、４名の委員から８件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。４点ほど御紹介を申し上げます。

庁舎管理経費で出先を含む庁舎内の冷房温度の温度設定と、それにかかる燃料費について、平和祈念行事等参加者補助金の事業内容と年度別応募数と参加数について、８年度、９年度の市内中小工事業者への発注率と件数について、職員採用試験業務委託料の予算額と決算額の差額内容について。

以上が、議会費、総務費の審査状況でありました。

続いて民生費の審査状況でございますが、民生費に対して６名の委員から19件の質疑

がございました。主な質疑は次のとおりでございます。６件ほど御紹介を申し上げます。

在宅老人ケア事業と公的介護保険について、校区コミュニティーの方向性と自治会補助金との関係はどのように整理されているか、女性社会事業協会の見直しの中で、女性センター、女性参画推進室、女性社会事業協会の位置づけをどのように整理したのか、多摩川苑福祉ゾーン事業の草刈りと土地借り上げの内容について、いきいき体操の開催状況とその効果について、ひとり暮らし老人の緊急通報システム設置状況と設置費用について。

以上が民生費の審査状況でありました。

次に、衛生費、労働費の審査状況でございますが、衛生費、労働費に対して７名の委員から11件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。7件ほど御紹介申し上げます。

市民に配布している害虫駆除剤の安全性について、ごみ減量啓発ビデオを作成したのかどうか、ごみ処理施設オーバーホール経費の算出根拠について、火葬場から発生するダイオキシンの発生量について調査しているかどうか、ごみ収集量の増加原因についてどのように考えているか、３年後に廃止予定の可燃、不燃ごみのダストボックスを新たに購入した理由は何か、ごみ減量に対する市の責任について。

以上が、衛生費、労働費の審査状況でありました。

次に、農業費、商工費、土木費、消防費の審査状況でございますが、農業費、商工費、土木費、消防費に対して５名の委員から９件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。５件ほど御紹介申し上げます。

清流条例による年間通水と清流フィルターについて、消防団の火災出動件数と件数の動向について、保存樹木として登録された樹木の維持管理経費について、現在の不況に対する市内中小事業者への影響と対応策について、多摩川、浅川のサイクリングロード草刈り業務の委託内容について。

以上が、農業費、商工費、土木費、消防費の審査状況でありました。

次に、教育費、公債費、諸支出金、予備費の審査状況でございますが、教育費、公債費、諸支出金、予備費に対して６名の委員から18件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。６件ほど御紹介申し上げます。

教育用パーソナル・コンピューターの借上料とその利用状況について、受水槽、高置水槽の清掃業者と委託業務内容について、家庭教育学級の講師料の基準について、人権尊重の教育についての方針について、学校図書のあり方と図書の購入について、社会教

育団体と行政との関係について。

以上が、教育費、公債費、諸支出金、予備費の審査状況でありました。

次に、決算全体に及ぶ総括質疑が７名の委員から16件にわたり行われました。主な質疑は次のとおりでございます。７件ほど御紹介申し上げます。

高齢者アンケートの内容について、高速道路課税について、監査の審査内容について、市債の借り入れ状況について、地区育成会の会議費の考え方について、障害者基本計画について、当初予算と決算額の差額内容についてであります。

その後、決算の意見は本会議において各会派の代表者によって行うことに決定し、一たん委員会を休憩した後、採決に入り、議案第56号、平成９年度日野市一般会計決算は認定すべきものと決しました。

以上でございますが、委員会では優秀な委員さんが三日間をかけて十分な審議をしてまいりましたので、議員各位には質疑なしの方向でよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。菅原直志君。

○４番（菅原直志君）　済みません、一つだけ質問させていただきます。

先日の新聞でも報道されておりますように、例えば保谷市の方では日帰り出張の日当について全廃するという報告などがマスコミで報じられました。こういう日帰り出張の日当の件などは質疑の中にございましたでしょうか。なければ、担当の部長さんの方からこれらについての御見解をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（内田　勲君）　それでは行政の方から答弁をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　日帰りの日当の廃止、保谷市で実施をしたという新聞報道がございました。私どもの市では、これまでの行政改革の課題の中で、諸手当についていろいろ検討をし、課題に上げてまいりました。現在までその問題については各項目の中には入っておりません。そういったことで、これからの行政改革全体の中で新たな課題ということでとらえていきたい。そのように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　委員長にお伺いします。

ただいまの委員長報告の中で説明がなかった件でありますが、教育費の中の給食従事者、白衣の洗濯料に関しての質問があったかどうか、１点。

もう１点は、我々の会派の方からの報告で受けたわけでありますが、決算審査に当たって、私のところにも送付されたんですが「ネットワーク職員」というんですか、まさに中傷ビラが私のところにも送付されました。差出人も書かれてなかったわけでありますけれども、出所も不明なその中傷ビラに対して、それを引用するといいますか、それに関連した質問があったように報告を受けたわけですけれども、それは事実かどうか。もし事実であれば委員長の方から説明をいただければと思います。

○議長（馬場繁夫君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（内田　勲君）　今、２点質問を受けましたけれども、１点目についてはなかったように私は記憶しているんです。

２点目につきましては、今、質問の中にもありましたように審議されております。正確を期したいと思いますので、これも行政の方からお答え願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　それでは持ち時間が決まっておりますんで、簡潔な答弁をお願いします。

平成８年度まで支出しておりました児童の白衣の洗濯代195万円相当が、平成９年度当初、カットされているわけでありますけれども、そのカットされた理由はどういうふうな理由でカットされたのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　給食の関連しております白衣の洗濯代の関係でございます。今お話しいただきましたように、小学校と中学校と合わせますと８年度決算では288万円ほどの決算をしております。９年度につきましては、昨今の財政事情から９年度に、この事業自体が見直されまして廃止になったということでございます。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　再度お伺いします。

この決算書に載っている給食従事者という方は、職員を指すのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　９年度決算に出てまいります白衣の洗濯代につきまし

ては、その内容につきましては、栄養士と給食調理員にかかわるものでございます。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　総務部長にお伺いします。

一般的に、地方公務員の役割というんですか、総論で結構ですけれども、一般地方公務員の役割というんですか、その辺はどのように職員を総括する部長としてお考えなのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　総務部長。

○総務部長（小澤春童君）　職員の、公務員の役割ということでございます。全体の奉仕者として、いわゆる市民生活に密着したさまざまな行政サービス、これの提供をし、市民福祉の向上を目指すことがその役割であるというふうに考えております。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　総論的に言いますと、市民サービスを提供するということが基本的な職員の役割だというふうに受けとめましたが、そうしますと、今、学校教育部長の答弁の中で、いわゆる子どもさんの洗濯代は財政が厳しいからカットした。しかしながら職員の洗濯代に関しては依然として予算が計上されている。まさに今、総務部長がおっしゃった観点からいっても不自然な話ではないかと私は思います。できることならば職員みずから洗濯代をカットして、そして新たな形の中で児童の皆さんの洗濯代を、財政が厳しいからといって削減するのが地方公務員としてのあり方ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（馬場繁夫君）　学校教育部長。

○学校教育部長（米倉幹雄君）　ただいまお話しいただきました、いわゆる御指摘だろうと思います。御指摘の内容については、私自身も全くそのとおりだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　同じようなお考えを持っていらっしゃるというお答えでございます。

市長にお伺いします。

まさにこれは、今、日野市の財政の厳しい、その実感を職員が十分に周知をしていないという一つの事例だと思うんです。そういった意味で、この厳しい状況の中で、職員が意識改革に取り組むことが、まず前提だと思うんです。その職員の意識改革に今後、取り組んでいただけるかどうか１点。

もう１点、いわゆる予算の既得権、いわゆる前年対比５％をカットだとか、前年対比10％カットで行財政改革を進めるのではなくて、１回、予算の既得権を崩して、何を今、市民が求めているのか、市民にどういうふうなサービスを提供するのが必要なのか、やはり主管課と、そしてまた企画部としっかりとしたヒアリングを持って、そしてこの厳しい財政の中を乗り切るのが行政の務めだと思うんです。その辺、市長はどうお考えなのか、２点お伺いします。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　給食従事者の白衣洗濯代のところから職員の意識改革の問題と、それから予算における既得権への厳しい対応といいますか、などについての２点の質問をいただいているわけであります。

１点目の職員の意識改革につきましては、これまでも私は就任以来、本会議の場でも申し上げてまいりましたし、職員へのスピーチあるいは幹部職員を集めた研修の場、年頭のあいさつ等々を通じて、かなり頻繁に職員の皆さん、意識をまず変えてくださいねということは言い続けております。７月の末の市民会館小ホールに管理職を集めた市長の講話という中でも、基本的には財政の厳しい中で市の職員の意識が根本的に変わらなければ取り組みがうまくいかないという話をしております。これからも引き続き、この意識改革ということについては率先をしてお話をしていきたいし、その方向で、今、少しずつではありますけれども、変化がある程度あらわれてきたかなという認識も持っているところであります。引き続き頑張っていきたいというふうに思います。

２点目の、予算の既得権、去年これだけあったから、ことしもというふうな形ではなくて、ゼロベースといいますか、今市民が一番求めているものは何かという観点に立って、もう一回ゼロから組み直すといいますか、そういった姿勢で厳しい査定といいますか、チェックが必要であろうということについては、あるいはまたヒアリングを小まめにやるということについては、全く同じ認識であります。間もなく来年度の予算組みが始まるわけでありますけれども、今内部でその辺の段取りを調整をいたしておりますが、昨年より以上に厳しい姿勢で、まさに議員御指摘の既得権はもう何もないぞ、一番重要なものは何だ、次はどれかというふうな、いわば優先順位をつけるような形で、それぞれの部長等に対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　今市長が述べられた形の中で市政運営を執行していっていただきたい。要望しておきます。

再度、市長に答弁を求めます。

ただいま決算委員長の方から、先ほど「ネットワーク職員」に関連しての質問があったというふうな御答弁をいただきました。その中で、私たちの会派の委員の皆様からお伺いしたところによりますと、その質問に対して市長みずから、いわゆるこのことは私の不徳の致すところでありますというふうな答弁があったというふうに報告を受けました。どのような意味で不徳の致すところなのか、御答弁をいただきたい。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　職員だと思いますが、ネットワーク何がしという怪文書といいますか、そういうものが私のところにも送られてまいりました。具体的に個人名がたくさん書いてあって、結局は市長の人事がよくないというふうな意味合いの文書でございました。審議のときには、こういったものが出ること自体が市長としての私の不行き届きであるという意味で、私の不徳の致すところであるというふうに申し上げたわけであります。

そのときに、これからはこういうことがないように一生懸命頑張っていきたいということも申し上げたということを申し添えておきます。

○議長（馬場繁夫君）　小川友一君。

○19番（小川友一君）　もし、そういうふうな認識で御答弁をなされるんであれば、今、本会議場で述べたような理由を述べながら不徳の致すところでありますというふうな答弁をすべきだと思います。でなければ、このまさに中傷ビラ、だれが出したか出所もわからない、名前も名乗らない、ただ単に庁内の中傷をするようなビラに市長が不徳の致すところであるという答弁は、今後考えていただきたい。お願いをさせていただきたいと思います。

そして、今回、この第３回定例会を見た中で、非常にデマ、中傷、根拠のない情報をもとに本会議場、そしてまた決算の委員会の場でそれに関連した質問がありました。私は、その質問をされた方のいわゆる議会人としての資質は余り問いませんけれども、一般的に出どころもなく、だれが出したかわかんない、そしてまた政治結社がいわゆる街頭演説で言ったことを、その根拠もなくこの本会議場で、ある一定の議員の名前が出たからといって、いわゆる刑法に基づいて告訴をしたらどうだ、名誉毀損で告訴をしたらいいじゃないか、自分の、明らかにその事実関係をすべきだと。いわゆるその当事者に対して優しいお言葉ではありますが、あえてその当事者になってみれば、優しいというよりもその事実関係を明白にしろといっていることだと私は理解をすると思います。

そして、そのことが今になって、その政治結社の方がどこかの自治体で恐喝容疑で逮捕されたというふうなこともマスコミで報じられました。私は、その辺は自治法でうたわれている、それぞれ議員の品位の保持というふうな条文が132条にあったと思うんです。そういった意味からも、今後、そのような根拠のない、まさに裏づけのない情報をもとに、いわゆるこの名誉ある日野市議会の中でそれに関連した質問をするとか、その関連に伴って理事者が答弁をする。もっとしっかりとした決断の中で判断をしていただいて、答弁に値するのか。議員から質問があったから、あえてお答えします。それは質問されれば答弁をしなくてはいけない立場にあるとは思いますけれども、答弁の内容、質問の内容に応じながら判断をしていくべきだと思います。この点に関して、今後の取り組みを市長がどのようにお考えなのか、再度お伺いします。

○議長（馬場繁夫君）　市長。

○市長（馬場弘融君）　議員御指摘の趣旨もよくわかります。ですが、この席に座りますと、市民の代表である議員の皆さんが市長の答弁を求めると、特に求めるということであれば、余り適切ではないなということについても触れざるを得ないという場面もあろうかなというふうに思います。しかし、議員の御指摘はよくわかりますので、これからの答弁については重々、注意をしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　小山良悟君。

○30番（小山良悟君）　私の質問をいたしたい趣旨について、今、小川議員が質問されましたので、それで十分、意が通じるというふうに思います。一番橋の入札の問題でも怪文書、怪情報というようなことでのやりとりがありましたけれども、そこらについて、今、小川議員が申し上げたようなことを行政として毅然とした対応をして、効果的な立場で怪文書、怪情報について毅然と対応していくということを求めようというつもりで質問をしようと思ったわけでありますが、今、小川議員が質問されましたので、私の質問は取り下げさせていただきます。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。名取美佐子君。

〔6番議員登壇〕

○6番（名取美佐子君）　一般会計決算について認定の立場ですが、二つの点について要望しておきたいと思います。

高速道路課税については全会一致で採択され予算の中にも含まれているとのことでしたが、実際には執行されず、新聞や広報などに明細な記事が掲載されたにもかかわらず

議会に報告がなかったという点で、議会軽視であるということを指摘しておきたいと思います。

もう１点、小学校の教育用パソコンについては、その後の検討委員会や視察をされた結果、私が主張していたようにノート型の導入は数台に抑え、デスクトップ型を主流にするということに切りかえたということなので、その点については納得いたしました。これからは空き教室などを利用してパソコンルームをつくっていかなければならないですし、また特に中学校においてはインターネットやＬＡＮなどの取り入れで、ますます充実させていかなければならないところです。古い機種との混在では十分な指導はできませんので、できるだけ早いうちに古い機種は新しいものに切りかえていただき、新しい時代に沿った教育ができますよう検討委員会でしっかりとパソコン教育の充実に向けて検討していただきたいと思います。

また、検討委員会のメンバーの中に現場の先生方をたくさん入れていただきたいと思います。子どもたちにパソコン教育をするのは現場の先生方になるわけですから、これらの点をぜひ配慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

江口和雄君。

〔15番議員登壇〕

○15番（江口和雄君）　平成９年度一般会計決算に対しまして、市民クラブを代表し認定の立場で意見を申し上げたいと思います。

平成９年度の予算は、森田前市長によって編成をされましたが、その直後に施行されました市長選挙において馬場市長が誕生をし、予算執行のほとんどは新しい馬場体制のもとで進められてまいりました。24年もの間、１人の市長のもとで進められてきました日野市政は、ある程度の成果はあったものの森田市政の後半においては市立総合病院の建て替えのための積立金の中断を初め、多くの基金を取り崩さなければならないほど市の財政は逼迫をしてまいりました。特に昨年の９月１日号「広報ひの」に公表されました厳しい財政状況は、多くの市民の皆様に大変大きなショックを与えました。具体的な

グラフやイラストによりまして借入金の８年度末残高が826億円にもなっていること、大切な基金が23億円しかないこと、市の経常収支比率が98％にもなっていること、景気の低迷により市税収入が足踏み状態になっていること、そしてふえ続ける福祉にかかわる経費、なかなか進まないまちづくり事業の実態など、既に以前から指摘をされていた内容ばかりでありますが、あのような具体的な形で市民の皆様に公表をされたことは、本当に市民の皆さんと同じ目線で考え、そして一緒にまちづくりを進めようという馬場市長の本音を市民の皆様に率直に明らかにしたことと、大きく評価をするものであります。

また、本年２月１日号では、今後の５年間で日野市がやらなければならない主要な事業として市立総合病院の建て替え、ダイオキシン対策のごみ処理施設改修、耐震対策の小中学校大規模改修、一番橋架け替えと関連都市計画道路築造、介護保険関連事業などを明らかにし、これからの財政事情とあわせて市民の皆様に理解を求めています。今決算特別委員会では、歳入にかかわる質疑の中で高速道路課税等の質疑もありましたが、現時点では課税の実施はできないという判断は支持をするものであります。しかしながら大きく冷え込んでいる経済状況を見たとき、財源を求めるための工夫や努力は決して怠ってはならないと考えます。財政当局を中心とし、全職員一丸となっての引き続いての努力を要請するものであります。

歳出の面では、それぞれの項目で節減のための努力がうかがえますが、個々の事業を見たとき、新たな予算編成の段階で組織の垣根を越えた横断的な予算組みが必要でないかと考えます。とりわけ、今や市の事業の主要な柱であるごみ事業、自主防災事業、また青少年育成事業などは、地域住民の協力なくして成り立ちません。画一的な対応ではなく、個々の事業を十分に実態把握をし、重点配分等の考え方も積極的に取り入れることを要望いたします。

また、平成12年からは介護保険制度がスタートいたします。国民、市民には新たな負担となりますが、現在の福祉事業についても全般的な見直しが必要と考えます。市長就任時から福祉は後退させないという馬場市長の考え方が示されています。このことは基本に置きながらも、ぜひ新たな視点での方向を見出していただきたいと思います。

最後になりますが、間もなく平成11年度の予算策定に向けました作業が始まりますが、24年間続いた組織運営やその枠組みが変わってきています。社会や経済の状況変化はありますが、ぜひ30歳若返った市長として、日野市政にもその若さを引き込んでいただきたいということを申し上げまして、決算認定の意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　　中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　　日本共産党市議団を代表いたしまして、97年度一般会計決算認定に反対の立場から、最初にその理由を述べます。

97年度予算に高速道路への固定資産税課税収入が計上されたことは、日野市民はもとより全国から期待と歓迎の声が寄せられました。それは、政府が消費税増税など国民の負担をふやし、地方財政にも厳しい圧迫を加えていることに対する日野市民と国民の怒りの表明でもありました。

94年から３年間にわたって実施された特別減税は、日野市財政に70億円余の減収をもたらしました。その穴は借金によって埋められましたが、不交付団体であるため国は一切の補てんを行いませんでした。

80年代半ばに実施した国庫補助金の一律削減は、その後、恒久措置となり、影響額は97年度までに累計75億円を超えています。90年代の国庫補助金の一般財源下による影響額は、累計で８億円を超えました。重大なのは、これらが地方分権の名で進められていることであります。政府の言う地方分権は、これまで国の責任で進めてきた仕事を地方に押しつける一方で、その財源保障は行わないという無責任なものであります。

森田市長が提起し、97年度予算で全会一致可決された高速道路への固定資産税課税は、これまで法的拘束力のない自治省見解に従って非課税とされてきた有料の高速道路に対して、地方税法の原則に基づき課税自主権を行使するものでありました。

ところが馬場市長は道路審議会の最終報告が出ていないとか、関係自治体に同調する動きがないとか、理由にもならない理由を挙げ、就任早々、進められていた課税手続を取り下げました。これは市長が口では地方分権や地方自治の時代を掲げながら、実際の行動では政府や建設省のさまざまな圧力に屈服したことにほかなりません。

さらに問題なのは、全会一致で予算を議決した議会に対しては一遍の事前の相談もなく正式手続もされなかったことであります。地方自治法第177条は、普通公共団体の議会の議決が収入または支出に関し執行することができないものであると認めるときは、当該普通公共団体の長は理由を示してこれを再議に付さなければならないとしています。これは地方自治法が議会の議決の重み、拘束力をいかに重く位置づけているかを示すものであります。馬場市長が議会に諮ることなく高速道路への課税手続を取りやめたことは、議会の議決権の軽視、侵害として、断じて容認することはできません。

以上の理由によって97年度決算認定に反対するものであります。

次に、市長が就任早々示された、このゆがんだ政治姿勢、手法が、その後の市政運営

の中でさまざまな弊害となってあらわれつつあることについて指摘したいと思います。

馬場市長は97年10月１日の予算編成方針の中で、公共料金への消費税転嫁の方針を示しました。こうした重要な政策変更は、本来、直近の選挙で市民の審判を受けるべきものであります。ところが消費税転嫁の方針は３月当初予算編成では取り下げられ、６月議会の提案となりました。これは明らかに３月議会直前の市議選での市民の審判を避けたものであります。まことに姑息な民主主義と地方自治の精神に反する政治手法といわなければなりません。

97年度介護保険準備室が発足しましたが、市民は日野市の福祉の到達の上により充実した介護保障の実現を期待しています。しかし今回、高齢者実態調査の中で示された問題は、市民に大きな失望と不安を与えるものとなりました。福祉サービスの充実がよいのか、敬老金など金銭的給付事業の継続がよいのかとか、あるいは保険料が高くてもサービス充実がよいのか、それともサービスが低くても安い保険料がよいのかなど、事実上の二者択一を迫る設問自身、論外とも言うべき愚問であります。

特に問題としたいのは、アンケート調査の中で、日野市では高齢者福祉サービスを充実させるために敬老金、健康管理手当、理美容券、入院見舞金など金銭的給付事業の見直しが必要と考えていますと市民に発表したことであります。日野市の行財政改革は、市民の行財政調査会答申を受け、庁内の行財政改革推進本部で方針を具体化し、プログラムに沿って実施されています。しかし、この中で高齢者の社会手当を金銭的給付事業としてくくり、この見直しをするということが位置づけられたことは一度もありません。このような意思決定が庁内において、いつ、どこで、どのように決められたのか、決算審査の中でも全く明らかにされませんでした。事柄は、高齢者の生活を支える社会手当の削減という福祉政策を抜本的に転換する大問題であります。こんな大事なことが、なぜ議会に一切の報告もなく市民に直接発表されたのでしょうか。福祉の切り捨て方針を市民の反応をうかがうように小出しにし、既成事実化していくという政治手法が、馬場市長の言うじわじわ精神であるなら、これは全く民主主義に反したものであります。行財政改革については、政府自治省でさえ市民の参加を含め、その手続の重要性を強調しています。市民の暮らしにかかわる政策転換の必要性、考えを市民に示すというのなら、少なくとも庁内でその考えを整理し市民の前で堂々と議論できるようにすべきであります。これを実行しようというのなら、市民の審判を受けてからやるべき問題であります。

昨年から社教センターの移転についての話し合いが進められています。我々は市立病院の建て替え等の関連で、社教センターの移転を考えることは市民の理解が基本的に得

られる問題であると考えています。しかし、馬場市長が社教センターの移転問題に絡めて社教センターの活動が思想扇動を行っている多数の市民の声だなどと発言を行っていることは、共同運営の一方の当事者であり、補助金を出している行政の責任者の発言として看過できません。社会教育法の第12条は、行政と社会教育関係団体との関係について、国または地方公共団体は社会教育関係団体に対しいかなる方法によっても不当な統制的支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えてはならない、と定めています。

同様の意味で、お亡くなりになられた有山市長は、政府や官庁が人民に対してある内容を教え込んだり、ある方向に引っ張っていくことをもって社会教育であると考えている人が過去においても現在においてもたくさんいるが、このような従来の社会教育のあり方について根本的に考え直す必要があると思うと語っています。

馬場市長の発言は、有山氏がやってはならないとした住民の自主的活動に対する干渉そのものではありませんか。市民や利用者の理解を得て進めなければならない社教センターの移転問題に絡めて干渉的発言を繰り返されるなら、事態は極めて複雑なものになります。社教センターに限らず、今、非営利団体と行政がパートナーシップを組んでさまざまな分野で施策を展開しなければならないとき、市長のこのようなゆがんだ姿勢は、市民と行政の共同を困難にし、大きな障害をつくることは明らかであります。

あわせて、社教センター図書館の移転準備が利用者にも住民にも何の説明もなく、強引に進められようとしていることは、図書館活動の民主的伝統を踏みにじる重大問題であることを指摘しておきたいと思います。

97年度決算審査では、戦後50年続く自民党政治が破綻し羅針盤のない難破船のような右往左往を繰り返す中で、地方自治体がどのように危機を打開していくのか、どのように市民の暮らしや営業を守るのかが議論されました。日野市の市民税は1991年まで順調に右上がりの伸びを見せてきました。1991年、個人、法人合わせて174億円のピークを記録しています。法人市民税は景気の影響で大きく変動し、不安定な税源となってきました。日野市の市民税が法人市民税の不安定さをカバーして順調な伸びを示してきたのは、個人市民税の堅実な伸びによるものであります。

すなわち、この間の比較的恵まれた日野市の財政条件は、堅実な勤労諸階層の層の厚さが支えてきたものであります。ところがバブルの崩壊以後、市民税は頭打ちになり、94年から３年連続の特別減税で一気に20億円前後も税収を落ち込ませています。このことから第一に言えることは、特別減税や公共事業の大幅上乗せという政府の従来型の景気対策が完全に破綻したことであります。97年度に実施した特別減税の打ち切りや消費

税の増税は、自治体経済を担う国民の暮らしと営業にさらに大きな打撃を与え、景気を失速させました。政府の大失政こそが地方財政危機をもたらした最大の原因となっていることは明白であります。

重大なのは、長期にわたる景気の深刻な落ち込みが、層が厚いといわれている勤労市民層の暮らしと営業を直撃し、その打撃は回復不能なところまで達しつつあることであります。今、市では、行財政改革の名で安上がり行政が追求され、高齢者福祉まで金銭給付的事業の見直しの名で削減が考えられています。これまで市財政と地域経済の基盤を支えてきた市民の暮らしや営業を破壊する方向でこれらが進められるなら、本末転倒といわなければなりません。日野市の文化や地域経済、社会の持続的発展を目指す観点から、幾つかの問題に絞って意見を述べたいと思います。

まず、子育て支援、保育の問題についてであります。

馬場市長は、日野版エンゼルプランを策定することを重点施策に掲げています。しかし働くことを希望する女性がふえ、乳児保育を中心に保育園に入れない児童が毎年150人前後にも達している現実にどのように対応するのか、また、若い父母の子育ての悩みにどのようにこたえていくのか、具体的方針は示されておりません。しかも学校適正化配置の検討対象に公立幼稚園まで含め、その統廃合の意図を明らかにしている、これは、子育て支援に逆行するものであります。日野市が子育てのしやすいまちだといわれてきたのは、自然の豊かさとともに公立の幼稚園や保育園、学童クラブを中心に子育て支援の仕組みが整えられてきたことにあります。これらが女性の社会参加、職場進出を支え、地域経済の発展を支えてまいりました。馬場市長は公立中心の今のあり方は抜本的に見直す必要があると述べましたけれども、今必要なのは、民間の保育園や幼稚園への支援強化はもちろんのことでありますが、公立の保育園、幼稚園、学童クラブなどをさらに充実させることであります。決算委員会の中でも要求した公立保育園の空き部屋を利用した乳児枠の拡大や、公立保育園でも可能なところから延長保育を実施していることは、直ちに取り組まなければならない最大限の課題であります。

次に、不況から市民の暮らしと営業を守ることについてであります。今日の不況の深刻さは、これまでに経験のないものであります。その矛盾は最終的に高齢者、障害者、零細業者など弱者に集中しています。東京都の調査によれば、都民の国民年金の受給額の平均は月額4万7,427円であります。昨年の医療保険の改悪で、こうした高齢者の医療費負担は一気に2倍から3倍にふえ、高齢者が通院を我慢して病気を悪化させるという事態が広く報告されています。こんな中で、高齢者のさまざまな社会手当を削減する

などということは絶対にあってはなりません。市民が外に出て働き、その収入で暮らしを立て地域の経済にも貢献ができるのは、家族である高齢者や障害者が明るく健康に暮らせる支えがあってこそ成り立つものであります。

次々につぶれていく中小業者に対する緊急支援も切実に求められています。各自治体は信用保証協会の保証が受けられない業者に対する融資限度額の引き上げや低利融資の借りかえなど、さまざまな工夫を凝らし、支援を強めています。こうした緊急対策を行うとともに日野市の立地を生かした産業政策の確立、中小企業振興条例の制定が急がれています。大企業のリストラによってパートを含む雇用の不安が増大し、地域経済にも深刻な影響を与えています。日野市としても大企業が社会的責任を果たすよう申入れを行うことを強く要望するものです。

最後に、自主財源確保の努力について提起したいと思います。

日本共産党市議団は、これまで法人市民税の超過課税、高速道路課税、電柱などの道路占用料の適正化、高利な地方債や借入金の繰り上げ償還や借りかえなどを提案し、当市議団としても関係省庁などとの交渉を繰り返してまいりました。今決算委員会では、これらに加え法人市民税の均等割の均一超過課税についても検討を進めるよう提案をしました。地方税法第312条の法人市民税の均等割税率は資本等と従業員数とを課税標準とする外形標準課税であります。資本金額に対する税率は資本金額が大きくなればなるほど小さくなり、資本金額の小さい中小企業の税率が高くなっています。今日、大企業の法人税や各種の優遇制度によって課税標準である法人所得の縮減が図られ、自主的な税率が中小企業に比べて低くなる問題が指摘されています。こうした問題への地方自治体のアプローチとして、地方税法第312条の２項に定められた超過課税を適用し、一定の資本金以上の大企業に不均一課税を検討すべきではないかということであります。地方自治法の第２条は、住民の安全、健康、福祉を保持することを自治体の仕事の第一に掲げています。今、自治体はその真価が問われています。市民の暮らしを守るために、市民とともに力を合わせること、自治体としてのあらゆる権限を発揮することが求められていることを強調し、97年度一般会計決算に対する日本共産党市議団の意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　手嶋精一郎君。

〔９番議員登壇〕

○９番（手嶋精一郎君）　平成９年度の決算を認定する立場より、民主クラブを代表し意見を申し述べます。

平成９年度当初予算で、前森田市長が提案した予算445億500万円の中で、収入財源の一部として高速道路用地への固定資産税を課税計算したという説明がありましたが、具体的に幾らを計上したかという説明もなく、またこれに対する質問に対しても明確な答弁もなく、収入に関してはあいまいのまま予算が成立いたしました。このような経緯に加えて、もともと課税をすること自体が暴挙であり、全く収入の見込みのないものを計上したことは理解できません。したがって、高速道路用地への課税の件は論外として取り扱いました。馬場市長は市政取り組みの柱の一つに、森田市長のよいところは継承していくことを掲げ、平成９年度の予算を執行し決算いたしました。

経済企画庁の発表によると、４月－６月期のＧＤＰ（国内総生産）では、この伸び率はマイナス0.8%、年間換算で3.3%、３期連続のマイナス成長であると発表がありました。このように日本経済が極めて厳しいという経済企画庁も認めざるを得ない状況の中、地方財政も未曾有に厳しく、日野市の財政も危機的なものと判断しています。このような極めて厳しい日野市の財政の中、将来を冷静に見据え、基金の増額、公債費の繰り上げ償還、低金利への借りかえ等、目立たないところでの懸命な努力をうかがうことができ安心しました。

具体的に決算を項目別に主なものに分けて評価してみますと、総務費及び民生費関係では、古くなった庁舎の改修を計画的に進める第一歩となり、庁舎リニューアル計画の緒につくことになりました。地域コミュニティー育成に関して前森田市長は小学校単位に校区コミュニティー協議会を設置し、１．文化、スポーツ、レクリエーションの実施、２．ごみ減量、資源リサイクルの取り組み、３．自主防災活動、４．地区育成会の取り組み、この四つのことを行うという施策を打ち出しましたが、20校のうち２校――五小、六小です――のみの、しかも自主防災組織だけにとどまりました。これは実施に当たっての努力が足りなかったということではなく、森田市長の提案そのものに無理があったといわざるを得ません。今後は自治会小単位を目途に、自主防災組織等を整備拡充する必要があります。

日野市立福祉支援センターの設立で、福祉保健活動の拠点が確立され日野市の福祉の向上増進に大きく役立つものと思います。精神障害者施設「たんぽぽの家」の建設補助、また第三こばと寮の開設事業の補助により長い間の念願を実現しました。弱い立場の身体障害者、精神障害者、心身障害者への配慮、また老人福祉についても同様に努力されていると思います。

新坂下保育園の１歳児室の増築もよく頑張ったと評価します。

市立病院についても、実施設計業務委託も進み、建て替えに向かって軌道に乗ったと判断されます。

環境や緑の分野は、環境基本計画や緑の基本計画は市民参画のお手本のような形で進められました。その効果が大きく期待されます。緑地の確保も約１万平方メートルと前進いたしました。

まちづくりに関する決算では、区画整理事業の中では豊田南において大きな前進が見られ、またモノレール事業への寄与も優先的に進められ、日野東部が明るくなりました。

下水道事業も大幅な補正で決算されています。

密集住宅市街地整備促進事業の調査委託も決算され、これからの整備が期待されるものとなっております。

ごみ問題の決算では、分別収集とリサイクルの徹底でごみ減量を努力され、具体的にはリサイクルステーション方式による運動の定着とともに、ボックスでのびん回収を開始し成果を上げつつあります。

教育に関しては、老朽化した校舎の改修計画が計画的に進み、耐震診断も追加され決算されている。今後の計画的な施設のリニューアルと充実が図られると期待されます。

教育そのものは、教育委員会を中心に一人ひとりの子どもの健全な成長を願って改善に努力されていると思います。

24年間に及ぶ森田市政の場当たり的、また無計画な行政運営の中での最後の編成となりました平成９年度の予算につきましては、厳格な市政の運営を図るという立場より我が民主クラブとしては消極的賛成とした経緯があります。それを引き継ぎ執行に当たった馬場市政は、わずか３億円しか残されていなかった留保財源等の活用により市民全体を対象とした運用を心がけ非常に適正かつ誠実な決算となっております。今後、この決算に見られるように市民に対しての誠実な姿勢を持続する限り、馬場市政の前途は洋々たるものがあると確信します。

９年度決算を承認する民主クラブの意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　　執印真智子君。

〔14番議員登壇〕

○14番（執印真智子君）　　過日の三日間、激しく平成９年度、1997年決算を審議させていただきました。その上で、清流・ネットとして認定の立場で意見を申し上げ、来年度予算と市の運営に反映していただきたく６点、意見を申し上げます。

まず１点目。高速道路への課税については、課税自主権に基づき賛成の立場でありま

すが、馬場市長も課税の客体と認識をされているようでございますので、残りの任期中に、ぜひ実行に移していただきたいことをまず申し上げます。

２点目。1997年度予算は前市長が編成をし、馬場市長が執行をされた形になっております。そういった意味では、まだ責任の感じ方が薄い年度だったのではないでしょうか。しかし、決意をされて立候補され、市民から選ばれた段階で市長は市長でございます。これまでの諸問題も把握された上で市長になられたと理解をしております。市長になって日が浅いと発言され、そのことを都合よく使い分けていらっしゃる感じを持ちましたので、指摘をしておきます。

３点目は、本当に必要なところに予算が回るよう、これまでの常識にとらわれない予算の見直しと編成をお願いいたします。

例えば庁舎の温度管理です。庁舎温度を28度に設定した八王子は、２カ月で約130万円の税金を節約しています。そのためには職員がノーネクタイ、ノー上着にするという判断も伴うかもしれませんが、形ではなく仕事の内容にこだわれば市民もただ苦情を言うことはないのではないかと思います。節約できたものを子どもたちの教育現場に使っていただきたいと思います。

４点目は、いわゆる統合教育についてです。子どもの権利条約、ユネスコの特別ニーズ教育に関する世界会議のサラマンカ宣言でも、障害を持っているといわれている子どもたちの普通学級への受け入れを進めることがうたわれております。就学児健康診断への子どもたちの手伝いをやめさせることとともに、今回の学校管理運営規則の改正で逆戻りしないよう、教育委員会として配慮していただくことを求めます。

また、就学児健診や就学相談を強制しないことを初めとして、あらゆる場面で障害があるといわれている子どもたちをはじき出すことなく当然のこととして地域の学校で受け入れるための施策を進めていただきたいと思います。

５点目は、育成会の予算についての見直し、組織や約束事の整理をお願いいたします。特に会議費や地域のミニ団体への補助金の出し方、また総会の成立や役員の任期についての考え方の整理、さらに育成会会員への予算、決算の報告など透明性の確保と、まちの中に不公平感を持たせない方法を話し合いの中からつくっていただきたいと思いますし、節約できるものがあるとするなら、子どもたち自身のために使っていただきたいと思います。

６点目は、男女共生の施策についてです。これまでの御努力は感じておりますが、なお清流・ネットが求めているものと市の施策に開きがあることを感じております。それ

は職員の意識によるものと思われます。まずは職員の研修をしっかりと位置づけ、予算にも反映させていただきたいと思います。私は、この問題はリサイクルやダイオキシンの問題と同じく、時が来れば必ずやらなければならない問題だと考えています。ボックス収集の廃止なども含めリサイクルを提案していたころは、当時の市長も職員もまるで煙たそうに受けとめていました。しかし、私どものその提案が決して間違っていなかったということを現市長が一番感じていらっしゃるのではないでしょうか。世界の流れもそちらに向かっておりますし、次は女性の性の商品化を含めた男女平等施策であると改めて申し上げておきます。

女性センター講演会への職員の出席や、青少年という文言、成人式のありようなどを取り上げながら具体的に指摘をさせていただきましたが、研修を始めれば市の施策の全般にジェンダーが巣くっていることを必ず認識されることと思います。

先ほどは男女共同参画都市宣言も可決いたしました。暴力についてもさまざまな議論が交わされ、当初は余計なことを指摘する議員だと思われた方もいらっしゃったでしょうが、十分に審議されたという意味で、宣言の意義は大変大きかったと感じております。来年度は教育委員会も含めて十分に研修をし、施策への反映をお願いしたいと思います。

以上、清流・ネットの意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　宮沢清子君。

〔18番議員登壇〕

○18番（宮沢清子君）　公明を代表いたしまして、平成９年度一般会計決算の意見を地方自治法第233条にのっとって認定の立場から述べさせていただきます。

平成９年度予算は前市長のもとで予算編成がなされ、現市長のもとで執行されました予算であります。平成９年度の一般会計決算額465億4,044万1,978円で、前年度に比べ31億82万6,000円で、0.7％の増となっております。市税収入は298億7,580万1,000円で、前年度に比べて17億5,973万2,000円で、6.3％の増となっております。入湯税の項目が加わっておるところであります。行政水準を維持するために財政調整基金、公共施設建設基金、環境緑化基金等からの取り崩しを行い、所要額を繰り入れ、財源の確保を図っております。ここ数カ年、余りにも安易に連続で基金の取り崩しをして予算編成を行ってきたことは否めません。監査委員の指摘にもありますように市の財政状態は非常に厳しい状況に置かれております。市税の収入の未済額が前年度と比べますと14.8％の16億2,693万9,000円となっております。

支出の方では、人件費を初めとした義務的経費や経常的経費の問題点、特に経常収支

比率は94.9％と高い状況にあり、平成７年度より2.3％も高くなっており、危険ラインとされる80％を超えています。東京都27市の中で平成７年度は第17位、平成８年度は第20位でありましたが、平成９年度は21位となっています。適正とされている75％程度におさまることが妥当といわれておりますが、このことにつきまして、私たち公明は常々、財政計画がないことを指摘してまいりました。今後、行財政改革推進計画を強力に推進されますことを切望いたします。

市債の残高の総額も459億8,600万円にも及び、財政構造の硬直化や今後の財政運営に大変厳しい状況が予測されている状況下であります。平成10年第２回定例議会での一般質問の中でも触れさせていただきましたが、週刊ダイヤモンドで、このまちが倒産する、全国690都市47都道府県の財政破綻度ランキングが挙げられておりましたが、日野市民１人当たりの財政危機に瀕しつつある債務額が87万6,600円で、ワースト９位です。後年度負担率は401.7％で、ワースト２位という状況下にあることを掲載されておりましたが、本当にこのまちが倒産するとの財政破綻度ランキングに掲載されたこの日野市の状況を懸念するところであります。決算委員会の折にも、不交付団体から交付団体に転落していくのも目前に迫っていくのがわかりました。現市長の心痛はいかばかりかと思います。過去の因によって現在の果が見えています。現在の因によって未来の果が発生いたします。悲観的な見通しに振り回されることなく、破局を招かないためにも、今こそ市の職員と議会、そして市民との三位一体の改革が重要と考えます。これからはソフト事業を確立をして、平和、福祉、環境、人権、教育、都市基盤整備等をあわせ優先順位を見きわめつつ市民の英知を結集していかねばなりません。ヒューマニズムの実現こそが大事ではと実感しておるところであります。

重要な事業といたしまして、平成９年度主要な施策の成果、基金の運用状況の中で、公明が予算要望させていただきましたことが成果として事業化していただくことができましたので、ここでは細部にわたって申し述べることは控えます。

高速道路への固定資産税課税について、自治省は課税不適当の見解について、１．制度改正がない現段階では道路公団の高速道路の扱いはこれまでどおり非課税、２．道路審の中間方針は結論ではなく直ちに課税というのは早計、３．永久有料化には法改正が必要で、その段階で課税問題は検討されるべき、などと説明をされておるところです。

地方財政法逐条解説によりますと、予算の編成について第３条第２項においても、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算計上しなければならないとあります。この解説では、

正確にその財源を捕捉することは言うに易く行うに難い。殊に現行の収入体系のもとにおいては、すべての収入を地方公共団体が自主的に決定できるのではなく云々とあります。地方公共団体としては、あらゆる資料に基づいてその適確な把握、とりわけ過大見積もり回避に努めなければならないことは当然とされています。

さらに経済の現実に即応すべきことは、主として税収入に関して言われるところであり、この規定は本法制定当時の極端な経済情勢の変動のもとにおいて特に重点を置かれたものであるが、現在においても何らその意義を失うものではない。地方公共団体の収入が国民経済の動向なり地域の経済の消長と密接な関連を有し、少なからずその影響を受けて変動するものであることにかんがみ、予算の編成に当たっては経済の推移には特に注意をして収入の見積もりを誤らないように心がけねばならないとあります。

以上の視点から申しますと、高速道路への固定資産課税の件については、財源を収入に入れられない状況にもかかわらず予算に組み入れたこと自体、無理難題だったことと思います。執行されなくともいたし方ないと考えます。

日野市土地開発公社が先行取得した用地費は、平成９年度、246億7,260万3,610円であります。当初借入金249億4,095万、償還元金44億36万5,800円で、利子160件分４億5,552万1,075円ですが、１日の利子は何と124万5,000円であります。今、この財政逼迫の状況で貴重な税金が使われておるところです。

区画整理事業についても同時多発の事業化をやりすぎたことが明らかです。この点についても、財源を１カ所に集中して短期間で事業を終了させて次に移していくことなどをし、日野市の区画整理の手法と申しましょうか、考え方をもう一度見直していく必要があろうかと思います。地権者に正確な情報の開示と、意見をよく聞いてあげて行政が話し合いをよくしていただき方向転換することが、リスクを最小限に抑えることになると思いますので、ぜひ早期の見直しを要望いたします。

日野市火葬場についても、用途地域の変更がなされないまま今日に至っております。その他余りにも多くの行政課題が山積いたしておりますことは、周知の事実でございます。20世紀も終わりを迎え、新世紀に近い今日、見本を見失った時代といわれる現代、21世紀への確かな指標を日野市民に示していってください。私たち公明も時代変革の主体者として生活者の視点で努力をしてまいります。市長の英断とリーダーシップのもと、21世紀に責任が持てる行政に変貌していただきたいことをお願いをいたしまして、意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手多数であります。よって議案第56号、平成９年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されました。

これより議案第57号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第58号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第59号、平成９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第60号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第61号、平成９年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第62号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定、議案第63号、平成９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長登壇〕

○特別会計決算特別委員長（菅原直志君）　平成９年度特別会計決算特別委員会に付託されました７議案について、審査報告を申し上げます。

議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には私、菅原直志、副委員長には奥野倫子委員が選任されました。

次に審査方法を協議いたしまして、七つの特別会計決算について審査を行いました。

それでは、各会計審査に出されました質疑、意見を申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

なお、各特別会計決算の決算額などの羅列は、既に議場におきまして配付された資料のとおりですので報告を省略させていただきます。

まず初めに、議案第57号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算は、５名の委員より質疑が行われました。質疑の内容は、収納率が下がっている原因はなぜか、減税に伴う臨時給付金について、前年度と対比してなぜ繰入金が少ないのか、介護保険制度への市の考え方について、最近の加入者の特徴についてであります。

意見は特になく、採決の結果、議案第57号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第58号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算は、１名の委員より質疑が行われました。質疑の内容は、保留地処分の状況と今後の対応について、今後の区画整理事業の方向性についてであります。

意見は特になく、採決の結果、議案第58号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第59号、平成９年度日野市下水道事業特別会計決算は、４名の委員より質疑が行われました。質疑の内容は、一般会計からの繰入金の経緯とその方向性について、豪雨などによる雨水の排水計画と対応について、排水ますの清掃方法について、国庫補助をアップさせるための方策についてであります。

意見は特になく、採決の結果、議案第59号、平成９年度日野市下水道事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第60号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算は１名の委員より質疑が行われました。質疑の内容は、生活保護者で料金の減免が受けられない方々への対応について、毒物に対する方策は万全なのかであります。

意見は特になく、採決の結果、議案第60号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第61号、平成９年度日野市老人保健特別会計決算は、特に質疑、意見はなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第62号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算は２名の委員より質疑が行われました。質疑の内容は、見舞金制度などに見られる福祉金支給の制度見直しは検討されているのか、本人への支払い手続の方法についてであります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第62号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第63号、平成９年度日野市立総合病院事業会計決算は、１名の委員より質疑が行われました。質疑の内容は、昨年９月の医療制度の改正に伴う影響について、新病院建設に向けて市内全域からの交通手段の検討についてであります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第63号、平成９年度日野市立総合病院事業会計決算は全員一致で認定すべきものと決しました。

以上、７議案の特別会計決算の審査報告を申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は認定であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第57号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第58号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第59号、平成９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第60号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第61号、平成９年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第62号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定、議案第63号、平成９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定の件は認定されました。

これより請願第10－25号、乳幼児医療費無料の制度を国に求める意見書提出に関する請願の件を議題といたします。

本件については請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、福祉保健委員長より報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君）　それでは報告いたします。

請願第10－25号、「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出に関する請願の取り下げの件は、全会一致、承認するものといたしました。

以上です。

○議長（馬場繁夫君）　ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第10－25号、「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出に関する請願の件は取り下げることに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時46分　休憩

午後６時19分　再開

○議長（馬場繁夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第10－13号、日野市立第三幼稚園の増員に関する請願、請願第10－16号、旭が丘一丁目の子供広場（緑地）と雑木林のみどり保全を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

生活文教委員長の審査報告を求めます。

〔生活文教委員長登壇〕

○生活文教委員長（小川友一君）　生活文教委員会に付託されました請願第10－13号、請願第10－16号、以上２請願、生活文教委員会慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第10－13号、日野市立第三幼稚園の増員に関する請願、請願第10－16号、旭が丘一丁目の子供広場（緑地）と雑木林のみどり保全を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10－３号、更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10－４号、介護保険制度の準備・施行に関する陳情、請願第10－５号、医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情、請願第10－31号、「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

福祉保健委員長の審査報告を求めます。

〔福祉保健委員長登壇〕

○福祉保健委員長（執印真智子君）　それでは、請願第10－３号、更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求める陳情について、福祉保健委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成10年３月の定例会におきまして本委員会に付託されたものです。請願は駒場忠親様です。

政府は、医療制度の抜本改悪を財政危機乗り切りのためとしているが、人間の命と健康を守ることは政府と自治体にとって聖域である。21世紀の国民医療、財政構造改革法の医療費抑制等を撤廃し、すべての国民が安心して医療を受けられるようにしていただきたいという内容の陳情です。

福祉保健委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、請願第10－４号、介護保険制度の準備・施行に関する陳情について、審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成10年３月の定例会におきまして本委員会に付託されたものであります。請願は、駒場忠親様から提出されました。

介護保険法に対し不安、疑問が多く出されている。介護保険発足までにまだ時間的な余裕があるので、住民合意での準備を行うための準備委員会の設立、全自治体で統一したサービス提供の保証など、自治体の体制整備と国に対して意見書の提出を求める陳情です。

福祉保健委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、請願第10－５号、医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情の件で、その結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成10年３月の定例会におきまして本委員会に付託されたものです。請願は西條淑子様からです。

政府は財政構造改革法により３年間連続して医療制度を改悪するなど社会保障を徹底して抑制しようとしています。医療の連続的な改悪をやめ、国民が安心してかかれる医療が受けられるようにしていただきたいという内容の陳情です。

福祉保健委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しまし

た。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

最後に、請願第10－31号、「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出の請願について、審査経過と結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成10年９月定例会におきまして本委員会に付託されたものです。請願については、新日本婦人の会日野支部代表、内山美知子様から、1998年１月現在、３歳未満児の通院、入院の無料化を実施している都道府県は27、所得制限をしない100％無料化を実施しているのは27都道府県など、少子化対策として乳幼児医療費の無料化は拡充しており、国の制度としても一日も早く実施をしていただきたいという内容のものです。

福祉保健委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は採択であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第10－３号、更なる医療制度改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10－４号、介護保険制度の準備・施行に関する陳情、請願第10－５号、医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める陳情、請願第10－31号、「乳幼児医療費無料の制度を国に求める」意見書提出の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10－21号、豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願の件を議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告を求めます。

〔まちづくり建設委員長登壇〕

○まちづくり建設委員長（奥住日出男君）　請願第10－21号、豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願について、審査報告を申し上げます。

本請願は、豊田南の土地区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要なカルチャーセンターやトレーニングセンターの建設計画を要望する内容で、第２回定例会から継続審

議をしていた案件でございます。

委員からは、請願の趣旨は区画整理事業の推進である、住民がまちづくりのおくれを危惧しており不安のない対応をお願いしたい等々の意見が出されました。

慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第10－21号、豊田南の区画整理事業に伴う新しいまちづくりに必要な施設の建設計画促進を要望する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第10－８号、新ガイドラインに伴う有事法制化に反対する陳情、請願第10－17号、「消費税の減税を求める意見書」の提出を求める陳情、請願第10－29号、アメリカの軍事介入に日本を参戦させる「周辺事態法」などの制定に反対する陳情、請願第10－30号、消費税の減税を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

企画総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本４件については企画総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。企画総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって企画総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－２号、人間らしく生き、人間らしく働くことを根底から破壊する

労働法制全面改悪に反対する意見書の採択を求める陳情、請願第10－10号、猫の不妊手術の補助に関する請願、請願第10－27号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情、請願第10－28号、労働基準法改正案に反対する陳情、請願第10－32号、都市の農業を守るため、政府に相続税の大幅軽減を求める請願、請願第10－33号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

生活文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本６件については生活文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。生活文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって生活文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－15号、「南部診療センター」の建設促進を求める請願の件を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。

福祉保健委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については福祉保健委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。福祉保健委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって福祉保健委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第10－６号、日野市三沢四丁目の緑地上のマンション建築に反対し、同

緑地の保全と高幡山の景観の保持及び災害時避難場所の確保を求めることに関する請願、請願第10－12号、多摩平団地の空き家状態解消を市にお願いする請願、請願第10－24号、下水道料金等への消費税上乗せ徴収に反対する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

まちづくり建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本３件についてはまちづくり建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。まちづくり建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって、まちづくり建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第42、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第43、市立病院等建設特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等建設特別委員長より市立病院等建設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉

会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第44、行財政改革推進特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

行財政改革推進特別委員長より行財政改革推進に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第45、スポーツ・文化・教育特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化・教育特別委員長よりスポーツ・文化・教育に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第46、ごみリサイクル特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみリサイクル特別委員長よりごみリサイクルに関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第18号、犯罪捜査のための電気通信傍受に関する法案に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　議員提出議案第18号でありますが、犯罪捜査のための電気通信傍受に関する法案に反対する意見書であります。

案文についてはお手元に配付させていただいたとおりでございます。全会一致可決できますよう、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第18号、犯罪捜査のための電気通信傍受に関する法案に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第19号、国会解散・総選挙を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中谷好幸君。

○11番（中谷好幸君）　議員提出議案第19号、国会解散・総選挙を求める決議でございます。

案文につきましては、お手元の文書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第19号、国会解散・総選挙を求める決議の件は否決されました。

これより議員提出議案第20号、谷戸沢処分場の汚水漏れの原因究明と安全対策を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。清水登志子君。

○２番（清水登志子君）　議員提出議案第20号、谷戸沢処分場の汚水漏れの原因究明と安全対策を求める意見書です。

提案理由はお手元に配付いたしました案文のとおりです。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。土方尚功君。

○28番（土方尚功君）　谷戸沢処分場の汚水漏れの原因究明と安全対策を求める意見書に反対する立場で、公明、市民クラブ、民主クラブを代表いたしまして、意見を申し上げます。

今回、提案された意見書の案文の中には、汚水漏れの原因を徹底究明しとか、地域住民や専門家の参加を求めることも必要といった文言がありますが、これは、これまで谷戸沢処分場の使用停止と二ツ塚処分場の建設に反対している運動体の主張をそのまま引用したものであり、非常に偏っていると言わざるを得ません。地域住民や専門家の参加については、平成８年３月の厚生大臣の要請にこたえ専門家はもちろんのこと調査委員会には、地元に住む方々も参加していただいています。谷戸沢処分場の水質は昨年の保全検討委員会報告のとおり浸出水原水は、水質汚濁防止法で定める有害物質について、その濃度は排出基準以下あるいは環境基準以下であり、管理型処分場の一般的な水質であると判断されます。

さらに、浸出水原水及び地下水管などの水については、すべて水処理施設において地下水排除基準に適合するよう処理した後で、日の出町の公共下水道に放流しており、河川には一切放流していないのが現状です。地下水の動向についても、モニタリングの井戸や下流部に99本設置した観測孔によって水質、水位などを継続的に調査し、データの蓄積を行い、公害防止協定に基づく水質調査とあわせ万全を期しています。

この意見書案では、谷戸沢処分場が都の水源地に所在しているとしていますが、都水道局が水源地として認識しているのは小河内ダムより上流の地域とのことです。平井川は羽村の取水堰より下流で多摩川に合流しており、都営水道には平井川の水は入っていません。また、砧浄水場の水は伏流水であり谷戸沢処分場の所在地が都民の水源地であると主張するのは事実誤認であることは明白であります。

ことし６月、小金井市議会からの意見書に関し、さまざまないきさつがあった後、最終的には小金井市議会議長名で全面撤回とも言える前回の意見書はほごになったと考えて差し支えない旨の謝罪文が処分組合あて提出されたことにより一応の決着がついたことは、皆さんも十分承知のことと思います。もし日野市議会がこのような意見書を採択したならば、小金井市議会の轍を踏むことは明らかであります。三多摩地域広域処分組合は、26市１町が廃棄物の最終処分を行うためにそれぞれの議会で議決して組織した特別地方公共団体であり、各組織団体議会と処分組合の関係は広い意味で組織内部の関係にあります。

この意見書が提出をされたならば、さきの小金井市議会同様、場合によっては処分組

合全体が処分場の地元から拒否されかねない事態が想定されます。この意見書によって日野市が共同事業者として提携してやっていけるのか、組合内部から厳しく問われることは明白であります。

最後に三多摩地域の清掃業務の死活問題に対する認識を取り違えないようにしていくべきであることを強く申し上げ、本意見書に反対する意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第20号、谷戸沢処分場の汚水漏れの原因究明と安全対策を求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第21号、金融機関の不良債権処理と破綻処理に公的資金投入はしないことを求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○21番（竹ノ上武俊君）　金融機関の不良債権処理と破綻処理に公的資金投入はしないことを求める意見書でございます。

机の上に案文をお届けしてございますので、世論にこたえた審議をしていただくことをお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（馬場繁夫君）　質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場繁夫君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第21号、金融機関の不良債権処理と破綻処理に公的資金投入はしないことを求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第22号、一般国道20号のバイパス整備の促進に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。沢田研二君。

○16番（沢田研二君）　提出者不在のため、かわりまして私、沢田研二が提出をさせていただきます。

議員提出議案第22号、一般国道20号のバイパス整備の促進に関する意見書でございます。案文につきましては、皆様のお手元に配付のとおりでございます。よろしく御審議

のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○22番（板垣正男君）　本議案の意見書案の中にございます建設省の新道路整備５カ年計画ということと、事項の第３番目、この中に、道路特定財源を堅持し、さらに一般財源を大幅に投入する等事業費の拡大確保を図ると記されておりますが、この部分に関しまして一言意見を申し上げておきたいと思います。

この計画に関する法律は、ことしの通常国会で賛成多数で成立したものであります。ことしから第12次の道路整備５カ年計画を策定するというものに基づいて計画されております。揮発油税などの道路特定財源制度の適用期限を５年間延長をいたしまして、高速道路最優先、ゼネコン浪費事業中心で、浪費の見直しどころか前期の計画実績の1.09倍となる新しい計画を作成したものであります。

問題は、財政構造のゆがみとして指摘されております道路特定財源制度も延長してこの計画の財源に充てるということになっておりますことは、これは重大な問題だと指摘せざるを得ません。本意見書には賛成はいたしますけれど、こうした問題点を含んでいるということを指摘して意見としておきたいと思います。

○議長（馬場繁夫君）　黒川重憲君。

○27番（黒川重憲君）　私たちは心から賛成の意味で、民主クラブ、市民クラブ、公明を代表いたしまして、議員提出議案第22号、賛成の意見を申し上げます。

申すまでもなく道路は市民が毎日の生活に欠くことのできない生活基盤であり、東西南北を自由に安全に通行できなければなりません。日野市には、昔からある国道20号、すなわち甲州街道が市民の基幹道路でありますが、これとて片側１車線ずつの大変狭い、交通渋滞が激しい道路であります。市内の国道、都道は、近隣市に比べ幅員は狭く車道と歩道の区分がなく、安全に通行できる箇所が極端に少なくなっているのが現状であります。このような道路状況の中にあって、この意見書の一般国道20号日野バイパス及びそれから分岐する八王子南バイパスは、国道20号の交通混雑の緩和と、日野市における活力ある地域づくり、都市づくりを進める上で骨格的最重要路線であり、その整備促進は急務であると考えます。

また、一般国道20号日野バイパスが通る現在施行中の各土地区画整理事業等においても、その早期整備が事業の促進と地域の発展に寄与することは明白であります。さらに、

災害に強いまちづくりを進める上からも、緊急車両の通行のために当該道路の整備は必要不可欠であります。

よって、本意見書について賛成の立場の意見といたします。

○議長（馬場繁夫君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第22号、一般国道20号のバイパス整備の促進に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第23号、更なる医療制度改悪に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　議員提出議案第23号、更なる医療制度改悪に反対する意見書でございます。案文はお手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第23号、更なる医療制度改悪に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第24号、介護保険制度の準備・施行に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　議員提出議案第24号、介護保険制度の準備・施行に関する意見書でございます。案文につきましては、お手元に配付したとおりです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第24号、介護保険制度の準備・施行に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第25号、医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　議員提出議案第25号、医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める意見書でございます。案文につきましては、お手元に配付したとおりです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第25号、医療制度の連続改悪をやめ、安心してかかれる医療の充実を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第26号、乳幼児医療費無料の制度を国に求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　議員提出議案第26号、乳幼児医療費無料の制度を国に求める意見書でございます。提案理由は、お手元に配付した案文のとおりです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（馬場繁夫君）　質疑討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場繁夫君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第26号、乳幼児医療費無料の制度を国に求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第10－34号、公的年金制度の改善に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第10－34号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において福祉保健委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第10－34号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（馬場繁夫君）**　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成10年第３回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後６時56分　閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　馬　場　繁　夫

署名議員　秋　山　　薫

署名議員　佐　藤　洋　二